島根原子力発電所2号炉 審査資料			
資料番号	EP-066 改 50(比)		
提出年月日	令和3年1月7日		

島根原子力発電所2号炉

津波による損傷の防止 比較表

令和3年1月 中国電力株式会社

実線・・設備運用又は体制等の相違(設計方針の相違)

波線・・記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

まとめ資料比較表 〔第5条 津波による損傷の防止〕

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
第5条:津波による損傷の防止	東海第二発電所 津波による損傷の防止	第5条:津波による損傷の防止	第5条:津波による損傷の防止	
〈目 次〉	目 次	〈目 次〉	〈目 次〉	
	第1部			
1. 基本方針	1. 基本方針	1. 基本方針	1. 基本方針	
1.1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	1. 1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	
1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	
(1) 位置,構造及び設備	(1) 位置,構造及び設備	(1) 位置,構造及び設備	(1) 位置,構造及び設備	
(2) 安全設計方針	(2) 安全設計方針	(2) 安全設計方針	(2) 安全設計方針	
(3) 適合性説明	(3) 適合性説明	(3) 適合性説明	(3) 適合性説明	
1.3 気象等	1.3 気象等	1. 3 気象等	1.3 気象等	
1.4 設備等(手順等含む)	1.4 設備等	1.4 設備等 (手順等含む)	1.4 設備等 (手順等含む)	
	1.5 手順等			
2. 津波による損傷の防止	第2部	2. 津波による損傷の防止	2. 津波による損傷の防止	
(別添資料1)	I. はじめに	(別添資料1)		
柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 耐津波設	Ⅱ. 耐津波設計方針	女川原子力発電所2号炉 耐津波設計方針につ	島根原子力発電所2号炉 耐津波設計方針につ	
計方針について	1. 基本事項	いて	<u>vic</u>	
3. 運用, 手順説明	1.1 設計基準対象施設の津波防護対象の選定	3. 運用,手順説明	3. 運用,手順説明	
(別添資料2)	1.2 敷地及び敷地周辺における地形及び施設	(別添資料2)	(別添資料2)	
津波による損傷の防止	の配置等	津波による損傷の防止	津波による損傷の防止	
4. 現場確認を要するプロセス	1.3 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域	4. 現場確認を要するプロセス	4. 現場確認を要するプロセス	
(別添資料3)	1.4 入力津波の設定	(別添資料3)	_(別添資料3)	
耐津波設計において現場確認を要するプロセス	1.5 水位変動・地殻変動の評価	耐津波設計において現場確認を要するプロセス	島根原子力発電所2号炉 耐津波設計における	
	1.6 設計又は評価に用いる入力津波		現場確認を要するプロセスについて	
	2. 設計基準対象施設の津波防護方針			
	2.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針			
	2.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)			
	2.2.1 遡上波の地上部からの到達,流入の防止			
	2.2.2 取水路, 放水路等の経路からの津波の流			
	入防止			
	2.3 漏水による重要な安全機能への影響防止			
	(外郭防護2)			
	2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内			
	郭防護)			
	2.4.1 浸水防護重点化範囲の設定			
	2.4.2 浸水防護重点化範囲における浸水対策			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	2.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な			
	安全機能への影響防止			
	2.5.1 非常用海水冷却系の取水性			
	2.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷			
	却系の機能保持確認			
	2.6 津波監視設備			
	3. 施設・設備の設計方針			
	3.1 津波防護施設の設計			
	3.2 浸水防止設備の設計			
	3.3 津波監視設備			
	3.4 施設・設備の設計・評価に係る検討事項			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
〈 概 要 〉	<概 要>	〈概要〉	<概 要>	
1. において、設計基準対象施設の設置許可基準	第1. 部において、設計基準対象施設の設置許	1. において、設計基準対象施設の設置許可基	1において、設計基準対象施設の「設置許可基	
規則及び技術基準規則の追加要求事項を明確化	可基準規則,…技術基準規則の追加要求事項を明	準規則及び技術基準規則の追加要求事項を明確	準規則」及び「技術基準規則」の追加要求事項	
するとともに、それら要求に対する柏崎刈羽原	確化するとともに、それら要求に対する東海第	化するとともに、それら要求に対する <u>女川原子</u>	を明確化するとともに, それら要求に対する島	
子力発電所6号及び7号炉における適合性を示	二発電所における適合性を示す。	力発電所2号炉における適合性を示す。	根原子力発電所2号炉における適合性を示す。	
す。				
2. において、設計基準対象施設について、追加	第2部において、設計基準対象施設につい	2. において、設計基準対象施設について、追	2において、設計基準対象施設について、追加	
要求事項に適合するために必要となる機能を達	て, 追加要求事項に適合するために必要となる	加要求事項に適合するために必要となる機能を	要求事項に適合するために必要となる機能を達	
成するための設備又は運用等について説明す	機能を達成するための設備、運用等について説	達成するための設備又は運用等について説明す	成するための設備又は運用等について説明す	
る。	明する。	る。	る。	
3.において、追加要求事項に適合するための運		3. において,追加要求事項に適合するための	3. において、追加要求事項に適合するための運	
用、手順等を抽出し、必要となる対策等を整理		運用,手順等を抽出し,必要となる対策等を整	用,手順等を抽出し,必要となる対策等を整理	
する。		理する。	<u> </u>	
4. において、設計に当たって実施する各評価に		4. において、設計に当たって実施する各評価	4. において、設計にあたって実施する各評価に	
必要な入力条件等の設定を行うため、設備等の		に必要な入力条件等の設定を行うため、設備等	必要な入力条件等の設定を行うため、設備等の	
設置状況を現場にて確認した内容について整理		の設置状況を現場にて確認した内容について整	設置状況を現場にて確認した内容について整理	
する。		理する。	<u>する</u> 。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	第1部			
1. 基本方針	1. 基本方針	1. 基本方針	1. 基本方針	
1.1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	
津波による損傷の防止について、設置許可基	津波による損傷の防止について、設置許可基	津波による損傷の防止について,設置許可基	津波による損傷の防止について,「設置許可	
準規則*1 第五条及び技術基準規則*2 第六条に	準規則第5条及び技術基準規則第6条におい	準規則第5条及び技術基準規則第6条におい	基準規則※1第五条」及び「技術基準規則※2第	
おいて,追加要求事項を明確化する(表1)。	て,追加要求事項を明確化する(表1)。	て,追加要求事項を明確化する(表1)。	六条」において,追加要求事項を明確化する (表1)。	
※1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位			※1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位	
置、構造及び設備の基準に関する規則			置,構造及び設備の基準に関する規則	
※2 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術			※2 実用発電用原子炉及びその附属施設の技	
基準に関する規則			<u>術基準に関する規則</u>	
表1 設置許可基準規則第五条及び技術基準規則 第六条 要求事項	表 1 設置許可基準規則第 <u>5</u> 条及び技術基準規 則第 <u>6</u> 条 要求事項	表1 設置許可基準規則第 <u>5</u> 条及び技術基準規則 第 <u>6</u> 条 要求事項	表 1 「設置許可基準規則第五条」及び「技術 基準規則第六条」 要求事項	
設置許可基準規則 第五条 (津波による損傷の防止) 設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準 対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波 (以下「基準達波」という。)に対して安全機能が 同じ。)によりその安全性が損なわれるおそれ 損なわれるおそれがないものでなければならな 就ないよう, 防護措置その他の適切な措置を 計。		設置許可基準規則 第5条(達成による損傷の防止) 第6条(達成による損傷の防止) 設計基準対象施設(兼用キャスク及びその周辺施 設を除く。)は、その併用中に当該設計基準対象施 設を除く。)は、その併用中に当該設計基準対象施 設という。)に対して安全機能が損なが、 「基件達波」という。)に対して安全機能が損なか。 いるおそれがないものでなければならない。 あるおそれがないものでなければならない。 ない。	設置許可基準規則技術基準規則構考防止)防止)防止)設計基準対象施設(兼用キャスク及びその周辺施設を マスク及びその周辺施設を マスク及びその周辺施設を マスク及びその周辺施設を さ除く。)は、その供用中 除く。)が基準建成(設置に大きな影響を及ぼすお に規定する基準建成をいて安全機能が損なわれる。)によりそ 1と対かなる津波(以下「基 う。以下同じ。)によりそ 2をれがないものでなけ の他の適切な措置を講じな ればならない。かがないよのでなけ の他の適切な措置を講じな 1ければならない。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	
(1) 位置,構造及び設備	(1) 位置,構造及び設備	(1)位置,構造及び設備	(1)位置,構造及び設備	
ロ 発電用原子炉施設の一般構造	ロ 発電用原子炉施設の一般構造	ロ 発電用原子炉施設の一般構造	ロ 発電用原子炉施設の一般構造	
(2) 耐津波構造	(2) 耐津波構造	(2) 耐津波構造	(2) 耐津波構造	
	本発電用原子炉施設は、その供用中に当該施	本発電用原子炉施設は、その供用中に当該施	本発電用原子炉施設は、その供用中に当該施	
	設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以	設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以	設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以	
	下「基準津波」という。) 及び確率論的リスク	下「基準津波」という。) に対して, 次の方針	下「基準津波」という。) に対して, 次の方針	・評価内容の相違
	評価において全炉心損傷頻度に対して津波のリ	に基づき耐津波設計を行い, 「設置許可基準規	に基づき耐津波設計を行い,「設置許可基準規	【東海第二】
	スクが有意となる津波(以下「敷地に遡上する	則」に適合する構造とする。	則」に適合する構造とする。	東海第二は確率論的リス
	津波」という。) に対して、次の方針に基づき			ク評価において津波のリス
	耐津波設計を行い、「設置許可基準規則」に適			クが有意であったことか
	合する構造とする。			ら,敷地に遡上する津波に
(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計	(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計	(i) 設計基準対象施設の耐津波設計	(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計	対する防護を実施。島根2
設計基準対象施設は,基準津波に対して,以	設計基準対象施設は,基準津波に対して,以	設計基準対象施設は,基準津波に対して,以	設計基準対象施設は、基準津波に対して、以	号炉は確率論的リスク評価
下の方針に基づき耐津波設計を行い、その安全	下の方針に基づき耐津波設計を行い、その安全	下の方針に基づき耐津波設計を行い、その安全	下の方針に基づき耐津波設計を行い,その安全	における津波のリスクは有
機能が損なわれるおそれがない設計とする。基	機能が損なわれるおそれがない設計とする。基	機能が損なわれるおそれがない設計とする。基	機能が損なわれるおそれがない設計とする。基	意でない
準津波の策定位置を第18 図に, 時刻歴波形を	準津波の策定位置を第5-7図に、基準津波の時	準津波の策定位置を第6図に、基準津波の時刻	準津波の策定位置を第8図に, 基準津波の時刻	
第19 図に示す。	刻歴波形を第 <u>5-8</u> 図に示す。	歴波形を第7.図に示す。	歴波形を第9図に示す。	
また、設計基準対象施設のうち、津波から防	また,設計基準対象施設のうち,津波から防	また、設計基準対象施設のうち、津波から防	また、設計基準対象施設のうち、津波から防	
護する設備を「設計基準対象施設の津波防護対	護する設備を「設計基準対象施設の津波防護対	護する設備を「設計基準対象施設の津波防護対	護する設備を「設計基準対象施設の津波防護対	
象設備」とする。	象設備」とする。	象設備」とする。	象設備」とする。	
a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	 a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	
常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建物及び区	(設置許可基準規則 別記
画の設置された敷地において, 基準津波による	画の設置された敷地において、基準津波による	画の設置された敷地において、基準津波による	画の設置された敷地において、基準津波による	3の「Sクラスに属する設
遡上波を地上部から到達又は流入させない設計	遡上波を地上部から到達又は流入させない設計	遡上波を地上部から到達又は流入させない設計	遡上波を地上部から到達又は流入させない設計	備を内包する建屋及び区
とする。また、取水路、放水路等の経路から流	とする。また、取水路、放水路等の経路から流	とする。また、取水路、放水路等の経路から流	とする。また、取水路、放水路等の経路から流	画」を「設計基準対象施設
入させない設計とする。具体的な設計内容を以	入させない設計とする。具体的な設計内容を以	入させない設計とする。具体的な設計内容を以	入させない設計とする。具体的な設計内容を以	の津波防護対象施設(非常
下に示す。	下に示す。	下に示す。	下に示す。	用取水設備を除く。)を内
				包する建物及び区画」とす
(a) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	(a) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	(a) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	(a)設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	る。)
常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建物及び区	
画は、基準津波による遡上波が到達しない十分	画は、基準津波による遡上波が到達する可能性	画は、基準津波による遡上波が到達する可能性	画は、基準津波による遡上波が到達する可能性	
高い場所に設置する。	があるため、津波防護施設及び浸水防止設備を	があるため、津波防護施設を設置し、津波の流	があるため、津波防護施設を設置し、津波の流	
	設置し、津波の流入を防止する設計とする。	入を防止する設計とする。	入を防止する設計とする。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(b)上記(a)の遡上波については、敷地及び敷地	(b)上記(a)の遡上波については、敷地及び敷地	(b)上記(a)の遡上波については、敷地及び敷地	(b)上記(a)の遡上波については、敷地及び敷地	
周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備	周辺の地形及びその標高,河川等の存在,設備	周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備	周辺の地形及びその標高,河川等の存在,設備	
等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・	等の配置状況並びに地震による広域的な隆起・	等の配置状況並びに地震による広域的な隆起・	等の配置状況並びに地震による広域的な隆起・	
沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地	沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地	沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地	沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地	
への遡上の可能性を検討する。また、地震によ	への遡上の可能性を検討する。また, 地震によ	への遡上の可能性を検討する。また、地震によ	への遡上の可能性を検討する。また、地震によ	
る変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆	る変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆	る変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆	る変状又は繰り返し襲来する津波による洗掘・	
積により地形又は河川流路の変化等が考えられ	積により地形又は河川流路の変化等が考えられ	積により地形又は河川流路の変化等が考えられ	堆積により地形又は河川流路の変化等が考えら	
る場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検	る場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検	る場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検	れる場合は,敷地への遡上経路に及ぼす影響を	
討する。	討する。	討する。	検討する。	
(c) 取水路,放水路等の経路から,津波が流入	(c)取水路,放水路等の経路から,津波が流入	(c) 取水路, 放水路等の経路から, 津波が流入	(c)取水路,放水路等の経路から,津波が流入	
する可能性について検討した上で、流入の可能	する可能性について検討した上で,流入の可能	する可能性について検討した上で,流入の可能	する可能性について検討したうえで,流入の可	
性のある経路(扉、開口部、貫通口等)を特定	性のある経路(扉、開口部、貫通口等)を特定	性のある経路(扉、開口部、貫通口等)を特定	能性のある経路(扉、開口部、貫通口等)を特	
し、必要に応じ浸水対策を施すことにより、津	し、必要に応じ津波防護施設及び浸水防止設備	し、必要に応じ津波防護施設及び浸水防止設備	定し,必要に応じ <u>津波防護施設及び浸水防止設</u>	
波の流入を防止する設計とする。	の浸水対策を施すことにより, 津波の流入を防	の浸水対策を施すことにより、津波の流入を防	<i>備の</i> 浸水対策を施すことにより、津波の流入を	
	止する設計とする。	止する設計とする。	防止する設計とする。	
b. 取水・放水施設, 地下部等において, 漏水	b. 取水・放水施設, 地下部等において, 漏水		b. 取水・放水施設,地下部等において,漏水	
する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を	する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を			
限定して、重要な安全機能への影響を防止する				
設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。	設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。	設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。	る設計とする。具体的な設計内容を以下に示した。	
			す。	
(a) 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮し	(a) 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮し	 (a) 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮し	 (a) 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮し	
 て、取水・放水施設、地下部等における漏水の	て、取水・放水施設、地下部等における漏水の	て,取水・放水施設,地下部等における漏水の	て、取水・放水施設、地下部等における漏水の	
可能性を検討した上で、漏水が継続することに	可能性を検討した上で、漏水が継続することに	可能性を検討した上で、漏水が継続することに	可能性を検討したうえで、漏水が継続すること	
よる浸水範囲を想定(以下「浸水想定範囲」と	よる浸水範囲を想定(以下「浸水想定範囲」と	よる浸水範囲を想定(以下「浸水想定範囲」と	による浸水範囲を想定(以下「浸水想定範囲」	
いう。) するとともに、同範囲の境界において	いう。) するとともに、同範囲の境界において	いう。) するとともに, 同範囲の境界において	という。)するとともに、同範囲の境界におい	
浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉、開口	浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉,開口	浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉,開口	て浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉,開	
部、貫通口等)を特定し、浸水防止設備を設置	部,貫通口等)を特定し,浸水防止設備を設置	部,貫通口等)を特定し,浸水防止設備を設置	口部,貫通口等)を特定し,浸水防止設備を設	
することにより浸水範囲を限定する設計とす	することにより浸水範囲を限定する設計とす	することにより浸水範囲を限定する設計とす	置することにより浸水範囲を限定する設計とす	
る。	る。	る。	る。	
(b) 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象	(b) 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象	(b) 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象	(b) 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象	
施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	
く。)がある場合は、防水区画化するととも	く。) がある場合は、防水区画化するととも	く。) がある場合は、防水区画化するととも	く。)がある場合は、防水区画化するととも	
に、必要に応じて浸水量評価を実施し、安全機	に,必要に応じて浸水量評価を実施し,安全機	に,必要に応じて浸水量評価を実施し,安全機	に,必要に応じて浸水量評価を実施し,安全機	
能への影響がないことを確認する。	能への影響がないことを確認する。	能への影響がないことを確認する。	能への影響がないことを確認する。	

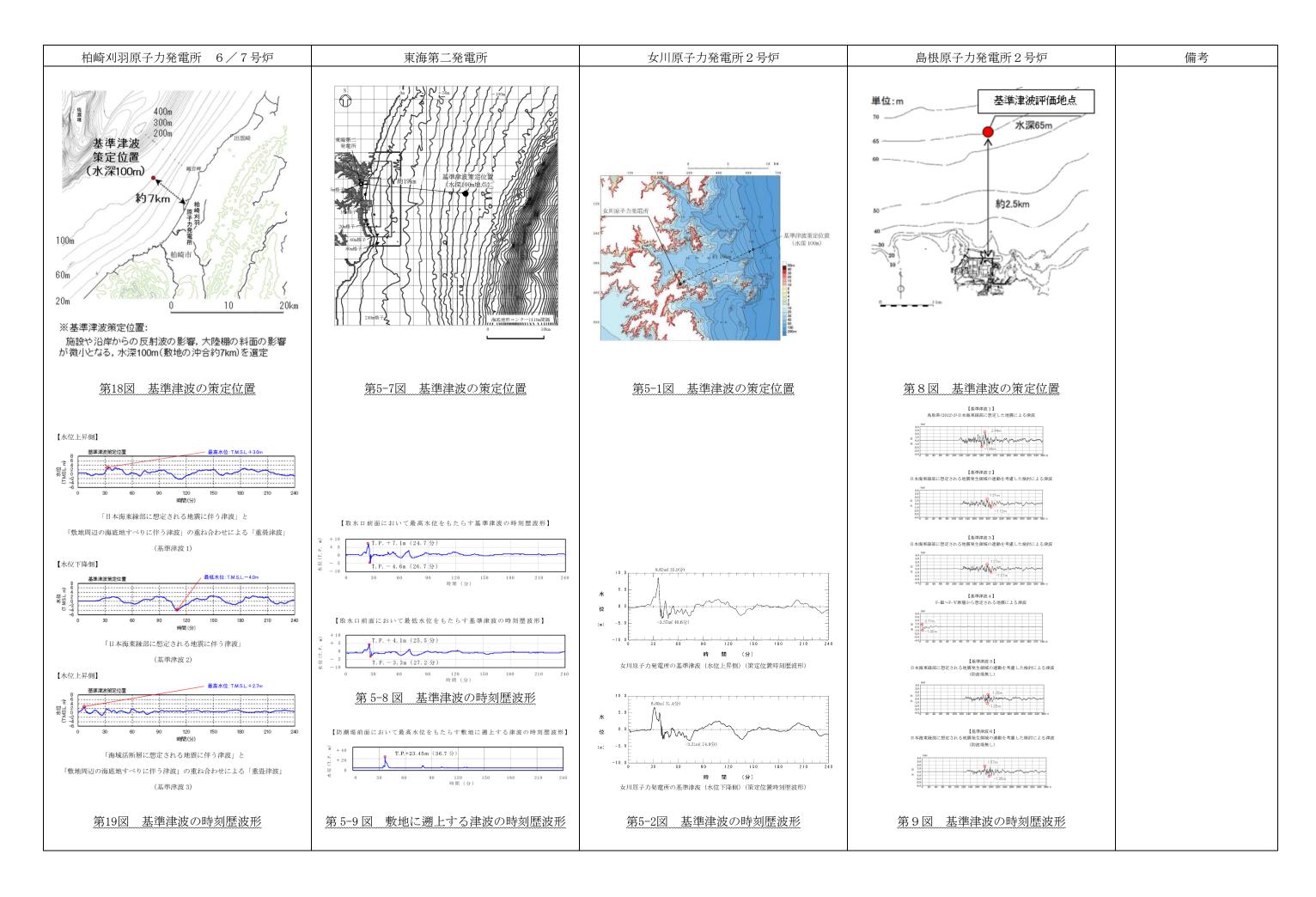
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(c)浸水想定範囲における長期間の冠水が想定	(c) 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定	(c) 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定	(c) 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定	
される場合は、必要に応じ排水設備を設置す	される場合は、必要に応じ排水設備を設置す	される場合は,必要に応じ排水設備を設置す	される場合は,必要に応じ排水設備を設置す	
వ .	る。	る。	る。	
c. 上記 a. 及び b. に規定するもののほか,	c. 上記 a. 及び b. に規定するもののほか,	c. 上記 a. 及び b. に規定するもののほか,	c. 上記 a .及び b .に規定するもののほか,	
設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用	
取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画に	取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画に	取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画に	取水設備を除く。)を内包する建物及び区画に	
ついては、浸水防護をすることにより津波によ	ついては、浸水防護をすることにより津波によ	ついては、浸水防護をすることにより津波によ	ついては、浸水防護をすることにより津波によ	
る影響等から隔離する。そのため、浸水防護重	る影響等から隔離する。そのため、浸水防護重	る影響等から隔離する。そのため、浸水防護重	る影響等から隔離する。そのため、浸水防護重	
点化範囲を明確化するとともに、津波による溢	点化範囲を明確化するとともに、津波による溢	点化範囲を明確化するとともに、津波による溢	点化範囲を明確化するとともに、津波による溢	
水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想	水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想	水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想	水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想	
定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可	定した上で,浸水防護重点化範囲への浸水の可	定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可	定したうえで、浸水防護重点化範囲への浸水の	
能性のある経路及び浸水口 (扉, 開口部, 貫通	能性のある経路及び浸水口(扉、開口部、貫通	能性のある経路及び浸水口(扉,開口部,貫通	可能性のある経路及び浸水口(扉,開口部,貫	
口等)を特定し、それらに対して必要に応じ浸	口等)を特定し、それらに対して必要に応じ浸	口等)を特定し、それらに対して必要に応じ浸	通口等)を特定し、それらに対して必要に応じ	
水対策を施す設計とする。	水対策を施す設計とする。	水対策を施す設計とする。	浸水対策を施す設計とする。	
d. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	d. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	d. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	d. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	
全機能への影響を防止する。そのため、非常用	全機能への影響を防止する。そのため、残留熱	全機能への影響を防止する。そのため、原子炉	全機能への影響を防止する。そのため、原子炉	・設備の相違
海水冷却系については、基準津波による水位の	除去系海水系ポンプ、非常用ディーゼル発電機	補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機	補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水	【柏崎6/7,東海第二】
低下に対して、津波防護施設を設置することに	用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼ	<u>冷却</u> 海水ポンプ(以下(2)において「非常用海	ポンプ (以下(2)において「非常用海水ポン	
より, 海水ポンプが機能保持でき, かつ, 冷却	ル発電機用海水ポンプ (以下(2)において「非	水ポンプ」という。) については, 基準津波に	プ」という。) については、基準津波による水	
に必要な海水が確保できる設計とする。また,	常用海水ポンプ」という。)については、基準	よる水位の低下に対して、非常用海水ポンプの	位の低下に対して、非常用海水ポンプが機能保	・津波防護対策の相違
基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積	津波による水位の低下に対して、非常用海水ポ	取水可能水位を下回る可能性があるため, 津波	持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる	【東海第二,女川2】
及び漂流物に対して6号及び7号炉の取水口及	ンプの取水可能水位を下回る可能性があるた	防護施設(貯留堰)を設置することにより,非	設計とする。また,基準津波による水位変動に	島根2号炉は,津波襲来
び取水路の通水性が確保でき、かつ、6号及び	め、津波防護施設(貯留堰)を設置することに	常用海水ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に	伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水	前に循環水ポンプを停止
7 号炉の取水口からの砂の混入に対して海水ポ	より、非常用海水ポンプが機能保持でき、か	必要な海水が確保できる設計とする。また、基	口、取水路及び取水槽の通水性が確保でき、か	し、海水を確保することか
ンプが機能保持できる設計とする。	つ、冷却に必要な海水が確保できる設計とす	準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及	つ、取水口からの砂の混入に対して非常用海水	ら、貯留堰の設置を要しな
	る。また、基準津波による水位変動に伴う砂の	び漂流物に対して取水口、取水路及び海水ポン	ポンプが機能保持できる設計とする。	V
	移動・堆積及び漂流物に対して取水口、取水路	プ室の通水性が確保でき、かつ、取水口からの		
	及び取水ピットの通水性が確保でき、かつ、取	砂の混入に対して非常用海水ポンプが機能保持		
	水口からの砂の混入に対して非常用海水ポンプ	できる設計とする。		
	が機能保持できる設計とする。			
	なお, 漂流物については, <u>隣接事業所との合</u>		なお,漂流物については,定期的な調査によ	・ 資料構成の相違
	意文書に基づき、隣接事業所における人工構造		り人工構造物の設置状況の変化を把握する。	【柏崎6/7,女川2】
	物の設置状況の変化を把握する。			島根2号炉は、定期的な
				漂流物調査について記載
				・運用の相違
				【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
e. 津波防護施設及び浸水防止設備について	e. 津波防護施設及び浸水防止設備について	e. 津波防護施設及び浸水防止設備について	e. 津波防護施設及び浸水防止設備について	島根2号炉の周辺には事
は、入力津波(施設の津波に対する設計を行う	は、入力津波(施設の津波に対する設計を行う	は、入力津波(施設の津波に対する設計を行う	は、入力津波(施設の津波に対する設計を行う	業所はない
ために、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮し	ために、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮し	ために,津波の伝播特性,浸水経路等を考慮し	ために、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮し	
て、それぞれの施設に対して設定するものをい	て、それぞれの施設に対して設定するものをい	て、それぞれの施設に対して設定するものをい	て、それぞれの施設に対して設定するものをい	
う。以下同じ。)に対して津波防護機能及び浸	う。以下同じ。) に対して津波防護機能及び浸	う。以下同じ。) に対して津波防護機能及び浸	う。以下同じ。) に対して津波防護機能及び浸	
水防止機能が保持できる設計とする。また、津	水防止機能が保持できる設計とする。また、津	水防止機能が保持できる設計とする。また、津	水防止機能が保持できる設計とする。また、津	
波監視設備については、入力津波に対して津波	波監視設備については、入力津波に対して津波	波監視設備については、入力津波に対して津波	波監視設備については、入力津波に対して津波	
監視機能が保持できる設計とする。	監視機能が保持できる設計とする。	監視機能が保持できる設計とする。	監視機能が保持できる設計とする。	
f. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	f. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	f. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	f. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	
設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆	設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆	設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆	設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆	
起・沈降、地震(本震及び余震)による影響、	起・沈降、地震(本震及び余震)による影響、	起・沈降,地震(本震及び余震)による影響,	起・沈降、地震(本震及び余震)による影響、	
津波の繰返しの襲来による影響、津波による二	津波の繰返しの襲来による影響、津波による二	津波の繰返しの襲来による影響、津波による二	津波の繰り返しの襲来による影響、津波による	
次的な影響(洗掘、砂移動、漂流物等)及びそ	次的な影響(洗掘、砂移動、漂流物等)及びそ	次的な影響(洗掘、砂移動、漂流物等)及びそ	二次的な影響(洗掘、砂移動、漂流物等)及び	
の他自然現象(積雪,風等)を考慮する。	の他自然現象(風、積雪等)を考慮する。	の他自然現象(風、積雪等)を考慮する。	その他自然現象(風、積雪等)を考慮する。	
g. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	g. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	g. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	g. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	
設備の設計並びに非常用海水冷却系の取水性の	設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の	設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の	設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の	
評価に当たっては、入力津波による水位変動に	評価に当たっては、入力津波による水位変動に	評価に当たっては、入力津波による水位変動に	評価に当たっては、入力津波による水位変動に	
対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を	対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を	対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を	対して朔望平均潮位及び潮位のばらつきを考慮	
実施する。なお、その他の要因による潮位変動	実施する。なお、その他の要因による潮位変動	実施する。なお、その他の要因による潮位変動	して安全側の評価を実施する。なお、その他の	
についても適切に評価し考慮する。また, 地震	についても適切に評価し考慮する。また、地震	についても適切に評価し考慮する。また、地震	要因による潮位変動についても適切に評価し考	
により陸域の隆起又は沈降が想定される場合,	により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、	により陸域の隆起又は沈降が想定される場合,	慮する。また、地震により陸域の隆起又は沈降	
想定される地震の震源モデルから算定される敷	想定される地震の震源モデルから算定される敷	想定される地震の震源モデルから算定される敷	が想定される場合、想定される地震の震源モデ	
地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施	地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施	地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施	ルから算定される敷地の地殻変動量を考慮して	
する。	する。	する。	安全側の評価を実施する。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	
ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び	ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び	ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び	ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び	
設備	設備	設備	設備	
(3) その他の主要な事項	(3) その他の主要な事項	(3) その他の主要な事項	(3) その他の主要な構造	
(ii)浸水防護設備	(ii)浸水防護設備	(ii) 浸水防護設備	(ii)浸水防護設備	
a. 津波に対する防護設備	a. 津波に対する防護設備	a. 津波に対する防護設備	a. 津波に対する防護設備	
設計基準対象施設は、基準津波に対して、そ	設計基準対象施設は、基準津波に対して、そ	設計基準対象施設は、基準津波に対して、そ	設計基準対象施設は、基準津波に対して、そ	
の安全機能が損なわれるおそれがないものでな	の安全機能が損なわれるおそれがないものでな	の安全機能が損なわれるおそれがないものでな	の安全機能が損なわれるおそれがないものでな	
ければならないこと,また,重大事故等対処施	ければならないこと, また, 重大事故等対処施	ければならないこと, また, 重大事故等対処施	ければならないこと, また, 重大事故等対処施	
設は、基準津波に対して、重大事故等に対処す	設は,基準津波 <u>及び敷地に遡上する津波</u> に対し	設は、基準津波に対して、重大事故等に対処す	設は、基準津波に対して、重大事故等に対処す	・評価内容の相違
るために必要な機能が損なわれるおそれがない	て、重大事故等に対処するために必要な機能が	るために必要な機能が損なわれるおそれがない	るために必要な機能が損なわれるおそれがない	【東海第二】
ものでなければならないことから, <u>海水貯留</u>	損なわれるおそれがないものでなければならな	ものでなければならないことから, <u>防潮堤,防</u>	ものでなければならないことから, <u>防波壁,防</u>	東海第二は、確率論的リ
堰, 取水槽閉止板, 水密扉, 止水ハッチ, ダク	いことから、防潮堤、防潮扉、放水路ゲート、	潮壁, 取放水路流路縮小工, 貯留堰, 逆流防止	波扉, 流路縮小工, 屋外排水路逆止弁, 防水	スク評価において津波のリ
ト閉止板,床ドレンライン浸水防止治具及び貫	逆流防止設備,浸水防止蓋,水密ハッチ,水密	設備, 水密扉, 浸水防止蓋, 浸水防止壁, 逆止	壁、水密扉、隔離弁、床ドレン逆止弁、貫通部	スクが有意となる結果であ
<u>通部止水処置等により、</u> 津波から防護する設計	<u>扉、逆止弁等により、</u> 津波から防護する設計と	弁付ファンネル, 貫通部止水処置により, 津波	<u>止水処置等により、</u> 津波から防護する設計とす	ったことから、敷地に遡上
とする。	する。	から防護する設計とする。	る。	する津波に対する防護を実
	防潮堤のうち鋼製防護壁には, 鋼製防護壁と			施。島根2号炉は確率論的
	取水構造物との境界部に止水機構を設置し、止			リスク評価における津波の
	水性能を保持する設計とする。放水路ゲート			リスクは有意ではない
	は、扉体、戸当り、駆動装置等で構成され、敷			・津波防護対策の相違
	地への遡上のおそれのある津波襲来前に遠隔閉			【柏崎6/7,東海第二,女
	止を確実に実施するため、重要安全施設 (MS			川 2]
	<u>-1)として設計する。</u>			
海水貯留堰(「非常用取水設備」を兼ねる。)	防潮堤(鋼製防護壁,止水機構付)	防潮堤(鋼管式鉛直壁)	防波壁 (多重鋼管杭式擁壁)	(貫通部止水処置等の等に
個 数 1	個 数 1	<u>個数 1</u>	<u>個数 1</u>	ついては、基準地震動Ss
取水槽閉止板	防潮堤 (鉄筋コンクリート防潮壁)	防潮堤(盛土堤防)	防波壁(逆T擁壁)	による地震力に対してバウ
個 数 5	個 数 1	<u>個数 1</u>	<u>個数 1</u>	ンダリ機能を保持する機器
水密扉	防潮堤 (鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁)	<u>防潮壁</u>	防波壁(波返重力擁壁)	及び配管(例:タービン補
個 数 17	個 数 1	<u>個数 5</u>	<u>個数 1</u>	機海水ポンプ、配管等)が
<u>止水ハッチ</u>	防潮扉	取放水路流路縮小工	防波扉	含まれる。これらの、機器
個 数 1	個 数 2	個数 3	<u>個数 4</u>	及び配管については, 主た
ダクト閉止板	放水路ゲート	<u>貯留堰(「ヌ(3)(v)非常用取水設備」と兼</u>	<u>流路縮小工</u>	る要求機能が浸水防護とし
個 数 2	個 数 3	用)	個数 2	ての機能ではなく、海水を
床ドレンライン浸水防止治具	構内排水路逆流防止設備	個数 6	屋外排水路逆止弁	送水する等の機能であるこ
個 数 一式	個 数 9	屋外排水路逆流防止設備	個数 14	とから等として記載し
貫通部止水処置	原子炉建屋外壁	<u>個数 4</u>	防水壁	た。)
個 数 一式	個 数 一式	補機冷却海水系放水路逆流防止設備	個数 2	
	貯留堰(「ヌ(3)(v) 非常用取水設備」と兼	<u>個数 2</u>	水密扉	
	用)	水密扉(「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する防	個数 一式	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	個 数 1	護設備」との兼	隔離弁	
	取水路点検用開口部浸水防止蓋	用を含む。)	個数 6	
	個 数 10	個数 13	床ドレン逆止弁	
	海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁	浸水防止蓋(「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対す	個数 一式	
	個 数 2	る防護設備」と	貫通部止水処置	
	取水ピット空気抜き配管逆止弁	の兼用を含む。)	個数 一式	
	個 数 3	個数 10		
	放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋	浸水防止壁		
	個 数 3	<u>個数 1</u>		
	SA用海水ピット開口部浸水防止蓋	逆止弁付ファンネル		
	個 数 6	個数 20		
	緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防蓋	貫通部止水処置(「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に		
	個 数 1	対する防護設備」		
	緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁	との兼用を含む。)		
	個 数 1	個数 一式		
	緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁			
	<u>個数</u>			
	海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋(「ヌ			
	(3)(ii)b. 内部溢水に対する防護設備」と兼			
	<u>用)</u>			
	<u>個</u> 数3			
	緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋			
	_(「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する防護設			
	備」と兼用)			
	<u>個</u> 数 <u>1</u>			
	緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋			
	(「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する防護設			
	備」と兼用)			
	<u>個数</u> 1			
	格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッ			
	チ (「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する防護設			
	備」と兼用)			
	<u>個数2</u>			
	常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ			
	(「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する防護設			
	備」と兼用)			
	<u>個数</u> 1			
	常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	ハッチ (「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する防			
	護設備」と兼用)			
	個 数 2			
	常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋			
	側水密扉 (「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する			
	防護設備」と兼用)			
	<u>個数</u> 1			
	原子炉建屋原子炉棟水密扉			
	<u>個数</u> 1			
	原子炉建屋付属棟東側水密扉			
	<u>個 数 1</u>			
	原子炉建屋付属棟西側水密扉			
	<u>個 数 1</u>			
	原子炉建屋付属棟南側水密扉			
	<u>個数</u> 1			
	原子炉建屋付属棟北側水密扉1			
	<u>個数</u> 1			
	原子炉建屋付属棟北側水密扉 2			
	個 数 1			
	防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置			
	(防潮堤及び防潮扉の地下部の貫通部の止水処			
	<u>置を示す。)</u>			
	個数一式			
	海水ポンプ室貫通部止水処置 (「ヌ(3)(ii)			
	<u>b. 内部溢水に対する防護設備」と兼用)</u>			
	個数一式			
	原子炉建屋境界貫通部止水処置 (「ヌ(3)(ii)			
	b. 内部溢水に対する防護設備」と兼用) 個 数			
	常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)			
	黄通部止水処置 (「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に			
	対する防護設備」と兼用)			
	個数一式			
	1F-1 25A			



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
(2) 安全設計方針	(2) 安全設計方針	(2) 安全設計方針	(2) 安全設計方針	
1.5 耐津波設計	1.4 耐津波設計	1.5 耐津波設計	1.5耐津波設計	
1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計	1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計	1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計	1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計	
1.5.1.1 設計基準対象施設の耐津波設計の基本	1.4.1.1 耐津波設計の基本方針	1.5.1.1 設計基準対象施設の耐津波設計の基本	1.5.1.1 設計基準対象施設の耐津波設計の基本	
方針		方針	方針	
設計基準対象施設は、基準津波に対してその	設計基準対象施設は、その供用中に当該設計	設計基準対象施設は、その供用中に当該設計	設計基準対象施設は、その供用中に当該設計	
安全機能が損なわれるおそれがない設計とす	基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあ	基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあ	基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあ	
る。	る津波(以下「基準津波」という。) に対して	る津波(以下「基準津波」という。) に対して	<u>る津波(以下「</u> 基準津波 <u>」という。)</u> に対して	
	その安全機能が損なわれるおそれがない設計と	その安全機能が損なわれるおそれがない設計と	その安全機能が損なわれるおそれがない設計と	
	する。	する。	する。	
		なお,耐津波設計においては,平成23 年3		
		月11 日に発生した東北地方太平洋沖地震によ		
		る地殻変動に伴い,牡鹿半島全体で約1m の地		
		盤沈下が発生していることを考慮した設計と		
		し,以下1.5.1,10.6.1.1及び10.8.1では,		
		地盤沈下量を考慮した敷地高さや施設高さ等を		
		記載する。		
(1) 津波防護対象の選定	(1) 津波防護対象の選定	(1) 津波防護対象の選定	(1) 津波防護対象の選定	
設置許可基準規則第五条(津波による損傷の	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位	「設置許可基準規則」第五条(津波による損	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位	
防止)の「設計基準対象施設は、基準津波に対	置、構造及び設備の基準に関する規則(以下	傷の防止)の「設計基準対象施設は、基準津波	置,構造及び設備の基準に関する規則(以下	
して安全機能が損なわれるおそれがないもので	「設置許可基準規則」という。)第5条(津波	に対して安全機能が損なわれるおそれがないも	「設置許可基準規則」という。)第五条(津波	
なければならない」との要求は、設計基準対象	による損傷の防止)」の「設計基準対象施設	のでなければならない」との要求は,設計基準	による損傷の防止)」の「設計基準対象施設	
施設のうち、安全機能を有する設備を津波から	は、基準津波に対して安全機能が損なわれるお	対象施設のうち,安全機能を有する設備を津波	は、基準津波に対して安全機能が損なわれるお	
防護することを要求していることから, 津波か	それがないものでなければならない」との要求	から防護することを要求していることから,津	それがないものでなければならない」との要求	
らの防護を検討する対象となる設備は、設計基	は、設計基準対象施設のうち、安全機能を有す	波から防護を検討する対象となる設備は、設計	は、設計基準対象施設のうち、安全機能を有す	
準対象施設のうち安全機能を有する設備(クラ	る設備を津波から防護することを要求している	基準対象施設のうち安全機能を有する設備(ク	る設備を津波から防護することを要求している	
ス1, クラス2 及びクラス3 設備) である。	ことから、津波から防護を検討する対象となる	ラス1,クラス2及びクラス3設備)である。	ことから、津波から防護を検討する対象となる	
	設備は、設計基準対象施設のうち安全機能を有		設備は、設計基準対象施設のうち安全機能を有	
	する設備(クラス1,クラス2及びクラス3設		する設備(クラス1,クラス2及びクラス3設	
	備)である。		備)である。	
また,設置許可基準規則の解釈別記3 では,	また、設置許可基準規則の解釈別記3では、	また、「実用発電用原子炉及びその附属施設	また,「設置許可基準規則」の解釈別記3で	
津波から防護する設備として、耐震S クラスに	津波から防護する設備として、耐震Sクラスに	の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解	は、津波から防護する設備として、耐震Sクラ	
属する設備(津波防護施設、浸水防止設備及び	属する設備(津波防護施設、浸水防止設備及び	釈」(以下「設置許可基準規則の解釈」とい	スに属する設備(津波防護施設,浸水防止設備	
津波監視設備を除く。)が要求されている。	津波監視設備を除く。)が要求されている。	う。)別記3では、津波から防護する設備とし	及び津波監視設備を除く。)が要求されてい	
		て、耐震Sクラスに属する設備(津波防護施	る。 る。	
		設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)		

	T	T	T	<u> </u>
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
		が要求されている。		
以上から、津波から防護を検討する対象とな	以上から、津波から防護を検討する対象とな	以上から、津波から防護を検討する対象とな	以上から、津波から防護を検討する対象とな	
る設備は、クラス1、クラス2 及びクラス3 設	る設備は、クラス1、クラス2及びクラス3設	る設備は、クラス1、クラス2及びクラス3設	る設備は、クラス1、クラス2及びクラス3設	
備並びに耐震S クラスに属する設備(津波防護	備並びに耐震Sクラスに属する設備(津波防護	備並びに耐震Sクラスに属する設備(津波防護	備並びに耐震Sクラスに属する設備(津波防護	
施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除	施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除	施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除	施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除	
く。)とする。このうち、クラス3 設備につい	く。)とする。このうち、クラス3設備につい	く。)とする。このうち、クラス3設備につい	く。)とする。このうち、クラス3設備につい	
ては,安全評価上その機能を期待する設備は,	ては,安全評価上その機能を期待する設備は,	ては,安全評価上その機能を期待する設備は,	ては、安全評価上その機能を期待する設備は、	
津波に対してその機能を維持できる設計とし、	津波に対してその機能を維持できる設計とし、	津波に対してその機能を維持できる設計とし,	津波に対してその機能を維持できる設計とし,	
その他の設備は損傷した場合を考慮して、代替	その他の設備は損傷した場合を考慮して、代替	その他の設備は損傷した場合を考慮して、代替	その他の設備は損傷した場合を考慮して、代替	
設備により必要な機能を確保する等の対応を行	設備により必要な機能を確保する等の対応を行	設備により必要な機能を確保する等の対応を行	設備により必要な機能を確保する等の対応を行	
う設計とする。	う設計とする。	う設計とする。	う設計とする。	
これより、津波から防護する設備は、クラス	これより、津波から防護する設備は、クラス	これより、津波から防護する設備は、クラス	これより、津波から防護する設備は、クラス	
1 及びクラス2 設備並びに耐震S クラスに属す	1及びクラス2設備並びに耐震Sクラスに属す	1及びクラス2設備並びに耐震Sクラスに属す	1及びクラス2設備並びに耐震Sクラスに属す	
る設備(津波防護施設,浸水防止設備及び津波	る設備(津波防護施設,浸水防止設備及び津波	る設備(津波防護施設,浸水防止設備及び津波	る設備(津波防護施設,浸水防止設備及び津波	
 監視設備を除く。)(以下1.では「設計基準	監視設備を除く。)(以下1.4において「設計	監視設備を除く。)(以下1.5 において「設計	 監視設備を除く。) (以下1.5において「設計	
対象施設の津波防護対象設備」という。)とす	基準対象施設の津波防護対象設備」という。)	基準対象施設の津波防護対象設備」という。)	基準対象施設の津波防護対象設備」という。)	
る。	とする。	とする。	とする。	
なお,津波防護施設,浸水防止設備及び津波	なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波	なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波	なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波	
 監視設備は,設置許可基準規則の解釈別記3 で	監視設備は、設置許可基準規則の解釈別記3で	 監視設備は, 「設置許可基準規則の解釈」別記	 監視設備は,「設置許可基準規則」の解釈別記	
入力津波に対して機能を十分に保持できること	入力津波に対して機能を十分に保持できること	3で入力津波に対して機能を十分に保持できる	3で入力津波に対して機能を十分に保持できる	
が要求されており、同要求を満足できる設計と	が要求されており、同要求を満足できる設計と	ことが要求されており、同要求を満足できる設	ことが要求されており、同要求を満足できる設	
する。	する。	計とする。	計とする。	
, 50				
(2) 敷地及び敷地周辺における地形, 施設の配	(2)敷地及び敷地周辺における地形,施設の配	 (2) 敷地及び敷地周辺における地形,施設の配	 (2) 敷地及び敷地周辺における地形,施設の配	
置等	置等	置等	置等	
津波に対する防護の検討に当たって基本事項	津波に対する防護の検討に当たって基本事項	津波に対する防護の検討に当たって基本事項	津波に対する防護の検討に当たって基本事項	
となる発電所の敷地及び敷地周辺における地	となる発電所の敷地及び敷地周辺における地	となる発電所の敷地及び敷地周辺における地	となる発電所の敷地及び敷地周辺における地	
形、施設の配置等を把握する。	形、施設の配置等を把握する。	形、施設の配置等を把握する。	形、施設の配置等を把握する。	
が、地政の配直寺を記接する。	が、 地政の配直寺を記控する。	が、地球の配直寺を北接する。	が、地成の配直寺で1012年9 る。	
a. 敷地及び敷地周辺における地形, 標高並び	a. 敷地及び敷地周辺における地形, 標高並び	a. 敷地及び敷地周辺における地形,標高並び	a. 敷地及び敷地周辺における地形,標高並び	
a.				
	に河川の存在の把握 東海第二発雲配の敷地は 東側は大平洋に西	に河川の存在の把握 カ川原子力及電配の敷地は、牡鹿半島のほぼ	に河川の存在の把握	 ・立地の相違
柏崎刈羽原子力発電所の敷地は、新潟県の柏崎市及び刈りなる	東海第二発電所の敷地は、東側は太平洋に面	女川原子力発電所の敷地は、 <u>牡鹿半島のほぼ</u>	島根原子力発電所の敷地は、島根半島の中央	_ ,
崎市及び刈羽村の海岸沿いに位置する。	し、茨城県の海岸に沿って、弧状の砂丘海岸を	中央東部に位置し、仙台市の東北東約57 kmの 地点で、宮地県地南郡大川町及び石巻寺にまた	部、日本海に面した松江市鹿島町に位置してい	【柏崎6/7,東海第二,女
	形成する鹿島灘の北端となる水戸市の東北約15	地点で、宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市にまたが。エいる	<u> Zem</u>	川2】
	kmの東海村に位置し、久慈川を挟んで、日立山地な望くでいる。敷地の西側になる東海社の内	<u>がっている。</u>		
	塊を望んでいる。敷地の西側となる東海村の内			
	陸部は、関東平野の大きな地形区分の特徴である。			
	る洪積低台地の北東端に位置している。			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
[Hiraly 3333/11 7 7 7 1 1 3 7/	/八万/八一/1 - 四/八	20100 1 70 2 AD 1 1 7 7	即[27](17](27](27)	viii 3
敷地の地形は日本海に面したなだらかな丘陵		敷地の地形は,三方を山に囲まれ北東側は女	 敷地の地形は、輪谷湾を中心とした半円状で	
地であり、その形状は、汀線を長軸とし、背面		川湾に面しており、海岸線に直径を持つほぼ半	あり,	
境界の稜線が北東ー南西の直線状を呈した、海		円状の形状となっている。		
岸線と平行したほぼ半楕円形であり、北・東・				
南の三方を標高20~60m 前後の丘陵に囲まれる				
敷地周辺の地形は、敷地の北側及び東側は寺	敷地周辺の地形は、北側及び南側は海岸沿い	敷地周辺の地形は,北上山地南端部,石巻平	敷地周辺の地形は,東西及び南側の三方向を	
泊・西山丘陵及び中央丘陵からなり、南側は柏	<u>にT.P. +10m程度の平地があり、敷地の西側は</u>	野及び丘陵地の3つに大きく区分され、敷地は	標高150m程度の高さの山に囲まれ,北側は日本	
崎平野からなる。	T.P. +20m程度の平坦な台地となっている。	北上山地南端部に位置している。北上山地南端	海に面している。	
		部では,標高500~300m の山頂が,北北西から		
		南南東へ、次第に高度を減じながら連なって牡		
		鹿半島に至っている。石巻平野は,北上川,迫		
		川,江合川及び鳴瀬川によって開析された沖積		
		低地であり、丘陵地は石巻平野西側の旭山付近		
		から南北にのびる標高50~100m の丘陵と, そ		
		の北部の箟岳山 (標高:236m) を中心とする丘		
		陵が分布している。		
発電所周辺の河川としては、別山川が敷地背	また、発電所周辺の河川としては、敷地から	敷地周辺の河川としては、敷地から北方約17	敷地周辺の河川としては、敷地から南方約2	
面の柏崎平野を流れ、敷地南方約5km で鯖石川	北方約2kmのところに久慈川、南方約3kmのとこ	km に一級河川の北上川があり, 追波湾に流入	kmに人工河川の佐陀川があり、宍道湖から日本	
が別山川と合流して日本海に注いでいる。	ろに新川がある。	している。また、牡鹿半島には二級河川(後	海に注いでいる。	
		川,淀川及び湊川)及び準用河川(千鳥川,津		
		持川,北ノ川及び中田川)があり,二級河川の		
		後川は鮫ノ浦湾に、それ以外の河川は石巻湾側		
		に流入している。		
発電所の敷地は、北側の敷地(以下1. では	<u>敷地は、主にT.P.+3m、T.P.+8m、T.P.+11</u>	<u>敷地は, 主に, 0.P.+2.5m, 0.P.+13.8m 及</u>	<u>敷地は,主にEL.+8.5m,EL.+15.0m及</u>	
「大湊側敷地」という。)と南側の敷地(以下	m, T.P. +23m及びT.P. +25mの高さに分かれて	<u>び0.P.+59m 以上の高さに分かれている</u> 。	<u>びEL.+44.0mの高さに分かれている。</u>	
1. では「荒浜側敷地」という。また、後述の	いる。			
荒浜側防潮堤内であることを識別する場合は				
「荒浜側防潮堤内敷地」という。)に大きく分				
かれており、大湊側敷地の主要面高さはT.M.S.				
L. +12m, 荒浜側敷地の主要面高さはT. M. S. L. +5				
m である。また,他にT.M.S.L.+3m の北側の護				
岸部(以下1.では「大湊側護岸部」とい				
う。),南側の護岸部(以下1. では「荒浜側 護岸郊」といる。) 牙びて M S L 112m とい意				
護岸部」という。)及びT.M.S.L.+12m より高 所の敷地がある。なお,6号及び7号炉は5号				
<u>炉とともに大湊側敷地に位置している。</u>				

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
b. 敷地における施設の位置,形状等の把握	b. 敷地における施設の位置, 形状等の把握	b. 敷地における施設の位置, 形状等の把握	b. 敷地における施設の位置,形状等の把握	
設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	
用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画	用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画	用取水設備を除く。)を内包する建屋・区画と	用取水設備を除く。)を内包する建物及び区画	
として, <u>T.M.S.L.+12m</u> の <u>大湊側</u> 敷地に原子炉	として, <u>T.P.+8m</u> の敷地に原子炉建 <u>屋</u> , タービ	して,原子炉建屋,タービン建屋及び制御建屋	として, <u>E L. +15.0m</u> の敷地に原子炉建 <u>物</u> , 廃	・設備の配置状況の相違
建屋、タービン建屋、コントロール建屋(6号	ン建 <u>屋及び使用済燃料乾式貯蔵建屋, T.P.+8m</u>	<u>は0.P.+13.8m</u> の敷地に設置する。	乗物処理建物及び制御室建物を設置し、 <u>EL.</u>	【柏崎6/7,東海第二,女
及び7 号炉共用)及び廃棄物処理建屋(6 号及	の敷地の地下部に常設代替高圧電源装置用カル		<u>+8.5m</u> の敷地にタービン建物を設置する。	ЛП 2]
び7 号炉共用)を設置する。	バート(トンネル部、立坑部及びカルバート部			
	<u>を含む。以下1.4.1において同じ。), T.P.+1</u>			
	1mの敷地に常設代替高圧電源装置置場(軽油貯			
	蔵タンク,非常用ディーゼル発電機燃料移送ポ			
	ンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃			
	料移送ポンプ及び東側DB立坑を含む。以下1.			
	4.1において同じ。) を設置する。			
屋外設備としては、燃料設備の一部(軽油タ	設計基準対象施設の津波防護対象設備のうち	<u>また,</u> 屋外 <u>には,0.P.+13.8mの敷地に排気</u>	屋外 <u>設備としては,EL.+15.0mの敷地にB-</u>	・設備の配置状況の相違
<u>ンク及び燃料移送ポンプ)を同じT.M.S.L.+12m</u>	屋外設備としては、 $\underline{T}.P.+3m$ の敷地に海水ポン	筒,海水ポンプ室補機ポンプエリア,軽油タン	非常用ディーゼル燃料設備を設置し, EL.+	【柏崎6/7,東海第二,女
<u>の大湊側敷地に</u> 設置する。	プ室, T.P.+8mの敷地に排気筒を設置する。ま	クエリア (軽油タンク,燃料移送ポンプ)及び	8.5mの敷地にA,H-非常用ディーゼル燃料設備及	Л 2]
	<u>た, T.P.+3mの海水ポンプ室からT.P.+8mの原</u>	復水貯蔵タンクを設置する。また、海水ポンプ	び排気筒を, EL.+8.5mの敷地地下の取水槽	
	子炉建屋にかけて非常用海水系配管を設置す	室補機ポンプエリア,軽油タンクエリア及び復	床面EL. +1.1mに原子炉補機海水ポンプ及び	
	る。	水貯蔵タンクから原子炉建屋に接続する配管を	高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ(以下「非常	
		敷設する地下構造物(以下1.5 において「トレ	用海水ポンプ」という。)を設置する。	
		ンチ」という。) や排気筒連絡ダクトは0.P.+		
		13.8m の敷地の地下部に設置する。		
また、非常用取水設備として、海水貯留堰	非常用取水設備として、取水路、取水ピット	非常用取水設備として, <u>O.P.+2.5m の敷地</u>	また,非常用取水設備として, EL.+8.5m	・津波防護対策の相違
(津波防護施設を兼ねる。),スクリーン室,	及び海水ポンプ室から構成される取水構造物並	の地下部に取水口及び貯留堰 (津波防護施設	の敷地地下に取水口,取水管及び取水槽を設置	【柏崎6/7,東海第二,女
取水路, 補機冷却用海水取水路(以下1. では	びに貯留堰(津波防護施設を兼ねる。)を設置	<u>を兼ねる。), 0.P.+2.5m の敷地から0.P.+1</u>	する。	川 2 】
「補機取水路」という。)及び補機冷却用海水	する。	3.8m の敷地にかけての地下部に取水路, 0.P.		島根2号炉は、津波襲来
取水槽 (以下1. では「補機取水槽」とい		+13.8m の敷地に海水ポンプ室を設置する。		前に循環水ポンプを停止
<u>う。)</u> を設置する。				し、海水を確保することか
なお、非常用海水冷却系の海水ポンプである				ら、貯留堰の設置を要しな
原子炉補機冷却海水ポンプはタービン建屋内の				\\\
補機取水槽の上部床面に設置する。	NE NEW CONTROL OF THE	Market Man ()		
	津波防護施設として、敷地を取り囲む形で天	津波防護施設として, 女川湾に面した0.P.+	津波防護施設として、日本海及び輪谷湾に面	・津波防護対策の相違
	端高さT. P. +20m及びT. P. +18mの防潮堤及び防	13.8m の敷地面に防潮堤を設置する。	した敷地面に天端高さEL. +15.0mの防波壁を	【柏崎6/7, 東海第二, 女
	潮扉, T. P. +3.5mの敷地(放水路上版高さ)に	防潮堤は, 天端高さ0.P. +29.0m の鋼管式鉛	設置する。また、防波壁通路に天端高さEL.+	
	設置する放水路ゲート並びにT.P. +3m, T.P. +	直壁と盛土堤防で構成される構造であり、盛土	15.0mの防波扉を設置し、1号炉取水槽の取水	敷地形状等による津波防
	4.5m, T.P. +6.5m及びT.P. +8mの敷地に設置す	提防はセメント改良土による盛土構造とする。 ※ 1、まなナス 野 大阪 ・ サイバ かき の 野 は エ	管端部(取水管中心: EL4.9m) に流路縮	護対策の相違
	る構内排水路に対して逆流防止設備を設置す	海と連接する取水路、放水路からの敷地面へ	小工を設置する。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	<u>る。</u>	の流入を防止するため、2号炉海水ポンプ室ス		
	また、残留熱除去系海水系ポンプ、非常用デ	クリーンエリア、3号炉海水ポンプ室スクリー		
	ィーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプ	ンエリア, 2号炉放水立坑及び3号炉放水立坑		
	レイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ(以下1.	周りの敷地面 (0.P.+13.8m) 並びに3号炉海		
	4において「非常用海水ポンプ」という。)の	水熱交換器建屋取水立坑の天端(0. P. +14. 0		
	取水性を確保するため、取水口前面の海中に貯	m) に防潮壁を設置し、0.P.+13.8m の敷地の		
	<u>留堰</u> を設置する。	地下部の1号炉取水路及び1号炉放水路には取		
		放水路流路縮小工を設置する。取放水路流路縮		
		小工は、1号炉取水路及び1号炉放水路内にコ		
		ンクリートを設置して流路を縮小するものであ		
		る。また、引き波時において、原子炉補機冷却		
		海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水		
		ポンプ(以下1.5 において「非常用海水ポン		
		プ」という。) による補機冷却に必要な海水を		
		確保するため、取水口底盤に貯留堰を設置す		
		3.		
浸水防止設備として、補機取水槽の上部床面	浸水防止設備として, <u>T.P.+0.8mの海水ポン</u>	浸水防止設備として、防潮堤を横断する屋外	浸水防止設備として, 屋外排水路 (EL.+	・津波防護対策の相違
に取水槽閉止板を設置する。また、タービン建	プ室に設置する海水ポンプ室ケーブル点検口	排水路 (0. P. +2. 5m~0. P. +13. 8m) の海側法	2.3m~EL.+7.3m) に屋外排水路逆止弁, 取	【柏崎6/7, 東海第二, 女
屋内の区画境界部及び他の建屋との境界部に	T.P. +3mの敷地に設置する取水路の点検用開口	尻部 (0. P. +2. 5m) 及び防潮壁を横断する2号	水槽 (EL. +1.1m~EL. +8.8m) に防水壁,	JII 2]
は、水密扉、止水ハッチ、ダクト閉止板(6号	部, T.P. +3.5mの敷地(放水路上版高さ)に設	<u> 炉補機冷却海水系放水路 (0. P. +13. 8m) に逆</u>	水密扉及び床ドレン逆止弁を設置する。また、	敷地形状等による津波防
炉)、浸水防止ダクト(7号炉)及び床ドレン	置する放水路ゲートの点検用開口部, T.P. +8m	流防止設備, 0. P. +2. 0m の 3 号炉海水熱交換	タービン建物(復水器を設置するエリア)とタ	護対策の相違
<u>ライン浸水防止治具の設置並びに</u> 貫通部止水処	の敷地に設置するSA用海水ピット上部の開口	器建屋補機ポンプエリアに水密扉, 3号炉海水	ービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエ	
置を実施する。	部及びT. P. +0.8mの緊急用海水ポンプ室に設置	熱交換器建屋補機ポンプエリア床開口部等に浸せばれば、プロリススで	リア)の境界に防水壁、水密扉及び床ドレン逆	
	する緊急用海水ポンプピットの点検用開口部に せいて温水は小葉を記墨する。また。 エロー	水防止蓋、海水ポンプ室補機ポンプエリア及び	<u> 止弁を設置する。地震時に損傷した場合に津波</u> が済みたる可能性がたる紹昭に対して、原飲力	
	対して浸水防止蓋を設置する。また、T.P.+0.	3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリアの床	が流入する可能性がある経路に対して、隔離弁	
	8mの海水ポンプ室に設置する海水ポンプグランドドレン排出口,循環水ポンプ室の取水ピット	開口部に逆止弁付ファンネル,海水ポンプ室補機ポンプエリア周り0.P.+14.0mに浸水防止壁	<u>を設置するとともに、バウンダリ機能を保持するポンプ及び配管を設置する。取水槽、屋外配</u>	
	空気抜き配管に対して逆止弁並びに緊急用海水	を設置する。また、防潮壁の外側と内側のバイ	<u>るホック及び配置を設置する。 収水情, 産外配</u> 管ダクト (タービン建物〜放水槽) 及びタービ	
	ポンプピットの緊急用海水ポンプグランドドレ	パス経路となる2号炉海水ポンプ室スクリーン		
	ン排出口及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出	エリア等の防潮壁下部貫通部に対して止水処置		
	口に対して逆止弁を設置する。常設代替高圧電	を実施する。		
	源装置用カルバートの立坑部の開口部に対して			
	水密扉を設置する。さらに、防潮堤及び防潮扉			
	の地下部の貫通部(以下1.4において「防潮堤			
	及び防潮扉下部貫通部」という。)、海水ポン			
	プ室の貫通部、タービン建屋及び非常用海水系			
	配管カルバートと隣接する原子炉建屋境界地下			
	階の貫通部並びに常設代替高圧電源装置用カル			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	
[Hen]/30/1/M 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /	バートの立坑部の貫通部に対して止水処置を実	久州が1万万电/710万%	四区/// 1/7/2 电// 1/7/	Vita ~ J
	施する。			
 津波監視設備として、補機取水槽の <u>上部</u> 床面	津波監視設備として <u>原子炉建屋屋上T.P.</u> +	津波監視設備として,原子炉建屋屋上0.P.+	│ │ 津波監視設備として,取水槽の <mark>高さ</mark> EL. <mark>一</mark>	
(T. M. S. L. +3.5m) に取水槽水位計を設置し、7	64m, 防潮堤上部T. P. +18m及び防潮堤上部T. P.	49.5m 及び防潮堤北側エリア0.P. +29.0m に津	9.3mに取水槽水位計を設置し、排気筒のEL.	
号炉主排気筒のT. M. S. L. +76m の位置に津波監	+20mに津波・構内監視カメラ, T.P. +3mの敷	波監視カメラ、海水ポンプ室補機ポンプエリア	+64mの位置に津波監視カメラを設置する。	
視カメラ (6 号及び7 号炉共用) を設置する。	地の取水ピット上版に取水ピット水位計並びに	0. P. +2. 0m に取水ピット水位計を設置する。		
	取水路内の高さT.P5.0mの位置に潮位計を設	0.1. 12.00 (C取水上 2 下水位 1 を取直 2 3)。		
	置する。			
製地内の遡上域の建物・構築物等としては,	敷地内の遡上域(防潮堤外側)の建物・構築	敷地内のうち防潮堤外側の遡上域の建物・構	 敷地内の遡上域の建物・構築物等としては,	
T. M. S. L. +3m の護岸部に除塵装置やその電源	物等としては、T.P.+3mの敷地には海水電解装	築物等としては, 0.P.+2.5m の敷地上に放水	防波壁外側のEL. +6.0mの荷揚場に荷揚場詰	 ・設備の配置状況の相違
室, 点検用クレーンや仮設ハウス類等があり,	置建屋、メンテナンスセンター、燃料輸送本部	ロモニタ建屋、屋外電動機等点検建屋等を設置	所、デリッククレーン、キャスク取扱収納庫等	【柏崎6/7,東海第二,女
T. M. S. L. +5m の荒浜側防潮堤内敷地には,各種	等があり, T.P.+8mの敷地には廃棄物埋設施設	<i>t</i> 3	がある。	J 2]
の建屋類や軽油タンク等がある。	(第二種廃棄物埋設事業許可申請中),固体廃			-
	棄物保管庫等がある。また、海岸側(東側)を			
	除く防潮堤の外側には防砂林がある。			
c. 敷地周辺の人工構造物の位置,形状等の把	c. 敷地周辺の人工構造物の位置,形状等の把	c.敷地周辺の人工構造物の位置,形状等の把	c. 敷地周辺の人工構造物の位置,形状等の把	
握	握	握	握	
港湾施設としては、発電所構内には勉揚場、	港湾施設としては、発電所敷地内に物揚岸壁	発電所構内の港湾施設としては, 防波堤を設	港湾施設としては、発電所構内に防波堤を設	
揚陸桟橋及び小型船桟橋があり,発電所構外に	及び防波堤が設置されており、燃料等輸送船が	置しており、その内側には物揚岸壁 (3,000 重	置しており、その内側には荷揚場を設けてい	・立地の相違
は南方約3km に荒浜漁港がある。同漁港は、防	不定期に停泊する。発電所の敷地周辺には、北	量トン級)を設けている。	<u>5</u>	【柏崎6/7,東海第二,女
波堤が整備されており,漁船及びプレジャーボ	方約3kmに茨城港日立港区,南方約4kmに茨城港			川 2]
ートが約30 隻停泊している。この他には発電	常陸那珂港区があり、それぞれの施設の沿岸に			
所5km 圏内に港湾施設はなく, 定置網等の固定	は防波堤が設置されている。また, 敷地周辺の			
式漁具、浮筏、浮桟橋等の海上設置物もない。	漁港としては、北方約4.5kmに久慈漁港があ			
	り,約40隻の漁船が係留されている。			
敷地周辺の状況としては、民家, 倉庫等があ	敷地周辺の状況としては、民家、商業施設、	敷地周辺の <u>港湾</u> としては, <u>発電所から北西約</u>	発電所構外には,西方 1 km程度に片句(かた	・立地の相違
り、敷地前面海域における通過船舶としては、	倉庫等があるほか、敷地南方には原子力及び核	7km の位置に女川港があり、3,000 重量トン	く)漁港,発電所西方2km程度に手結(たゆ)	【柏崎6/7,東海第二,女
海上保安庁の巡視船がパトロールしている。他	燃料サイクルの研究施設、茨城港日立港区には	級岸壁が設けられ,防波堤が設置されている。	漁港,南西2km程度に恵曇(えとも)漁港,東	川 2]
には海上交通として発電所沖合約30km に赤泊	液化天然ガス基地、工場、モータプール、倉庫	また,女川湾には女川港(石浜,高白浜,横浦	方3km及び4km程度に御津(みつ)漁港及び大	
と寺泊、小木と直江津及び敦賀と新潟を結ぶ定	等の施設, 茨城港常陸那珂港区には火力発電	及び大石原浜を含む。)の他に8つの漁港(寺	芦(おわし)漁港があり、各漁港には防波堤が	
期航路がある。	所,工場,倉庫等の施設がある。また,敷地前	間, 竹浦, 桐ケ崎, 小乗浜, 野々浜, 飯子浜,	設置されている。漁港には船舶・漁船が約200	
	<u>面海域における通過船舶としては、海上保安庁</u>	塚浜及び小屋取)が点在する。発電所に最も近	隻あり、発電所周辺では、イカ釣り漁、かご	
	<u>の巡視船がパトロールしており、久慈漁港の漁</u>	い漁港(北約1km の位置)は小屋取漁港であ	漁、サザエ網・カナギ漁等が営まれている。ま	(カナギ漁等の等につい
	船が周辺海上で操業している。他には海上交通	り, 同漁港には防波堤が整備され, 小型漁船や	た,発電所から2km程度離れた位置に海上設置	ては、わかめ養殖、採貝藻
	として,発電所沖合約15kmに常陸那珂-苫小牧	船外機船等の係留船舶が約20 隻停泊してい	物である定置網の設置海域がある。	漁が含まれる。)

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	及び大洗-苫小牧を結ぶ定期航路がある。ま	る。また、発電所が面する女川湾では、カキや		
	た、茨城港日立港区及び茨城港常陸那珂港区で	ホタテ・ホヤなどの養殖漁業が営まれており,		
	は、不定期に貨物船及びタンカー船の入港があ	養殖筏等の海上設置物が認められる。		
	<u>3.</u>	このほかに津波漂流物等の観点から,発電所	敷地周辺の状況としては、民家、工場等があ	(民家,工場等の等につ
		へ最も影響があると考えられる小屋取地区に	り, 敷地前面海域における通過船舶としては,	いては、車両、灯台、タン
		は、民家、漁具、配電柱等がある。	海上保安庁の巡視船がパトロールしている。他	クが含まれる。)
		発電所近傍の海上には,発電所沖合約2km	には発電所から約6km離れた潜戸に小型の船舶	
		に女川〜金華山,女川〜江ノ島の定期航路があ	による観光遊覧船の航路がある。	
		り,発電所沖合約12km では仙台~苫小牧間の		
		<u>フェリーが運航されている。</u>		
(3) 入力津波の設定	(3) 入力津波の設定	(3) 入力津波の設定	(3) 入力津波の設定	
入力津波を基準津波の波源から各施設・設備		入力津波を基準津波の波源から各施設・設備	入力津波を基準津波の波源から各施設・設備	
の設置位置において算定される時刻歴波形とし	の設置位置において算定される時刻歴波形とし	の設置位置において算定される時刻歴波形とし	の設置位置において算定される時刻歴波形とし	
て設定する。基準津波による各施設・設備の設	て設定する。基準津波による各施設・設備の設	て設定する。基準津波による各施設・設備の設	て設定する。基準津波による各施設・設備の設	
置位置における入力津波の時刻歴波形を第1.5	置位置における入力津波の時刻歴波形を第1.4	置位置における入力津波の時刻歴波形を第1.5	置位置における入力津波の時刻歴波形を第1.5-	
<u></u> 1_図から第1.5 <u></u> 4_図に示す。また,入力津	<u>1</u> 図に示す。また,入力津波高さを第1. <u>4</u> _1	<u></u> 1図に示す。また,入力津波高さを第1.5 <u>_</u> 1	1図 <u>から第1.5-4図</u> ,入力津波高さを第1. <u>5-</u> 1表	
波高さを第1.5 <u>1</u> 表に示す。	表に示す。	表及び第1.5-2表に示す。	に示す。日本海東縁部に想定される地震による	・評価結果の相違
			津波及び海域活断層から想定される地震による	【柏崎6/7,東海第二,女
			津波の特性は以下のとおりである。	川 2]
			日本海東縁部に想定される地震による津波	基準津波の波源の相違
			は、波源が敷地から600km以上離れており、敷	
			地において最大水位となる時間は地震発生から	
			190分程度であるが、水位変動量は大きい。ま	
			た、波源の活動に伴う余震及び地殻変動が敷地	
			に与える影響は小さいと考えられる。	
			海域活断層から想定される地震による津波	
			は、波源が敷地近傍であり、敷地において最大	
			水位となる時間は地震発生から5分程度である	
			が、水位変動量は小さい。また、波源の活動に	
			伴う余震及び地殻変動による敷地への影響が考	
			<u>えられる。</u>	
			なお、設計において、津波が到達する施設に	・評価結果の相違
			ついては、津波荷重と余震荷重の重畳の要否を	【柏崎6/7, 東海第二, 女
			検討する必要があるが、海域活断層を波源とす	川2】
			る水位上昇側の基準津波が策定されていないこ	入力津波の波源の相違
			とから、海域活断層上昇側最大ケースの津波に	
			ついても,入力津波の検討対象とする。	

入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、 速度及び衝撃力に着目し、各施設・設備におい て算定された数値を安全側に評価した値を入力 津波高さや速度として設定することで、各施 設・設備の構造・機能の損傷に影響する浸水高 及び波力・波圧について安全側に評価する。 a. 水位変動

入力津波の設定に当たっては、潮位変動とし て、上昇側の水位変動に対しては朔望平均満潮 位T. M. S. L. +0.49m 及び潮位のばらつき0.16mを 考慮し、 下降側の水位変動に対しては朔望平 均干潮位T. M. S. L. +0.03m 及び潮位のばらつき 0.15m を考慮する。

朔望平均潮位及び潮位のばらつきは敷地周辺 の観測地点「柏崎(国土地理院所管)」におけ る潮位観測記録に基づき評価する。

潮汐以外の要因による潮位変動については, 観測地点「柏崎」における過去61 年(1955 年 から2015 年) の潮位観測記録に基づき、高潮 発生状況(発生確率及び台風等の高潮要因)を 確認する。

観測地点「柏崎」は柏崎刈羽原子力発電所の 南西約11km にあり、発電所と同様に日本海に 面して設置されている。なお、観測地点「柏 崎」と発電所港湾近傍に設置されている波高計 における潮位観測記録には大きな差はない。

高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮し て, 高潮の発生可能性とその程度 (ハザード) について検討する。基準津波による基準津波策 定位置における水位の年超過確率は10-4 から1 0-5 程度であり、独立事象としての津波と高潮 が重畳する可能性は極めて低いと考えられるも のの、高潮ハザードについては、プラント運転 期間を超える再現期間100年に対する期待値T.

入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、 速度及び衝撃力に着目し、各施設・設備におい て算定された数値を安全側に評価した値を入力 津波高さや速度として設定することで、各施 設・設備の構造・機能の損傷に影響する浸水高 及び波力・波圧について安全側に評価する。

a. 水位変動

.....入力津波の設定に当たっては、潮位変動とし て、上昇側の水位変動に対しては朔望平均満潮 位T. P. +0.61m及び潮位のばらつき0.18mを考慮 し、下降側の水位変動に対しては朔望平均干潮 位T. P. -0.81m及び潮位のばらつき0.16mを考慮

朔望平均潮位及び潮位のばらつきは敷地周辺 の観測地点「茨城港日立港区」(茨城県茨城港 湾事務所日立港区事業所所管)における潮位観 測記録に基づき評価する。

…潮汐以外の要因による潮位変動については、 観測地点「茨城港日立港区」における過去40年 (1971年~2010年) の潮位観測記録に基づき、 高潮発生状況(発生確率、台風等の高潮要因) を確認する。

観測地点「茨城港日立港区」は、東海第二発 電所から北方に約4.5km離れており、発電所と の間に潮位に影響を及ぼす地形、人工構造物等 はなく、発電所と同様に鹿島灘に面した海に設 置されている。なお、観測地点「茨城港日立港 区」と発電所港湾内に設置されている潮位計に おける潮位観測記録は概ね同様の傾向を示して いる。

高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮し て, 高潮の発生可能性とその程度(ハザード) について検討する。基準津波による基準津波策 定位置における水位の年超過確率は10-4程度 であり、独立事象として津波と高潮が重畳する 可能性は極めて低いと考えられるものの、高潮 ハザードについては、プラント運転期間を超え る再現期間100年に対する期待値T.P. +1.44mと

入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、 速度,衝撃力等に着目し、各施設・設備におい て算定された数値を安全側に評価した値を入力 津波高さや速度として設定することで、各施 設・設備の構造・機能の損傷に影響する浸水高 及び波力・波圧について安全側に評価する。 a. 水位変動

女川原子力発電所2号炉

入力津波の設定に当たっては、潮位変動とし て、上昇側の水位変動に対しては朔望平均満潮 位0.P.+1.43m 及び潮位のばらつき0.16m を考 慮し,下降側の水位変動に対しては朔望平均干 潮位0.P.-0.14m 及び潮位のばらつき0.10m を 考慮する。

朔望平均潮位及び潮位のばらつきは敷地周辺 の観測地点「鮎川検潮所(気象庁)」における 潮位観測記録に基づき評価する。

潮汐以外の要因による潮位変動については, 観測地点「鮎川検潮所」における過去41年(1 970 年から2010 年) の潮位観測記録に基づ き、高潮発生状況(発生確率及び台風等の高潮 要因)を確認する。

観測地点「鮎川検潮所」は,女川原子力発電 所の敷地南方約11 kmに位置し,発電所と同様 に太平洋に面して設置されている。 なお、観測 地点「鮎川検潮所」と発電所港湾内に設置して いる潮位計における潮位観測記録に有意な差は ない。

高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮し て, 高潮の発生可能性とその程度(ハザード) について検討する。基準津波による敷地前面に おける水位の年超過確率は10-4~10-5 程度 であり、独立事象として津波と高潮が重畳する 可能性は極めて低いと考えられるものの、 高潮 ハザードについては、プラント運転期間を超え る100 年に対する期待値0.P. +1.95m と入力津 │ 超える再現期間100年に対する期待値E.L. +1.

入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、 速度及び衝撃力に着目し、各施設・設備におい て算定された数値を安全側に評価した値を入力 津波高さや速度として設定することで、各施 設・設備の構造・機能の損傷に影響する浸水高 及び波力・波圧について安全側に評価する。 a. 水位変動

入力津波の設定に当たっては、潮位変動とし て、上昇側の水位変動に対しては朔望平均満潮 位EL.+0.58m及び潮位のばらつき0.14mを考 慮し,下降側の水位変動に対しては朔望平均干 潮位 E L. -0.02m及び潮位のばらつき0.17mを 考慮する。

朔望平均潮位及び潮位のばらつきは発電所構 内(輪谷湾)における潮位観測記録に基づき評 価する。

潮汐以外の要因による潮位変動については, 発電所構内(輪谷湾)における約15年(1995年 ~2009年)の潮位観測記録に基づき、高潮発生 状況(発生確率、台風等の高潮要因)を確認す

なお,発電所最寄りの気象庁潮位観測地点 「境」(発電所の敷地東方約23km)は、発電所 と同様に日本海に面して潮位計を設置してい る。当該地点における潮位観測記録は発電所構 内(輪谷湾)における潮位観測記録と大きな差 はない。

高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮し て, 高潮の発生可能性とその程度(ハザード) について検討する。基準津波による基準津波策 定位置における水位の年超過確率は10-4から10-5 程度であり、独立事象として津波と高潮が重畳 する可能性は極めて低いと考えられるものの, 高潮ハザードについては、プラント運転期間を

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
M.S.L.+1.08m と,入力津波で考慮した朔望平	入力津波で考慮した朔望平均満潮位T.P.+0.61	波で考慮した朔望平均満潮位0.P.+1.43mと潮	36mと, 入力津波で考慮した朔望平均満潮位 <u>E</u>	
均満潮位 <u>T. M. S. L. +0. 49m</u> と潮位のばらつき <u>0. 1</u>	mと潮位のばらつき0.18mの合計との差である0.	位のばらつき <u>0.16m</u> の合計との差である <u>0.36m</u>	<u>L.+0.58m</u> と潮位のばらつき <u>0.14m</u> の合計との	
<u>6m</u> の合計との差である <u>0.43m</u> を外郭防護の裕	65mを外郭防護の裕度評価において参照する。	を外郭防護の裕度評価において参照する。	差である <u>0.64m</u> を外郭防護の裕度評価において	
度評価において参照する。			参照する。	
b. 地殼変動	b. 地殼変動	b. 地殼変動	b. 地殼変動	
地震による地殻変動についても安全側の評価	地震による地殻変動について、安全側の評価	0. 地殻変動 地震による地殻変動について,安全側の評価	地震による地殻変動についても安全側の評価を	
			実施するために、津波波源となる地震による地	
を実施する。基準津波の波源である日本海東縁	を実施するために、基準津波の波源である茨城	を実施するために、基準津波の波源である東北地大大平洋地型の地震による広域が分地型である東北		
部に想定される地震と海域の活断層に想定される地震と海域の活断層に想定される。	県沖から房総沖におけるプレート間に想定され る地震による広域的な地影が動形で1901年東北	地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動	設変動を考慮するとともに、津波が起きる前に 其準地震動 この電源 になる動地 関辺の活 形図	
る地震について、広域的な地殻変動を考慮す	る地震による広域的な地殻変動及び2011年東北	及び平成23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地	基準地震動Ssの震源となる敷地周辺の活断層	
る。	地方太平洋沖地震による広域的な余効変動を考慮する。	震による広域的な地殻変動を考慮する。	から想定される地震が発生した場合を想定した	
甘海海中の地圧でつきませた。	慮する。	古北地十上市深江河南地震)。127 中124 12 12	地殻変動を考慮する。	
基準津波の波源モデルを踏まえて、Mansinha	茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地	東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地	敷地地盤の地殻変動量は、Mansinha and Smy	
and Smylie(1971)の方法により算定した敷地	震による広域的な地殻変動については、基準津	殻変動については、基準津波の波源モデルを踏	lie(1971)の方法により算定する。	
地盤の地殻変動量は、水位上昇側で考慮する波	波の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smy	まえて、Mansinha and Smylie (1971) の方法	津波波源となる地震による地殻変動として	
源である日本海東縁部に想定される地震と海域	lie(1971)の方法により算定しており、敷地地	により算定し、水位上昇側で考慮する波源で0.	は、海域活断層及び日本海東縁部の津波波源を	
の活断層に想定される地震で、それぞれ0.21m	盤の地殻変動量は、0.31mの沈降である。ま	72m の沈降, 水位下降側で考慮する波源で0.77	想定する。海域活断層による地殼変動量は、0.	
<u>と0.29m の沈降</u> であるため,	た,2011年東北地方太平洋沖地震による広域的	m の沈降である。また, 平成23 年 (2011年)	34mの隆起である。日本海東縁部に想定される	
	な余効変動については、発電所敷地内にある基	東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動	地震による津波については、起因となる波源が	
	準点によるGPS測量及び国土地理院(2017)	については、地震前(平成23 年2月)と地震	敷地から十分に離れており、敷地への地震によ	
	の観測記録を踏まえて設定しており、発電所周	後(平成23 年11 月)の発電所構内の水準点	る地殻変動の影響は十分に小さいため、地殻変	
	辺の地殻変動量は、0.2m程度の沈降である。な	(3点)を用いた水準測量結果の比較から、地	動量を考慮しない。また、基準地震動Ssの震	
	お,2011年東北地方太平洋沖地震に伴い地殻の	震に伴い約1m 沈降した。なお、地震後の余効	源による地殻変動としては、宍道断層及び海域	
	沈降が生じたが、余効変動により回復傾向が続	変動量を把握するため平成29 年4月に同様の	活断層を想定する。宍道断層による地殻変動量	
	いている。発電所周辺の電子基準点(日立)に	測量を実施し、地震後(平成23 年11 月)から	は、0.02m以下の沈降であり、敷地への影響が	
	おいて, 地震前と比較すると2017年6月で約0.2	約0.3m 隆起していることを確認した。	十分小さいことから考慮しない。海域活断層に	
	mの沈降であり、余効変動を含む2011年東北地	上昇側及び下降側の水位変動に対する安全性	よる地殻変動量は、0.34mの隆起である。	
	方太平洋沖地震による地殻変動量として設定し	評価を実施する際には,平成23 年(2011 年)		
	た0.2mの沈降と整合している。	東北地方太平洋沖地震による1m の沈降を考慮		
		した敷地高さや施設高さ等とする。		
入力津波については, 上昇側の水位変動に対	以上のことから,上昇側の水位変動に対して	以上のことから、上昇側の水位変動に対して	以上のことから、下降側の水位変動に対して	
して安全評価を実施する際にはそれぞれ0.21m	安全機能への影響を評価する際には、茨城県沖	安全機能への影響を評価する際には、さらに水	安全機能への影響を評価する際には, 0.34mの	
の沈降と0.29m の沈降を考慮する。	から房総沖に想定するプレート間地震に想定さ	位上昇側で考慮する波源による0.72m の沈降を	隆起を考慮する。	
	れる広域的な地殼変動量0.31mの沈降と広域的	考慮する。一方,下降側の水位変動に対して安		
	な余効変動を含む2011年東北地方太平洋沖地震	全機能への影響を評価する際には、水位下降側		
	による地殻変動量0.2mの沈降を加算した0.51m	で考慮する波源による0.77m の沈降は考慮しな		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	の沈降を考慮する。	\\\.		
また,水位下降側で考慮する波源である日本	また、下降側の水位変動に対して安全機能へ	ただし、下降側の水位変動に対する安全性評	なお,島根原子力発電所の敷地は日本海側に	
海東縁部に想定される地震で, 0.20m の沈降で	の影響を評価する際には、茨城県沖から房総沖	価を実施する際には、平成29年4月までに確	位置していること,及び2011年東北地方太平洋	
あるため、入力津波については、下降側の水位	に想定するプレート間地震に想定される広域的	認された余効変動による約0.3m の隆起の影響	沖地震による影響がないことからプレート間地	
変動に対して安全評価を実施する際には沈隆し	な地殻変動量の沈隆と広域的な余効変動を含む	を評価する。また、今後も余効変動が継続する	震の影響はない。また,広域的な余効変動につ	
ないものと仮定する。	2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量	ことを想定し, 平成23 年 (2011 年) 東北地方	いては、基準地震動Ssの評価における検討用	
なお、 <u>柏崎刈羽原子力発電所は</u> 日本海側に位	は考慮しない。	太平洋沖地震による広域的な地殻変動の解消に	地震の震源において最近地震は発生していない	
置しており、プレート間地震は考慮対象外であ		より約1m 隆起した場合の影響も評価する。	ことから、広域的な余効変動は生じておらず、	
る。			津波に対する安全性評価に影響を及ぼすことは	
広域的な余効変動については、柏崎地点にお			tev.	
ける2015 年6 月から2016 年6 月の一年間の変				
位量が約0.7cm と小さいことから,津波に対す				
る安全性評価に影響を及ぼすことはない。				
c. 敷地への遡上に伴う入力津波	c. 敷地への遡上に伴う入力津波	c. 敷地への遡上に伴う入力津波	c. 敷地への遡上に伴う入力津波	
基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評	基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評	基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評	基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評	
価(以下1. では「数値シミュレーション」と	価(以下1.4において「数値シミュレーショ	価(以下1.5 において「数値シミュレーショ	価(以下1.では「数値シミュレーション」とい	
いう。) に当たっては、数値シミュレーション	ン」という。)に当たっては、数値シミュレー	ン」という。) に当たっては,数値シミュレー	う。)に当たっては、数値シミュレーションに	
に影響を及ぼす斜面や道路等の地形とその標高	ションに影響を及ぼす斜面や道路,取水口,放	ションに影響を及ぼす斜面や道路等の地形とそ	影響を及ぼす斜面や道路等の地形とその標高及	
及び伝播経路上の人工構造物の設置状況を考慮	水口等の地形とその標高及び伝播経路上の人工	の標高及び伝播経路上の人工構造物の設置状況	び伝播経路上の人工構造物の設置状況を考慮	
し, 遡上域の格子サイズ (最小 <u>5.0m</u>) に合わせ	構造物の設置状況を考慮し、遡上域の格子サイ	を考慮し、遡上域の格子サイズ(最小-5m)に	し, 遡上域の格子サイズ (最小 <u>6.25m</u>) に合わ	
た形状にモデル化する。	ズ (最小5m) に合わせた形状にモデル化する。	合わせた形状にモデル化する。なお、標高のモ	せた形状にモデル化する。	
		デル化について, 平成23 年 (2011 年) 東北地		
		方太平洋沖地震以前のデータを使用する場合に		
		は、広域的な地殻変動による約1mの沈降を考		
		慮する。		
敷地沿岸域及び海底地形は,海域では一般財	敷地沿岸域及び海底地形は、海域では一般財	敷地沿岸域及び海底地形は、海域では一般財	敷地沿岸域及び海底地形は、海域では一般財	
団法人 日本水路協会(2011), 一般財団法人	団法人日本水路協会(2002, 2006), 深浅測量	団法人日本水路協会による海底地形デジタルデ	団法人 日本水路協会(2008~2011),深浅測	
日本水路協会(2008~2011), 深浅測量等によ	等による地形データ(2007)等を使用し、陸域	<u>ータ(2006)(平成23 年(2011 年)東北地方</u>	量等による地形データを使用し、陸域では、国	
る地形データを使用し、陸域では、国土地理院	では、茨城県による津波解析用地形データ(20	太平洋沖地震に伴う広域的な地殻変動による約	土地理院(2014)等による地形データを使用す	
(2013) 等による地形データを使用する。ま	07) 等を使用する。また、取水口、放水口等の	1mの沈降を考慮), 平成23 年5月に実施し	る。また、 <u>取水路・放水路</u> 等の諸元及び敷地標	
た,取水路,放水路等の諸元及び敷地標高につ	諸元,敷地標高等については,発電所の竣工図	た深浅測量等による地形データを使用し, 陸域	高については、発電所の竣工図等を使用する。	
いては,発電所の竣工図等を使用する。	等を使用する。	では、平成23 年(2011 年)東北地方太平洋沖		
		地震後に整備された国土地理院のDEMデータ		
		等による地形データを使用する。ただし、平成		
		23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震に伴い		
		被災した地域では、防波堤・防潮堤の建設や住		
		宅の高台移転等を目的とした造成による復旧・		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		改修工事計画があることから、これらの計画を		
		地形に反映した場合の影響についても入力津波		
		の設定に考慮する。また、取水路、放水路等の		
		諸元及び敷地標高については,発電所の竣工図		
		等(平成23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地		
		震に伴う広域的な地殻変動による約1mの沈降		
		を考慮)を使用する。		
伝播経路上の人工構造物については,図面を	伝播経路上の人工構造物については、図面を	伝播経路上の人工構造物については、図面を	伝播経路上の人工構造物については、図面を	
基に数値シミュレーション上影響を及ぼす構造	基に数値シミュレーション上影響を及ぼす構造	基に数値シミュレーション上影響を及ぼす構造	基に数値シミュレーション上影響を及ぼす構造	
物を考慮し、遡上・伝播経路の状態に応じた解	物,津波防護施設を考慮し、遡上・伝播経路の	物を考慮し、遡上・伝播経路の状態に応じた解	物を考慮し、遡上・伝播経路の状態に応じた解	
析モデル,解析条件が適切に設定された遡上域	状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設	析モデル,解析条件が適切に設定された遡上域	析モデル,解析条件が適切に設定された遡上域	
のモデルを作成する。	定された遡上域のモデルを作成する。	のモデルを作成する。	のモデルを作成する。	
敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たって	敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たって	敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たって	敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たって	
は、敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の浸入	は、敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入	は、敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入	は、敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入	
角度及び速度並びにそれらの経時変化を把握す	角度及び速度並びにそれらの経時変化を把握す	角度、速度及びそれらの経時変化を把握する。	角度及び速度並びにそれらの経時変化を把握す	
る。敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波	る。敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波	敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の遡	る。敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波	
の遡上・流下方向及びそれらの速度について留	の遡上・流下方向及びそれらの速度について留	上・流下方向及びそれらの速度について留意	の遡上・流下方向及びそれらの速度について留	
意し,敷地の地形,標高の局所的な変化等によ	意し,敷地の地形,標高の局所的な変化等によ	し、敷地の地形、標高の局所的な変化等による	意し,敷地の地形,標高の局所的な変化等によ	
る遡上波の敷地への回り込みを考慮する。な	る遡上波の敷地への回り込みを考慮する。	遡上波の敷地への回り込みを考慮する。	る遡上波の敷地への回り込みを考慮する。	
お、発電所敷地の形状を踏まえて、荒浜側防潮				
堤内敷地から大湊側敷地側への遡上状況も適切				
に把握する。				
数値シミュレーションに当たっては、 <u>遡上及</u>	数値シミュレーションに当たっては、 <u>遡上及</u>	数値シミュレーションに当たっては、 <u>遡上及</u>	数値シミュレーションに当たっては, <u>遡上及</u>	
び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤につ	び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤につ	び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤につ	び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤につ	
いて、地震に伴う液状化、流動化又はすべりに	いて, 地震に伴う液状化, 流動化又はすべりに	いて、地震に伴う液状化、流動化又はすべりに	いて、地震に伴う液状化、流動化又はすべりに	
よる標高変化を考慮したシミュレーションを実	よる標高変化を考慮した数値シミュレーション	よる標高変化を考慮した数値シミュレーション	よる標高変化を考慮した数値シミュレーション	
施し、遡上波の敷地への到達(回り込みによる	を実施し、遡上波の敷地への到達(回り込みに	を実施し、遡上波の敷地への到達(回り込みに	を実施し、遡上波の敷地への到達(回り込みに	
ものを含む。)の可能性について確認する。	よるものを含む。) の可能性について確認す	よるものを含む。)の可能性について確認す	よるものを含む。)の可能性について確認す	
	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	
なお、敷地の周辺斜面が、遡上波の敷地への	なお, 敷地の周辺斜面が, 遡上波の敷地への	なお、敷地の周辺斜面が、遡上波の敷地への	防波壁(東端部)及び防波壁(西端部)は双	・津波防護対策の相違
到達に対して障壁となっている箇所はない。	到達に対して障壁となっている箇所はない。	到達に対して障壁となっている箇所はない。	方とも地山斜面(岩盤)に擦り付き,これらの	【柏崎 6/7,東海第二,女
			地山が津波の敷地への地上部からの到達に対し	川2】
			て障壁となっている。このため、津波防護上の	島根2号炉は,防波壁及
			障壁となっている地山及び防波壁と地山斜面と	び防波壁端部の地山により
			の接続箇所については、地震時及び津波時の健	津波を防護している
			全性について耐震重要施設及び重大事故等対処	
			施設の周辺斜面と同等の信頼性を有する評価を	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
			実施し、津波防護機能を保持する構造とする。	
また,敷地周辺を流れる河川として,敷地南	敷地の北方約2kmの位置に久慈川,南方約3km	敷地周辺の河川としては、敷地から北方約17	また、敷地周辺を流れる河川として、敷地か	
方約5km の位置に鯖石川が、鯖石川から分岐す	の位置に新川が存在する。久慈川流域の標高が	km に一級河川の北上川があるが,追波湾に流	ら南方約2kmの位置に佐陀川が存在するが,発	
る形で敷地背面に別山川が存在するが,これら	T.P. +5m以下であるのに対して敷地北方の標高	入しており、発電所とは山地で隔てられてい	電所とは標高150m程度の山地で隔てられてい	
の河川とは丘陵を隔てており、敷地への遡上波	はT.P.約+10mである。また, 新川流域 (海岸	る。また、北上川よりも近い範囲には二級河川	る。この状況から、敷地への遡上波に影響する	
に影響することはない。	沿い)及び敷地南方の標高はともにT.P.約+10	(後川, 淀川及び湊川) 及び準用河川 (千鳥	ことはない。	
	mとなっている。このため、久慈川及び新川か	川, 津持川, 北ノ川及び中田川) があるが, 二		
	らの回り込みの有無を適切に評価するため、敷	級河川の後川は鮫ノ浦湾に、それ以外の河川は		
	地北側、西側及び南側並びに久慈川流域及び新	石巻湾側に流入しており、いずれの河川も発電		
	川流域の標高を考慮してモデル化する。	所とは標高100m 以上の山地で隔てられてい		
		る。これらの状況から、敷地への遡上波に影響		
		することはない。		
湖上池の動地。の到去の司や地ではて松之い	湖上池の動地。の到去の司代地にはて1分型に	湖上池の動地への到来の司光地にはて松型に	湖上池の動地。の到表の司台地になった。145世に	
遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に 当たっては、基準地震動に伴い地形変化及び標	遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に 当たっては、基準地震動SSに伴い地形変化及	遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に 当たっては、基準地震動Ssに伴い地形変化及	遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に 当たっては、基準地震動Ssに伴い地形変化及	
高変化が生じる可能性を踏まえ、基準地震動に より液状化するおそれがある埋戻土層及び新期	び標高変化が生じる可能性を踏まえ,数値シミュレーションへの影響を確認するため,数値シ	び標高変化が生じる可能性を踏まえ,数値シミュレーションへの影響を確認するため,数値シ	び標高変化が生じる可能性を踏まえ,入力津波 高さへの影響を確認するため,数値シミュレー	
砂層・沖積層等については、液状化による地盤	ミュレーションの条件として沈下なしの条件に	ミュレーションの影響を確認するため、数値シーミュレーションの条件として沈下なしの条件に	回己、この影響を健認するため、数胆ンミュレー ションの条件として沈下無しの条件に加えて、	
の沈下量を設定し、数値シミュレーションの条	加えて、全ての砂層及び礫層に対して強制的な	加えて、盛土及び旧表土に対して揺すり込み及	埋戻土及び砂礫層に対して揺すり込み及び液状	
件として考慮する。また、基準地震動により斜	液状化を仮定し、地盤面を大きく沈下させた条	び液状化に伴い地盤を沈下させた条件について	生法工文の形殊質に対して描りり込み及の版体 化に伴い地盤を沈下させた条件についても考慮	
面が崩壊し、津波の遡上に影響を及ぼすおそれ	体についても考慮する。また、敷地内外の人工	も考慮する。また、発電所の港湾施設である防	する。また、防波壁両端部以外の敷地周辺斜面	
がある中央土捨場西側斜面及び荒浜側防潮堤内	構造物として、発電所の港湾施設である防波堤	波堤については、基準地震動Ssによる損傷が	の崩壊による入力津波高さへの影響を確認する	
敷地を取り囲む斜面については、斜面崩壊によ	並びに茨城港日立港区及び茨城港常陸那珂港区	津波の遡上に影響を及ぼす可能性があるため、	ため、数値シミュレーションの条件として斜面	
る土砂の堆積形状を設定し、数値シミュレーシ		その防波堤の損傷の有無を数値シミュレーショ	崩壊無しの条件に加えて、敷地周辺の地すべり	
ョンの条件として考慮する。さらに、発電所の	基準地震動SSによる形状変化が津波の遡上に	ンの条件として考慮する。この上で、これらの	地形が判読されている地山の斜面について斜面	
防波堤及び荒浜側防潮堤については、基準地震		条件及び条件の組合せを考慮した数値シミュレ	崩壊させた条件についても考慮する。さらに、	
動による損傷の可能性があることから、その有	変化の有無を数値シミュレーションの条件とし	本げ及び来げの独自となう慮した数値プランプレーションを実施し、遡上域や津波水位を保守的	発電所の防波堤については、基準地震動Ssに	
無を数値シミュレーションの条件として考慮す	て考慮する。さらに、地盤の沈下の有無及び防	に設定する。	よる損傷の可能性があることから、数値シミュ	
る。この上で、これらの条件及び条件の組合せ	波堤の有無について、これらの組合せを考慮し		レーションの条件として防波堤有りの条件に加	
を考慮した数値シミュレーションを実施し、遡	た数値シミュレーションを実施し、遡上域や津		えて、防波堤がない条件についても考慮する。	
上域や津波水位を保守的に想定する。	波水位を保守的に設定する。		これらの条件を考慮した数値シミュレーション	
			を実施し、遡上域や津波水位を保守的に想定す	
基準津波の波源となる地震による広域的な地			3	
殻変動については、上記b. のとおり、水位上				
昇側で考慮する波源のうち、日本海東縁部(2				
領域モデル) に想定される地震では0.21m の沈				
降を、海域の活断層(5断層連動モデル)に想				
定される地震では0.29m の沈降を, それぞれ数				

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	
値シミュレーションの初期条件として考慮す		2 10 10 10 12 20 20		
る。				
また,初期潮位は,朔望平均満潮位 <u>T.M.S.L.</u>	初期潮位は,朔望平均満潮位 <u>T.P.+0.61m</u> に2	初期潮位は, T.P. ±0.0m (0.P. +0.74m) と	初期潮位は, <u>EL.±0.0m</u> とする。 <u>朔望平均満潮</u>	
+0.49m に潮位のばらつき <u>0.16m</u> を考慮して <u>T.</u>	011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量	する。朔望平均満潮位 (O.P.+1.43m) , 潮位	<u>位(E L. +0.58m)及び潮位のばらつき(0.14</u>	
M.S.L.+0.65m とする。	として0.2mの沈降を考慮しT.P.+0.81mとす	のばらつき (0.16m) 及び東北地方太平洋沖型	m) は、数値シミュレーションによる津波水位	
	る。数値シミュレーショによる津波水位の算出	の地震による広域的な地殻変動量 (0.72m)	に加えることで考慮する。なお、地震による地	
	に当たっては、茨城県沖から房総沖に想定する	は、数値シミュレーションによる津波水位に加	殻変動は、海域活断層による0.34mの隆起であ	
	プレート間地震に想定される広域的な地殻変動	えることで考慮する。	るため, 上昇側の水位変動に対しては考慮しな	
	として0.31mの沈降を考慮する。また、潮位の		<u>V</u>	
	ばらつき0.18mについては数値シミュレーショ			
	ンにより求めた津波水位に加えることで考慮す			
	<u> </u>			
数値シミュレーション結果を第1.5-5 図及	数値シミュレーション結果を第1.4-2図に示	数値シミュレーション結果を第1.5-2 図に	数値シミュレーション結果を第1.5-5 図及び	
び第1.5-6 図に示す。	す。防潮堤等の津波防護施設がない場合は,敷	示す。防潮堤等の津波防護施設がない場合は,	第1.5-6 図に示す。第1.5-5 図は施設護岸及び	
第1.5-5 図は荒浜側防潮堤が損傷している	地の大部分が遡上域となる。このため、津波防	敷地の大部分が遡上域となる。このため、津波	防波壁で最大を示した場合 (斜面崩壊無し、地	
ことを前提とした際の、敷地高さT.M.S.L.+5m	護施設である防潮堤を設置し、設計基準対象施	防護施設である防潮堤を設置し,設計基準対象	盤変状無し、防波堤無しの条件)の最高水位分	
の荒浜側防潮堤内敷地の最高水位分布であり,	設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	布であり、潮位及び潮位のばらつきを考慮し	
最高水位は4 号炉タービン建屋の南西側でT.M.	く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷	く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷	て, 最高水位は, 敷地高さEL.+8.5mに対し	
S.L.+6.9m (浸水深は2m 程度) となっている。	地に地上部から津波が到達、流入しない設計と	地に地上部から津波が到達,流入しない設計と	て施設護岸及び防波壁でEL.+11.9mとなって	
また,第1.5-6 図は発電所全体遡上域におけ	する。防潮堤周辺における遡上高さは、敷地前	する。防潮堤前面においては, 「防波堤あり,	いる。したがって、防波壁等の津波防護施設が	
る最高水位分布であり、最高水位は大湊側敷地	面東側及び敷地側面北側においては, 「防波堤	基準地震動Ssによる地盤沈下あり」の組合せ	ない場合は、敷地の一部が遡上域となる。この	
の北側でT.M.S.L.+8.3m(浸水深は大湊側護岸	なし、基準地震動SSによる地盤沈下なし」の	で最高水位となり、その津波水位は0.P.+24.4	ため、津波防護施設である防波壁を設置し、設	
部で最大6m 程度)となっている。	組合せで最高水位となり、敷地前面東側でT.P.	mとなる。	計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取	
	+17.7m, 敷地側面北側でT.P.+15.2mとなる。		水設備を除く。)を内包する建物及び区画の設	
	敷地側面南側においては、「防波堤なし、基		置された敷地に地上部から津波が到達、流入し	
	準地震動SSによる地盤沈下あり」の組合せで		ない設計とする。	
	最高水位となり、敷地側面南側でT.P.+16.6m			
	となる。			
	また、数値シミュレーション結果より、津波			
	は久慈川流域及び新川流域に沿って遡上する			
	が、設計基準対象施設の津波防護対象設備(非			
	常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区			
	画の設置された敷地への流入はなく、河川からの屋のほとれて上れる場合の屋のはない。			
	の回り込みによる敷地への遡上波に対する影響			
	はない。			

なお, 基準津波策定位置と港口の時刻歴波形 を比較した結果, 局所的な海面の固有振動によ る励起は生じていない。また、港口と港湾内で 数値シミュレーションによる基準津波の最高水 位分布及び時刻歴波形を比較した結果において も、水位分布や水位変動の傾向に大きな差異は ないことから、局所的な海面の固有振動による 励起は生じていない。

発電所敷地について、その標高の分布と津波

の遡上高さの分布を比較すると, 遡上波が大湊

側及び荒浜側の護岸付近の敷地並びに荒浜側防 潮堤の損傷を想定した際には敷地高さT.M.S.L.

+5m の荒浜側防潮堤内敷地に地上部から到達又

は流入する可能性がある。設計基準対象施設の

津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)

を内包する建屋及び区画の設置された敷地への

地上部からの到達又は流入の防止に係る設計又

は評価に用いる入力津波高さは、荒浜側防潮堤

内敷地からの到達又は流入の防止に対しては荒

浜側防潮堤内敷地における最高水位T.M.S.L.+ 6.9m とする。また、荒浜側防潮堤内敷地以外

からの到達又は流入に対しては発電所全体遡上 域における最高水位T.M.S.L.+8.3m とする。

なお、設計又は評価の対象となる施設等が設

置される敷地に地震による沈下が想定される場

なお、局所的な海面の固有振動の励起の評価 に当たっては,発電所の海岸線の地形は、太平 洋に面して緩やかな弧状の地形となっており、 基準津波策定位置と発電所の港口との間に湾、 半島等の地形はないため,発電所の港口までの 間では局所的な海面の固有振動の励起は生じる おそれはないことから、港湾内について評価す る。基準津波による港湾内の局所的な海面の固 有振動の励起については、数値シミュレーショ ンによる発電所の港湾施設の港口, 泊地中央, 取水口前面等における基準津波の最高水位分布 及び時刻歴波形を比較した結果、それぞれの場 所の水位分布や水位変動の傾向に大きな差異が ないため、局所的な海面の固有振動の励起は生 じていない。

敷地前面又は津波侵入方向に正対した面にお ける敷地及び津波防護施設について, その標高 の分布と施設前面の津波の遡上高さの分布を比 較すると、 遡上波が敷地に地上部から到達又は 流入する可能性がある。津波防護の設計に使用 する入力津波は,敷地及びその周辺の遡上域, 伝播経路の不確かさ及び施設の広がりを考慮し て設定するものとする。設計基準対象施設の津 波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を 内包する建屋及び区画の設置された敷地への地 上部からの到達又は流入の防止に係る設計又は 評価に用いる入力津波高さは、敷地前面東側に おいてT.P.+17.9m,敷地側面北側においてT. P. +15.4m, 敷地側面南側においてT.P. +16.8m とする。

なお、設計又は評価の対象となる施設等が設 置される敷地に地震による沈下が想定される場 合には、第1.4-1表に示す入力津波高さの設定 において敷地地盤の沈下を安全側に考慮する。

なお、津波による港湾内の局所的な海面の固 有振動の励起の評価について, 基準津波策定位 置と港口の時刻歴波形を比較した結果、局所的 な海面の固有振動による励起は生じていない。 また, 数値シミュレーションによる発電所周辺 の最大水位上昇量分布から、港口部と港奥で大 きな差異や偏りはなく、局所的な水位の高まり は見られないとともに、港口部、港奥に位置す る1号炉取水口、2号炉取水口及び3号炉取水 口前面における水位時刻歴波形の比較から、周 期特性や時間経過に伴う減衰傾向に大きな差は ないことから,港湾内の局所的な海面の固有振 動の励起は生じていない。

発電所敷地について、その標高の分布と津波 の遡上高さの分布を比較すると、遡上波が敷地 に地上部から到達又は流入する可能性がある。 津波防護の設計に使用する入力津波は, 敷地及 びその周辺の遡上域、遡上経路の不確かさ及び 施設の広がりを考慮して設定するものとする。 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用 取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画の 設置された敷地への地上部からの到達及び流入 の防止に係る設計又は評価に用いる入力津波高 さは, 0.P.+24.4mとする。

なお, 設計又は評価の対象となる施設等が設 置される敷地に地震による沈下が想定される場 合には,第1.5-1表に示す入力津波高さの設 定において敷地地盤の沈下を安全側に考慮す

津波による港湾内の局所的な海面の固有振動 の励起について確認するため、湾口、湾中央、 湾奥西, 湾奥東及び2号炉取水口の時刻歴波形 を比較した。その結果, 湾口から湾奥に向かう 津波の伝搬先で水位のピーク値が大きくなり、 一部地点(湾奥東)においては、上昇側のみピ ーク値の増加が顕著に認められる。これらは, 湾口から湾奥に向かう津波の伝搬先の水深が浅 くなることによる水位の増幅、海面の固有振動 による励起及び隅角部における反射の影響であ り、これらの影響は津波の数値シミュレーショ ンにおいて適切に再現されている。

なお, 湾奥東の地点のように, ピーク値の増加 が顕著に認められる地点があることから, 入力 津波の設定に当たっては、保守的な評価となる よう当該地点における最大の水位を一律に評価 地点(施設護岸又は防波壁)の入力津波高さと して設定している。

発電所敷地について、その標高の分布と津波 の遡上高さの分布を比較すると, 防波壁等の津 波防護施設がない場合は、 遡上波が敷地に地上 部から到達、流入する可能性がある。津波防護 の設計に使用する入力津波は、敷地及びその周 辺の遡上域, 遡上経路の不確かさ及び施設の広 がりを考慮して設定するものとする。設計基準 対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備 を除く。)を内包する建物及び区画の設置され た敷地への地上部からの到達及び流入の防止に 係る設計又は評価に用いる入力津波高さは、施 設護岸及び防波壁でEL.+11.9mとする。

置される敷地は、堅固な地盤上に設置したE L.+15mの防波壁により取り囲まれており、地 震による沈下は想定されず, 津波が敷地へ到達 する可能性はない。一方, 防波壁前面に存在す

評価結果の相違 【柏崎6/7, 東海第二, 女

島根2号炉は固有周期に よる励起の影響が推察され

評価結果の相違

川2】

【柏崎6/7, 東海第二, 女

島根2号炉は、防波壁前

面の荷揚場を沈下させた数

なお、設計又は評価の対象となる施設等が設

合には、後述する許容津波高さの設定において 敷地地盤の沈下を安全側に考慮する。発電所敷 地各部における許容津波高さの設定において考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
慮する地盤沈下条件を第1.5-2 表に示す。			る埋戻し土は地震時に沈下する可能性があるた	値シミュレーションを実施
			め, 防波壁前面(荷揚場)の地震による沈下を	し、入力津波高さに影響が
			想定した数値シミュレーションを実施した。そ	ないことを確認している
			の結果, 入力津波高さに影響がないことを確認	
			したことから、防波壁前面(荷揚場)の地震に	
			よる沈下を考慮しない。	
d. 取水路・放水路等の経路からの流入に伴う	d. 取水路・放水路等の経路からの流入に伴う	d. 取水路, 放水路等の経路からの流入に伴う	d. 取水路・放水路等の経路からの流入に伴う	
入力津波	入力津波	入力津波	入力津波	
取水路、放水路等からの流入に伴う入力津波	取水路、放水路等からの流入に伴う入力津波	取水路、放水路等からの流入に伴う入力津波	取水路・放水路等からの流入に伴う入力津波	
は、流入口となる港湾内における津波高さにつ	は、流入口となる港湾内外における津波高さに	は、流入口となる港湾内における津波高さにつ	は、流入口となる港湾内における津波高さにつ	
いては, 上記a. 及びb. に示した事項を考慮	ついては、上記a.及びb.に示した事項を考	いては、上記a.及びb.に示した事項を考慮	いては、上記a.及びb.に示した事項を考慮し、	
し、上記c. に示した数値シミュレーションに	慮し、上記 c. に示した数値シミュレーション	し、上記 c. に示した数値シミュレーションに	上記c. に示した数値シミュレーションにより安	
より安全側の値を設定する。また, 取水路及び	により安全側の値を設定する。また,取水ピッ	より安全側の値を設定する。また, 取水路及び	全側の値を設定する。また、取水路及び放水路	
放水路内における津波高さについては, 各水路	ト,放水路,SA用海水ピット及び緊急用海水	放水路内における津波高さについては、各水路	内における津波高さについては, 各水路の特性	
の特性を考慮した水位を適切に評価するため,	ポンプピットにおける津波高さについては、各	の特性を考慮した水位を適切に評価するため,	を考慮した水位を適切に評価するため、開水路	
開水路及び管路において非定常管路流の連続式	水路の特性を考慮した水位を適切に評価するた	開水路及び管路において非定常管路流の連続式	及び管路において非定常管路流の連続式及び運	
及び運動方程式を使用し、上記の港湾内におけ	め, 開水路及び管路において非定常管路流の連	及び運動方程式を使用し、上記の港湾内におけ	動方程式を使用し、上記の港湾内における津波	
る津波高さの時刻歴波形を入力条件として管路	続式及び運動方程式を使用し、上記の港湾内及	る津波高さの時刻歴波形を入力条件として管路	高さの時刻歴波形を入力条件として管路解析を	
解析を実施することにより算定する。その際,	び放水口前面における津波高さの時刻歴波形を	解析を実施することにより算定する。その際,	実施することにより算定する。その際、取水口	
5号,6号及び7号炉の取水口から補機取水槽	入力条件として管路解析を実施することにより	1号炉の取水口から海水ポンプ室に至る系,2	から取水槽に至る系並びに放水口から放水槽に	
に至る系並びに放水口から5号,6号及び7号	算定する。その際、取水口から取水ピットに至	号炉の取水口から海水ポンプ室に至る系,3号	至る系をモデル化し、管路の形状、材質及び表	
炉の放水庭に至る系をモデル化し, 管路の形	る系、放水口から放水路ゲートに至る系及びS	炉の取水口から海水熱交換器建屋に至る系,1	面の状況に応じた損失を考慮するとともに, 貝	
状、材質及び表面の状況に応じた損失を考慮す	A用海水ピット取水塔からSA用海水ピットを	号炉の放水口から放水立坑に至る系,2号炉の	付着の有無及びポンプの稼働有無を不確かさと	
るとともに、貝付着の有無、スクリーンの有無	経て緊急用海水ポンプピットに至る系をモデル	放水口から放水立坑に至る系及び3号炉の放水	して考慮した計算条件とし, 安全側の値を設定	・設備の相違
及びポンプの稼働有無を不確かさとして考慮し	化し,管路の形状,材質及び表面の状況に応じ	口から放水立坑に至る系をモデル化し、管路の	する	【柏崎6/7,東海第二,女
た計算条件とし、安全側の値を設定する。	た損失を考慮するとともに、それぞれの系に応	形状、材質及び表面の状況に応じた損失を考慮		川 2]
	じて, 貝付着の有無, スクリーンの有無及びポ	するとともに、貝付着の有無及びスクリーンの		島根2号炉のスクリーン
	ンプの稼働有無を不確かさとして考慮した計算	有無を不確かさとして考慮した計算条件とし,		は耐震性、耐津波性を有す
	条件とし、安全側の値を設定する。また、高潮	安全側の値を設定する。		る
	ハザードの再現期間100年に対する期待値を考			
	慮して設定した参照する裕度以上となるように			
	津波荷重水位を設定する。入力津波高さと津波			
	荷重水位の関係より、第1.4-4表に各経路から			
	の流入評価結果を示す。			
なお, 非常用海水冷却系の取水性を確保する	なお、非常用海水ポンプの取水性を確保する	なお、非常用海水ポンプの取水性を確保する	なお、非常用海水ポンプの取水性を確保する	
ため,海水貯留堰を設置するとともに,補機取	ため、貯留堰を設置するとともに、取水ピット	ため, 貯留堰を設置するとともに, 取水ピット	ため,発電所を含む地域に大津波警報が発表さ	
水槽の水位低下時には循環水ポンプを停止する	の水位低下時又は発電所を含む地域に大津波警	の水位低下時又は発電所を含む地域に大津波警	れた場合、循環水ポンプを停止する運用を定め	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
運用を定めることから、水位の評価は海水貯留	報が発表された場合,循環水ポンプ及び補機冷	報が発表された場合、循環水ポンプを停止する	る。このため、日本海東縁部に想定される地震	
堰の存在を考慮に入れるとともに循環水ポンプ	却系海水系ポンプを停止する運用を定める。こ	運用を定める。このため、海水ポンプ室の入力	による津波の取水路の入力津波高さの設定に当	
の停止を前提として実施する。	のため、取水路の入力津波高さの設定に当たっ	津波高さの設定に当たっては、水位の評価は貯	たっては、水位の評価は循環水ポンプの停止を	
	ては、水位の評価は貯留堰の存在を考慮に入れ	留堰の存在を考慮に入れるとともに,循環水ポ	前提として実施する。	
	るとともに、循環水ポンプ及び補機冷却系海水	ンプの停止を前提として実施する。	また, 1号炉取水槽に流路縮小工を設置する	・設備の相違
	系ポンプの停止を前提として評価する。		ことから、1号炉循環水ポンプの停止を前提と	【柏崎6/7,東海第二,女
また, T.M.S.L.+5m の荒浜側防潮堤内敷地と	また, 敷地への流入を防ぐため放水路ゲート		<u>する。</u>	ЛП 2]
T.M.S.L.+12m の大湊側敷地をつなぐ経路とな	を設置するとともに、発電所を含む地域に大津			島根は1号炉取水槽に流
るケーブル洞道からの流入に伴う入力津波高さ	波警報が発表された場合,原則,循環水ポンプ			路縮小工を設置する
は、保守的にケーブル洞道内の最高水位が荒浜	及び補機冷却系海水系ポンプの停止後、放水路			
側防潮堤内敷地の最高水位(T.M.S.L.+6.9m)	ゲートを閉止する手順等を整備する。このた			
と同等になると仮定し, T.M.S.L.+6.9m とす	め、放水路の入力津波高さの設定に当たって			
<u>5</u>	は、水位の評価は放水路ゲートの閉止を考慮に			
	入れるとともに,循環水ポンプ及び補機冷却系			
	海水系ポンプの停止を前提として評価する。			
1.5.1.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方	1.4.1.2敷地の特性に応じた津波防護の基本方	1.5.1.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方	1.5.1.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方	
針	針	針	針	
津波防護の基本方針は,以下の(1)から(5)の	津波防護の基本方針は,以下の(1) <u>~</u> (5)のと	津波防護の基本方針は,以下の(1)から(5)の	津波防護の基本方針は,以下の(1)から(5)の	
とおりである。	おりである。	とおりである。	とおりである。	
	(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非			
常用取水設備を除く。下記(3)において同	常用取水設備を除く。下記(3)において同	常用取水設備を除く。下記(3)において同	常用取水設備を除く。下記(3)において同	
じ。)を内包する建屋及び区画の設置された敷	****	3000		
地において、基準津波による遡上波を地上部か	地において、基準津波による遡上波を地上部か	地において、基準津波による遡上波を地上部か	地において、基準津波による遡上波を地上部か	
ら到達又は流入させない設計とする。また、取	ら到達又は流入させない設計とする。また、取	ら到達又は流入させない設計とする。また、取	ら到達又は流入させない設計とする。また、取	
水路, 放水路等の経路から流入させない設計と	水路、放水路等の経路から流入させない設計と	水路、放水路等の経路から流入させない設計と	水路・放水路等の経路から流入させない設計と	
する。	する。	する。	する。	
(2) 取水・放水施設,地下部等において,漏水	(2) 取水・放水施設,地下部等において,漏水	(2) 取水・放水施設,地下部等において,漏水	(2) 取水・放水施設,地下部等において,漏水	
	する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を	する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を	する可能性を考慮のうえ、漏水による浸水範囲	
限定して、重要な安全機能への影響を防止でき	限定して、重要な安全機能への影響を防止でき	限定して、重要な安全機能への影響を防止でき	を限定して、重要な安全機能への影響を防止で	
る設計とする。	る設計とする。	る設計とする。	きる設計とする。	
(3) 上記2 方針のほか,設計基準対象施設の津	(3) 上記2方針のほか,設計基準対象施設の津	(3) 上記2方針のほか,設計基準対象施設の津	(3) 上記2方針のほか,設計基準対象施設の津	
波防護対象設備を内包する建屋及び区画につい	波防護対象設備を内包する建屋及び区画につい	波防護対象設備を内包する建屋及び区画につい	波防護対象設備を内包する建物及び区画につい	
ては、浸水防護をすることにより、津波による		ては、浸水防護をすることにより、津波による	ては、浸水防護をすることにより、津波による	
影響等から隔離可能な設計とする。	影響等から隔離可能な設計とする。	影響等から隔離可能な設計とする。	影響等から隔離可能な設計とする。	
(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
全機能への影響を防止できる設計とする。	全機能への影響を防止できる設計とする。	全機能への影響を防止できる設計とする。	全機能への影響を防止できる設計とする。	
(5) 津波監視設備については,入力津波に対し	(5) 津波監視設備については,入力津波に対し	(5) 津波監視設備については、入力津波に対し	(5) 津波監視設備については、入力津波に対し	
て津波監視機能が保持できる設計とする。	て津波監視機能が保持できる設計とする。	て津波監視機能が保持できる設計とする。	て津波監視機能が保持できる設計とする。	
敷地の特性に応じた津波防護としては、基準	敷地の特性に応じた津波防護としては、基準	敷地の特性に応じた津波防護としては、基準	敷地の特性に応じた津波防護としては、基準	
津波による遡上波を地上部から到達又は流入さ	津波による遡上波を地上部から到達又は流入さ	津波による遡上波を地上部から到達又は流入さ	津波による遡上波を地上部から到達又は流入さ	
せない設計とするため,数値シミュレーション	せない設計とするため、数値シミュレーション	せない設計とするため、数値シミュレーション	せない設計とするため、数値シミュレーション	
<u>結果</u> に基づき, <u>遡上波が到達しない十分に高い</u>	に基づき,外郭防護として <u>防潮堤及び防潮扉</u> を	に基づき,外郭防護として <u>防潮堤</u> を設置する。	に基づき, <u>外郭防護として防波壁及び防波壁通</u>	・津波防護対策の相違
敷地として,大湊側のT.M.S.L.+12m の敷地を	設置する。 <u>防潮堤のうち鋼製防護壁には、鋼製</u>		<u>路防波扉</u> を設置する。	【柏崎6/7,東海第二,女
含め, 大湊側及び荒浜側の敷地背面のT.M.S.	防護壁と取水構造物の境界部からの津波の流入			川 2]
L.+12m よりも高所の敷地から「浸水を防止す	を防止するために、1次止水機構及び2次止水			
る敷地」を設定する。その上で、設計基準対象	機構を多様化して設置する。			
施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除				
く。)を内包する建屋及び区画をこの敷地に設				
置することで、同建屋及び区画が設置された敷				
地への, 遡上波の地上部からの到達及び流入を				
敷地高さにより防止する。「浸水を防止する敷				
地」を第1.5-7 図に示す。				
また、取水路から津波を流入させない設計と	また、取水路、放水路等の経路から流入させ	また、取水路、放水路等の経路から流入させ	また、取水路、放水路等の経路から津波を流	
するため,外郭防護として, <u>タービン建屋の補</u>	ない設計とするため、外郭防護として、 <u>取水路</u>	ない設計とするため、外郭防護として2号炉海	入させない設計とするため,外郭防護として,	・津波防護対策の相違
機取水槽の上部床面に設けられた開口部に取水	に取水路点検用開口部浸水防止蓋,海水ポンプ	水ポンプ室スクリーンエリア、3号炉海水ポン	1号炉取水槽に流路縮小工,屋外排水路に屋外	【柏崎6/7,東海第二,女
<u>槽閉止板</u> を設置する。	室に海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁,	プ室スクリーンエリア, 2号炉放水立坑, 3号	排水路逆止弁,取水槽に防水壁,水密扉及び床	川 2]
	循環水ポンプ室に取水ピット空気抜き配管逆止	炉放水立坑及び3号炉海水熱交換器建屋取水立	ドレン逆止弁を設置する。また、取水槽及び屋	
	弁,放水路に放水路ゲート及び放水路ゲート点	坑に防潮壁を設置し、1号炉取水路及び1号炉	外配管ダクト(タービン建物〜放水槽)の貫通	
	検用開口部浸水防止蓋,SA用海水ピットにS	放水路に取放水路流路縮小工, 2号炉補機冷却	部に対して止水処置を実施する。	
	A用海水ピット開口部浸水防止蓋,緊急用海水	海水系放水路の防潮壁横断部及び屋外排水路の		
	ポンプ室に緊急用海水ポンプピット点検用開口	防潮堤横断部(海側法尻部)に逆流防止設備,		
	部浸水防止蓋, 緊急用海水ポンプグランドドレ	3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリアに水		
	ン排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレ	密扉, 3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリ		
	<u>ン排水口逆止弁並びに構内排水路に構内排水路</u>	ア床開口部等に浸水防止蓋、海水ポンプ室補機		
	<u>逆流防止設備</u> を設置する。また, <u>防潮堤及び防</u>	ポンプエリア及び3号炉海水熱交換器建屋補機		
	潮扉下部貫通部に対して止水処置を実施する。	ポンプエリアの床開口部に逆止弁付ファンネル		
		を設置する。また、防潮壁の外側と内側のバイ		
		パス経路となる2号炉海水ポンプ室スクリーン		
		エリア等の防潮壁下部貫通部に対して止水処置		
		を実施する。		
設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画	用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画	用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画	用取水設備を除く。)を内包する建物及び区画	
については、津波による影響等から隔離可能な	については、津波による影響等から隔離可能な	については、津波による影響等から隔離可能な	については、津波による影響等から隔離可能な	
設計とするため、内郭防護として、 <u>タービン建</u>	設計とするため、内郭防護として、海水ポンプ	設計とするため、内郭防護として、海水ポンプ	設計とするため、内郭防護として、 <u>タービン建</u>	・津波防護対策の相違
屋内の区画境界部及び他の建屋との境界部に水	室に海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋,	室補機ポンプエリアの浸水防護重点化範囲の境	物(復水器を設置するエリア)と浸水防護重点	【柏崎6/7,東海第二,女
密扉, 止水ハッチ, ダクト閉止板, 浸水防止ダ	常設代替高圧電源装置用カルバートの立坑部に	界に浸水防止壁を設置する。また,原子炉建屋	化範囲との境界に防水壁、水密扉及び床ドレン	ЛП 2]
クト及び床ドレンライン浸水防止治具の設置並	水密扉の設置並びにタービン建屋又は非常用海	及び制御建屋の浸水防護重点化範囲の境界に水	<u>逆止弁を設置し、</u> 貫通部止水処置を実施する。	
びに貫通部止水処置を実施する。	水系配管カルバートと隣接する原子炉建屋境界	密扉,軽油タンクエリアの浸水防護重点化範囲	また、地震により損傷した場合に浸水防護重	
	地下階の貫通部,常設代替高圧電源装置用カル	の境界に浸水防止蓋を設置するとともに,原子	点化範囲へ津波が流入する可能性がある経路に	
	バートの立坑部の貫通部に対して止水処置を実	炉建屋,制御建屋及び軽油タンクエリアの浸水	対して,隔離弁を設置するとともに,バウンダ	
	施する。さらに、屋外の循環水系配管の損傷箇	防護重点化範囲の境界に貫通部止水処置を実施	リ機能を保持するポンプ及び配管を設置する。	
	所から非常用海水ポンプが設置されている海水	する。		
	ポンプ室への津波の流入を防止するため、海水			
	ポンプ室の壁の貫通部に対して止水処置を実施			
	する。			
引き波時の水位低下に対して、補機取水槽の	引き波時の水位の低下に対して,非常用海水	引き波時の水位の低下に対して,非常用海水		津波防護対策の相違
水位が原子炉補機冷却海水ポンプの取水可能水	ポンプの取水可能水位を下回らないよう、取水	ポンプの取水可能水位を下回らないよう, 取水		【柏崎6/7,東海第二,女
位を下回らないよう,海水貯留堰を設置する。	口前面の海中に貯留堰を設置する。	口底盤に貯留堰を設置する。		JII 2]
地震発生後、津波が発生した場合に、その影	地震発生後、津波が発生した場合に、その影	地震発生後、津波が発生した場合に、その影	地震発生後、津波が発生した場合に、その影	島根2号炉は、津波襲羽
響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備とし	響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備とし	響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備とし	響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備とし	前に循環水ポンプを停止
て、捕機取水槽に取水槽水位計を、7 号炉の主	て、取水路に潮位計、取水ピットに取水ピット	て、海水ポンプ室補機ポンプエリアに取水ピッ	て、取水槽に取水槽水位計を、排気筒に津波監	し、海水を確保することが
排気筒に津波監視カメラを設置する。	水位計並びに原子炉建屋屋上及び防潮堤上部に	ト水位計,原子炉建屋屋上及び防潮堤北側エリ	視カメラを設置する。	ら、貯留堰の設置を要した
	津波・構内監視カメラを設置する。	ア に津波監視カメラを設置する。		V
津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.5-	津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.4-	津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.5-	津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.5-	
3 表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防	2表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防	3表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防	2 表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防	
護の概要を第1.5 <u>-8</u> 図に示す。	護の概要を第1.4-3図に示す。	護の概要を第1.5 <u>…3</u> .図に示す。	護の概要を第1.5-7 図に示す。	
1.5.1.3 敷地への浸水防止 (外郭防護1)	1.4.1.3 敷地への浸水防止(外郭防護1)	1.5.1.3 敷地への浸水防止(外郭防護1)	1.5.1.3 敷地への浸水防止(外郭防護1)	
(1) 遡上波の地上部からの到達, 流入の防止	(1) 遡上波の地上部からの到達,流入の防止	(1) 遡上波の地上部からの到達,流入の防止	(1) 遡上波の地上部からの到達,流入の防止	
設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	
用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画	用取水設備を除く。)を内包する <u>原子炉建屋,</u>	用取水設備を除く。)を内包する <u>原子炉建屋,</u>	用取水設備を除く。)を内包する <u>原子炉建物,</u>	・設備の配置状況の相違
が設置されている敷地は, 「浸水を防止する敷	タービン建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋及び常	タービン建屋及び制御建屋は0.P.+13.8m の敷	制御室建物及び廃棄物処理建物はEL.+15.0m	【柏崎6/7,東海第二,女
地」のうち敷地高さT.M.S.L.+12m の大湊側敷	設代替高圧電源装置用カルバート並びに設計基	地に設置している。また,屋外には, 0.P.+1	の敷地に設置している。また、タービン建物は	JII 2 】
地であり、発電所全体遡上域における入力津波	準対象施設の津波防護対象設備のうち屋外設備	3.8m の敷地に排気筒,海水ポンプ室補機ポン	E L. +8.5mの敷地に設置している。	
高さはT.M.S.L.+8.3m である。このため,津波	である排気筒が設置されている敷地の高さはT.	プエリア,軽油タンクエリア (軽油タンク,燃	屋外には, EL.+15.0mの敷地にB-非常用デ	
の到達及び流入の防止に当たり許容可能な津波	P. +8m. 常設代替高圧電源装置置場が設置され	料移送ポンプ)及び復水貯蔵タンクを設置して		

いる。なお、原子炉建屋と接続するトレンチや

管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉

ている敷地の高さはT.P.+11m, 海水ポンプ室

高さ(以下1. では「許容津波高さ」とい

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
う。) は, 地震による地盤沈下1.0m を考慮し	が設置されている敷地の高さはT.P.+3m, 非常	排気筒連絡ダクトは0.P.+13.8m の敷地の地下	建物) を設置しており, EL.+8.5mの敷地に	
ても入力津波高さを上回るため、津波による遡	用海水系配管が設置されている敷地高さはT.P.	部に設置している。	A, H-非常用ディーゼル燃料設備を <mark>設置</mark> するエ	
上波は地上部から到達、流入しない。また、高	+3m~T.P.+8mであり, 津波による遡上波が到	海水ポンプ室補機ポンプエリアには,原子炉	リア、排気筒を <mark>設置</mark> するエリア及び屋外配管ダ	
潮ハザードの再現期間100 年に対する期待値を	<u>達、流入する高さに設置している。</u> このため、	補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機	クト(タービン建物~排気筒、タービン建物~	
踏まえた潮位に対しても、十分に余裕がある。	高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値	<u>冷却海水ポンプを0.P.+2.0m</u> に設置してい	放水槽) を設置している。また, E L.+8.5m	
	を踏まえた潮位を考慮した上で、 <u>敷地前面東側</u>	<u>3.</u>	の敷地地下の取水槽に原子炉補機海水ポンプ及	
	においては入力津波高さT.P.+17.9mに対して	これに対して、基準津波による遡上波が直接	び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプを設置して	
	天端高さT.P.+20mの防潮堤及び防潮扉,敷地	敷地に到達、流入することを防止できるよう	いる。このため、高潮ハザードの再現期間100	
	側面北側においては入力津波高さT.P.+15.4m	<u>に,敷地高さ0.P.+13.8m</u> に,高さ約15m(0.	年に対する期待値を踏まえた潮位を考慮したう	
	に対して天端高さT.P.+18mの防潮堤,敷地側	P. +29.0m) の防潮堤を設置する。	えで、施設護岸又は防波壁における入力津波高	・津波防護対策の相違
	面南側においては入力津波高さT.P.+16.8mに	一方, 防潮堤位置での入力津波高さは0.P.+	<u>き</u> EL.+11.9mに対して,天端高さEL.+15.	【柏崎6/7,東海第二,女
	対してT.P.+18mの防潮堤及び防潮扉を設置す	24.4m であり、防潮堤の高さには十分な裕度が	0mの防波壁及び防波壁通路防波扉を設置するこ	川 2 】
	<u>ることにより、</u> 津波が到達、流入しない設計と	あることから, 基準津波による遡上波が津波防	とにより、津波が到達、流入しない設計とす	津波高さや敷地高さの違
	する。また,防潮堤のうち鋼製防護壁には,1	<u>護対象設備に</u> 到達、流入 <u>することは</u> ない。 <u>ま</u>	る。	いによる津波防護対策の相
	次止水機構を設置し、津波が到達、流入しない	た、高潮ハザードの再現期間100 年に対する期		違
	設計とする。	待値を踏まえた潮位に対しても、十分に余裕が		
		ある。		
なお、遡上波の地上部からの到達及び流入の	なお, 遡上波の地上部からの到達及び流入の	なお、遡上波の地上部からの到達及び流入の	また, 遡上波の地上部からの到達, 流入の防	・津波防護対策の相違
防止として、地山斜面、盛土斜面等は活用しな	防止として, 地山斜面, 盛土斜面等は活用しな	防止として, 地山斜面, 盛土斜面等は活用しな	止として,地山斜面を活用する。地山斜面は,	【柏崎 6/7,東海第二,女
<u>\\`</u>	<u>V</u>	<u>\(\frac{\frac{\chi_0}{\chi_0}}{\chi_0}\)</u>	防波壁の高さ (E L. +15.0m) 以上の安定した	<u> 계 2 】</u>
			<u>岩盤とし、地震時及び津波時においても津波防</u>	島根2号炉は,防波壁及
			護機能を十分に保持する構造とする。	び防波壁端部の地山により
				津波を防護している
(2) 取水路, 放水路等の経路からの津波の流入	(2) 取水路,放水路等の経路からの津波の流	(2) 取水路, 放水路等の経路からの津波の流入	(2) 取水路,放水路等の経路からの津波の流入	
防止	入防止	防止	防止	
敷地へ津波が流入する可能性のある経路とし	敷地へ津波が流入する可能性のある経路とし	敷地へ津波が流入する可能性のある経路とし	敷地へ津波が流入する可能性のある経路とし	
ては、取水路、放水路、屋外排水路、 <u>電源ケー</u>	ては、取水路、放水路、SA用海水ピット及び	ては,取水路,放水路,屋外排水路が挙げられ	ては、取水路、放水路及び屋外排水路が挙げら	・設備の配置状況の相違
<u>ブルトレンチ及びケーブル洞道</u> が挙げられる。	緊急用海水系の取水経路、構内排水路並びに防	る。これらの経路を第1.5-4 表に示す。	れる。これらの経路を第1.5-3 表に示す。	【柏崎6/7,東海第二】
これらの経路を第1.5-4 表に示す。	潮堤及び防潮扉下部貫通部が挙げられる。これ			
	らの経路を第1. <u>4</u> -3表に示す。			
特定した流入経路から、津波が流入する可能	特定した流入経路から、津波が流入する可能	特定した流入経路から、津波が流入する可能	特定した流入経路から、津波が流入する可能	
性について検討を行い、取水路、放水路等の経	性について検討を行い、取水路、放水路等の経	性について検討を行い、取水路、放水路等の経	性について検討を行い、取水路、放水路等の経	
路からの流入に伴う入力津波高さ及び高潮ハザ	路からの流入に伴う津波高さ及び高潮ハザード	路からの流入に伴う入力津波高さ及び高潮ハザ	路からの流入に伴う入力津波高さ及び高潮ハザ	
ードの再現期間100 年に対する期待値を踏まえ		ードの再現期間100 年に対する期待値を踏まえ	ードの再現期間100年に対する期待値を踏まえ	
た潮位に対しても、十分に余裕のある設計とす	位に対しても、十分に余裕のある設計とする。	た潮位に対しても、十分に余裕のある設計とす	た潮位に対しても、十分に余裕のある設計とす	
る。		る。	る。	
特定した流入経路から、津波が流入すること		特定した流入経路から、津波が流入すること	特定した流入経路から、津波が流入すること	
を防止するため、浸水防止設備として <u>補機取水</u>	を防止するため,津波防護施設として <u>放水路に</u>	を防止するため、津波防護施設として、2号炉	を防止するため, 津波防護施設として,1号	・津波防護対策の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
槽の上部床面に設けられた開口部に取水槽閉止	放水路ゲート、敷地側面北側及び敷地前面東側	海水ポンプ室スクリーンエリア, 3号炉海水ポ	<u>炉取水槽に流路縮小工</u> を設置する。また,浸水	【柏崎6/7,東海第二,女
板を設置する。	の防潮堤下部を貫通する構内排水路に構内排水	ンプ室スクリーンエリア, 2号炉放水立坑, 3	防止設備として、屋外排水路に屋外排水路逆止	川 2 】
	<u>路逆流防止設備</u> を設置する。また,浸水防止設	号炉放水立坑及び3号炉海水熱交換器建屋取水	弁,2号炉取水路の取水槽除じん機エリア天端	
	備として、取水路に取水路点検用開口部浸水防	立坑の開口部に防潮壁を設置,1号炉取水路及	開口部に防水壁及び水密扉を、2号炉取水槽床	
	止蓋、海水ポンプ室に海水ポンプグランドドレ	び1号炉放水路に取放水路流路縮小工を設置す	面開口部に床ドレン逆止弁を設置し、2号炉取	
	ン排出口逆止弁,循環水ポンプ室に取水ピット	る。また,浸水防止設備として,2号炉補機冷	水槽除じん機エリアと取水槽C/Cケーブルダ	(C/C:コントロール
	空気抜き配管逆止弁、放水路に放水路ゲート点	<u> </u>	クト及び2号炉取水槽除じん機エリアと2号炉	センタ)
	検用開口部浸水防止蓋,SA用海水ピットにS	の防潮堤横断部に逆流防止設備,3号炉海水熱	取水槽海水ポンプエリア並びに2号炉放水槽と	
	A用海水ピット開口部浸水防止蓋並びに緊急用	交換器建屋補機ポンプエリアから海水熱交換器	屋外配管ダクト(タービン建物〜放水槽)との	
	<u>海水ポンプピットに緊急用海水ポンプピット点</u>	建屋取水立坑へのアクセス用入口に水密扉, 3	貫通部に対して止水処置を実施する。また、2	
	検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水ポンプグラ	号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリアの床開	号炉の取水路及び放水路に接続する配管につい	
	ンドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ	口部, 2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアか	ては、内包する流体に対するバウンダリが形成	
	室床ドレン排出口逆止弁を設置する。また、敷	ら補機冷却系トレンチへのアクセス用入口, 2	されており、津波の流入経路とならない。な	
	地前面東側の防潮堤下部貫通部及び敷地側面南	号炉海水ポンプ室防潮壁及び3号炉海水ポンプ	お、1号及び3号炉の取水路及び放水路の天端	
	側の防潮扉下部貫通部に対して止水処置を実施	室防潮壁区画内の揚水井戸並びに3号炉補機冷	開口高さは、入力津波高さ以上であり、津波の	
	する。	<u> 却海水系放水ピットの開口部に浸水防止蓋,海</u>	流入経路とならない。	
		水ポンプ室補機ポンプエリア及び3号炉海水熱		
		交換器建屋補機ポンプエリアの床開口部に逆止		
		弁付ファンネルを設置し、2号炉海水ポンプ室		
		スクリーンエリア及び放水立坑エリアの防潮壁		
		下部貫通部, 3号炉海水ポンプ室スクリーンエ		
		リア及び放水立坑エリアの防潮壁下部貫通部に		
		止水処置を実施する。		
取水槽閉止板の配置及び概要について, 第1.	これらの津波対策の概要について,第1.4-3	これらの浸水対策の概要について, 第1.5-4	これらの浸水対策の概要について,第1.5-8	
5-9 図及び第1.5-10 図に示す。	図に示す。	<u>〜</u> 第1.5-21 図に示す。	図~第1.5-10 図に示す。	
また、浸水対策の実施により、特定した流入	また、浸水対策の実施により、特定した流入	また、浸水対策の実施により、特定した流入	また、浸水対策の実施により、特定した流入	
経路からの津波の流入防止が可能であることを	経路からの津波の流入防止が可能であることを	経路からの津波の流入防止が可能であることを	経路からの津波の流入防止が可能であることを	
確認した結果を第1.5-5_表に示す。	確認した結果を第1.4-4表に示す。	確認した結果を第1.5-5 表に示す。	確認した結果を第1.5-4.表に示す。	
	上記のほか、東海発電所の取水路及び放水路		上記のほか,1号炉放水連絡通路について	・津波防護対策の相違
	については、今後、その機能に期待しないこと		は、コンクリート及び埋戻土により埋め戻しを	【柏崎6,7,女川2】
	から, コンクリート及び流動化処理土により埋		行うため、津波の流入経路とはならない。	
	め戻しを行うため、津波の流入経路とはならな			
	٧٠°			
		なお、2号炉放水立坑及び3号炉放水立坑壁	なお、2号炉放水路の循環水系配管の貫通部	
		<u>面の</u> 循環水系配管の貫通部は、コンクリート巻	は、コンクリート巻立てによる密着構造となっ	
		立てによる密着構造となっていることから津波	ていることから津波が流入することはない。	
		が流入することはない。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
1.5.1.4 漏水による重要な安全機能への影響防	 1.4.1.4 漏水による重要な安全機能への影響	 1.5.1.4 漏水による重要な安全機能への影響防	 1.5.1.4 漏水による重要な安全機能への影響防	
止(外郭防護2)	防止(外郭防護2)	止(外郭防護2)	止(外郭防護2)	
(1) 漏水対策	(1) 漏水対策	(1) 漏水対策	(1) 漏水対策	
取水・放水施設、地下部等における漏水の可	取水・放水施設、地下部等における漏水の可	取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮し	取水・放水施設,地下部等における漏水の可	
能性を検討した結果、取水路の入力津波高さが	 能性を検討した結果、海水ポンプ室には海水ポ	て、取水・放水施設及び地下部等における漏水	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
海水ポンプ(循環水ポンプ,原子炉補機冷却海	ンプグランドドレン排出口逆止弁、循環水ポン	の可能性を検討した結果,海水ポンプ室につい		
水ポンプ及びタービン補機冷却海水ポンプ)を	プ室には取水ピット空気抜き配管逆止弁、緊急	ては、入力津波が取水口から流入する可能性が	逆止弁を設置しており, 入力津波高さが逆止弁	
設置する取水槽及び補機取水槽の上部床面高さ	用海水ポンプ室には緊急用海水ポンプグランド	あるため、漏水が継続することによる浸水の範	を設置している床面の高さを上回り、当該部で	
を上回り、各床面に隙間部等が存在する場合に	ドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床	囲(以下「浸水想定範囲」という。)として想	漏水が継続する可能性がある。	
は当該部で漏水が生じる可能性があることか	ドレン排出口逆止弁が設置されており,入力津	定する。		
ら, 各海水ポンプの設置エリア及び連接する原	波高さがこれらの逆止弁を設置している床面の	浸水想定範囲への浸水の可能性のある経路と		
子炉補機冷却水系熱交換器を設置するエリア	高さを上回り, 当該部で漏水が継続する可能性	して、海水ポンプ室に貫通部が存在することか		
を漏水が継続することによる浸水の範囲とし	がある。	ら,浸水防止設備として床開口部に逆止弁付フ		
て想定する(以下1.では、この範囲を「浸水	海水ポンプ室には重要な安全機能を有する非	アンネルを設置する。また、漏水により津波の	取水槽海水ポンプエリアには重要な安全機能	
想定範囲」という。)。 <u>浸水想定範囲を第1.5</u>	常用海水ポンプが設置されていることから、海	浸水経路となる可能性がある逆止弁付ファンネ	を有する非常用海水ポンプが設置されているこ	
-11 図に示す。	水ポンプ室を漏水が継続することによる浸水の	ルについては、浸水想定範囲の浸水量評価にお	とから、取水槽海水ポンプエリアを漏水が継続	
	範囲(以下1.4において「浸水想定範囲」とい	いて考慮する。これらの浸水対策の概要につい	することによる浸水 <u>の範囲(以下1.4において</u>	
	う。)として想定する。	て, 第1.5-22 図に示す。	「浸水想定範囲」という。)として想定する。	
	また、循環水ポンプ室において漏水が継続し		また、取水槽循環水ポンプエリアにおいて漏	
	た場合には、隣接する海水ポンプ室に浸水する		水が継続した場合には、隣接する取水槽海水ポ	
	可能性があり、重要な安全機能に影響を及ぼす		ンプエリアに浸水する可能性があり、重要な安	
	可能性があることから、浸水想定範囲として想		全機能に影響を及ぼす可能性があることから、	
	定する。		浸水想定範囲として想定する。	
	なお、緊急用海水ポンプ室には、重大事故等			 ・設備の相違
	に対処するために必要な設備である緊急用海水			【東海第二】
	ポンプが設置されていることから,「1.4.2.4			島根2号炉に同様な設備
	漏水による重大事故等に対処するために必要			はない
	な機能への影響防止(外郭防護 2)」におい			
	て,漏水による浸水量を評価し,重大事故等に			
	対処するために必要な機能への影響を確認す			
	<u>3。</u>			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
取水設備の構造上の特徴等を考慮して各取水	取水構造物の構造上の特徴等を考慮して、海	なお、取水・放水設備の構造上の特徴を考慮	取水設備の構造上の特徴等を考慮して, 取水	
槽及び <u>補機</u> 取水槽 <u>上部</u> 床面における漏水の可能	水ポンプ室床面及び循環水ポンプ室床面におけ	して、漏水の可能性を検討した結果、床面等に	槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエ	
性を検討した結果、各床面における隙間部等と	る漏水の可能性を検討した結果、床面における	おける隙間部として挙げられる循環水ポンプ及	リア床面における漏水の可能性を検討した結	
して挙げられる <u>条</u> 海水ポンプのグランド部, <u>ベ</u>	開口部等として挙げられる海水ポンプグランド	び補機冷却海水ポンプのグランド部並びに据付	果、床面における開口部等として挙げられる海	・設備の相違
ント管及びドレン管、取水槽閉止板の止水部並	<u>ドレン排出口</u> 及び取水ピット空気抜き配管につ	部については、グランドパッキンによる締付け	水ポンプのグランド部及び雨水排水口につい	【柏崎6/7】
びに補機取水槽のベント管については、いずれ	いては、逆止弁を設置する設計上の配慮を施し	やフランジ取り合い部を取付ボルトで密着する	て,グランド部に対しては、パッキンやボルト	島根2号炉の海水ポンプ
もパッキンやボルトによるシール等の設計上の	ており、漏水による浸水経路とならない。 <u>海水</u>	構造としていること, 取水ピット水位計の据付	によるシール等の設計上の配慮を、雨水排水口	にベント管やドレン管等は
配慮を施しており、漏水による浸水経路となら	ポンプ室及び循環水ポンプ室の浸水防護設備の	部は、フランジ取り合い部を取付ボルトで密着	については、床ドレン逆止弁を設置する設計上	敷設されていない
ない。	概要を第1.4-4図に示す。	する構造としていることから漏水による浸水経	の配慮を施しており、漏水による浸水経路とな	
		路とはならない。	らない。	
なお、各海水ポンプのグランドドレンはグラ		また、補機冷却海水ポンプのグランドドレン	なお、各海水ポンプのグランドドレンはグラ	・設備の相違
ンドドレン配管を介してタービン建屋の地下に		の排水については逆止弁付ファンネルを経由し	ンドドレン配管を取水槽循環水ポンプエリア及	【柏崎6/7】
設けられたドレンサンプに排水されるが、ドレ		た排水とすることから、漏水による浸水経路と	び取水槽海水ポンプエリア内に開放し, 床ドレ	島根2号炉の海水ポンプ
ンサンプを海域と連接しない構成とすること		はならない。	ン逆止弁を経由した排水とすることから,漏水	は屋外にあり, 取水槽の側
で、津波がグランドドレン配管を逆流して建屋			による浸水経路とはならない。	溝に排水している
に流入することのない設計とする。				
	また、上記以外の取水構造物、放水路及びS			・設備の配置状況の相違
	A用海水ピット取水塔から緊急用海水ポンプピ			【東海第二】
	ットに至る系の特徴等を考慮して漏水の可能性			
	を検討した結果、壁面、床面等における隙間部			
	等として挙げられる浸水防止蓋、放水路ゲート			
	及び構内排水路逆流設備の座面, ポンプのグラ			
	ンド部並びに貫通部については、いずれもガス			
	ケット,パッキン等のシール材やボルトによる			
	密閉等の設計上の配慮を施しており、漏水によ			
	<u>る浸水経路とはならない。</u>			
以上より、設計基準対象施設の津波防護対象	以上より、設計基準対象施設の津波防護対象		以上より、設計基準対象施設の津波防護対象	
設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建	設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建		設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建	
屋及び区画への漏水による浸水の可能性はな	屋及び区画への漏水の可能性はない。		物及び区画への漏水による浸水の可能性はな	
V'o	上記のほか,防潮堤のうち鋼製防護壁には,		V. Lean	・津波防護対策の相違
	鋼製防護壁と取水構造物との境界部から津波の			【東海第二】
	流入を防止するため、外郭防護1として1次止			
	水機構を設置するが、1次止水機構からの漏水			
	又は保守に伴う取外し時の津波の流入を防止す			
	るため、外郭防護2として2次止水機構を設置			
	することにより、設計基準対象施設の津波防護			
	対象設備を内包する建屋及び区画が設置された			
	敷地への漏水を防止する。			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
(2) 安全機能への影響確認	(2) 安全機能への影響評価 海水ポンプ室には、重要な安全機能を有する 屋外設備である非常用海水ポンプが設置されて	有する屋外設備である原子炉補機冷却海水ポン	能を有する屋外設備である非常用海水ポンプが	
	いるため、海水ポンプ室を防水区画化する。	プ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプが 設置されているため、海水ポンプ室補機ポンプ エリアのうち、原子炉補機冷却海水ポンプ (A)(C)室、原子炉補機冷却海水ポンプ (B)(D)室及び高圧炉心スプレイ補機冷却 海水ポンプ室を防水区画化する。	設置されているため、取水槽海水ポンプエリアを防水区画化する。	
上記(1)より設計基準対象施設の津波防護対	上記(1)より、設計基準対象施設の津波防護	2 号炉海水ポンプ室補機ポンプエリアの逆止	上記(1)より,設計基準対象施設の津波防護	
象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する	対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包す	<u> 弁付ファンネルについては</u> ,漏水による浸水経	対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包す	
建屋及び区画への漏水による浸水の可能性はな	る建屋及び区画への漏水による浸水の可能性は	路となることから,浸水量を評価し,安全機能	る建物及び区画への漏水による浸水の可能性は	
いが、保守的な想定として、各海水ポンプのグ	ないが、保守的な想定として、海水ポンプグラ	への影響がないことを確認する。	ないが、取水槽床ドレン逆止弁に津波が到達し	・事象想定の相違
ランドドレン配管の詰まりやベント・ドレン配	ンドドレン排出口逆止弁からの設計上の許容漏		た場合に、漏水が発生することを考慮し、各浸	【柏崎6/7,東海第二】
<u>管の破損</u> を考慮し、各浸水想定範囲における浸	えい量及び逆止弁の弁体(フロート)の開固着		水想定範囲における浸水を仮定する。そのうえ	保守的に想定する事象の
水を仮定する。その上で、浸水想定範囲である	による動作不良を考慮し、浸水想定範囲におけ		で、重要な安全機能を有する非常用海水ポンプ	相違
原子炉補機冷却海水ポンプ,タービン補機冷却	る浸水を仮定する。その上で重要な安全機能を		について、漏水による取水槽海水ポンプエリア	
海水ポンプ、循環水ポンプ及び原子炉補機冷却	有する非常用海水ポンプについて、漏水による		における浸水量を評価し、安全機能への影響が	
水系熱交換器を設置するエリアに隣接する、原	海水ポンプ室における浸水量を評価し、安全機		ないことを確認する。浸水想定範囲ごとに防水	
子炉補機冷却水系や原子炉補機冷却海水系の機	能への影響がないことを確認する。		区画化するエリアを整理した一覧を第1.5-5表	
器、非常用所内電源設備等の重要な安全機能を	また、循環水ポンプ室の取水ピット空気抜き		に,浸水想定範囲を第1.5-11図に防水区画化の	
有する設備を設置するエリアを水密扉,堰等に	配管逆止弁についても、逆止弁からの設計上の		範囲を第1.5-12図に示す。	
より防水区画化する。なお、浸水想定範囲のう	許容漏えい量及び逆止弁の弁体(フロート)の			
ち循環水ポンプを設置するエリアについては,	開固着による動作不良を考慮し、浸水想定範囲		また、取水槽循環水ポンプエリアに隣接する	
後述する「1.5.1.5 設計基準対象施設の津波	における浸水を仮定する。その上で循環水ポン		取水槽海水ポンプエリアへの浸水の影響を評価	
防護対象設備を内包する建屋及び区画の隔離	プ室における漏水が, 隣接する海水ポンプ室へ		し、安全機能への影響がないことを確認する。	
(内郭防護)」で、循環水配管伸縮継手の破損	の浸水の影響を評価し、安全機能への影響がな			
による溢水等を想定して浸水対策を実施する方	いことを確認する。			
針としており、漏水に対する防水区画化はこの				
浸水対策に包含される。浸水想定範囲ごとに防				
水区画化するエリアを整理した一覧を第1.5-6				
表に示す。また、防水区画化の範囲を第1.5-				

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
12 図に示す。 また、浸水想定範囲内にある重要な安全機能を有する設備について、漏水による浸水量を評価し、安全機能への影響がないことを確認する。 (3) 排水設備設置の検討	(3) 排水設備の検討	(3) 排水設備設置の検討	(3) 排水設備設置の検討	
上記(2)において浸水想定範囲である各海水ポンプ(原子炉補機冷却海水ポンプ,タービン補機冷却海水ポンプ及び循環水ポンプ)及び原子炉補機冷却水系熱交換器を設置するエリアで長期間冠水が想定される場合は、排水設備を設置する。	ている海水ポンプ室で長期間冠水することが想	上記(2)において浸水想定範囲のうち重要な安全機能を有する非常用海水ポンプが設置されている原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室、原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室で長期間冠水することが想定される場合は、排水設備を設置する。	上記(2)において浸水想定範囲のうち重要な 安全機能を有する非常用海水ポンプが設置され ている取水槽海水ポンプエリアで長期間冠水す ることが想定される場合は、排水設備を設置す る。	
1.5.1.5 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の隔離(内郭防護)(1)浸水防護重点化範囲の設定浸水防護重点化範囲として,原子炉建屋、タービン建屋のうち非常用海水冷却系を設置するエリア,コントロール建屋及び廃棄物処理建屋並びに屋外設備である燃料設備の一部(軽油タンク及び燃料移送ポンプ)を設置する区画を設定する。	を内包する建 <u>屋</u> 及び区画の隔離(内郭防護) (1) 浸水防護重点化範囲の設定	1.5.1.5 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の隔離(内郭防護)(1)浸水防護重点化範囲の設定浸水防護重点化範囲として,原子炉建屋,制御建屋,海水ポンプ室補機ポンプエリア,軽油タンクエリア,復水貯蔵タンク,トレンチ,排気筒及び排気筒連絡ダクトを設定する。	1.5.1.5 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画の隔離(内郭防護) (1) 浸水防護重点化範囲の設定浸水防護重点化範囲として、原子炉建物、タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)、廃棄物処理建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)、制御室建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)、取水槽海水ポンプエリア及び屋外配管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物、タービン建物~排気筒及びタービン建物~放水槽)並びに非常用ディーゼル燃料設備及び排気筒を設置するエリアを設定する。	・設備の配置状況の相違 【柏崎6/7,東海第二,女 川2】
(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量 については、地震による溢水の影響も含めて確 認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能 性のある経路及び浸水口を特定し、浸水対策を 実施する。 具体的には、タービン建屋内において発生す る地震による循環水配管等の損傷箇所からの津	対策 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量 については、地震による溢水の影響も含めて確 認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能 性のある経路及び浸水口を特定し、浸水対策を 実施する。 具体的には、溢水防護での影響評価に示され	(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量 については、地震による溢水の影響も含めて確 認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能 性のある経路及び浸水口を特定し、浸水対策を 実施する。 具体的には、タービン建屋内において発生す る地震に伴う循環水系配管等の損傷箇所からの	(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量 については、地震による溢水の影響も含めて確 認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能 性のある経路及び浸水口を特定し、浸水対策を 実施する。 具体的には、タービン建物(復水器を設置す るエリア)において発生する地震による循環水	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
波の流入等が,浸水防護重点化範囲へ影響する	震による循環水系配管等の損傷箇所からの津波	津波の流入等が、隣接する浸水防護重点化範囲	系配管等の損傷箇所からの津波の流入等が、浸	
ことを防止するため、浸水防護重点化範囲の境	の流入等が,浸水防護重点化範囲(原子炉建	〜影響することを防止するため、 <u>その</u> 境界に <u>配</u>	水防護重点化範囲(タービン建物(耐震Sクラ	
界に水窓扉,止水ハッチ,ダクト閉止板,浸水	屋) へ影響することを防止するため、タービン	管等の貫通部への止水処置等 を実施する。	スの設備を設置するエリア)、原子炉建物、取	
防止ダクト及び床ドレンライン浸水防止治具の	建屋と隣接する原子炉建屋の地下階の貫通部に		<u>水槽循環水ポンプエリア)</u> へ影響することを防	
設置並びに貫通部止水処置を実施する。	対して止水処置を実施する。		止するため,浸水防護重点化範囲の境界に <u>防水</u>	・津波防護対策の相違
			壁、水密扉及び床ドレン逆止弁を設置し、貫通	【柏崎6/7,東海第二,女
			部止水処置を実施する。	川 2 】
	屋外の循環水系配管の損傷箇所から海水ポン	同様にタービン補機冷却海水系配管を敷設す	また,浸水防護重点化範囲へ津波が流入する	・設備の設置状況の相違
	プ室への津波の流入を防止するため、海水ポン	る補機冷却系トレンチ及びタービン補機冷却水	可能性がある経路に対して、隔離弁を設置する	【東海第二,女川2】
	プ室貫通部止水処置を実施する。屋外の非常用	系熱交換器・ポンプ室において発生する地震に	とともにバウンダリ機能を保持するポンプ及び	
	海水系配管(戻り管)の破損箇所から津波の流	伴うタービン補機冷却海水系配管の損傷箇所か	配管を設置する。	
	<u>入を防止するため、海水ポンプ室ケーブル点検</u>	らの津波の流入等が、隣接する浸水防護重点化		
	口浸水防止蓋及び常設代替高圧電源装置用カル	範囲へ影響することを防止するため、その境界		
	バート原子炉建屋側水密扉を設置するととも	に水密扉の設置及び配管等の貫通部への止水処		
	に,原子炉建屋境界貫通部,海水ポンプ室貫通	置等を実施する。		
	部及び常設代替高圧電源装置用カルバート(立	地震に伴う屋外タンクの破損により生じる溢		
	坑部)貫通部に止水処置を実施する。	水が浸水防護重点化範囲へ影響することを防止		
		するため、海水ポンプ室補機ポンプエリア周り		
		に浸水防止壁,軽油タンクエリアに貫通部止水		
		処置及び浸水防止蓋を設置する。		
	また、溢水の拡大防止対策として設けるイン	また、溢水の拡大防止対策として追加設置す	なお、溢水の拡大防止対策として設置するイ	
	ターロック(復水器水室出入口弁の閉止,循環	るインターロック(復水器水室出入口弁の全	ンターロック(復水器水室出入口弁の閉止,循	(復水器水室入口弁は津波
	水ポンプ出口弁の閉止及び循環水ポンプの停	閉,循環水ポンプの停止,タービン補機冷却海	環水ポンプ出口弁の閉止及び循環水ポンプの停	の流入を防止する設備では
	止)についても、影響評価において考慮する。	水ポンプの停止及びタービン補機冷却海水ポン	止)についても、影響評価において考慮する。	ないが、溢水量の低減設備
		プ吐出弁の全閉) についても、影響評価におい		であり、地震時のタービン
		て考慮する。		建物(復水器を設置するエ
実施に当たっては,以下a.からe.の影響を	実施に当たっては,以下a. <u>~</u> e. の影響を	実施に当たっては,以下 a f. の影響を	実施に当たっては,以下a. <u>から</u> f.の影響を考	リア) の浸水水位に寄与す
考慮する。	考慮する。	考慮する。	慮する。	ることから記載)
a. 地震に起因するタービン建 <u>屋内の</u> 復水器を	a. 地震に起因するタービン建 <u>屋内の</u> 循環水系	a. 地震に起因するタービン建 <u>屋内の主</u> 復水器	a. 地震に起因するタービン建物 <u>(復水器を設</u>	
設置するエリアに敷設する循環水配管伸縮継手	配管の伸縮継手の破損並びに耐震Bクラス及び	を設置するエリアに敷設する循環水系配管伸縮	置するエリア) に敷設する循環水系配管の伸縮	
の破損及び低耐震クラス機器の損傷により、保	<u>Cクラス機器の</u> 損傷により、保有水が溢水する	継手の破損により、津波が循環水系配管に流れ	継手を含む低耐震クラス機器及び配管の損傷に	
有水が溢水するとともに、津波が取水槽及び放	とともに、津波が取水ピット及び放水ピットか	込み、循環水系配管の損傷箇所を介してタービ	より、保有水が溢水するとともに、津波が取水	
水庭から循環水配管に流れ込み、循環水配管の	ら循環水系配管に流れ込み、循環水系配管の伸	ン建屋内に流入することが考えられる。	<u> </u>	・設備の配置状況の相違
損傷箇所を介して、タービン建屋内の復水器を	<u>縮継手の</u> 損傷箇所を介して,タービン建 <u>屋内</u> に		循環水系配管等の損傷箇所を介して、タービン	【柏崎6/7,東海第二,女
設置するエリアに流入することが考えられる。	流入することが考えられる。		建物 (復水器を設置するエリア) に流入するこ	<u> </u>
			とが考えられる。	島根2号炉は、タービン
このため、上記エリア内に流入した海水によ	このため、タービン建屋内に流入した海水に	このため, <u>タービン建屋</u> に流入した <u>津波</u> によ	このため、タービン建物(復水器を設置する	補機海水系配管が該当する

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
る浸水防護重点化範囲 (タービン建屋内の非常	よる,タービン建屋に隣接する浸水防護重点化	り、タービン建屋内に隣接する浸水防護重点化	エリア)内に流入した海水によるタービン建物	
用海水冷却系を設置するエリア,原子炉建屋,	範囲(原子炉建屋)への影響を評価する。	範囲 (原子炉建屋、制御建屋) への影響を評価	(復水器を設置するエリア) に隣接する浸水防	
コントロール建屋及び廃棄物処理建屋)への影		する。	護重点化範囲 (タービン建物 (耐震 S クラスの	
響を評価する。			設備を設置するエリア),原子炉建物及び取水	
			槽循環水ポンプエリア)への影響を評価する。	
		b. 地震に起因するタービン建屋タービン補機	b. 地震に起因するタービン建物(耐震Sクラ	
		冷却水系熱交換器・ポンプ室及びタービン補機	スの設備を設置するエリア) に敷設するタービ	
		冷却海水系配管を敷設する補機冷却系トレンチ	ン補機海水系配管を含む低耐震クラスの機器及	
		内のタービン補機冷却海水系配管の破損によ	び配管の損傷により、保有水が溢水するととも	
		り、津波がタービン補機冷却海水系配管の損傷	に、津波が取水槽及び放水槽からタービン補機	
		箇所を介してタービン建屋及びタービン補機冷	海水系配管等の損傷箇所を介して、タービン建	
		却海水系配管を敷設する補機冷却系トレンチ内	物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)に	
		に流入することが考えられる。	流入することが考えられる。	
		このため,タービン補機冷却海水系配管を敷	このため、タービン建物(耐震Sクラスの設	
		設する補機冷却系トレンチ及びタービン建屋内	<u>備を設置するエリア)内に</u> 流入した海水による	
		に流入した <u>津波</u> により, <u>タービン建屋に隣接す</u>	浸水防護重点化範囲(タービン建物(耐震Sク	・設備の配置状況の相違
		<u>る</u> 浸水防護重点化範囲 <u>(原子炉建屋,制御建屋</u>	ラスの設備を設置するエリア))への影響を評	【女川2】
		及び海水ポンプ室補機ポンプエリア)への影響	価する	島根 2 号炉の取水槽循環
		を評価する。		水ポンプエリアが浸水防護
				重点化範囲である
b. 地震に起因するタービン建屋内の循環水ポ	b. 地震に起因する循環水ポンプ室の循環水系	c. 地震に起因する海水ポンプ <u>室</u> 循環水ポンプ	c. 地震に起因する <u>取水槽</u> 循環水ポンプエリア	
ンプを設置するエリアに敷設する循環水配管伸	配管の伸縮継手の破損により、津波が取水ピッ	エリアの循環水系配管伸縮継手の破損により,	の循環水系配管の伸縮継手を含む低耐震クラス	
縮継手の破損及び低耐震クラス機器の損傷によ	上から循環水系配管に流れ込み,循環水系配管	津波が循環水系配管に流れ込み、循環水系配管	機器及び配管の損傷により、保有水が溢水する	
り、保有水が溢水するとともに、津波が取水槽	の伸縮継手の <u>破損</u> 箇所を介して、循環水ポンプ	伸縮継手の損傷箇所を介して、海水ポンプ室循	<u>とともに、</u> 津波が <u>取水槽</u> から <u>循環水系配管等</u> に	・設備の配置状況の相違
及び放水庭から循環水配管に流れ込み、循環水	室内に流入することが考えられる。	環水ポンプエリア内に流入することが考えられ	流れ込み,循環水系配管等の損傷箇所を介し	【柏崎6/7,東海第二,女
配管の損傷箇所を介して、タービン建屋内の循		る。	て、取水槽循環水ポンプエリアに流入すること	川 2 】
環水ポンプを設置するエリアに流入することが			が考えられる。	島根2号炉は、タービン
考えられる。				補機海水系配管が該当する
このため、上記エリア内に流入した海水によ	このため、循環水ポンプ室内に流入した海水	このため、 <u>隣接する</u> 浸水防護重点化範囲(海	このため、取水槽循環水ポンプエリア内に流	・設備の配置状況の相違
る浸水防護重点化範囲(タービン建屋内の非常	による、 <u>隣接する</u> 浸水防護重点化範囲 <u>(海水ポ</u>	水ポンプ室補機ポンプエリア)への影響を評価		
用海水冷却系を設置するエリア,原子炉建屋,	ンプ室)への影響を評価する。	する。	循環水ポンプエリア) への影響を評価する。	JII 2]
コントロール建屋及び廃棄物処理建屋)への影				島根2号炉の取水槽循環
響を評価する。				水ポンプエリアが浸水防護
				重点化範囲である

	T		T	
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
c. 地震に起因するタービン補機冷却水系熱交	c. 地震に起因する屋外に敷設する非常用海水			・設備の配置状況の相違
換器を設置するエリアに敷設するタービン補機	系配管(戻り管)の損傷により、海水が配管の			【柏崎6/7】
冷却海水配管及び低耐震クラス機器の損傷によ	損傷箇所を介して、設計基準対象施設の津波防			島根2号炉では、タービ
り、保有水が溢水するとともに、津波が補機取	護対象設備(非常用取水設備を除く。)の設置			ン補機冷却系熱交換器はタ
水槽からタービン補機冷却海水配管に流れ込	された敷地に流入することが考えられる。この			ービン建物(耐震Sクラス
み, タービン補機冷却海水配管の損傷箇所を介	ため、敷地に流入した津波による浸水防護重点			の設備を設置するエリア)
して, タービン建屋内のタービン補機冷却水系	化範囲(原子炉建屋,使用済燃料乾式貯蔵建			にあり, b. に含まれる
<u>熱交換器を設置するエリアに流入することが考</u>	屋、海水ポンプ室、常設代替高圧電源装置置			【東海第二】
えられる。このため、上記エリア内に流入した	場、常設代替高圧電源装置用カルバート及び非			島根2号炉の戻り配管を
海水による浸水防護重点化範囲(タービン建屋	常用海水系配管)への影響を評価する。			はタービン建物(耐震Sク
内の非常用海水冷却系を設置するエリア,原子				ラスの設備を設置するエリ
炉建屋, コントロール建屋及び廃棄物処理建				ア) にあり, b.に含まれる
屋)への影響を評価する。				
		d. 地震に起因する海水ポンプ室補機ポンプエ	d. 地震に起因する取水槽海水ポンプエリアに敷	
		リアに設置するタービン補機冷却海水系の低耐	設するタービン補機海水系配管等を含む低耐震	
		震クラス機器及び配管の破損により、津波が海	クラスの機器及び配管の損傷により、保有水が	
		水ポンプ室補機ポンプエリアのタービン補機冷	溢水するとともに, 津波が取水槽海水ポンプエ	
		<u>却海水ポンプ室</u> に流入することが考えられる。	リアに流入することが考えられる。	
		このため, <u>隣接する</u> 浸水防護重点化範囲 <u>(海</u>	このため、取水槽海水ポンプエリア内に流入	・設備の配置状況の相違
		水ポンプ室補機ポンプエリアの原子炉補機冷却	した海水による浸水防護重点化範囲(取水槽海	【女川2】
		海水ポンプ室及び高圧炉心スプレイ補機冷却海	水ポンプエリア)への影響を評価する。	島根2号炉の取水槽海水
		水ポンプ室)への影響を評価する。		ポンプエリアが浸水防護重
				点化範囲である
d. 地下水については、地震時の地下水の流入	d. 地下水については、地震時の地下水の流入	e. 地下水については, 地震時の地下水の流入	e. 地下水については、地震時の地下水の流入	
が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評	が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評	が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評	が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評	
価する。	価する。	価する。	価する。	
e. 地震に起因する屋外タンク等の損傷による	e. 地震に起因する屋外タンク等の損傷による	f. 地震に起因する屋外タンク等の損傷による	f. 地震に起因する屋外タンク等の損傷による	
溢水が,浸水防護重点化範囲へ与える影響につ	溢水が,浸水防護重点化範囲へ与える影響につ	溢水が,浸水防護重点化範囲へ与える影響につ	溢水が,浸水防護重点化範囲へ与える影響につ	
いて評価する。	いて評価する。	いて評価する。	いて評価する。	
(3) 上記(2)a. からeの浸水範囲及び浸水量	(3) 上記(2) a. <u>~ e.</u> の浸水範囲 <u>,</u> 浸水量 <u>の</u>	(3) 上記(2) a. <u>~</u> f. の浸水範囲及び浸水量	(3) 上記(2)a. <u>からf.</u> の浸水範囲及び浸水量に	
については、以下のとおり安全側の想定を実施	評価については,以下のとおり安全側の想定を	については、以下のとおり安全側の想定を実施	ついては、以下のとおり安全側の想定を実施す	
する。	実施する。	する。	る。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
a. 復水器を設置するエリアにおける機器・配	a. タービン建屋内の機器・配管の損傷による	a. 主復水器を設置するエリアにおける機器・	a. タービン建物(復水器を設置するエリア)	
管の損傷による津波, 溢水等の事象想定	津波、溢水等の事象想定	配管の損傷による津波、溢水等の事象想定	における機器・配管の損傷による津波、溢水等	
			の事象想定	
タービン建屋内の復水器を設置するエリアに	タービン建屋内における <u>溢水</u> については、循	タービン建 <u>屋内の主</u> 復水器を設置するエリア	タービン建物(復水器を設置するエリア)	
おける浸水については、循環水配管伸縮継手の	環水系配管の伸縮継手の全円周状の破損(リン	における浸水は、循環水系配管伸縮継手の全円	における浸水については、循環水系配管伸縮継	
全円周状破損を想定し、漏えいを検知して循環	グ状破損)並びに地震に起因する耐震Bクラス	周状破損を想定する。このため、インターロッ	手の全円周状の破損を含む低耐震クラス機器及	
水ポンプが停止するまでの間に生じる溢水量,	及びCクラス機器の破損を想定する。このた	ク(原子炉スクラム及びタービン建屋復水器室	び配管の損傷を想定する。このため、インター	
ポンプ停止から復水器出入口弁が閉止するまで	め、インターロック(地震加速度大による原子	の漏えい信号で作動)により、循環水ポンプが	ロック(地震大スクラム及びタービン建物の漏	
の間に生じる循環水配管の損傷箇所からの津波	<u> </u>	停止するまでの間に生じる溢水量、ポンプ停止	えい信号で作動)により循環水ポンプが停止	
の流入量及び低耐震クラス機器の損傷による保	えい信号で作動) による循環水ポンプの停止及	から復水器水室出入口弁が閉止するまでの間に	し、循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出入口	
有水の溢水量を合算した水量が, 同エリアに滞	び復水器水室出入口弁の閉止までの間に生じる	生じる循環水系配管の損傷箇所からの流入量及	<u>弁が閉止</u> するまでの間に生じる溢水量及び低耐	
留するものとして浸水水位を算出する。	溢水量を考慮する。また、溢水源となり得る機	び低耐震クラス機器の損傷による保有水の溢水	震クラス機器及び配管の損傷による保有水の溢	
	器の保有水による溢水量を考慮する。以上の溢	量を合算した水量が、同エリアに滞留するもの	水量を合算した水量が、同エリアに滞留するも	
	水量を合算した水量が、タービン建屋空間部に	として浸水水位を算出する。	のとして浸水水位を算出する。	
	滞留するものとして <u>溢水</u> 水位を算出する。			
	なお、インターロックによって、津波の襲来	なお、インターロックによって、津波の襲来	なお、インターロックによって、津波の襲来	
	前に復水器水室出入口弁を閉止することによ	前に復水器水室出入口弁を閉止することによ	前に循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁	
	り、津波の流入を防止できるため、津波の流入	り、津波の流入を防止できるため、津波の流入	を閉止することにより、津波の流入を防止でき	
	は考慮しない。	は考慮しない。	るため、津波の流入は考慮しない。	
		 h. タービン補機冷却海水系を設置するエリア	b. タービン建物(耐震 S クラスの設備を設置す	
		における機器・配管の損傷による津波、溢水等		
		の事象想定	波、溢水等の事象想定	
		タービン補機冷却海水系配管を敷設する補機	タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置する	・設備の配置状況の相違
		 冷却系トレンチ及びタービン建屋タービン補機	エリア)の低耐震クラスであるタービン補機海	【女川2】
		冷却水系熱交換器・ポンプ室における浸水は、	水系配管等の損傷により、津波が損傷箇所を介	島根2号炉は、タービン
		タービン補機冷却海水系配管の全円周状破損を	してタービン建物(耐震Sクラスの設備を設置	建物(耐震Sクラスの設備
		想定する。このため、インターロック(原子炉	するエリア) に流入することを防止するため,	を設置するエリア)は浸水
		スクラム及びタービン補機冷却海水系配管を敷	基準地震動Ssによる地震力に対して配管のバ	防護重点化範囲であり、津
		設する補機冷却系トレンチの漏えい信号又は原	ウンダリ機能を保持する。また, タービン補機	波の流入を防止する対策を
		子炉スクラム及びタービン建屋タービン補機冷	海水系配管(放水配管)及び液体廃棄物処理系	実施
		却水系熱交換器・ポンプ室の漏えい信号で作	配管に隔離弁(逆止弁)を設置することによ	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
		動)により、タービン補機冷却海水ポンプが停	り、津波の流入は考慮しない。	
		止するまでの間に生じる溢水量、ポンプ停止か		
		らタービン補機冷却海水ポンプ吐出弁が閉止す		
		るまでの間に生じるタービン補機冷却海水系配		
		管の損傷箇所からの流入量及び低耐震クラス機		
		器の損傷による保有水の溢水量を合算した水量		
		が、同エリアに滞留するものとして浸水水位を		
		算出する。		
		なお、インターロックによって、津波の襲来		
		前にタービン補機冷却海水ポンプ吐出弁を閉止		
		することにより、津波の流入を防止できるた		
		め、津波の流入は考慮しない。		
b. 循環水ポンプ <u>を設置する</u> エリアにおける機	 b. 循環水ポンプ室内の機器・配管の損傷によ	│ │ c. 海水ポンプ室循環水ポンプエリアにおける	c. 取水槽循環水ポンプエリアにおける機器・	
器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定	る津波、溢水等の事象想定	機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想	配管の損傷による津波,溢水等の事象想定	
		定		
タービン建屋内の循環水ポンプを設置するエ	 循環ポンプ室内における循環水系配管の溢水	海水ポンプ室循環水ポンプエリアの低耐震ク	 取水槽循環水ポンプエリアの低耐震クラスで	・設備の配置状況の相違
リアにおける浸水については、循環水配管伸縮	については、循環水系配管の伸縮継手の全円周	ラスである循環水系配管伸縮継手の破損によ	ある循環水系配管伸縮継手の全円周状の破損を	【柏崎6/7】
継手の全円周状破損を想定し、循環水ポンプの	<u>状の破損(リング状破損)</u> を想定する。このた	り、津波が海水ポンプ室循環水ポンプエリア内	含む低耐震クラスの機器及び配管の損傷によ	島根2号炉は、タービン
電動機が水没するまでポンプの運転が継続する	め、循環水ポンプの運転による溢水が循環水ポ	に流入することを防止するため、基準地震動S	り、津波が損傷箇所を介して取水槽循環水ポン	建物(耐震Sクラスの設備
ものとして、ポンプが停止するまでの間に生じ	ンプ室へ流入して滞留する水量を算出し、隣接	s による地震力に対して機器及び配管 <u>の耐震性</u>	プエリアに流入することを防止するため,基準	を設置するエリア) は浸水
る溢水量が同エリアに滞留するものとして浸水	する浸水防護重点化範囲に浸水しないことを確	評価を実施し、バウンダリ機能を維持すること	地震動Ssによる地震力に対してポンプ及び配	防護重点化範囲であり,津
水位を算出する。なお、同エリアにおいて循環	認する。なお、インターロック(地震加速度大	から津波の流入は考慮しない。	管のバウンダリ機能を保持する。また, タービ	波の流入を防止する対策を
水配管が破損した後は、循環水ポンプの吐出に	による原子炉スクラム及び循環水ポンプ室の漏		ン補機海水ポンプ出口弁にインターロックによ	実施
よる溢水により浸水水位が6 号及び7 号炉取水	えい信号で作動) によって、津波の襲来前に循		<u>る弁閉止対策を実施することにより、津波の流</u>	
口前面の入力津波高さ以上に上昇することか	環水ポンプ出口弁及び復水器水室出入口弁を閉		入は考慮しない。	
ら、本事象による最高水位は津波に依存しな	止することにより、津波の流入を防止できるた			
<u>V</u> ,	<u>め</u> , 津波の流入は考慮しない。			
		│ │ d.海水ポンプ室補機ポンプエリアにおける機	d. 取水槽海水ポンプエリアにおける機器・配	
		出・一番がホンク 黒畑 滋	での損傷による津波、溢水等の事象想定	
		一番・配音の損傷による伴放、塩水等の事家芯定 海水ポンプ室補機ポンプエリアの低耐震クラ	取水槽海水ポンプエリアの低耐震クラスであ	
		スであるタービン補機冷却海水系機器及び配管	るタービン補機海水系配管等の損傷により、津	
		の破損により、津波が海水ポンプ室補機ポンプ	波が損傷箇所を介して取水槽海水ポンプエリア	
		ツ以具により、伴似が何小かくノ主畑域かくノ	1火1/1月原迪川でリレー、火小頂供小小マノーリノ	<u> </u>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		エリア内に流入することを防止するため、基準	に流入することを防止するため、基準地震動S	
		地震動Ssによる地震力に対して機器及び配管	s による地震力に対してポンプ及び配管のバウ	
		の耐震性評価を実施し、バウンダリ機能を維持	ンダリ機能を保持することから津波の流入は考	
		することから津波の流入は考慮しない。	慮しない。	
c. タービン補機冷却水系熱交換器を設置する	c. 非常用海水系配管(戻り管)の損傷による			- ・設備の配置状況の相違
エリアにおける機器・配管の損傷による津波、	津波、溢水等の事象想定			【柏崎6/7】
溢水等の事象想定	屋外における非常用海水系配管(戻り管)か			島根2号炉のタービン補
タービン建屋内のタービン補機冷却水系熱交	らの溢水については、非常用海水ポンプの全台			機冷却系熱交換器はタービ
換器を設置するエリアにおける浸水について	運転を想定する。このため、その定格流量が溢			ン建物(耐震Sクラスの設
は、タービン補機冷却海水配管の完全全周破断	水し、設計基準対象施設の津波防護対象設備			備を設置するエリア)にあ
を想定し、損傷による保有水の溢水量及び損傷	(非常用取水設備を除く。) の設置された敷地			り, b. に含まれる
箇所からの津波の流入量を合算した水量が同工	に流入したときの浸水防護重点化範囲への影響			【東海第二】
リアに滞留するものとして浸水水位を算出す	を確認する。なお、津波の襲来前に放水路ゲー			島根2号炉の戻り配管は
<u>3.</u>	トを閉止することから、非常用海水系配管(戻			タービン建物(耐震Sクラ
	り管)の放水ラインの放水路側からの津波の流			スの設備を設置するエリ
	入は防止できるため、津波の流入は考慮しな			ア) にあり, b.に含まれる
	<u>V</u> ,			
d. 機器・配管の損傷による津波流入量の考慮	d. 機器・配管損傷による津波浸水量の考慮	e. 機器・配管の損傷による津波流入量の考慮	e. 機器・配管の損傷による津波流入量の考慮	
上記a. , b. 及びc. における機器・配管の	上記a. 及びb. における循環水系配管の損	上記a. における循環水系配管の損傷につい	上記a. における循環水系配管の損傷につい	・津波防護対策の相違
損傷によるタービン建屋への津波流入量につい	傷については、津波が襲来する前に循環水ポン	ては、津波が襲来する前に循環水ポンプを停止	ては、津波が襲来する前に循環水ポンプを停止	【柏崎6/7】
ては、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の	プを停止し,復水器水室出入口弁及び循環水ポ	し、復水器水室出入口弁を閉止するインターロ	し、循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁	島根2号炉は津波の流入
繰返しの襲来を考慮し、タービン建屋の浸水水	ンプ出口弁を閉止するインターロックを設け,	ックを設け、津波を流入させない設計とするこ	を閉止するインターロックを設け、津波を流入	を防止する対策を実施する
位は津波等の流入の都度上昇するものとして計	津波を流入させない設計とすることから、津波	とから、津波の浸水量は考慮しない。	させない設計とすることから, 津波の浸水量は	ことから、津波の浸水量は
算する。また、取水槽及び放水庭の水位が低い	の浸水量は考慮しない。 <u>また、上記c. におけ</u>	<u>上記 b</u> . におけるタービン補機冷却海水系配	考慮しない。	考慮しない
場合、流入経路を逆流してタービン建屋外へ流	<u>る非常用海水系配管(戻り管)の損傷について</u>	管の損傷については、津波が襲来する前に <u>ター</u>	また, タービン補機海水系配管の損傷につい	
出する可能性があるが、保守的に一度流入した	は、津波が襲来する前に放水路ゲートを閉止	ビン補機冷却海水ポンプを停止し, タービン補	ては、津波が襲来する前にタービン補機海水ポ	
ものはタービン建屋外へ流出しないものとして	し,放水ラインの放水路側からの津波の流入を	機冷却海水ポンプ吐出弁を閉止するインターロ	ンプ出口弁を閉止するインターロックを設け,	
評価する。	防止する設計とすることから、津波の浸水量は	ックを設け、津波を流入させない設計とするこ	津波を流入させない設計とすることから、津波	
	考慮しない。	とから, 津波の浸水量は考慮しない。	の浸水量は考慮しない。	
		上記c., d. における屋外の循環水系及び	上記 b. におけるタービン補機海水系配管	
		タービン補機冷却海水系機器,配管について	(放水配管) 及び液体廃棄物処理系配管につい	
		は、基準地震動Ssによる地震力に対する <u>耐震</u>	ては,隔離弁(逆止弁)を設置し,津波を流入	
		性評価を実施し、バウンダリ機能を維持し、津	させない設計とすることから、津波の浸水量は	
		波を流入させない設計とすることから、津波の	<u>考慮しない。</u>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		浸水量は考慮しない。	また,原子炉補機海水系配管(放水配管),	
			高圧炉心スプレイ補機海水系配管 (放水配管)	
			については、基準地震動Ssによる地震力に対	
			するバウンダリ機能を保持し、津波を流入させ	
			ない設計とすることから、津波の浸水量は考慮	
			しない。	
			上記c. における取水槽循環水ポンプエリアの	
			循環水系配管(伸縮継手部含む)は基準地震動	
			Ssによる地震力に対するバウンダリ機能を保	
			持し、津波を流入させない設計とすることか	
			ら、津波の浸水量は考慮しない。また、タービ	
			ン補機海水系配管の損傷については、津波が襲	
			来する前にタービン補機海水ポンプ出口弁を閉	
			止するインターロックを設け、津波を流入させ	
			ない設計とすることから、津波の浸水量は考慮	
			しない	
			 上記d. における取水槽海水ポンプエリアのタ	
			ービン補機海水系及び除じん系のポンプ及び配	
			管は基準地震動Ssによる地震力に対するバウ	
			ンダリ機能を保持し、津波を流入させない設計	
			とすることから、津波の浸水量は考慮しない。	
			バウンダリ機能を保持する機器、配管及び隔離	
			弁(電動弁,逆止弁)の設置概要を第1.5-13図	
			<u>に示す。</u>	
. 機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮	e. 機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮	f . 機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮	f. 機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮	
上記a., b. 及びc. における浸水量につい	上記a., b. 及びc. における機器・配管	上記a. 及びb. における機器・配管等の損	上記a., b., c.及びd.における機器・配管等の	
には、内部溢水等の事象想定も考慮して算定す	 等の損傷による浸水範囲,浸水量については,	傷による浸水範囲、浸水量については、内部溢	損傷による浸水範囲,浸水量については,内部	
5.	損傷箇所を介したタービン建屋への津波の流	水等の事象想定も考慮して算定する。	溢水等の事象想定も考慮して算定する。	
	入、内部溢水等の事象想定も考慮して算定す			
	る。			
地下水の流入量の考慮	f. 地下水の溢水影響の考慮	g. 地下水の流入量の考慮	g. 地下水の流入量の考慮	
地下水の流入については、別途実施する「1.	地下水については、複数のサブドレンピット	地下水の流入については、揚水ポンプの停止	地下水の流入については、地下水排水ポンプ	
溢水防護に関する基本方針」の影響評価にお	及び排水ポンプにより排水することができる。	により建屋周囲の水位が地表面まで上昇するこ	の停止により建物周囲の水位が地表面まで上昇	
いて、地震時の排水ポンプの停止により建屋周		とを想定し、建屋外周部における貫通部止水	することを想定し、建物外周部における貫通部	
囲の水位が周辺の地下水位まで上昇することを		処置等を実施して建屋内への流入を防止する設	止水処置等を実施して建物内への流入を防止す	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
想定し、建屋外周部における貫通部止水処置等により建屋内への流入を防止する設計としているため、地下水による浸水防護重点化範囲への有意な影響はない。 なお、地震による建屋の地下部外壁の貫通部等からの流入については、浸水防護重点化範囲への影響を安全側に考慮する。 g. 屋外タンクの損傷による溢水等の事象想定 屋外の溢水については、別途実施する「1.7 溢水防護に関する基本方針」の影響評価におい	定し、建屋外周部における貫通部止水処置等を 実施して建屋内への流入を防止する設計として いる。このため、地下水による浸水防護重点化 範囲への有意な影響はない。	計としている。このため、地下水による浸水防護重点化範囲への有意な影響はない。なお、地下水位低下設備については、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を確保する設計とする。 地震による建屋の地下階外壁の貫通部等からの流入については、浸水防護重点化範囲の評価に当たって、地下水の影響を安全側に考慮する。	島根原子力発電所2号炉 る設計としている。このため、地下水による浸水防護重点化範囲への有意な影響はない。なお、地下水位低下設備については、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を確保する設計とする。 地震による建物の地下階外壁の貫通部等からの流入については、浸水防護重点化範囲の評価に当たって、地下水の影響を安全側に考慮する。 h. 屋外タンク等の損傷による溢水については、地震時の屋外タンクの溢水により建物周囲が浸水することを想定した場合においても、原子炉建物や廃棄物処理建物等の各扉付近の開口部の下端高さが高い位置にあること等から、屋外の溢水による浸水防護重点化範囲への影響はない。	・評価結果及び対策の相違 【柏崎6/7,東海第二,女 川 2】
h. 施設・設備施工上生じうる隙間部等についての考慮 津波及び溢水により浸水を想定する建屋地下部において、施工上生じうる建屋間等の隙間部には、止水処置を行い、浸水防護重点化範囲への浸水を防止する設計とする。	h. 施設・設備施工上生じうる隙間部等についての考慮 津波及び溢水により浸水を想定するタービン 建屋と原子炉建屋地下部の境界において、施工 上生じうる建屋間の隙間部には、止水処置を行い、浸水防護重点化範囲への浸水を防止する設計とする。	i. 施設・設備施工上生じうる隙間部等についての考慮 津波及び溢水により浸水を想定するタービン 建屋と隣接する原子炉建屋及び制御建屋の境 界,1号炉制御建屋と隣接する制御建屋の境 界,補助ボイラー建屋と隣接する制御建屋の境 界,屋外と隣接する軽油タンクエリアの境界において,施工上生じうる建屋間の隙間部には止水処置を行い,浸水防護重点化範囲への浸水を防止する設計とする。	i. 施設・設備施工上生じうる隙間部等についての考慮 津波及び溢水により浸水を想定するタービン建物と隣接する原子炉建物及び取水槽循環水ポンプエリアの地下部の境界において、施工上生じうる建物間等の隙間部には止水処置を行い、浸水防護重点化範囲への浸水を防止する設計とする。	
1.5.1.6 水位変動に伴う取水性低下による重要	1.4.1.6 水位変動に伴う取水性低下による重	1.5.1.6 水位変動に伴う取水性低下による重要	1.5.1.6 水位変動に伴う取水性低下による重要	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
な安全機能への影響防止	要な安全機能への影響防止	な安全機能への影響防止	な安全機能への影響防止	
(1) 非常用海水冷却系の取水性	(1)非常用海水ポンプの取水性	(1) 非常用海水冷却系の取水性	(1) 非常用海水冷却系の取水性	
基準津波による水位の低下に対して、非常用		基準津波による水位の低下に対して、非常用	基準津波による水位の低下に対して,非常用	
海水冷却系の海水ポンプである原子炉補機冷却		海水ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に必要	 海水ポンプが機能保持でき、かつ。。冷却に必要	
海水ポンプが機能保持でき、かつ <u>同系による</u> 冷		な海水が確保できる設計とする。	な海水が確保できる設計とする。	
却に必要な海水が確保できる設計とする。				
具体的には,引き波による水位低下時におい		具体的には,引き波による水位低下時におい		・津波防護対策の相違
ても,原子炉補機冷却海水ポンプの継続運転が		ても,非常用海水ポンプの継続運転が十分可能		【柏崎 6/7,東海第二,女
十分可能なよう, 6 号及び7 号炉の取水口前面		なよう, 取水口底盤に海水を貯水する貯留堰		JII 2]
に海水を貯水する海水貯留堰を設置する。		(天端高さ0.P.−6.3m) を設置し, この場合に		島根2号炉は循環水ポン
海水貯留堰は天端高さをT.M.S.L3.5m とし,	基準津波による水位の低下に対して、非常用	おける基準津波による水位の低下に伴う取水路	基準津波による水位の低下に伴う取水路の特	プを停止運用とすることに
この場合における基準津波による水位の低下に	海水ポンプ位置の評価水位を適切に算出するた	の特性を考慮した非常用海水ポンプ位置の評価	性を考慮した非常用海水ポンプ位置の評価水位	より海水貯留堰の設置を要
伴う原子炉補機冷却海水ポンプの位置での津波	め,水路の特性を考慮して、開水路及び管路に	水位を適切に算出するため、開水路及び管路に	を適切に算定するため、開水路及び管路におい	しない
高さを, 取水路の特性を考慮して適切に算定	ついて非定常管路流の連続式及び運動方程式を	ついて一次元非定常流の連続式及び運動方程式	て非定常管路流の連続式及び運動方程式を用い	
するため, 「1.5.1.1(3)d. 取水路・放水路等	用いて数値シミュレーションを実施する。	を用いて数値シミュレーションを実施する。	て管路解析を実施する。	
の経路からの流入に伴う入力津波」に示した管	その際, 貯留堰がない状態で, 取水口, 取水	その際、取水口から海水ポンプ室に至る経路	その際,取水口から取水槽に至る経路をモデ	
路解析を実施する。これにより算出された補機	路及び取水ピットに至る経路をモデル化し,粗	をモデル化し、管路の形状、材質及び表面の状	ル化し、管路の形状、材質及び表面の状況に応	
取水槽の津波高さが、海水貯留堰の天端高さを	度係数,貝の付着代及びスクリーン損失を考慮	況に応じた摩擦係数, 貝付着, スクリーン損失	じた摩擦損失,貝付着を考慮するとともに,防	
下回る時間として想定される時間のうち、最大	するとともに, 防波堤の有無及び潮位のばらつ	及び防波堤の有無を考慮するとともに、潮位の	波堤の有無及び潮位のばらつきの加算により安	
の約16 分間にわたり原子炉補機冷却海水ポン	きの加算による安全側に評価した値を用いる	ばらつきを考慮する。	全側に評価した値を用いる。	
プが全台(6台)運転を継続した場合において	等、数値計算上の不確かさを考慮した評価を実			
も,必要な水量である約2,880m3を十分に確保	<u>施する。</u>			
できる設計とする。				
	この評価の結果, 基準津波による下降側水位	以上の解析から、基準津波による下降側水位	以上の解析から、基準津波による下降側水位	
	は <u>T.P5.64mとなった。この水位に下降側の</u>	を <u>0.P6.4m</u> と評価した。この評価水位に対	を <u>EL8.4m (EL8.31m)</u> と評価した。	
	潮位のばらつき0.16mと数値計算上の不確かさ	して非常用海水ポンプの取水可能水位は0.P	この評価水位に対して非常用海水ポンプの取水	
	<u>を考慮してT.P6.0mを評価水位とする。評価</u>	8.95m であるため、取水機能を維持できる。	可能水位は,原子炉補機海水ポンプはEL.-	
	水位は、非常用海水ポンプの取水可能水位T.P.	また, 貯留堰の天端高さ0.P6.3m を下回	8.32m, 高圧炉心スプレイ補機海水ポンプはE	・津波防護対策の相違
	-5.66mを下回ることから、津波防護施設とし	る時間は、約4分間であり、原子炉補機冷却海	<u>L8.85mであり,余裕がないため,大津波警</u>	【柏崎6/7,東海第二,女
	て取水口前面の海中に天端高さT.P4.9mの貯	水ポンプ4台及び高圧炉心スプレイ補機冷却海	報が発令された際には、津波到達予想時刻の5	川 2 】
	留堰を設置することで、非常用海水ポンプ全台	水ポンプ1台が運転を継続した場合において	分前までに循環水ポンプを停止する運用を整備	島根2号炉は循環水ポン
	(7台)が30分以上運転を継続し、取水性を保	も、約26 分間の運転継続が可能な水量である	<u>する。</u>	プを停止運用とすることに
	持するために必要な水量約2,370m3を確保でき	3,438m³ が確保可能な設計であるため、十分な	以上の結果,基準津波による下降側水位はE	より海水貯留堰の設置を要
	る設計とする。なお、津波高さが貯留堰天端高	容量を有している。	<u>L6.5mとなるため、非常用海水ポンプの取</u>	しない
	さT.P4.9mを下回る時間は約3分間であり、3		水機能を維持できる。	
	0分以上運転継続が可能であるため、十分な容			
	量を有している。			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
なお、取水路は循環水系と非常用海水冷却系	なお、取水ピットは循環水ポンプを含む常用	なお、取水路及び海水ポンプ室が循環水系と		・運用の相違
で併用されているため、発電所を含む地域に大	海水ポンプと併用されているため,発電所を含	非常用海水冷却系で併用されているため, 発電		【柏崎6/7,東海第二,女
津波警報が発令された際には、補機取水槽の水	む地域に大津波警報が発表された際には、引き	所を含む地域に大津波警報が発令された際に		J비 2 】
位を中央制御室にて監視し、引き波による水位	波による非常用海水ポンプの取水量を確保する	は、海水ポンプ室水位を中央制御室にて監視		島根2号炉は大津波警報
低下を確認した場合、非常用海水冷却系の取水	ため、循環水ポンプを含む常用海水ポンプを停	し、引き波による水位低下を確認した場合、非		により循環水ポンプを停止
量を確保するため、常用系海水ポンプ (循環水	止する運用を整備する。	常用海水冷却系の取水量を確保するため、常用		することから, 取水槽水位
ポンプ及びタービン補機冷却海水ポンプ)を停		<u>系海水ポンプ(循環水ポンプ)を停止する運用</u>		監視による常用系海水ポン
<u>止する運用を整備する。</u>		<u>を整備する。</u>		プの停止運用は要しない
(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却	(2) 津波の二次的な影響による非常用海水ポ	(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却	(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却	
系の機能保持確認	ンプの機能保持確認	系の機能保持確認	系の機能保持確認	
基準津波による水位変動に伴う海底の砂移	基準津波による水位変動に伴う海底の砂移	基準津波による水位変動に伴う海底の砂移	基準津波による水位変動に伴う海底の砂移	
動・堆積及び漂流物に対して、6号及び7号炉	動・堆積及び漂流物に対して、取水口、取水路	動・堆積及び漂流物に対して、取水口、取水路	動・堆積及び漂流物に対して、取水口、取水路	
<u>の</u> 取水口及び取水路の通水性が確保できる設計	及び取水ピットの通水性が確保できる設計とす	及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計と	及び取水槽の通水性が確保できる設計とする。	
とする。	3.	<i>†</i> 3.		
また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂	また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂	また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂	また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂	
等の混入に対して原子炉補機冷却海水ポンプは	等の混入に対して非常用海水ポンプは機能保持	等の混入に対して非常用海水ポンプは機能保持	等の混入に対して非常用海水ポンプは機能保持	
機能保持できる設計とする。	できる設計とする。	できる設計とする。	できる設計とする。	
a. 砂移動・堆積の影響	a. 砂移動・堆積の影響	a. 砂移動・堆積の影響	a. 砂移動・堆積の影響	
6 号及び7 号炉の取水口は, 呑口下端の高さ	取水口の底面の高さはT.P6.04mであり,	2 号炉の取水口は,貯留堰高さを0.P7.1m	取水口は、 <u>取水口呑口下端がEL12.5mで</u>	 ・設備の相違
をT.M.S.L5.5m とし, 平均潮位 (T.M.S.L.+	取水可能部は8mを超える高さを有する設計とす	(0. P6.3m に基準津波による地盤沈下量0.7	あり、海底面EL18.0mより5.5m高い位置に	【柏崎6/7,東海第二,女
0.26m) において取水可能部は5m を超える高さ	<u>る。</u>	2m を考慮) とし, 平均潮位 (0.P.+0.77m) に	 ある。	川 2 】
を有する設計とする。		おいて取水可能部は7m を超える高さを有する		
		 設計とする。		
	また、 <u>取水ピットの底面の高さはT.P7.85</u>	 また、海水ポンプ室の底面の高さは0.P1	また,取水槽の底面の高さは <u>E L9.8m</u> で	・設備の相違
	mであり、非常用海水ポンプの吸込み下端から	2.4m であり,原子炉補機冷却海水ポンプの下	あり、非常用海水ポンプの吸込み下端(EL	【東海第二,女川2】
	- 取水路底面までは <u>約1.3m</u> の距離がある。	端は0.P11.25m, 高圧炉心スプレイ補機冷却	9.3m)から取水槽底面までは0.5mの距離があ	
		海水ポンプの下端は0.P9.95mであることか	<u> </u>	
		ら,海水ポンプ室底面から <u>1.15~2.45m</u> 高い位		
		置に海水ポンプが設置されている。		
これに対して、砂移動に関する数値シミュレ	これに対して、砂移動に関する数値シミュレ	これに対して、砂移動に関する数値シミュレ	これに対して,砂移動解析を実施した結果,	
ーションを実施した結果、基準津波による砂移	ーションを実施した結果、基準津波による砂移	ーションを実施した結果、基準津波による砂移	基準津波による砂移動に伴う取水口付近におけ	
動に伴う6号及び7号炉の取水口前面における	動に伴う取水口前面における砂堆積厚さは水位	動に伴う取水口前面における砂堆積厚さは	る砂の堆積厚さは <u>0.02m</u> であり,砂の堆積によ	・津波評価の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
砂の堆積はほとんどないため、砂の堆積に伴っ	上昇側において <u>0.36m</u> であり、砂の堆積によっ	0.22m であり、砂の堆積によって、取水口が閉	って、取水口が閉塞することはない。また、取	【柏崎6/7,東海第二,女
て,6号及び7号炉の取水口が閉塞することは	て, 取水口が閉塞することはない。また, 取水	塞することはない。また,原子炉補機冷却海水	水槽における砂の堆積厚さは <u>0.001m未満</u> であ	川 2 】
たい。	<u>ピット</u> における砂堆積厚さは <u>0.028m</u> であり、非	ポンプ位置での砂堆積厚さは <u>0.02m,高圧炉心</u>	り、非常用海水ポンプへの影響はなく機能は保	
	常用海水ポンプへの影響はなく機能は保持でき	スプレイ補機冷却海水ポンプ位置での砂堆積厚	持できる。	
	る。	さは <u>0.10m</u> であり、非常用海水ポンプへの影響はなく機能は保持できる。		
b. 非常用 <u>海水冷却系</u> 海水ポンプへの浮遊砂の 影響	b. 非常用海水ポンプへの浮遊砂の影響	b. 非常用海水ポンプへの浮遊砂の影響	b. 非常用海水ポンプへの浮遊砂の影響	
原子炉補機冷却海水ポンプは、取水時に浮遊	非常用海水ポンプは、取水時に浮遊砂の一部	非常用海水ポンプは、取水時に浮遊砂の一部	非常用海水ポンプは、取水時に浮遊砂の一部	
砂の一部が軸受潤滑水としてポンプ軸受に混入	が軸受潤滑水としてポンプ軸受に混入したとし	が軸受潤滑水としてポンプ軸受部に混入したと	が軸受潤滑水としてポンプ軸受に混入したとし	
したとしても、ポンプの軸受に設けられた異物	ても、非常用海水ポンプの軸受に設けられた <u>約</u>	しても、軸受部に設けられた異物逃がし溝 (テ	ても、非常用海水ポンプの軸受に設けられた異	
逃がし溝 <u>(6 号炉:約4.5mm,7 号炉:約7.0m</u>	3.7mmの異物逃し溝から排出される構造とす	フロン軸受:4.5mm(原子炉補機冷却海水ポン	物逃がし溝 <u>(原子炉補機海水ポンプ:3.5mm,</u>	・設備の相違
<u>m)</u> から排出される構造とする。	る。	プ), 2.5mm (高圧炉心スプレイ補機冷却海水	<u>高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ:3.5mm)</u> か	【柏崎6/7,東海第二,女
		ポンプ) , ゴム軸受 : 5.5mm (原子炉補機冷却	ら排出される構造とする。	川 2 】
		海水ポンプ), 5 mm (高圧炉心スプレイ補機冷		
		<u> 却海水ポンプ))</u> から排出 <u>する</u> 構造とする。		
これに対して,発電所周辺の砂の平均粒径は	これに対して、発電所周辺の砂の平均粒径は	これに対して、発電所周辺の砂の平均粒径は	これに対して,発電所周辺の砂の粒径は <u>0.3m</u>	
<u>0.27mm</u> であり, 粒径数ミリ以上の砂はごくわ	0.15mm (底質調査) で、粒径数ミリメートル以	約0.2mm であり、粒径数ミリメートル以上の砂	m (全測定地点の平均粒径 (50%通過質量百分率	
ずかであることに加えて、粒径数ミリ以上の砂	上の砂はごくわずかであることに加えて、粒径	はごく僅かであることに加えて、粒径数ミリメ	粒径)の最小値)であり、粒径数ミリメートル	
は浮遊し難いものであることを踏まえると,大	数ミリメートル以上の砂は浮遊し難いものであ	ートル以上の砂は浮遊し難いものであることを	以上の砂はごくわずかであることに加えて、粒	
きな粒径の砂はほとんど混入しないと考えら	ることを踏まえると、大きな粒径の砂はほとん	踏まえると、大きな粒径の砂はほとんど混入し	径数ミリ <u>メートル</u> 以上の砂は浮遊し難いもので	
れ、砂混入に対して原子炉補機冷却海水ポンプ	ど混入しないと考えられ、砂混入に対して非常	ないと考えられ、砂混入に対して非常用海水ポ	あることを踏まえると、大きな粒径の砂はほと	
の取水機能は保持できる。	用海水ポンプの取水機能は保持できる。	ンプの取水機能は保持できる。	んど混入しないと考えられ、砂混入に対して非	
			常用海水ポンプの取水機能は保持できる。	
c. 漂流物の取水性への影響	c. 漂流物の取水性への影響	c. 漂流物の取水性への影響	c. 漂流物の取水性への影響	
(a) 漂流物の抽出方法	(a) 漂流物の抽出方法	(a) 漂流物の抽出方法	(a) 漂流物の抽出方法	
漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出	漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出	漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出	漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出	
するため、発電所構外については、基準津波の	するため、発電所敷地外については、基準津波	するため,発電所敷地外については,基準津波	するため,発電所敷地外については,基準津波	
数値シミュレーション結果を踏まえ発電所周辺	の数値シミュレーション結果を踏まえ発電所周	の数値シミュレーション結果を踏まえ発電所西	の数値シミュレーション結果を踏まえ発電所周	
約5km の範囲を, <u>また発電所構内</u> については,	辺半径約5kmの範囲(陸域については、遡上域	側の女川港を含む範囲(陸域については、遡上	辺約5kmの範囲を,敷地内については,遡上域	
遡上域となる $\underline{\text{T. M. S. L.}}$ +5m 以下の大湊側及び荒	を包絡する箇所)を、敷地内については、遡上	域を包絡する箇所)を、敷地内については、遡	となる防波壁の外側を網羅的に調査する。	
浜側の護岸部並びに自主的対策設備である荒浜	域となる防潮堤の外側を網羅的に調査する。	上域となる防潮堤の外側を網羅的に調査する。		
側防潮堤の機能を期待しない条件において遡上				
域となるT.M.S.L.+5m の荒浜側防潮堤内敷地を				
網羅的に調査する。				
設置物については, 地震で倒壊する可能性の	設置物については, 地震で倒壊する可能性の	設置物については, 地震で倒壊する可能性の	設置物については,地震で倒壊する可能性の	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
あるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂	あるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂	あるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂	あるものは倒壊させたうえで、浮力計算により	
流するか否かの検討を行う。(第1.5- <u>13</u> 図)	流するか否かの検討を行う。(第1.4-5図)	流するか否かの検討を行う(第1.5-23 図)。	漂流するか否かの検討を行う(第1.5-13図)。	
(b) 抽出された漂流物となる可能性のある施	(b) 抽出された漂流物となる可能性のある施	(b) 抽出された漂流物となる可能性のある施	(b) 抽出された漂流物となる可能性のある施	
設・設備の影響確認	設・設備の影響	設・設備の影響	設・設備の影響確認	
基準津波の数値シミュレーション結果による		基準津波の数値シミュレーションの結果によ	基準津波の数値シミュレーション結果による	
と, 6 号及び7 号炉があるT.M.S.L.+12m の大	ると、防潮堤の外側は遡上域となる。	ると、防潮堤の外側は遡上域となる。	と, 日本海東縁部に想定される地震による津波	
湊側敷地の前面及び荒浜側防潮堤前面まで津波			については、防波壁の外側は遡上域となる。	
が遡上し, T.M.S.L.+3m の大湊側護岸部及び荒				
浜側護岸部並びにT.M.S.L.+5m の物揚場が浸水				
する。また、荒浜側防潮堤の機能を期待しない				
条件においては, T.M.S.L.+5m の荒浜側防潮堤				
内敷地に津波が遡上する。				
以上を踏まえ、また、基準地震動による液状	このため、基準地震動SSによる液状化等に	このため、基準地震動Ssによる液状化等に	このため、基準地震動Ssによる液状化等に	
化等に伴う敷地の変状、潮位のばらつき (0.16	伴う敷地の変状、潮位のばらつき <u>(0.18m)</u> も	伴う敷地の変状, 潮位のばらつき <u>(0.16m)</u> も	伴う敷地の変状, 潮位のばらつき <u>(0.14m)</u> も	
m) も考慮し、基準津波によ <u>る</u> 漂流物となる可	考慮し、基準津波により漂流物となる可能性の	考慮し,基準津波により漂流物となる可能性の	考慮し,基準津波により漂流物となる可能性の	
能性のある施設・設備が、非常用海水治却系の	ある施設・設備が、非常用海水ポンプの取水性	ある施設・設備が、非常用海水ポンプの取水性	ある施設・設備が、非常用海水ポンプの取水性	
取水性に影響を及ぼさないことを確認する。	に影響を及ぼさないことを確認する。	に影響を及ぼさないことを確認する。	に影響を及ぼさないことを確認する。	
この結果,発電所構内で漂流し,6号及び7	この結果,発電所敷地内で漂流し,取水口に	この結果,発電所敷地内で漂流し,取水口に	この結果,発電所敷地内で漂流し,取水口に	
<u> 号炉の</u> 取水口に到達する可能性があるものとし	到達する可能性があるものとして、鉄筋コンク	到達する可能性があるものとして、鉄骨造建物	到達する可能性があるものとして、港湾施設点	・設備の配置状況の相違
て、護岸部に置かれる仮設ハウス類等の資機材	リート造建物のコンクリート壁 (コンクリート	の壁材,屋外中継盤等の内部構成部材,車両等	検用等の作業船、キャスク取扱収納庫、荷揚場	【柏崎6/7,東海第二,女
<u>や港湾施設点検用等の作業船等</u> が挙げられる	片),鉄骨造建物の外装板,フェンス,空調室	が挙げられるが、取水口は十分な通水面積を有	<u>詰所の壁材(ALC版)等</u> が挙げられるが, <u>取水</u>	川 2 】
が, 6 号及び7 号炉の取水口は十分な通水面積	外機, 車両等が挙げられるが, 取水口は十分な	していることから, 取水性への影響はない。	口が深層取水方式であること及び取水口は十分	・設備の相違
を有していることから, 取水性への影響はな	通水面積を有していることから, 取水性への影		な通水面積を有していることから, 取水性への	【柏崎6/7,東海第二,女
V'o	響はない。		影響はない。	川 2 】
				島根2号炉の取水口は深
				層取水方式であることか
				ら、その旨を記載
	また,貯留堰内に堆積することを想定した場			・津波防護対策の相違
	合においても、貯留堰は十分な容量を有してい			【東海第二】
	ることから、引き波時の非常用海水ポンプの取			島根2号炉は貯留堰を設
	水性への影響はない。			置していない
発電所構内に来航する船舶には上記作業船の	発電所の物揚岸壁又は港湾内に停泊する燃料	発電所の物揚岸壁又は港湾内に停泊する燃料	発電所の荷揚場又は港湾内に停泊する燃料等	
ほかに燃料等輸送船,浚渫船,土運船及び曳	等輸送船があり、この他に浚渫船、貨物船等の	等輸送船があり、この他に作業船、貨物船等の	輸送船があるが、津波警報等発令時には、緊急	・発電所に来航する船舶の
船・揚錨船があるが、これらは津波警報等発令	船舶がある。これらの発電所の物揚岸壁又は港	船舶がある。これらの発電所の物揚岸壁又は港	退避するため、漂流することはなく、取水性へ	相違
時には原則として緊急退避するため、漂流する	湾内に停泊する船舶においては、 津波警報等発	湾内に停泊する船舶においては、津波警報等発	の影響はない。	【柏崎6/7,東海第二,女

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
ことはなく、取水性への影響はない。	表時には、緊急退避するため、漂流することは なく、取水性への影響はない。	令時には、緊急退避するため、漂流することは なく、取水性への影響はない。		川2】
なお、燃料等輸送船及び浚渫船については、 荷役等の作業中に緊急退避が困難な到達の早い 津波が発生する場合は、係留することにより漂 流させない設計とする。 また、土運船については、その作業位置及び 津波の流向により6号及び7号炉の取水口周辺 に向かわないことから取水性への影響はない。			また、停泊時には係留することとし、緊急退避が困難な到達の早い津波が発生する場合は、 係留により漂流させない設計とすることから、 取水性に影響はない。	・津波防護対策の相違 【東海第二,女川2】 島根2号炉は,到達の早 い基準津波があることか ら,緊急退避が困難な場合 は,係留により漂流物とさ せない対策を実施
発電所構外で漂流し、6号及び7号炉の取水口に到達する可能性のあるものとしては、発電所近傍で航行不能になった漁船等が挙げられるが、6号及び7号炉の取水口は十分な通水面積を有していることから、取水性への影響はない。	発電所敷地外で漂流し、取水口に到達する可能性があるものとしては、鉄筋コンクリート造建物のコンクリート壁 (コンクリート片)、鉄骨造建物の外装板、家屋、倉庫、フェンス、防砂林等が挙げられるが、設置位置及び流向を考慮すると取水口へは向かわないため、取水性への影響はない。なお、これらの漂流する可能性のあるものが取水口に向かうことを想定した場合においても、取水口は十分な通水面積を有していることから、取水性への影響はない。また、貯留堰内に堆積することを想定した場	発電所敷地外で漂流し、取水口に到達する可能性があるものとしては、車両、コンテナ・ユニットハウス、小型船舶、油槽所のタンク及びがれき(壁材、木片、廃プラスチック類等)が挙げられるが、取水口は十分な通水面積を有していることから、取水性への影響はない。	発電所敷地外で漂流し、取水口に到達する可能性があるものは、発電所近傍で操業する漁船、周辺漁港周辺の家屋、工場等が挙げられるが設置位置及び流向を考慮した結果、その可能性はないと評価している。	・設備の配置状況の相違 【柏崎6/7,東海第二,女 川2】 島根2号炉は,設置位置 及び流向を考慮した結果, 敷地外の漂流物が取水口に 到達する可能性はないと評 価している ・津波防護対策の相違
	合においても、貯留堰は十分な容量を有していることから、引き波時の非常用海水ポンプの取水性への影響はない。 上記のほか、発電所近傍で操業する漁船が航行不能になった場合においても、取水口は十分な通水面積を有していることから、取水性への影響はない。	上記のほか、発電所近傍で操業する漁船が航 行不能になった場合においても、取水口は十分 な通水面積を有していることから、取水性への 影響はない。	上記のほか、発電所近傍で操業する漁船が航行不能になった場合においても、 <u>取水口が深層</u> 取水方式であること及び取水口は十分な通水面積を有していることから、取水性への影響はない。	【東海第二】 島根2号炉は貯留堰を設置していない ・設備の相違 【柏崎6/7,東海第二,女 川2】 島根2号炉の取水口は深層取水方式である旨を記載。
発電所近傍を通過する定期船に関しては、 <u>発</u> 電所沖合約30km に定期航路があるが、半径5km 以内の敷地前面海域にないことから発電所に 対する漂流物とならない。ほかに発電所近傍を 通過する船舶としては海上保安庁の巡視船があ	発電所近傍を通過する定期船に関しては、 <u>発</u> 電所沖合約15kmに定期航路があるが、半径5km 以内の敷地前面海域にないことから発電所に対 する漂流物とはならない。	発電所近傍を通過する定期船に関しては、 <u>発</u> 電所周辺約5km 圏内及び沖合約12km に定期航路があるが、退避措置が明確になっていることから発電所に対する漂流物とはならない。	発電所近傍を通過する定期船に関しては、 <u>発</u> 電所から約6km離れた位置に観光遊覧船の航路があるが、半径5km以内の敷地前面海域にないことから発電所に対する漂流物とはならない。	・立地の相違 【柏崎6/7, 東海第二, 女 川 2】

拉棒机羽盾之力交象形 6 / 7 县帽	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 るが,同船は津波警報等発令時には緊急退避す	果供另——	女川原士刀発電別 2 芳炉	局低原于刀笼电剂 2 亏炉	加
るため、漂流物とならない。				
<u>るため、保価物となりなく。</u> 発電所の防波堤については、地震及び津波に	発電所の防波堤については、地震及び津波に	発電所の防波堤については、地震及び津波に	発電所の防波堤については、地震により損傷	
より損傷する可能性があるが、防波堤設置位置	より損傷する可能性があるが、ケーソン堤は5,	より損傷する可能性があるが、ケーソン堤は3、	する可能性があるが、防波堤設置位置から2号	
から6 号及び7 号炉の取水口まで約200mの距離	3 り損傷する可能性があるが、ケーラン提は3、 000t級の重量構造物であり、取水口まで350m~	000t 級の重量構造物であり、取水口まで200m	炉の取水口まで約340mの距離があること及び防	
があること及び防波堤の主たる構成要素は1ton	550m程度の距離があることから取水口に到達す	程度の距離があることから取水口に到達するこ	波堤の主たる構成要素は1t以上の質量があるこ	
以上の質量があることから、6 号及び7 号炉	ることはない。傾斜堤については、2t以下のマ	とはない。上部コンクリートについても重量物	とから、2号炉の取水口に到達することはな	
の取水口に到達することはない。	ランド被覆材が津波により落下する可能性があ	であり、取水口に到達することはない。消波ブ	という、とながの取れ口に到達することはない。	
の取が口に利定することはない。 	るものの、海底地盤面の砂層に埋もれることか	ロック、被覆石及び捨石については、滑動する	V .0	
	ら、取水口に到達する可能性は低い。仮に、取			
	水口前面への到達を想定した場合においても、	高い位置にあることから、滑動して取水口に到		
	推積マウンド被覆材の間隙は大きく透水性が高			
	いため、取水性への影響はない。	(足) ることはない。		
なお,6 号及び7 号炉の取水口に到達する可		なお、取水口に到達する可能性のあるものの	なお、津波防護施設に対する衝突荷重として	・【審査中】
能性があるもののうち、最も重量が大きい作業		うち、最も重量が大きい総トン数19t (排水ト	考慮する漂流物として、外海に面する津波防護	今後、審査結果を反映
船を海水貯留堰に対する衝突荷重として考慮す	数15t) の漁船を津波防護施設及び浸水防止設	ン数57t) の漁船を津波防護施設及び浸水防止	施設に対しては作業船(総トン数10トン)及び	7 区,田丘阳木で区外
る。	備に対する衝突荷重において考慮する。	設備に対する衝突荷重において考慮する。	漁船 (総トン数10トン) を, 輪谷湾内に面する	
<i>√</i> 0	四位为了。因人同量に40~(万虚)。	及加 <u>巴加力</u> 。因入同量(C40) (7/底) 3。	津波防護施設に対しては、入力津波高さを考慮	
			し、荷揚場設備(キャスク取扱収納庫約4.3	
			t),作業船(総トン数10トン)及び漁船(総	
			トン数3トン) を選定する。なお, 発電所沖合	
			で操業する漁船(最大:総トン数19トン)につ	
			いては、漂流物となった場合においても津波防	
			護施設に到達しないものの、周辺漁港の漁船で	
			あることを踏まえ、保守的に500m以遠から津波	
			防護施設に衝突する漂流物として考慮する。	
除塵装置であるバー回転式スクリーン及びト	除塵装置である回転レイキ付バースクリーン	除塵装置である固定式バースクリーン及びト	除じん装置については、基準津波の流速に対	
ラベリングスクリーンについては、基準津波の	及びトラベリングスクリーンについては、基準	ラベリングスクリーンについて, トラベリング	し,十分な強度を有しているため,損傷するこ	
流速に対し、各スクリーンの前後に発生する水	津波の流速に対し、十分な強度を有しているた	スクリーンは基準津波の流速に対し、スクリー	とはなく漂流物とはならないことから、取水性	
位差が設計水位差以下であるため、損傷するこ	め、損傷することはなく漂流物とはならないこ	ンの前後に発生する水位差が設計水位差以下で	に影響を及ぼさないことを確認している。	
とはなく漂流物とならないことから、取水性に	とから, 取水性に影響を及ぼさないことを確認	あるため、損傷することはなく漂流物とはなら		
影響を及ぼさないことを確認している。また、	している。	ない。また,固定式バースクリーンは,鋼材を		
除塵装置は地震や漂流物の衝突により破損し、		溶接接合した構造となっていることから漂流物		
構成要素が分離・脱落する可能性があるが、主		化する可能性はない。		
たる構成要素であるバスケットは隙間の多い構				
造であるため、取水性に影響を及ぼさない。ま				
た,分離・脱落した構成要素は、除塵装置から				
補機取水槽まで約150m の距離があるため,補				

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
機取水槽に到達せず,原子炉補機冷却海水ポン				
プの機能保持に影響を及ぼさない。				
	上記(a), (b)については, 継続的に発電所敷	上記(a), (b)については, 継続的に発電所敷	上記(a), (b)については, 継続的に発電所敷	
	地内及び敷地外の人工構造物の設置状況の変化	地内及び敷地外の人工構造物の設置状況の変化	地内及び敷地外の人工構造物の設置状況の変化	
	を確認し、漂流物の取水性への影響を確認す	を確認し、漂流物の取水性への影響を確認す	を確認し、漂流物の取水性への影響を確認す	
	る。	る。	<u>5</u>	
1.5.1.7 津波監視	1. 4. 1. 7 津波監視	1.5.1.7 津波監視	1. <u>5</u> . 1. 7 津波監視	
敷地への津波の繰返しの襲来を察知し、その	敷地への津波の繰返しの襲来を察知し、その	敷地への津波の繰返しの襲来を察知し、その	敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、そ	
影響を俯瞰的に把握するとともに、津波防護施	影響を俯瞰的に把握するとともに、津波防護施	影響を俯瞰的に把握するとともに、津波防護施	の影響を俯瞰的に把握するとともに、津波防護	
設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するた	設及び浸水防止設備の機能を確実にするため	設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するた	施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保する	
めに、津波監視設備を設置する。	に、津波監視設備を設置する。	めに、津波監視設備を設置する。	ために、津波監視設備を設置する。	
津波監視設備として、津波監視カメラ及び取	津波監視設備として <u>は</u> 、津波・構力監視カメ	津波監視設備として、津波監視カメラ及び取	津波監視設備として、津波監視カメラ及び取	
水槽水位計を設置する。	ラ, <u>取水ピット水位計及び潮位計</u> を設置する。	水ピット水位計を設置する。	水槽水位計を設置する。	・津波防護対策の相違
各設備は基準津波による入力津波に対して波	津波・構内監視カメラは地震発生後、津波が	津波監視カメラは地震発生後、津波が発生し	津波監視カメラは地震発生後、津波が発生し	【東海第二】
力及び漂流物の影響を受けにくい位置に設置	発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握する	た場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、	た場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、	島根2号炉は、取水槽水
し、津波監視機能が十分に保持できる設計とす	ため、津波及び漂流物の影響を受けない防潮堤	津波及び漂流物の影響を受けない防潮堤内側の	津波及び漂流物の影響を受けない排気筒に設置	位計により、水位上昇側の
<u> 5</u>	内側の原子炉建屋の屋上及び防潮堤の上部に設	原子炉建屋の屋上及び防潮堤北側エリアに設置	し、津波監視機能が十分に保持できる設計とす	津波高さも監視できること
	置し、津波監視機能が十分に保持できる設計と	し、津波監視機能が十分に保持できる設計とす	る。	から、潮位計を設置してい
	する。	る。		ない
	取水ピット水位計は、非常用海水ポンプの取	取水ピット水位計は、非常用海水ポンプの取	取水槽水位計は、非常用海水ポンプの取水性	
	水性を確保するために、基準津波の下降側の取	水性を確保するために、基準津波の下降側の海	を確保するために、基準津波の下降側の取水槽	
	水ピット水位の監視を目的に, 津波及び漂流物	水ポンプ室水位の監視を目的に、津波及び漂流	水位の監視を目的に、津波及び漂流物の影響を	
	の影響を受けにくい <u>防潮堤</u> 内側の <u>取水ピット</u> に	物の影響を受けにくい防潮堤内側の海水ポンプ	受けにくい防波壁内側の取水槽海水ポンプエリ	
	設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計	室に設置し、津波監視機能が十分に保持できる	アに設置し、津波監視機能が十分に保持できる	
	とする。	設計とする。	設計とする。	
	潮位計は、津波の上昇側の水位監視を目的			・津波防護対策の相違
	に、津波及び漂流物の影響を受けにくい取水口			【東海第二】
	入口近傍の取水路側壁に設置し、津波監視機能			島根2号炉は,取水槽水
	が十分に保持できる設計とする。			位計により、水位上昇側の
また、基準地震動に対して、機能を喪失しな	また、津波監視設備は、基準地震動SSに対	また、津波監視設備は、基準地震動Ssに対	また, <u>津波監視設備</u> は,基準地震動 <u>S</u> sに対	津波高さも監視できること
い設計とする。設計に当たっては、その他自然	して、機能を喪失しない設計とする。設計に当	して、機能を喪失しない設計とする。設計に当	して、機能を喪失しない設計とする。設計に当	から、潮位計を設置してい
現象(風、積雪等)による荷重との組合せを適	たっては、その他自然現象(風、積雪等)によ	たっては、その他自然現象(風、積雪等)によ	たっては、その他自然現象(風、積雪等)によ	ない
切に考慮する。	る荷重との組合せを適切に考慮する。	る荷重との組合せを適切に考慮する。	る荷重との組合せを適切に考慮する。	
(1) 津波監視カメラ	(1) 津波・構内監視カメラ	(1) 津波監視カメラ	(1) 津波監視カメラ	

	T	T		
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
7 号炉原子炉建屋屋上に設置された主排気筒	津波・構内監視カメラは、原子炉建屋の屋上	津波監視カメラは,原子炉建屋屋上0.P.+4	津波監視カメラは,排気筒のEL. +64.0mに	
の <u>T.M.S.L.+76m</u> に設置し、昼夜問わず監視で	T.P. +64m, 防潮堤の上部T.P. +18m及び防潮堤	9.5m 及び防潮堤北側エリア0.P.+29.0m に設	設置し、昼夜問わず監視できるよう赤外線撮像	
きるよう赤外線撮像機能を有したカメラを用	<u>の上部T.P.+20m</u> に設置し, <u>暗視機能</u> を有した	置し,昼夜問わず監視できるよう赤外線撮像機	機能を有したカメラを用い、中央制御室から監	
い,中央制御室から監視可能な設計とする。	カメラを用い、中央制御室及び緊急時対策所か	能を有したカメラを用い、中央制御室から監視	視可能な設計とする。	・津波防護対策の相違
	ら昼夜間わず監視可能な設計とする。	可能な設計とする。		【東海第二】
				島根2号炉は緊急時対策
				所における監視は自主対策
(2) 取水槽水位計	(2) 取水ピット水位計	(2) 取水ピット水位計	(2) 取水槽水位計	としているため、記載して
補機取水槽の上部床面(T.M.S.L.+3.5m)に	取水ピット水位計は、T.P.+3mの敷地の取水	取水ピット水位計は, 0.P.+2.0m の海水ポ	取水槽水位計は,取水槽の高さEL9.3m	いない
設置し, 上昇側及び下降側の津波高さを計測で	ピット上版に設置し、非常用海水ポンプが設置	ンプ室補機ポンプエリアに設置し、水位上昇側	に設置し、水位上昇側及び下降側の津波高さを	
きるよう, <u>6</u> 号炉についてはT.M.S.L6.5m	された取水ピットの下降側の津波高さを計測で	及び下降側の津波高さを計測できるよう, <u>0.P.</u>	計測できるよう, EL.+10.7m~EL9.3m	
~+9.0m, 7 号炉についてはT.M.S.L5.0m~+	きるよう <u>, T.P7.8m~T.P. +2.3mを計測範囲</u>	-11.25m~0.P.+19.00m を計測範囲とし,中	を測定範囲とし、中央制御室から監視可能な設	
9.0m を測定範囲とし、中央制御室から監視可	<u>とし</u> ,中央制御室 <u>及び緊急時対策所</u> から監視可	央制御室から監視可能な設計とする。	計とする。	・津波防護対策の相違
能な設計とする。	能な設計とする。			【東海第二】
	なお、取水ピット水位計は、漂流物の影響を			島根2号炉は緊急時対策
	受けにくい取水ピット上版に設置する。また、			所における監視は自主対策
	漂流物の衝突に対する防止策・緩和策として取			としているため、記載して
	水ピットの北側と南側にそれぞれ1個ずつ計2個			いない
	の取水ピット水位計を多重化して設置する。			
	(3) 潮位計			・津波防護対策の相違
	潮位計は、取水口入口近傍の取水路内の高さ			【東海第二】
	T.P5.0mの位置に設置し、取水口付近の上昇			島根2号炉は、取水槽水
	側の津波高さを計測できるよう, T.P5.0m~			位計により、水位上昇側の
	T.P. +20.0mを計測範囲とし、中央制御室及び			津波高さも監視できること
	緊急時対策所から監視可能な設計とする。			から、潮位計を設置してい
	なお、潮位計は、漂流物の影響を受けにくい			ない
	取水口入口近傍に設置する。また、漂流物の衝			
	突に対する防止策・緩和策として取水口入口近			
	傍の北側と南側にそれぞれ1個ずつ計2個の潮位			
	計を多重化して設置する。			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	
[Hands 3-33/01 1 7 9 7 1 1 2 7 1 1 3 7 7		20,710,174,271,20,114,71		viii 3
Anh Rank & T. K.S.L. (a) Fine Rec. Robert Rober	東海第二発電所 下	女川原子力発電所 2 号炉 第1.5-1表 入力津波高さ一覧表(水位上昇側) 摩価位置 設計又は評価に用いる 入力津波 ^生 防潮堤、取放水路流路縮小工、貯留堰、 屋外排水路逆流防止設備) 0. P. +24. 4m 1 号炉海水ボンブ室 0. P. +10. 4m 1 号炉海水ボンブ室 0. P. +11. 8m 2 号炉海水ボンブ室(防潮壁(2 号炉放水立坑(防潮壁(2 号炉放水立坑(防潮壁(2 号炉放水立坑), 循機冷却海水系放水路迢流防止設備) 0. P. +18. 1m 3 号炉海水ボンブ室(防潮壁(3 号炉海水ボンブ室) 0. P. +17. 4m (防潮壁(3 号炉海水ボンブ室) 0. P. +19. 0m (防潮壁(3 号炉放水立坑) 0. P. +19. 0m 3 号炉海水水交換器建屋(防潮壁(3 号炉放水立坑)) 0. P. +19. 0m 3 号炉海水熱交換器建屋) 0. P. +19. 0m ※1 明望平均満潮位(0. P. +1. 43m),潮位のは5つき(0. 16m)及び地穀愛動量(0. 72m)を考慮した値 第1.5-2表 入力津波高さ一覧表(水位下降	B根原子力発電所2号/ 日本海東縁部) 第1.5-1-1表 島根原子力発電所の入力津波高 三十二十二表 島根原子力発電所の入力津波高 日本海東縁部) 日本海東縁部) 日本海東縁部 日本海東縁部 日本海東線 日本海東海東線 日本海東線 日本海東線 日本海東線 日本海東線 日本海東線 日本海東線 日本海東海東海東海東海東海東海東海東海東海東海東海東海東海東海東海東海東海東海東	備考
## ### ##############################	※5 ()内は,下降側の評価に当たって安全側の評価となるように,※4から2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2mを差し引いたものである。	### (明知	設成の本度	

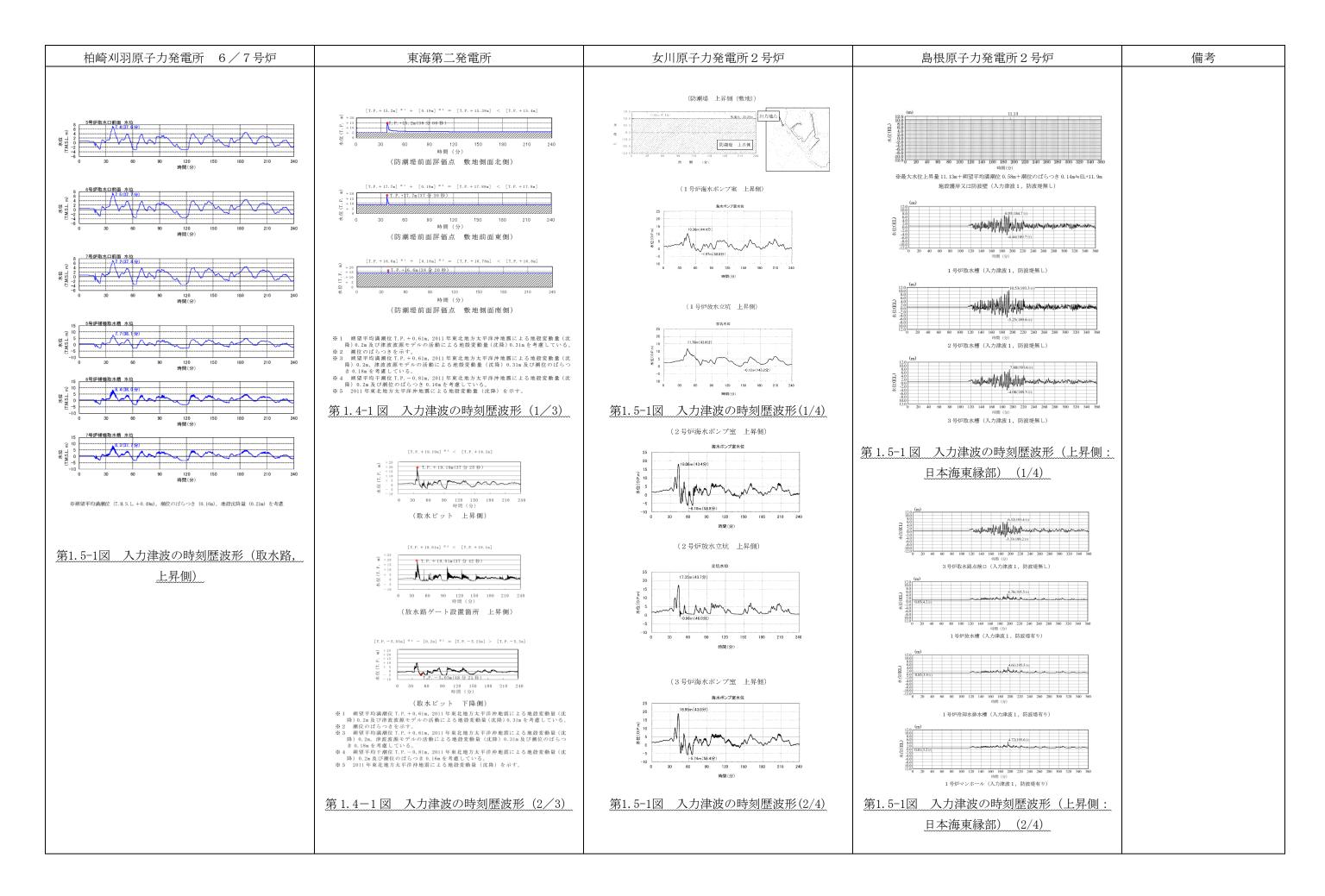
	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	
5-2表 許容津波高さの設定において考慮 する地盤に下条件 数地 ボトム・地震・大きな、地域・両面図に基づき、地域・両面図に基づき、地域・両面図の地層でした。 数地 (T.M.S. L. +12m) の背後に位置した。 数地 (T.M.S. L. +12m) の背後に位置した。 が地 (T.M.S. L. +12m) の背後に位置した。 がまるの地であることから、評価対象外とする。 まて、子が野が地 (T.M.S. L. +13m) のでは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、				
この主 海池吐蕃州笠の乳港八将1.乳里口	第 1. 4-2 表 各津波防護対策の設備分類と設置	第1.5-3表 津波防護対策の設備分類と設置目	第1.5-2表 津波防護対策の設備分類と設置目的	
.5-3表 津波防護対策の設備分類と設置目 <u>的</u>	目的(1/3)	· ···································		
的	目的(1/3)	津波防護対策 設備分類 設置目的	津波防護対策 数偏分類 数置目的	
津波防護対策 設備分類 設置目的	直的 (1/3) 設備 設置目的 分類 ・基準津波による遡上波が設計基準対象施設		防波壁 - 津波が地上部から敷地へ到達,流入する 津波防護施設	
的	直的 (1/3) 設備 設置目的 ・基準津液による週上液が設計基準対象施設 及び重大事故等対処施設の津波防護対象 設備の設置された敷地に到達・流入することを防止する。 ・ 網製防護壁には、網製防護壁と取水構造物の境界部に浸水防止設備として 1 次止水機構を設置し、設計基準対象施設及び重大事故等対象施設及び重大 事故等対象施設及び重大 事故等対象地定ととを防止する。さらに、浸水防止設備として 2 次止水機構を設置し、	津波防護対策 設備分類 設置目的 	防波撃 *凍波防護施設 *凍波防護施設 *凍波が地上部から敷地へ到達,流入することを防止する。 屋外排水路逆止弁 浸水防止散備 *凍波が屋外排水路から敷地へ到達,流入することを防止する。 減路縮小工(1号炉) 凍波防護施設 防水壁 *凍波が取水路から敷地へ到達,流入する	
神波防護対策 設備分類 離機取水 設備分類 簡機取水 取水路からタービン 建屋への津波の流入 を防止する。	連次 設備 設置目的 設置目的 上	津波防護対策 設備分類 設置目的 防潮堤	防波響 ・津波が地上部から敷地へ到達,流入することを防止する。 屋外排水路逆止弁 浸水防止設備 流路縮小工(1号炉) 防水壁 水密扇 津波防護施設 上半波が取水路から敷地へ到達,流入することを防止する。	
神波防護対策 設備分類 設置目的 補機 タララ 水・ビび 取 水橋閉止板 取水路からタービン 建屋への津波の流入	連該防護対策 設備 設置目的 ・ 基準津波による週上波が設計基準対象施設	津波防護対策 設備分類 設置目的 防潮堤	防波驅 津波防護施設 ・津波が地上部から敷地へ到達,流入することを防止する。 屋外排水路逆止弁 浸水防止設備 ・津波が屋外排水路から敷地へ到達,流入することを防止する。 成路縮小工(1号炉) 津波防護施設 防水壁 ・津波が取水路から敷地へ到達,流入することを防止する。 水金扇 ・津波が取水路から取水槽海水ボンブエリア及び取水槽循環水ボンブエリアへ到達,流入することを防止する。 水流入することを防止する。 ・津波が取水槽除じ人機エリアから敷地へ	
的 決議的 神波防護対策 設備分類 被優分類 設置目的 職機敢水槽閉止板 取水路からタービン連屋への津波の流入を防止する。 取水槽閉止板 を防止する。 水密扉 止水ハッチ 水密扉 止水ハッチ 水密扉 上水ハッチ ダクト閉止板 浸水防止設備 地震によるタービン 建屋内の循環水配管 や他の海水系機器の 機像に手う違れ及び 損傷箇所を介しての 損傷箇所を介しての	連抜的護対策 設備 設価目的 必要 設価目的 必要 設価目的 必要 設価 設価 設価 設価 設価 大事 放等 対処施設 の津 波防護対象 設価 大事 放等 対処施設 の津 波防護対象 設価 大事 放等 対処施設 の津 波防 減入することを を した 1 次止 木 機構を設置し、設計 基準 対象施設 及び 面 (と 下) は 一 1 次止 木 機構を設置し、設計 基準 対象施設 及び 直 (と 市) に 対 上 木 人 等	津波防護対策 設備分類 設置目的	#波防護施設 *海波防護施設 *海波防護施設 *海波防護施設 *海波防護施設 *海波防護施設 を防止する。 *海波が屋外排水路から敷地へ到達,流入することを防止する。 *海波が屋外排水路から敷地へ到達,流入することを防止する。 *海波が取水路から敷地へ到達,流入することを防止する。 *海波が取水路から取水槽海水ボンブェリア及び取水槽循環水ボンブェリアへ到達,流入することを防止する。 *海波が取水槽がした横ェリアから敷地へ到達,流入することを防止する。 *海波が取水槽降じん横ェリアから敷地へ到達,流入することを防止する。 *海波が取水槽降じん横ェリアから敷地へ到達,流入することを防止する。 *海波が取水槽降じた横・ボボンブェリアへ流入することを防止する。 *海波が取水槽降じた横・ボボンブェリアへ流入することを防止する。 *海波下下下下水槽内の海水平端路の指像	
注	連抜防護対策 設備 設置目的 ・基準津波による週上波が設計基準対象施設及近重大事体等対象施設の津波防護対象設備の設置された敷地に到達、流入することを防止する。 ・網製防護壁と取水構造物の境界部に浸水防止設備と上面及び重大事体等対象施設の設置された敷地に到達・流入することを防止する。 さらに、浸水防止設備として2 次止水機構を設置し、計工事対象施設及び重大事体を対象施設及が重大事法に、浸水防止設備として2 次止水機棒を設置し、1 次止水機棒のの電子は、5 さらに、浸水防止設備として2 次止水機棒の設置し、1 次止水機棒の設置として2 次止水機棒の設置し、1 次止水機棒の設定し、1 次止水機棒の設定が重大事成人を防止し、設計基準対象施設及び重大事成人を防止し、設計基準対象施設及び重大事故等対象と対象が表がらの減、対策が大路が一ト及び放水どからの点検用閉口部(上流側上表)が水どっトの点検用閉口部(上流側上表)が水どっトの点検用閉口部(上流側上流)が水どっトの点検用間の部(上流・2 対域・2 を登り上流・2 を登り上流・2 を登り上流・2 を登り上流・2 を登り上流・2 を登り上流・2 を経由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の活力を経由し、設計基準対象を適定流入することを防止する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	津波防護対策 設備分類 設置目的	#波防護施設 * 達波防護施設 * 達波防・・ 達波が地上部から敷地へ到達,流入することを防止する。 虚外排水路逆止弁	
	連抜的 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一	津波防護対策 設備分類 設置目的 津波による遡上波の地上部から敷地への到達・流入を防止する。 取水路、放水路から津波が設計基準対象施設の港波防護対象設備を内包する建屋及び区画に到達することを防止する。 引き波時において,非常用海水ボンプによる補機冷却に必要な海水を確保し,非常用海水ボンプで機能を保持する。 屋外排水路等からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。 3号炉海水熱交換器建屋取水立坑からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。 3号炉海水熱交換器建屋取水立坑からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。 3号炉海水熱交換器建屋補機ボンブエリア床開口等からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。 浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。 地震・津波による溢水に対して,浸水防護重点化範囲へ到達することを防止する。	防波響 津波防護施設 ・津波が地上部から敷地へ到達,流入することを防止する。 屋外排水路逆止弁 浸水防止設備 流路稿小工(1号炉) 津波防護施設 防水壁 ・津波が取水路から敷地へ到達,流入することを防止する。 水杏属 ・津波が取水路から敷水槽海水ボンブエリア及び敷水槽海水ボンブエリア及び敷水槽海水ボンブエリア及び敷水槽海水ボンブエリアの到達,流入することを防止する。 東洋レン逆止弁 ・津波が取水槽にし機エリアから敷地へ到達,流入することを防止する。 海龍弁,機器及び配管 浸水防止設備個所を介しての津波の流入に対して浸水防護重点化範囲への浸水を防止する。 水杏属 ・地震による身上とを防止する。 水杏属 ・地震によるりになる成本情内の海水系・系配管や他の海水系機器の損傷に伴う溢水及び損傷個所を介しての津波の流入に対して浸水防御の流入に対して浸水防御の流入に対して浸水防御の流入に対して浸水防御の流入に対して浸水防止する。	
・	連抜防護対策 設備 設置目的 ・基準確該による週上波が設計基準対象施設	津波防護対策 設備分類 設置目的	***********************************	
・	上海 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一	津波防護対策 設備分類 設置目的 津波による遡上波の地上部から敷地への到達・流入を防止する。 取水路、放水路から津波が設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に到達することを防止する。 引き波時において,非常用海水ボンブによる補機冷却に必要な海水を確保し,非常用海水ボンブの機能を保持する。 屋外排水影等からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。 3号炉海水煮交換器建屋取水立坑からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。 3号炉海水熱交換器建屋補機ボンブエリア床間口等からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。 2号炉海水煮交换器建屋補機ボンブェリア及び3号炉油水色では対して,浸水防護重点化範囲へ到達することを防止する。 2号炉海水煮交换器建屋補機ボンブェリア及び3号炉油水熱交換器建屋補機ボンブェリア及び3号炉油水熱交換器建屋補機ボンブェリアからの津波流入により浸水防護重点化範囲へ到達することを防止する。 2号が海水熱交換器建屋補機ボンブェリア及び3号炉海水熱交換器建屋補機ボンブェリアからの津波流入	#波が壁上部から敷地へ到達,流入することを防止する。 虚外排水路逆止弁 漫水防止設備 満路橋小工(1号炉) 準波防護施設 法談が取水路から敷地へ到達,流入することを防止する。 ・ 達波が取水路から敷地へ到達,流入することを防止する。 ・ 達波が取水路から敷地へ到達,流入することを防止する。 ・ 達波が取水路から敷水槽海ボボンブエリア及び取水槽海環水ボンブエリア及び取水槽海環水ボンブエリア及び取水槽海環水ボンブエリア入到達,流入することを防止する。 ・ 達波が取水槽の海水系機器の損傷・値所を介しての達波の流入に対して浸水防護重点化範囲への浸水を防止する。 ・ 地震によるタービン建物内の循環水系配管を値所を介しての違波の流入に対して浸水防護重点化範囲への浸水を防止する。 ・ 地震によるタービン建物内の循環水系配管を値所を介しての違波の流入に対して浸水防護面点化範囲への浸水を防止する。 ・ 地震によるタービン建物内の循環水系配管を値所を介しての違波の流入に対して浸水防護面点化範囲への浸水を防止する。 ・ 地震によるタービン達物内の循環水系配管を値向所を介しての違波の流入に対して浸水防護面点化範囲への浸水を防止する。 ・ 準波が放水槽からタービン達物へ流入す	

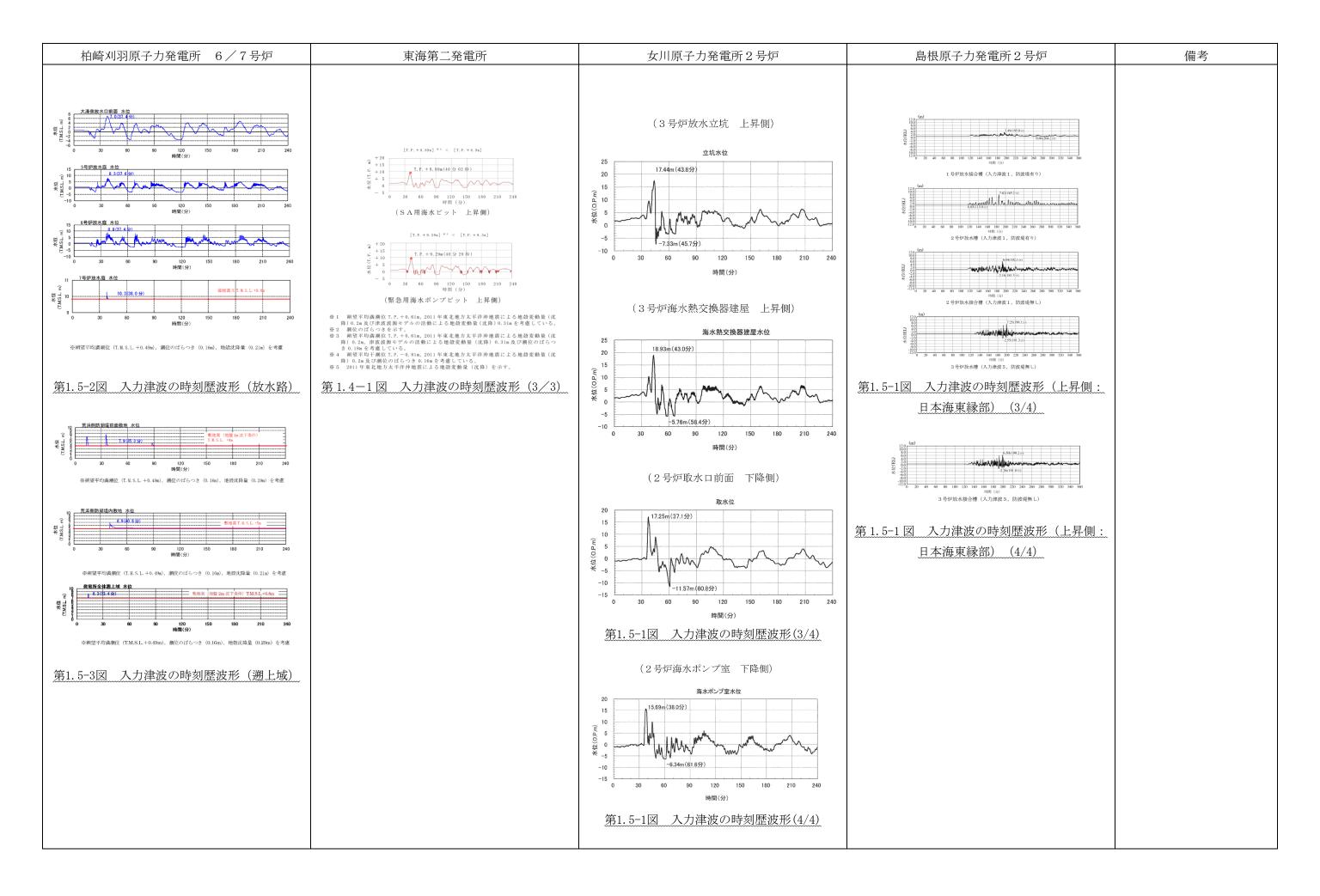
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉	第 1. 4-2 表 各津波防護対策の設備分類と設置 目的(2/3) 準波防護対策	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	S A 用 海 水 ビット			
	第 1. 4-2 表 各津波防護対策の設備分類と設置目的(3/3) 下部のでは、			

—————————————————————————————————————	≜電所 6 ∕ 7 号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉 島根原子力発電所2号炉	備考
第1.5-4表 流	入経路特定結果 経路の構成 スクリーン室、取水路、取水槽	第1. 4-3表 流入経路特定結果 - 流入経路	第1.5-4表 流入経路特定結果(1/2) 歳人経路 流人協所 流入経路 流入経路特定結果 酸環水系 循環水ボンブ塩イタリーンェリア (0.P. +14.0m) 漁水ボンブ宝スタリーンェリア (0.P. +14.0m) 漁水ボンブェリア 英編開口部(E L. +8.8m) 海水ボンブェリア (0.P. +14.0m) 漁水ボンブェリア 黄通郎(E L. +8.8m) 麻水ボンブェリア 黄通郎(E L. +8.8m) 根水井戸閉口部(6.P. +14.0m) 取水槽C/Cケーブルダクト 黄通郎(E L. +8.8m)	
6 号炉 補機冷却 海水系	スクリーン室、取水路、 補機冷却用海水取水糖、 和機冷却用海水取水槽 スクリーン室、取水路、取水槽 スクリーン室、取水路、 補機冷却用海水取水路、 補機冷却用海水取水槽 スクリーン室、取水路、 取水路、取水槽	演水系 (T.P. + 0.95m) (T.P. + 0.85m) (T.P. + 0.8m~ + 3.3m) (T.P. + 0.8m) (T.P	2 号炉 漁水系	
海水系	補機冷却用海水取水路, 補機冷却用海水取水槽 放水路,放水庭、循環水配管 放水路,補機冷却用海水放水路, 補機冷却用海水放水庭 放水路,放水庭,循環水配管 放水路,稍機冷却用海水放水路, 補機冷却用海水放水路, 補機冷却用海水放水路, 植機冷却用海水放水路,	+0.8m) ・聚急用海水取水ボンブ据付面 (T.P.+0.8m) ・放水ビット上部開口部 (T.P.+8m) ・放水路ゲート点検用開口部 (T.P.+3.5m) ・海水配管 (放水ビット接統部) (T.P.+1.7m~+3.5m) ・放水路ゲート点検用開口部 (「放水路 海水系」と同じ) ・放水路ゲート点検用開口部 (「放水路 海水系」と同じ) ・循環水管 (放水ビット接続部) (T.P.+2.8m) ・被水路ゲート点検用開口部 (「放水路 海水系」と同じ) ・循環水管 (放水ビット接続部) (T.P.+2.8m) ・ 神ガス洗浄廃液処理設備放出管 (T.P.+3.5m) ・ 排ガス洗浄廃液処理設備放出管 (T.P.+3.5m) ・ 排力水路排水管 (T.P.+3.6m) ・ 集水拼等 (T.P.+3m~+8m) ・ 防潮堤及び防潮扉下部貫通部 (予備貫通部含む) (T.P.+3m~+8m) ・ 防潮堤及び防潮扉下部貫通部 (予備貫通部含む) (T.P.+3m~+8m) ・ 下海発電所 (廃止措置中) 取水路及び放水路 (T.P.+1m) ※1 重大事故等対処施設として設置するSA用海水取水ビット及び緊急用海水系	海水ボンブ窓スクリーンエリア (0, P. +14, 0m) 海水熱交換器建屋取水立坑 (0, P. +14, 0m) 海水熱交換器建屋散水立坑 (0, P. +14, 0m) 海水熱交換器建屋散水立坑 (0, P. +14, 0m) 海水熱交換器建屋離被ボンブエリア床間口部 (0, P. +2, 0m) 放水接合層天端開口部(E L. +8, 8m) 放水接合層天端開口部(E L. +8, 8m) 放水接合層天端開口部(E L. +8, 8m) 放水接合層天端用口部(E L. +8, 8m) 放水接合層天端開口部(E L. +8, 8m) 放水接合層天端開口部(E L. +8, 8m) 放水接合層天端用口部(E L. +8, 8m) 放水接合層天端用口部(E L. +8, 8m) 上 (0, P. +7, 0m -0, P. +14, 0m) 原子炉補機溶水系配管 (E L2, 8m) 単小配 原子炉補機溶水系配管 (E L. +2, 3m) 単立 東子炉補機溶水系配管 (E L. +2, 3m) 単立 東子炉補機溶水系配管 (E L. +2, 3m) 単立 東子炉補機溶水系配管 (E L. +2, 3m) 単小配 東子炉補機溶水系配管 (E L. +3, 3m) 単立 東子炉補機溶水系配管 (E L. +4, 5m) 大水槽天端用口部(E L. +8, 5m) 大水槽天端用口部(E L. +8, 5m) 大水槽天端用口部(E L. +8, 5m) 大水柱、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中	
海水系 <u>風外排水路</u> 電源ケーブルト レンチ 6号及び7号炉共用 レンチ 5号炉 ケーブル洞道	補機冷却用海水放水庭 排水路,集水升 電源ケーブルトレンチ 電源ケーブルトレンチ ケーブルドレンチ	の取水路 ※2 重大事故等対処設備として設置する緊急用海水系の取水路	0.P. +13.8m) の.P. +13.8m) 放水接合層天端開口部(E.L. +8.5m) 2 号が ボール捕集器ピット連絡トレンチ配管 貨通部、後水器連続 洗浄装置連絡配管トレンチ配管 貨通部、HCW カナル放出トレンチ配管 貨通部の が環水系配管 貨通部 (0.P. +4.8m) ※1 施設、設備を設置した床面高さを記載 ※2 放水槽への接続高さを記載 海水系 放水立坑 (0.P. +14.0m) 海水系 放水立坑 (0.P. +14.0m)	
			1 号炉 放水立坑 (0, P, +14, 0m) 抽機合理商水系配管頁通部 (0, P, +10, 3m~0, P, +13, 8m) (原子炉補機合理商水系配管 -	

女川原子力発電所2号炉 備考 柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 東海第二発電所 島根原子力発電所2号炉 第1.5-5表 各経路からの流入評価結果 第1.4-4表 各経路からの流入評価結果(1/2) 第1.5-5表 各経路からの津波の流入評価結果 第1.5-4-1表 各経路からの流入評価結果 ①入力津波 ②許容津波 ②一① 高さ(EL.) 高さ(EL.) 裕度 流入箇所 .力津波 津波荷重 裕度 評価 評価 流入箇所 放入経路 液入箇所 頻線水系 嫌線水ボンブ振付部 ・取水路点検用関ロ部・海水ボンブグランドドレン排出ロ 許容津波高さが入力油 流入経路 ・非常用海水ボンブグランド減圧配管基礎フランジ頁通節 ・常用海水ボンブグランド減圧配管基礎フランジ頁通節 ・非常用海水ボンブ及び常用海水ボンブ製付面 (スクリーン洗冷水ボンブ及び常用海水ボンブ製付面 (スクリーン洗冷水ボンブ及び縮水電解安置用海水ボンブ含む) 海水ポンプエリア貫通部 取水槽C/Cケーブルダクト貫通部 市成ポーン様では、 製水力ン室を展開すンチェリア転標は35 前なポンプ室機能オンプエリア転標は35 海が高が高り、レテーのアクセス用人口 海水ボンフ電スタリーンニリアの砂網整下低度 オッカーの大型がありました。 補助が関係を大力で開けます。 補助が関係を大力で開けます。 構成が関係が大力であります。 を発展があることが表現れるステンプ を発展がある。 を発展がな を発展がな を発展がな を発展がな を発展がな を発展がな を発展がな を発展がな を発験がな を発験がな を発験がな を発験が を発験がな を発験がな を発験が を発験が を発験が を発験が を発験が を発験が を発験が を発験が を (T. M. S. L.) (T. M. S. L.) +12. Om^{@2} 循環水系 取水路点検用立坑 +7.5m 4.5m T. P. + 22. 0m +12. 2m 3.8m 9.9m²⁰ 許容津波高さが人力津液 高さを上回っており、放 地に津波は流入しない 補機冷却 点検用立坑 循環水系 循環水系ポンプ (据付部含む) 及び配管 ダリが形成されて 海水系 循環水系 ・取水ビット空気抜き配管・循環水ボンプ据付面 +8, 4m +3.5m 津波は流入しな 原子炉補機海水系ポンプ(据付部含む)及び ・放水ビット上部開口部 ・放水路ゲート点検用開口部 ・海水配管(放水ビット接続部) 循環水系 +7. 2m +12. Om⁴⁹² 4.8m 9包流体に対するバッ ンダリが形成されてお 1、津波は流入しない 取水路 物環水系 循環水ボンブ推付部 +8.3m +12. 2m 3.9m 補機冷却 海水系 点検用立坑 補機取水槽 ・放水ビット上部間口部(「放水路 海水系」と同じ) ・放水路ゲート左検用間口部(「放水路 海水系」と同じ) ・循環水管(放水ビット接続部) 海水系 - 90 T. P. + 19.1m T.P.+ 22.0m +8.3m +3.5m 循環水系 5号炉 補機冷却 取水路点検用立坑 +7.4m +12. Om²⁰² 4.6m その他の 排水管・排ガス洗浄廃液処理設備放出管 ・構内排水路排水管 海水 ボンフ宝スクリーンエリア関ロ部 指水井下降山路 ボンブ家 海水ボンブ家スクリーンエリアの防瀬壁下部配 管・ケーブル質通節 _ 64 6.4m 9.5m^{0.6} 3.1m^{0.7} り、津波は流入しな +7. Om +14, 4m³⁶⁵ 7.4m 5.検用立坑 3号炉 海水系 循環水系 +8. 8m +12. 0m¹⁰⁵ 3. 2m ※2 責通部止水処置の許容津政高さ ※6 3号が吸水路広検口の犬場間口高さ ※3 床ドレン逆止弁の許容津政高さ ※7 参照する裕度(0.64m)を考慮しても余裕がある 放水旺 循環水配管 -#66 +3. 0m³⁶⁵ +8.8m 周囲隙間部 補機放水路 点検用立坑 補機放水庭 補機冷却海水配管 +11. 2m³⁵⁵ 2. 4m 接1:2号炉接水ボンフ室防潮壁の高さ 接2:1号が海水ボンブ室の高さ 接3:3号炉接水ボンブ電防網壁の高さ 接4:3号炉接水鉄で製造機関が発症の高さ 接5:2号炉放水立筑防潮壁の高さ ※6:15号原放水立坑の高さ ※7:3号が放水立坑防御壁の高さ ※8:防煙辺の高さ ※9:※割する裕度(0.3%n)を号離しても余裕がある +8.8m +11.5m^{@5} 2.7m +8.8m 5.5m 第1.4-4表 各経路からの流入評価結果(2/2) +10.3m +12. 0m^{10.5} 放水庭 循環水配管 循環水系 +10.3m +3. 0m³⁶⁵ +10. 3m +11. 2m⁸⁶⁶ 0, 9n 補機冷却 海水系 0. 9m 第1.5-5表 各経路からの津波の流入評価結果 +10.3m +11. 2m³⁹⁵ 第1.5-4-2表 各経路からの流入評価結果(他 補機放水庭 補機冷却海水配管 入力津波 津波荷重 高さ 水位⁴: 裕度 流入経路 評価 流入笛所 +10.3m +14.5m 4. 2m +8. 3m +11. 2m³⁸⁶ 2. 9m **号路** 海水引込 海水系 SA用海水ビット関ロ部 +8.3m +11. 2m^{49/5} 2. 9m 流入窗所 F6 4. 5n ・緊急用海水ボンブビット点検用関ロ部 ・緊急用海水ボンブグランドドレン排出口 ・緊急用海水ボンブ電米ドレン排出口 ・緊急用海水ボンブ減圧配管基礎フランジ質通郎 ・緊急用海水取水ボンブ端付面 +7. 0m +7. 0m +8. 3m +8. 3m +8. 3m +7. 4m +7. 5m 流入経路 流入箇所 評価 放水立鉄 放水立鉄エリアの防機整下部トレンチ員道部 (ボール情報器ビット連絡トレンチ配管負通部、資 水粉建設治・作気電源路配管トレンチ配管・ケーブル 真通能、駐ボカナル設出トレンチ配管 (資通部) 練環水系配管資道部 緊急用海 水取水管 海水系 T. P. + 12. 0m +10. 9m^{@5} 2. 6n 容津波高さが入力さ 号炉放水庭近傍 号炉放水庭近傍 放水接合槽天端開口部 6. lm 8. 0m^{® 2} 1. 9m^{® 11} 常距ケーブル 放水立坑 構機冷却海水系放水路の防衛型保険部 7.9m 8.8m^(0.3) 0.9m^(0.1) 海水系 , 津波は流入しな 6号及び7号炉共用 • 集水枡等 領環水系 循環水系配管 原子炉補機海水系配管 9包流体に対するバ ・ダリが形成されて 1、津波は流入しない 循環水系 放水立坑 循環水系配管白运部 +11.8n +14.6m^{0s} 2.2m^{0s} 許容律級高さが入力治波 高さを上回っており、敷 地に神波は流入しない T. P. + 20. 0m 海水系 ※ 1 推復の到達及び流入の防止に当たり許容可能な推改高さ。 ※ 2 高層・デードの再規期間10年に対する期待側1.P. + 1.44mと頻望平均満層位1.P. + 0.61m及び層位のばらつき0.18mの合計で る0.7maと必定さる0.65meを参加する旅をとする。 4.5a 5.5a^{2.4} 4.0a^{2.1} 4.5a 5.5a^{2.4} 3.5a^{2.1} 3.5a 10.0a^{2.7} 3.7a^{2.1} 7.7a 6.5a^{2.4} 1.5a^{2.1} (資高さを上回ってお 5.5a 1.5a^{2.2} 0.0a^{2.1} (), 神波は流入しない。 11.0a 15.0a^{2.1} 3.1a^{2.1} 放水立坑 放水立坑エリアの防衛部上部トレンチ目延滞 (ボール権場とレット直流トレンチ配管ラーブル 資産。 後水場着後洗や当該連絡配管トレンチ配 使・ケーブル直流) 福祉水系配管東近郊 松本むに 放水槽天编開口部 放水接合槽天端開口部 湖水系 放水立坑 抽機冷却海水系放水ビット閉口部 北側抹水路の防禦堤横断部 屋外掛水路 ※3 賞通部止水処置の許容維披高さ ※9 3号炉放水接合槽の天場開口高さ ※4 1号炉放木槽の冗稿間口高さ ※10 屋外排水路定止弁の許容律技高さ ※5 1号炉冷却水排水槽の冗编間口高さ ※11 参照する指度(0.6㎞を考慮しても余部がある

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
第1.5-6表 浸水想定範囲と防水区画化するエ			第1.5-5表 浸水想定範囲と防水区画化するエ リア	
浸水想定範囲			浸水想定範囲 防水区画化するエリア 循環水ポンプを設置するエリア 原子炉補機海水ポンプ, 高圧炉心 (取水槽循環水ポンプエリア) スプレイ補機海水ポンプを設置す るエリア (取水槽海水ポンプエリア)	
原子炉補機冷却海水ポンプ A 系を 設置するエリア ・原子炉補機冷却海水ポンプ C 系を設置するエリア ・原子炉補機冷却海水系熱交換器 C 系を設置するエリア				
原子炉補機冷却海水ポンプ B 系を 設置するエリア及びタービン補機 冷却海水ポンプを設置するエリア				
原子炉補機冷却海水ポンプ C 系を 設置するエリア及び原子炉補機冷 却海水系熱交換器 C 系を設置する エリア				





柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
15 15 15 15 15 15 15 15			(m) ※最大水位下降量-6.08m 地殻変動量 0.34m与EL-6.5m 2号炉取水口(入力津波 6, 防波堤無し)※下降側 ボンブ運転時 (m) ※最大水位下降量-5.67m 地殻変動量 0.34m与EL-8.1m 2号炉取水槽(入力津波 6, 防波堤無し)※下降側 ボンブ運転時	
90 90 90 120 150 180 210 240 時間(分) ** ※朝望平均于潮位 (T.M. S. L. + 0. 03m),潮位のばらつき (0. 15m) を考慮 第1. 5-4図 入力津波の時刻歴波形(取水路, 下降側)			第1.5-2 図 入力津波の時刻歴波形(下降側: 日本海東縁部)	
			**	
			12.0 (m) - 4.8 (3.0 5) - 4.8 (3.	
			第1.5-3 図 入力津波の時刻歴波形(上昇側: 海域活断層)(1/4)	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
			12.0 (m) 12.0 (m) 13.0 (
			3号が取水路点検口(人力津渡4,防波堤有り) 12.0 (m) 12.0	
			1 号炉放水槽(入力津波 4 ,防波堤無し) (m) (m) (a) (a) (b) (c) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	
			120.(m) 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	
			第1.5-3図 入力津波の時刻歴波形(上昇側: 海域活断層)(2/4)	
			100 100 100 100 100 100 100 100	
			(m) (120 (m	
			12.0 (m) 13.0	
			(m) 12.0 (m) 13.0 (m)	
			第1.5-3図 入力津波の時刻歴波形(上昇側: 海域活断層)(3/4)	

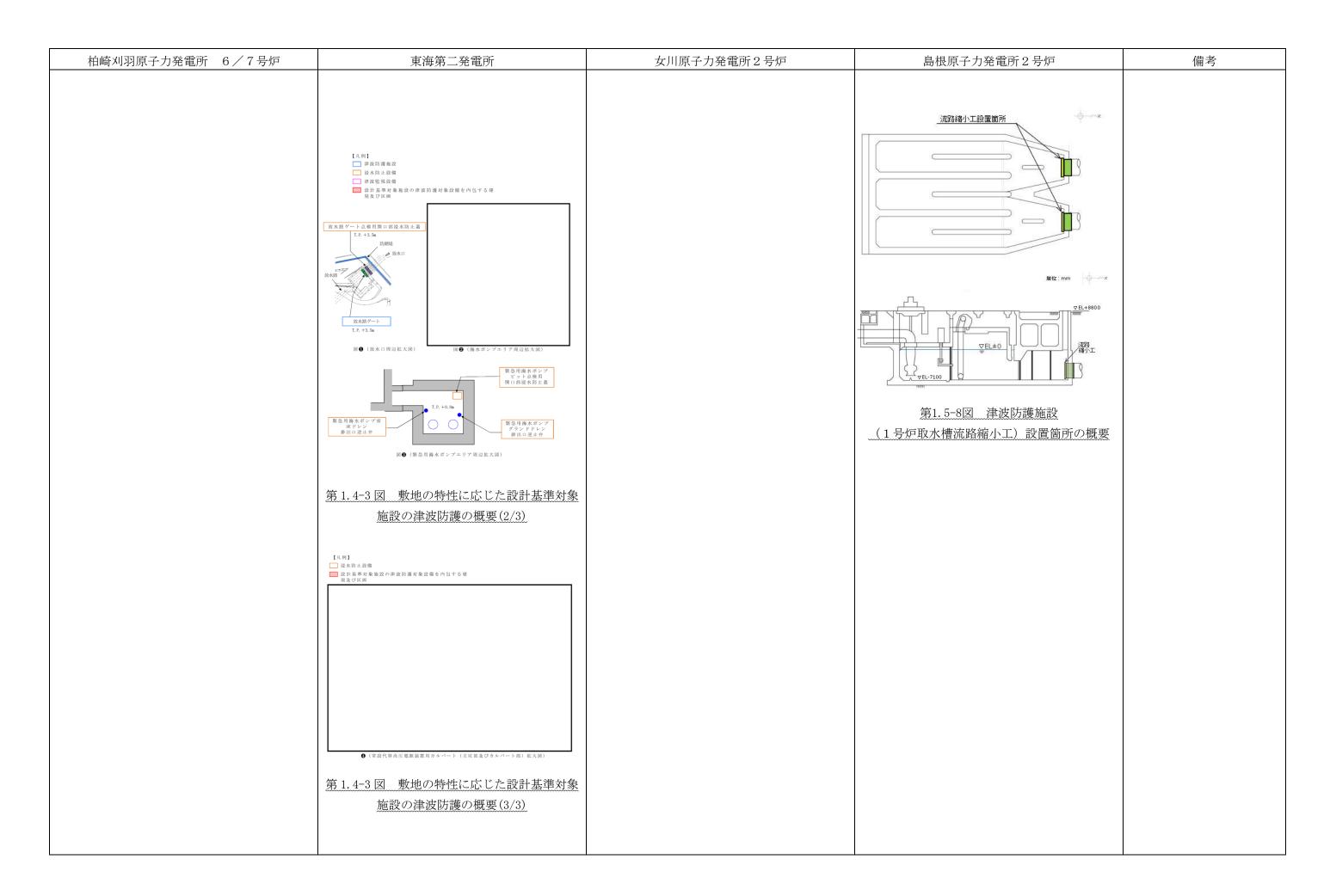
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
			第1.5-3 図 入力津波の時刻歴波形(上昇側: 海域活断層) (4/4) 第1.5-3 図 入力津波の時刻歴波形(上昇側: 海域活断層) (4/4) 第1.5-4 図 入力津波の時刻歴波形(下降側: 海景(2) ※最大水位下降車・6.08m - 地盤変動量 0.34m や EL-4.5m 2 号が取水槽(八力津波4 防波場無し) ※下降側 第1.5-4 図 入力津波の時刻歴波形(下降側: 海域活断層)	
黒朋みの内容は機密事項に属しますので公開できません。 **病留平均満欄位(T.M.S.L.+0.49m), 欄位のばらつき(0.16m), 地殻は降量(0.21m) を考慮した基準申載1による木位 第1.5-5図(1) 基準津波による最高水位分布 (荒浜側防潮堤内敷地)	「防潮堤がない場合の 潮上城分布 第1.4-2 図 基準津波による水位分布 (1/3)	※ 開架平均康嗣位 (0. P. +1. 43m) , 商位のほちつき (0. 16m) 及び聴穀変動量 (0. 72m 社跡) を考慮した 水位 (最大水位上昇量分布) (最大浸水深分布) 第1. 5-2図 基準津波による最大水位上昇量・最大浸水深分布 (防波堤あり、基準地震動Ssによる地盤沈下あり)	**防変壁津波最高地点EL11.13m+開望平均議潮位+0.58m+潮位のばらつき+0.14mやEL11.9m 第1.5-5図 基準津波の遡上波による最高水位 分布 (基準津波1:防波堤無し)	

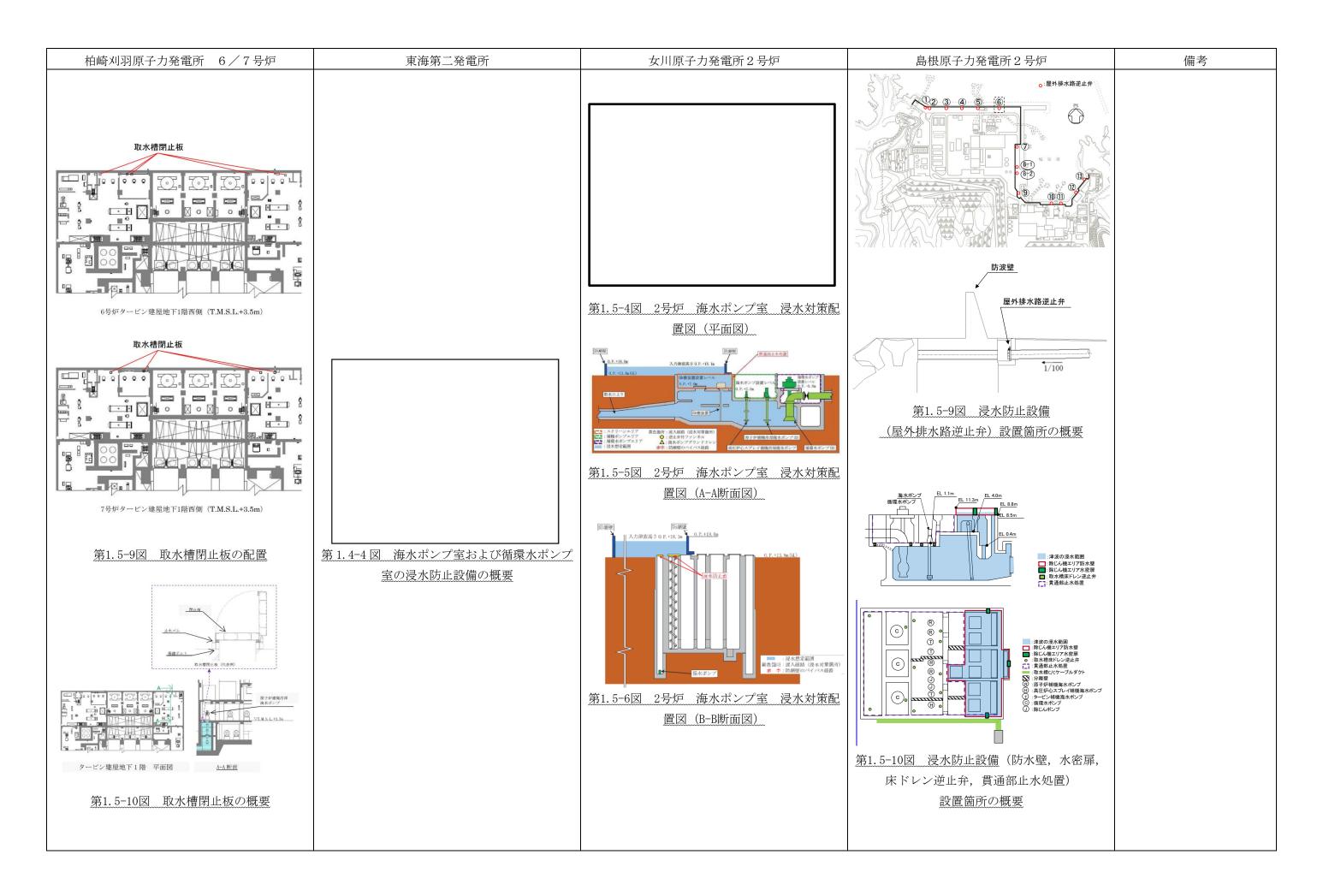
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	+15.79m 1.F.+15.1m 1.F.+15.9m 1.F.+15.9m 1.F.+15.52m			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
			第1.5-6図 基準津波の遡上波による最大浸水深 分布 (基準津波1:防波堤無し)	
※例案平均両側に(L.M.S.L.+ 40.49m)、側位の(はらつさ (0.16m)、地殻(私降鉱 (0.29m) を考慮した基準律被3による水位				
第1.5-6図(1) 基準津波による最高水位分布 (発電所全体遡上域)				

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
黒朋みの内容は機密事項に属しますので公開できません。				
*病屋平均満層位(T.M.S.L +0.49m), 層位のばらっき(0.16m), 堆鉄改降量 (0.29m) を考慮した基準律数3による浸水深 第1.5-6図(2) 基準津波による最大浸水深分布				
(発電所全体遡上域)				
[みの)内容は機密事項に属しますので公開できません。				
第1.5-7図 浸水を防止する敷地				

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
- 黒脚みの内容は機密率項に属しますので公開できません。	【見例】	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		
第1.5-8図 敷地の特性に応じた設計基準対象 施設の津波防護の概要	第1.4-3 図 敷地の特性に応じた設計基準対象 施設の津波防護の概要(1/3)	第1.5-3図 敷地の特性に応じた津波防護の概 要	第1.5-7図 敷地の特性に応じた設計基準対象 施設の津波防護の概要	





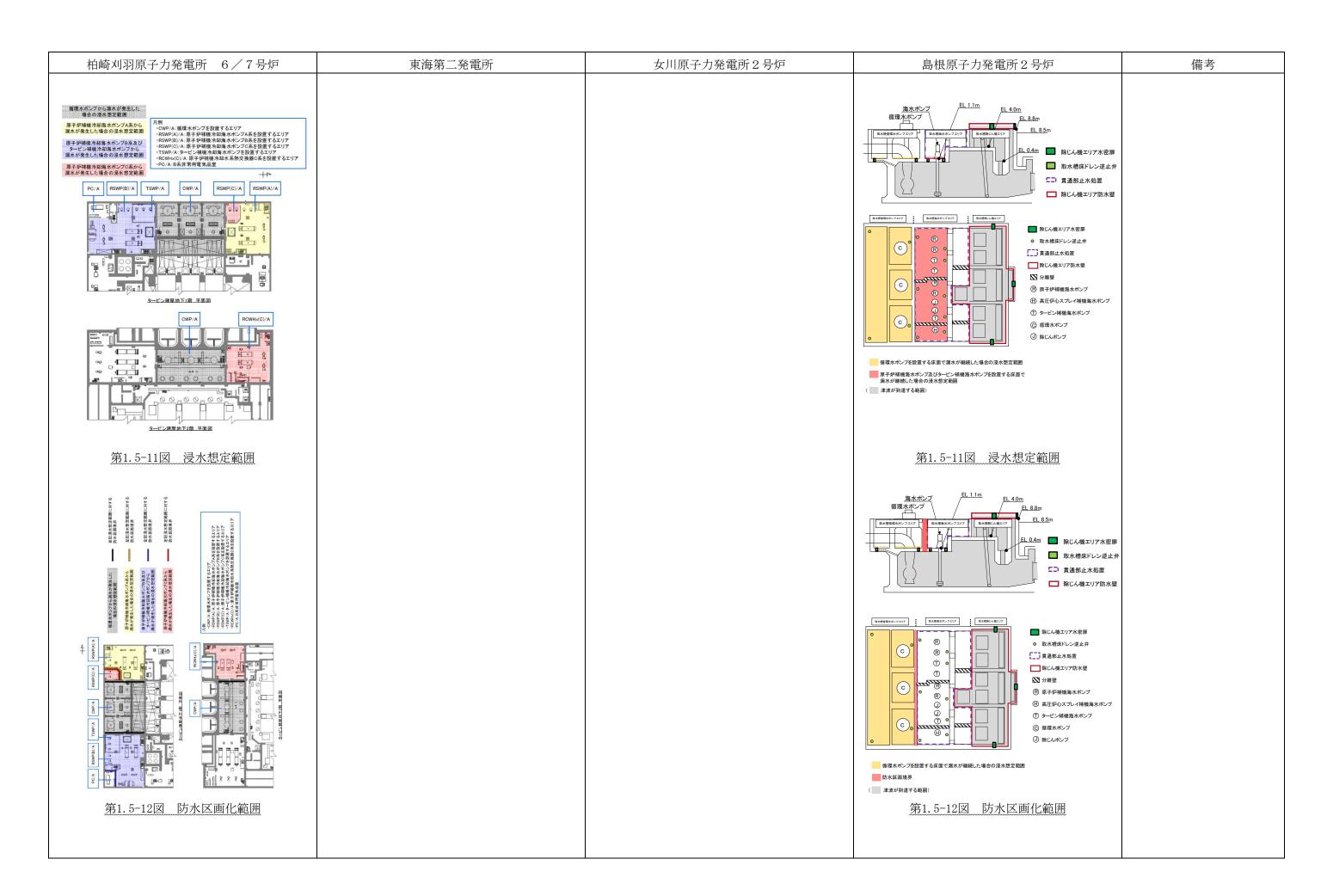
	柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
第15回位 1号型 克木山之子至 巨水龙南的 建位 任期間	柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉	東海第二発電所	第1.5-7図 1号炉 海水ボンプ室 浸水対策配置図 (平面図) (第1.5-8図 1号炉 海水ボンプ室 浸水対策配置図 (A-A断面図) 第1.5-9図 3号炉 海水ボンプ室 浸水対策配置図 (平面図) (第1.5-9図 3号炉 海水ボンプ室 浸水対策配置図 (平面図) (第1.5-10図 3号炉 海水ボンプ室 浸水対策配置の (平面図)	島根原子力発電所 2 号炉	備

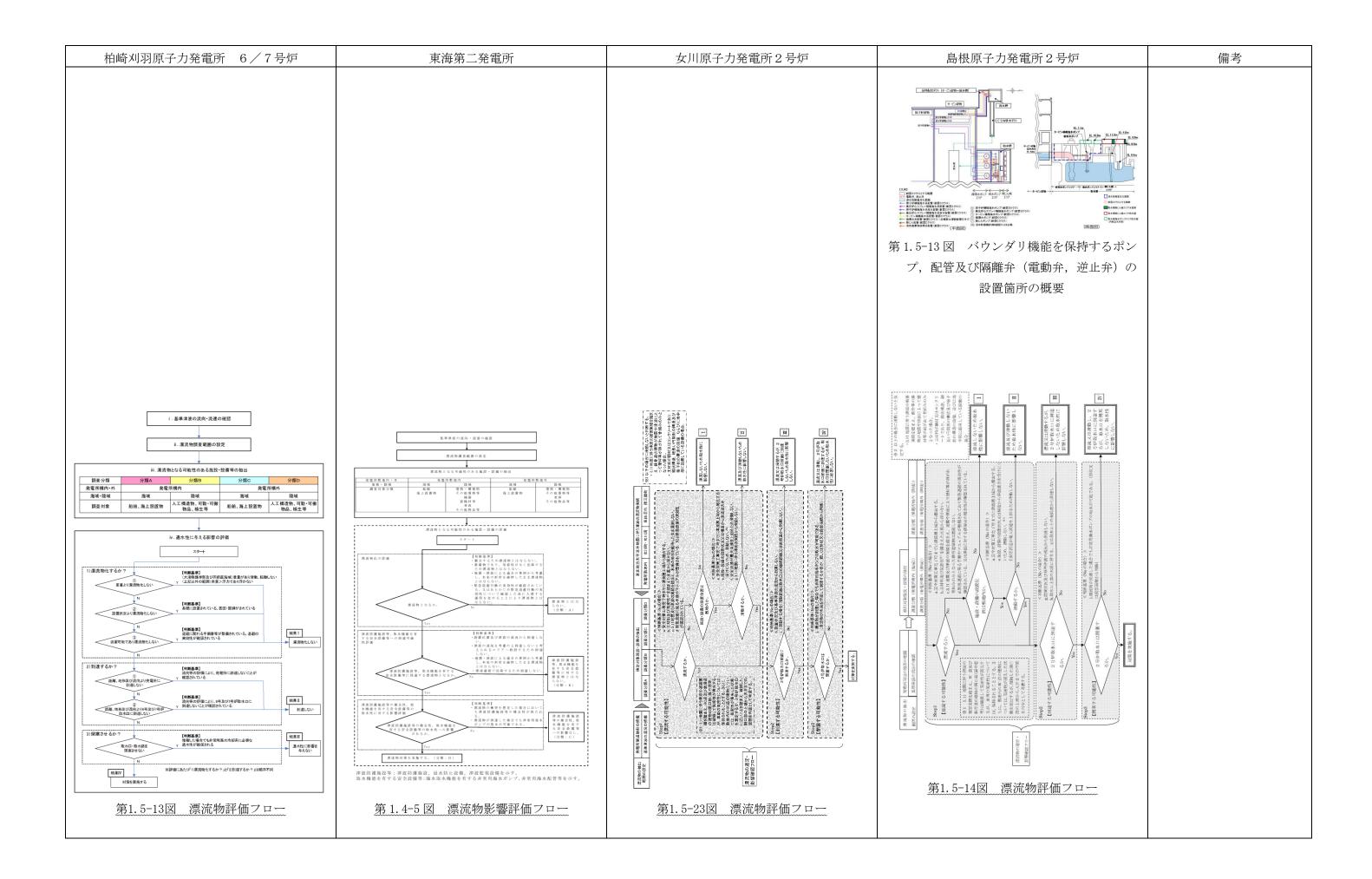
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
		大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
		原本の 本位調整水槽		
		第1.5-14図 2号炉 放水立坑 浸水対策配置 図(平面図)		
		第1.5-15図 2号炉 放水立坑 浸水対策配置 図(A-A断面図)		
		(A.P. +10.0m) A. 力容被而 S. C. E. +17.4m Methodo A. D. +15.0m A. C. A.		
		第1.5-16図 2号炉 放水立坑 浸水対策配置 図 (B-B断面図)		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		放水路トンネル (放水口より) 放水路の流路縮小工 放水立坑 循環水系		
		第1.5-17図 1号炉 放水立坑 浸水対策配置 図 (平面図)		
		第1.5-18図 1号炉 放水立坑 浸水対策配置 図 (A-A断面図) (A-Ammandana) (A		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
		第1.5-20図 3号炉 放水立坑 浸水対策配置 第1.5-21図 3号炉 放水立坑 浸水対策配置 第1.5-21図 3号炉 放水立坑 浸水対策配置 第1.5-21図 3号炉 放水立坑 浸水対策配置 第1.5-21図 3号炉 放水立坑 浸水対策配置 第2.5-21図 3号炉 放水立坑 浸水対策配置		
		図 (B-B断面図) 第1.5-22図 2号炉 海水ポンプ室の浸水対策 の概要		





柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(3) 適合性説明	(3) 適合性説明	(3)適合性説明	(3) 適合性説明	
1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安	1.9 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安	1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る	1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設	
全設計の方針	全設計の方針	安全設計の方針	計の方針	
1.10.2 発電用原子炉設置変更許可申請(平成	1.9.7 発電用原子炉設置変更許可申請(平成	1.10.2 原子炉設置変更許可申請(東北電原		
25 年 9 月 27 日申請) に係る実用発電	26年5月20日申請)に係る安全設計の方	技第11号)に係る発電用軽水型原子炉		
用原子炉及びその附属施設の位置,構	<u>針</u>	施設に関する安全設計審査指針への適		
造及び設備の基準に関する規則への適	1.9.7.1 「実用発電用原子炉及びその附属施	合	1.10.1 発電用原子炉設置変更許可申請(平成25年	
<u></u>	設の位置、構造及び設備の基準に関する規		12月25日申請)に係る実用発電用原子炉及び	
	則 (平成 25 年 6 月 19 日制定)」に対する		その附属施設の位置、構造及び設備の基準に	
	適合		関する規則への適合	
(津波による損傷の防止)	第五条 津波による損傷の防止		(津波による損傷の防止)	
第五条 設計基準対象施設は、その供用中に	設計基準対象施設は、その供用中に当該設計	 (津波による損傷の防止)	第五条 設計基準対象施設 (兼用キャスク及びそ	
当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすお	基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあ	第五条 設計基準対象施設 (兼用キャスク	の周辺施設を除く。)は、その供用中に当該設計	
それがある津波(以下「基準津波」という。)	る津波(以下「基準津波」という。)に対して	及びその周辺施設を除く。)は、その供用	基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある	
に対して安全機能が損なわれるおそれがないも	安全機能が損なわれるおそれがないものでなけ	中に当該設計基準対象施設に大きな影響を	津波(以下「基準津波」という。)に対して安全	
のでなければならない。	ればならない。	及ぼすおそれがある津波(以下「基準津	機能が損なわれるおそれがないものでなければな	
		波」という。)に対して安全機能が損なわ	らない。	
		れるおそれがないものでなければならな		
		lo.		
適合のための設計方針	適合のための設計方針	 適合のための設計方針	適合のための設計方針	
基準津波は、最新の科学的・技術的知見を踏	設計基準対象施設のうち津波防護対象設備	 設計基準対象施設のうち津波防護対象設	設計基準対象施設のうち津波防護対象設備は,	
まえ、波源海域から敷地周辺までの海底地形、	は、基準津波に対して、その安全機能が損なわ	 備は、基準津波に対して、その安全機能が	基準津波に対して、その安全機能が損なわれるこ	
地質構造,地震活動性等の地震学的見地から想	れることがないように次のとおり設計する。	損なわれることがないように次のとおり設	とがないように次のとおり設計する。	
定することが適切なものとして策定する。		計する。		
入力津波は基準津波の波源から各施設・設備		-		
の設置位置において算定される時刻歴波形とし				
て設定する。				
耐津波設計としては、以下の方針とする。				
(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	(1) 津波の敷地への流入防止	(1) 津波の敷地への流入防止	(1)津波の敷地への流入防止	
常用取水設備を除く。)を内包する建屋及	津波防護対象設備(非常用取水設備を除	津波防護対象設備(非常用取水設備を除	津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)	
び区画の設置された敷地において、基準津	く。)を設置する敷地において、基準津波によ	く。)を設置する敷地において,基準津波	を設置する敷地において、基準津波による遡上波	
波による遡上波を地上部から到達又は流入	る遡上波を地上部から到達又は流入させない設	による遡上波を地上部から到達又は流入さ	を地上部から到達又は流入させない設計とする。	
させない設計とする。また、取水路、放水	計とする。また、海と連接する取水口、放水路	せない設計とする。また、海と連接する取	また、海と連接する取水路、放水路等の経路か	
路等の経路から流入させない設計とする。	等の経路から、同敷地及び津波防護対象設備	水路、放水路等の経路から、同敷地及び津	ら, 同敷地及び津波防護対象設備(非常用取水設	
	(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋に	 波防護対象設備(非常用取水設備を除	備を除く。)を内包する建物に流入させない設計	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	流入させない設計とする。	く。)を内包する建屋に流入させない設計とする。	とする。	
(2) 取水・放水施設,地下部等において,漏水する可能性を考慮の上,漏水による浸水範囲を限定して,重要な安全機能への影響を防止する設計とする。	(2)漏水による安全機能への影響防止 取水・放水施設,地下部等において,漏水す る可能性を考慮の上,漏水による浸水範囲を限 定して,重要な安全機能への影響を防止する設 計とする。	水する可能性を考慮の上、漏水による浸水	(2)漏水による安全機能への影響防止 取水・放水施設,地下部等において,漏水する 可能性を考慮の上,漏水による浸水範囲を限定し て,重要な安全機能への影響を防止する設計とす る。	
(3) 上記(1)及び(2)に規定するもののほか,設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画については,浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため,浸水防護重点化範囲を明確化するとともに,津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で,浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉,開口部,貫通口等)を特定し,それらに対して必要に応じ浸水対策を施す設計とする。	(3) 津波防護の多重化 上記(1),(2)の方針のほか,津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)は,浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため,津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画については,浸水防護重点化範囲として明確化するとともに,津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で,浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉,開口部,貫通口等)を特定し,それらに対して浸水対策を施す設計とする。	(3) 津波防護の多重化 上記(1)及び(2)の方針のほか、津波防護 対象設備(非常用取水設備を除く。)は、 浸水防護をすることにより津波による影響 等から隔離する。そのため、津波防護対象 設備(非常用取水設備を除く。)を内包す る建屋及び区画については、浸水防護重点 化範囲として明確化するとともに、津波に よる溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を 保守的に想定した上で、浸水防護重点化範 囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口 (扉、開口部、貫通口等)を特定し、それ らに対して浸水対策を施す設計とする。	(3) 津波防護の多重化 上記(1)及び(2)の方針のほか、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)は、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建物及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定したうえで、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉、開口部、貫通口等)を特定し、それらに対して浸水対策を施す設計とする。	
(4) 水位変動に伴う取水位低下による重要な安全機能への影響を防止する。そのため、非常用海水冷却系については、基準津波による水位の低下に対して、津波防護施設を設置することにより、海水ポンプが機能保持でき、かつ冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して6号及び7号炉の取水口及び取水路の通水性が確保でき、かつ6号及び7号炉の取水口からの砂の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計とする。	(4) 水位低下による安全機能への影響防止水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止するため、非常用海水冷却系は、基準津波による水位の低下に対して非常用海水ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水口の通水性が確保でき、かつ、取水口からの砂の混入に対して非常用海水ポンプが機能保持できる設計とする。	(4) 水位低下による安全機能への影響防止水位変動に伴う取水位低下による重要な安全機能への影響を防止するため、非常用海水冷却系は、基準津波による水位の低下に対して、非常用海水ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保でき、かつ、取水口からの砂の混入に対して非常用海水ポンプが機能保持できる設計とする。	(4) 水位低下による安全機能への影響防止 水位変動に伴う取水位低下による重要な安全機能への影響を防止するため、非常用海水冷却系は、基準津波による水位の低下に対して、非常用海水ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保でき、かつ、取水口からの砂の混入に対して非常用海水ポンプが機能保持できる設計とする。	
(5) 津波防護施設及び浸水防止設備について は,入力津波(施設の津波に対する設計を	(5) <u>津波防護施設,浸水防止設備及び津波監</u> 視設備の機能保持	(5) <u>津波防護施設,浸水防止設備及び津波</u> 監視設備の機能保持	(5)津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備 の機能保持	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
行うために、津波の伝播特性、浸水経路等	津波防護施設及び浸水防止設備は、入力津波	津波防護施設及び浸水防止設備は、入力	津波防護施設及び浸水防止設備は、入力津波	
を考慮して、それぞれの施設に対して設定	(施設の津波に対する設計を行うために、津波	津波(施設の津波に対する設計を行うため	(施設の津波に対する設計を行うために、津波の	
するものをいう。以下同じ。)に対して津	の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞ	に、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮	伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの	
波防護機能及び浸水防止機能が保持できる	れの施設に対して設定するものをいう。以下同	して、それぞれの施設に対して設定するも	施設に対して設定するものをいう。以下同じ。)	
設計とする。また、津波監視設備について	じ。)に対して津波防護機能及び浸水防止機能	のをいう。以下同じ。)に対して津波防護	に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持で	
は,入力津波に対して津波監視機能が保持	が保持できるように設計する。また、津波監視	機能及び浸水防止機能が保持できるように	きるように設計する。また、津波監視設備につい	
できる設計とする。	設備は、入力津波に対して津波監視機能が保持	設計する。また、津波監視設備について	ては、入力津波に対して津波監視機能が保持でき	
	できるように設計する。	は、入力津波に対して津波監視機能が保持	る設計とする。	
		できるように設計する。		
(6) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	(6) 地震による敷地の隆起・沈降、地震によ	(6) 地震による敷地の隆起・沈降,地震に	(6) 地震による敷地の隆起・沈降, 地震による影	
設備の設計に当たっては、地震による敷地	る影響等	- よる影響等	響等	
の隆起・沈降,地震(本震及び余震)によ	地震による敷地の隆起・沈降、地震による影		地震による敷地の隆起・沈降、地震による影	
る影響,津波の繰返しの襲来による影響,	響、津波の繰り返しの襲来による影響及び津波	 る影響, 津波の繰返しの襲来による影響,	響、津波の繰り返しの襲来による影響、津波によ	
津波による二次的な影響(洗掘,砂移動,	による二次的な影響(洗掘、砂移動及び漂流物	 津波による二次的な影響(洗掘,砂移動,	る二次的な影響(洗掘、砂移動、漂流物等)及び	
漂流物等)及びその他自然現象(風,積雪	等)及び自然条件(積雪,風荷重等)を考慮す	漂流物等)及びその他自然現象(風,積雪	その他自然条件(風、積雪等)を考慮する。	
等)を考慮する。	る。	等)を考慮する。		
(7) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波			(7) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設	
監視設備の設計における荷重の組合せを考			備の設計における荷重の組合わせ	
慮する自然現象として,津波(漂流物を含			津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備	
む。),地震(余震)及びその他自然現象			の設計における荷重の組合せを考慮する自然現象	
(風,積雪等)を考慮し,これらの自然現			として、津波(漂流物を含む。)、地震(余震)	
象による荷重を適切に組み合わせる。漂流			及びその他自然現象(風、積雪等)を考慮し、こ	
物の衝突荷重については,各施設・設備の			れらの自然現象による荷重を適切に組み合わせ	
設置場所及び構造等を考慮して、漂流物が			る。漂流物の衝突荷重については、各施設・設備	
衝突する可能性がある施設・設備に対する			の設置場所及び構造等を考慮して、漂流物が衝突	
荷重として組み合わせる。その他自然現象			する可能性がある施設・設備に対する荷重として	
による荷重(風荷重,積雪荷重等)につい			組み合わせる。その他自然現象による荷重(風荷	
ては,各施設・設備の設置場所,構造等を			重, 積雪荷重等) については, 各施設・設備の設	
考慮して、各荷重が作用する可能性のある			置場所、構造等を考慮して、各荷重が作用する可	
施設・設備に対する荷重として組み合わせ			能性のある施設・設備に対する荷重として組み合	
る。			わせる。	
(8) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	(7) 津波防護施設及び浸水防止設備の設計並	(7) 津波防護施設及び浸水防止設備の設計	(8) 津波防護施設及び浸水防止設備の設計並びに	
設備の設計並びに非常用海水冷却系の取水	びに非常用海水冷却系の評価	並びに非常用海水冷却系の評価	非常用海水冷却系の評価	
性の評価に当たっては、入力津波による水	津波防護施設及び浸水防止設備の設計並びに	津波防護施設及び浸水防止設備の設計並	津波防護施設及び浸水防止設備の設計並びに非	
位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安	非常用海水冷却系の評価に当たっては、入力津	びに非常用海水冷却系の評価に当たって	常用海水冷却系の評価に当たっては、入力津波に	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
と側の評価を実施する。なお,その他の要	波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮	は、入力津波による水位変動に対して朔望	よる水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安	
団による潮位変動についても適切に評価し	して安全側の評価を実施する。なお、その他の	平均潮位を考慮して安全側の評価を実施す	全側の評価を実施する。なお、その他の要因によ	
ぎ慮する。また,地震により陸域の隆起又	要因による潮位変動についても適切に評価し考	る。なお、その他の要因による潮位変動に	る潮位変動についても適切に評価し考慮する。ま	
は沈降が想定される場合,想定される地震	慮する。また、地震により陸域の隆起又は沈降	ついても適切に評価し考慮する。また、地	た、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される	
)震源モデルから算定される敷地の地殻変	が想定される場合、想定される地震の震源モデ	震により陸域の隆起又は沈降が想定される	場合、想定される地震の震源モデルから算定され	
加量を考慮して安全側の評価を実施する。	ルから算定される敷地の地殻変動量を考慮して	場合、想定される地震の震源モデルから算	る敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実	
	安全側の評価を実施する。	定される敷地の地殻変動量を考慮して安全	施する。	
		側の評価を実施する。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備	10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備	10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備	10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備	
10.6.1 津波に対する防護設備	10.6.1 津波に対する防護設備	10.6.1 津波に対する防護設備	10.6.1 津波に対する防護設備	
10.6.1.1 設計基準対象施設	10.6.1.1 設計基準対象施設	10.6.1.1 設計基準対象施設	10.6.1.1 設計基準対象施設	
10.6.1.1.1 概要	10.6.1.1.1 概要	10.6.1.1.1 概要	10.6.1.1.1 概 要	
発電用原子炉施設の耐津波設計については、	発電用原子炉施設の耐津波設計については,	発電用原子炉施設の耐津波設計については,	発電用原子炉施設の耐津波設計については,	
「設計基準対象施設は、基準津波に対して安全	「設計基準対象施設は、基準津波に対して、そ	「設計基準対象施設は、基準津波に対して、そ	「設計基準対象施設は、基準津波に対して、そ	
機能が損なわれるおそれがないものでなければ	の安全機能が損なわれるおそれがないものでな	の安全機能が損なわれるおそれがないものでな	<u>の</u> 安全機能が損なわれるおそれがないものでな	
ならない」ことを目的として、津波の敷地への	ければならない。」ことを目的として、津波の	ければならない。」ことを目的として、津波の	ければならない。」ことを目的として、津波の	
流入防止,漏水による安全機能への影響防止,	敷地への流入防止、漏水による安全機能への影	敷地への流入防止、漏水による安全機能への影	敷地への流入防止、漏水による安全機能への影	
津波防護の多重化及び水位低下による安全機能	響防止,津波防護の多重化及び水位低下による	響防止,津波防護の多重化及び水位低下による	響防止、津波防護の多重化及び水位低下による	
への影響防止を考慮した津波防護対策を講じ	安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策	安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策	安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策	
る。	を講じる。	を講じる。	を講じる。	
津波から防護する設備は,クラス1 及びクラ	津波から防護する設備は,クラス1及びクラ	津波から防護する設備は,クラス1及びクラ	津波から防護する設備は、クラス1及びクラ	
ス2 設備並びに耐震Sクラスに属する設備(津	ス2設備並びに耐震Sクラスに属する設備(津	ス2設備並びに耐震Sクラスに属する設備(津	ス2設備並びに耐震Sクラスに属する設備(津	
波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を	波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を	波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を	波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を	
除く。) (以下10. では「設計基準対象施設の	除く。) (以下10.6において「設計基準対象施	除く。)(以下10.6 において「設計基準対象	除く。) (以下10.6において「設計基準対象施	
津波防護対象設備」という。)とする。	設の津波防護対象設備」という。)とする。	施設の津波防護対象設備」という。)とする。	設の津波防護対象設備」という。)とする。	
津波の敷地への流入防止は、設計基準対象施	津波の敷地への流入防止は、設計基準対象施	津波の敷地への流入防止は、設計基準対象施	津波の敷地への流入防止は、設計基準対象施	
設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	
く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷	く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷	く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷	く。)を内包する建物及び区画の設置された敷	
地において、基準津波による遡上波の地上部か	地において、基準津波による遡上波の地上部か	地において、基準津波による遡上波の地上部か	地において、基準津波による遡上波の地上部か	
らの到達及び流入の防止対策並びに取水路、放	らの到達及び流入の防止対策並びに取水路、放	らの到達及び流入の防止対策並びに取水路、放	らの到達及び流入の防止対策並びに取水路、放	
水路等の経路からの流入の防止対策を講じる。	水路等の経路からの流入の防止対策を講じる。	水路等の経路からの流入の防止対策を講じる。	水路等の経路からの流入の防止対策を講じる。	
漏水による安全機能への影響防止は, 取水・	漏水による安全機能への影響防止は, 取水・	漏水による安全機能への影響防止は, 取水・	漏水による安全機能への影響防止は、取水・	
放水施設, 地下部等において, 漏水の可能性を	放水施設, 地下部等において, 漏水の可能性を	放水施設、地下部等において、漏水の可能性を	放水施設, 地下部等において, 漏水の可能性を	
考慮の上,漏水による浸水範囲を限定して,重	考慮の上,漏水による浸水範囲を限定して,重	考慮の上,漏水による浸水範囲を限定して,重	考慮のうえ,漏水による浸水範囲を限定して,	
要な安全機能への影響を防止する対策を講じ	要な安全機能への影響を防止する対策を講じ	要な安全機能への影響を防止する対策を講じ	重要な安全機能への影響を防止する対策を講じ	
る。	る。	る。	る。	
津波防護の多重化として、上記2 つの対策の	津波防護の多重化として、上記2つの対策の	津波防護の多重化として、上記2つの対策の	津波防護の多重化として,上記2つの対策の	
ほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備	ほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備	ほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備	ほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備	
(非常用取水設備を除く。)を内包する建 <u>屋</u> 及	(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及	(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及	(非常用取水設備を除く。)を内包する建物及	
び区画 <u>において、</u> 浸水防護をすることにより津	び区画のうち、原子炉建屋、使用済燃料乾式貯	び区画 <u>において、</u> 浸水防護をすることにより津	び区画のうち、原子炉建物、タービン建物(耐	・設備の配置状況の相違
波による影響等から隔離する対策を講じる。	蔵建屋、海水ポンプ室、常設代替高圧電源装置	波による影響等から隔離する対策を講じる。	震Sクラスの設備を設置するエリア), 廃棄物	【東海第二】
	置場(軽油貯蔵タンク、非常用ディーゼル発電		処理建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリ	・資料構成の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	機燃料移送ポンプ,高圧炉心スプレイ系ディー		ア),制御室建物(耐震Sクラスの設備を設置	【柏崎6/7,女川2】
	ゼル発電機燃料移送ポンプ及び東側DB立坑を		するエリア), 取水槽海水ポンプエリア, 取水	島根2号炉は津波による
	含む。以下10.6.1.1において同じ。),常設代		槽循環水ポンプエリア及び屋外配管ダクト(デ	影響等から隔離する対策を
	替高圧電源装置用カルバート(トンネル部,立		<u>ィーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物,タービ</u>	講じる耐震Sクラスの設備
	坑部及びカルバート部を含む。以下10.6.1.1に		ン建物〜排気筒及びタービン建物〜放水槽)並	を設置する建物・区画を明
	おいて同じ。)及び非常用海水系配管におい		びに非常用ディーゼル燃料設備及び排気筒を設	記。
	て、浸水防護をすることにより津波による影響		置するエリアは浸水防護をすることにより津波	
	等から隔離する対策を講じる。		による影響等から隔離する対策を講じる。	
水位低下による安全機能への影響防止は、水	水位低下による安全機能への影響防止は、水	水位低下による安全機能への影響防止は,水	水位低下による安全機能への影響防止は、水	
位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能	位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能	位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能	位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能	
への影響を防止する対策を講じる。	への影響を防止する対策を講じる。	への影響を防止する対策を講じる。	への影響を防止する対策を講じる。	
10.6.1.1.2 設計方針	10.6.1.1.2 設計方針	10.6.1.1.2 設計方針	10.6.1.1.2 設計方針	
設計基準対象施設は、基準津波に対して安全	設計基準対象施設は、基準津波に対して安全	設計基準対象施設は、基準津波に対して安全	設計基準対象施設は、基準津波に対して安全	
機能が損なわれるおそれがない設計とする。	機能が損なわれるおそれがない設計とする。	機能が損なわれるおそれがない設計とする。	機能が損なわれるおそれがない設計とする。	
耐津波設計に当たっては、以下の方針とす	耐津波設計に当たっては、以下の方針とす	耐津波設計に当たっては,以下の方針とす	耐津波設計に当たっては、以下の方針とす	
る。	る。	る。	る。	
(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	
常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建物及び区	
画の設置された敷地において, 基準津波による	画の設置された敷地において, 基準津波による	画の設置された敷地において、基準津波による	画の設置された敷地において, 基準津波による	
遡上波を地上部から到達又は流入させない設計	遡上波を地上部から到達又は流入させない設計	遡上波を地上部から到達又は流入させない設計	遡上波を地上部から到達又は流入させない設計	
とする。また、取水路、放水路等の経路から流	とする。また、取水路、放水路等の経路から流	とする。また、取水路、放水路等の経路から流	とする。また、取水路、放水路等の経路から流	
入させない設計とする。具体的な設計内容を以	入させない設計とする。具体的な設計内容を以	入させない設計とする。具体的な設計内容を以	入させない設計とする。具体的な設計内容を以	
下に示す。	下に示す。	下に示す。	下に示す。	
a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	
用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画	常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建物及び区	
は、基準津波による遡上波が到達しない十分高	画は、基準津波による遡上波が到達する可能性	画は、基準津波による遡上波が到達する可能性	画は、基準津波による遡上波が到達する可能性	
い場所に設置する。	があるため、津波防護施設及び浸水防止設備を	があるため、津波防護施設を設置し、基準津波	があるため、津波防護施設を設置し、基準津波	
	設置し,基準津波による遡上波を地上部から到	による遡上波を地上部から到達又は流入させな	による遡上波を地上部から到達又は流入させな	
	達又は流入させない設計とする。	い設計とする。	い設計とする。	
b. 上記 a. の遡上波については,敷地及び敷	b. 上記 a. の遡上波については、敷地及び敷	b. 上記a. の遡上波については,敷地及び敷	b. 上記 a. の遡上波については、敷地及び敷	
地周辺の地形及びその標高,河川等の存在並び	地周辺の地形及びその標高, 河川等の存在並び	地周辺の地形及びその標高, 河川等の存在並び	地周辺の地形及びその標高, 河川等の存在並び	
に地震による広域的な隆起・沈降を考慮して,	に地震による広域的な隆起・沈降を考慮して,	に地震による広域的な隆起・沈降を考慮して,	に地震による広域的な隆起・沈降を考慮して,	
遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性	遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性	遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性	遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性	
を検討する。また、地震による変状、繰返し襲	を検討する。また、地震による変状又は繰返し	を検討する。また、地震による変状又は繰返し	を検討する。また、地震による変状、繰り返し	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
来する津波による洗掘・堆積により地形又は河	襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は	襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は	襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は	
川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への	河川流路の変化等が考えられる場合は, 敷地へ	河川流路の変化等が考えられる場合は, 敷地へ	河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地へ	
遡上経路に及ぼす影響を検討する。	の遡上経路に及ぼす影響を検討する。	の遡上経路に及ぼす影響を検討する。	の遡上経路に及ぼす影響を検討する。	
c. 取水路, 放水路等の経路から, 津波が流入				
する可能性について検討した上で, 流入の可能	する可能性について検討した上で, 流入の可能	する可能性について検討した上で,流入の可能	する可能性について検討したうえで、流入の可	
性のある経路(扉、開口部、貫通口等)を特定	性のある経路(扉,開口部,貫通口等)を特定	性のある経路(扉,開口部,貫通口等)を特定	能性のある経路(扉、開口部、貫通口等)を特	
し、必要に応じ浸水対策を施すことにより、津	し、必要に応じ浸水対策を施すことにより、津	し、必要に応じ浸水対策を施すことにより、津	定し,必要に応じ浸水対策を施すことにより,	
波の流入を防止する設計とする。	波の流入を防止する設計とする。	波の流入を防止する設計とする。また、1号炉	津波の流入を防止する設計とする。 <u>また、1号</u>	・津波防護対策の相違
		取水路及び1号炉放水路に対しては、津波の流	<u>炉取水槽に対しては、津波の流入を防止するた</u>	【柏崎6/7,東海第二】
		入を防止するため、取放水路流路縮小工を設置	め,流路縮小工を設置するが,1号炉に悪影響	
		するが、1号炉に悪影響を及ぼさない設計とする。	を及ぼさない設計とする。	
(2) 取水・放水施設, 地下部等において, 漏水				
する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を	する可能性を考慮の上,漏水による浸水範囲を	する可能性を考慮の上,漏水による浸水範囲を	する可能性を考慮のうえ、漏水による浸水範囲	
限定して、重要な安全機能への影響を防止する	限定して、重要な安全機能への影響を防止する	限定して、重要な安全機能への影響を防止する	を限定して、重要な安全機能への影響を防止す	
設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。	設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。	設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。	る設計とする。具体的な設計内容を以下に示	
			す。	
a. 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮し	a. 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮し	a. 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮し	a. 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮し	
て, 取水・放水施設, 地下部等における漏水の	て, 取水・放水施設, 地下部等における漏水の	て, 取水・放水施設, 地下部等における漏水の	て, 取水・放水施設, 地下部等における漏水の	
可能性を検討した上で、漏水が継続することに	可能性を検討した上で、漏水が継続することに	可能性を検討した上で、漏水が継続することに	可能性を検討したうえで、漏水が継続すること	
よる浸水範囲を想定(以下10. では「浸水想定	よる浸水範囲を想定(以下10.6において「浸水	よる浸水範囲を想定(以下10.6 において「浸	による浸水範囲を想定(以下10.6において「浸	
範囲」という。) するとともに, 同範囲の境界	想定範囲」という。) するとともに, 同範囲の	水想定範囲」という。) するとともに, 同範囲	水想定範囲」という。) するとともに, 同範囲	
において浸水の可能性のある経路及び浸水口	境界において浸水の可能性のある経路及び浸水	の境界において浸水の可能性のある経路及び浸	の境界において浸水の可能性のある経路及び浸	
(扉,開口部,貫通口等)を特定し,浸水防止	口(扉,開口部,貫通口等)を特定し,浸水防	水口(扉,開口部,貫通口等)を特定し,浸水	水口(扉,開口部,貫通口等)を特定し,浸水	
設備を設置することにより浸水範囲を限定する	止設備を設置することにより浸水範囲を限定す	防止設備を設置することにより浸水範囲を限定	防止設備を設置することにより浸水範囲を限定	
設計とする。	る設計とする。	する設計とする。	する設計とする。	
b. 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象施	b. 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象	b. 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象	b. 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象	
設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	
く。) がある場合は、防水区画化するととも	く。)がある場合は、防水区画化するととも	く。) がある場合は、防水区画化するととも	く。) がある場合は、防水区画化するととも	
に,必要に応じて浸水量評価を実施し,安全機	に,必要に応じて浸水量評価を実施し,安全機	に,必要に応じて浸水量評価を実施し,安全機	に,必要に応じて浸水量評価を実施し,安全機	
能への影響がないことを確認する。	能への影響がないことを確認する。	能への影響がないことを確認する。	能への影響がないことを確認する。	
c. 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定	c. 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定	c. 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定	c. 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定	
される場合は、必要に応じ排水設備を設置す	される場合は、必要に応じ排水設備を設置す	される場合は、必要に応じ排水設備を設置す	される場合は,必要に応じ排水設備を設置す	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
る。	る。	る。	る。	
(3) 上記(1)及び(2) に規定するもののほか,	(3) 上記(1)及び(2)に規定するもののほか,	(3) 上記(1)及び(2)に規定するもののほか,設	(3) 上記(1)及び(2) に規定するもののほか,	
設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用	計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用	
取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画に	取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画に	水設備を除く。)を内包する建屋及び区画につ	取水設備を除く。)を内包する建物及び区画に	
ついては、浸水防護をすることにより津波によ	ついては、浸水防護をすることにより津波によ	いては、浸水防護をすることにより津波による	ついては、浸水防護をすることにより津波によ	
る影響等から隔離する。そのため、浸水防護重	る影響等から隔離する。そのため、浸水防護重	影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点	る影響等から隔離する。そのため、浸水防護重	
点化範囲を明確化するとともに、津波による溢	点化範囲を明確化するとともに、津波による溢	化範囲を明確化するとともに、津波による溢水	点化範囲を明確化するとともに、津波による溢	
水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想	水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想	を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定	水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想	
定した上で,浸水防護重点化範囲への浸水の可	定した上で,浸水防護重点化範囲への浸水の可	した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能	定したうえで、浸水防護重点化範囲への浸水の	
能性のある経路及び浸水口(扉,開口部,貫通	能性のある経路及び浸水口(扉,開口部,貫通	性のある経路及び浸水口(扉,開口部,貫通口	可能性のある経路及び浸水口(扉,開口部,貫	
口等)を特定し、それらに対して必要に応じ浸	口等)を特定し、それらに対して必要に応じ浸	等)を特定し、それらに対して必要に応じ浸水	通口等)を特定し、それらに対して必要に応じ	
水対策を施す設計とする。	水対策を施す設計とする。	対策を施す設計とする。	浸水対策を施す設計とする。	
(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な	(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	
全機能への影響を防止する。そのため、非常用	安全機能への影響を防止する。そのため、 <u>残留</u>	全機能への影響を防止する。そのため、原子炉	全機能への影響を防止する。そのため、原子炉	・ 設備の相違
海水冷却系については、基準津波による水位の	熱除去系海水系ポンプ,非常用ディーゼル発電	補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機	補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水	【東海第二】
低下に対して、津波防護施設を設置することに	機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディー	<u> 冷却</u> 海水ポンプ(以下10.6 において「非常用	ポンプ(以下10.6において「非常用海水ポン	・津波防護対策の相違
より、海水ポンプが機能保持でき、かつ冷却に	ゼル発電機用海水ポンプ (以下10.6において	海水ポンプ」という。) については、基準津波	プ」という。) については、基準津波による水	【柏崎6/7,東海第二,女
必要な海水が確保できる設計とする。また、基	「非常用海水ポンプ」という。) については,	による水位の低下に対して、 <u>津波防護施設を設</u>	位の低下に対して、非常用海水ポンプが機能保	川 2 】
準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及	基準津波による水位の低下に対して、津波防護	置することにより、非常用海水ポンプが機能保	持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる	
び漂流物に対して6号及び7号炉の取水口及び	施設(貯留堰)を設置することにより、非常用	持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる	設計とする。また、基準津波による水位変動に	
取水路の通水性が確保でき、かつ6号及び7号	海水ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に必要	設計とする。また、基準津波による水位変動に	伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水	
<u>炉の</u> 取水口からの砂の混入に対して <u>原子炉補機</u>	な海水が確保できる設計とする。また、基準津	伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水	口、取水路及び取水槽の通水性が確保でき、か	
冷却海水ポンプが機能保持できる設計とする。	波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂	口、取水路及び海水ポンプ室の通水性が確保で	つ。取水口からの砂の混入に対して非常用海水	
	流物に対して取水口、取水路及び取水ピットの	き、かつ、取水口からの砂の混入に対して非常	ポンプが機能保持できる設計とする。	
	通水性が確保でき、かつ、取水口からの砂の混	用海水ポンプが機能保持できる設計とする。		
	入に対して非常用海水ポンプが機能保持できる			
	設計とする。			
(5) 津波防護施設及び浸水防止設備について	(5) 津波防護施設及び浸水防止設備について	(5) 津波防護施設及び浸水防止設備について	(5) 津波防護施設及び浸水防止設備について	
は、入力津波(施設の津波に対する設計を行う	は、入力津波(施設の津波に対する設計を行う	は、入力津波(施設の津波に対する設計を行う	は、入力津波(施設の津波に対する設計を行う	
ために,津波の伝播特性,浸水経路等を考慮し	ために、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮し	ために, 津波の伝播特性, 浸水経路等を考慮し	ために、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮し	
て、それぞれの施設に対して設定するものをい	て、それぞれの施設に対して設定するものをい	て、それぞれの施設に対して設定するものをい	て、それぞれの施設に対して設定するものをい	
う。以下10. で同じ。)に対して津波防護機能	う。以下10.6において同じ。)に対して津波防	う。以下10.6 において同じ。) に対して津波	う。以下10.6において同じ。)に対して津波防	
 及び浸水防止機能が保持できる設計とする。ま	護機能及び浸水防止機能が保持できる設計とす	防護機能及び浸水防止機能が保持できる設計と		
た、津波監視設備については、入力津波に対し	る。また、津波監視設備については、入力津波	する。また、津波監視設備については、入力津	る。また,津波監視設備については,入力津波	
て津波監視機能が保持できる設計とする。具体	に対して津波監視機能が保持できる設計とす	波に対して津波監視機能が保持できる設計とす	 に対して津波監視機能が保持できる設計とす	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
的な設計内容を以下に示す。	る。具体的な設計内容を以下に示す。	る。具体的な設計内容を以下に示す。	る。具体的な設計内容を以下に示す。	
a. 「津波防護施設」は、 <u>海水貯留堰</u> とする。 「浸水防止設備」は、 <u>取水槽閉止板、水密扉、止水ハッチ、ダクト閉止板(6 号炉)、浸水防止ダクト(7 号炉)、床ドレンライン浸水防止治具</u> 及び貫通部止水処置とする。また、「津波監視設備」は、津波監視カメラ(6 号及び7 号炉共用)及び取水槽水位計とする。	a. 「津波防護施設」は、防潮堤及び防潮扉、 放水路ゲート、構内排水路逆流防止設備並びに 貯留堰とする。「浸水防止設備」は、取水路点 検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドド レン排出口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆 止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海 水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急 用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、緊急 用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、緊 急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁、海水 ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋、常設代替 高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密 扉、防潮堤及び防潮扉の地下部の貫通部(以下 10.6において「防潮堤及び防潮扉下部貫通部」 という。)止水処置、海水ポンプ室貫通部止水 処置、原子炉建屋境界貫通部止水処置並びに常 設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫 通部止水処置とする。また、「津波監視設備」 は、津波・構内監視カメラ、取水ピット水位計 及び潮位計とする。	a. 「津波防護施設」は、 <u>防潮堤、防潮壁、取放水路流路縮小工及び貯留堰</u> とする。「浸水防止設備」は、逆流防止設備、水密扉、浸水防止蓋、浸水防止壁、逆止弁付ファンネル及び貫通部止水処置とする。また、「津波監視設備」は、津波監視カメラ、取水ピット水位計とする。	a. 「津波防護施設」は、防波壁、防波扉及び1号炉取水槽流路縮小工とする。「浸水防止設備」は、屋外排水路逆止弁、防水壁、水密扉、床ドレン逆止弁、隔離弁及びバウンダリ機能保持する機器・配管並びに貫通部止水処置とする。また、「津波監視設備」は、津波監視カメラ及び取水槽水位計とする。	・津波防護対策の相違 【柏崎6/7,東海第二,女 川2】
b. 入力津波については、基準津波の波源からの数値計算により、各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形とする。数値計算に当たっては、敷地形状、敷地沿岸域の海底地形、津波の敷地への侵入角度、河川の有無、陸上の遡上・伝播の効果、伝播経路上の人工構造物等を考慮する。また、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮する。 c. 津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並	b. 入力津波については、基準津波の波源からの数値計算により、各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形とする。数値計算に当たっては、敷地形状、敷地沿岸域の海底地形、津波の敷地への侵入角度、河川の有無、陸上の遡上・伝播の効果、伝播経路上の人工構造物等を考慮する。また、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮する。 c. 津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並	b. 入力津波については、基準津波の波源からの数値計算により、各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形とする。数値計算に当たっては、敷地形状、敷地沿岸域の海底地形、津波の敷地への侵入角度、河川の有無、陸上の遡上・伝播の効果、伝播経路上の人工構造物等を考慮する。また、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮する。 c. 津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並	b. 入力津波については、基準津波の波源からの数値シミュレーションにより、各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形とする。数値シミュレーションに当たっては、敷地形状、敷地沿岸域の海底地形、津波の敷地への侵入角度、河川の有無、陸上の遡上・伝播の効果、伝播経路上の人工構造物等を考慮する。また、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮する。 c. 津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並	
びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し, 越流時の耐性にも配慮した上で,入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できる設計とす	びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し, 越流時の耐性にも配慮した上で,入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できる設計とす	びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し, 越流時の耐性にも配慮した上で,入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できる設計とす	びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し, 越流時の耐性にも配慮したうえで,入力津波に 対する津波防護機能が十分に保持できる設計と	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
る。	る。	る。	する。	
d. 浸水防止設備については,浸水想定範囲等	d. 浸水防止設備については,浸水想定範囲等	d. 浸水防止設備については,浸水想定範囲等	d. 浸水防止設備については,浸水想定範囲等	
における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐	における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐	における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐	における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐	
性等を評価し,越流時の耐性にも配慮した上	性等を評価し、越流時の耐性にも考慮した上	性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上	性等を評価し、越流時の耐性にも配慮したうえ	
で,入力津波に対して浸水防止機能が十分に保	で、入力津波に対して、浸水防止機能が十分に	で、入力津波に対して、浸水防止機能が十分に	で、入力津波に対して、過水防止機能が十分に	
持できる設計とする。	保持できる設計とする。	保持できる設計とする。	保持できる設計とする。	
e. 津波監視設備については,津波の影響(波	e. 津波監視設備については、津波の影響(波	e. 津波監視設備については, 津波の影響(波	e. 津波監視設備については,津波の影響(波	
力及び漂流物の衝突)に対して,影響を受けに	力及び漂流物の衝突) に対して, 影響を受けに	力及び漂流物の衝突)に対して、影響を受けに	力及び漂流物の衝突)に対して、影響を受けに	
くい位置への設置及び影響の防止策・緩和策等	くい位置への設置及び影響の防止策・緩和等を	くい位置への設置及び影響の防止策・緩和策等	くい位置への設置及び影響の防止策・緩和策等	
を検討し,入力津波に対して津波監視機能が十	検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分	を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十	を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十	
分に保持できる設計とする。	に保持できる設計とする。	分に保持できる設計とする。	分に保持できる設計とする。	
f. 発電所敷地内及び近傍において建物・構築	f. 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近	f. 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近	f. <u>津波防護施設の外側の</u> 発電所敷地内及び近	
物,設置物等が破損,倒壊及び漂流する可能性	傍において建物・構築物,設置物等が破損,倒	傍において建物・構築物, 設置物等が破損, 倒	傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒	
がある場合には,津波防護施設及び浸水防止設	壊及び漂流する可能性がある場合には、津波防	壊及び漂流する可能性がある場合には, 津波防	壊及び漂流する可能性がある場合には, 津波防	
備に波及的影響を及ぼさないよう,漂流防止措	護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさ	護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさ	護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさ	
置又は津波防護施設及び浸水防止設備への影響	ないよう、漂流防止措置又は津波防護施設及び	ないよう、漂流防止措置又は津波防護施設及び	ないよう、漂流防止措置又は津波防護施設及び	
の防止措置を施す設計とする。	浸水防止設備への影響の防止措置を施す設計と	浸水防止設備への影響の防止措置を施す設計と	浸水防止設備への影響の防止措置を施す設計と	
	する。	する。	する。	
g. 上記c . , d . 及びf. の設計等において	g. 上記 c. , d. 及び f. の設計等において	g. 上記 c. , d. 及び f. の設計等において	g. 上記c . , d.及び f . の設計等において	
は、耐津波設計上の十分な裕度を含めるため、	は、耐津波設計上の十分な裕度を含めるため、	は,耐津波設計上の十分な裕度を含めるため,	は、耐津波設計上の十分な裕度を含めるため、	
各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重	各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重	各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重	各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重	
(浸水高,波力・波圧,洗掘力,浮力等) につ	(浸水高,波力・波圧,洗掘力,浮力等)につ	(浸水高,波力・波圧,洗掘力,浮力等)につ	(浸水高,波力・波圧,洗掘力,浮力等)につ	
いて,入力津波による荷重から十分な余裕を考	いて、入力津波による荷重から十分な余裕を考	いて、入力津波による荷重から十分な余裕を考	いて,入力津波による荷重から十分な余裕を考	
載して設定する。また,余震の発生の可能性を	慮して設定する。また、余震の発生の可能性を	慮して設定する。また、余震の発生の可能性を	慮して設定する。また、余震の発生の可能性を	
倹討した上で,必要に応じて余震による荷重と	検討した上で、必要に応じて余震による荷重と	検討した上で、必要に応じて余震による荷重と	検討したうえで、必要に応じて余震による荷重	
入力津波による荷重との組合せを考慮する。さ	入力津波による荷重との組合せを考慮する。さ	入力津波による荷重との組合せを考慮する。さ	と入力津波による荷重との組合せを考慮する。	
らに,入力津波の時刻歴波形に基づき,津波の	らに,入力津波の時刻歴波形に基づき,津波の	らに,入力津波の時刻歴波形に基づき,津波の	さらに, 入力津波の時刻歴波形に基づき, 津波	
燥返しの襲来による作用が津波防護機能及び浸	繰返しの襲来による作用が津波防護機能及び浸	繰返しの襲来による作用が津波防護機能及び浸	の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能及	
水防止機能へ及ぼす影響について検討する。	水防止機能へ及ぼす影響について検討する。	水防止機能へ及ぼす影響について検討する。	び浸水防止機能へ及ぼす影響について検討す	
			る。	
(6) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	(6) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	(6) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	(6) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	
設備の設計に当たっては,地震による敷地の隆	設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆	設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆	設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆	
起・沈降,地震(本震及び余震)による影響,	起・沈降,地震(本震及び余震)による影響,	起・沈降,地震(本震及び余震)による影響,	起・沈降,地震(本震及び余震)による影響,	
津波の繰返しの襲来による影響,津波による二	津波の繰返しの襲来による影響、津波による二	津波の繰返しの襲来による影響、津波による二	津波の繰り返しの襲来による影響、津波による	

2番語の連載で、受体的上語像及の特徴を担い、					
2番語の連載で、受体的上語像及の特徴を担い、	柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	x的な影響(洗掘,砂移動,漂流物等)及びそ	次的な影響(洗掘、砂移動、漂流物等)及びそ	次的な影響(洗掘、砂移動、漂流物等)及びそ	二次的な影響(洗掘、砂移動、漂流物等)及び	
機能して、温度(保護の意立))、地質 動度をして、温度(保護の意立))、地質 動度をして、温度(保護の意立))、地質 動力となる。高が約り到外側面について み合わせる。高が約り到外側面について み合わせる。高が約り到外側面について の一般のでは、全体のでは関係した。その他の の一般のでは、対策の対象をは、の、報告等)を 対象として、現金(保護の意立)。、現代 加合やかせる。高が約り到外側面について の一般のでは、音形の対象をは、の、報告等)を が認定・とはののと関係は、特益を考慮して、 、温度物が実力との面として終める地域・皮 、温度物が実力との面として終めるしまっ。その他自然 多による砂重(温角圧)とでから、その他自然 多による砂重(温角圧)とでから、その他自然 多による砂重(温角圧)とでから、その他自然 を表による砂重(温角圧)とでから、その他自然 を表による砂重(温角圧)とでから、その他自然 を表による砂重(温角圧)とでから、その他自然 を表による砂重(温角圧)に対かる心臓・皮 に対する可能性のある血腫・ に対する可能性のよるになの発 に対する可能性のよる性の呼ばと が、と、再に対していまかしていまかとの に対する可能性の表に対して対象としての に対する可能性の表に対して対象としての に対する面として変全側の呼ばと 対して側延平均側を考慮して変全側の呼ばと 対して側延平均側を考慮して変全側の呼ばと 対して側延平均側を考慮して変全側の呼ばと 対して側延平均側を考慮して変全側の呼ばと 対して側延平均側を考慮して変全側の呼ばと 対して側延平均側を考慮して変全側の呼ばと 対して側延平均側を考慮して変全側の呼ばと 対して側延平均側を考慮して変全側の呼ばと 対して側延神が悪ないまが、一般の表に対して変しいの呼ばと対して対して側に関すると対して対して変しの呼ばと 対して側延神が悪ないまが、一般の表に対して変しの呼ばと 対して側延神が悪ないまが、一般の表に対して変全側の呼ばと に対して変しの呼ばと対して変しの呼ばと 対して側延神が悪ないまが、一般の表に対して変全側の呼ばと が、しいし臓が悪症がよる、 地の臓が悪なが悪ないまないまないる に対して変しの呼ばと対して変しいでも、 対して側延神が悪ないまないが悪ないる。 はたれる地震の震症モデルから影定される 地の破しを対して変全側の呼ばを支 はたれる地震の震症モデルから影定を対して変全側の呼ばを支 が、これる地震の震症モデルから影定される 地の緩慢が重と考して変全側の呼ばを支 する。 しいしたして、発音が大いが悪るといる はないまないまないが悪るといる といし臓が悪など、大いのの硬形による衝突が悪な、対して側延神が悪ないまないが悪るといる 対して側延神が悪ないまないまないが悪るといる 対して側延伸が悪ないまないが悪るといる 対して側延伸が悪ないまないまないるといる 対して側に対して、大いのに関すると対して、大いのに関すると対して、大いのに関すると対して、大いのに関すると対して、大いのに関すると対して、大いのに関すると対して、大いのに関すると対して、大いのに関すると対して、大いのに関するといいのに)他自然現象(風,積雪等)を考慮する。	の他自然現象(風、積雪等)を考慮する。	の他自然現象(風、積雪等)を考慮する。	その他自然条件(風、積雪等)を考慮する。	
条として、体皮(唇部物合な)、 連皮 切) 及びその他自然現象(現、前書)。 違い、これらの自然現象にとの面上のと当め 水理のが展生して一般なの を受けるの他自然現象(現、前書)。 本理のが展生している。 を設するの他自然現象(は、前書)。 本理のが展生している。 をした、一般のでは、大力は、一般のは、一般のは、一般の の会として、本の他自 からわせる。 その他自 からわせる。 その他自 かによる荷葉(見帯裏、現本である。 で、子が強性があるがあまた。 で、子が強性が作用する可能性のある始致・ で、子が強性があるがあまた。 で、子が強性があるがあまた。 で、子が強性があるがあまた。 で、子が強性があるがあまた。 で、子が強性があるがあまた。 で、子が強性があるがあまた。 で、子が強性があるがあまた。 で、子が強性があるがあまた。 で、子が強性があるがあまた。 で、子が強性があるがあまた。 で、子が強性があるがあまた。 で、子が強性があるがあまた。 で、子が強性があるがあまた。 で、子が強性があるがあまた。 で、子が強性があるがあまた。 で、子が生かのでは、大力は表して起み合わせる。 (2) 冷波が、超級の大力であるが で、子が生かのでは、大力は表した。 (3) 冷波が、変化の分割性がによるが色を動に で、方は、子が中のの姿性による水色を動に で、方によっては、人力は表しよる水色を動に で、大力は表しよる水色を動に で、大力は表しまな水色を動に で、大力は表しまな水色を動に で、大力は表しまな水色を動に で、大力は表しまな水色を動に で、大力は表しまな水色を動に で、大力は表しまな水色を動に ないても達切にが他し号とする。また、地震 についても達切にが他し号とする。また、地震 についても達切にが他し号とする。また、地震 についても達切にが他し号とする。また、地震 についても達切にが他し号とする。また、地震 についても達切にが他し号とする。また、地震 についても達切にが他し号とする。また、地震 についても達切にが他し号とする。また、地震 についても達切にが他し号とする。また、地震 についても達切にが他し号とする。また、地震 についても達切にが他し号とする。また、地震 についても達切にが他し号とする。また、地震 についても達切にが他し号とする。また、地震 についても達切にが他し号とする。また、地震 についても達切にが他し号とする。また、地震 についても達切にが他し号とする。また、地震 でいいても達切にが他し号とする。また、地震 についても連切に対して安全側の評価を実施 する。 のと微変を並を考定して安全側の評価を実施 する。 のと微変を並を考定して安全側の評価を実施 する。 のと微変を並を考定して安全側の評価を実施 する。 10.6.1.1.3 主要設備 (1) 以間 をできるとして、変色のの影響とを考上を多した。 をできるもいのの意味がからできまならな 悪のと微変を並を考定して安全側の評価を実施 する。 をできるもいのの意味がからで表される 悪がさるるがありの語でがからで表される 悪がさるるがありの語でがあからまなら、 悪能ともるとして安全側の評価を実施 する。 をできるもいのの意味が必ずるとなら、 悪能ともるとして安全側の評価を実施 する。 できるもののの意味が必ずるとなら、 悪能ともるとして安全側の評価を実施 する。 をできるものとの語ががまたるのによるとならなとならないとのであるとの 表にともるとし表が生態が発酵(は学 となるもののとはできるとして安全側の評価を実施 する。 をできるもののとの語がからなる。 をできるものとの語がからなる。 をできるものとの語がからなる。 をできるして安全側の語でを実施 する。 をできるものとの語がができるとの。 をできるものとの語がである。 をできるとのとして安全側の語でを実施 する。 できるものとの語がができる。 をできるして安全側のによるとの はなるものとの語がができると、 を変とるるとのといるとの。 をできるとのといるとのを表といるとの。 をできるとのといるとのを表といる。 をできるとのと、とのと、 をできるとのといるとのと、 をできるとのといるとの。 をできるとの他との他と、このを定して、 をできるとのといるとの。 をできるとの他と、とのできるとの。 をできるとの他と、このを定しないるとの。 をできるとの他と、このを含むとの。 をできるとの他と、とのでとのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、	7) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	(7) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視		(7) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	
(全) 及びその他自然現象(例、補当等) 位に、これらの自然現象による何面を治理の 本語し、これらの自然現象による何面を治理の 本語し、これらの自然現象による何面を治理の 本語し、これらの自然現象による何面を治理の 本語し、これらの自然現象による何面を治理の 本語し、これらの自然現象による何面を治理の 本語し、これらの自然現象による何面を治理の 本語の必要が構造がである。 本語のは関係ので特色である。 本語のは関係ので特色である。 本語のは関係ので特色である。 本語のは関係ので特色である。 本語のは関係ので特色である。 本語のは関係ので特色である。 本語のなど、これが関係の表質を表現して、 本語のなど、これのの自然現象による何面を通知の 本語のは関係の表質を表現して、 本語の表情を含まる。 本語のなど、これらの自然現象による何面を通知の 本語のは関係の表情を含まる。 本語のなど、これらの自然現象による何重を対して、 表情が解析する可能性のよる。 本語のなど、これらの自然現象による何重を表現して、 表情が解析する可能性のよる権 でいた。 本語のなど、一部のの表質を表現、 は、一部のなど、 ない、一部のは一般を対して、 ない、一部のは一般を表現して、 ない、これの自然現象には、 ない、一部のなど、 ない、一部のなど、 ない、これの自然現象には、 は、一部の自然現象には、 本語の自然である。 本語の表情を表現して、 ない、これの自然現象には、 本語の自然では、 ない、これの自然に、 ない、これの自然に、 ない、これの自然に、 ない、これの自然に、 ない、これの自然に、 ない、これの自然に、 ない、これの自然に、 ない、これの自然によるが、 ない、これの自然に、 ない、主ないの意味に、 ない、これの自然に、 ない、これの自然に、 ない、これの自然に、 ない、これの自然に、 ない、主ないのの表情に、 ないないとないのないにないないにないないないにないないないないないないないないないないない	機の設計における荷重の組合せを考慮する自	設備の設計における荷重の組合せを考慮する自		設備の設計における荷重の組合せを考慮する自	
環止、これもの自然現象による青重を適切 み合わせる。深熱物の副染梅面については、 扱み合わせる。深熱物の副染梅面については、 銀み合わせる。深熱物の副染梅面については、 経療性が養力する可能性がある始致・設 対する青重として起か合わせる。その傾自 は、各種は「銀梅のは一般できる方 は、後種のは「銀梅のは一般できる方 は、各種は「銀梅のは一般できる方 は、各種は「銀梅のは一般できる方 は、各種は「現梅のは一般できる方 は、各種は「現梅のは一般できる方 は、各種は「現梅のは一般できる方 は、各種は「現神のは一般できる方 は、各種は「現神のは一般できる方 は、各種は「現神のは一般できる方 は、各種は「現神のは一般できる方 は、各種は「現神のは一般できる方 は、各種は「現神のは一般できる方 に、大き変重が作用する可能性のある始致・ に対する青重として起か合かせる。 「24 年間が発用する可能性のある始致・ による発生となる。(34 年間、現情を有等)について は、各種は「実体のは一般できる方 に大き変重なが異なる。 25 年度 まま。 26 年度 まま。 27 年度 まま。 28 年度 まま。 27 年度 まま。 27 年度 まま。 28 年度 まま。 27 年度 まま。 28 年度 まま。 27 年度 まま。 28 年度 まま。 29	ミ現象として,津波(漂流物含む。),地震	然現象として、津波(漂流物を含む。)、地震		然現象として、津波(漂流物含む。)、地震	
及合わせる。標底物の劉突仏軍について 名産及、設備の液に場所及び審告等を考慮 名成権の液に関係する。その他の 教にしる確認・機関の変して知み合わせる。その他の 教にしる確認・侵害者として組み合わせる。その他の 教にしる確認・侵害者として組み合わせる。その他の ない、各語・設備の設置場所、特定等を考慮して は、各語・設備の設置場所、特定等を考慮して は、各語・設備の設置場所、特定等を考慮して は、各語・設備の設置場所、特定等を考慮して は、各語・設備の設置場所、特定等を考慮して は、各語・設備の設置として組み合わせる。その他の は、各語・設備の設置として組み合わせる。その他の は、各語・設備の設置として組み合わせる。 を確認が用来する可能性のある施設・ に対する荷重として組み合わせる。 (8) 体液防滞施液、浸水防止液体及び体液型に に対する荷重として組み合わせる。 (8) 体液防滞施液、浸水防止液体及び体液型に に対する荷重として組み合わせる。 (9) 体液防滞施液、浸水防止液体及び体液型に で対する荷重として組み合わせる。 (9) 体液防滞施液、浸水防止液体及び体液型に で対する荷重として組み合わせる。 (1) 体液防滞施液、浸水防止液体及び体液型に で対する荷重として組み合わせる。 (2) 体液防滞施液、浸水防止液体及び体液型に で対理や場所を考慮して安全側の評価を実動 する。なが、その他の要因による層体変動 いて心理切に対面に考慮する。また、地震 実施する。なが、その他の要因による層体変動 いて心理切に対面に考慮する。また、地震 対して機関に対する。また、地震 に対するがある場合。 される地域の影響を考慮して安全側の評価と実施 について心理が対断を考慮となる場合。 される地域の影響を考慮して安全側の評価を実施 について心理が対断を対しる場合。 を定される地域の影響を考慮して安全側の評価を実施 について心理が対断を対しる場合。 を定される地域の影響を考慮して安全側の評価を実施 について心理が対断を対しる場合。 なが、その他の要因による層体変動 について心理が対断を対しる場合。 などされる地域の影響を考慮して安全側の評価を実施 する。 10.6.1.1.3 主要設備 (1) 防薬度及び防薬の影響を考慮して安全側の評価を実施 する。 10.6.1.1.3 主要設備 (1) 防薬度 維定とよる性は大変地に対 10.6.1.1.3 主要設備 (1) 防薬度 維定とよる性は大変地に対 10.6.1.1.3 主要設備 (1) 防薬度及び防薬が発達さるも発合。 地では一体製液が検索を含して安全側の評価を実施する。 地では一体製液が検索を含して安全側の評価を実施 する。 10.6.1.1.3 主要設備 (1) 防薬度及び防薬が検索性(体常 用収水変傷を停く。)の設置された影地に対	(余震) 及びその他自然現象 (風, 積雪等)	(余震) 及びその他自然現象(風,積雪等)を		(余震) 及びその他自然現象(風, 積雪等)を	
多能改・設備の設置場所及び構造等を考慮 、深薄物が衝突する(特性があるが記)、	・考慮し,これらの自然現象による荷重を適切	考慮し、これらの自然現象による荷重を適切に		考慮し,これらの自然現象による荷重を適切に	
、悪流物が衝突する可能性がある危険・設 対する布蓋として起か合とせる。その他自な機能にあた。その他自な機能にあた。その他自な機能にあた。との他自な機能にあた。との他自な機能にあた。との他自な機能にあた。との他自な機能にあた。との他自な機能にあた。との他自な機能にあた。との他自な機能に対するの重要として組み合わせる。 一種な防毒性をして組み合わせる。 「後、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	組み合わせる。漂流物の衝突荷重について	組み合わせる。漂流物の衝突荷重については,		組み合わせる。漂流物の衝突荷重については、	
対する荷電として組み合わせる。その他自然 象による荷宝(展布電・海について た、各権意外・設備の設置場所、構造等を考慮して で、各有意が作用する可能性のある施設・ で、各有意が作用する可能性のある施設・ で、各有意が作用する可能性のある施設・ で、各有意が作用する可能性のある施設・ で、各有意が作用する可能性のある施設・ で、各有意が作用する可能性のある施設・ で、各有意が作用する可能性のある施設・ で、各有意が作用する可能性のある施設・ で、各有意が作用する可能性のある施設・ で、大力構造として組み合わせる。 (2) 神波防震無惑、浸水防止設備及び神波監視 の設計並びに非常用海水がンプの取水性の に当たっては、入力排放による水位変動に で、場上での場合を考慮して安全側の評価を 実施する。なお、その他の要固による解位変数 いて利達の原理である。また、地で ので、お、その他の要固による解位変数 いて利達の原理である。また、地で について利達のに評価し考点する。また、地で について利達のに評価し考点する。また、地で について利達のに評価し考点する。また、地で について利達のに評価し考点する。また、地で について利達のに評価し考点する。また、地で について利達のに評価し考点する。また、地で について利達のに評価し考点する。また、地で について利達のに評価し考点する。また、地で について利達の解源・デルから算定される場合。 とれる地験の機源・デルから算定される場合。 とれる地験の機源・デルから算定される場合。 地般変動量を考慮して安全側の評価を実施 する。 10.6.1.1.3 主要設備 海水片何葉 ・神波といる神経をかので、 地の地数変動量を考慮して安全側の評価を実施 する。 10.6.1.1.3 主要設備 (1) 防御装 建確による水位低下時に、補機冷利用海 ・本律版による水位低下時に、補機冷利用海 ・本体による水位低下時に、補機冷利用海 ・本体による必然となど、 ・ の必要とは、 ・ の必要とは、 ・ の必要とは、 ・ の。 ・ 10.6.1.1.3 主要設備 (1) 防御装 ・ 2年前皮による一般な、 ・ 2年前皮が上で、 ・ 2年前皮による一般な、 ・ 2年前皮が上で、 ・ 2年前皮が上で、 ・ 2年ののによる・ ・ 2年ののによる一般な、 ・ 2年前皮による・ ・ 2年前皮による・ ・ 2年前皮の地に部からの液大が ・ 2年前皮による一般な、 ・ 2年前皮による一般な、 ・ 2年前皮による一般な、 ・ 2年前皮による・ ・ 2年前皮による・ 2年前皮による・ 2年前皮による・ 2年前皮による・ 2年前皮による・ 2年前皮による・ 2年前皮による・ 2年前上をよる・ 2年前上をよる・ 2年前皮による・ 2年前上をよる・ 2年前上をよる・ 2年前上をよる・	は、各施設・設備の設置場所及び構造等を考慮	各施設・設備の設置場所,構造等を考慮して,		各施設・設備の設置場所及び構造等を考慮し	
原による荷重(風荷重、横雪荷重等)については、条施度・設備の設置場所、横雪荷重等)については、条施度・設備の設置場所、横雪荷重等)については、条施度・設備の設置場所、横直等を考慮して、各有重が作用する可能性のある施設・設備に対する荷重として組み合わせる。 (2) 津波防護施設・浸水防止設備及び津波監視 (2) 津波防護施設・浸水防止設備及び津波監視 (3) 津波防護施設・浸水防止設備及び津波監視 (3) 津波防護施設・浸水防止設備及び津波監視 (4) 津波防護施設・浸水防止設備及び津波監視 (5) 非波防護施設・浸水防止設備及び津波監視 (5) 津波防護施設・浸水防止設備及び津波監視 (5) 津波防護施設・浸水防止設備及び津波監視 (5) 津波防護施設・浸水防止設備及び津波監視 (5) 津波防護施設・浸水防止設備及び津波監視 (5) 津波防護施設・浸水防止設備及び津波監視 (5) 非波防護施設・浸水防止設備及び津波監視 (5) 非波防護施設・浸水防止設備及び津波にとが収金参照・浸水が上設備の設計並びに非常用海水ボンブの取水性の 評価に当たっては、人力津波による水位変動に 対して朝望平均滞位を考慮して安全側の評価を 対して朝望平均滞位を考慮して安全側の評価を 対して朝望平均滞位を考慮して安全側の評価を 対して朝望平均滞位を考慮して安全側の評価を 対して朝望平均滞位を考慮して表を側の理のによる補位変動 についても適切に計価し考慮する。また、地震 により環域の降起又は沈降が想定される場合、規定される地震の震源モデルから算定される 地震変動量を考慮して安全側の評価を実施 はより環域の降起又は沈降が想定される場合、規定される地震の震源モデルから算定される 地の地設変動量を考慮して安全側の評価を 実 する。 いいても適切に計価し考慮する。また、地震 により環域の降起又は沈降が想定される場合、規定される極度・ 地の地設変動量を考慮して安全側の評価を 実 する。 いり、1、1、3 主要設備 (1) 防御場 禁止される を 地の地設変動量を考慮して安全側の評価を 実 地の地設変動量を考慮して安全側の評価を 実 技が非波防護対象設備 (非常 井波波による裾上波が津波防護対象設備 (非常 井坂広による板を除く。) の設置された敷地に到 非安による裾上波が津波防護対象設備 (1) 防御場	て,漂流物が衝突する可能性がある施設・設	漂流物が衝突する可能性がある施設・設備に対		て、漂流物が衝突する可能性がある施設・設備	
は、各施設・設備の設置場所、構造等を考慮して、各商重が作用する可能性のある施設・設備に対する何重として組み合わせる。 (8) 洋波防護施設、浸水防止設備及び洋波監視 に対する何重として組み合わせる。 (8) 洋波防護施設、浸水防止設備及び洋波監視 に対する何重として組み合わせる。 (8) 洋波防護施設、浸水防止設備及び洋波監視 に対する何重として組み合わせる。 (8) 洋波防護施設、浸水防止設備及び洋波監視 設備の設計並びに非常用海水にシアの取水性の 設備の設計並びに非常用海水にシアの取水性の 評価に当たっては、入力連設による水位変動に 対して側違呼が開位を考慮して安全側の評価を 実施する。なお、その他の要因による常位変動 についても適切に評価し考慮する。また、地震 によりを練の適極又は沈降が想定される場合、 される地震の震源モデルから算定とれる場合 としたのとして現み合わせる。 (8) 洋波防護施設、浸水防止設備及び洋波監視 設備の設計並びに非常用海水にシアの取水性の 評価に当たっては、入力連設による水位変動に 対して側違平が開位を考慮して安全側の評価を 実施する。なお、その他の要因による水位変動に ついても適切に評価し考慮する。また、地震 により地域の適極又は沈降が想定される場合、 認定される地震の震源モデルから算定される数 地般変動量を考慮して安全側の評価を実施 する。 (1.1.3 主要設備 海水貯留堰	情に対する荷重として組み合わせる。その他自	する荷重として組み合わせる。その他自然現象		に対する荷重として組み合わせる。その他自然	
て、各商重が作用する可能性のある施設・設備に対する商重として組み合わせる。	現象による荷重(風荷重,積雪荷重等)につ	による荷重(風荷重、積雪荷重等)について		現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)につい	
に対する荷重として組み合わせる。	いては,各施設・設備の設置場所,構造等を考	は、各施設・設備の設置場所、構造等を考慮し		ては、各施設・設備の設置場所、構造等を考慮	
#波防護施設、浸水防止設備及び津波監視 (8) 準波防護施設、浸水防止設備及び準波監視 (2) 津波防護施設、浸水防止設備及び準波監視 設備の設計並びに非常用海水ボンブの取水性の 設備の設計並びに非常用海水ボンブの取水性の 設備の設計並びに非常用海水ボンブの取水性の 設備の設計並びに非常用海水ボンブの取水性の 設備の設計並びに非常用海水ボンブの取水性の 設備の設計並びに非常用海水ボンブの取水性の 設備に当たっては、入力津波による水位変動に 対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を 実施する。なお、その他の要因による潮的変動 についても適切に評価し考慮する。また、地震 り陸域の隆起又は沈降が想定される場合、される地震の震源モデルから算定される数 地震を考慮して安全側の評価を実施 地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施 かった。 は、1.1.3 主要設備 (1) 防潮堤及び防潮原 津波による水位低下時に、補機冷利用海 水槽 (以下10. では「補機取水槽」とい 円の、水設備を除く。) の設置された敷地に到 地を目的として、網管式鉛直壁を座上地防で標	貧して,各荷重が作用する可能性のある施設・	て、各荷重が作用する可能性のある施設・設備		して、各荷重が作用する可能性のある施設・設	
の設計並びに非常用海水治型系の取水性の に当たっては、入力津波による水位変動に 対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を する。なお、その他の要因による潮位変動 いても適切に評価し考慮する。また、地震 り陸域の隆起又は沈降が想定される場合、 される地震の震源モデルから算定される敷 地般変動量を考慮して安全側の評価を実施 ・ 地の地般変動量を考慮して安全側の評価を実施 ・ おして安全側の評価を実施 ・ おして安全側の評価を実施 ・ おして安全側の評価を実施 ・ おして安全側の評価を実施 ・ おして安全側の評価を実施 ・ おして安全側の評価を実施 ・ おして安全側の評価を実施 ・ おしたも適切に評価し考慮する。また、地震 により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、 ・ おしたの地震の震源モデルから算定される敷 地地の地般変動量を考慮して安全側の評価を実施 ・ おしたの地震の震源モデルから算定される敷 地の地般変動量を考慮して安全側の評価を実施 ・ おしたの地震の震源モデルから算定される敷 地の地般変動量を考慮して安全側の評価を実施 する。 おれ、その他の要因による潮位変動 により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、 想定される地震の震源モデルから算定される敷 地の地般変動量を考慮して安全側の評価を実施 する。 おれ、その他の要因による潮位変動 により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、 想定される地震の震源モデルから算定される, 物地の地般変動量を考慮して安全側の評価を実施 する。 かした。 かした。 かした。 かした。 かした。 かした。 かした。 かした	備に対する荷重として組み合わせる。	に対する荷重として組み合わせる。		備に対する荷重として組み合わせる。	
の設計並びに非常用海水治型系の取水性のに当たっては、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価をする。なお、その他の要因による潮位変動に対しても適切に評価し考慮する。また、地震的陸域の隆起又は沈降が想定される場合、はより陸域の隆起又は沈降が想定される場合、はため地震の震源モデルから算定される敷地の変動量を考慮して安全側の評価を実施が地の地震変動量を考慮して安全側の評価を実施がある。また、地震の地震変動量を考慮して安全側の評価を実施がある。また、地震の地震変動量を考慮して安全側の評価を実施がある。また、地震の地震変動量を考慮して安全側の評価を実施がある。また、地震の地震変動量を考慮して安全側の評価を実施がある。また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、はたり陸域の隆起又は沈降が想定される場合、はたり陸域の隆起又は沈降が想定される場合、はたり陸域の隆起又は沈降が想定される場合、はたり陸域の隆起又は沈降が想定される場合、はたり陸域の隆起又は沈降が想定される場合、はたり陸域の隆起又は沈降が想定される場合、はたり陸域の隆起又は沈降が想定される場合、地の地最変動量を考慮して安全側の評価を実施がある。 1.1.1.3 主要設備 (1) 防潮堤及び防潮屋 津波による海位変・実施する。なお、その他の要因による潮位変・実施する。なお、その他の要となど、地震のを起これる場合、想定される場合、物理定される場合、物理定される場合、物理定される場合、物理定される場合、物理定される場合、物理定される場合、物理定される場合、物理定される場合、物理定される場合、対理を対象の地震の主義によりとなる。など、その地震の変動量を考慮して安全側の評価を実施する。など、その地震の変動量を考慮して安全側の評価を実施する。など、その他に当たる、表に、など、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、	8) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視	(8) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視	(7) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視	(8) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視	
に当たっては、人力津波による水位変動に で期望平均潮位を考慮して安全側の評価を する。なお、その他の要因による潮位変動 いても適切に評価し考慮する。また、地震 り陸域の隆起又は沈降が想定される場合、 される地震の震源モデルから算定される敷 地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施 。 10.6.1.1.3 主要設備 海水貯留堰 準津波による水位低下時に、補機冷却用海 水槽(以下10. では「補機取水槽」とい 大して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施 水槽(以下10. では「補機取水槽」とい 評価に当たっては、人力津波による水位変動に 対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施 対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施 に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を考慮 対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施 についても適切に評価し考慮する。また、地震 により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、 想定される地震の震源モデルから算定される敷 地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施 する。 10.6.1.1.3 主要設備 (1) 防潮堤 非波による漫上波が津波防護対象設備(非常 用取水設備を除く。)の設置された敷地に到 北を目的として、鋼管式鉛直盤と盛土堤防で構 用取水設備を除く。)の設置された敷地に到					
て朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を する。なお,その他の要因による潮位変動 いでも適切に評価し考慮する。また,地震 についても適切に評価し考慮する。また,地震 により陸域の隆起又は沈降が想定される場合, される地震の震源モデルから算定される数 地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施 っ。 1.1.1.3 主要設備 海水貯留堰 準津波による水位低下時に,補機冷却用海 水槽(以下10. では「補機取水槽」とい 対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を 実施する。なお,その他の要因による潮位変動 についても適切に評価し考慮する。また,地震 により陸域の隆起又は沈降が想定される場合, 想定される地震の震源モデルから算定される数 地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施 する。 10.6.1.1.3 主要設備 (1) 防潮堤及び防潮扉 津液による測上波が津波防護対象設備(非常 用取水設備を除く。)の設置された敷地に到 対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を 実施する。なお,その他の要因による潮位変動 についても適切に評価し考慮する。また,地震 により陸域の隆起又は沈降が想定される場合, 想定される地震の震源モデルから算定される動 地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施 する。 10.6.1.1.3 主要設備 (1) 防潮堤 基準津波による遡上波の地上部からの流入防 上を目的として,絅管式鈴直壁と盛土堤防で構 用取水設備を除く。)の設置された敷地に到					
実施する。なお,その他の要因による潮位変動 実施する。なお,その他の要因による潮位変動 実施する。なお,その他の要因による潮位変動 についても適切に評価し考慮する。また,地震 についても適切に評価し考慮する。また,地震 についても適切に評価し考慮する。また,地震 についても適切に評価し考慮する。また,地震 についても適切に評価し考慮する。また,地震 についても適切に評価し考慮する。また,地震 についても適切に評価し考慮する。また,地震 により陸域の隆起又は沈降が想定される場合, 想定される地震の震源モデルから算定される敷 地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施 地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施 する。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
いても適切に評価し考慮する。また、地震 り陸域の隆起又は沈降が想定される場合、 される地震の震源モデルから算定される敷 地般変動量を考慮して安全側の評価を実施 。 5.1.1.3 主要設備 海水貯留堰 準津波による水位低下時に、補機冷却用海 水槽(以下10. では「補機取水槽」とい					
り陸域の隆起又は沈降が想定される場合, される地震の震源モデルから算定される敷 地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施 。					
想定される地震の震源モデルから算定される敷 想定される地震の震源モデルから算定される敷 地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施 する。					
地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施。 地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施 する。 地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施 する。 施する。 施する。 施する。 施する。 10.6.1.1.3 主要設備 (1) 防潮堤及び防潮扉 (1) 防潮堤及び防潮扉 津波による水位低下時に、補機冷却用海 津波による遡上波が津波防護対象設備(非常 用取水設備を除く。)の設置された敷地に到 上を目的として、鋼管式鉛直壁と盛土堤防で構 用取水設備を除く。)の設置された敷地に到	. , , , , , , , , , , ,				
ま.1.1.3 主要設備 10.6.1.1.3 主要設備 10.6.1.1.3 主要設備 10.6.1.1.3 主要設備 海水貯留堰 (1) 防潮堤及び防潮扉 (1) 防潮堤 (1) 防液壁 準津波による水位低下時に、補機冷却用海 津波による遡上波が津波防護対象設備(非常用政水設備を除く。)の設置された敷地に到 基準津波による遡上波の地上部からの流入防止を目的として、鋼管式鉛直壁と盛土堤防で構用取水設備を除く。)の設置された敷地に到					
5.1.1.3 主要設備 海水貯留堰10.6.1.1.3 主要設備 (1) 防潮堤及び防潮扉10.6.1.1.3 主要設備 (1) 防潮堤 基準津波による水位低下時に、補機冷却用海 水槽(以下10. では「補機取水槽」とい10.6.1.1.3 主要設備 (1) 防潮堤 基準津波による遡上波が津波防護対象設備(非常 止を目的として、鋼管式鉛直壁と盛土堤防で構10.6.1.1.3 主要設備 (1) 防波壁 津波による遡上波が津波防護対象設備(非常 用取水設備を除く。)の設置された敷地に到	-3.				
海水貯留堰 (1) 防潮堤及び防潮扉 (1) 防潮堤 準津波による水位低下時に,補機冷却用海 水槽(以下10. では「補機取水槽」とい 用取水設備を除く。)の設置された敷地に到 上を目的として,鋼管式鉛直壁と盛土堤防で構 用取水設備を除く。)の設置された敷地に到					
準津波による水位低下時に,補機冷却用海 津波による遡上波が津波防護対象設備(非常 水槽(以下10.では「補機取水槽」とい 用取水設備を除く。)の設置された敷地に到 止を目的として,鋼管式鉛直壁と盛土堤防で構 用取水設備を除く。)の設置された敷地に到	0.6.1.1.3 主要設備	10.6.1.1.3 主要設備	10.6.1.1.3 主要設備	10.6.1.1.3 主要設備	
水槽(以下10. では「補機取水槽」とい 用取水設備を除く。)の設置された敷地に到 止を目的として,鋼管式鉛直壁と盛土堤防で構 用取水設備を除く。)の設置された敷地に到	1)海水貯留堰	(1) 防潮堤及び防潮扉	(1) 防潮堤	(1) 防波壁	
	基準津波による水位低下時に,補機冷却用海	津波による遡上波が津波防護対象設備(非常	基準津波による遡上波の地上部からの流入防	津波による遡上波が津波防護対象設備(非常	
)内の水位が非常用海水冷却系の頂子恒雄「達」流入することを防止し、津波防護対象設備「成される防御埋を敷地前面に設置する」、「、」、「達」流入することを防止し、津波防護対象設備	:取水槽(以下10. では「補機取水槽」とい	用取水設備を除く。)の設置された敷地に到	止を目的として,鋼管式鉛直壁と盛土堤防で構	用取水設備を除く。)の設置された敷地に到	
了了90万世况为中市/历典小门却不以2次了为"情况,我们是一个,在这份成为家族情况。""我们是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一	。) 内の水位が非常用海水冷却系の原子炉補	達、流入することを防止し、津波防護対象設備	成される防潮堤を敷地前面に設置する。	達,流入することを防止し,津波防護対象設備	
却海水ポンプの設計取水可能水位を下回る (非常用取水設備を除く。)が機能喪失するこ 鋼管式鉛直壁については、鋼管杭を基礎構造 (非常用取水設備を除く。)が機能喪失するこ	終治却海水ポンプの設計取水可能水位を下回る	(非常用取水設備を除く。) が機能喪失するこ	鋼管式鉛直壁については, 鋼管杭を基礎構造	(非常用取水設備を除く。) が機能喪失するこ	
がなく、同海水ポンプの継続運転が十分可とのない設計とするため、敷地を取り囲む形でとし、鋼管と遮水壁による上部構造とする。鋼とのない設計とするため、日本海及び輪谷湾に	とがなく、同海水ポンプの継続運転が十分可	とのない設計とするため、敷地を取り囲む形で	とし、鋼管と遮水壁による上部構造とする。鋼	とのない設計とするため、日本海及び輪谷湾に	

る。

| 管杭は岩盤又は改良地盤に支持させる構造とす | 面した敷地面に防波壁を設置する。

防波壁は,多重鋼管杭式擁壁,逆T擁壁及び

能な設計とするため、6 号及び7 号炉の取水口 防潮堤を設置するとともに、防潮扉を設置す

前面に海水を貯水する対策として海水貯留堰をる。

設置する。

海水貯留堰の設計においては、基準地震動に よる地震力に対して津波防護機能が十分に保持 できる設計とする。また、波力による侵食及び 洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対 する安定性を評価し、 越流時の耐性や構造境界 部の止水に配慮した上で、入力津波に対する津 波防護機能が十分に保持できる設計とする。

設計に当たっては、漂流物による衝突荷重及 び地震(余震)との組合せを適切に考慮する。 漂流物による衝突荷重は、6号及び7号炉の取 水口に到達する可能性があるもののうち、最も 重量が大きい作業船(総トン数10t)の衝突を 想定し、設定する。

なお、主要な構造体の境界部には、想定され る荷重の作用を考慮し、試験等にて止水性を確 認した継手等で止水処置を講じる設計とする。

東海第二発電所

防潮堤の構造形式としては、地中連続壁基礎 に鋼製の上部工を設置する鋼製防護壁、地中連 続壁基礎に鉄筋コンクリート製の上部工を設置 する鉄筋コンクリート防潮壁及び基礎となる鋼 管杭の上部工部分に鉄筋コンクリートを被覆し た鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の3種類から なる。なお、主要な構造体の境界部には、想定 される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験 等にて止水性を確認した止水ジョイントを設置 し、止水処置を講じる設計とする。また、鋼製 防護壁と取水構造物の境界部には、想定される 荷重及び相対変位を考慮し、試験等により止水 性が確認された止水機構(1次止水機構及び2 次止水機構)を多様化して設置し、止水性能を 保持する設計とする。防潮扉は、上下スライド 式の鋼製扉である。防潮堤及び防潮扉の設計に おいては、十分な支持性能を有する岩盤に設置 するとともに, 基準地震動 SSによる地震力に 対して津波防護機能が十分に保持できる設計と する。また、波力による侵食及び洗掘に対する 抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を 評価し、越流時の耐性や構造境界部の止水に配 │についても、その役割を踏まえた評価を実施す 慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が 十分に保持できる設計とする。入力津波につい ては、海岸線に正対する敷地前面東側とそれ以 | 等) 及び地震(余震) との組合せを適切に考慮 外の敷地側面北側及び敷地側面南側の3区分に 分け, それぞれの区分毎に複数の位置で評価し た水位から最も大きい水位を選定する。設計に 当たっては、漂流物による荷重、その他自然現 象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震 (余震) との組合せを適切に考慮する。

また,鋼管式鉛直壁において,鋼管杭の周囲 にコンクリート製の背面補強工を設置する。改 良地盤の海側に、すべり安定性を確保するため に置換コンクリートを設置する。盛土堤防につ いては、セメント改良土による盛土構造とす る。セメント改良土は岩盤又は改良地盤に支持 させる構造とする。また、改良地盤の海側に、 すべり安定性を確保するために置換コンクリー トを設置する。なお、主要な構造体の境界部に は、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮 し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイン トを設置し, 止水処置を講じる設計とする。

防潮堤の設計においては、十分な支持性能を 有する岩盤又は改良地盤に設置するとともに, 基準地震動Ssによる地震力に対して津波防護 機能が十分に保持できる設計とする。また、波 力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにす べり及び転倒に対する安定性を評価し, 越流時 の耐性や構造境界部の止水に配慮した上で、入 力津波に対する津波防護機能が十分に保持でき る設計とする。さらに、改良地盤等の周辺地盤 る。設計に当たっては、漂流物による荷重、そ の他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重 する。

波返重力擁壁で構成され、波返重力擁壁は、岩 盤部と改良地盤部により分類される。

多重鋼管杭式擁壁は、鋼管杭を基礎構造と し、鋼管杭と鉄筋コンクリート製の被覆コンク リート壁による上部構造とする。鋼管杭は、岩 盤に支持させる構造とする。また、施設護岸が 損傷した際の津波の地盤中からの回り込みに対 し、防波壁の背後に地盤改良を実施する。

逆T擁壁は、直接基礎構造とし、鉄筋コンク リート製の逆T擁壁による上部構造とする。逆 T擁壁は、改良地盤を介して岩盤に支持させる 構造とし, グラウンドアンカーにより改良地盤 及び岩盤に押し付ける構造とする。

波返重力擁壁は、直接基礎構造とし、鉄筋コ ンクリート製の重力擁壁による上部構造とす る。また、ケーソン等を介して岩盤に支持させ る構造とする。なお、防波壁両端部について は、堅硬な地山に支持させる構造とする。

防波壁は、十分な支持性能を有する岩盤又は 改良地盤に設置するとともに、基準地震動Ss による地震力に対して津波防護機能が十分に保 持できる設計とする。また、波力による侵食及 び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に 対する安定性を評価し,入力津波に対する津波 防護機能が十分に保持できる設計とする。設計 に当たっては、漂流物による荷重、その他自然 現象による荷重(風荷重,積雪荷重等)及び地 震(余震) との組合せを適切に考慮する。な お,主要な構造体の境界部には,想定される荷 重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止 水性を確認した止水目地で止水処置を講じる設 計とする。

なお、漂流物による荷重により、津波防護機 能が保持できない場合には、津波防護施設の一 部として漂流物対策を講じる。

備考 柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 東海第二発電所 女川原子力発電所2号炉 島根原子力発電所2号炉 (2) 放水路ゲート (2) 取水槽閉止板 (2) 防潮壁 (2) 防波扉 取水路からの津波の流入を防止し、津波防護 津波が放水路から津波防護対象設備(非常用 海と連接する取水路、放水路から設計基準対 津波による遡上波が津波防護対象設備(非常 対象設備が機能喪失することのない設計とする 取水設備を除く。)の設置された敷地に流入す 象施設の津波防護対象設備(津波防護施設、浸 用取水設備を除く。) の設置された敷地に到 ため、タービン建屋内の補機取水槽の上部床面 ることを防止し, 津波防護対象設備(非常用取 水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備 達,流入することを防止し,津波防護対象設備 に設けられた開口部に取水槽閉止板を設置す 水設備を除く。)が機能喪失することのない設 を除く。)への流入を防止するため、2号及び (非常用取水設備を除く。) が機能喪失するこ 計とするため、放水路ゲートを設置する。放水 3号炉の流入経路となる可能性のある開口部 とのない設計とするため、防波壁通路に防波壁 路ゲートは、扉体、戸当り、駆動装置等で構成 (2号炉海水ポンプ室スクリーンエリア, 3号 取水槽閉止板の設計においては,基準地震動 通路防波扉を設置する。

による地震力に対して浸水防止機能が十分に保 持できる設計とする。また、浸水時の波圧等に 対する耐性等を評価し,入力津波に対して浸水 防止機能が十分に保持できる設計とする。

され、発電所を含む地域に大津波警報が発表さ れた場合に遠隔閉止することにより津波の遡上 を防止する設計とする。なお、放水路ゲートを 閉止する前に、循環水ポンプを停止する運用と する。また、放水路ゲートは、津波防護施設で | 海水ポンプ室スクリーンエリア、2号炉放水立 あり、敷地への遡上のおそれのある津波襲来前 に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施 設 (MS-1) として設計する。

性能を有する構造物に設置するとともに、基準 | 水壁の4種類の構造形式からなる。3号炉海水 地震動SSによる地震力に対して津波防護機能 が十分に保持できる設計とする。また、波力に よる侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり 及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐し 性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防 護機能が十分に保持できる設計とする。設計に 当たっては、その他自然現象による荷重(風荷 重、積雪荷重等)及び地震(余震)との組合せ を適切に考慮する。

放水路ゲートは、中央制御室からの遠隔閉止 信号により、電動駆動式又は自重降下式の駆動 機構によって,確実に閉止できる設計とする。 具体的には、動的機器である駆動機構は、電動 駆動式と自重降下式の異なる仕組みの機構とす ることにより多重性又は多様性及び独立性を有 する設計とする。電動駆動式の駆動用電源は多 重性及び独立性が確保されている非常用母線か らの給電とし、自重降下式は駆動用電源を必要 とせず、無停電電源装置(UPS)により、直 流電磁ブレーキを解除して扉体を自重降下させ る機構とすることで、外部電源喪失にも閉止で

炉海水ポンプ室スクリーンエリア, 2号炉放水 立坑、3号炉放水立坑及び3号炉海水熱交換器 建屋取水立坑)に対して、防潮壁を設置する。 2号炉海水ポンプ室スクリーンエリア、3号炉 坑及び3号炉放水立坑の防潮壁は、鋼管杭とフ ーチングによる基礎構造とし、上部構造の形式 により,鋼製遮水壁(鋼板),鋼製遮水壁(鋼 放水路ゲートの設計においては、十分な支持 ┃桁) , 鋼製扉及び鉄筋コンクリート (RC) 遮 熱交換器建屋取水立坑の防潮壁は,取水立坑上 に設置し,上部構造は鋼製遮水壁(鋼板)とな る。また、防潮壁の内側には車両が進入するた め、人力で確実に開閉可能な鋼製扉を設置す る。なお、構造境界部には、想定される荷重の 作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性

> 防潮壁の設計においては、十分な支持性能を 有する岩盤又は構造物に設置するとともに、基 準地震動Ssによる地震力に対して津波防護機 能が十分に保持できる設計とする。また、浸水 時及び冠水後の水圧等に対する耐性等を評価す るとともに、鋼製扉は原則閉止運用とすること で入力津波に対する津波防護機能が十分に保持 できる設計とする。設計に当たっては、その他 自然現象による荷重(風荷重,積雪荷重等)及 び地震(余震)との組合せを適切に考慮する。

を確認した止水ジョイントを設置し、止水処置

を講じる設計とする。

防波壁通路防波扉は、鋼管杭又は改良地盤並 びに基礎スラブによる基礎構造とし、 鋼製の主 桁、補助縦桁及びスキンプレート等により構成 された防波扉からなる。防波扉の下部及び側部 に試験等にて止水性を確認した水密ゴムを設置 し、止水性を確保する構造とする。

防波壁通路防波扉は、十分な支持性能を有す る岩盤又は改良地盤に設置するとともに、基準 地震動Ssによる地震力に対して津波防護機能 が十分に保持できる設計とする。また、津波波 力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにす べり及び転倒に対する安定性を評価し、入力津 波に対する津波防護機能が十分に保持できる設 計とする。

設計に当たっては、漂流物による荷重、その 他自然現象による荷重(風荷重)との組合せを 適切に考慮する。

なお, 漂流物による荷重により, 津波防護機 能が保持できない場合には、津波防護施設の一 部として漂流物対策を講じる。

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	きる設計とする。また、制御系は多重化して、			
	誤信号による誤動作を防止し、単一故障に対し			
	て機能喪失しない設計とする。さらに、循環水			
	ポンプ運転中は閉止しないインターロックを設			
	け,運転員の誤操作による誤動作を防止する設			
	計とする。			
	原子炉の運転中又は停止中に放水路ゲートの			
	作動試験又は検査が可能な設計とする。			
	なお、扉体にフラップ式の小扉を設置するこ			
	とにより、放水路ゲート閉止後においても非常			
	用海水ポンプの運転が可能な設計とする。			
(3) 水密扉	(3) 構內排水路逆流防止設備	(3) 取放水路流路縮小工	(3)1号炉取水槽流路縮小工	
地震によるタービン建屋内の循環水配管及び	津波が構内排水路から津波防護対象設備(非	 海と連接する取水路,放水路から設計基準対	津波が1号炉取水槽から津波防護対象設備	
タービン補機冷却海水配管の損傷に伴い溢水す	常用取水設備を除く。)の設置された敷地に流	象施設の津波防護対象設備(津波防護施設,浸	(非常用取水設備を除く。) の設置された敷地	
る保有水及び損傷箇所を介して流入する津波	入することを防止し、津波防護対象設備(非常	水防止設備,津波監視設備及び非常用取水設備	に流入することを防止し、津波防護対象設備	
 が、浸水防護重点化範囲へ流入することを防止	用取水設備を除く。)が機能喪失することのな	を除く。) への流入を防止するため,1号炉取	(非常用取水設備を除く。)が機能喪失するこ	
 し、津波防護対象設備が機能喪失することのな	い設計とするため,構内排水路逆流防止設備を	水路及び1号炉放水路内にコンクリート製の取	とのない設計とするため,1号炉取水槽の取水	
 い設計とするため、水密扉をタービン建屋内に	設置する。構内排水路逆流防止設備の設計にお	放水路流路縮小工を設置する。	管端部に鋼製の流路縮小工を設置する。	
設置する。	いては、十分な支持性能を有する構造物に設置	取放水路流路縮小工の設計においては,十分	1号炉取水槽流路縮小工の設計においては,	
水密扉の設計においては,基準地震動による	するとともに、基準地震動SSによる地震力に	な支持性能を有する岩盤に設置するとともに,	十分な支持性能を有する構造物に設置するとと	
地震力に対して浸水防止機能が十分に保持でき	対して津波防護機能が十分に保持できる設計と	基準地震動Ssによる地震力に対して津波防護	もに、基準地震動 S s による地震力に対して津	
る設計とする。また、浸水時及び冠水後の水圧	する。また、波力による侵食及び洗掘に対する	機能が十分に保持できる設計とする。また、津	波防護機能が十分に保持できる設計とする。ま	
等に対する耐性等を評価し、入力津波に対して	抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を	波波力による侵食及び洗堀に対する抵抗性並び	た、津波波力による侵食及び洗掘に対する抵抗	
浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。	評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力	にすべりに対する安定性を評価し、構造境界部	性を評価し、構造境界部の止水に配慮したうえ	
	津波に対して津波防護機能が十分に保持できる	の止水に配慮した上で、入力津波に対する津波	で、入力津波(静水圧、流水圧及び流水の摩擦	
	設計とする。設計に当たっては、その他自然現	防護機能が十分に保持できる設計とする。設計	による推力)に対する津波防護機能が十分に保	
	象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震	に当たっては、地震(余震)との組合せを適切	持できるよう設計する。設計に当たっては、地	
	(余震) との組合せを適切に考慮する。	に考慮する。	震(余震)との組合せを適切に考慮する。	
(4) 止水ハッチ	(4) 貯留堰	(4) 貯留堰		
地震によるタービン建屋内のタービン補機冷		基準津波による水位低下時においても,非常		
	の水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下	用海水ポンプによる補機冷却に必要な海水を確		
	回ることがなく、非常用海水ポンプの継続運転	保するため、取水口底盤に設置する。		
	が十分可能な設計とするため、取水口前面に海	貯留堰の設計においては、基準地震動Ssに		
ン建屋内に止水ハッチを設置する。止水ハッチ		よる地震力に対して津波防護機能が十分に保持		
の設計においては、基準地震動による地震力に		 できる設計とする。また、津波波力による侵食		
	る岩盤に設置するとともに、基準地震動SSに			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
する。また,浸水時及び冠水後の水圧等に対す	よる地震力に対して津波防護機能が十分に保持	に対する安定性を評価し、越流時の耐性や構造		
耐性等を評価し,入力津波に対して浸水防止	できる設計とする。また、波力による侵食及び	境界部の止水に配慮した上で、入力津波に対す		
能が十分に保持できる設計とする。	洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対	る津波防護機能が十分に保持できる設計とす		
	する安定性を評価し、越流時の耐性や構造境界	る。設計に当たっては、漂流物による荷重、地		
	部の止水に配慮した上で、入力津波に対する津	震(余震)との組合せを適切に考慮する。		
	波防護機能が十分に保持できる設計とする。設			
	計に当たっては、漂流物による荷重及び地震			
	(余震) との組合せを適切に考慮する。漂流物			
	による衝突荷重は, 取水口に到達する可能性が			
	あるもののうち, 最も重量が大きい漁船 (総ト			
	ン数5t) を考慮して設定する。なお, 主要な構			
	造体の境界部には、想定される荷重の作用及び			
	相対変位を考慮し,試験等にて止水性を確認し			
	た継手及び止水ジョイントを設置し、止水処置			
	を講じる設計とする。			
(5) ダクト閉止板及び浸水防止ダクト 地震によるタービン建屋内のタービン補機冷	(5) 取水路点検用開口部浸水防止蓋 津波が取水路の点検用開口部から津波防護対	(5) 逆流防止設備 設計基準対象施設の津波防護対象施設を内包	(4) 屋外排水路逆止弁 津波が屋外排水路から津波防護対象設備(非	
地震によるタービン建屋内のタービン補機冷	津波が取水路の点検用開口部から津波防護対	設計基準対象施設の津波防護対象施設を内包	津波が屋外排水路から津波防護対象設備(非	
即海水配管の損傷に伴い溢水する保有水及び損	象設備(非常用取水設備を除く。)の設置され	する建屋及び区画に対して津波による影響が発	常用取水設備を除く。)の設置された敷地に流	
湯箇所を介して流入する津波が,浸水防護重点	た敷地に流入することを防止し、津波防護対象	生することを防止する浸水防止設備として、防	入することを防止し、津波防護対象設備(非常	
ご範囲へ流入することを防止するため、タービ		潮堤及び防潮壁の横断部に逆流防止設備を設置	用取水設備を除く。) が機能喪失することのな	
	ることのない設計とするため、取水路の点検用	する。	い設計とするため,屋外排水路逆止弁を設置す	
	開口部に浸水防止蓋を設置する。取水路点検用	逆流防止設備の構造は、扉板、桁等の部材で	3.	
	開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震	構成され、海側からの水圧作用時の遮水性を有	屋外排水路逆止弁は、板材、補強材等の鋼製	
こおいては、基準地震動による地震力に対して	動SSによる地震力に対して浸水防止機能が十	した設備である。	部材により構成され、海側からの水圧作用時の	
是水防止機能が十分に保持できる設計とする。 	分に保持できるように設計する。	逆流防止設備の設計においては、十分な支持	止水性を有する設備である。	
た、浸水時及び冠水後の水圧等に対する耐性	また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価	性能を有する岩盤又は構造物に設置するととも	屋外排水路逆止弁は、十分な支持性能を有す	
等を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が い、何は、2、12.12.12.12.12.12.12.12.12.12.12.12.12.1	し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保		る構造物に設置するとともに、基準地震動Ss	
一分に保持できる設計とする。	持できる設計とする。設計に当たっては、その	が十分保持できるよう基準地震動Ssによる地		
	他自然現象による荷重(風荷重,積雪荷重等)	震力に対して浸水防止機能が十分に保持できる	持できる設計とする。また、入力津波に対する	
	及び地震(余震)との組合せを適切に考慮す	設計とする。また、浸水時及び冠水後の水圧等	浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。	
	5 .	に対する耐性等を評価し、入力津波に対して浸	設計に当たっては、地震(余震)との組合せを	
		水防止機能が十分に保持できる設計とする。設	適切に考慮する。	
		計に当たっては、漂流物による荷重、その他自		
		然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び		

地震(余震)との組合せを適切に考慮する。

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	(6) 海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁	(6) 水密扉	(5) 防水壁	
	津波が海水ポンプグランドドレン排出口から	取水路、放水路を流入経路とした津波により	a. 除じん機エリア防水壁	
	海水ポンプ室に流入することを防止し、津波防	浸水する区画と設計基準対象施設の津波防護対	津波が取水槽から津波防護対象設備(非常用	
	護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能	象施設を内包する建屋及び区画とを接続する経	取水設備を除く。) の設置された敷地に流入す	
	喪失することのない設計とするため、海水ポン	路上に浸水防止設備として水密扉を設置する。	ることを防止し、津波防護対象設備(非常用取	
	プグランドドレン排出口に逆止弁を設置する。	設置位置は、3号炉海水熱交換器建屋補機ポン	水設備を除く。)が機能喪失することのない設	
	海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁の設計	プエリアから海水熱交換器建屋取水立坑へのア	計とするため、除じん機エリアに防水壁を設置	
	においては、基準地震動SSによる地震力に対	クセス用入口である。また, 地震による海水系	する。	
	して浸水防止機能が十分に保持できるように設	機器等の損傷による溢水が原子炉建屋及び制御	除じん機エリア防水壁は、基準地震動Ssに	
	計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を	建屋に流入することを防止するため、浸水防護	よる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持	
	評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分	重点化範囲の境界に浸水防止設備として水密扉	できる設計とする。また、浸水による静水圧に	
	に保持できる設計とする。 設計に当たっては,	を設置する。	対する耐性を評価し、入力津波に対する浸水防	
	その他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重	水密扉の設計においては、基準地震動Ssに	止機能が十分に保持できる設計とする。設計に	
	等)及び地震(余震)との組合せを適切に考慮	よる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持	当たっては、その他自然現象による荷重(風荷	
	<u>t.5.</u>	できる設計とする。また、浸水時及び冠水後の	重)との組合せを適切に考慮する。	
		水圧等に対する耐性等を評価するとともに,水	なお、主要な構造体の境界部には、想定され	
		密扉は原則閉止運用とすることで入力津波に対	る荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等に	
		して浸水防止機能が十分に保持できる設計とす	て止水性を確認した止水目地で止水処置を講じ	
		る。設計に当たっては、その他自然現象による	る設計とする。	
		荷重 (風荷重, 積雪荷重等) 及び地震 (余震)	b. 復水器エリア防水壁	
		との組合せを適切に考慮する。	タービン建物(復水器を設置するエリア)か	
			ら浸水防護重点化範囲への溢水の流入を防止	
			し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除	
	(7) 取水ピット空気抜き配管逆止弁		く。) が機能喪失することのない設計とするた	
	津波が取水ピット空気抜き配管から循環水ポ		め, タービン建物(復水器を設置するエリア)	
	ンプ室に流入することを防止することにより、		に復水器エリア防水壁を設置する。	
	隣接する海水ポンプ室に浸水することを防止		復水器エリア防水壁は、基準地震動Ssによ	
	し,津波防護対象設備(非常用取水設備を除		る地震力に対して浸水防止機能が十分に保持で	
	く。) が機能喪失することのない設計とするた		きる設計とする。また、溢水による静水圧とし	
	め、取水ピット空気抜き配管に逆止弁を設置す		て作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合に	
	る。取水ピット空気抜き配管逆止弁の設計にお		おいて,浸水防止機能が十分に保持できる設計	
	いては、基準地震動SSによる地震力に対して		とする。	
	浸水防止機能が十分に保持できるように設計す			
	る。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価		(6) 水密扉	
	し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保		a. 除じん機エリア水密扉	
	持できる設計とする。設計に当たっては、その		津波が取水槽から津波防護対象設備(非常用	
	他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)		取水設備を除く。) の設置された敷地に流入す	
	及び地震(余震)との組合せを適切に考慮す		ることを防止し、津波防護対象設備(非常用取	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	<u>5</u>		水設備を除く。)が機能喪失することのない設	
			計とするため、除じん機エリアに水密扉を設置	
			する。	
			除じん機エリア水密扉は、基準地震動Ssに	
			よる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持	
			できる設計とする。また、浸水による静水圧に	
			対する耐性を評価し,入力津波に対する浸水防	
			止機能が十分に保持できる設計とする。設計に	
			当たっては、その他自然現象による荷重(風荷	
			重)との組合せを適切に考慮する。	
	(8) 放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋	(7) 浸水防止蓋	b. 復水器エリア水密扉	
	津波が放水路ゲートの点検用開口部から津波	取水路、放水路を流入経路とした津波により	タービン建物(復水器を設置するエリア)か	
	防護対象設備(非常用取水設備を除く。)の設	浸水する区画と設計基準対象施設の津波防護対	ら浸水防護重点化範囲への溢水の流入を防止	
	置された敷地に流入することを防止し、津波防	象施設を内包する建屋及び区画とを接続する経	し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除	
	護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能	路の床面に設置する。設置位置は、3号炉海水	く。)が機能喪失することのない設計とするた	
	喪失することのない設計とするため、放水路ゲ	熱交換器建屋補機ポンプエリアの床開口部, 2	め、タービン建物(復水器を設置するエリア)	
	ートの点検用開口部に浸水防止蓋を設置する。	号炉海水ポンプ室スクリーンエリアから補機冷	に復水器エリア水密扉を設置する。	
	放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋の設計に	却系トレンチへのアクセス用入口, 2号炉海水	復水器エリア水密扉は、基準地震動Ssによ	
	おいては、基準地震動SSによる地震力に対し	ポンプ室防潮壁及び3号炉海水ポンプ室防潮壁	る地震力に対して浸水防止機能が十分に保持で	
	て浸水防止機能が十分に保持できるように設計	区画内の揚水井戸並びに3号炉補機冷却海水系	きる設計とする。また、溢水による静水圧とし	
	する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評	放水ピットの開口部である。また、地震による	て作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合に	
	価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に	屋外タンクの損傷等による溢水が軽油タンクエ	おいて、浸水防止機能が十分に保持できる設計	
	保持できる設計とする。設計に当たっては、そ	リアに流入することを防止するため、浸水防護	とする。	
	の他自然現象による荷重(風荷重,積雪荷重	重点化範囲の境界に浸水防止設備として浸水防		
	等)及び地震(余震)との組合せを適切に考慮	止蓋を設置する。		
	する。	浸水防止蓋の設計においては,基準地震動S		
		s による地震力に対して浸水防止機能が十分に		
	(9) SA用海水ピット開口部浸水防止蓋	保持できる設計とする。また、浸水時及び冠水		
	津波がSA用海水ピットの開口部から津波防	後の水圧等に対する耐性等を評価するととも		
	護対象設備(非常用取水設備を除く。)の設置	に, 浸水防止蓋は原則閉止運用とすることで入		
	された敷地に流入することを防止し、津波防護	力津波に対して浸水防止機能が十分に保持でき		
	対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪	る設計とする。設計に当たっては、その他自然		
	失することのない設計とするため、SA用海水	現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地		
	ピットの開口部に浸水防止蓋を設置する。SA	震(余震)との組合せを適切に考慮する。		
	用海水ピット開口部浸水防止蓋の設計において			
	は、基準地震動SSによる地震力に対して浸水	(8) 浸水防止壁		
	防止機能が十分に保持できるように設計する。	基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性		
	また,浸水時の波圧等に対する耐性を評価し,	が確保されない屋外に設置されたタンク・貯槽		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持で	類の複数同時破損により生じる屋外の溢水に加		
	きる設計とする。設計に当たっては、その他自	え、基準津波が発生した場合に津波の襲来によ		
	然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び	って2号炉放水立坑防潮壁の水位が上昇し,逆		
	地震(余震)との組合せを適切に考慮する。	流防止設備が「閉」となることで、2号炉放水		
		立坑に接続する補機冷却海水系放水路からの海		
	(10) 緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸	水ポンプ排水が一時的に放水立坑へ排出できな		
	水防止蓋	くなり、補機冷却海水系放水路より海水が溢れ		
	津波が緊急用海水ポンプピットの点検用開口	ることから、海水ポンプ室補機ポンプエリアへ		
	部から緊急用海水ポンプ室に流入することを防	の溢水の流入防止を考慮し補機ポンプエリア周		
	止することにより、津波防護対象設備(非常用	りに浸水防止壁を設置する。		
	取水設備を除く。)の設置された敷地に流入す	浸水防止壁の設計においては,基準地震動S		
	ることを防止し、津波防護対象設備(非常用取	s による地震力に対して浸水防止機能が十分に		
	水設備を除く。)が機能喪失することのない設	保持できる設計とする。また、浸水時及び冠水		
	計とするため、緊急用海水ポンプピットの点検	後の水圧等に対する耐性等を評価し、浸水防止		
	用開口部に浸水防止蓋を設置する。緊急用海水	機能が十分に保持できる設計とする。設計に当		
	ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋の設計に	たっては、その他自然現象による荷重(風荷		
	おいては、基準地震動SSによる地震力に対し	重、積雪荷重等)及び地震(余震)との組合せ		
	て浸水防止機能が十分に保持できるように設計	を適切に考慮する。		
	する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評			
	価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に			
	保持できる設計とする。設計に当たっては、地			
	震(余震)との組合せを適切に考慮する。			
	(11) 緊急用海水ポンプグランドドレン排出口	(9) 逆止弁付ファンネル	(7) 床ドレン逆止弁	
	逆止弁		a. 取水槽床ドレン逆止弁	
	津波が緊急用海水ポンプグランドドレン排出	取水路を流入経路とした津波により浸水する	津波が取水槽の床面開口部から取水槽海水ポ	
	口から緊急用海水ポンプ室に流入することを防	区画と設計基準対象施設の津波防護対象施設を	ンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアに流	
	止することにより、津波防護対象設備(非常用	内包する建屋及び区画とを接続する経路上に設	入することを防止することにより、津波防護対	
	取水設備を除く。) の設置された敷地に流入す	置する。設置位置は、海水ポンプ室補機ポンプ	象設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪失	
	ることを防止し、津波防護対象設備(非常用取	エリア及び3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプ	することのない設計とするため、取水槽海水ポ	
	水設備を除く。)が機能喪失することのない設	エリアの床開口部である。	ンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアに床	
	計とするため、緊急用海水ポンプグランドドレ		ドレン逆止弁を設置する。	
	<u>ン排出口</u> に逆止弁を設置する。			
	緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止	逆止弁付ファンネルの設計においては, 基準	取水槽床ドレン逆止弁は、基準地震動Ssに	
	弁の設計においては、基準地震動SSによる地	地震動Ssによる地震力に対して浸水防止機能	よる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持	
	震力に対して浸水防止機能が十分に保持できる	が十分に保持できる設計とする。また、浸水時	できるように設計する。また、浸水時の波圧等	
	ように設計する。また、浸水時の波圧等に対す	及び冠水後の水圧等に対する耐性等を評価し、	に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水	
	る耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機	入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持で	防止機能が十分に保持できる設計とする。設計	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	能が十分に保持できる設計とする。設計に当た	きる設計とする。設計に当たっては、その他自	に当たっては、その他自然現象による荷重(積	
	っては、地震(余震)との組合せを適切に考慮	然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び	<u>雪荷重</u>)及び地震(余震)との組合せを適切に	
	する。	地震(余震)との組合せを適切に考慮する。	考慮する。	
(6) 床ドレンライン浸水防止治具	(12) 緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止		b. タービン建物床ドレン逆止弁	
地震によるタービン建屋内の循環水配管及び	盘		タービン建物(復水器を設置するエリア)か	
タービン補機冷却海水配管の損傷に伴い溢水す	津波が緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口か		ら浸水防護重点化範囲への溢水の流入を防止	
る保有水及び損傷箇所を介して流入する津波	ら緊急用海水ポンプ室に流入することを防止す		し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除	
<u>が,</u> 浸水防護重点化範囲へ流入することを防止	ることにより、津波防護対象設備(非常用取水		く。)が機能喪失することのない設計とするた	
するため,タービン建屋内の浸水経路となり得	設備を除く。)の設置された敷地に流入するこ		め、タービン建物に床ドレン逆止弁を設置す	
る床ドレンラインに床ドレンライン浸水防止治	とを防止し、津波防護対象設備(非常用取水設		<u>5</u>	
具を設置する。	備を除く。) が機能喪失することのない設計と		タービン建物床ドレン逆止弁は、基準地震動	
床ドレンライン浸水防止治具の設計において	するため、緊急用海水ポンプ室の床ドレン排出		Ssによる地震力に対して浸水防止機能が保持	
は、基準地震動による地震力に対して浸水防止	口に逆止弁を設置する。		できる設計とする。また、溢水による静水圧と	
機能が十分に保持できる設計とする。また、浸	緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の		して作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合	
水時及び冠水後の水圧等に対する耐性等を評価	設計においては、基準地震動SSによる地震力		において、浸水防止機能が十分に保持できる設	
し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保	に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう		計とする。	
持できる設計とする。	に設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐			
	性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が			
	十分に保持できる設計とする。設計に当たって			
	は、地震(余震)との組合せを適切に考慮す			
	<u> 5</u>		(8)隔離弁(電動弁,逆止弁)	・津波防護対策の相違
			<u>a. 電動弁</u>	【柏崎6/7,東海第二,
	(13) 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋		海水系機器・配管等の損傷箇所を介した津波	女川2】
	海水ポンプ室ケーブル点検口から浸水防護重		が浸水防護重点化範囲に流入することを防止す	
	点化範囲への溢水の流入を防止し,津波防護対		<u>るため、タービン補機海水ポンプの出口に隔離</u>	
	象設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪失		弁(電動弁)を設置する。	
	することのない設計とするため、海水ポンプ室		隔離弁(電動弁)は、基準地震動Ssによる	
	のケーブル点検口に浸水防止蓋を設置する。海		地震力に対して浸水防止機能が十分に保持でき	
	水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋の設計に		るように設計する。また、浸水時の波圧等に対	
	おいては、基準地震動SSによる地震力に対し		する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止	
	て浸水防止機能が十分に保持できるように設計		機能が十分に保持できる設計とする。設計に当	
	する。また、溢水による静水圧として作用する		たっては、地震(余震)との組合せを適切に考	
	荷重及び余震荷重を考慮した場合において、浸		慮する。	
	水防止機能が十分に保持できる設計とする。			
			b. 逆止弁	
	(14) 常設代替高圧電源装置用カルバート原子		 海水系機器・配管等の損傷箇所を介した津波	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	炉建屋側水密扉		が浸水防護重点化範囲に流入することを防止す	
	常設代替高圧電源装置用カルバートの立坑部		るため、タービン補機海水系配管(放水配管)	
	の開口部から浸水防護重点化範囲への溢水の流		及び液体廃棄物処理系配管に隔離弁(逆止弁)	
	入を防止し、津波防護対象設備(非常用取水設		<u>を設置する。</u>	
	備を除く。) が機能喪失することのない設計と		隔離弁(逆止弁)は、基準地震動Ssによる	
	するため、常設代替高圧電源装置用カルバート		地震力に対して浸水防止機能が十分に保持でき	
	の立坑部の開口部に水密扉を設置する。常設代		るように設計する。また、浸水時の波圧等に対	
	替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密		する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止	
	扉の設計においては, 基準地震動SSによる地		機能が十分に保持できる設計とする。設計に当	
	震力に対して浸水防止機能が十分に保持できる		たっては、地震(余震)との組合せを適切に考	
	ように設計する。また、溢水による静水圧とし		<u>慮する。</u>	
	て作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合に			
	おいて、浸水防止機能が十分に保持できる設計		(9) ポンプ及び配管	
	とする。		地震により損傷した場合に津波が浸水防護重	
			点化範囲に流入することを防止するため, バウ	
			ンダリ機能を保持するポンプ及び配管を設置す	
			<u> 3.</u>	
			ポンプ及び配管は、基準地震動Ssによる地	
			震力に対して浸水防止機能が十分に保持できる	
			ように設計する。また、浸水時の波圧等に対す	
			る耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機	
			能が十分に保持できる設計とする。設計に当た	
			っては、地震(余震)との組合せを適切に考慮	
			<u>する。</u>	
			以下にバウンダリ機能を保持するポンプ及び	
			配管を示す。(【】内は設置エリアを示す。)	
			・タービン補機海水ポンプ【取水槽海水ポンプ	
			<u>エリア】</u>	
			・タービン補機海水系配管【取水槽海水ポンプ	
			エリア及び取水槽循環水ポンプエリア】	
			・循環水ポンプ及び配管【取水槽循環水ポンプ	
			エリア】	
			・原子炉補機海水系配管(放水配管)及び高圧	
			炉心スプレイ補機海水系配管 (放水配管)	
			【タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置	
			するエリア)及び屋外配管ダクト(タービン	
			建物~放水槽)】	
			・除じんポンプ及び配管【取水層海水ポンプエ	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
			<u>リア】</u>	
(7) 貫通部止水処置	 (15) 防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置	(10) 貫通部止水処置	(10) 貫通部止水処置	
	津波が防潮堤及び防潮扉下部貫通部から津波	海水ポンプ室スクリーンエリア及び放水立坑	津波が取水槽から津波防護対象設備(非常用	
	防護対象設備(非常用取水設備を除く。)の設	に津波が流入した場合に海水ポンプ室補機ポン	取水設備を除く。)を設置する敷地に流入する	
	置された敷地に流入することを防止し、津波防	プエリア,海水ポンプ室循環水ポンプエリア及	ことのない設計とするため、取水C/Cケーブ	
	護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能	び敷地への浸水防止を目的として,2号炉海水	ルダクトとの境界に貫通部止水処置を実施す	
	喪失することのない設計とするため, 防潮堤及	ポンプ室スクリーンエリア及び2号炉放水立坑	5	
	び防潮扉下部貫通部に止水処置を実施する。	エリアの防潮壁下部貫通部,3号炉海水ポンプ	また,津波が取水槽除じん機エリア及び放水	
		室スクリーンエリア及び3号炉放水立坑エリア	槽から流入することのない設計とするため, 取	
		の防潮壁下部貫通部にシリコンシール材施工又	水槽海水ポンプエリア及び屋外配管ダクト(タ	
		はブーツラバー施工を実施するものである。	ービン建物〜放水槽)との境界に貫通部止水処	
			置を実施する。	
地震によるタービン建屋内の循環水配管及び		 また、地震による海水系機器等の損傷による	さらに、地震によるタービン建物(復水器を	
タービン補機冷却海水配管の損傷に伴い溢水す		溢水が原子炉建屋,制御建屋及び軽油タンクエ	設置するエリア)の循環水系配管及び低耐震ク	
る保有水及び損傷箇所を介して流入する津波			ラス機器の損傷に伴い溢水する保有水が浸水防	
が、浸水防護重点化範囲へ流入することを防止		重点化範囲の境界に浸水防止設備として貫通部	護重点化範囲へ流入することを防止するため,	
 するため,タービン建屋内の浸水経路となり得		止水処置を実施する。	タービン建物(復水器を設置するエリア)とタ	
る貫通口等に貫通部止水処置を実施する。			ービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエ	
			リア),原子炉建物及び取水槽循環水ポンプエ	
			リアの境界に貫通部止水処置を実施する。	
貫通部止水処置の設計においては、基準地震	防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置の設計	貫通部止水処置の設計においては,基準地震	貫通部止水処置は,基準地震動Ssによる地	
動による地震力に対して浸水防止機能が十分に	においては、基準地震動SSによる地震力に対	 動Ssによる地震力に対して浸水防止機能が十	震力に対して浸水防止機能が十分に保持できる	
保持できる設計とする。また、浸水時及び冠水	して浸水防止機能が十分に保持できるように設	分に保持できる設計とする。また、浸水時及び	設計とする。また、浸水時及び冠水後の水圧等	
後の水圧等に対する耐性等を評価し, 入力津波	計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を		に対する耐性等を評価し、入力津波に対する浸	
に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計	評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分	 津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる	水防止機能が十分に保持できる設計とする。設	
とする。	に保持できる設計とする。設計に当たっては、	設計とする。設計に当たっては、その他自然現	計に当たっては、地震(余震)との組合せを適	
	地震(余震)との組合せを適切に考慮する。	象による荷重(風荷重,積雪荷重等)及び地震	切に考慮する。	
		(余震)との組合せを適切に考慮する。		
	(16) 海水ポンプ室貫通部止水処置			
	地震による循環水ポンプ室内の循環水系配管			
	の損傷に伴い溢水する保有水及び損傷箇所を介			
	して流入する津波が、浸水防護重点化範囲であ			
	る海水ポンプ室に流入することを防止し、津波			
	防護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機			
	能喪失することのない設計とするため、海水ポ			
	ルススタることのない。 ンプ室の浸水経路となりえる貫通口に貫通部止			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	水処置を実施する。海水ポンプ室貫通部止水処			
	置の設計においては、基準地震動SSによる地			
	震力に対して浸水防止機能が十分に保持できる			
	ように設計する。また、溢水による静水圧とし			
	て作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合に			
	おいて、浸水防止機能が十分に保持できる設計			
	とする。			
	(17) 原子炉建屋境界貫通部止水処置			
	タービン建屋及び非常用海水系配管カルバー			
	トと隣接する原子炉建屋地下階の貫通部から浸			
	水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防			
	止し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除			
	く。) が機能喪失することのない設計とするた			
	め,原子炉建屋境界の貫通部に止水処置を実施			
	する。原子炉建屋境界貫通部止水処置の設計に			
	おいては、基準地震動SSによる地震力に対し			
	て浸水防止機能が十分に保持できるように設計			
	する。また、溢水による静水圧として作用する			
	荷重及び余震荷重を考慮した場合において、浸			
	水防止機能が十分に保持できる設計とする。			
	(18) 常設代替高圧電源装置用カルバート(立			
	坑部) 貫通部止水処置			
	常設代替高圧電源装置用カルバートの立坑部			
	の貫通部から浸水防護重点化範囲への溢水及び			
	津波の流入を防止し、津波防護対象設備(非常			
	用取水設備を除く。)が機能喪失することない			
	設計とするため、常設代替高圧電源装置用カル			
	バートの立坑部の貫通部に止水処置を実施す			
	る。常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑			
	部) 貫通部止水処置の設計においては、基準地			
	震動SSによる地震力に対して浸水防止機能が			
	十分に保持できるように設計する。また、溢水			
	による静水圧として作用する荷重及び余震荷重			
	を考慮した場合において、浸水防止機能が十分			
	に保持できる設計とする。			
上記(1)から(6)の各施設・設備の設計におけ	上記(1)~(14)の各施設・設備における許容	上記(1)から(9)の各施設・設備における許容	上記(1)から(7)の各施設・設備における許容	
る許容限界は,地震後及び津波後の再使用性や	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	R界は,地震後,津波後の再使用性や,津波の	限界は、地震後及び津波後の再使用性や、津波	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
津波の繰返し作用を想定し、当該構造物全体の	繰返し作用を想定し、止水性の面も踏まえるこ	繰返し作用を想定し、止水性の面も踏まえるこ	の繰り返し作用を想定し、止水性の面も踏まえ	
変形能力に対して十分な余裕を有するよう、各	とにより、当該構造物全体の変形能力に対して	とにより、当該構造物全体の変形能力に対して	ることにより, 当該構造物全体の変形能力に対	
施設・設備を構成する材料が弾性域内に収まる	十分な余裕を有するよう、各施設・設備を構成	十分な余裕を有するよう、各施設・設備を構成	して十分な余裕を有するよう、各施設・設備を	
ことを基本とする。	する材料が弾性域内に収まることを基本とす	する材料が弾性域内に収まることを基本とす	構成する材料が弾性域内に収まることを基本と	
	る。	る。	する。	
			上記(8)及び(9)の隔離弁,ポンプ及び配管の	
			許容限界は、地震荷重に対しては、浸水防止機	・対象設備等の相違
			能に対する機能保持限界として、地震後の再使	【柏崎6/7,東海第二,
			用性を考慮し、塑性ひずみが生じる場合であっ	女川2】
			ても、その量が小さなレベルにとどまって破断	島根2号炉は機器・配管
			延性限界に十分な余裕を有することを基本とす	を浸水防止設備としてお
			<u>5</u>	り、地震荷重に対しては
			津波荷重(余震荷重含む)に対しては、浸水	「1.4 耐震設計」と同様
			防止機能に対する機能保持限界として、津波後	の許容限界としている。
			の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、	
			止水性の面も踏まえることにより、当該設備全	
			体の変形能力に対して十分な余裕を有するよ	
			う,各施設・設備を構成する材料が弾性域内に	
			収まることを基本とする。なお、止水性能につ	
			いては耐圧・漏水試験で確認する。	
上記(7)の貫通部止水処置については、地震	上記(15)~(18)の貫通部止水処置については,	上記(10)の貫通部止水処置については、地震	上記(10)の貫通部止水処置については、地震	
後、津波後の再使用性や津波の繰返し作用を想	地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作	後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を	後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用	
定し, 止水性の維持を考慮して, 貫通部止水処	用を想定し、止水性の維持を考慮して、貫通部	想定し、止水性の維持を考慮して、貫通部止水	を想定し、止水性の維持を考慮して、貫通部止	
置が健全性を維持することとする。	止水処置が健全性を維持することとする。	処置が健全性を維持することとする。	水処置が健全性を維持することとする。	
各施設・設備の設計及び評価に使用する津波	各施設・設備の設計及び評価に使用する津波	各施設・設備の設計及び評価に使用する津波	各施設・設備の設計及び評価に使用する津波	
荷重の設定については、入力津波が有する数値	荷重の設定については、入力津波が有する数値	荷重の設定については、入力津波が有する数値	荷重の設定については、入力津波が有する数値	
計算上の不確かさ及び各施設・設備の機能損傷	計算上の不確かさ及び各施設・設備の機能損傷	計算上の不確かさ及び各施設・設備の機能損傷	シミュレーション上の不確かさ及び各施設・設	
モードに対応した荷重の算定過程に介在する不	モードに対応した荷重の算定過程に介在する不	モードに対応した荷重の算定過程に介在する不	備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程	
確かさを考慮する。	確かさを考慮する。	確かさを考慮する。	に介在する不確かさを考慮する。	
 入力津波が有する数値計算上の不確かさの考	入力津波が有する数値計算上の不確かさの考	入力津波が有する数値計算上の不確かさの考	 入力津波が有する数値シミュレーション上の	
慮に当たっては、各施設・設備の設置位置で算	慮に当たっては、各施設・設備の設置位置で算	慮に当たっては、各施設・設備の設置位置で算	不確かさの考慮に当たっては、各施設・設備の	
定された津波の高さを安全側に評価して入力津	定された津波の高さを安全側に評価して入力津	定された津波の高さを安全側に評価して入力津	設置位置で算定された津波の高さを安全側に評	
波を設定することで、不確かさを考慮する。	波を設定することで、不確かさを考慮する。	波を設定することで、不確かさを考慮する。	価して入力津波を設定することで、不確かさを	
3,7,7,00		3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	考慮する。	
 各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷	各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷	各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷	各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷	
重の算定過程に介在する不確かさの考慮に当た			重の算定過程に介在する不確かさの考慮に当た	
っては、入力津波の荷重因子である浸水高、速			っては、入力津波の荷重因子である浸水高、速	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	 備考
度、津波波力等を安全側に評価することで、不	度、津波波力等を安全側に評価することで、不	度、津波波力等を安全側に評価することで、不	度、津波波力等を安全側に評価することで、不	VII3 3
確かさを考慮し、荷重設定に考慮している余裕		確かさを考慮し、荷重設定に考慮している余裕	確かさを考慮し、荷重設定に考慮している余裕	
の程度を検討する。	の程度を検討する。	の程度を検討する。	の程度を検討する。	
津波波力の算定においては,津波波力算定式		津波波力の算定においては、津波波力算定式	津波波力の算定においては、津波波力算定式	
等、幅広く知見を踏まえて、十分な余裕を考慮	等、幅広く知見を踏まえて、十分な余裕を考慮	等、幅広く知見を踏まえて、十分な余裕を考慮	等、幅広く知見を踏まえて、十分な余裕を考慮	
する。	する。	する。	する。	
^ ^ ^ 漂流物の衝突による荷重の評価に際しては,	漂流物の衝突による荷重の評価に際しては,	漂流物の衝突による荷重の評価に際しては,	漂流物の衝突による荷重の評価に際しては,	
 津波の流速による衝突速度の設定における不確	津波の流速による衝突速度の設定における不確	津波の流速による衝突速度の設定における不確	津波の流速による衝突速度の設定における不確	
実性を考慮し、流速について十分な余裕を考慮	実性を考慮し、流速について十分な余裕を考慮	実性を考慮し、流速について十分な余裕を考慮	実性を考慮し、流速について十分な余裕を考慮	
する。	する。	する。	する。	
***		津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設	津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設	
 備の設計において,基準津波の波源の活動に伴	備の設計において、基準津波の波源の活動に伴	備の設計において、基準津波の波源の活動に伴	備の設計において,基準津波の波源の活動に伴	
い発生する可能性がある余震(地震)について	い発生する可能性がある余震(地震)について	い発生する可能性がある余震(地震)について	い発生する可能性がある余震(地震)について	
そのハザードを評価し、その活動に伴い発生す	そのハザードを評価し、その活動に伴い発生す	そのハザードを評価し、その活動に伴い発生す	そのハザードを評価し、その活動に伴い発生す	
 る余震による荷重を設定する。	る余震による荷重を設定する。	る余震による荷重を設定する。	る余震による荷重を設定する。	
 余震荷重については,基準津波の継続時間の	余震荷重については,基準津波の継続時間の	余震荷重については、基準津波の継続時間の	余震荷重については,基準津波の継続時間の	
 うち最大水位変化を生起する時間帯を踏まえ過	うち最大水位変化を生起する時間帯を踏まえ過	うち最大水位変化を生起する時間帯を踏まえ過	うち最大水位変化を生起する時間帯を踏まえ過	
 去の地震データを抽出・整理することにより余	去の地震データを抽出・整理することにより余	去の地震データを抽出・整理することにより余	去の地震データを抽出・整理することにより余	
震の規模を想定し、余震としてのハザードを考	震の規模を想定し、余震としてのハザードを考	震の規模を想定し、余震としてのハザードを考	震の規模を想定し、余震としてのハザードを考	
 慮した安全側の評価として,この余震規模から	慮した安全側の評価として、この余震規模から	慮した安全側の評価として、この余震規模から	慮した安全側の評価として、この余震規模から	
求めた地震動に対してすべての周期で上回る地	求めた地震動に対して全ての周期で上回る地震	求めた地震動に対して全ての周期で上回る地震	求めた地震動に対してすべての周期で上回る地	
震動を弾性設計用地震動の中から設定する。	動を弾性設計用地震動の中から設定する。	動を弾性設計用地震動の中から設定する。	震動を弾性設計用地震動の中から設定する。	
	主要設備の概念図を第10.6-1図~第10.6-1	主要設備の配置図を第10.6-1 図に, また,	主要設備の配置図を第10.6-1 図に, また,	
	4図に示す。	概念図を第10.6-2 図~第10.6-13 図に示	概念図を第10.6-2 図~第10.6-17 図に示	
		<u> </u>	in an	
 10.6.1.1.4 主要設備の仕様	10.6.1.1.4 主要仕様	10.6.1.1.4 主要設備の仕様	10.6.1.1.4 主要設備の仕様	
浸水防護設備の主要仕様を第10.6-1 表に示	主要設備の仕様を第10.6-1表に示す。	浸水防護設備の主要仕様を第10.6-1 表に示	浸水防護設備の主要仕様を第10.6-1表に示	
す。		す。	す。	
10.6.1.1.5 試験検査	10.6.1.1.5 試験検査	10.6.1.1.5 試験検査	10.6.1.1.5 試験検査	
津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備	津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設	津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設	津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設	
は、健全性及び性能を確認するため、発電用原	備は、健全性及び性能を確認するため、発電用	備は、健全性及び性能を確認するため、発電用	備は、健全性及び性能を確認するため、発電用	
子炉の運転中又は停止中に試験又は検査を実施	原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査を実	原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査を実	原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査を実	
する。	施する。	施する。	施する。	
10.6.1.1.6 手順等	10.6.1.1.6 手順等	10.6.1.1.6 手順等	10.6.1.1.6 手順等	
津波に対する防護については、津波による影	津波に対する防護については、津波による影	津波に対する防護については, 津波による影	津波に対する防護については,津波による影	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
響評価を行い,設計基準対象施設の津波防護対	響評価を行い,設計基準対象施設の津波防護対	響評価を行い、設計基準対象施設の津波防護対	響評価を行い,設計基準対象施設の津波防護対	
象設備が基準津波によりその安全機能を損なわ	象設備が基準津波によりその安全機能を損なわ	象設備が基準津波によりその安全機能を損なわ	象設備が基準津波によりその安全機能を損なわ	
ないよう手順を定める。	ないよう手順を定める。	ないよう手順を定める。	ないよう手順を定める。	
	(1) <u>防潮扉</u> については,原則閉運用とするが,	(1) 防潮壁鋼製扉については原則閉止運用と	(1) 防波扉については,原則閉運用とし,開放	
	開放後の確実な閉操作、中央制御室における閉	し、開放後の確実な閉止操作についての手順を	後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止	
	止状態の確認, 閉止されていない状態が確認さ	定める。	状態の確認, 閉止されていない状態が確認され	
	れた場合の閉止操作の手順を定める。		た場合の閉止操作の手順を定める。	
	(2) 放水路ゲートについては,発電所を含む			・津波防護対策の相違
	地域に大津波警報が発表された場合、循環水ポ			【東海第二】
	ンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止(プラ			島根2号炉に同様な設備
	ント停止) 並びに放水路ゲート閉止の操作手順			はない。
	を定める。			
 (1)引き波時の非常用海水 <u>冷却系</u> の取水性確保	(4) 引き波時の非常用海水ポンプの取水性確保	(2) 大津波警報発令時の循環水ポンプ停止 (プ	(2) 引き波時の非常用海水ポンプの取水性確保	
を目的として,水位低下時の常用系海水ポンプ	を目的として、循環水ポンプ及び補機冷却系海	ラント停止) 操作の手順を定める。	を目的として,循環水ポンプについては,発電	
(循環水ポンプ, タービン補機冷却海水ポン	水系ポンプについては, 取水ピットの水位低下		所を含む地域に大津波警報が発令された場合,	
プ) 停止の操作手順を定める。	<u>時又は</u> 発電所を含む地域に大津波警報が発表さ		停止する操作手順を定める。	
	れた場合、停止する操作手順を定める。			
	(3) 水密扉については、開放後の確実な閉止操	***************************************		
作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉	作、中央制御室における閉止状態の確認、閉止	後の確実な閉止操作についての手順を定める。	放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉	
止されていない状態が確認された場合の閉止操	されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順な字かる		上状態の確認, 閉止されていない状態が確認された場合の関ル場体の手順を含める。	
作の手順を定める。	の手順を定める。		れた場合の閉止操作の手順を定める。	
(3) 取水槽閉止板については、点検等により開		(4) 浸水防止蓋については原則閉止運用とし,		・津波防護対策の相違
放する際の閉止操作の手順を定める。		開放後の確実な閉止操作についての手順を定め		【柏崎6/7,女川2】
		<u> </u>		島根2号炉に同様な設備
				はない。
(4) 燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令さ	(5) 燃料等輸送船に関し、津波警報等が発表さ	(5) 燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令さ	(4) 燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令さ	
れた場合において,荷役作業を中断し,陸側作	れた場合において,荷役作業を中断し,陸側作	れた場合において,荷役作業を中断し,緊急離	れた場合において、荷役作業を中断し、緊急離	
業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離	業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離	岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う	岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う	
岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う	岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う	手順を定める。	手順を定める。	
手順を定める。	手順を定める。	さらに、陸側作業員及び輸送物に関し、津波	さらに、陸側作業員及び輸送物に関し、津波	
		警報等が発令された場合において、荷役作業を	警報等が発令された場合において、荷役作業を	
		中断し、陸側作業員を退避させるとともに、輸	中断し,陸側作業員を退避させるとともに,輸	

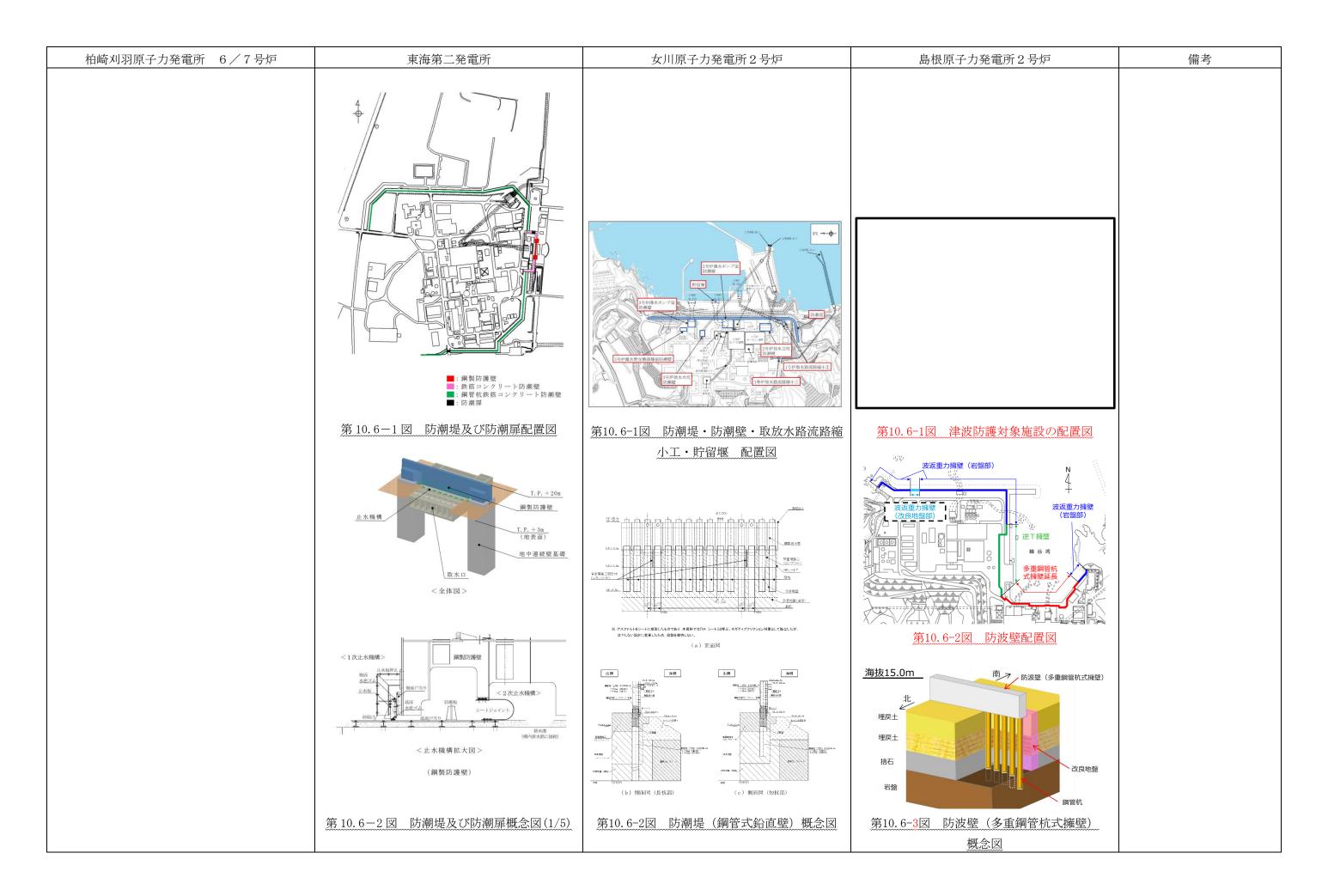
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		送物の退避の可否判断を含めた退避の手順を定	送物の退避の可否判断を含めた退避の手順を定	
		める。なお、手順には、輸送物を退避できない	める。なお,手順には,輸送物を退避できない	
		場合において、輸送物を漂流物としないための	場合において、輸送物を漂流物としないための	
		措置も含める。	措置も含める。	
また, <u>浚渫作業で使用する土運船等に関し,</u>	また、その他の浚渫船、貨物船等の港湾内に	また、その他の作業船、貨物船等の港湾内に	また,その他の作業船,貨物船等の港湾内に	・発電所に来航する船舶の
津波警報等が発令された場合において, 作業を	停泊する船舶に対しても、津波警報等が発表さ	停泊する船舶に対しては、津波警報等が発表さ	停泊する船舶に対しては、津波警報等が発表さ	相違
中断し、陸側作業員を退避させるとともに、緊	れた場合において、作業を中断し、陸側作業員	れた場合において、作業を中断し、陸側作業員	れた場合において,作業を中断し,陸側作業員	【柏崎6/7,東海第二】
急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を	及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸す	を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退	を退避させるとともに,緊急離岸する船側と退	
行う手順を定める。	る船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順 を定める。	避状況に関する情報連絡を行う手順を定める。	避状況に関する情報連絡を行う手順を定める。	
(5) 津波監視カメラ及び取水槽水位計による津	(6) 津波・構内監視カメラ <u></u> 取水ピット水位	(6) 津波監視カメラ及び取水ピット水位計によ	(5) 津波監視カメラ <u>及び取水槽水位計</u> による津	
波の襲来状況の監視に係る手順を定める。	<u>計及び潮位計</u> による津波襲来の監視 <u>及び漂流物</u> 影響を考慮した運用手順を定める。	る津波の襲来状況の監視に係る手順を定める。	波の襲来状況の監視に係る手順を定める。	・津波防護対策の相違 【東海第二】
	(7) 隣接事業所における仮設備, 資機材等の		(6) 漂流物調査範囲内の人工構造物の設置状	・資料構成の相違
	設置状況の変化を把握するため、隣接事業所と		況の変化を把握するため、定期的に設置状況を	【柏崎6/7,女川2】
	の合意文書に基づき、情報を入手して設置状況		確認する手順を定める。さらに、従前の評価結	島根2号炉は、定期的な
	を確認する手順を定める。さらに、従前の評価		果に包絡されない場合は、人工構造物が漂流物	漂流物調査について記載
	結果に包絡されない場合は、仮設備、資機材等		となる可能性、非常用海水ポンプの取水性並び	
	が漂流物となる可能性,非常用海水ポンプの取		に津波防護施設及び浸水防止設備の健全性への	
	水性並びに津波防護施設及び浸水防止設備の健		影響評価を行い、影響がある場合は漂流物対策	
	全性への影響評価を行い、影響がある場合は漂流物対策を実施する。		<u>を実施する。</u>	
	(8) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視		(7) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	
	設備については、各施設及び設備に要求される		設備については、各施設及び設備に要求される	
	機能を維持するため、適切な保守管理を行うと		機能を維持するため、適切な保守管理を行うと	
	ともに, 故障時においては補修を行う。		ともに、故障時においては補修を行う。	
	(9) 津波防護に係る手順に関する教育並びに津		(8) 津波防護に係る手順に関する教育並びに津	
	波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備の		波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の	
	保守管理に関する教育を定期的に実施する。		保守管理に関する教育を定期的に実施する。	

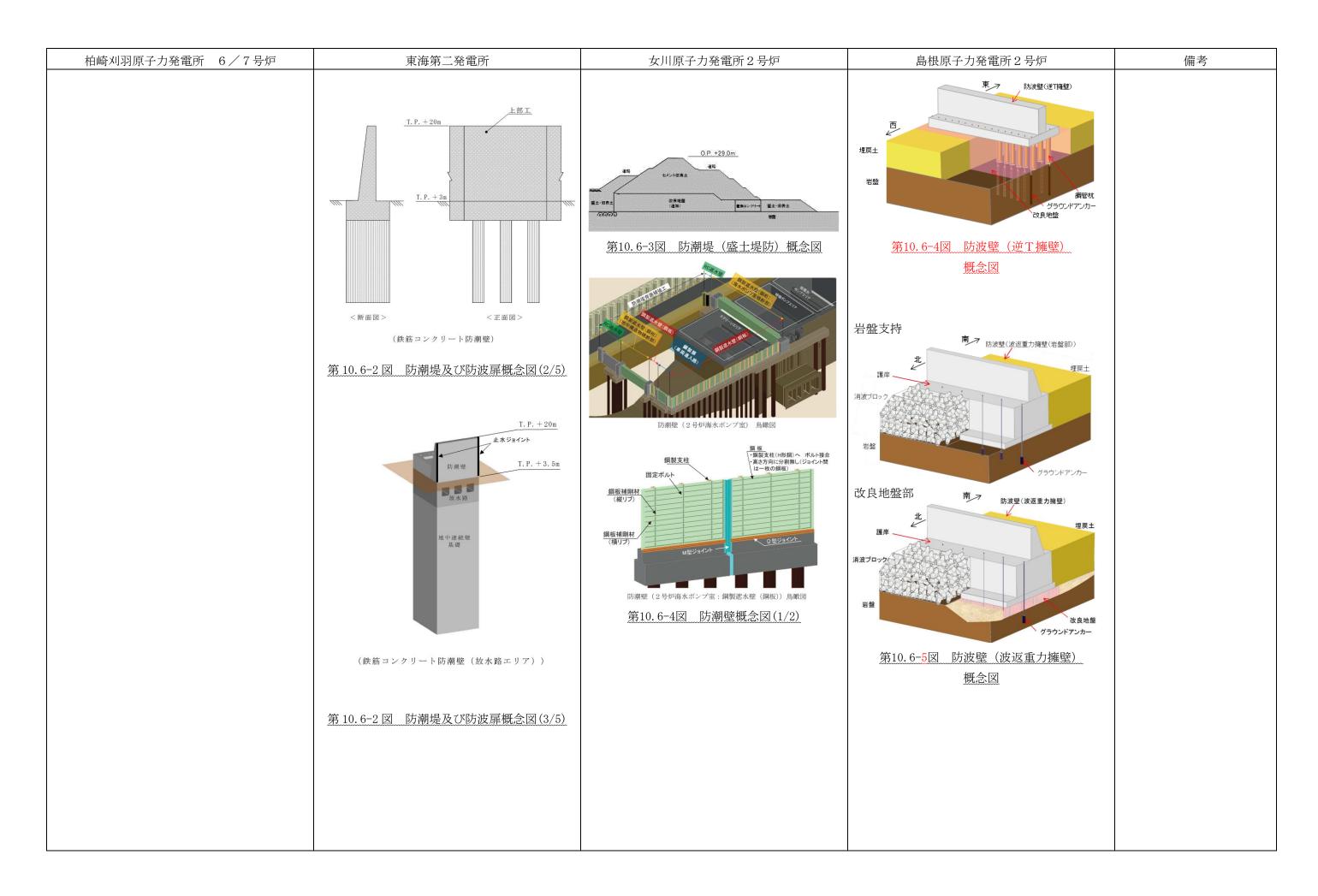
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 東海第二発電所		女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
第10.6-1表 浸水防護設備の主要仕様	第 10.6-1 表 浸水防護設備主要機器仕様	第10.6-1表 浸水防護設備の主要仕様	第10.6-1表 浸水防護設備の主要仕様	
(1) Mr. J. 184 157111187			(1) 防波壁	
 (1) 海水貯留堰 種類 貯留堰 	(1) 防潮堤 種 類 防潮堤(鋼製防護壁,止水機構付)	(1) 防潮堤 種 類 防潮堤 (鋼管式鉛直壁)		
便 級 灯笛峽 個 数 1	性 類 り簡様 (判案的改能、エ小城特別) 材 料 鉄筋コンクリート、炭素鋼	材料 鋼製		
(2) 取水槽閉止板	個 数 1	個 数 1	個 数 1	
種 類 閉止板			(2) 防波壁	
個 数 6号炉 5	(2) 防潮堤	(2) 防潮堤 種 類 防潮堤(盛土堤防)	種 類 防波壁 (逆T擁壁)	
7 号炉 4	種 類 防潮堤(鉄筋コンクリート防潮壁)	個 類 り 間で (盤工斑切) 材 料 セメント改良士	個 数 1	
(3) 水密扉	材 料 鉄筋コンクリート	個 数 1	(3) 防波壁	
種 類 片開扉,両開扉	個 数 1			
個 数 6号炉 17	(O) B+740 FB	(3) 防潮壁	種類防波壁(波返重力擁壁)	
7 号炉 16	(3) 防潮堤 種 類 防潮堤(鋼管杭鉄筋コンクリート防潮	種類 防潮壁材料 鋼製,鉄筋コンクリート	個 数 1	
(4) 止水ハッチ	1年 が	個 数 5	(4) 防波扉	
種 類 ハッチ	材 料 鉄筋コンクリート, 炭素鋼		種類防波扉	
個 数 6号炉 1	個 数 1	(4) 取放水路流路縮小工		
7 号炉 2		種 類 流路縮小工材 料 コンクリート		
(5) ダクト閉止板	(4) 防潮扉	60 数 3	(5) 1号炉取水槽流路縮小工	
種 類 閉止板	種 類 スライドゲート		種 類 流路縮小工	
個 数 6号炉 2	材料炭素鋼	(5) 貯留堰(非常用取水設備と兼用)	個 数 2	
(6) 浸水防止ダクト	個 数 2	(5) 対領機 (非吊用収小収酬と	(6) 屋外排水路逆止弁	
種 類 閉止板	(5) 放水路ゲート	材 料 鉄筋コンクリート		
個 数 7号炉 1	種 類 逆流防止設備 (ゲート, フラップゲー	個 数 6	種類逆止弁	
(7) 床ドレンライン浸水防止治具	F)	(6) 屋外排水路逆流防止設備	個 数 14	
種 類 配管止水	材 料 炭素鋼	種 類 逆流防止設備 (フラップゲート)	(7) 防水壁	
個 数 一式	個 数 3(各放水路に1か所)	材 料 ステンレス鋼 個 数 4	種類防水壁	
(8) 貫通部止水処置		BET 39A "E	個 数 2	
種 類 貫通部止水	(6) 構內排水路逆流防止設備	(7) 補機冷却海水系放水路逆流防止設備		
個 数 一式	種類 逆流防止設備 (フラップゲート)	種類 逆流防止設備 (フラップゲート) 材料 ステンレス鋼	(8) 水密扉	
	材 料 ステンレス鋼 個 数 9	個 数 2	種類片開扉	
	1 E 90, 9		個 数 一式	
	(7) 原子炉建屋外壁	(8) 水密犀 種 類 水密犀	(9) 床ドレン逆止弁	
	種 類 津波防護壁	材 料 鋼製	種類逆止弁	
	材 料 鉄筋コンクリート	個 数 13		
	個 数 一式	(9) 浸水防止蓋	個 数 一式	
		種 類 浸水防止蓋	(10) 隔離弁	
	(8) 貯留堰(非常用取水設備と兼用)	材 料 鋼製 個 数 10	種 類 電動弁,逆止弁	
	種 類 鋼管矢板式堰	gri 35A 1V	個 数 6	
	材 料 炭素鋼		(11) ポンプ及び配管	
	個 数 1			
			種類ポンプ、配管	
	(9) 取水路点検用開口部浸水防止蓋		個 数 一式	
	種 類 浸水防止蓋		(12) 貫通部止水処置	
	材 料 ステンレス鋼		種類貫通部止水	
	個 数 10		個数 一式	
			四 数 八	

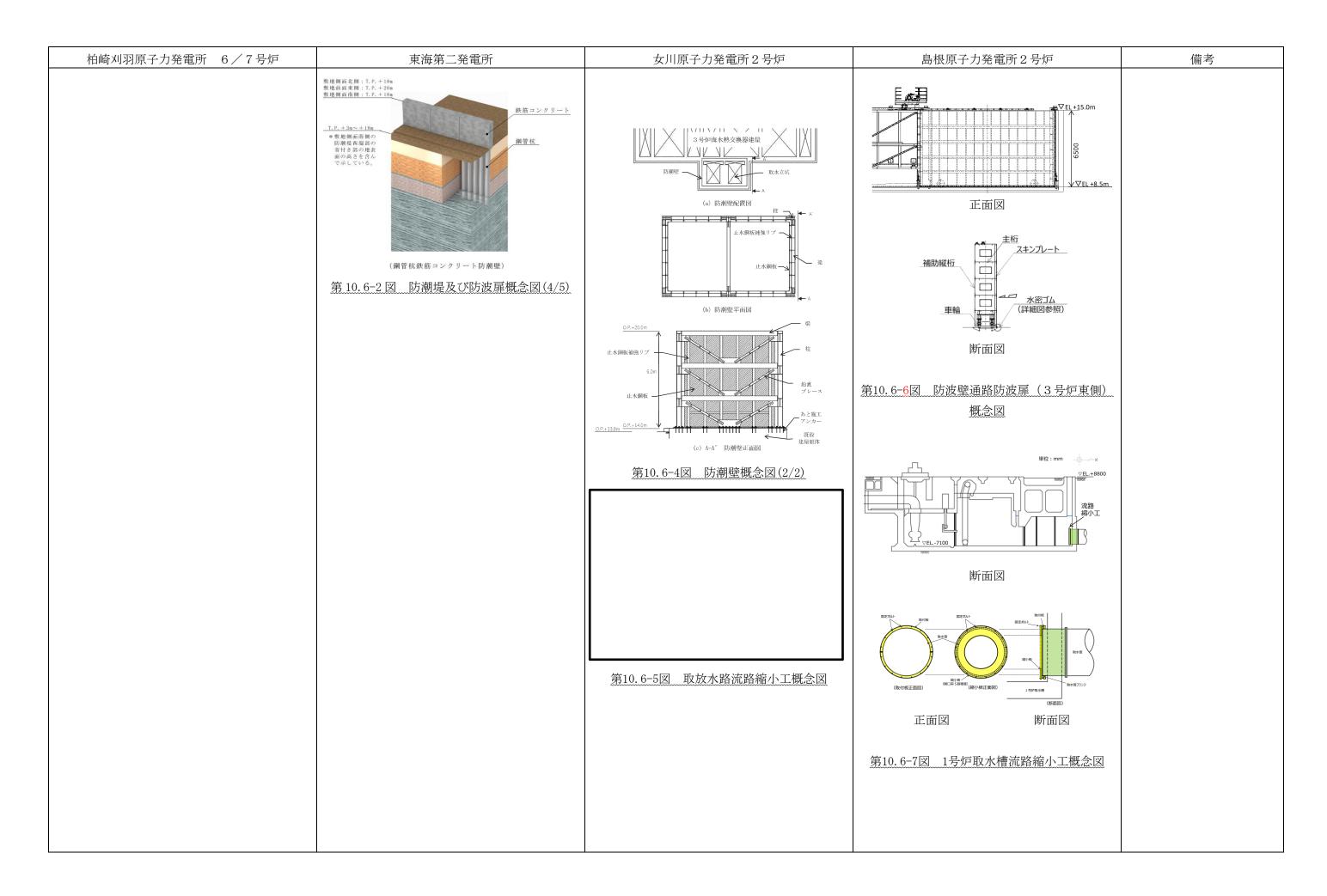
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東	海第二発電所	女川原子	-力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	(10) 海水ポンプグランドドレ	ン排出口逆止弁				
	種類	逆流防止設備 (逆止弁)	(10) 浸水防止壁			
	材料	ステンレス鋼	種類	浸水防止壁		
	個数	2	材 料 個 数	鋼製		
			10	1		
	(11) 取水ピット空気抜き配管	· 逆止弁	(11) 逆止弁付ファンネル			
	種類	逆流防止設備 (逆止弁)	種 類	逆流防止設備 (逆止弁)		
	材料	ステンレス鋼	材 料	ステンレス鋼		
	個数	3	個 数	20		
	(12) 放水路ゲート点検用開口	1部浸水防止蓋	(12) 貫通部止水処置			
	種類	浸水防止蓋	種類	貫通部止水		
	材料	炭素鋼	材 料	シール材		
	個 数	3	個 数	一式		
	(13) SA用海水ピット開口音					
	種類	浸水防止蓋				
	材料	炭素鋼				
	個数	6				
	(14) 緊急用海水ポンプピット	、点給用關口部浸水防止善				
	種類	浸水防止蓋				
	材料	ステンレス鋼				
	個数	1				
	(15) 緊急用海水ポンプグラン					
	種 類	逆流防止設備(逆止弁)				
	材料	ステンレス鋼				
	個 数	1				
	(16) 緊急用海水ポンプ室床ド	レン排出口逆止弁				
	種類	逆流防止設備 (逆止弁)				
	材料	ステンレス鋼				
	個 数	1				
	(17) 海水ポンプ室ケーブル点	給口浸水防止萎				
	種類	浸水防止蓋				
	材料	ステンレス鋼				
		3				
	(18) 緊急用海水ポンプ点検用	開口部浸水防止蓋				
	種類	浸水防止蓋				
	材料	ステンレス鋼				
	個 数	1				
	(10) 取各田冶工建、设产工具	田田口如河水叶小茶				
	(19) 緊急用海水ポンプ室人員 種 類					
		逆流防止蓋ステンレス鋼				
	材料	ステンレス鋼 1				
	胆 剱	1				

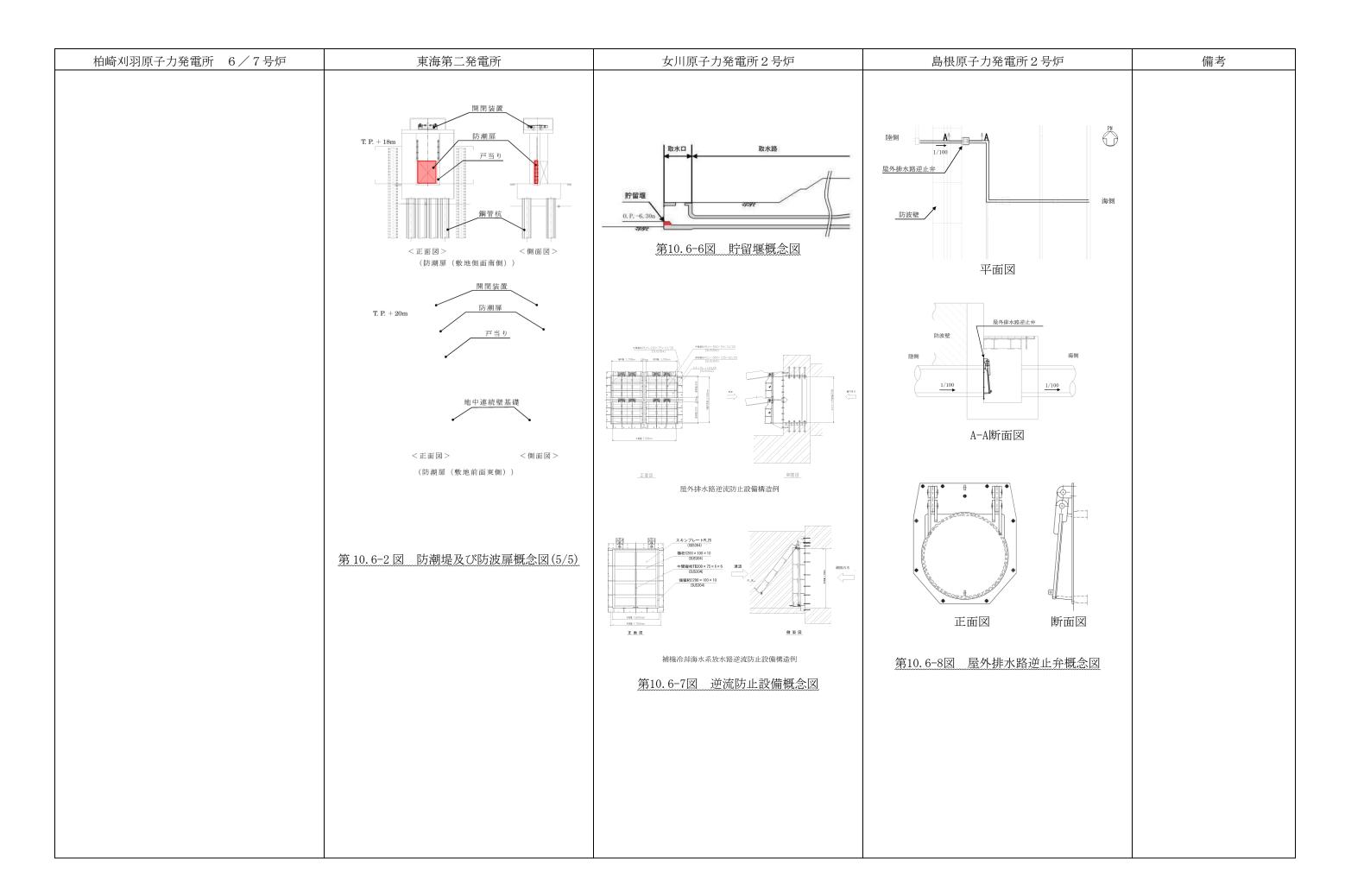
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	(20) 格納容器圧力逃がし装置 種 類 材 料	格納槽点検用水密ハッチ 水密ハッチ		
	種類			
		ステンレス鋼		
	個 数	2		
	(21) 常設低圧代替注水系格納	曹点検用水密ハッチ		
	種類	水密ハッチ		
	材料	ステンレス鋼		
	個数	1		
	(22) 常設低圧代替注水系格納	曹可搬型ポンプ用水密ハッチ		
	種類	水密ハッチ		
	材料	ステンレス鋼		
	個数	2		
	(23) 常設代替高圧電源装置用			
	種類	水密扉		
	材料	炭素鋼		
	個 数	1		
	(04) 医乙烷砷品医乙烷炔小克	_		
	(24) 原子炉建屋原子炉棟水密) 種 類	水密扉		
	材料			
	個数	//ペポペ 新刊 1		
	(25) 原子炉建屋付属棟東側水密			
	種類	水密扉		
	材料	ステンレス鋼		
	個 数	1		
	(26) 原子炉建屋付属棟西側水密	扉		
	種類	水密扉		
	材料	炭素鋼		
	個数	1		
	(27) 原子炉建屋付属棟南側水密	京		
	(27) 原于炉建屋竹属棟閈側水器	水密扉		
	材料	炭素鋼		
		1		
	(28) 原子炉建屋付属棟北側水密	扉1		
	種類	水密扉		
	材料	炭素鋼		
	個 数	1		
	(00) 国7标序只是标识图 1 点	= o		
	(29) 原子炉建屋付属棟北側水密 種 類	屏 2		
	相 類 材 料	水 省		
	個数	火 米 啊 1		

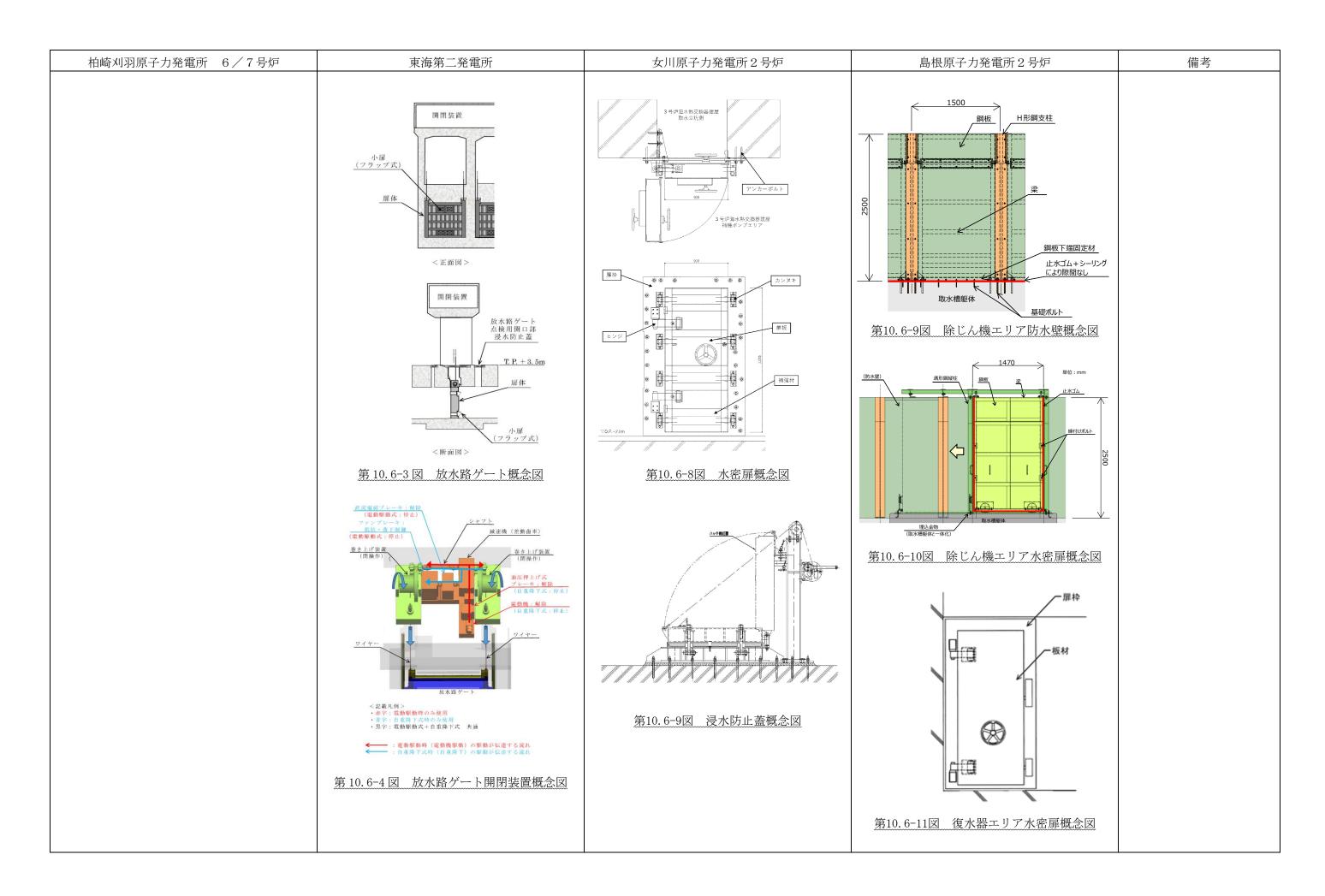
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	(30) 防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置			
	種類質通部止水			
	材料シール材			
	個 数 一式			
	(31) 海水ポンプ室貫通部止水処置			
	種 類 貫通部止水			
	材料シール材			
	個 数 一式			
	(32) 原子炉建屋境界貫通部止水処置			
	種類質調部止水			
	材 料 シール材			
	個 数 一式			
	(33) 常設代替高圧電源装置用カルバート (立坑部) 貫通部止水処置			
	種 類 材 料 シール材			
	個数 一式			
	liel			

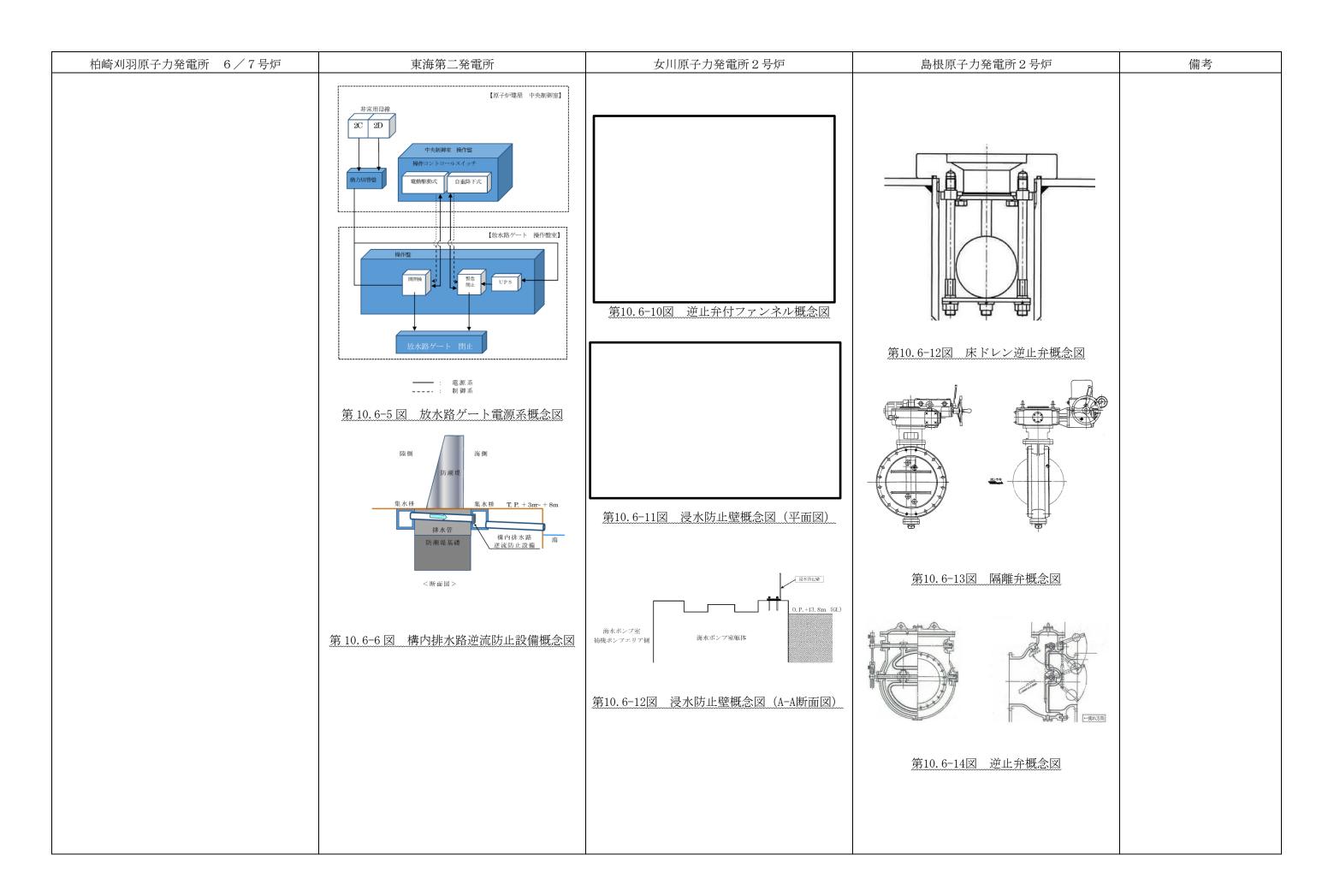


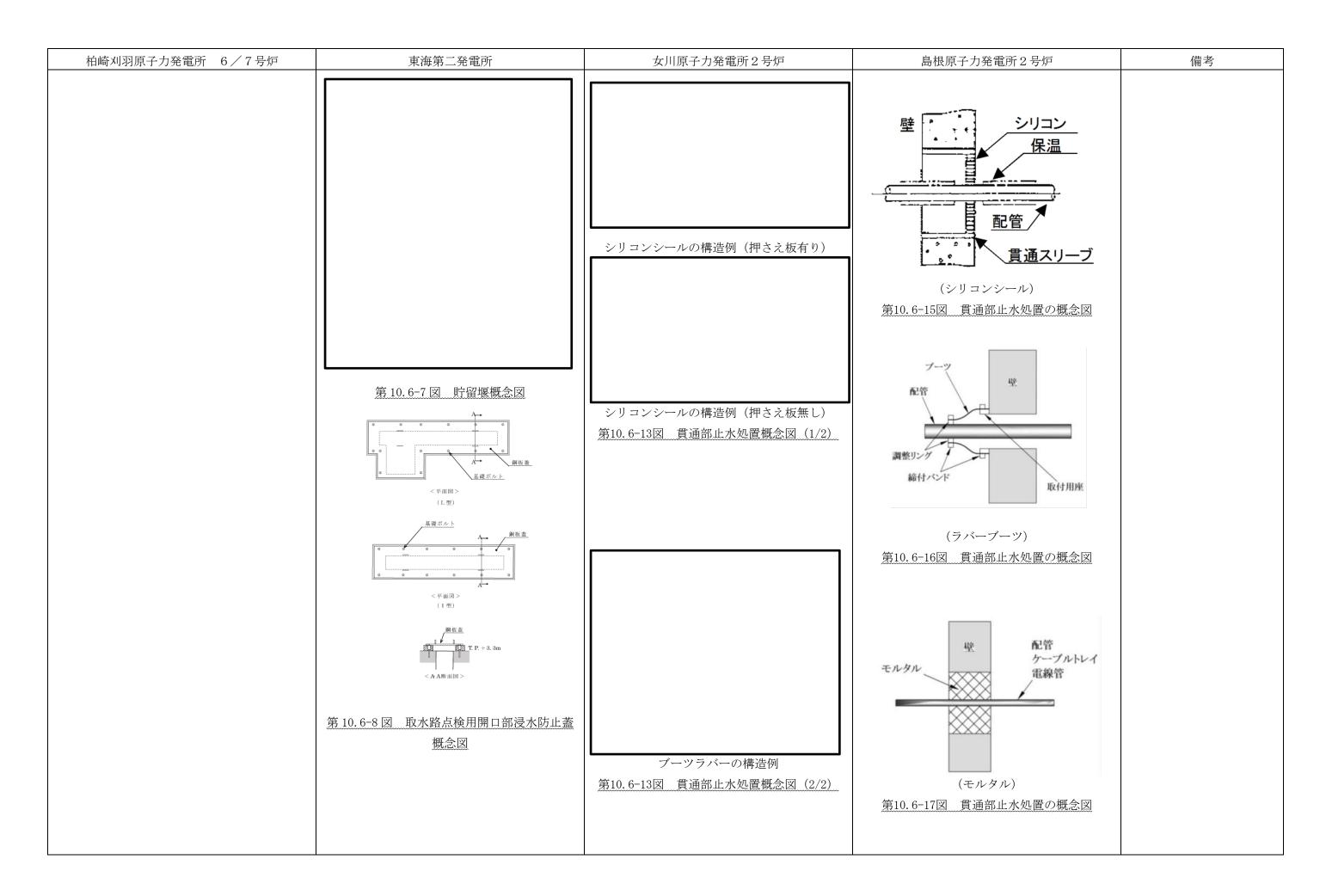


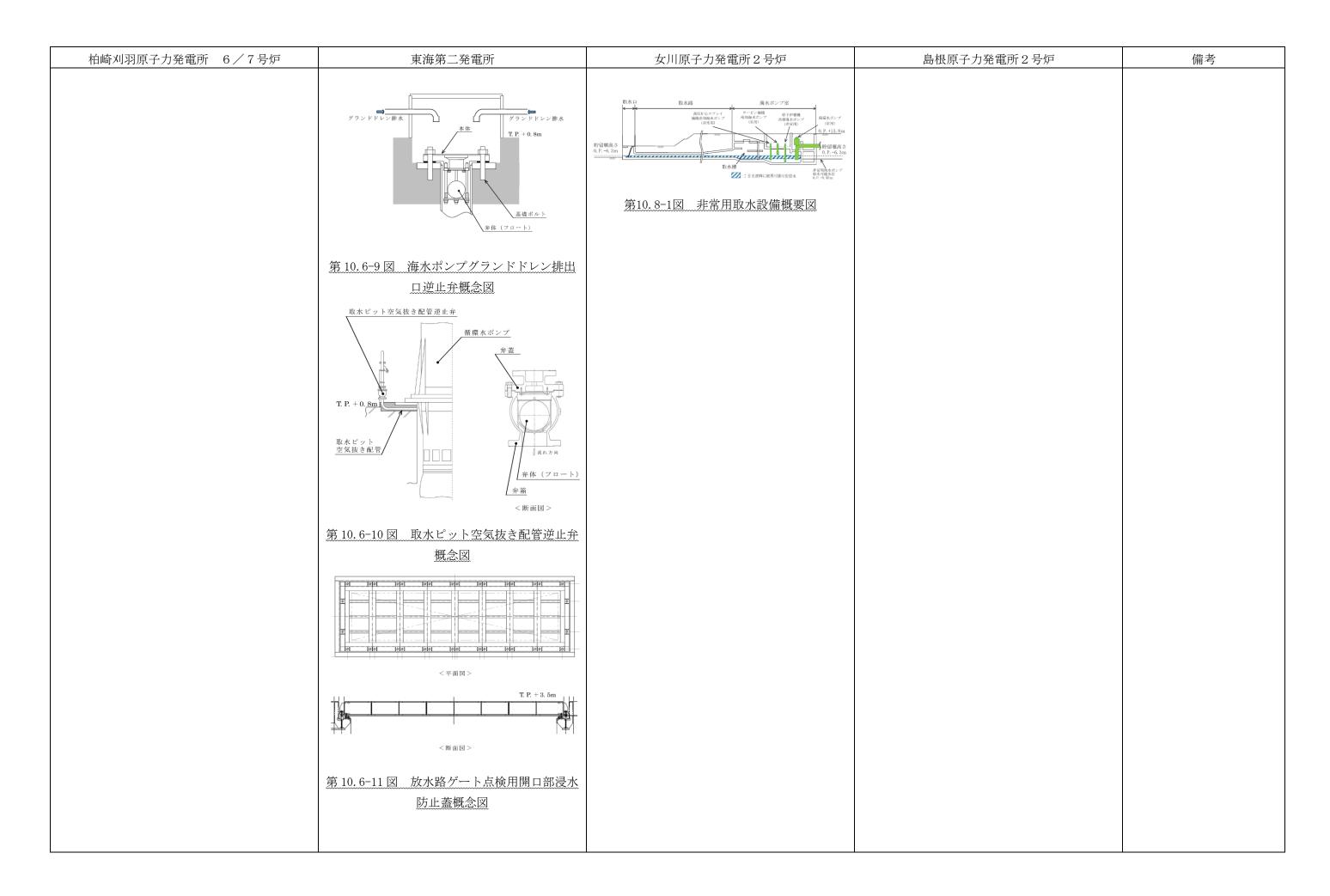












柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	利 1300mm			
	(平面図) 鋼製カバー サえボルト T. P. +8m T. P. +7.3m 浸水防止蓋 <aa断面図></aa断面図>			
	第 10.6-12 図 SA用海水ピット開口部浸水防 止蓋概念図			
	マード			
	T. P. + 0. 8m			
	第10.6-13図 緊急用ポンプピット点検用開口 部浸水防止蓋概念図			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	グランドドレン排水			
	第 10.6-14 図 緊急用海水ポンプグランドドレ ン排出口逆止弁概念図			
	本体 T. P. + 0. 8m 基礎ポルト 弁体 (フロート)			
	第 10.6-15 図 緊急用海水ポンプ室床ドレン排 出口逆止弁概念図			
	< 断面図 >			
	T. P. + 0. 8m			
	第 10.6-16 図 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋概念図			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	第 10.6-17 図 常設代替高圧電源装置用カルバ			
	一卜原子炉建屋側水密扉概念図			
	貫通スリーブ モルタル 度通ホの例> (生版) 貫通部の例> (充てん構造 (モルタル))			
	世切り (バテ) ウレタンゴム 壁			
	第 10.6-18 図 貫通部止水処置概念図(1/2)			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	取付金具 ラバーブーツ 取付金具 関通物 リコンコーキング 水圧 関連スリーブ シリコンコーキング			
	関止板 関止板 関止板 マンカーボルト (閉止板 く溶接構造の例 > (閉止構造)			
	第 10.6-18 図 貫通部止水処置概念図(2/2)			

実線・・設備運用又は体制等の相違(設計方針の相違)

波線・・記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

まとめ資料比較表 〔第5条 津波による損傷の防止 別添1〕

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	第2部		
I.はじめに	I. はじめに	I. はじめに	
Ⅱ. 耐津波設計方針	Ⅱ. 耐津波設計方針	Ⅱ. 耐津波設計方針	
1. 基本事項	1. 基本事項	1. 基本事項	
1.1津波防護対象の選定	1.1 設計基準対象施設の津波防護対象の選定	1.1 津波防護対象の選定	
1.2敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	1.2 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	1.2 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	
1.3基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域	1.3 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域	1.3 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域	
1.4入力津波の設定	1.4 入力津波の設定	1.4 入力津波の設定	
1.5水位変動,地殻変動の考慮	1.5 水位変動・地殻変動の評価	1.5 水位変動, 地殻変動の考慮	
1.6設計または評価に用いる入力津波	1.6 設計又は評価に用いる入力津波	1.6 設計または評価に用いる入力津波	
2. 設計基準対象施設の津波防護方針	2. 設計基準対象施設の津波防護方針	2. 設計基準対象施設の津波防護方針	
2.1敷地の特性に応じた津波防護の基本方針	2.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針	2.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針	
2.2敷地への浸水防止(外郭防護1)	2.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)	2.2 敷地への浸水防止 (外郭防護 1)	
	2.2.1 遡上波の地上部からの到達,流入の防止		
	2.2.2 取水路, 放水路等の経路からの津波の流入防止		
2.3漏水による重要な安全機能への影響防止 (外郭防護2)	2.3 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)	2.3 漏水による重要な安全機能への影響防止 (外郭防護2)	(2.3 は柏崎 6/7, 女川,
2.4重要な安全機能を有する施設の隔離 (内郭防護)	2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)	2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離 (内郭防護)	島根で比較)
	2.4.1 浸水防護重点化範囲の設定		(2.4 は柏崎 6/7, 女川,
	2.4.2 浸水防護重点化範囲における浸水対策		島根で比較)
2.5水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防	2.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防	2.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響	(2.5 は柏崎 6/7, 女川,
止	止	防止	島根で比較)
	2.5.1 非常用海水冷却系の取水性		
	2.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確		
	認		
2. 6津波監視	2.6 津波監視設備	2.6 津波監視	
	【東海第二は40条まとめ資料より抜粋】		
3. 重大事故等対処施設の津波防護方針	2.1.3 耐津波設計の基本方針	3. 重大事故等対処施設の津波防護方針	
3.1敷地の特性に応じた津波防護の基本方針	2.1.3.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針	3.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針	
3.2敷地への浸水防止(外郭防護1)	2.1.3.2 敷地への浸水防止 (外郭防護 1)	3.2 敷地への浸水防止 (外郭防護1)	
3.3漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響	2.1.3.3 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への	3.3 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影	
防止(外郭防護2)	影響防止(外郭防護 2)	響防止(外郭防護 2)	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
3.4重大事故等に対処するために必要な機能を有する施設の隔離	2.1.3.4 重大事故等に対処するために必要な機能を有する施設の	3.4 重大事故等に対処するために必要な機能を有する施設の隔	
(内郭防護)	隔離(內郭防護)	離(内郭防護)	
3.5水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するため	2.1.3.5 水変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するため	3.5 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するた	
に必要な機能への影響防止	に必要な機能への影響防止	めに必要な機能への影響防止	
	2.1.3.6 津波防護施設及び浸水防止設備等の設計・評価		・資料構成の相違
3. 6津波監視	<u>2.1.3.6</u> 津波監視	3.6 津波監視	【東海第二】
	【40条まとめ資料より抜粋ここまで】		島根2号炉は設計基
4. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件	3. 施設・設備の設計方針	4. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件	準対象施設の津波防護
4.1津波防護施設の設計	3.1 津波防護施設の設計	4.1 津波防護施設の設計	施設及び浸水防止設備
4. 2浸水防止設備の設計	3.2 浸水防止設備の設計	4.2 浸水防止設備の設計	等と同様であり,別添1
4. 3津波監視設備の設計	3.3 津波監視設備	4.3 津波監視設備の設計	4. において説明
4.4施設・設備等の設計・評価に係る検討事項	3.4 施設・設備の設計・評価に係る検討事項	4.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項	
(添付資料) <u>-1</u> 基準津波に対して機能を維持すべき設備とその配置 <u>-2「浸水を防止する敷地」の範囲外が浸水することによる影響について</u>	添 付 資 料 1 設計基準対象施設の津波防護対象設備とその配置について	…(添付資料)… 1…基準津波に対して機能を維持すべき設備とその配置	・津波と敷地形状の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は, 防波壁 等により津波が敷地内
			に流入しない
	2 耐津波設計における現場確認プロセスについて		・資料構成の相違
-3津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて	3 津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて	2. 津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて	【東海第二】
-4地震時の地形等の変化による津波遡上経路への影響について	4 敷地内の遡上経路の沈下量算定評価について	3. 地震時の地形等の変化による津波遡上経路への影響について	L
			に記載
		4.日本海東縁部に想定される地震による発電所敷地への影響に	・津波波源と敷地距離の
		<u>ついて</u>	違いによる地震影響の
-5港湾内の局所的な海面の励起について	7 港湾内の局所的な海面の励起について	5. 港湾内の局所的な海面の励起について	考え方の相違
······	5 管路解析のモデルについて	16 管路計算の詳細について	I 【柏崎 6/7 宙海笙─I
<u>-6</u> 管路解析の詳細について	5 管路解析のモデルについて 6 管路解析のパラメータスタディについて	<u>6</u> 管路計算の詳細について	【柏崎 6/7, 東海第二】 ・資料構成の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			島根2号炉は添付資
			料6に記載
<u>7</u> 入力津波に用いる潮位条件について	8	7	
-8入力津波に対する水位分布について		8. 入力津波に対する水位分布について	・資料構成の相違
			【東海第二】
			島根2号炉は入力津
			波の水位一覧及び入力
			津波設定位置等を添付
			資料に整理
-9敷地への浸水防止(外殻防護1)評価のための沈下量の算定に			・資料構成の相違
ついて			【柏崎 6/7】
			島根2号炉は添付資
<u>-10</u> 津波防護対策の設備の位置づけについて	9津波防護対策の設備の位置付けについて	9. 津波防護対策の設備の位置付けについて	料3に記載
-11タービン建屋内の区画について			・設備の設置状況の相違
			【柏崎 6/7】
			島根2号炉は、タービ
			ン建物内の区画を別添
			1 2.4 で説明
<u>-12</u> 内郭防護において考慮する溢水の浸水範囲,浸水量について		10. 内郭防護において考慮する溢水の浸水範囲,浸水量について	
			・評価条件の相違
-13津波襲来時におけるタービン建屋内各エリアの溢水量評価			【柏崎 6/7】
			島根2号炉は津波流
			入防止対策によりター
			ビン建物に津波の流入
			はない
1./月上/叶光子上儿外国《校里》、1.1.7.7.7.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1		11 海水肿类毛比你国《达里》。12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	※ 小井 トッ 157年
-14浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策の設置位置,実		11. 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策の設置位置,実	
施範囲及び施工例		施範囲及び施工例	【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			島根2号炉は浸水防
			護重点解範囲の浸水対
			策等を記載
-15貯留量の算定について			・津波防護対策の相違
			【柏崎 6/7】
			島根2号炉は引き波
			時の水位が、海水ポンプ
			の取水可能水位を下回
			らない
-16津波による水位低下時の常用海水ポンプの停止に関わる運用	10 常用海水ポンプ停止の運用手順について		・運用の相違
及び常用海水ポンプ停止後の慣性水流による原子炉補機冷			【柏崎 6/7,東海第二】
却海水ポンプの取水性への影響			島根2号炉は引き波
			時に常用海水ポンプの
			停止操作を添付 37 に記
			載
	11 残留熱除去系海水ポンプの水理実験結果について		・評価結果の相違
			【東海第二】
			島根 2 号炉の取水可
			能水位は JSME 基準より
			算出しており,水理実験
			による取水可能水位の
			確認は不要
	12 貯留堰設置位置及び天端高さの決定の考え方について		・津波防護対策の相違
			【東海第二】
			島根2号炉は引き波
			時の水位が,海水ポンプ
			の取水可能水位を下回
			らない
<u>-17</u> 基準津波に伴う砂移動評価について	13 基準津波に伴う砂移動評価	12. 基準津波に伴う砂移動評価について	
-18柏崎刈羽原子力発電所周辺海域における底質土砂の分析結果		13. 島根原子力発電所周辺海域における底質土砂の分析結果につ	・資料構成の相違
について		いて	【東海第二】
			島根2号炉は周辺海
			域における底質土砂の
			分析結果を添付資料に

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<u>19</u> 海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について	14 非常用海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について	14. 海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について	整理
	15 漂流物の移動量算出の考え方		・資料構成の相違
			【東海第二】
			島根2号炉は別添1
			2.5 に記載
<u>-20</u> 津波漂流物の調査要領について	1.6 津波漂流物の調査要領について	15. 津波漂流物の調査要領について	
0.1600006分数分类的 0.1507年 0.754.77 0.15		10 地心が放送がるないのはいまってした。	
-21燃料等輸送船の係留索の耐力について	19 燃料等輸送船の係留索の耐力について	16. 燃料等輸送船の係留索の耐力について	
-22燃料等輸送船の喫水と津波高さの関係について	20 燃料等輸送船の喫水と津波高さとの関係について	17. 燃料等輸送船の喫水高さと津波高さとの関係について	
<u>-23浚渫船の係留可能な限界流速について</u>			・漂流物になり得る船舶
			等の相違
			【柏崎 6/7】
			島根2号炉に浚渫船
			による作業は無い
<u>-24車両退避の実効性について</u>			・漂流物になり得る船舶
			等の相違
			【柏崎 6/7】
			島根2号炉は日本海
			東縁部に想定される地
			震による津波について
			荷揚場への遡上が想定
			されるが、津波襲来まで
			の時間余裕により車両は退避可能(添付35に
			(よび避り能 (
-25漂流物の評価において考慮する津波の流速・流向について		18. 漂流物の評価において考慮する津波の流速・流向について	・ ・ 資料構成の相違
一23 奈伽物の計画において考慮する伴仮の伽逐・伽同について		16. 奈伽物の計画において考慮する伴仮の伽逐・伽可について	【東海第二】
			■ 【 ^果 供
			評価において考慮する
			津波流速等を記載
-26津波監視設備の監視に関する考え方		10 净冲影相弘借の影相に則する考え古	・資料構成の相違
<u>40</u> 年収 <u>品</u> 沈収		19. 津波監視設備の監視に関する考え方	・資料構成の相違
			島根2号炉は津波監

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			視に関する考え方を記
のアンサンサニリストン、マヤ・トフサギ・カゲリ人・リン・・・・	0.0 ではかきにこしゃない、マヤボ・トフサギ・の如人 ロフェーン・マ	00 アルカナニコンテトン、マヤキトフサチの何人ルンテーン、マ	(添付資料 19 は柏崎
<u>-27</u> 耐津波設計において考慮する荷重の組合せについて	2.6 耐津波設計において考慮する荷重の組合せについて	20耐津波設計において考慮する荷重の組合せについて	6/7,女川,島根で比較)
-28海水貯留堰における津波波力の設定方針について			・津波防護対策の相違
			【柏崎 6/7】
			島根2号炉は引き波
			時の水位が,海水ポンプ
			の取水可能水位を下回
			らない
	21 鋼製防護壁の設計方針について		・資料構成の相違
	22 鉄筋コンクリート防潮壁の設計方針について		【東海第二】
	23 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の設計方針につい		島根2号炉は防波壁
	<u>T</u>		等の設計方針等につい
	24 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計方針について		て別添1 4.1, 添付資
			料 25 に記載
	27 防潮堤及び貯留堰における津波荷重の設定方針について		・資料構成の相違
<u>-29</u> 基準類における衝突荷重算定式について	29 各種基準類における衝突荷重の算定式及び衝突荷重につい	21. 基準類における衝突荷重算定式及び衝突荷重について	【東海第二】
	て		島根2号炉は添付資
<u>-30</u> 耐津波設計における <u>津波荷重と余震荷重</u> の組み合わせについ	2.8 耐津波設計における余震荷重と津波荷重の組合せについて	22. 耐津波設計における余震荷重と津波荷重の組合せについて	料 26 に記載
て -31貯留堰設置地盤の支持性能について			・津波防護対策の相違
-31則 宙			【柏崎 6/7】
			島根2号炉は引き波
			時の水位が,海水ポンプ
			の取水可能水位を下回
20時の順処子並の泥水具並体について			らない
-32貯留堰継手部の漏水量評価について 23水容屋の海田管理について	9.5 院御戸の記礼と海田にのいて	22 水家豆の海田笠畑について	·同上
-33水密扉の運用管理について	2.5 防潮扉の設計と運用について	<u>23. 水密扉</u> の運用 <u>管理</u> について	(添付資料 23 は柏崎
			6/7, 女川, 島根で比較)

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			\h.\h\P\=\h\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	30 放水路ゲートの設計と運用について		・津波防護対策の相違
	31 貯留堰継ぎ手部の漏水量評価について		【東海第二】
	32 貯留堰の構造及び仕様について		島根2号炉は放水路
			ゲート, 貯留堰は要した
			V)
	33 貫通部止水対策箇所について		・資料構成の相違
	33 真虚印止水が水固がに グ・・(【東海第二】
			島根2号炉は、貫通部
			止水処置について別
			1 4.2 に記載
			1 1.2 (二 11年)
	34 隣接する日立港区及び常陸那珂港区の防波堤の延長計画の		・設備の配置状況の相違
	有無について		【東海第二】
			島根2号炉には隣打
			する港湾施設はない
	3 5 防波堤の有無による敷地南側の津波高さについて		・資料構成の相違
			【東海第二】
			島根2号炉は防波均
			の有無を考慮して入る
			津波を設定している
	36 防潮堤設置に伴う隣接する周辺の原子炉施設への影響につ		・設備の配置状況の相違
	<u>いて</u>		【東海第二】
			島根2号炉は周辺に
			隣接する他の原子炉が
			設はない
	37 設計基準対象施設の安全重要度分類クラス3の設備の津波		・資料構成の相違
	防護について		【東海第二】
			島根2号炉は添付資
			料1に安全重要度クラ
			ス3の設備について記

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			載
	38 敷地側面北側防潮堤設置ルート変更に伴う入力津波の設定		・設計条件の相違
	<u>について</u>		【東海第二】
			東海第二の設計変更
			に伴う資料
	39 津波対策設備毎の条文要求,施設・設備区分及び防護区分に		・評価条件の相違
	<u>ついて</u>		【東海第二】
			東海第二は津波 PRA
			の評価結果を踏まえ「津
			波浸水による最終ヒー
			トシンク喪失」を事故シ
			ーケンスグループに追
			加したことによる説明
			資料を添付
	40 東北地方太平洋沖地震時の被害状況を踏まえた東海第二発		・立地条件の相違
	電所の地震・津波による被害想定について		【東海第二】
			島根2号炉は東北地
			方太平洋沖地震の被害
			なし
-34審査ガイドとの整合性(耐津波設計方針)	4.1 審査ガイドとの整合性(耐津波設計方針)	24. 審査ガイドとの整合性(耐津波設計方針)	
		25. 防波壁の設計方針及び構造成立性評価結果について	<<比較表なし>>
		26. 防波壁及び防波扉における津波荷重の設定方針について	・津波防護対策及び資料
			構成の相違
			【柏崎 6/7】
			柏崎 6/7 は津波防護
			施設として防波壁を設
			置していない
			【東海第二】
			東海第二は添付資料
			21~27 に記載
		27. 津波流入防止対策について	・評価条件の相違
			【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は基準津
			波として2つの波源を

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			考慮していることによ
			る流入防止対策を説明
		28. タービン建物 (耐震Sクラスの設備を設置するエリア) 及び	・設備の配置条件の相違
		取水槽循環水ポンプエリアに設置する耐震Sクラスの設備	【柏崎 6/7,東海第二】
		に対する浸水影響について	島根2号炉はターヒ
			ン建物等に非常用海水
			系配管等の津波防護丸
			象設備を設置している
			ことによる影響評価を
			実施
		29. 1号炉取水槽流路縮小工について	・津波防護対策の相違
			【柏崎 6/7, 東海第二】
			島根2号炉は津波防
			護対策として,1号炉取
			水槽に流路縮小工を割
			置することから, その景
			響評価を実施
			(添付資料 29 は柏嶋
			6/7, 女川, 島根で比較)
		30. 取水槽除じん機エリア防水壁及び取水槽除じん機エリア水	<<比較表なし>>
		密扉の設計方針及び構造成立性の見通しについて	・資料構成の相違
			【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は防水壁
			及び水密扉の設計方針
			及び構造成立性の見通
			しについて示している
		31. 施設護岸の漂流物評価における遡上域の範囲及び流速につ	・資料構成の相違
		<u>NT</u>	【柏崎 6/7, 東海第二】
			島根2号炉は荷揚場
			にある設備等の漂流割
			価のため, 遡上域の範囲
			及び流速について示し
			ている
		32. 海水ポンプの実機性能試験について	・設備の相違
		33. 海水ポンプの吸込流速が砂の沈降速度を上回る範囲につい	【柏崎 6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<u>~</u>	島根2号炉は海水ポ
			ンプの長尺化による影
			響評価を実施
		34. 水位変動・流向ベクトルについて	・ 資料構成の相違
			【柏崎 6/7,東海第二】
			柏崎 6/7, 東海第二
			は、水位変動・流向ベク
			トルについて、別添
			1-2.5 に記載
		35. 荷揚場作業に係る車両・資機材の漂流物評価について	・評価条件の相違
			【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は荷揚場
			作業における車両・資機
			材が漂流物評価を実施。
	1.7 津波の流況を踏まえた漂流物の津波防護施設等及び取水口	36. 構外海域の漂流物が施設護岸及び取水口へ到達する可能性	・評価条件の相違
	への到達可能性評価について	について	【柏崎 6/7】
			島根2号炉は津波の
			流況を踏まえた漂流物
			の津波防護施設等及び
			取水口への到達可能性
			評価を実施
		37. 津波発生時の運用対応について	・ 資料構成の相違
			【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は津波発
			生時の全体的な対応を
			本資料に記載
	18 地震後の防波堤の津波による影響評価について	38. 地震後の荷揚場の津波による影響評価について	・対象施設の相違
			【柏崎 6/7, 東海第二】
			島根2号炉は荷揚場
			について記載している
		39. 防波壁通路防波扉の設計及び運用対応について	・資料構成の相違
			【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は防波扉
			の設計及び運用管理に
			ついて示している

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		40. 浸水防止設備のうち機器・配管系の基準地震動Ssに対する	<<比較表なし>>
		許容限界について	・資料構成の相違
			【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は,浸水防
			止設備のうち機器・配管
			系の基準地震動Ssに
			対する許容限界につい
			て記載
		41. 1号炉放水連絡通路の閉塞について	<<比較表なし>>
			・資料構成の相違
			【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は,1号炉
			放水連絡通路の閉塞概
			要について記載
		42. 総トン数 10 トン以上のイカ釣り漁漁船の操業禁止区域につ	<<比較表なし>>
		wt	・資料構成の相違
			【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は,総トン
			数 10 トン以上のイカ釣
			り漁漁船の操業禁止区
			域について記載
		43. 島根原子力発電所の周辺海域で操業する漁船につい	・資料構成の相違
		<u></u>	【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は,周辺海
			域で操業する漁船につ
			いて記載
(参考資料)		(参考資料)	・資料構成の相違
-1柏崎刈羽原子力発電所における津波評価について		- 1 島根原子力発電所における津波評価について	【東海第二】
- 2柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉内部溢水の影響評価につ		- 2 島根原子力発電所2号炉内部溢水の影響評価について(別	
いて (別添資料1第9章)		添資料1第9章)	波の策定及び内部溢水
-3柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉内部溢水の影響評価につ		- 3 島根原子力発電所 2 号炉内部溢水の影響評価について (別	
いて (別添資料1第10章)		添資料 1 第 10 章)	参考資料として追加
		- 4 島根原子力発電所 2 号炉内部溢水の影響評価について (別	
		添資料 1 補足説明資料 30)	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 片	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		- 5 津波防護上の地山範囲における地質調査 柱状図及びコア	・ 設計条件の相違
		写真集(第762回審査会合 机上配布資料,第802回審査会	【柏崎 6/7,東海第二】
		合 机上配布資料, 第841回審查会合 机上配布資料)	島根2号炉は防波壁
			端部の地山評価が必要
			なため資料追加

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版) 東海第二発電所 (2018.9.12版) 島根原子力発電所 2号炉 備考 Ⅱ. 耐津波設計方針 Ⅱ. 耐津波設計方針 Ⅱ. 耐津波設計方針 1. 基本事項 1. 基本事項 1. 基本事項 1.1 津波防護対象の選定 1.1津波防護対象の選定 1.1 設計基準対象施設の津波防護対象の選定 【規制基準における要求事項等】 【規制基準における要求事項等】 【規制基準における要求事項等】 第五条 設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設│第5条 設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施 第五条 設計基準対象施設 (兼用キャスク及びその周辺施設 に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」と 設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」 を除く。) は、その供用中に当該設計基準対象施設に大 いう。) に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでな という。) に対して安全機能が損なわれるおそれがないもので きな影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」 なければならない。 という。) に対して安全機能が損なわれるおそれがない ければならない。 ものでなければならない。 第四十条 重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事 第四十条 重大事故等対処施設は,基準津波に対して重大事故等に 資料構成の相違 対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでな 故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそ 【東海第二】 れがないものでなければならない。 ければならない。 島根2号炉は第四十 条の要求事項を記載 【検討方針】 【検討方針】 【検討方針】 設置許可基準規則第五条では「設計基準対象施設は、基準津波 設置許可基準規則第5条においては、基準津波に対して設計基 設置許可基準規則第五条では「設計基準対象施設は、基準津 に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければなら 準対象施設が安全機能を損なわれるおそれがないことを要求し 波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければ ない」ことが要求されており、その解釈を定める同解釈別記3で ていることから、津波から防護を検討する対象となる設備は、設 ならない」ことが要求されており、その解釈を定める同解釈別 は、耐震S クラスに属する設備(津波防護施設、浸水防止設備、 計基準対象施設のうち安全機能を有する設備である。また,別記 記3では、耐震Sクラスに属する設備(津波防護施設、浸水防 津波監視設備を除く) について津波から防護すること, 重要な安 3においては、津波から防護する設備として、津波防護施設、浸 止設備, 津波監視設備を除く) について津波から防護すること, 全機能への津波による影響を防止することが求められている。ま 水防止設備及び津波監視設備を含む耐震Sクラスに属する設備 重要な安全機能への津波による影響を防止することが求められ た、設置許可基準規則第四十条でも同様に「重大事故等対処施設 が要求されている。 ている。また、設置許可基準規則第四十条でも同様に「重大事 は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が 故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するため 損なわれるおそれがないものでなければならない」ことが要求さ に必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならな れており、同解釈では、同条の解釈に当たり「別記3に準ずる」 い」ことが要求されており、同解釈では、同条の解釈に当たり ことが求められている。 「別記3に準ずる」ことが求められている。 以上を踏まえ、基準津波から防護する設備を選定する。 このため、上記の要求事項に従い、設計基準対象施設のうち津 以上を踏まえ、基準津波から防護する設備を選定する。 波から防護すべき設備を選定する(【検討結果】参照)。 【検討結果】 【検討結果】 【検討結果】 設置許可基準規則第五条及び第四十条の要求を踏まえ、基準津 安全機能を有する設備としては、「発電用軽水型原子炉施設の安 設置許可基準規則第五条及び第四十条の要求を踏まえ、基準 波に対して機能を維持すべき設備は、安全機能を有する設備(ク 津波に対して機能を維持すべき設備は、安全機能を有する設備 全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づく安全機能の重要 ラス1,2,3 設備),耐震Sクラスに属する設備,及び重大事 度分類のクラス1,2,3に属する設備が該当する。このうち, (クラス1, 2, 3設備),耐震Sクラスに属する設備,及び 資料構成の相違

重大事故等対処設備とし、安全機能を有する設備のうち重要な

安全機能を有する設備(クラス1,2設備),耐震Sクラスに

【東海第二】

島根2号炉は後段に

クラス3に属する設備については、原則、損傷した場合を考慮し

て代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行う設計とす

故等対処設備とし、安全機能を有する設備のうち重要な安全機能

を有する設備(クラス1,2設備),耐震Sクラスに属する設備(津

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)及び重大	<u>る。</u>	属する設備(津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を	記載
事故等対処設備は、基準津波から防護する設計とする。なお、可		除く。)及び重大事故等対処設備は,基準津波から防護する設	
搬型重大事故等対処設備に関しては設置許可基準規則第四十三条		計とする。なお,可搬型重大事故等対処設備に関しては設置許	
において運搬等のための通路(以下「アクセスルート」という。)		可基準規則第四十三条において運搬等のための通路(以下「ア	
が確保できることが求められており、これを満足するように適切		クセスルート」という。)が確保できることが求められており,	
な措置を講じる方針とするが、その具体的な内容については、第		これを満足するように適切な措置を講じる方針とするが、その	
四十三条に対する適合状況説明資料及び『「実用発電用原子炉に		具体的な内容については、第四十三条に対する適合状況説明資	
係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要		料及び『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大	
な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係		事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要	
る適合状況説明資料』(以下「技術的能力説明資料」という。)		な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料』(以	
で説明する。		下「技術的能力説明資料」という。)で説明する。	
また,安全機能を有する設備のうちクラス3 設備については,		また,安全機能を有する設備のうちクラス3設備については,	
安全評価上その機能を期待する設備は、その機能を維持できる設		安全評価上その機能を期待する設備は、その機能を維持できる	
計とし、その他の設備は、基準津波に対して機能を維持するか、		設計とし、その他の設備は、基準津波に対して機能を維持する	
基準津波により損傷した場合を考慮して代替設備により必要な機		か、基準津波により損傷した場合を考慮して代替設備により必	
能を確保する等の対応を行う設計とするとともに、上位の設備(後		要な機能を確保する等の対応を行う設計とするとともに、上位	
述する「津波防護対象設備」及び津波防護施設,浸水防止設備,		の設備(後述する「津波防護対象設備」及び津波防護施設,浸	
津波監視設備)に波及的影響を及ぼさない設計とする。		水防止設備、津波監視設備)に波及的影響を及ぼさない設計と	
		<u>する。</u>	
なお, 耐震S クラスに属する設備のうち津波防護施設, 浸水防		なお、耐震Sクラスに属する設備のうち津波防護施設、浸水	
止設備及び津波監視設備は、設備を津波から防護する機能を有す		防止設備及び津波監視設備は、設備を津波から防護する機能を	
る設備であり、設置許可基準規則解釈別記3 において「入力津波		有する設備であり、設置許可基準規則解釈別記3において「入	
に対して津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能が保持で		力津波に対して津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能	
きること」が要求されているものであり、これを満足するように		が保持できること」が要求されているものであり、これを満足	
設計する。		するように設計する。	
基準津波から防護する設計とする設備のうち、設計基準対象施	このため, 設計基準対象施設のうち津波から防護すべき設備は,	基準津波から防護する設計とする設備のうち、設計基準対象	
設に属する, 重要な安全機能を有する設備(クラス1, クラス2設	津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除く耐震Sクラ	施設に属する、重要な安全機能を有する設備(クラス1、2設	
備)、耐震Sクラスに属する設備を特に「設計基準対象施設の津波		備)、耐震Sクラスに属する設備を特に「設計基準対象施設の	
防護対象設備」と呼び、また、重大事故等対処施設に属する設備	備とする。また、設計基準対象施設のうち津波から防護する設備	津波防護対象設備」と呼び、また、重大事故等対処施設に属す	
を「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」と呼ぶ。また、こ	を「設計基準対象施設の津波防護対象設備」とする。第 1.1-1 図	る設備を「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」と呼ぶ。	
れらを総称して「津波防護対象設備」と呼ぶ。	に設計基準対象施設の津波防護対象設備の選定フロー,第1.1-1	また、これらを総称して「津波防護対象設備」と呼ぶ。	
設計基準対象施設の津波防護対象設備の主な設備を第1.1-1表	表に主な設計基準対象施設の津波防護対象設備リスト、添付資料	設計基準対象施設の津波防護対象設備の主な設備を第 1.1-1	
に、重大事故等対処施設の津波防護対象設備の主な設備(系統機	1に設計基準対象施設の津波防護対象設備の配置図等を示す。	表に、重大事故等対処施設の津波防護対象設備の主な設備(系	
能)を第1.1-2表に、またこれらの詳細及び配置を添付資料1に示		統機能) を第 1.1-2 表に, またこれらの詳細及び配置を添付資	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
す。		料1に示す。	
また,安全機能を有する設備のうちクラス3設備について,該		また,安全機能を有する設備のうちクラス3設備について,	・資料構成の相違
当する設備及び設備設置場所における浸水の有無, 基準適合性(機		該当する設備及び設備設置場所における浸水の有無、基準適合	【東海第二】
能維持の方針と適合の根拠)、上位の設備への波及的影響の有無		性(機能維持の方針と適合の根拠)、上位の設備への波及的影	島根2号炉はクラス
を、添付資料1に併せて整理して示す。		響の有無を,添付資料1に併せて整理して示す。	3設備評価結果を添付
なお、設備の津波からの防護の可否は、設置場所が同一であれ		なお、設備の津波からの防護の可否は、設置場所が同一であ	資料1に記載
ば結果も同等となることから、クラス3設備に関わる「津波から		れば結果も同等となることから, クラス3設備に関わる「津波	
の防護の可否」等の成立性の説明は、津波防護対象設備と同一の		からの防護の可否」等の成立性の説明は、津波防護対象設備と	
場所 <u>(後段で定義する「浸水を防止する敷地」内)</u> に設置される		同一の場所に設置される場合においては,同設備に対する防護	・津波による遡上範囲の
場合においては、同設備に対する防護の説明に包含される。よっ		の説明に包含される。よって、本書では「津波防護対象設備」	相違
て本書では、「津波防護対象設備」に対する防護を主として説明		に対する防護を主として説明するものとし、クラス3設備に対	【柏崎 6/7】
するものとし、クラス3設備に対する防護の可否等については添付		する防護の可否等については添付資料1において, 「津波防護	島根2号炉は,防波壁
資料1において,「津波防護対象設備」に対する防護の説明を参照		対象設備」に対する防護の説明を参照する形で設置場所に基づ	等により津波が敷地へ
する形で設置場所に基づき示すこととする。		き示すこととする。	流入しない
また、その上で、後述する基準津波による浸水が想定される荒			 ・津波による遡上範囲の
(条件) (表現) (表現) (表現) (表現) (表現) (表現) (表現) (表現			・
により必要な機能を確保する等の対応」の詳細を添付資料2で説明			(柏崎 6/7)
する。			【作詞 0/1】 島根 2 号炉は, 防波壁
			等により津波が敷地へ
以上に述べた津波防護対象設備、各設備の機能維持設計方針を		以上に述べた津波防護対象設備,各設備の機能維持設計方針	
選定フローの形で整理すると第1.1-1図となる。		を選定フローの形で整理すると第1.1-1図となる。	1)IL) CO'S V
とんグー ジルンに正在すると別に11囚となる。			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	設計基準対象施設		(島根 2 号炉はフローを第 1. 1-1 図に記載)

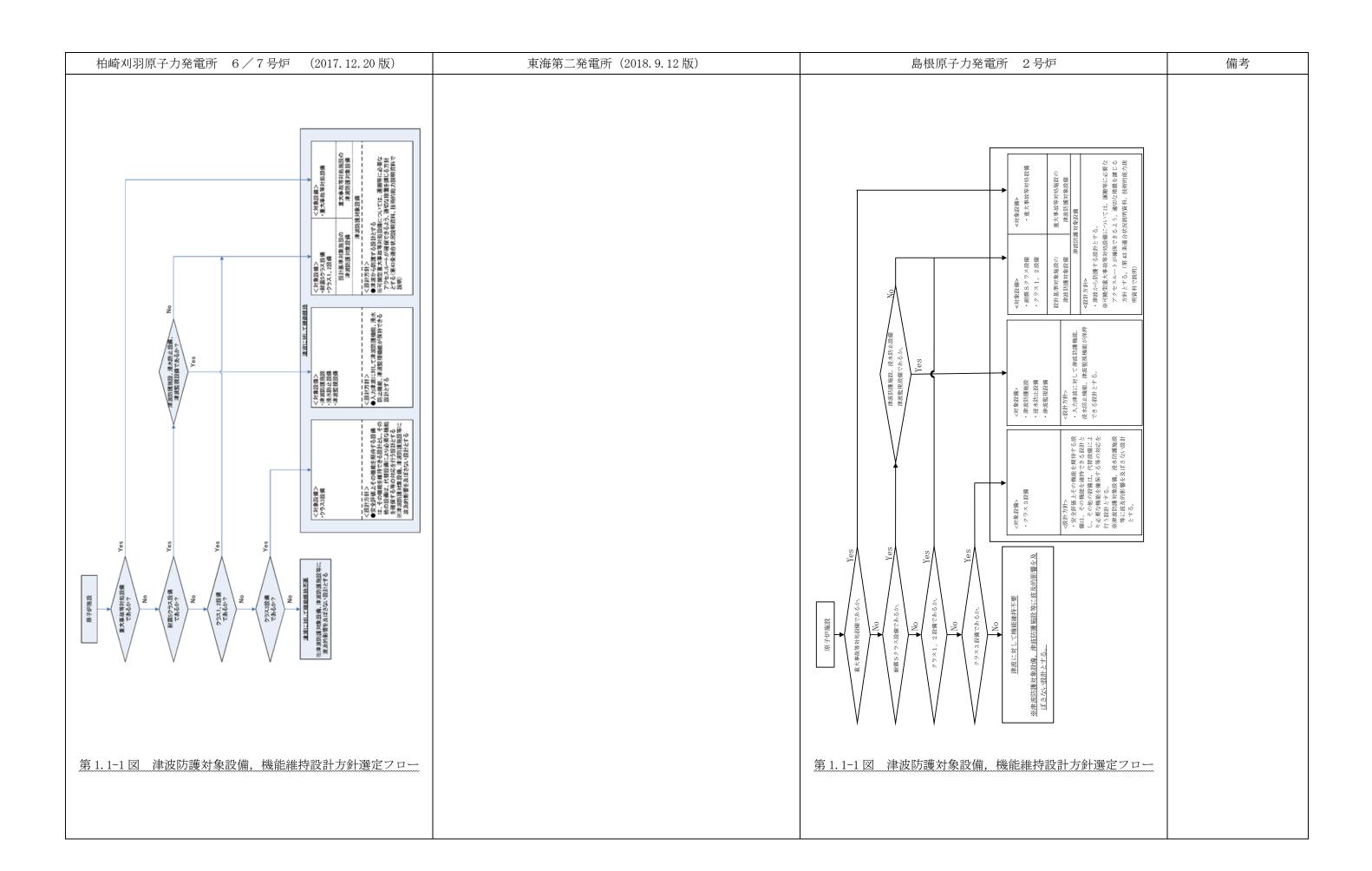
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
第1.1-1表 主な設計基準対象施設の津波防護対象設備	第1.1-1表 主な設計基準対象施設の津波防護対象設備リスト	第1.1-1表 主な設計基準対象施設の津波防護対象設備	
機器名称	1. 原子炉本体	設備名称	
1. 原子炉本体	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1. 原子炉本体	
2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	3. 原子炉冷却系統施設	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 3. 原子炉冷却系統施設	
3. 原子炉冷却系統施設	(1)原子炉再循環設備	(1)原子炉冷却材再循環設備	
(1)原子炉冷却材再循環設備	(2)原子炉冷却材の循環設備	(2)原子炉冷却材の循環設備	
(2)原子炉冷却材の循環設備	(3) 残留熱除去設備	(3) 残留熱除去設備	
(3) 残留熱除去設備		(4)非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	
(4) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	(4) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	(5)原子炉冷却材補給設備	
(5) 原子炉冷却材補給設備	(5)原子炉冷却材補給設備	(6) 原子炉補機冷却設備	
(6) 原子炉布动构 無結設備	(6) 原子炉冷却材浄化設備	(7)原子炉冷却材浄化設備	
(7)原子炉補機符母設備	4. 計測制御系統施設	(8)復水輸送系	
4. 計測制御系統施設	(1)制御棒	4. 計測制御系統施設	
(1)制御材	(2)制御棒駆動装置	(1)制御材	
(2)制御材駆動装置	(3) ほう酸水注入設備	(2)制御材駆動装置	
(3) ほう酸水注入設備	(4)計測装置	(3)ほう酸水注入設備	
(4)計測装置	5. 放射性廃棄物の廃棄施設	(4)計測装置	
5. 放射性廃棄物の廃棄施設	6. 放射線管理施設	5. 放射性廃棄物の廃棄施設	
6. 放射線管理施設		6. 放射線管理施設	
	(1)放射線管理用計測装置	(1)放射線管理用計測装置	
(1) 放射線管理用計測装置	(2) 換気装置	(2)換気設備	
(2)換気設備	(3) 生体遮蔽装置	(3) 生体遮蔽装置	
(3)生体遮蔽装置	7. 原子炉格納施設	7. 原子炉格納施設	
7. 原子炉格納施設	(1) 原子炉格納容器	(1)原子炉格納容器	
(1)原子炉格納容器	(2)原子炉建屋	(2) 原子炉建物	
(2)原子炉建屋	(2) 圧力低減設備その他安全設備	(3)圧力低減設備その他の安全設備	
(3) 圧力低減設備その他の安全設備	8. その他発電用原子炉の附属施設	8. その他発電用原子炉の附属施設 (1) 非常用発電装置	
8. その他発電用原子炉の附属施設	(1)非常用電源設備	(1) 升吊用光电表直	
(1) 非常用電源設備			
	9. その他		

原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版) 東海第二発電	f (2018. 9. 12 版) 島根原子力発電所 2 号炉
京子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版) 東海第二発管 正定重大事故等対処施設の2準波防護対象設備 (1/4) - 系統機能	第1.1-2表 主な重大事故等対処施設の注波防護対象設備(1/4) 整飾可以染文:要求契 4 3条:2分にメルートを維保するための設備 アウセスルートを集保するための設備 (本籍が原体機能による原子が出り時間 (本籍が原体機能による原子が出り時間 (本語が原体機能による原子が出り時間 (本語が原体機能による原子が出り時間 (本語が存体性な素による原子が出り時間 (本語がよるによる原子が出り時間 (本語がよるによる原子が出り時間 (本語がよるによる原子が出ります。 (本語がよるによる原子が出ります。 (本語がよるによる原子が出ります。 (本語がよるとな野師) 4 6条:原子が開始によれのアグリ外の発理 (本語がよると発酵 原子が展生の情報 (本語がよるな野田・ 「お歌画院電話による数田 「お歌画院電話による数田 「本語がよるな野田・ 「本語がよるが発酵」と表の野田・ 「本語がよるな野田・ 「本語がよるが発酵」と表の野田・ 「本語がよるな野田・ 「本語がよるが、現代の事が、まる原子が、発酵を表しまる原子の情報 「本語がよるな野田・ 「本語がよるな野田・ 「本語が出るによる原子の情報 「本語が出るによる原子の情報 「本語が出るによる原子の情報 「本語が出るによる原子の情報 「本語が出るによる原子の情報 「本語が出るによる原子の情報 「本語がよるによる原子の情報 「本語がよるによる原子の情報 「本語がよるによる原子の情報 「本語がよるによる原子の情報 「本語がよるによる原子の情報をいるの情報 「本語がよるによる原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がまた。(新聞)による原育の概がよる。(新聞)による原育の概がまた。(新聞)による原育の概がまた。(新聞)による原育の概がまた。(新聞)による原育の概がまた。(新聞)による原育の概がまた。(新聞)による原育の概がまた。(新聞)による原育の概がまた。(新聞)による原育の概がまた。(新聞)による原育の概述がまた。(新聞)による原育の表情がまた。(新聞)による原育の表情がまた。(新聞)による原育の表情が表情がまた。(新聞)による原育の表情がまた。(新聞)による原育の表情が表情がまた。(新聞)による原育の表情がまた。(本語)により、表情が表情が表情がまた。(本語)により、表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情がまた。(本語)により、表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情がまた。(本語)により、表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
第 1. 1-2 表 主な重大事故等対処施設の津波防護対象設備(2/4)		第 1.1-2表 主な重大事故等対処施設の津波防護対象設備(2/4)	
第1.1 ⁻²		第1.1~2 次 土 4 里 八 争 以 寺 列 处 旭 成 7 年 及 例 遗 列 条 政 佣 (2/4)	
系 統 機 能		設置許可対応条文:要求事項	
49条:原子炉格納容器内の冷却等のための設備		48条:最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	
代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却		原子炉補機代替冷却系による除熱	
代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却		格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	
格納容器スプレイ冷却系による原子炉格納容器内の冷却サプレッション・チェンバ・プール水の冷却		原子炉停止時冷却	
原子炉補機冷却系(水源は海を使用)		サプレッション・プール冷却	
非常用取水設備			
50条:原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備		原子炉補機冷却系(区分Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	
格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		非常用取水設備	
代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱		49条:原子炉格納容器内の冷却等のための設備	
51条:原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備		格納容器代替スプレイ系(常設)による原子炉格納容器内の冷却	
格納容器下部注水系(常設)による原子炉格納容器下部への注水		格納容器代替スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却	
格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水		サプレッション・プール水の冷却	
溶融炉心の落下遅延及び防止 52条:水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		原子炉補機冷却系(区分Ⅰ,Ⅱ)	
52 宋: 小系爆発による原子炉格網谷益の吸損を防止するための設備 原子炉格納容器内不活性化による原子炉格納容器水素爆発防止		非常用取水設備	
格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの		50条:原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	
排出 (代替循環冷却系使用時の格納容器内の可燃性ガスの排出を含む)		格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	
耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出		残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	
(代替循環冷却系使用時の格納容器内の可燃性ガスの排出を含む)		51条:原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	
水素濃度及び酸素濃度の監視		ペデスタル代替注水系(常設)によるペデスタル内注水	
53条:水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		ペデスタル代替注水系(可搬型)によるペデスタル内注水	
静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制		溶融炉心の落下遅延及び防止	
原子炉建屋内の水素濃度監視		52条:水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	
54条:使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備			
燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッダを使用した使用済燃料プー ル注水及びスプレイ		窒素ガス代替注入系による原子炉格納容器内の不活性化	
燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した使用済燃料プ		格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	
ール注水及びスプレイ		水素濃度及び酸素濃度の監視	
大気への放射性物質の拡散抑制 (水源は海を使用)		53条:水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	
使用済燃料プールの監視		静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制	
重大事故等時における使用済燃料プールの除熱		原子炉建物内の水素濃度	
55条:発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		54条:使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	
大気への放射性物質の拡散抑制 (水源は海を使用)		燃料プールスプレイ系(可搬型)による常設スプレイヘッダを使用した燃料プール	
海洋への放射性物質の拡散抑制		注水及びスプレイ	
航空機燃料火災への泡消火 (水源は海を使用)		燃料プールスプレイ系(可搬型)による可搬型スプレイノズルを使用した燃料プー	
56条: 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備		ル注水及びスプレイ	
重大事故等収束のための水源 (水源としては海も使用可能)		大気への放射性物質の拡散抑制	
水の供給		燃料プールの監視	
		重大事故時における燃料プールの除熱	

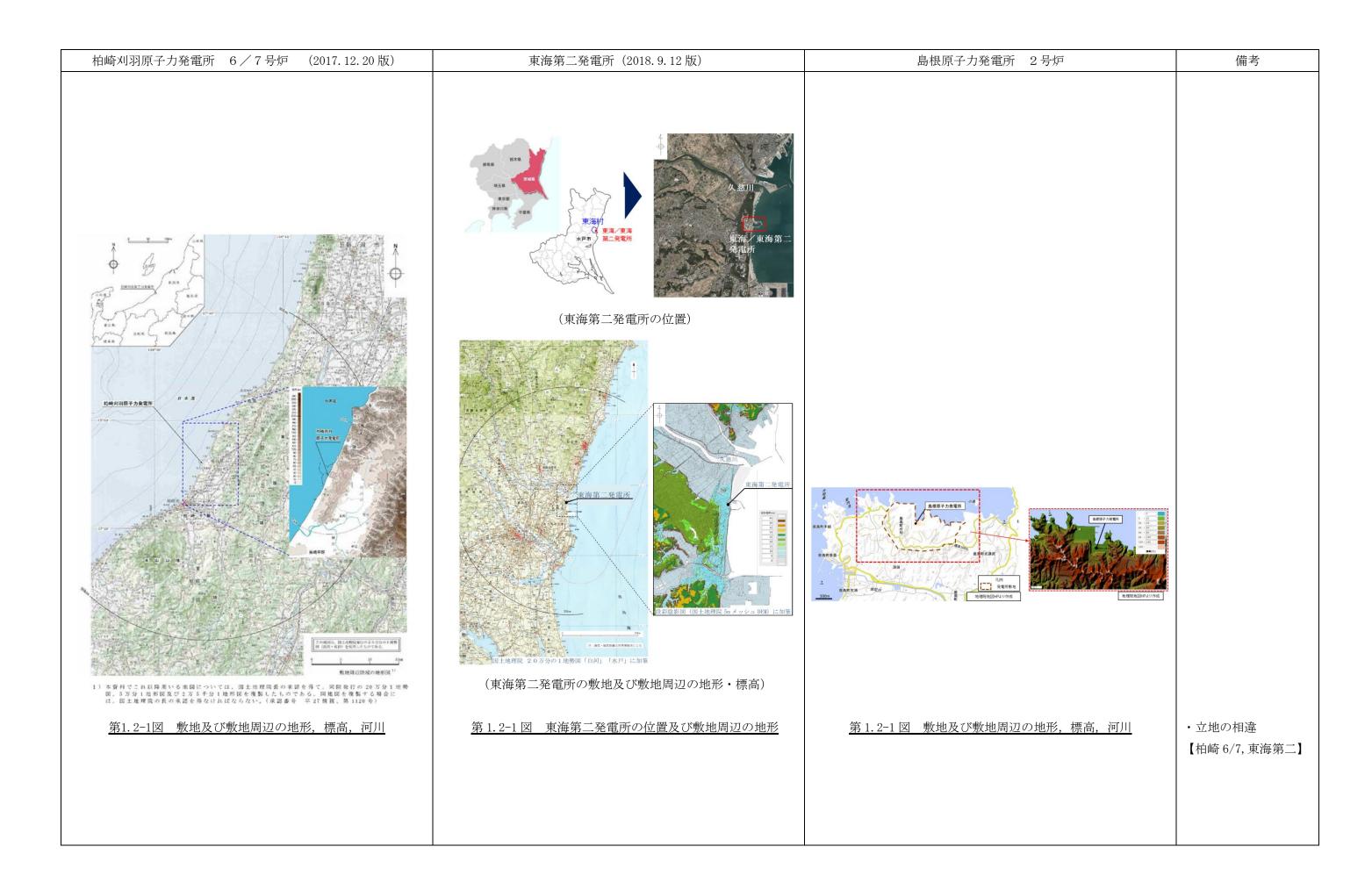
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
第 1. 1-2 表 主な重大事故等対処施設の津波防護対象設備(3/4)		 第 1.1-2 表 主な重大事故等対処施設の津波防護対象設備(3/4)	
71.1 4 3 工 生 八 手 以 寸 八 2 / / / / / / / / / / / / / / / / / /		为1:123 工法里公里以中外交施区*/2年区/2度/23区(加入/) 1	
系統機能		設置許可対応条文:要求事項	
7条:電源設備 常設代替交流電源設備による給電		55条:工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 大気への放射性物質の拡散抑制	
可搬型代替交流電源設備による給電			
可搬型代替交流電源設備による代替原子炉補機冷却系への給電		航空機燃料火災への泡消火	
号炉間電力融通ケーブルによる給電 所内蓄電式直流電源設備による給電		56条: 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	
常設代替直流電源設備による給電		重大事故等収束のための水源	
可搬型直流電源設備による給電		水の供給 57条:電源設備 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
代替所内電気設備による給電 非常用交流電源設備		常設代替交流電源設備による給電	
非常用直流電源設備		可搬型代替交流電源設備による給電	
燃料補給設備		所内常設蓄電式直流電源設備による給電	
3条:計装設備 原子炉圧力容器内の温度		常設代替直流電源設備による給電 可搬型直流電源設備による給電	
原子炉圧力容器内の圧力		代替所内電気設備による給電	
原子炉圧力容器内の水位		非常用交流電源設備	
原子炉圧力容器への注水量原子炉格納容器への注水量		非常用直流電源	
原子炉格納容器内の温度			
原子炉格納容器内の圧力		原子炉圧力容器内の温度	
原子炉格納容器内の水位		原子炉圧力容器内の圧力	
原子炉格納容器內の水素濃度 原子炉格納容器內の放射線量率		原子炉圧力容器内の水位	
未臨界の維持又は監視		原子炉圧力容器への注水量原子炉格納容器への注水量	
最終ヒートシンクの確保 (代替循環冷却系)		原子炉格納容器内の温度	
最終ヒートシンクの確保 (格納容器圧力逃がし装置) 最終ヒートシンクの確保 (耐圧強化ベント系)		原子炉格納容器内の圧力	
最終ヒートシンクの確保 (鴨豆魚にベンドボ)		原子炉格納容器内の水位	
格納容器バイバスの監視 (原子炉圧力容器内の状態)		原子炉格納容器内の水素濃度 原子炉格納容器内の放射線量率	
格納容器バイパスの監視(原子炉格納容器内の状態)		未臨界の維持又は監視	
格納容器バイバスの監視 (原子炉建屋内の状態) 水源の確保		最終ヒートシンクの確保 (残留熱代替除去系)	
原子炉建屋内の水素濃度		最終ヒートシンクの確保(格納容器フィルタベント系)	
原子炉格納容器内の酸素濃度		最終ヒートシンクの確保(残留熱除去系) 格納容器バイパスの監視(原子炉圧力容器内の状態)	
使用済燃料プールの監視 発電所内の通信連絡		格納容器バイパスの監視(原子炉格納容器内の状態)	
温度,圧力,水位,注水量の計測・監視		格納容器バイパスの監視 (原子炉建物内の状態)	
その他		水源の確保	
		原子炉建物内の水素濃度原子炉格納容器内の酸素濃度	
		然料プールの監視	
		発電所内の通信連絡	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
第1.1-2表 主な重大事故等対処施設の津波防護対象設備(4/4)		第 1.1-2 表 主な重大事故等対処施設の津波防護対象設備(4/4)	
系統機能			
************************************		設置許可対応条文:要求事項 58条:計装設備	
居住性の確保		温度、圧力、水位、注水量の計測・監視	
照明の確保		その他	
被ばく線量の低減 60条:監視測定設備		59条:運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	
放射線量の代替測定		居住性の確保	
放射能観測車の代替測定装置		被ばく線量の低減	
気象観測設備の代替測定 放射線量の測定		6 0 条: 監視測定設備	
放射性物質濃度(空気中・水中・土壌中)及び海上モニタリング		放射線量の代替測定	
モニタリング・ポストの代替交流電源からの給電		放射性物質の濃度の代替測定	
61条:緊急時対策所 居住性の確保(対策本部)		気象観測項目の代替測定	
居住性の確保(特機場所)		放射線量の測定	
必要な情報の把握		放射性物質濃度(空気中・水中・土壌)及び海上モニタリング モニタリング・ポストの代替交流電源からの給電	
通信連絡(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所) 電源の確保(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)		61条:緊急時対策所	
62条:通信連絡を行うために必要な設備		居住性の確保	
発電所内の通信連絡		必要な情報の把握	
発電所外の通信連絡		通信連絡(緊急時対策所)	
その他の設備 重大事故等時に対処するための流路, 注水先, 注入先, 排出元等		電源の確保	
非常用取水設備		62条:通信連絡を行うために必要な設備	
		発電所内の通信連絡 発電所外の通信連絡	
		その他の設備	
		重大事故時に対処するための流路又は注水先,注入先,排出元等	
		非常用取水設備	



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
1.2敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	 1.2 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	1.2 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	
【規制基準における要求事項等】	【規制基準における要求事項等】	【規制基準における要求事項等】	
Lygung金子にWUI)の女小子スで】	敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等については、	1/minartenery oxive XVI	
敷地及び敷地周辺の図面等に基づき、以下を把握する。	敷地及び敷地周辺の図面等に基づき、以下を把握する。	敷地及び敷地周辺の図面等に基づき、以下を把握する。	
●敷地及び敷地周辺における地形,標高,河川の存在	<u>a.</u> 敷地及び敷地周辺の地形,標高,河川等の存在	(1)敷地及び敷地周辺の地形,標高,河川の存在	
●敷地における施設(以下,例示)の位置,形状等	b敷地における施設(以下,例示)の位置,形状等	(2)敷地における施設(以下,例示)の位置,形状等	
①津波防護対象設備を内包する建屋及び区画	① <u>設計基準対象施設の</u> 津波防護対象設備を内包する <u>建屋</u> 及 び区画	①津波防護対象設備を内包する建屋及び区画	
②屋外に設置されている津波防護対象設備	② 重要な安全機能を有する屋外設備	②屋外に設置されている津波防護対象設備	
③津波防護施設(防潮堤,防潮壁等)	③ 津波防護施設(防潮堤,防潮壁等)	③津波防護施設(防潮堤,防潮壁等)	
④浸水防止設備(水密扉等)※	④ 浸水防止設備(水密扉等)※	④浸水防止設備(水密扉等)*	
⑤津波監視設備(潮位計,取水ピット水位計等)**	⑤ 津波監視設備(潮位計,取水ピット水位計等)※	⑤津波監視設備(潮位計,取水ピット水位計等)**	
※基本設計段階で位置が特定されているもの		※基本設計段階で位置が特定されているもの	
⑥敷地内(防潮堤の外側)の遡上域の建物・構築物等(一般建	⑥ 敷地内(防潮堤の外側)の遡上域の建物・構築物等(一	⑥敷地内(防潮堤の外側)の遡上域の建物・構築物等(一般	
物,鉄塔,タンク等)	般建物,鉄塔,タンク等)	建物,鉄塔,タンク等)	
	※基本設計段階で位置が特定されているもの		
●敷地周辺の人工構造物(以下は例示である。)の位置、形状	c. 敷地周辺の人工構造物(以下 <u>, 例示</u>)の位置, 形状等	(3)敷地周辺の人工構造物(以下は例示である。)の位置,形状	
等		等	
①港湾施設(サイト内及びサイト外)	① 港湾施設(サイト内及びサイト外)	①港湾施設 (サイト内及びサイト外)	
②河川堤防,海岸線の防波堤,防潮堤等	② 河川堤防,海岸線の防波堤,防潮堤等	②河川堤防,海岸線の防波堤,防潮堤等	
③海上設置物 (係留された船舶等)	③ 海上設置物 (係留された船舶等)	③海上設置物(係留された船舶等)	
④遡上域の建物・構築物等(一般建物,鉄塔,タンク等)	④ 遡上域の建物・構築物等(一般建物、鉄塔、タンク等)	④遡上域の建物・構築物等(一般建物, 鉄塔, タンク等)	
⑤敷地前面海域における通過船舶	⑤ 敷地前面海域における通過船舶	⑤敷地前面海域における通過船舶	
【検討方針】	【検討方針】	【検討方針】	
柏崎刈羽原子力発電所の敷地及び敷地周辺における地形及び施	東海第二発電所の敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配	島根原子力発電所の敷地及び敷地周辺における地形及び施設	
設の配置等について,敷地及び敷地周辺の図面等に基づき,以下	置等について,敷地及び敷地周辺の図面等に基づき,以下を把握	の配置等について, 敷地及び敷地周辺の図面等に基づき, 以下	
を把握する。	する。	を把握する。	
	a. 敷地及び敷地周辺の地形,標高,河川の存在(【検討結果】		
●敷地及び敷地周辺の地形,標高,河川の存在	(1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川の存在参照)	(1)敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川の存在	
	b. 敷地における施設の位置、形状等(【検討結果】		
●敷地における施設の位置、形状等	(2) 敷地における施設の位置,形状等参照)	(2)敷地における施設の位置、形状等	
	c. 敷地周辺の人工構造物の位置, 形状等(【検討結果】		
●敷地周辺の人工構造物の位置,形状等	(3) 敷地周辺の人工構造物の位置,形状等参照)	(3)敷地周辺の人工構造物の位置,形状等	

—————————————————————————————————————	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
【検討結果】	【検討結果】	【検討結果】	
(1)敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川の存在	(1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川の存在	(1) 敷地及び敷地周辺の地形,標高,河川の存在	
柏崎刈羽原子力発電所の敷地は、新潟県の柏崎市及び刈羽村の	東海第二発電所の敷地及び敷地周辺の状況として,第1.2-1	島根原子力発電所を設置する敷地は、島根半島の中央部、	・立地の相違
海岸沿いに位置する。敷地の地形は日本海に面したなだらかな丘	図に東海第二発電所の位置及び敷地周辺の地形,第1.2-2図に	日本海に面した松江市鹿島町に位置する。敷地の形状は、輪	【柏崎 6/7, 東海第二】
陵地であり、その形状は、 汀線を長軸とし、 背面境界の稜線が北	東海第二発電所の全景写真を示す。東海第二発電所を設置する	谷湾を中心とした半円状であり、敷地周辺の地形は、東西及	
東一南西の直線状を呈した、海岸線と平行したほぼ半楕円形であ	敷地は、東側は太平洋に面し、茨城県の海岸にそって、弧状の	び南側の三方向を標高 150m 程度の高さの山に囲まれ、北側は	
り、中央に位置する造成地が、北・東・南の三方を標高20~60m	砂丘海岸を形成する鹿島灘の北端となる水戸市の東北約 15km	日本海に面している。	
前後の丘陵に囲まれる形で日本海に臨んでいる。	の東海村に位置し、久慈川を挟んで、日立山塊を望んでいる。		
敷地周辺の地形は、敷地の北側及び東側は寺泊・西山丘陵、中	敷地の西側となる東海村の内陸部は、関東平野の大きな地形区		
央丘陵からなり、また南側は柏崎平野からなる。寺泊・西山丘陵	分の特徴である洪積低台地の北東端に位置している。敷地周辺		
は日本海に面した標高150m程度以下のなだらかな丘陵,中央丘陵	の地形は、北側及び南側は海岸沿いに T. P. +10m 程度の平地が		
は北北東-南南西方向に連続する標高300m程度の丘陵であり、ま	あり,敷地の西側は T.P. +20m 程度の平坦な台地となっている。		
た, 柏崎平野は, 鯖石川, 別山川等により形成された南北15km,	577, MARCHARIAN TO THE TENT THE STATE OF THE		
東西4km~7kmの沖積平野であり、平野西側の海岸部には荒浜砂丘			
が分布している。			
発電所周辺の河川としては、上記の別山川が敷地背面の柏崎平	また,敷地周辺の河川としては,敷地の北方約2kmのところに	また,敷地周辺の河川としては,敷地から南方約2kmに人	
野を北東から南西に流れ、また、敷地南方約5kmで鯖石川が別山川	久慈川, 南方約 3km のところに新川がある。なお, 敷地を含む	工河川の佐陀川があり, 宍道湖から日本海に注いでいる。	
と合流して日本海に注いでいる。なお、敷地内に流入する河川は	西方には標高約 25m の台地があり,敷地北方の久慈川周辺の標		
存在しない。	高は約5mである。敷地は、主に T. P. +3m, T. P. +8m, T. P. +		
柏崎刈羽原子力発電所の敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川	11m, T.P. +23m 及び T.P. +25m の高さに分かれている。	 島根原子力発電所の敷地及び敷地周辺の地形,標高,河川	
を第1.2-1図に、また、全景を第1.2-2図に示す。	<u>,,,,,,,,,,</u>	を第1.2-1図に,また,全景を第1.2-2図に示す。	
		<u> </u>	





第1.2-2 図 柏崎刈羽原子力発電所全景(右から1~4,7~5 号炉)

(2)敷地における施設の位置,形状等

柏崎刈羽原子力発電所の敷地の全体図を第1.2-3図に示す。 敷地は主要面の高さがT.M.S.L.+5mの南側の敷地(以下「荒浜側敷地」という。また、防潮堤内であることを識別する必要がある場合は「荒浜側防潮堤内敷地」という。)とT.M.S.L.+12mの北側の敷地(以下「大湊側敷地」という。)に大きく分かれており、6号及び7号炉は5号炉とともに大湊側敷地に位置している。また、5~7号の各号炉の復水器冷却用水の取水口は大湊側敷地の前面に設ける北防波堤の内側に、放水口は北防波堤の外側に位置している。。

第1.2-2 図 東海第二発電所の全景写真

(2) 敷地における施設の位置,形状等

東海第二発電所は、東海発電所(廃止措置中)の北側に位置しており、敷地の東側は太平洋に面している。復水器冷却水及び非常用海水系の取水口は敷地東側の北防波堤及び南防波堤の内側、放水口は北防波堤の外側にある。また、敷地の西側には高さ 25m 程度のなだらかな地山がある。

東海第二発電所の主要な施設を設置している敷地高さは、主に海側より T.P.+3m, T.P.+8m, T.P.+11m に分かれている。このうち,設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画としては、T.P.+8mの敷地に原子炉建屋、タービン建屋及び使用済燃料乾式貯蔵建屋を設置しており、T.P.+8mの敷地の地下部に常設代替高圧電源装置用カルバート(トンネル部,立坑部及びカルバート部を含む。以下同じ。)、T.P.+11m の敷地に常設代



第1.2-2 図 島根原子力発電所の全景

(2) 敷地における施設の位置、形状等

島根原子力発電所の敷地図を第1.2-3 図に示す。

2号炉は、敷地中央部の輪谷湾に面し、1号炉の西側に隣接して設置する。敷地北側の輪谷湾内に取水口、敷地北西側に放水口がある。

・立地の相違【柏崎 6/7, 東海第二】

・設備の配置状況の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】

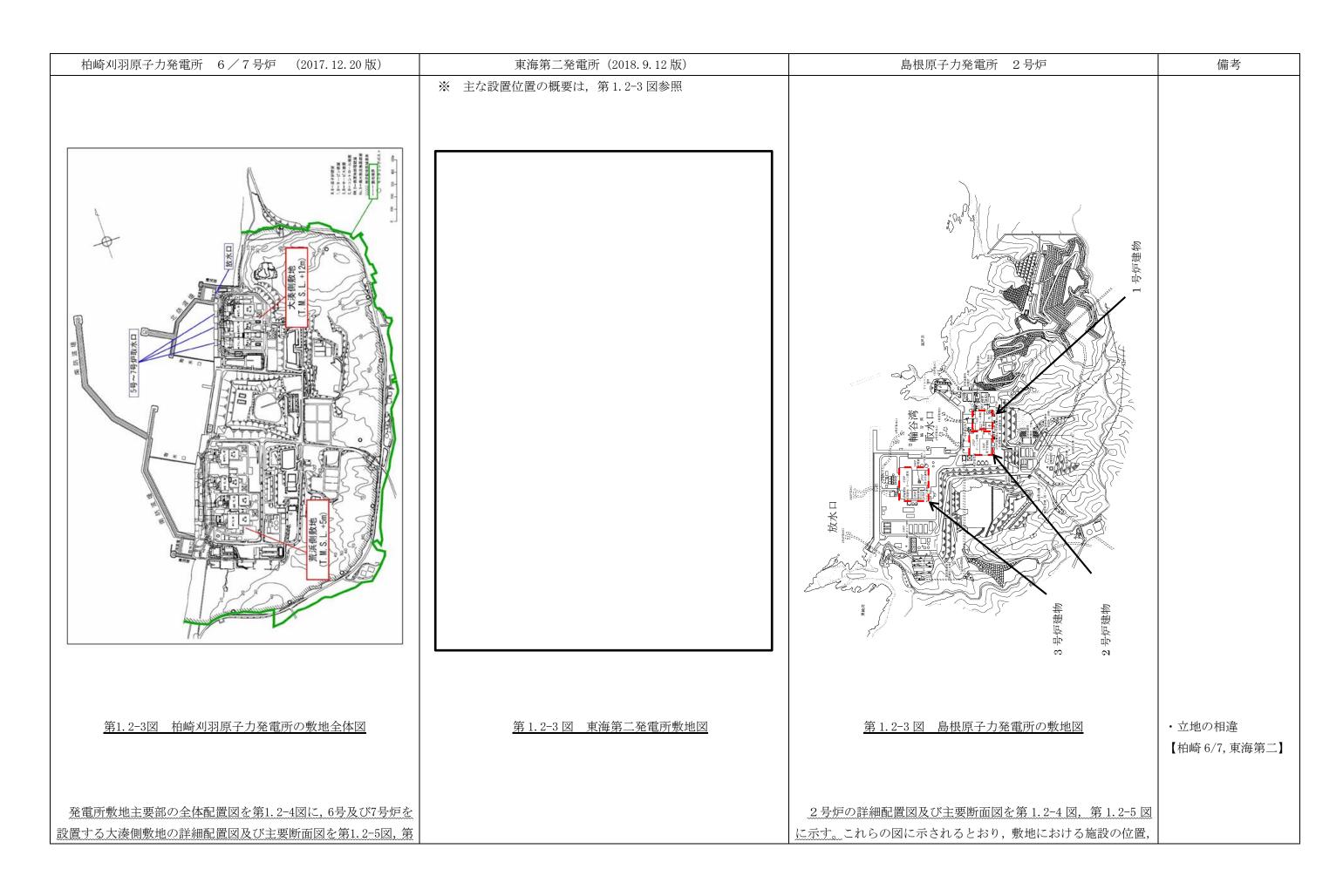
・資料構成の相違【東海第二】

島根2号炉は,「a. 津 波防護対象設備を内包 する建物・区画,屋外に 設置されている津波防 護対象設備」,「b. 津

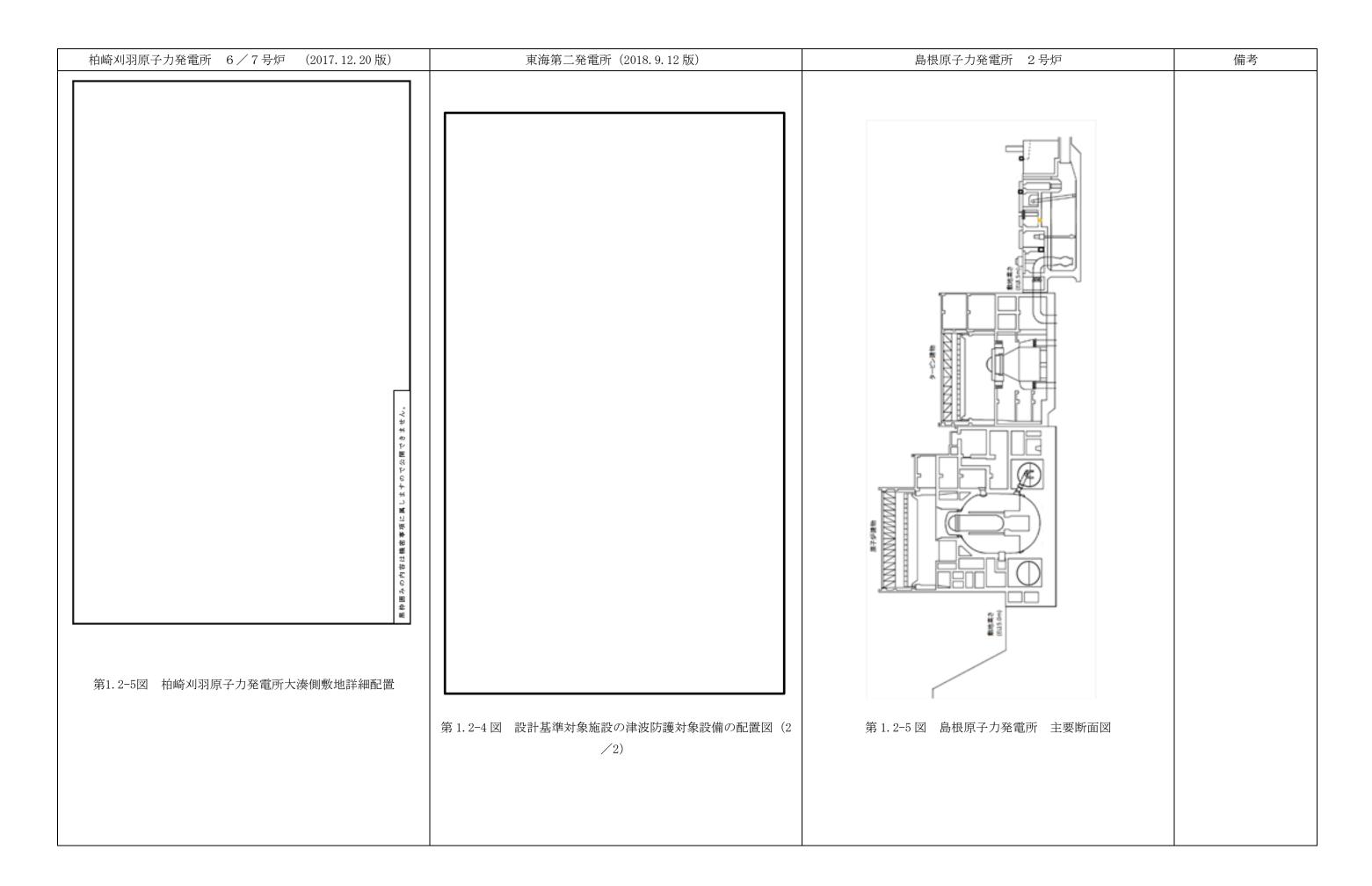
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	替高圧電源装置置場(軽油タンク(地下式)及び東側DB立坑を		波防護施設, 浸水防止設
	含む。以下同じ。)を設置する。設計基準対象施設の津波防護対象		備,津波監視設備」,「 c.
	設備のうち屋外設備としては, T. P. +3m の敷地に海水ポンプ室(残		敷地内遡上域の建物・構
	留熱除去系海水系,非常用ディーゼル発電機用海水系及び高圧炉		築物等」に記載
	心スプレイ系ディーゼル発電機用海水系のポンプ、配管並びに電		
	路を含む区画として設定する。以下同じ。), T.P.+8mの敷地に排		
	気筒を設置している。また, T.P.+3mの敷地の海水ポンプ室から		
	T.P.+8mの敷地の原子炉建屋にかけて非常用海水系配管 (残留熱		
	除去系海水系,非常用ディーゼル発電機用海水系及び高圧炉心ス		
	プレイ系ディーゼル発電機用海水系の配管並びに電路を含む区画		
	として設定する。以下同じ。)を設置している。非常用取水設備と		
	して、取水路、取水ピット及び海水ポンプ室から構成される取水		
	構造物を設置しており、貯留堰(津波防護施設を兼ねる。)を設置		
	<u>する。</u>		
	津波防護施設として,敷地を取り囲む形で天端高さ T.P. +20m		
	及び T. P. +18m の防潮堤及び防潮扉, T. P. +3.5m の敷地 (放水路		
	上版高さ)の放水路に対して放水路ゲート, T. P. +3m, T. P. +4.5m,		
	T.P.+6.5m 及び T.P.+8m の敷地の構内排水路に対して逆流防止		
	設備を設置する。また、残留熱除去系海水系ポンプ、非常用ディ		
	ーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発		
	電機用海水ポンプ(以下「非常用海水ポンプ」という。)の取水性		
	を確保するため、取水口前面の海中に貯留堰を設置する。		
	浸水防止設備として, T. P. +0.8m の海水ポンプ室に設置する海		
	水ポンプ室ケーブル点検口, T.P.+3mの敷地に設置している取水		
	路の点検用開口部, T.P.+3.5m の位置(放水路上版高さ)に設置		
	する放水路ゲートの点検用開口部, T.P.+8mの敷地に設置するS		
	A用海水ピット上部の開口部及び T.P.+0.8m の緊急用海水ポン		
	プ室に設置する緊急用海水ポンプピットの点検用開口部に対して		
	浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口、緊急用海水ポン		
	プグランドドレン排出口、緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口及		
	び取水ピット空気抜き配管に対して逆止弁を設置する。常設代替		
	高圧電源装置用カルバートの立坑部の開口部に対して水密扉を設		
	置する。さらに、海水ポンプ室の貫通部、タービン建屋及び非常		
	用海水系配管カルバートと隣接する原子炉建屋境界地下階の貫通		
	部,防潮堤及び防潮扉の地下部の貫通部並びに常設代替高圧電源		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	装置用カルバートの立坑部の貫通部に対して止水処置を実施す		
	<u> 3.</u>		
	津波監視設備として,原子炉建屋屋上 T.P.+64m,防潮堤上部		
	T.P. +18m 及び T.P. +20m に津波・構内監視カメラ, T.P. +3m の		
	敷地の取水ピット上版に取水ピット水位計並びに取水路内の高さ		
	T. P. −5.0m の位置に潮位計を設置する。		
	敷地内(防潮堤の外側)の遡上域の建物・構築物等としては,		
	T.P.+3mの敷地に海水電解装置建屋,メンテナンスセンター,燃		
	料輸送本部等があり、T.P.+8mの敷地には廃棄物埋設施設(第二		
	種廃棄物埋設事業許可申請中),固体廃棄物保管庫等がある。また,		
	海岸側(東側)を除く防潮堤の外側には防砂林がある。		
	第 1.2-1 表に津波防護対策設備と設置位置,第 1.2-3 図に東海		
	第二発電所敷地図,第1.2-4 図に設計基準対象施設の津波防護対		
	象設備の配置図を示す。なお,重大事故等対処施設についても,		
	基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損な		
	われるおそれがないものでなければならないことから、津波によ		
	<u>る損傷を防止するため耐津波設計方針を策定している。基準津波</u>		
	に対する重大事故等対処施設の津波防護対象設備については、「東		
	海第二発電所 重大事故等対処設備について(40条) 2.1(2)敷		
	地の特性に応じた津波防護の概要」に示す。また, 東海第二発電		
	所における事故シーケンス選定では、基準津波を超え敷地に遡上		
	する津波(以下「敷地に遡上する津波」という。)を起因とした事		
	故シーケンスグループ「津波浸水による最終ヒートシンク喪失」		
	を抽出していることから,敷地に遡上する津波に対して,津波対		
	策を実施している。敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処		
	設備の津波防護対象設備については,「東海第二発電所 重大事故		
	等対処設備について 別添資料-1 敷地に遡上する津波に対する		
	防護対象設備の選定」に示す。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)		東	海第二発電所(201	8. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	— <u>—</u>	—— 第 1. 2-1 表	津波防護対策設備	一一 備と設置位	置 (1/2)		
	34. 34. B4. 946	No. 3. 1. Artic 2011. Artic	40. pag (L. pag %		/## +#		
		雙対策設備 防潮堤	設置位置 [※] 敷地全体	T. P. +3m∼ T. P. +18m	備考		
		防潮扉	防潮堤	T. P. +3m T. P. +8m			
	津波防護	放水路ゲート	放水路	T. P. +3.5m	放水路の上版高さを示す。		
	施設	逆流防止設備	構内排水路	T. P. +3m T. P. +4.5m T. P. +6.5m T. P. +8m			
		貯留堰	取水口前面	T. P4.9m	貯留堰の天端高さを示 す。		
			取水路の点検用開口部	T. P. +3m	取水路の上版高さを示 す。		
			放水路ゲートの点検用開口 部	T. P. +3.5m	放水路の上版高さを示す。		
		浸水防止蓋	SA用海水ピットの上部開口部	T. P. +7.3m	SA用海水ピット内の 開口部の高さを示す。		
			緊急用海水ポンプピットの 点検用開口部		m +> m C C 41 - 7 - 8		
			海水ポンプ室ケーブル点検 口浸水防止蓋	T. P. +0.8m	海水ポンプ室の床面高 さを示す。		
			海水ポンプグランドドレン 排出口	T. P. +0.8m	海水ポンプ室の床面の高さを示す。		
	浸水防止	溢 小 弁	ドレン排出口	T. P. +0.8m	緊急用海水ポンプ室床 面の高さを示す。		
	設備		緊急用海水ポンプ室床ドレ ン排出口	T. P. +0.8m	緊急用海水ポンプ室床 面の高さを示す。 循環水ポンプ室の床面		
			取水ピット空気抜き配管 常設代替高圧電源装置用カ	T. P. +0.8m	の高さを示す。 常設代替高圧電源装置		
		1	ルバート原子炉建屋側水密扉		I I		
		I	海水ポンプ室の貫通部 タービン建屋と隣接する原	_			
		止水処置	子炉建屋地下階の貫通部 非常用海水系配管カルバートと隣接する原子炉建屋地 下階の貫通部	_			
		1	防潮堤又は防潮扉の地下部 の貫通部	_			
	<u>第</u>	§ 1. 2−1 表	津波防護対策設備	備と設置位	置 (2/2)		
	津波防	護対策設備	設置位置**		備考		
	浸水防止設備	止水処置	常設代替高圧電源装置 用カルバート (立坑部) 床面の貫通部	_			
		津波・構内	原子恒建居屋上	T. P. +64m	原子炉建屋屋上の床 面の高さを示す。		
	津波監視	監視カメラ		T. P. +18m T. P. +20m	防潮堤天端高さを示す。		
	設備	取水ピット 水位計	取水ピット	T. P. +2.81m	取水ピット木休の取		
		潮位計	取水路	T. P5.0m			



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
1.2-6図に示す。これらの図に示されるとおり、敷地における施設		形状等は次のとおりである。	
の位置、形状等は次のとおりである。	I,P, +2, 0m ~ 1,P, +3, 0m I,P, +3, 0m ~ 1,P, +3, 0m ~ 1,P, +3, 0m ~ 1,P, +1, 0m I,P, +1, 0m I,P, +1, 0m I,P, +1, 0m I,P, +3, 0m		



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
カービン連照 第子が建理 カービン連照 第子が建理 カービン連照 第子が建理 カービン 第子が注意 カービン 第子が任力を持って、			
取水路断面			
第本的管理			
補機取水路断面			
タービン接触 タービン接触 タービン接触 ア・ドラスト 12.0m 第本貯御城 T. M.S. L. +12.0m 放大路			
放水路断面			
第1.2-6-1図 柏崎刈羽原子力発電所 大湊側敷地主要断面(65 炉)			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
第一年			
取水路断面			
第子が結構			
補機取水路断面			
カービン健康 タービン健康 タービン健康 タービン健康 フービン健康 フービン健康 フービン健康 カービン健康 フービン健康 カービン 原子が使用 原子が使用 原子が使用 原子が使用 原子が使用 原子が使用 原子が (1. M. S. L. +12. Om 放水 路 断 面			
第1.2-6-2図 柏崎刈羽原子力発電所大湊側敷地主要断面(7号炉)			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
第一			
取水路断面			
原子の機構			
補機取水路断面			
1. M.S.L.+12. Om ターピン練歴 原子伊証用			
第1.2-6-3図 柏崎刈羽原子力発電所大湊側敷地主要断面(5号炉)			

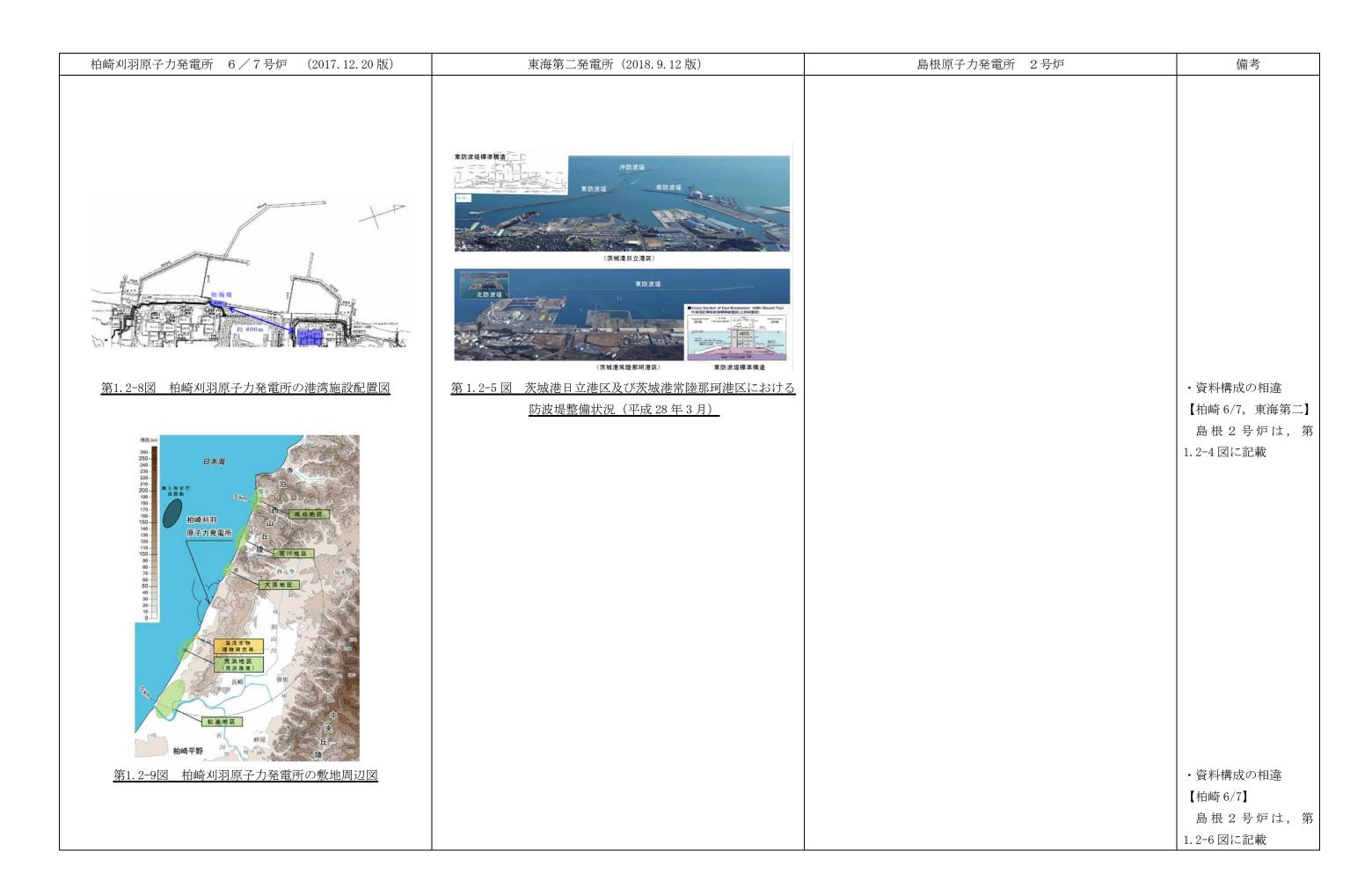
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
a. 津波防護対象設備を内包する建屋・区画,屋外に設置されてい		a. 津波防護対象設備を内包する建物・区画,屋外に設置され	・資料構成の相違
る津波防護対象設備		ている津波防護対象設備	【東海第二】
設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋・区画と		設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物・区	東海第二は,「(2) 敷
しては原子炉建屋、タービン建屋、コントロール建屋(6号及び7		画としては EL15.0m の敷地に原子炉建物, 廃棄物処理建物及	地における施設の位置、
号炉共用)及び廃棄物処理建屋(6号及び7号炉共用)があり、い		び制御室建物があり、EL8.5mの敷地にタービン建物が設置さ	形状等」に記載。以下,
<u>ずれもT.M.S.L.+12mの大湊側敷地に設置されている。</u>		<u>れている。</u>	柏崎 6/7 との比較を実
設計基準対象施設の津波防護対象設備の屋外設備としては同じ		設計基準対象施設の津波防護対象設備の屋外設備としては	施
T.M.S.L. +12mの大湊側敷地に燃料設備の一部 (軽油タンク及び燃		EL15.0m の敷地に B-非常用ディーゼル燃料設備があり,	・設備の設置状況の相違
料移送ポンプ※1)が、また、他に非常用取水設備が各号炉の取水		EL8.5m の敷地に A,H-非常用ディーゼル燃料設備及び排気筒	【柏崎 6/7】
口からタービン建屋までの間に敷設されている。		がある。また,非常用取水設備が EL-18.0m の海底にある取水	
		口から EL8.5m の敷地地下にある取水槽までの間に敷設され	
		<u>ている。</u>	
なお、重要な安全機能を有する海水ポンプである原子炉補機冷		なお, 重要な安全機能を有する海水ポンプである原子炉補	
<u>却海水ポンプは、その他の海水ポンプである循環水ポンプ、ター</u>		機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプは、その	
ビン補機冷却海水ポンプとともにタービン建屋海水熱交換器区域		他の海水ポンプである循環水ポンプ及びタービン補機海水ポ	
<u>の地下に敷設されている。</u>		ンプ等とともに,取水槽に設置されている。	
一方,重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建		重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建物・	
屋・区画としては, T.M.S.L. +12mの大湊側敷地に設計基準対象施		区画としては,設計基準対象施設でもある原子炉建物,ター	
設と同様の原子炉建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び廃		ビン建物, 廃棄物処理建物, 制御室建物があり, この他に第	
棄物処理建屋と、この他に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(6号		1ベントフィルタ格納槽,低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽,	
及び7号炉共用)を内包する5号炉原子炉建屋がある。		ガスタービン発電機建物及び緊急時対策所がある。	
重大事故等対処施設の津波防護対象設備の屋外設備(設計基準		重大事故等対処施設の津波防護対象設備の屋外設備として	
対象施設と兼ねるものを除く)としては, T.M.S.L. +12mの大湊側		は、設計基準対象施設でもある非常用ディーゼル燃料設備,	
敷地に、格納容器圧力逃がし装置及び常設代替交流電源設備(6		原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ	
号及び7号炉共用)が敷設されている。また、大湊側敷地に設置す		があり、この他に EL44.0m の敷地にガスタービン発電機用軽	
る5号炉東側保管場所(6号及び7号炉共用)及び5号炉東側第二保		<u>油タンクがあり,また,EL8.5m の敷地の第4保管エリア,</u>	
管場所(6号及び7号炉共用),並びにT.M.S.L.+35mの大湊側高台		EL33.0m の敷地より高所の第1保管エリア,第2保管エリア	
保管場所及びT. M. S. L. +37mの荒浜側高台保管場所に可搬型重大		及び第3保管エリアに可搬型重大事故等対処設備がある。	
事故等対処設備が保管されており、各保管場所から大湊側敷地上		以上の緊急時対策所, ガスタービン発電機建物, 各保管場	
の設備に掛けてはアクセスルートがT.M.S.L. +12m以上の高さに		所に掛けてはアクセスルートが敷設されている。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
设定されている。			
なお、後段(「2.1敷地の特性に応じた津波防護の基本方針」)			・津波による遡上範囲
で示すとおり、基準津波による遡上波が到達しない十分に高い敷			相違
也として, T.M.S.L. +12mの大湊側敷地, 及び大湊側, 荒浜側の敷			【柏崎 6/7】
也背面のT.M.S.L. +12mよりも高所の第1.2-7図の範囲を「浸水を			島根2号炉は,防波
5止する敷地」として設定する。上記のとおり、津波防護対象設			等により津波が敷地
前を内包する建屋・区画,及び屋外に設置される津波防護対象設			流入しない
情はいずれも,同敷地に設置される。			
※1:燃料デイタンク,燃料フィルタ等のその他の燃料設備は			
至子炉建屋内に設置されている。 「子炉建屋内に設置されている」			

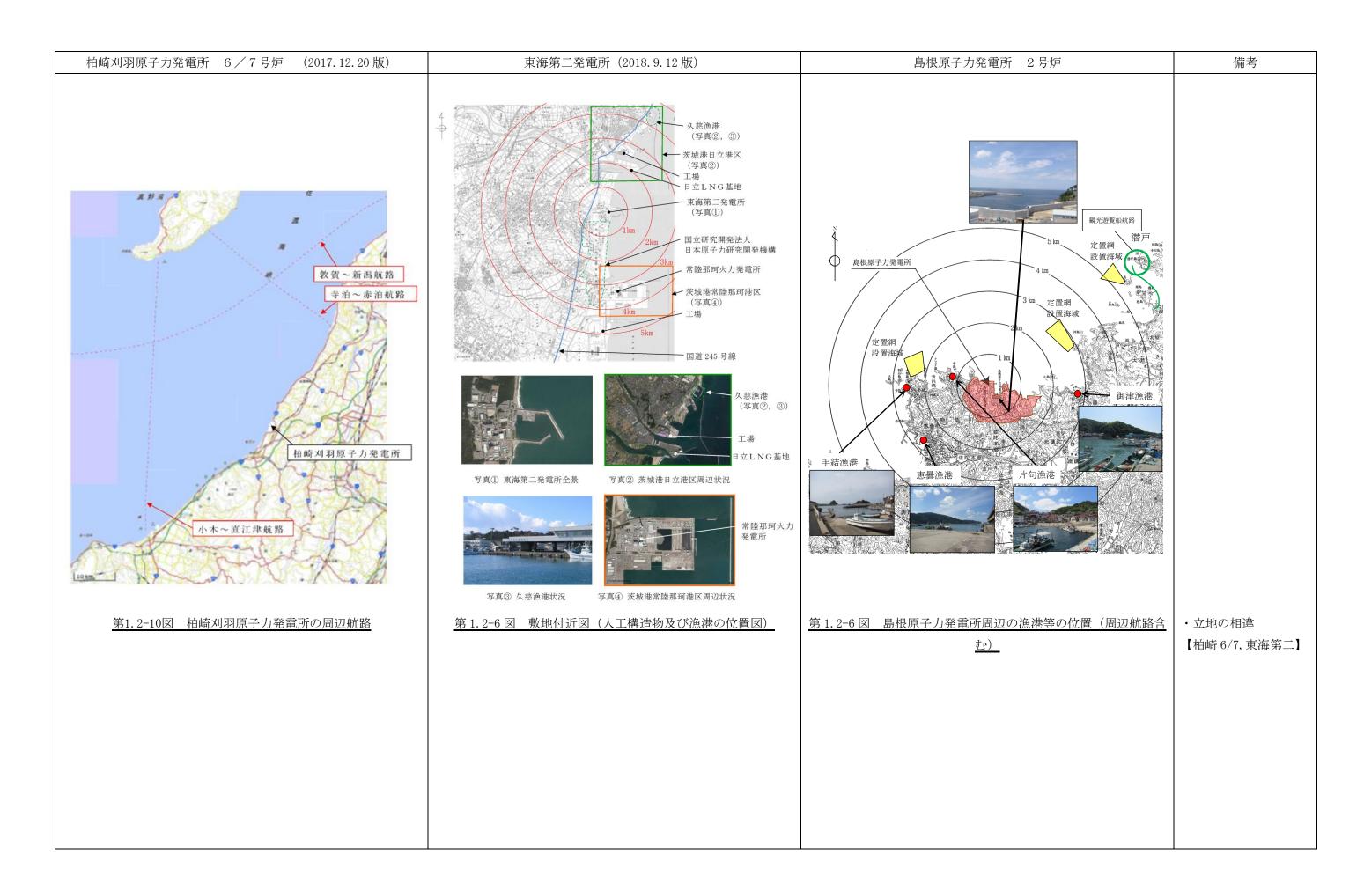
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
2			
46 40			
で (な) (な)			
6 +-			
一			
(4) (4) (4)			
興粋団みの内容は機商事項に属しますので公開できません			
#			
			No. No. 1 and No. 1 day
第1.2-7図 浸水を防止する敷地			・津波による遡上範囲の相違
			【柏崎 6/7】
			島根2号炉は、防波壁
			等により津波が敷地へ 流入しない
			DIEDACTOR

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
b. 津波防護施設, 浸水防止設備, 津波監視設備		b. 津波防護施設,浸水防止設備,津波監視設備	
		津波防護施設としては、日本海及び輪谷湾に面した敷地面	・津波に対する防護対策
		に天端高さ EL15.0m の防波壁を設置する。また,防波壁通路	の相違
		に天端高さ EL15.0m の防波扉, 1 号炉取水槽の取水管端部 (取	【柏崎 6/7】
		水管中心: EL-4.9m) に流路縮小工を設置する。	島根2号炉は,津波防
			護施設として防波壁,防
			波扉等を設置し,津波が
			敷地に流入することを
			防止している
浸水防止設備としては、タービン建屋海水熱交換器区域地下の		浸水防止設備としては, <u>屋外排水路(EL2.3m~EL7.3m)</u> に	・津波に対する防護対策
補機取水槽上部床面に取水槽閉止板を設置し、タービン建屋内の		屋外排水路逆止弁を設置する。また、2号炉取水槽(EL1.1m	の相違
区画境界部及び他の建屋との境界部に水密扉、止水ハッチ、ダク		~EL8.8m) に天端高さ EL11.3m の防水壁, 水密扉及び床ドレ	【柏崎 6/7】
ト閉止板 (6号炉) , 浸水防止ダクト (7号炉) 及び床ドレンライ		ン逆止弁を設置する。また、タービン建物(復水器を設置す	 (津波防護施設及び浸
ン浸水防止治具の設置並びに貫通部止水処置を実施する。また、		るエリア)とタービン建物(耐震Sクラスの設備を設置する	水防止設備の対象の変
非常用取水設備として6号及び7号炉の取水口前面に海水貯留堰を		エリア)の境界に防水壁、水密扉及び床ドレン逆止弁を設置	 更及び取水管立入ピッ
津波防護施設と位置付けて設置する。		する。地震時に損傷した場合に津波が流入する可能性がある	 トの対策変更に伴う修
		経路に対して、隔離弁を設置するとともに、基準地震動Ss	正)
		による地震力に対してバウンダリ機能を保持するポンプ及び	
		配管を設置する。取水槽、屋外配管ダクト(タービン建物~	
		放水槽)及びタービン建物(復水器を設置するエリア)の貫	
		通部に対して止水処置を実施する。	
津波監視設備としては,7号炉主排気筒のT.M.S.L.+76mの位置		津波監視設備としては,2号炉排気筒の EL64m の位置に津	・津波に対する防護対策
に津波監視カメラ(6号及び7号炉共用)を設置し、補機取水槽の		波監視カメラを設置し、取水槽の高さ EL-9.3m に取水槽水位	の相違
上部床面 (T. M. S. L. +3.5m) に取水槽水位計を設置する。		計を設置する。	【柏崎 6/7】
なお、大湊側敷地、荒浜側敷地の前面には自主的な対策設備と			 ・自主的な対策設備の相
してそれぞれ, 天端標高T. M. S. L. 約+15mのセメント改良土による			達
防潮堤、鉄筋コンクリート造の防潮堤を設置する。			【柏崎 6/7】
<u></u> が開発・外加ーマククート足りが開発で放直する。			島根2号炉には,自主
			的な対策設備はない
c. 敷地内遡上域の建物・構築物等		c. 敷地内遡上域の建物・構築物等	
敷地内の遡上域の建物・構築物等としては, <u>T. M. S. L. +3mの護</u>		敷地内の遡上域の建物・構築物等としては, 防波壁外側の	・津波による遡上範囲の
岸部に除塵装置やその電源室、点検用クレーンや仮設ハウス類等		EL6.0mの荷揚場に荷揚場詰所,デリッククレーン,キャスク	相違及び対象設備の相

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
がある。また,自主的対策設備である防潮堤の機能を考慮しない		取扱収納庫等がある。	違
条件において遡上域となるT.M.S.L.+5mの荒浜側防潮堤内敷地に			【柏崎 6/7】
は、各種の建屋類や軽油タンク等がある。			
ļ			
ļ ·			
ļ			
(3)敷地周辺の人工構造物の位置,形状等	(3) 敷地周辺の人工構造物の位置,形状等	(3) 敷地周辺の人工構造物の位置,形状等	
発電所の構内の主な港湾施設としては、6号及び7号炉主要建屋	発電所敷地内の港湾施設としては,原子炉建屋の東側約 380m に	発電所構内の主な港湾施設としては、荷揚場があり、燃料	・立地の相違
の南方約800mの位置に物揚場があり、燃料等輸送船が不定期に停	物揚岸壁があり,燃料等輸送船が不定期に停泊する。発電所の敷	等輸送船が停泊する。また、発電所周辺の港湾施設としては、	【柏崎 6/7, 東海第二】
泊する。また、発電所の周辺の港湾施設としては、6号及び7号炉	地周辺にある大型の港湾施設としては,発電所の敷地の北方約3km	みつ おわし かたく た ゆ	
主要建屋の南方約3kmに荒浜漁港があり、同漁港には、防波堤が整	に茨城港日立港区,南方約 4 kmに茨城港常陸那珂港区がある。ま	東側に御津漁港及び大芦漁港、西側に片句、手結漁港がある。	
備されており、小型の漁船、プレジャーボートが約30隻停泊して	た, 発電所の港湾施設として天端高さ T.P. +4.3m~T.P. +4.6mの	ž č t	
いる。この他に津波漂流物等の観点から発電所への影響が考えら	防波堤,敷地北方の茨城港日立港区の沿岸部には天端高さ T. P. 約	また,発電所から南西方向約3kmに恵曇漁港がある。海上設	
れる発電所周辺の5km圏内には港湾施設はなく,また,定置網等の	+2.5m~T.P.約+5.6mの防波堤,敷地南方の茨城港常陸那珂港区	置物としては、周辺の漁港に船舶・漁船が約 200 隻あり、発	
固定式漁具,浮筏,浮桟橋等の海上設置物もない。	<u>の沿岸部には天端高さ T.P.約+1.1m∼T.P.約+8.6m の防波堤が</u>	電所周辺では、イカ釣り漁、かご漁、サザエ網・カナギ漁等	
発電所周辺5km圏内の集落としては,発電所の南方に荒浜地区及	設置されている。第 1.2-5 図に茨城港日立港区及び茨城港常陸那	が営まれている。また、発電所から2km離れた位置に定置網	
び松波地区が、また北方に大湊地区、宮川地区及び椎谷地区があ	珂港区における防波堤整備状況を示す。	の設置海域がある。敷地周辺の状況としては、民家、工場等	
る。また、他には6号及び7号炉主要建屋の南方約2.5kmに研究施設		<u>がある。</u>	
があり、事務所等の建築物、タンクや貯槽等の構築物がある。			
敷地前面海域を通過する船舶としては、海上保安庁の巡視船が		敷地前面海域を通過する船舶としては、海上保安庁の巡視	
パトロールをしている。他には定期船として発電所から北東約		船がパトロールしている。他には発電所から約6km 離れた	
30kmに赤泊~寺泊の航路が、南西約30kmに小木~直江津の航路が、		Street Control of the	
北西約30kmに敦賀〜新潟の航路があるが,発電所沖合約30km圏内		潜戸に小型の船舶による観光遊覧船の航路がある。	
を通過するものはない。			
柏崎刈羽原子力発電所の主な港湾施設の配置を第1.2-8図に, 発		島根原子力発電所の主な港湾施設の配置を第 1.2-4 図に,	
電所から半径5km圏内の港湾施設等の配置を第1.2-9図に, また発		発電所から半径 5km 圏内の港湾施設等の配置を第1.2-6 図に,	
電所周辺漁港に停泊する船舶の種類・数量を第1.2-1表に,発電所		また発電所周辺漁港に停泊する船舶の種類・数量を第 1.2-1	
周辺の航路を第1.2-10図に示す。		表に示す。_	
ļ ·			
ļ ·			
· ·			
· ·			
· ·			
· ·			
· ·			
ļ ,			



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東淮	第二発電	鳶所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考	
第1.2-1表 柏崎刈羽原子力発電所	司辺漁港の船舶	窓漁港があり、42 隻第 1. 2-2 表に発電所示す。	E (平成 2 f周辺漁港 周辺漁港	, 発電所の敷地の北方約 4.5km に久 9年3月) の漁船が係留されている。 5 (久慈漁港) の船舶の種類・数量を (久慈漁港) の船舶の種類・数量 (久慈漁港) の船舶の種類・数量	第 1.2-1 表 島根原子力発電所周辺漁港の船舶 周辺漁港 衛津漁港 芹筍漁港 手結漁港 蔥曇漁港 大声漁	・立地の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】
		トン数	隻数	操業範囲	登録船籍数* 68 隻 37 隻 21 隻 64 隻 36 隻	
場所 種類	数量	5 トン未満	35	自港及び発電所周辺にて操業	(調査実施日:平成31年3月)	
	21 (成 27 年 12 月 4 日)					
		を電所近傍の海上では、海上保安庁の巡視船がパトロールしている。また、久慈漁港の漁船が、周辺海上で操業しているが、浮き筏、定置網等の海上設置物は認められない。 敷地前面海域における通過船舶としては、常陸那珂一苫小牧、大洗一苫小牧を結ぶ定期航路がある。また、茨城港日立港区及び茨城港常陸那珂港区では、不定期に貨物船及びタンカー船の入港がある。 発電所周辺地域の主要道路としては、発電所敷地の西側に国道245 号線がある。 発電所敷地周辺の人工構造物としては、民家、商業施設、倉庫等があるほか、敷地の南側には原子力及び核燃料サイクルの研究施設(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)、茨城港日立港区には日立LNG基地、モータープール、工場等があり、港湾には東防波堤、南防波堤、沖防波堤がある。茨城港常陸那珂港区には常陸那珂火力発電所があり、衛生センター、防護柵(木製)、防砂林、墓石等があり、港湾には北防波堤、東防波堤がある。なお、原子力及び核燃料サイクルの研究施設にはプラント(研究)設備、建物、倉庫等の施設、常陸那珂火力発電所にはプラント設備、建物、倉庫等の施設、常陸那珂火力発電所にはプラント設備、建物、倉庫等の施設、常陸那珂火力発電所にはプラント設備、建物、倉庫等の施設、常陸那珂火力発電所にはプラント設備、建物、倉庫等の施設、常陸那珂火力発電所にはプラント設備、建物、倉庫等の施設、常陸那珂火力発電所にはプラント設備、建物、倉庫等の施設、常陸那珂火力発電所にはプラント設備、建物、倉庫等の施設、常陸那珂火力発電所にはプラント設備、建物、倉庫等の施設、常陸那珂火力発電所にはプラント設備、建物、倉庫等の施設、常陸那珂火力発電所にはプラント設備、				



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	東海第一発電所 家陸町可能 大成總 大成總 大成總 高海駅可能 大成總 一省小牧 常陸駅可能 一省小牧 常陸駅可能 一省小牧 常 1.2-7 図 敷地前面海域を通過する定期船の航行ルート (船会社への関き取り結果に基づき作成)		・立地の相違 【東海第二】

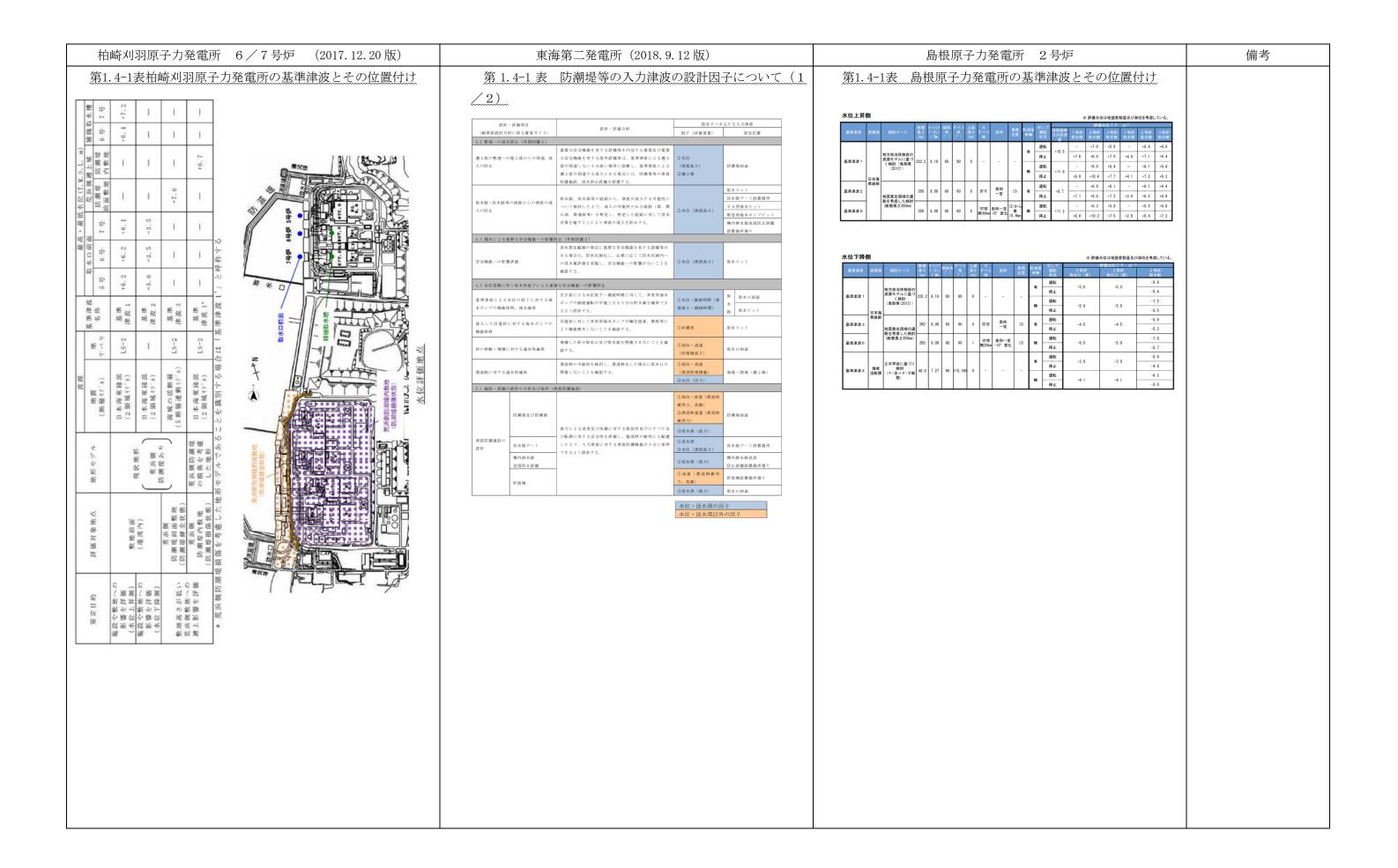
島根原子力発電所 2号炉 備考 柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版) 東海第二発電所(2018.9.12版) 1.4入力津波の設定 1.4 入力津波の設定 1.4 入力津波の設定 【規制基準における要求事項等】 【規制基準における要求事項等】 【規制基準における要求事項等】 基準津波は、波源域から沿岸域までの海底地形等を考慮した、 基準津波は、波源域から沿岸域までの海底地形等を考慮した、 基準津波は、波源域から沿岸域までの海底地形等を考慮した、 津波伝播及び遡上解析により時刻歴波形として設定しているこ 津波伝播及び遡上解析により時刻歴波形として設定しているこ 津波伝播及び遡上解析により時刻歴波形として設定しているこ 入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置に 入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置に 入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置 おいて算定される時刻歴波形として設定していること。 おいて算定される時刻歴波形として設定していること。 において算定される時刻歴波形として設定していること。 基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内 基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾 基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾 の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮すること。 内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮するこ 内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮するこ 【検討方針】 【検討方針】 【検討方針】 基準津波については、「柏崎刈羽原子力発電所における津波評 基準津波については、「東海第二発電所 津波評価について」 基準津波については、「島根原子力発電所における津波評価につ 価について」(参考資料1)において説明する。 (以下「津波評価」という。) にて説明する。 いて」(参考資料1)において説明する。 入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置に 入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置に 入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置に おいて算定される時刻歴波形として設定する。具体的に入力津波 おいて算定される時刻歴波形として設定する。具体的な入力津波 おいて算定される時刻歴波形として設定する。 の設定に当たっては、以下のとおりとする。 なお、具体的な入力津波の設定に当たっては、以下のとおり│の設定に当たっては、以下のとおりとする。 とする。 ●入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を表示する ・ 入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を表 ・入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を表示す こととし、潮位変動等については、入力津波を設計または評価に 示することとし、潮位変動量等については、入力津波を設 ることとし、潮位変動等については、入力津波を設計または 用いる場合に考慮する。 計又は評価に用いる場合に考慮する(【検討結果】及び1.5 評価に用いる場合に考慮する。 水位変動・地殻変動の評価 【検討結果】参照)。

- ●入力津波が各施設・設備の設計・評価に用いるものであることを念頭に、津波の高さ、津波の速度、衝撃力等、着目する荷重因子を選定した上で、各施設・設備の構造・機能損傷モードに対応する効果を安全側に評価する。
- ●施設が海岸線の方向において広がりを有している場合は、複数 の位置において荷重因子の値の大小関係を比較し、施設に最も大 きな影響を与える波形を入力津波とする。
- ・ 入力津波が各施設・設備の設計に用いるものであることを を念頭に、津波の高さ、津波の速度、衝撃力等、着目する 荷重因子を選定した上で、各施設・設備の構造・機能損傷 モードに対応する効果を安全側に評価する(2.2 敷地への
- ・ 施設が海岸線の方向において広がりを有している場合は、 複数の位置において荷重因子の値の大小関係を比較し、最 も大きな影響を与える波形を入力津波とする(【検討結果】 参照)。

浸水防止(外郭防止1)以降の【検討結果】参照)。

- ・入力津波が各施設・設備の設計・評価に用いるものであることを念頭に、津波の高さ、津波の速度、衝撃力等、着目する 荷重因子を選定した上で、各施設・設備の構造・機能損傷モードに対応する効果を安全側に評価する。
- ・施設が海岸線の方向において広がりを有している場合は、複数の位置において荷重因子の値の大小関係を比較し、施設に 最も大きな影響を与える波形を入力津波とする。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内	また、基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波によ	基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内	VII.3 3
 の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮する。	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮する。	
	する <u>(【検討結果】参照)。</u>		
	耐津波設計の評価に用いる数値シミュレーションの時刻歴に		
	ついては,「1.6 設計又は評価に用いる入力津波」の第1.6-2		
	図に示す各評価位置における時刻歴波形から,上昇側水位では		
	最高水位、下降側水位では最低水位に至り、水位の変動が収束		
	する傾向となる十分な時間として,地震発生から240分間を基本		
	とする。ただし、流向ベクトルに関する数値シミュレーション		
	については、漂流物の移動量に与える影響の大きい時間帯に限		
	定し、流況を確認する。		
【検討結果】	【検討結果】	【検討結果】	・資料構成の相違
(1) 入力津波設定の考え方	(1) 入力津波の設計因子の設定について	(1)入力津波設定の考え方	【東海第二】
基準津波は、地震による津波、海底地すべり等の地震以外の要	入力津波は各施設・設備の設計に用いるものであることか	基準津波は、地震による津波、海底地すべり等の地震以外の	島根2号炉は柏崎
因による津波の検討及びこれらの組合せの検討結果より、施設に	ら「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」に基づ	要因による津波の検討及びこれらの組合せの検討結果より、施	6/7 の資料構成で資料
最も大きな影響を及ぼすおそれのある津波として,第1.4-1表に示	き,各要求事項に対する設計・評価の方針を定め,必要な因	設に最も大きな影響を及ぼすおそれのある津波として,第1.4-1	を作成
す3種類の津波を設定している。これらの基準津波の設定に関わる	子について設定した。具体的な例として、防潮堤の設計・評	表に示す6種類の津波を設定している。これらの基準津波の設	
具体的な内容は、「柏崎刈羽原子力発電所における津波評価につ	価に用いる入力津波においては, 津波の高さに対する設計上	定に関わる具体的な内容は、「島根原子力発電所における津波評	
いて」(参考資料1)で説明するが、これらの基準津波に変更があ	考慮すべき設計因子として,水位,水深を抽出し,津波の速	価について」(参考資料1)で説明する。	・審査状況の相違
れば、改めて施設評価の見直しを行うものとする。	度に対する設計上考慮すべき設計因子として,流向,流速を		【柏崎 6/7】
	抽出した。さらに、その他の設計上考慮すべき設計因子とし		島根2号炉は R
	て,漂流物重量,遡上域(回り込み範囲)を抽出した。		元.9.13 の審査会合で
	また、津波防護施設、浸水防止設備の設計に関連する影響		概ね妥当と評価された
	因子についても整理した。		ため
	設計因子については,第 1.4-1 表防潮堤等の入力津波の設		
	計因子についてにおいて記載する。なお,1.4 項では水位に		
	係る設計因子について示す。		



入力津波は、以上の基準津波を踏まえ、津波の地上部からの到達・流入、取水路・放水路等の経路からの流入、及び非常用海水冷却系の取水性に関する設計・評価を行うことを目的に、主として取水口前面・補機取水槽位置、放水口前面・放水庭位置、及び荒浜側遡上域(防潮堤健全状態では防潮堤前面敷地、防潮堤損傷状態では防潮堤内敷地)に着目して設定した。具体的には取水口前面及び放水口前面位置、及び荒浜側遡上域については基準津波の波源から発電所敷地までの津波伝播・遡上解析を行い、海水面の基準レベルからの水位変動量として設定した。なお、解析には、基準津波の評価において妥当性を確認した数値シミュレーションプログラムを用いた(添付資料3)。

また、捕機取水槽及び放水庭位置については、取水口前面及び 放水口前面位置における津波条件に基づき、水路部について水理 特性を考慮した管路解析を行い、各位置における水位変動量とし て設定した。

なお、6号及び7号炉の補機取水槽における水位変動量の評価は、 取水口前面に海水ポンプの取水性確保を目的とした海水貯留堰を 設置することから、同堰の存在を考慮に入れて実施した。

設定する主要な入力津波の種類と、その設定位置を第1.4-2表、 第1.4-1図に示す。 東海第二発電所(2018.9.12版)

第 1.4-1 表 防潮堤等の入力津波の設計因子について (2/2)



水位・浸水深の因子 水位・浸水深以外の因子

(2) 防潮堤前面における入力津波の設定

基準津波による遡上波が地上部から敷地に流入・到達することを防止するため,防潮堤位置に着目し,上昇側の入力津波を設定する。具体的には,防潮堤位置に仮想的に鉛直無限壁を設定し津波シミュレーションを行い,防潮堤の設計又は評価に用いる入力津波を設定する。この際,敷地を取り囲む形で防潮堤を設置することから,海岸線に正対する敷地前面東側とそれ以外の敷地側面北側及び敷地側面南側の3区分に分類した上で,それぞれの区分毎に,防潮堤沿いの複数の位置における水位を比較し,最も水位が高くなる位置の水位に基づき,区分毎に入力津波を設定した。第1.4-1図に防潮堤設置計画と敷地区分図を示す。

島根原子力発電所 2号炉

入力津波は、以上の基準津波を踏まえ、津波の地上部からの 到達・流入、取水路・放水路等の経路からの流入、及び非常用 海水冷却系の取水性に関する設計・評価を行うことを目的に、 主として施設護岸及び防波壁、取水口前面・取水槽位置、放水 槽位置に着目して設定した。具体的には取水口前面については 基準津波の波源から発電所敷地までの津波伝播・遡上解析を行い、海水面の基準レベルからの水位変動量に朔望平均潮位及び 潮位のばらつきを加え、設定した。なお、解析には、基準津波 の評価において妥当性を確認した数値シミュレーションプログ ラムを用いた(添付資料2)。

また、取水口及び放水口位置における<u>朔望平均潮位及び潮位</u> のばらつきを考慮した津波条件に基づき、水路部について水理 特性を考慮した管路計算を行い、各位置における水位変動量と して設定した。

設定する主要な入力津波の種類と、その設定位置を第 1.4-2 確保を目的とした海水表、第 1.4-1 図に示す。 貯留堰に該当する設備

備考

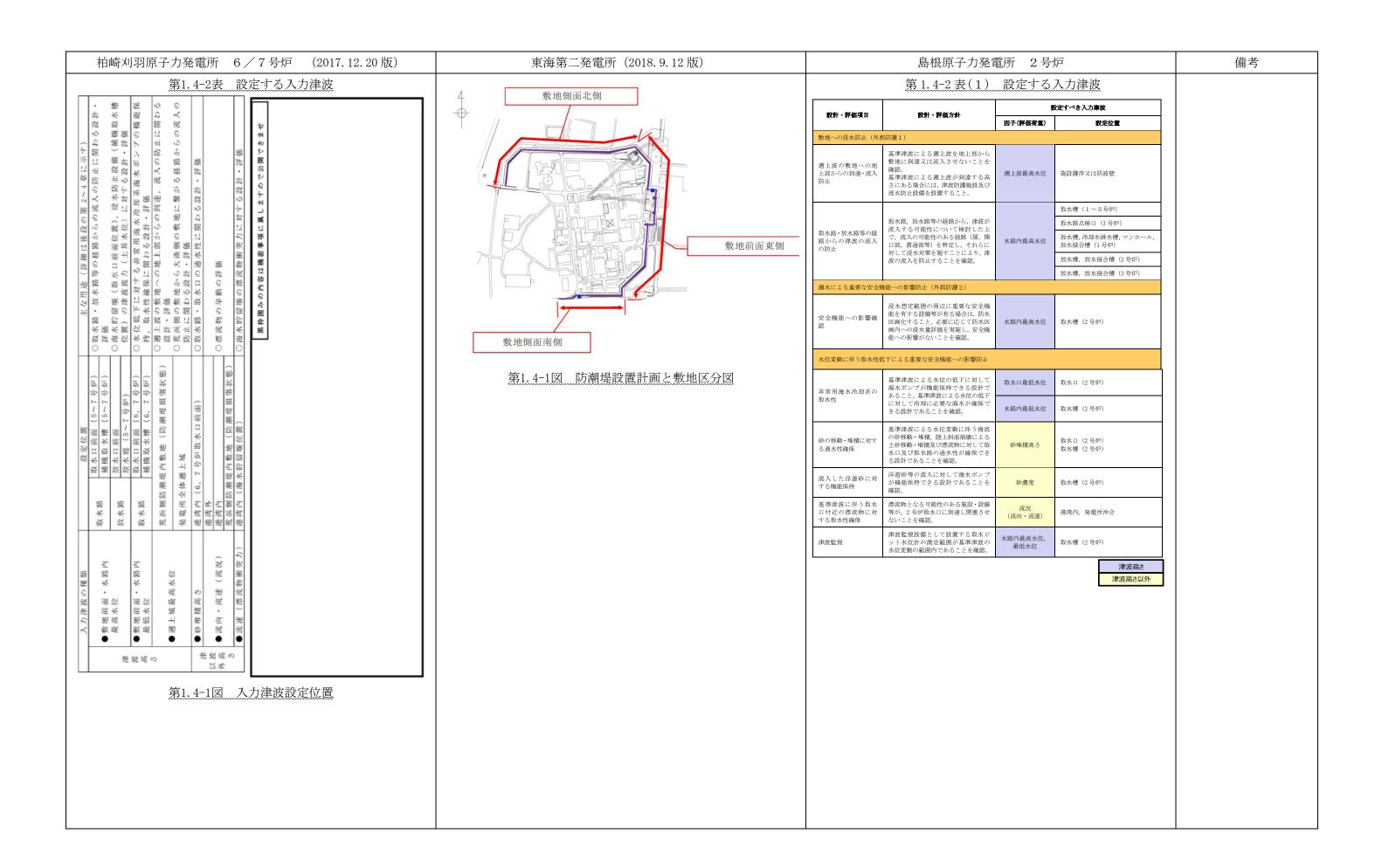
・評価方法の相違【柏崎 6/7】

潮位を数値シミュレーションの初期条件として考慮しているが,島根2号炉は数値シミュレーションより得られた水位変動量に考慮している

・設備の相違

【柏崎 6/7】

海水ポンプの取水性 確保を目的とした海水 貯留堰に該当する設備 はない



	第二	.4-2表(2) 設	定する入力消	建波	
				l l	
			数字すべ	べき入力準波	
	設計・評価項目	設計・評価方針	因子(評価荷重)	設定位置	
	施設・設備の設計・評価の方針及び条件	T	l		
	游波壁 津波防	・波力による侵食及び洗掘に対 する抵抗性並びにすべり及び転 倒に対する安定性を評価する。	津波荷重 (波力)	施設護岸又は防波壁	
	護 施 設 防波壁通路防波扉 の設計	・越流時の耐性にも配慮した上 で,入力津波に対して,津波防	漂流物衝突力(流速)		
	1号炉取水槽流路縮小工	護機能が十分に保持できるよう 設計する。	津波荷重 (最高水位)	取水槽(1号炉)	
	屋外排水路逆止弁 除じん機エリア防水壁	基準地震動による地震力に対	津波荷重 (最高水位) 津波荷重 (最高水位)	施設護岸又は防波壁 取水槽 (2 号炉)	
	取水管立入ビット閉止板 浸水防	して浸水防止機能が十分に保持 できるよう設計する。	津波荷重 (最高水位)	取水槽 (2 号炉)	
	止設備 の設計 海水ポンプエリア水密扉	・浸水時の波圧等に対する耐性 等を評価し、越流時の耐性にも 配慮した上で、入力津波に対し	津波荷重 (最高水位) 津波荷重 (最高水位)	取水槽 (2 号炉)	
	原子炉建物境界水密扉	て浸水防止機能が十分に保持で きるよう設計する。	津波荷重(最高水位)	取水槽(2号炉)	
	取水槽床ドレン逆止弁及 び貫通部止水処置		津波荷重 (最高水位)	取水槽(2号炉)	
	津 波 監 視 設 備 の設計	・津波の影響(波力、漂流物の 衝突等)に対して、影響を受け にくい位置への設置、影響の防 止策・緩和策を検討し、入力津 波に対して津波監視機能が十分 に保持できるよう設計する。	津波荷重 (流速)	取水槽(2 号炉)	
		TOWN CE DOWN NAME / DO		津波高さ	
	2000 放火槽 取水槽	3年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	号炉 株槽 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型	槽 外海に面した施設 ・施設護岸又は防波壁 ・屋外排水路逆止弁①~頃 ・防波壁通路防波扉④~⑥	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版) 島根原子力発電所 2号炉 備考 東海第二発電所(2018.9.12版) 入力津波を設計または評価に用いるに当たっては、入力津波に 入力津波を設計または評価に用いるに当たっては、入力津波に a. 解析条件 影響を与え得る要因を考慮した。すなわち、入力津波が各施設・ 影響を与え得る要因を考慮した。すなわち、入力津波が各施設・ 津波のシミュレーションにおいて考慮する条件を以下に 設備の設計・評価に用いるものであることを踏まえ、津波の高さ、 示す。 設備の設計・評価に用いるものであることを踏まえ、津波の高さ、 津波の速度,衝撃力等,各施設・設備の設計・評価において着目 (a) 朔望平均潮位,地震による地殻変動(2011年東北地方 津波の速度、衝撃力等、各施設・設備の設計・評価において着目 すべき荷重因子を選定した上で、算出される数値の切り上げ等の すべき荷重因子を選定した上で,算出される数値の切り上げ等の 太平洋沖地震を含む。)を適切に考慮する。 処理も含め、各施設・設備の構造・機能損傷モードに対応する効 処理も含め、各施設・設備の構造・機能損傷モードに対応する効 (b) 防波堤がある場合とない場合について評価を行い,防 果を安全側に評価するように、各影響要因を取り扱った。 波堤の有無による水位変動への影響を確認する。 果を安全側に評価するように、各影響要因を取り扱った。 入力津波に対する影響要因としては、津波伝播・遡上解析に関わ 入力津波に対する影響要因としては、津波伝播・遡上解析に関 b . 評価結果 3区分毎に確認した防潮堤前面における上昇側水位の評 │わるものとして次の項目が挙げられる。 るものとして次の項目が挙げられる。 ●潮位変動 • 潮位変動 価結果を以下に示す。 ●地震による地殻変動 (a) 防波堤の有無による影響 ・地震による地殻変動 ●地震による地形変化 ・地震による地形変化 防波堤がある場合については、敷地前面東側防潮堤前 ・津波による地形変化 検討項目の相違 面にてT.P. +17.1m, 敷地側面北側防潮堤前面にてT.P. また、管路解析に関わるものとして、さらに次の項目が挙げら +15.2m^{**}, 敷地側面南側防潮堤前面にてT.P. +15.4mがそ また、管路解析に関わるものとして、さらに次の項目が挙げら 【柏崎 6/7】 れぞれ最も高い水位となった。また、防波堤がない場合 れる。 れる。 島根2号炉は津波に ●管路状態·通水状態 は,敷地前面東側防潮堤前面にてT.P.+17.7m,敷地側面 · 管路状態 · 通水状態 よる地形変化について 北側防潮堤前面にてT.P.+15.2m^{*},敷地側面南側防潮堤 も検討を実施 これらの各要因の詳細及び具体的な取り扱いについては次項 前面にてT.P.+15.4mがそれぞれ最も高い水位となった。 これらの各要因の詳細及び具体的な取り扱いについては次項 「(2)入力津波に対する影響要因の取り扱い」において示す。 第1.4-2図に基準津波による防潮堤前面における津波 「(2)入力津波に対する影響要因の取り扱い」において示す。 水位の評価結果(防波堤の有無による影響)を示す。 なお、柏崎刈羽原子力発電所の6号及び7号炉の津波防護におい ※敷地側面北側の防潮堤設置ルート変更前の水位値で ・基準津波に対する防護 て、規制基準の要求事項に適合するに当たり必要な施設の中に、 す。 対策の相違 海岸線の方向に広がりを有するものはないが、自主的な対策設備 【柏崎 6/7】 としては荒浜側防潮堤がある。これに対しては、基準津波3の評価 荒浜防潮堤に該当す において複数の位置における津波高さの大小関係を比較した上 る設備はない で、最大値を与える波形を確認しており、当該の波形に基づき、 入力津波を設定している。確認の具体的な内容は「柏崎刈羽原子 力発電所における津波評価について」(参考資料1)で説明する。

なお、基準津波策定位置と港口の時刻歴波形を比較した結果、 局所的な海面の固有振動による励起は生じていない。また、港口 と港湾内で数値シミュレーションによる基準津波の最高水位分布 及び時刻歴波形を比較した結果においても、水位分布や水位変動 の傾向に大きな差異はないことから、局所的な海面の固有振動に よる励起は生じていない。確認の詳細を添付資料5に示す。

以上の考え方に基づき設定した設計または評価に用いる入力津 波を「1.6設計または評価に用いる入力津波」において示す。

(2) 入力津波に対する影響要因の取り扱い

入力津波に影響を与える可能性がある要因の取り扱いとしては、各施設・設備の設計・評価において着目すべき荷重因子ごとに、その効果が保守的となるケースを想定することを原則とする。この原則に基づく各要因の具体的な取り扱いを入力津波の種類ごと(津波高さ、津波高さ以外)に以下に示す。また、影響要因のうち潮位変動、地震による地殻変動については、規制基準の要求事項等とともに詳細を「1.5水位変動、地殻変動の考慮」に示す。

a. 津波高さ

(a)潮位変動

入力津波の設定に当たり津波高さが保守的となるケース**※**を想定する。

潮位変動の取り扱いに関わる詳細は1.5節に示す。

※水位上昇側の設計・評価に用いる場合は朔望平均満潮位及び潮 位のばらつき、水位下降側の設計・評価に用いる場合は朔望平 均干潮位及び潮位のばらつき

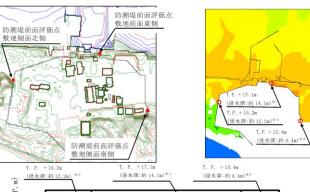
(b) 地震による地殻変動

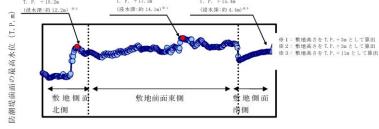
入力津波の設定に当たり津波高さが保守的となるケース※を想 定する。

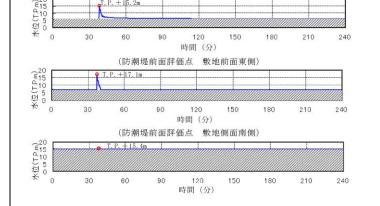
地震による地殻変動の取り扱いに関わる詳細は1.5節に示す。

東海第二発電所(2018.9.12版)

<防波堤あり>







距離 (m)

(防潮堤前面評価点 敷地側面北側)

第1.4-2図 基準津波による防潮堤前面における上昇側水位の評価結果(防波堤の有無による影響) (1/2)

島根原子力発電所 2号炉

また、伝搬先の水深が浅くなることによる水位の増幅、海面の 固有振動による励起及び隅角部における反射の影響は、津波数値 シミュレーションにおいて適切に再現されている。確認の詳細を 添付資料5に示す。

検討結果の相違

【柏崎 6/7】

備考

島根2号は固有振動 による励起の可能性が 考えられる

以上の考え方に基づき設定した設計または評価に用いる入力津 波を「1.6 設計または評価に用いる入力津波」において示す。

(2)入力津波に対する影響要因の取り扱い

入力津波に影響を与える可能性がある要因の取り扱いとしては、各施設・設備の設計・評価において着目すべき荷重因子ごとに、その効果が保守的となるケースを想定することを原則とする。この原則に基づく各要因の具体的な取り扱いを入力津波の種類ごと(津波高さ、津波高さ以外)に以下に示す。また、影響要因のうち潮位変動、地震による地殻変動については、規制基準の要求事項等とともに詳細を「1.5 水位変動、地殻変動の考慮」に示す。

a. 津波高さ

(a) 潮位変動

入力津波の設定に当たり津波高さが保守的となるケース*を 想定する。

潮位変動の取り扱いに関わる詳細は1.5節に示す。

※水位上昇側の設計・評価に用いる場合は朔望平均満潮位及び 潮位のばらつき、水位下降側の設計・評価に用いる場合は朔 望平均干潮位及び潮位のばらつき

(b) 地震による地殻変動

入力津波の設定に当たり津波高さが保守的となるケース*を 想定する。

地震による地殻変動の取り扱いに関わる詳細は1.5節に示す。

※水位上昇側の設計・評価に用いる場合は沈降、水位下降側の設 計・評価に用いる場合は隆起

(c) 地震による地形変化

地震による地形変化としては、前節「1.3基準津波による敷地周 辺の遡上・浸水域」の「(2)地震・津波による地形等の変化に係 る評価」で示したとおり、次の事象が考えられる。

- ●斜面崩壊・地盤変状
- ●荒浜側防潮堤損傷
- ●防波堤損傷

入力津波の設定に当たっては、これらの事象について、遡上域 の地震による地形変化として, 保守的な地形条件も含めて想定し 得る複数の条件(地盤の沈下量や施設の損傷状態)に対して、遡 上解析を実施することにより津波高さに与える影響を確認する。 その上で保守的な津波高さを与える条件を入力津波の評価条件と して選定するとともに、その津波高さを入力津波高さとする。

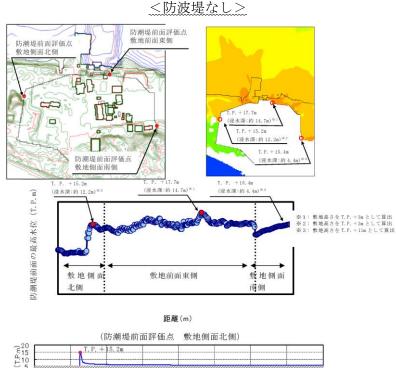
各事象が津波高さに与える影響の確認結果を添付資料4に、ま た、この結果を踏まえた各事象の具体的な取り扱いを以下に示す。

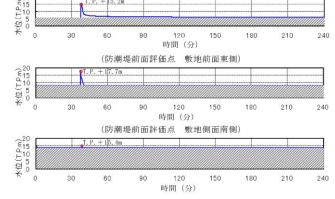
●斜面崩壊・地盤変状

遡上解析により,大湊側敷地前面水位(最高,最低)に対して は、斜面崩壊・地盤変状は現地形が保守的か、有意な影響を与え ないことが確認された。このため入力津波のうち大湊側敷地前面 水位の設定に当たっては、現地形を代表条件とする。

一方, 荒浜側防潮堤内敷地最高水位, 発電所全体遡上域最高水 位に対しては有意な影響があることも想定し、これらの設定に当 たっては、本要因(及び他の要因)をパラメータとした遡上解析 により得られる最も保守的な水位(最高水位)を入力津波高さと する。

東海第二発電所(2018.9.12版)





第1.4-2図 基準津波による防潮堤前面における上昇側水位の評 価結果(防波堤の有無による影響) (2/2)

<参考>

防潮堤前面における入力津波の設定に当たり,防波堤の有 無による影響に加えて、その中間状態として防波堤が地震に より状態変化した場合の影響評価を実施した。地震による状 態変化を想定するため、有効応力解析による防波堤の地震時 沈下量評価を実施した。沈下量評価結果を第1.4-1参考図に 示す。沈下量評価結果を踏まえ、防波堤の高さを1m沈下させ た場合を想定して津波シミュレーションを実施した。地震に よる防波堤の状態変化を考慮した防潮堤前面における上昇 側水位への影響評価結果を第1.4-2参考図に示す。防潮堤前 島根原子力発電所 2号炉

※水位上昇側の設計・評価に用いる場合は沈降、水位下降側の 設計・評価に用いる場合は隆起

(c) 地震による地形変化

地震による地形変化としては、前節「1.3 基準津波による敷 地周辺の遡上・浸水域」の「(2)地震・津波による地形等の変化 に係る評価」で示したとおり、次の事象が考えられる。

- 斜面崩壊
- 地盤変狀
- 防波堤損傷

入力津波の設定に当たっては、これらの事象について、遡上 域の地震による地形変化として、保守的な地形条件も含めて想│る設備はない 定し得る複数の条件(地盤の沈下量や施設の損傷状態)に対し て、溯上解析を実施することにより津波高さに与える影響を確 認する。その上で、保守的な津波高さを与える条件を入力津波 の評価条件として選定するとともに、その津波高さを入力津波 高さとする。

各事象が津波高さに与える影響の確認結果を添付資料3に, また、この結果を踏まえた各事象の具体的な取り扱いを以下に 示す。

• 斜面崩壊

津波評価に影響を与える可能性のある敷地周辺斜面とし て, 防波壁端部の自然地山が挙げられるが, これらについて は「島根原子力発電所2号炉 津波による損傷の防止 論点 2 「津波防護の障壁となる地山の扱い」(R2.5.26 審議済) に おいて、基準地震動及び基準津波に対する健全性を確保して いることを確認したことから, 当該地山の斜面崩壊は入力津 波を設定する際の影響要因として設定しない。また、防波壁 端部の自然地山以外に、敷地周辺斜面として地すべり地形が 判読されている地山の斜面崩壊についても検討し, 入力津波 高さに与える影響がないことが確認されたことから, 入力津 波を設定する際の影響要因として考慮しない。

・基準津波に対する防護 対策の相違

備考

【柏崎 6/7】

荒浜防潮堤に該当す

設備の相違 【柏崎 6/7】

荒浜防潮堤に該当す る設備はない

島根2号炉は,防波壁 端部の地山により津波 を防護している

●荒浜側防潮堤損傷

遡上解析により、大湊側敷地前面水位(最高、最低)に対して は、現地形(防潮堤が健全な状態)が保守的か、有意な影響がな いことが確認された。このため入力津波のうち、大湊側敷地前面 水位の設定に当たっては、現地形を代表条件とする。

一方,発電所全体遡上域最高水位に対しては有意な影響がある ことも想定し、これらの設定に当たっては、本要因(及び他の要 因)をパラメータとした溯上解析により得られる最も保守的な水 位(最高水位)を入力津波高さとする。

なお、荒浜側防潮堤内敷地の水位の評価に対しては、本条件は 固定条件※となる。

※防潮堤内敷地の水位の評価に当たっては防潮堤損傷状態を前提 とする

●防波堤損傷

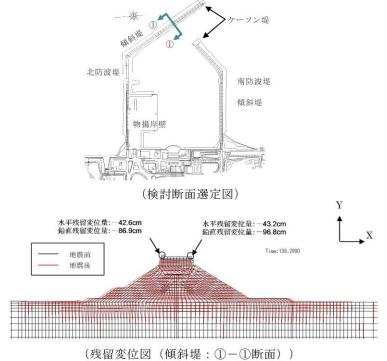
防波堤の状態は、大湊側敷地前面水位(最高、最低), 荒浜側 防潮堤内敷地最高水位、発電所全体遡上域最高水位のいずれに対 しても有意な影響を与え得るものと考えられるため、本要因につ いては、本要因(及び他の要因)をパラメータとした遡上解析に より得られる最も保守的な水位(最高、最低)を入力津波高さと する。

(d) 管路状態·通水状態

管路内における津波の挙動に関わる管路状態・通水状態としては 以下の項目が挙げられる。

東海第二発電所(2018.9.12版)

面における水位を評価した結果, 防波堤がない場合における 評価値を上回らないことを確認した。



第 1.4-1 参考図 有効応力解析による防波堤の地震時沈下量評価

• 地盤変狀

津波評価に影響を与える可能性のある地形変化として, 防 波壁前面に存在する埋戻土の沈下が挙げられるが、これらの 範囲は限定されており、これらの沈下を考慮した遡上解析を 行った結果, 最大水位上昇量に変化が認められるが, その差 異は小さいことから、入力津波を設定する際の影響要因とし て考慮しない。

島根原子力発電所 2号炉

・立地の相違

【柏崎 6/7】

島根は斜面崩壊, 地盤 変状と区別して検討

備考

設備の相違

【柏崎 6/7】

荒浜防潮堤に該当す る設備はない

• 防波堤損傷

防波堤の状態は、施設護岸及び防波壁等の最高水位及び2 号炉取水口の最低水位に対しても有意な影響を与え得るもの と考えられるため、本要因については、本要因(及び他の要 因)をパラメータとした遡上解析により得られる最も保守的 な水位(最高、最低)を入力津波高さとする。

(d) 津波による地形変化

津波による地形変化としては、前節「1.3 基準津波による 敷地周辺の遡上・浸水域」の「(2)地震・津波による地形等の 変化に係る評価」で示したとおり、津波による地形変化が発 生しないよう対策工を実施するため、入力津波を設定する際しも検討を実施 の影響要因として考慮しない。

(e) 管路状熊·通水状熊

管路内における津波の挙動に関わる管路状態・通水状態と しては以下の項目が挙げられる。なお、島根2号炉のスクリ ーンは耐震性, 耐津波性を有するため, スクリーンの有無に ついて,入力津波を設定する際の影響要因として考慮しない。 詳細を「2.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系

・検討項目の相違

【柏崎 6/7】

島根2号炉は津波に よる地形変化について

設備の相違

【柏崎 6/7】

島根2号炉のスクリ ーンは耐震性,耐津波性 を有する

東海第二発電所(2018.9.12版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

- ●貝付着状態
- ●スクリーン部圧力損失
- ●ポンプ稼働状態

入力津波の設定に当たり、これらをパラメータとした管路<u>解析</u>を行い、得られた結果のうち最も保守的な水位(最高、最低)を 入力津波高さとする。

保守的な値の選定に関わる管路解析の詳細を添付資料6に示す。

b. 津波高さ以外

(a)潮位変動

津波高さ以外の,流向・流速(流況)や砂堆積高さ等の津波条件(荷重因子)には有意な影響を与えないと考えられるため,入力津波の設定に当たり,標準条件※を想定する。

※水位上昇側の評価のために策定した<u>基準津波1</u>,3では満潮位側, 下降側の評価のために策定した<u>基準津波2</u>では干潮位側を考慮し, 潮位のばらつきは考慮しない

(b) 地震による地殻変動

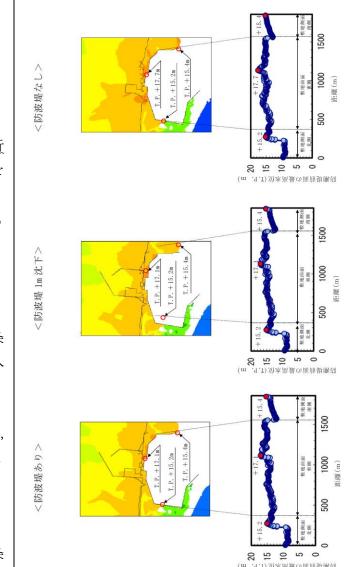
津波高さ以外の,流向・流速(流況)や砂堆積高さ等の津波条件(荷重因子)には有意な影響を与えないと考えられるため,入力津波の設定に当たり,標準条件※を想定する。

※各基準津波の原因となる地震に伴う地殻変動

(c) 地震による地形変化

地震による地形変化としては、上述のとおり、次の事象が考えられる。

- ●斜面崩壊・地盤変状
- ●荒浜側防潮堤損傷
- ●防波堤損傷



第1.4-2参考図 地震による防波堤の状態変化を考慮した防潮堤 前面における上昇側水位への影響評価

(b) 地盤の変状の影響

地盤の変状により想定される沈下については、添付資料4のとおり、有効応力解析による液状化判定の結果、基準地震動Ssに伴う地形変化、標高変化が生じる可能性はわずかである場合においても、津波シミュレーションへの影響を確認するため、解析条件として沈下なしの条件に加えて、地盤面を大きく沈下させた条件を設定した。第1.4-2表及び第1.4-3図に基準津波による防潮堤前にお

の機能保持確認」に示す。

- · 貝付着状態
- ・ポンプ稼働状態

入力津波の設定に当たり、これらをパラメータとした管路計算を行い、得られた結果のうち最も保守的な水位(最高、最低)を入力津波高さとする。

保守的な値の選定に関わる管路<u>計算</u>の詳細を<u>添付資料6</u>に示す。

b. 津波高さ以外

(a)潮位変動

津波高さ以外の,流向・流速(流況)や砂堆積高さ等の津波 条件(荷重因子)には有意な影響を与えないと考えられるため, 入力津波の設定に当たり,標準条件*を想定する。

※水位上昇側の評価のために策定した<u>基準津波</u>では満潮位側, 下降側の評価のために策定した<u>基準津波</u>では干潮位側を考慮 し、潮位のばらつきは考慮しない

(b) 地震による地殻変動

津波高さ以外の,流向・流速(流況)や砂堆積高さ等の津波 条件(荷重因子)には有意な影響を与えないと考えられるため, 入力津波の設定に当たり,標準条件*を想定する。

※各基準津波の原因となる地震に伴う地殻変動

(c) 地震による地形変化

地震による地形変化としては、上述のとおり、次の事象が考 えられる。

- 斜面崩壊
- 地盤変状
- 防波堤損傷

・設備の相違

【柏崎 6/7】

荒浜防潮堤に該当す る設備はない

入力津波の設定に当たっては、これらの事象について、保守的 な地形条件も含めて想定し得る複数の条件(地震による地盤の沈 下や施設の損傷状態)に対して遡上解析を実施することにより、 着目すべき各々の津波条件(荷重因子)に与える影響を確認する。 その上で保守的な結果を与える条件を入力津波の評価条件として 選定するとともに、その結果を入力津波とする。

各事象が各々の津波条件(荷重因子)に与える影響の確認結果 を添付資料4に、また、この結果を踏まえた各事象の具体的な取り 扱いを以下に示す。

●斜面崩壊・地盤変状

遡上解析により、港湾内外の流向や流速、砂堆積高さ等に対し ては、斜面崩壊・地盤変状は有意な影響を与えないことが確認さ れた。このため入力津波のうちこれらの設定に当たっては、現地 形を代表条件とする。

一方、荒浜側防潮堤内敷地の流向・流速(流況)に対しては有 意な影響があると考えられることから、これらについては、本要 因をパラメータとした遡上解析により得られるすべての結果を入 力津波として取り扱い、設計・評価を行うものとする。

●荒浜側防潮堤損傷

遡上解析により、港湾内外の流向や流速、砂堆積高さ等に対し ては、荒浜側防潮堤損傷は有意な影響を与えないことが確認され た。このため入力津波のうちこれらの設定に当たっては、現地形 (防潮堤が健全な状態)を代表条件とする。

東海第二発電所(2018.9.12版)

ける津波水位の評価結果(地盤の変状の影響)を示す。

第1.4-2表 基準津波による防潮堤前面における津波水位の評価 結果(地盤の変状の影響)

	防潮堤あり	防潮堤なし
地盤変状なし	・敷地前面東側防潮堤前面 T. P. + 17. 1m ・敷地側面北側防潮堤前面 T. P. + 15. 2m ・敷地側面南側防潮堤前面 T. P. + 15. 4m	・敷地前面東側防潮堤前面 T.P. +17.7m ・敷地側面北側防潮堤前面 T.P. +15.2m ・敷地側面南側防潮堤前面 T.P. +15.4m
・敷地前面東側防潮堤前面 T.P. + 16.9m ・敷地側面北側防潮堤前面 T.P. + 14.8m ・敷地側面南側防潮堤前面 T.P. + 16.2m		・敷地前面東側防潮堤前面 T.P. +16.7m ・敷地側面北側防潮堤前面 T.P. +15.1m ・敷地側面南側防潮堤前面 T.P. +16.6m

島根原子力発電所 2号炉

入力津波の設定に当たっては、これらの事象について、保守 的な地形条件も含めて想定し得る複数の条件(地盤の沈下量や 施設の損傷状態)に対して、遡上解析を実施することにより、 着目すべき各々の津波条件(荷重因子)に与える影響を確認す る。その上で、保守的な結果を与える条件を入力津波の評価条 件として選定するとともに、その結果を入力津波とする。

各事象が各々の津波条件(荷重因子)に与える影響の確認結 果を添付資料3に、また、この結果を踏まえた各事象の具体的 な取り扱いを以下に示す。

• 斜面崩壊

津波評価に影響を与える可能性のある敷地周辺斜面とし て, 防波壁端部の地山が挙げられるが, これらについては「島 根原子力発電所2号炉 津波による損傷の防止 論点2「津 波防護の障壁となる地山の扱い」(R2.5.26 審議済) において, 基準地震動及び基準津波に対する健全性を確保していること を確認したことから、当該地山の斜面崩壊は入力津波を設定 する際の影響要因として設定しない。また, 防波壁端部の自 然地山以外に, 敷地周辺斜面として地すべり地形が判読され ている地山の斜面崩壊についても検討し, 入力津波高さに与 える影響がないことが確認されたことから, 入力津波を設定 する際の影響要因として考慮しない。

• 地盤変状

津波評価に影響を与える可能性のある地形変化として, 防 囲の相違 波壁前面に存在する埋戻土の沈下が挙げられるが、これらの 範囲は限定されており、港湾内・発電所沖合の流況に有意な 影響を与えないものと考えられる。このため入力津波のうち 流況の設定に当たっては、現地形を代表条件とし、入力津波 <u>を設定する</u>際の影響要因として考慮しない。

・立地の相違

【柏崎 6/7】

島根2号炉は、防波壁 端部の地山により津波 を防護している

備考

・基準津波による遡上範

【柏崎 6/7】

島根2号炉は,防波壁 等により津波が敷地へ 流入しない

設備の相違

【柏崎 6/7】

荒浜防潮堤に該当す る設備はない

なお, 荒浜側防潮堤内敷地の流向・流速(流況) に対しては, 本 条件は固定条件(防潮堤損傷状態を想定) となる。

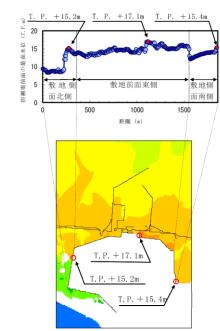
●防波堤損傷

防波堤の状態は、港湾外の流況には有意な影響を与えないもの と考えられる。このため入力津波のうち港湾外の流況の設定に当 たっては、現地形(防波堤が健全な状態)を代表条件とする。

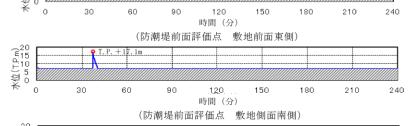
一方,港湾外の流況を除く,港湾内の流向や流速,砂堆積高さ等に対しては有意な影響を与えるものと考えられるため,これらについては,本要因(及び他の要因)をパラメータとした遡上解析により得られるすべての結果を入力津波として取り扱い,設計・評価を行うものとする。

東海第二発電所 (2018.9.12版)

<地盤変状なし,防波堤あり>



(防潮堤前面評価点 敷地側面北側)



第1.4-3 図 基準津波による防潮堤前面における津波水位の評価 結果(地盤の変状の影響)(1/4)

120

150

• 防波堤損傷

防波堤の状態は、発電所沖合の流況には有意な影響を与えないものと考えられる。このため入力津波のうち発電所沖合の流況の設定に当たっては、現地形(防波堤が健全な状態)を代表条件とし、入力津波を設定する際の影響要因として考慮しない。

島根原子力発電所 2号炉

一方,発電所沖合の流況を除く,港湾内の流向や流速,砂堆積高さ等に対しては有意な影響を与えるものと考えられるため,これらについては,本要因(及び他の要因)をパラメータとした遡上解析により得られるすべての結果を入力津波として取り扱い,設計・評価を行うものとする。

(d)津波による地形変化

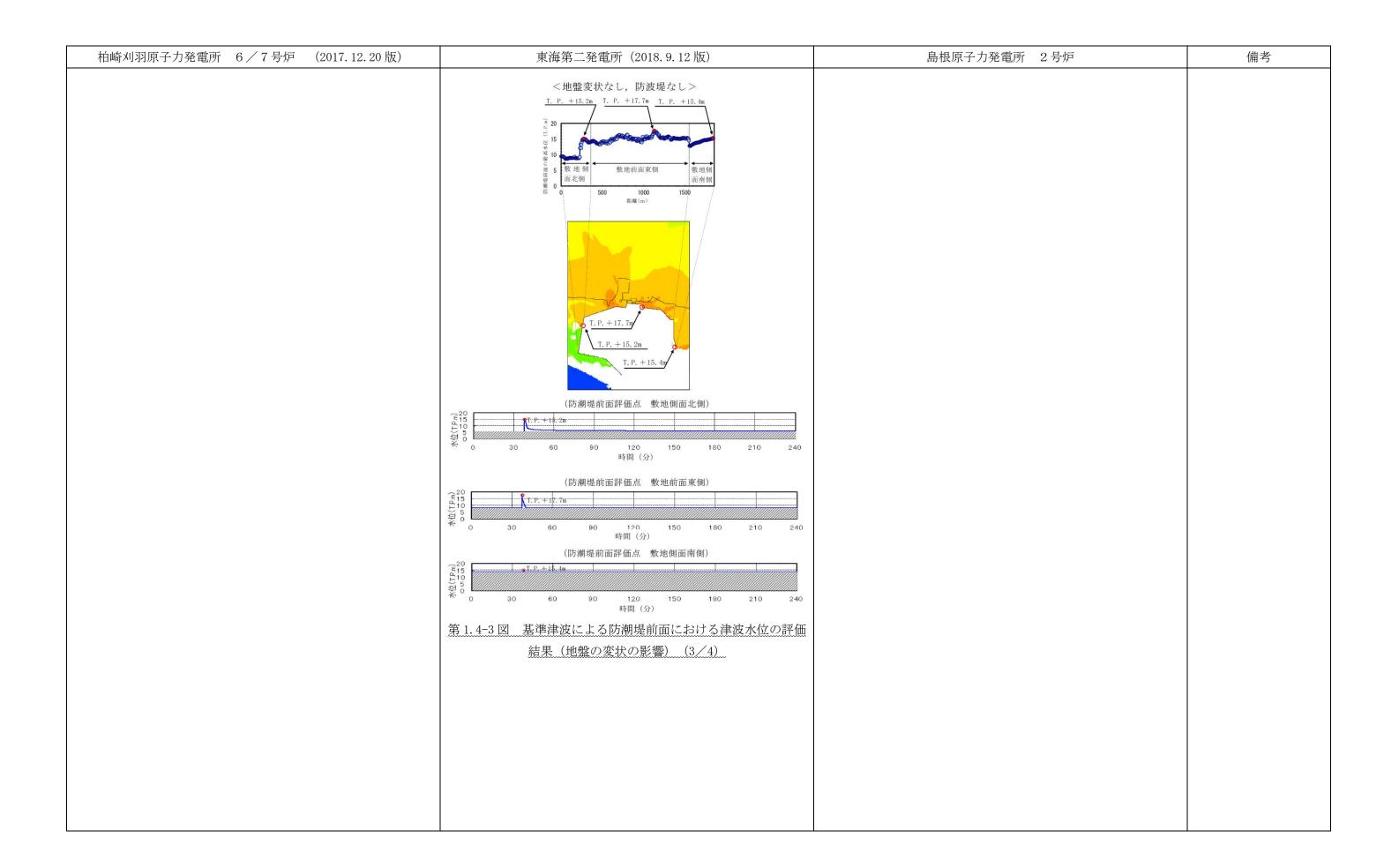
津波による地形変化としては、前節「1.3 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域」の「(2)地震・津波による地形等の変化に係る評価」で示したとおり、津波による地形変化が発生しないよう対策工を実施するため、入力津波を設定する際の影響要因として考慮しない。

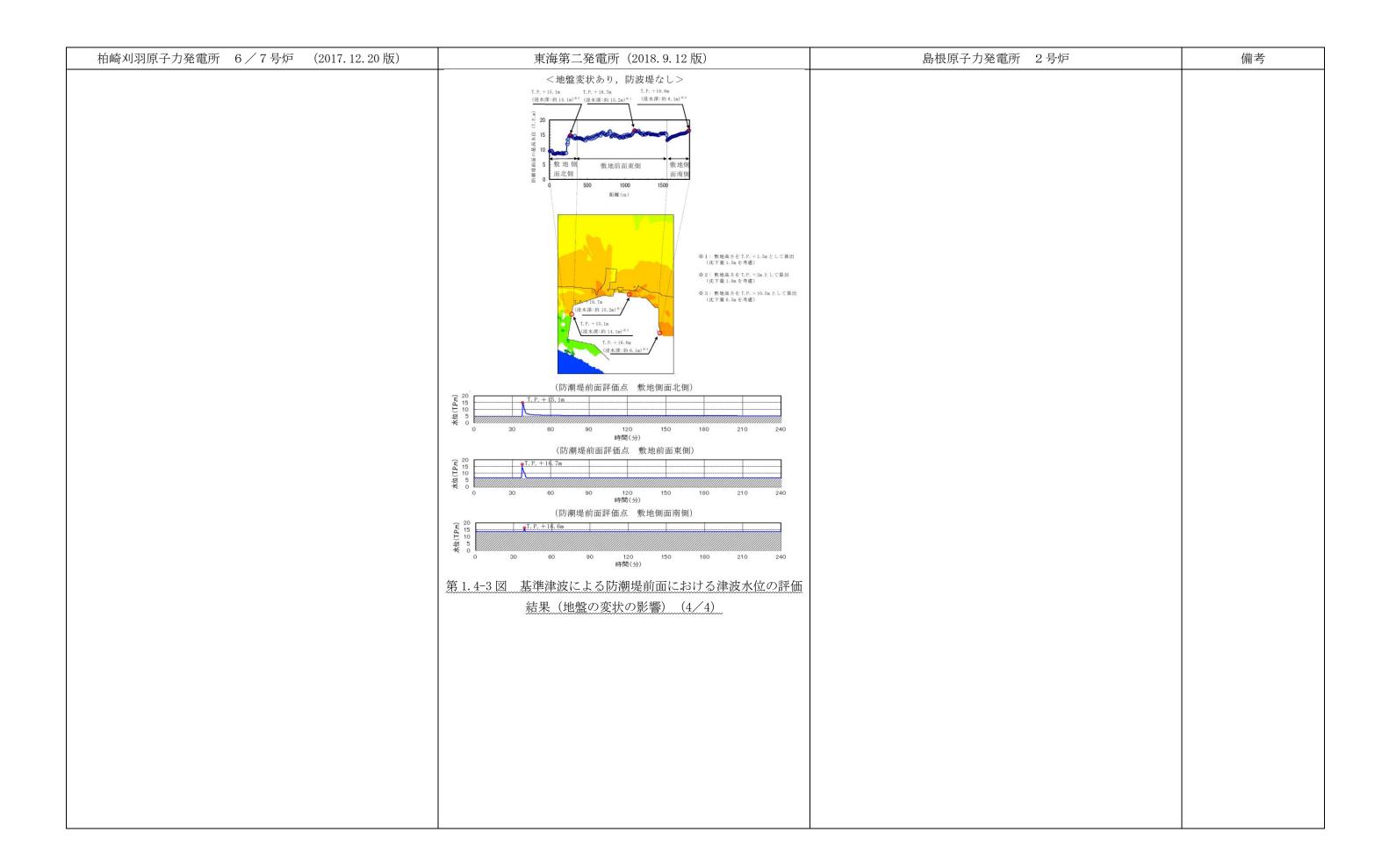
・検討項目の相違 【柏崎 6/7】

島根2号炉は津波に よる地形変化について も検討を実施

備考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<地盤変状あり、防波堤あり>		
	T.P. +14.8m T.P. +16.9m T.P. +16.2m (浸水源:約12.8n)** (浸水源:約14.9n)** (浸水源:約5.7n)** (浸水源:約5.7n)**		
	E 20 E 15		
	关键 10		
	5 数 地 侧 数 地 闸 数 地 侧 面 中 M 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和		
	第 0 500 1000 1500 第解 (車)		
	停1: 敷地高さをT.P.+1.5m として算出 (沈下簾 1.m を号應)		
	T.P. +16.9m		
	T.P. +14.8m (浸水滞:約12.8m) ⁶³ (従下除 0.5m を考慮)		
	T. P. + 1.6. 2m ($\Re A(\overline{x}; \dot{x}) \le 5.7 \text{m})^{-2}$		
	(防潮堤前面評価点 敷地側面北側)		
	(# 15) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1		
	0 30 60 90 120 150 180 210 240 時間(分)		
	(防潮堤前面評価点 敷地前面東側)		
	## 15		
	0 30 60 90 120 150 180 210 240 		
	(防潮堤前面評価点 敷地側面南側)		
	(# 15		
	0 30 60 90 120 150 180 210 240		
	第1.4-3 図 基準津波による防潮堤前面における津波水位の評価		
	## (地盤の変状の影響) (2/4)		
	加木 (地)		





柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東	海第二発電所(202	8.9.12版)		島根原子力発電所 2 号炉	備考
	(c) まとめ					・記載方法の相違
	防波堤がある場合及び防波堤がない場合の地盤変状の					【東海第二】
	評価結果る	を第1.4-3表にまと	める。			島根2号炉は添付資
	敷地前面東側については、防波堤なし、地盤変状なし					料3及び6に結果を記
	の場合には	おいて, T.P. +17.7	'mとなり最もz	水位が高くなる		載
	ことから、	この組合せの評価	亜結果をもと ℓ	こ入力津波高さ		
	を設定する	5				
	敷地側面	面北側については、	防波堤有無	こよる影響はな		
	く, 地盤?	変状なしの場合に	るいて水位が温	高くなることか		
	ら, 防波:	堤なし、地盤変状	なしの条件に	ニおけるT.P.+		
	15.2mをも	とに入力津波高さ	を設定する。			
	敷地側面	面南側については、	防波堤なし,	地盤変状あり		
	の場合に	おいて,水位が高く	くなることが何	確認された。液		
	<u> </u>	対象層についてはる	す効応力解析!	こて液状化しな		
	いことを何	催認しているが、こ	こでは保守的	に防波堤なし、		
	地盤変状	ありの場合におけ	るT.P. +16.6	mをもとに入力		
	津波高さる	と設定する。				
	第1.	4-3表 基準津波は	よる防潮堤前	うにおける		
		津波水位の評	価結果まとめ			
	防波		防波堤なし	(T. P. +)		
	評価位置 地盤図		地盤変状	地盤変状		
	評価位置な		なし	あり		
	敷地側面 15.	2m 14.8m	15. 2m	15. 1m		
	北側					
	敷地前面 17					
	17.	I	17.7m (浸水深:約14.1m)	16.7m (浸水深:約15.2m)		
	東側					
	敷地側面 15.		15.4m	16.6m		
	南側 (浸水深:	約4.4m) (浸水深:約5.7m)	(浸水深:約4.4m)	(浸水深:約6.1m)		
		内	_ は各評価位置で	の最高水位		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	(3) 取水ピットにおける入力津波の設定		
	取水路からの津波の敷地への流入防止及び非常用海水ポン		
	プの取水性を評価するため,取水ピットに着目し,上昇側及		
	び下降側の入力津波を設定する。具体的には、基準津波が海		
	洋から取水路を経て取水ピットに至る系について, 水理特性		
	を考慮した管路解析を行い,浸水防止設備等の設計及び評価		
	に用いる入力津波を設定する。第1.4-4図に取水路及び取水ピ		
	ットの構造を示す。また、添付資料5に管路解析のモデルの		
	詳細について示す。		
	第1.4-4図 取水路及び取水ピットの構造		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	a. 評価条件		
	取水路から取水ピットに至る系の管路解析において考慮		
	する条件を以下に示す。第1.4-4表に取水路の管路解析条		
	件,第1.4-5表に取水路の管路解析において考慮した解析条		
	件の整理を示す。		
	(a) 朔望平均潮位,地震による地殻変動(2011年東北地方		
	太平洋沖地震を含む。)を適切に考慮する。		
	(b) 防波堤がある場合とない場合について評価を行い, 防		
	波堤の有無による水位変動への影響を確認する。		
	(c) スクリーンによる損失の有無による水位変動への影響		
	について確認する。		
	(d) 管路には貝付着の抑制効果のある次亜塩素酸を注入し		
	ていることから、常時貝付着がない状態であるが、貝付		
	着の有無が入力津波高さに与える影響を確認するため,		
	貝付着なしの場合も評価する。		
	(e) 取水ピット上部の海水ポンプ室床版に評価点(開口)		
	を設け、当該部に作用する水頭を評価する。		
	(f) 残留熱除去系海水系ポンプ,非常用ディーゼル発電機		
	用海水ポンプ,高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用		
	海水ポンプ,(以下「非常用海水ポンプ」という。)の		
	取水性を確保することを目的として取水口前面の海中に		
	貯留堰を設置することから、貯留堰を設置したモデルと		
	して評価する。		
	(g) 非常用海水ポンプの取水性を確保するため,取水口前		
	面の海中に貯留堰を設置し、大津波警報発表時には、循		
	環水ポンプを含む常用海水ポンプ停止(プラント停止)		
	を行う運用を定めることから、常用海水ポンプを停止し		
	た場合について評価する。		
	(h) 非常用海水ポンプの運転状態(取水量)として,取水		
	がない(ポンプ停止)場合と取水がある(ポンプ運転)		
	場合について評価を行い、水位変動への影響を確認する。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	(i) 基準地震動Ssによる地盤の変状の考慮については,		
	「(2) 防潮堤前面における入力津波の設定」に示した津		
	波シミュレーションの結果により、取水口前面(敷地前		
	面東側) は地盤の変状がない場合において, 最も水位が		
	高くなることから、取水路の管路解析においては地盤変		
	状のない場合について評価する。		
	第1.4-4表 取水路の管路解析条件		
	項目 解析条件 計算領域 取水口~取水路~取水ビット(非常用海水ボンブ,常用海水ボンブ)		
	計算時間間隔 Δ t 0.01 秒 基礎方程式 非定常開水路流及び管路流の連続式・運動方程式 ※1		
	○流量あり:計2549.4(m³/hr) 循環水ボンブ: 74220(m³/hr/台)×0台 申目が助けるがよるがよるが、プログライ(3/4)×0台		
	機留熱除去系海水系ポンプ:885.7(m³ / hr/台)×2台 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ:272.6(m² / hr/台)×2台 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ:232.8(m³ / hr/台)×1台		
	境界条件 補機治却系海水系ポンプ: 2838(m³/hr/台)×0 台 海水電解海水取水ポンプ: 220(m³/hr/台)×0 台		
	除塵装置洗浄水ポンプ: 186 (m² / hr / 台) × 0 台 (津波襲来時の状態として,常用海水ポンプ全台停止かつ非常用海水ポンプの 運転状態を想定)		
	○流量なし:計0(m³/hr)摩擦損失係数 マニング粗度係数 n=0.020(貝代あり)m⁻¹/³・s n=0.015(貝代なし)m⁻¹/³・s		
	貝の付着代 貝代なし, 貝代あり 10cm を考慮 電力土木技術協会(1995):火力・原子力発電所土木構造物の設計ー補強改訂版一, 局所損失係数 千秋信~(1967):発電水力演習,		
	土木学会(1999): 水理公式集 [平成 11 年版] による		
	上昇側: 3.11 地震の地震変動量(0.2m 沈下を考慮) Mw8.7 の地設変動量 地盤変動条件 潮位のばらつき(σ=+0.18m)		
	下降側: 3.11 地震の地殻変動量(0.2m 沈下を考慮)		
	一		
	計算時間 4時間(津波計算と同時間)		

<	連続式 路 $>$ 運動方程式 連続式 $\frac{\partial Q}{\partial x} =$ ここに, t A	$\frac{\partial A}{\partial t} + \frac{\partial Q}{\partial x} = 0$ $\frac{\partial Q}{\partial t} + gA \frac{\partial H}{\partial x} + gA$ $\vdots 時間 Q$ $: 流水断面積$ $: 管底高$ $: マニングの流れ$	$\begin{cases} \frac{n^2 \mid v \mid v}{R^{4/3}} + \\ : 流量 v \\ H : 圧 \\ 位 \end{cases}$	$\frac{ v v}{4/3} + \frac{1}{\Delta x} f \frac{ v v}{2g} = 0$ $\frac{1}{\Delta x} f \frac{ v v}{2g} = 0$ $f : 流速 x : 管度 $	「路の場合) ト)		
a b <作 a b	運動方程式 連続式 路 > 運動方程式	$\frac{\partial A}{\partial t} + \frac{\partial Q}{\partial x} = 0$ $\frac{\partial Q}{\partial t} + gA \frac{\partial H}{\partial x} + gA$ $\vdots 時間 Q$ $\vdots 流水断面積$ $\vdots 管底高$ $\vdots マニングの流れ$	$\begin{cases} \frac{n^2 \mid v \mid v}{R^{4/3}} + \\ : 流量 v \\ H : 圧 \\ 位 \end{cases}$	1 f v v / 2g = 0 : 流速 x : 管度 か水頭+位置水頭 (管	「路の場合) ト)		
b <管 a b	連続式 選動方程式 連続式 $\frac{\partial Q}{\partial x} = \frac{\partial C}{\partial x}$ ここに, t A z n $\Delta = \frac{\partial C}{\partial x}$	$\frac{\partial A}{\partial t} + \frac{\partial Q}{\partial x} = 0$ $\frac{\partial Q}{\partial t} + gA \frac{\partial H}{\partial x} + gA$ $\vdots 時間 Q$ $\vdots 流水断面積$ $\vdots 管底高$ $\vdots マニングの流れ$	$\begin{cases} \frac{n^2 \mid v \mid v}{R^{4/3}} + \\ : 流量 v \\ H : 圧 \\ 位 \end{cases}$	1 f v v / 2g = 0 : 流速 x : 管度 か水頭+位置水頭 (管	「路の場合) ト)		
b <管 a b	連続式 選動方程式 連続式 $\frac{\partial Q}{\partial x} = \frac{\partial C}{\partial x}$ ここに, t A z n $\Delta = \frac{\partial C}{\partial x}$	$\frac{\partial A}{\partial t} + \frac{\partial Q}{\partial x} = 0$ $\frac{\partial Q}{\partial t} + gA \frac{\partial H}{\partial x} + gA$ $\vdots 時間 Q$ $\vdots 流水断面積$ $\vdots 管底高$ $\vdots マニングの流れ$	$\begin{cases} \frac{n^2 \mid v \mid v}{R^{4/3}} + \\ : 流量 v \\ H : 圧 \\ 位 \end{cases}$	1 f v v / 2g = 0 : 流速 x : 管度 か水頭+位置水頭 (管	「路の場合) ト)		
< 作 a b	選動方程式 運動方程式 $\frac{\partial Q}{\partial x} = $ ここに、 t A z n Δ : 槽及び立坑部 >	 ∂Q + gA → dH → gA) : 時間 Q : 流水断面積 : で底高 : で路の流れ 	:流量 v H : 圧; 位[・:流速 × :管原 カ水頭+位置水頭(管 置水頭(開水路の場合	「路の場合) ト)		
a b	運動方程式 $ \frac{\partial Q}{\partial x} = \frac{\partial x}{\partial x} = \frac{1}{2} $ ここに、 $\frac{1}{2}$ A $\frac{1}{2}$ n $\frac{1}{2}$ d	: 時間 Q : 流水断面積 : 管底高 : マニングの : : 管路の流れ	:流量 v H : 圧; 位[・:流速 × :管原 カ水頭+位置水頭(管 置水頭(開水路の場合	「路の場合) ト)		
b	連続式 $\frac{\partial Q}{\partial x} =$ ここに, t A z n 4 を 構及び立坑部 >	: 時間 Q : 流水断面積 : 管底高 : マニングの : : 管路の流れ	:流量 v H : 圧; 位[・:流速 × :管原 カ水頭+位置水頭(管 置水頭(開水路の場合	「路の場合) ト)		
b	連続式 $\frac{\partial Q}{\partial x} =$ ここに, t A z n 4 を 構及び立坑部 >	: 時間 Q : 流水断面積 : 管底高 : マニングの : : 管路の流れ	:流量 v H : 圧; 位[・:流速 × :管原 カ水頭+位置水頭(管 置水頭(開水路の場合	「路の場合) ト)		
< 1	連続式 — =	:時間 Q:流水断面積:管底高:マニングの:管路の流れ	H : 圧; 位t	力水頭+位置水頭(管 置水頭(開水路の場合	「路の場合) ト)		
< 1	ここに, t A z n Δ: 槽及び立坑部>	:流水断面積:管底高:マニングの:管路の流れ	H : 圧; 位t	力水頭+位置水頭(管 置水頭(開水路の場合	「路の場合) ト)		
< 7	A z n Δ: 槽及び立坑部>	:流水断面積:管底高:マニングの:管路の流れ	H : 圧; 位t	力水頭+位置水頭(管 置水頭(開水路の場合	「路の場合) ト)		
< 1	n Δ: 槽及び立坑部>	:マニングの :管路の流れ					
< 7	n Δ: 槽及び立坑部>	:マニングの :管路の流れ					
< 1	槽及び立坑部>			R : 径深			
	$A_{P} \frac{dH_{P}}{dt} = Q_{S}$		方向の長さ	f : 局所損失係	数		
	$A_P {dt} = Q_S$						
	$\mathbb{Z} \mathbb{Z} \mathbb{Z}$, A_{F}	: 水槽の平面		の関数となる)	•		
	$Q_{_{ m S}}$: 水槽へ流入	する流量(の総和	t:時間		
身-L 信息	防波堤条件	スクリーン による損失	貝付着	海水ポンプ	プ運転状態		
at #		あり/なし	あり/なし	常用海水ポンプ	非常用海水ポンプ		
				非常用海水ポンプの取り			
	合について記	無による水位	位変動の影	水口前面の海中に貯留は 発表時には,循環水ポン	ンプを含む常用海水ポン		
設定	条件 海場の有無	変動への影響 を確認する。	響を確認する	プ停止 (プラント停止) とから,評価の前提と	を行う運用を定めるこ		
	よる水位変更		ಎ.	とし,非常用海水ポンプ	プによる取水がない (ポ		
	への影響を確認する。	Ē			常用海水ポンプによる取 条件について解析した。		
	D あり	あり	あり	0 台	0 台		
	2 あり 3 あり	あり なし	あり	0 台	5 台 0 台		
	D あり	なし	あり	0 台	5 台		
	5	ありあり	なし	0台	0 台 5 台		
	う あり	なし	なし	0 台	0 台		
	ありなし	なし あり	なし あり	0 台	5 台 0 台		
	り なし	あり	あり	0 台	5 台		
	① なし ② なし	なしなし	あり	0 台	0 台 5 台		
	3 なし	あり	なし	0台	0 台		
	分 なしう なし	あり なし	なしなし	0台	5 台 0 台		
	なし	なし	なし	0台	5 台		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	b. 評価結果(上昇側)		
	以下に、取水ピットにおける上昇側水位の評価結果を以		
	下に示す。 第1.4-6表に取水路の管路解析結果(上昇側		
	最高水位)一覧を示す。また、添付資料6に管路解析のパ		
	ラメータスタディについて示す。		
	(a) 防波堤の有無による影響		
	防波堤の有無による影響としては、スクリーンの損失		
	の有無,貝付着の有無及び非常用海水ポンプの運転状態		
	の条件の違いに関わらず,防波堤がない場合において水		
	位が高くなった。		
	また、最高水位は防波堤なし、スクリーン損失なし、貝		
	付着あり、海水ポンプの取水なしの条件にてT.P.+		
	19.19mとなった。		
	(b) スクリーンの損失の有無による影響		
	スクリーンの損失の有無による影響としては,防波堤		
	の有無,貝付着の有無及び非常用海水ポンプの運転状態		
	の条件の違いに関わらず,スクリーンの損失がない場合		
	において最高水位が高くなった。		
	(c) 貝付着の有無による影響		
	貝付着の有無による影響としては、防波堤の有無、スク		
	リーンの損失の有無及び非常用海水ポンプの運転状態の		
	条件の違いに関わらず、貝付着がある場合とない場合に		
	おいて、その差は非常に小さくほとんどのケースにおい		
	て有意な差はなかった。		
	(d) 非常用海水ポンプの運転状態による影響		
	非常用海水ポンプの運転状態による影響については,		
	防波堤の有無、スクリーンの損失の有無及び貝付着の有		
	無の条件の違いに関わらず,その差は非常に小さく,有		
	意な差とはならなかった。		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)		備考
(2011. 12. 20 /kg)	(e) まとめ	四次/// 173万 电// 2 379	- m. J
	以上の評価結果より、防波堤なし、スクリーンの損失		
	なしの場合において、水位が高くなる傾向にあることが		
	確認された。また、貝付着の有無及び非常用海水ポンプ		
	の運転状態による影響としては、有意な影響は確認され		
	なかった。このため、防波堤なし、スクリーンの損失な		
	しの場合において、最も水位の高くなった解析ケース⑪		
	(最高水位T.P.+19.19m) をもとに入力津波高さを設定		
	する。		
	第1.4-5図に基準津波による取水ピットにおける上昇		
	側水位の評価結果を示す。		
	関小匠*25円		
	第 1.4-6 表 取水路の管路解析結果(上昇側最高水位)一覧(1		
	<u>/ 2</u>		
	解析 ケース 防疲堤 スクリー 非常用海水 非常用海水 非常用海水 排除 (標準 ボンブ 循環水ボンブ 循環水ボンブ (海原) (佐田) (佐田) (佐田) (佐田) (佐田) (佐田) (佐田) (佐田		
	少損失 ボンブの収水 (青側) (北側) (甲央) (北側) ① あり あり あり なし +15.79 +15.79 +15.95 +16.04 +15.95 +16.04		
	② あり あり あり あり +15.79 +15.79 +15.95 +16.04 +15.95 +16.04 ③ あり なし あり なし +16.91 +16.91 +16.74 +16.56 +16.74 +16.91		
	(a) \$9 \$\$\tau_{0}\$ \tau_{0}\$ \tau_{0		
	(i) \$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc		
	② あり なし なし +17.10 +16.56 +16.46 +16.56 +17.10		
	® あり なし あり +17.09 +17.09 +16.56 +16.46 +16.56 +17.09		
	Mer and The antique of the property of the pro		
	第1.4-6表 取水路の管路解析結果(上昇側最高水位)一覧(2/2)		
	パラメータ 取水ビット水位(T.P. m) 解析ケース 解析ケース 解析ケース 所波堤 スクリー 具付着 非常用海水 ポンプ ボンブ ボンブ ボンブ ボンブ (南側) (中央) (北側) (北側)		
	① なし あり あり なし +16.61 +16.39 +16.56 +16.39 +16.61		
	⑩ なし あり あり あり +16.61 +16.61 +16.39 +16.56 +16.39 +16.61 ⑪ なし なし あり なし +19.19 +19.19 +18.35 +17.87 +18.35 +19.19		
	⊕ なし なし あり あり +19.18 +19.18 +18.35 +17.87 +18.35 +19.18		
	(i) /2 \(\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc		
	(5)		
	⑩ なし なし なし あり +19.17 +19.17 +18.38 +17.88 +18.38 +19.17		
	:解析ケース毎の最高水位: : 上昇側最高水位:		

	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
・ 放 ス の 表 の が は 場 み 入	本には分一人には一人によって選定したケース 解析ケース① 非常用海木ボンブ指付位置 25.0 のは13.0 のは14.0 のは15.0 には15.0 に		DHI - 2

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	c. 評価結果 (下降側)		
	取水ピットにおける下降側水位の評価結果を以下に示		
	す。第1.4-7表に取水路の管路解析結果(下降側最低水位)		
	一覧を示す。また、添付資料6に管路解析のパラメータス		
	タディについてを示す。		
	(a) 防波堤の有無による影響		
	防波堤の有無による影響としては、スクリーンの損失		
	の有無、貝付着の有無及び非常用海水ポンプの運転状態		
	の条件の違いに関わらず、防波堤がない場合において水		
	位が低くなる傾向にあるが、その差は非常に小さく、有		
	意な差とはならなかった。		
	(b) スクリーンの損失の有無による影響		
	スクリーンの損失の有無による影響としては、防波堤		
	の有無、貝付着の有無及び非常用海水ポンプの運転状態		
	の条件の違いに関わらず、スクリーンの損失がない場合		
	において水位が低くなる傾向にあるが、その差は非常に		
	小さく,有意な差とはならなかった。		
	(c) 貝付着の有無による影響		
	貝付着の有無による影響としては, 防波堤の有無, ス		
	クリーンの損失の有無及び非常用海水ポンプの運転状態		
	の条件に関わらず、貝付着がある場合とない場合におい		
	て、その差は非常に小さく有意な差とはならなかった。		
	(d) 非常用海水ポンプの運転状態による影響		
	非常用海水ポンプの運転状態による影響については,		
	防波堤の有無、貝付着の有無及びスクリーンの損失の有		
	無の条件の違いに関わらず、非常用海水ポンプの取水が		
	ある(ポンプ運転)場合とない(ポンプ停止)場合にお		
	いて、その差は非常に小さく有意な差とはならなかった。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	(e) まとめ 以上の評価結果より、防波堤なし、スクリーンの損失なしの場合において、水位が低くなる傾向にあることが確認された。また、貝付着の有無及び非常用海水ポンプの運転状態による影響としては、有意な影響は確認されなかった。このため、防波堤なし、スクリーンの損失なしの場合において、最も水位の低くなった解析ケース②、⑤、⑥(最低水位T.P5.03m)をもとに入力津波高さを設定する。第1.4-6図に基準津波による取水ピットにおける下降側水位の評価結果を示す。 第 1.4-7 表 取水路の管路解析結果(下降側最低水位)一覧(1 2)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 ⑦ あり なし なし なし -4.95 -4.95 -4.95 -4.96 -4.95 -4.95 ⑧ あり なし なし あり -4.95 -4.95 -4.95 -4.95 -4.95 ※:下降側水位については非常用海水ポンプ位置における水位を対象に評価を実施した。 		
	※: 下陸側水位については非常用海水ホンノ位直における水位を対象に計価を実施した。: 解析ケース毎の最高水位		
	###		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	入力津波設定に当たって選定したケース		
	解析ケース⑫、⑮、⑯ 非常用海水ポンプ据付位置		
	25. 0		
	章 15.0 亡 10.0 亡 5.0 封 0.0		
	₩ 0.0 -5.0 -10.0		
	0 30 60 90 120 150 180 210 240 時間(分)		
	ケース②の時刻歴波形		
	【評価条件】 ・防波堤の有無による水位変動への影響を考慮する。		
	・スクリーンによる損失の有無による水位変動への影響を考慮する。 ・貝付着がある場合及び貝付着がない場合について、評価を実施する。		
	・非常用海水ポンプの取水の有無による水位変動への影響を考慮する。		
	・朔望平均潮位, 地震による地殻変動 (2011年東北地方太平洋沖地震を含む。) を考慮 する。		
	・取水口前面の海中に貯留堰を設置したモデルにて評価を実施する。 ・大津波警報発表時に循環水ポンプを含む常用海水ポンプは停止運用を定めることか		
	・ 大津政警報発表時に循環水ホンノを占む吊用機水ホンノは停止連用を定めることが ら、常用海水ポンプは停止状態とする。		
	・地盤の変状がない場合について評価を実施する。 【評価結果】		
	防波堤なし、スクリーンの損失なしの場合において、水位が低くなる傾向にあること		
	が確認された。また、貝付着の有無及び非常用海水ポンプの取水の有無による影響としては、有意な影響は確認されなかったことから、防波堤なし、スクリーンの損失なしの		
	場合において、最も水位の低くなった解析ケース®、® (最低水位T.P5.03m (非常用海水ポンプ据付位置))をもとに入力津波高さを設定する。		
	() III/IIII AND SUBTREES / COCIO/ONTENDES CIRAL / SO		
	●: 換間熱除去系遣水系ポンプ○: 非常用ディーゼル発電機用海水ボンブ○: 企工が立るでは、○: 企工が立るプレイ系ディーゼル発電機用		
	海水ボンブ ●: 循版水ボンブ		
	第1.4-6図 基準津波による取水ピットにおける下降側水位の評		
	<u> </u>		
	(4) 放水路ゲート設置箇所における入力津波の設定		
	放水路からの津波の敷地への流入を防止するため、放水路ゲー		
	ト設置箇所に着目し、上昇側の入力津波を設定する。具体的には、		
	基準津波が海洋から放水路を経て放水路ゲートに至る系につい		
	て、水理特性を考慮した管路解析を行い、津波防護施設、浸水防		
	上設備等の設計及び評価に用いる入力津波を設定する。第 1.4-7		
	図に放水路ゲートの設置位置を示す。また、添付資料5に管路解		
	析のモデルの詳細について示す。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	M		
	第1.4-7図 放水路ゲートの設置位置		
	a. 評価条件 放水路から放水路ゲートに至る系の管路解析において考慮する条件を以下に示す。第1.4-8表に放水路の管路解析条件,第1.4-9表に放水路の管路解析において考慮した解析条件の整理を示す。 (a) 朔望平均潮位,地震による地殻変動(2011年東北地方太平洋沖地震を含む。)を適切に考慮する。 (b) 防波堤がある場合とない場合について評価を行い,防波堤の有無による水位変動への影響を確認する。		
	(c) 定期的に除貝清掃を実施していないため、貝付着がある場合について評価する。 (d) 放水路ゲート設置箇所の放水路上版に評価点(開口)を設け、当該部に作用する水頭を評価する。 (e) 放水路ゲートを閉止する前に循環水ポンプ、補機冷却系海水系ポンプ(以下「常用海水ポンプ」という。)を停止する運用とすることから、常用海水ポンプを停止し		
	た場合について評価する。 (f) 放水路ゲートを閉止した状態においても、非常用海水ポンプの運転が可能となるように扉体に小扉を設けて非常用海水ポンプの運転に伴う放水ができる設計とすることから、非常用海水ポンプの取水がある場合(ポンプ運転)と取水がない場合(ポンプ停止)について評価する。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	(g) 基準地震動 S_s による地盤の変状の考慮については、		
	「(2) 防潮堤前面における入力津波の設定」に示した津		
	波シミュレーションの結果により、取水口前面(敷地前		
	面東側) は地盤の変状がない場合において, 最も水位が		
	高くなることから、取水路の管路解析においては地盤変		
	状のない場合について評価する。		
	第1.4-8表 放水路の管路解析条件		
	項目 解析条件 計算領域 ゲート部〜放水路〜放水口(非常用海水ポンプ)		
	計算時間間隔		
	 ○流量あり ケース1 B 水路, C 水路:計 4320.8 (m³/hr) 循環水ポンプ:74220 (m³/hr/台)×0台 残留熱除去系海水系ポンプ:885.7 (m³/hr/台)×4台 非常用ディーゼル発電機用海水ボンプ:272.6 (m³/hr/台)×2台 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ボンブ:232.8 (m³/hr/台)×1台 補機治却系海水系ボンブ:2838 (m³/hr/台)×0台 (津波襲来時の状態として、常用海水ボンブ全台停止かつ非常用海水ボンブの運転状態を根定。(原子炉トリップ+(所内電源喪失又は原子炉水位低下)の状態)) ○流量あり ケース2 B 水路, C 水路:計9996.8 (m³/hr) 循環水ボンブ:74220 (m³/hr/台)×0台 残留熱除去系海水系ボンブ:885.7 (m³/hr/台)×4台 非常用ディーゼル発電機用海水ボンブ:272.6 (m³/hr/台)×2台 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ボンブ:232.8 (m³/hr/台)×1台 補機冷却系海水系ボンブ:2838 (m³/hr/台)×2台 (ケース1の状態から、燃料ブール治却等のため ASW ボンブを追加起動した状態を 		
	想定) (流量あり ケース3 B水路, C水路:計2549.4(m³/hr) 循環水ボンブ:74220(m³/hr/台)×0台 残留熱除去系海水系ボンブ:885.7(m³/hr/台)×2台 非常用ディーゼル発電機用海水ボンブ:272.6(m³/hr/台)×2台 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ボンブ:232.8(m³/hr/台)×1台 補機冷却系海水系ボンブ:2838(m³/hr/台)×0台 (津波襲来時の状態として,常用海水ボンブ全台停止かつ非常用海水ボンブの運転 状態を想定) (流量なと:計0(m³/hr)		
	摩擦損失係数 マニング粗度係数 n=0.020(貝代あり)m ^{-1/3} ・s 貝の付着代 貝代 10cm を考慮		
	電力土木技術協会(1995): 火力・原子力発電所土木構造物の設計 — 補強改訂版 — , 一手秋信 — (1967): 発電水力演習 。 土木学会(1999): 木理公式集 [平成11 年版] による		
	入射条件 防波堤ありケース 上昇側 / 防波堤なしケース 上昇側 3.11 地震の地殻変動量(0.2m 沈下を考慮)		
	地盤変動条件 Mw8.7 の地殻変動量 潮位のばらつき (σ = +0.18m)		
	潮佐条件 朔望平均減潮位 (T. P. + 0.61m)計算時間 4 時間 (津波計算と同時間)		

※1 基礎方程式	
(開水路) a)運動方程式 $\frac{\partial}{\partial t} + \frac{\partial}{\partial x} \left(\frac{q^2}{A} \right) + gA \frac{\partial H}{\partial x} + gA \left(\frac{n^2 \mid v \mid v}{R^{4/3}} + \frac{1}{\Delta x} f \frac{\mid v \mid v}{2g} \right) = 0$ b)連続式 $\frac{\partial A}{\partial t} + gA \frac{\partial H}{\partial x} + gA \left(\frac{n^2 \mid v \mid v}{R^{4/3}} + \frac{1}{\Delta x} f \frac{\mid v \mid v}{2g} \right) = 0$ c 管路 > a)運動方程式 $\frac{\partial Q}{\partial x} = 0$ ここに, t : 時間 Q : 流量 v : 流速 x : 管底に沿った座標 A : 流水断面積 H : 圧力水頭+位置水頭 (管路の場合) 位置水頭 (関係数の場合) 位置水頭 (電路の場合) な : 管底高 g : 重力加速度 n : $v = v = v \neq 0$ の租度係数 n : 径深 n : 《音路の流れ方向の長さ n : 局所損失係数 < 水槽及び立坑部 > Ap $\frac{dH}{dt} = Q_S$ ここに, A_p : 水槽の平面積 (水位の関数となる) H_p : 水槽水位 Q_S : 水槽へ流入する流量の総和 t : 時間	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)		東海	第二発電所	(2018. 9. 12 版)		島根原子力発電所 2号炉	備考
	第		放水路の管息 解析条件の整	各解析においてを 理 (1/2)	き 慮した		
	is I have the Asi.	防波堤	貝付着	海水ポンフ	『運転状態		
	計算条件	あり/なし	あり	常用海水ポンプ	非常用海水ポンプ		
	設定条件	とない場合につい て評価を行い, 防	除貝清掃しないた め,貝が付着してい	大津波警報が発表した場合 させる運用のため、放水し; また、プラント停止時に非 ることを考慮した運転条件	ない条件とした。 常用海水ポンプの運転され		
		水位変動への影響 を確認する。		補機冷却系海水系ポンプに ある(ポンプ運転)条件と	よる運転も考慮し, 放水が		
	A水路 ① B水路	あり	あり	0台	0台		
	C水路 A水路	<i>4</i> , 1	4s. In	0台	0 台		
	② B水路 C水路A水路	なし	あり	0 台 0 台 0 台	0 台 0 台 0 台		
	③ B水路 C水路	あり	あり	0 台	7 台 0 台		
	A水路 ④ B水路	なし	あり	0 台	0 台 7 台		
	C 水路 A 水路			0 台	0台		
	⑤ B水路C水路A水路	あり 	あり	0 台 0 台 0 台	0 台 7 台 0 台		
	(6) B水路 C水路	なし	あり	0台	0 台 7 台		
	A水路 ⑦ B水路	あり	あり	0 台 2 台	0 台 7 台		
	C 水路 A 水路			0台	0 台		
	8 B水路 C水路	なし	あり	2 台	7台0台		
	A水路 9 B水路 C水路	あり	あり	0 台 0 台 2 台	0 台 0 台 7 台		
	A 水路 ⑩ B 水路	なし	あり	0 台	0 台		
	C水路			2 台	7 台		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	第1.4-9表 放水路の管路解析において考慮した解析条件の整理		
	(2/2)		
	防波堤 貝付着 海水ポンプ運転状態 計算条件		
	常用海水 非常用海水 ポンプ ポンプ		
	防波堤がある場合 放水路は、定期的に 大津波警報が発表した場合に、常用海水ポンプを停止 とない場合につい 除 貝 清 掃 しない た させる運用のため、放水しない条件とした。		
	設定条件 で評価を行い、防 め、貝が付着してい また、プラント停止時に非常用海水ボンブの運転され 波堤の有無による る場合の影響を確認 ることを考慮した運転条件及び常用海水ボンブのうち		
	水位変動への影響 する。 補機冷却系海水系ポンプによる運転も考慮し、放水が を確認する。 ある (ポンプ運転)条件とした。		
	A 水路 0 台 0台 (I) B 水路 あり あり 0台 5台		
	C水路 0台 0台 A水路 0台 0台		
	(2) B水路 なし あり 0台 5台		
	C水路 0台 0台 A水路 0台 0台		
	(3) B水路 あり 0台 C水路 0台		
	A水路 0台 (i) B水路 なし		
	C 水路 0 台 5 台		
	<u>b. 評価結果</u>		
	放水路ゲート設置箇所における上昇側水位の評価結果を		
	以下に示す。第1.4-10表に放水路の管路解析結果(上昇側		
	最高水位)一覧を示す。また、添付資料6に管路解析のパ		
	ラメータスタディについて示す。		
	(a) 防波堤の有無による影響		
	防波堤の有無による影響としては、A水路(北側)		
	では防波堤がない場合において水位が高くなり、B水		
	路(中央)及びC水路(南側)では防波堤がある場合		
	において水位が高くなった。特に, 防波堤がある場合		
	におけるB水路(中央)での水位が高くなる傾向にあ		
	ることが確認された。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	(b) 非常用海水ポンプの運転状態による影響		
	非常用海水ポンプの運転状態による影響として、非		
	常用海水ポンプの運転がある場合とない場合,運転状		
	態(ポンプの運転台数)及び放水する水路(B又はC		
	水路)の違いによる影響を確認した。		
	防波堤がある場合は、非常用海水ポンプの運転の有		
	無及び放水する水路の違いによる優位な差はなかっ		
	The		
	防波堤がない場合は、B水路へ放水する場合につい		
	ては非常用海水ポンプの運転による海水流量が多いほ		
	どB水路の水位が高くなる傾向にあり、C水路へ放水		
	する場合については非常用海水ポンプの運転による海		
	水流量が少ないほどC水路の水位が高くなる傾向にあ		
	ることが確認されたが、非常用海水ポンプの運転状態		
	による影響は防波堤の有無による影響に比べ、程度が		
	小さいことを確認した。		
	(c) まとめ		
	以上の評価結果より,防波堤ありの場合にB水路の		
	水位が高くなる傾向にあることが確認された。非常用		
	海水ポンプの運転状態による影響は防波堤の有無によ		
	る影響に比べ、程度が小さいことが確認された。この		
	ため、防波堤ありの場合において、最も水位の高くな		
	った解析ケース①, ⑤, ⑨, ⑪, ⑬ (最高水位T.P.+		
	19.01m) をもとに入力津波高さを設定する。第1.4-8		
	図に基準津波による放水路ゲート設置箇所の上昇側最		
	高水位の評価結果を示す。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)
有崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)		備考
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版) A	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	【評価条件】 ・朔望平均潮位,地震による地殻変動(2011年東北地方太平洋沖地震を含む。)を考慮する。 ・防波堤の有無による水位変動への影響を考慮する。 ・貝付着がある場合について評価を実施する。 ・放水路ゲート設置箇所の放水路上版に評価点(開口)を設け水位を評価する。 ・放水路ゲートを閉止する前に循環水ポンプを停止する運用とすることから,循環水ポンプを停止した場合について評価する。 ・非常用海水ポンプの取水の有無による水位変動への影響を考慮する。 ・地盤の変状がない場合について評価を実施する。 【評価結果】 防波堤の有無による影響として,防波堤ありの場合に水位が高くなる傾向にあることが確認された。また,非常用海水ポンプの運転状態による影響としては,防波堤の有無による影響に比べ,程度が小さいことが確認された。このため,防波堤ありの場合において,最も水位の高くなった解析ケース①,⑤,⑨,①,⑥(最高水位T.P.+		
	19.01m) をもとに入力津波高さを設定する。		
	第1.4-8図 基準津波による放水路ゲートの上昇側最高水位の評価結果		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	(5) SA用海水ピット及び緊急用海水ポンプピットにおける入		
	力津波の設定		
	SA用海水ピット及び緊急用海水ポンプピットからの津波		
	の敷地への流入を防止するため、SA用海水ピット及び緊急		
	用海水ポンプピットに着目し、上昇側の入力津波を設定する。		
	具体的には、基準津波が海洋からSA用海水ピット取水塔を		
	経由し緊急用海水ポンプピットに至る系について、水理特性		
	を考慮した管路解析を行い,浸水防止設備等の設計及び評価		
	に用いる入力津波を設定する。第1.4-9図にSA用海水ピット		
	及び緊急用海水ポンプピットの構造を示す。また、添付資料		
	5に管路解析のモデルの詳細について示す。		
	第1.4-9図 SA用海水ピット及び緊急用海水ポンプピット		
	の構造		
	in thinks		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	a. 解析条件		
	SA用海水ピット取水塔から緊急用海水ポンプピットに		
	至る系の管路解析において考慮する条件を以下に示す。第		
	1.4-11表にSA用海水ピット及び緊急用海水ポンプピット		
	の管路解析条件,第1.4-12表にSA用海水ピット及び緊急		
	用海水ポンプピット管路解析において考慮した解析条件の		
	整理を示す。		
	(a) 朔望平均潮位,地震による地殻変動(2011年東北地方		
	太平洋沖地震を含む。)を適切に考慮する。		
	(b) 防波堤がある場合とない場合について評価を行い, 防		
	波堤の有無による水位変動への影響を確認する。		
	(c) 管路は定期清掃の実施前後を考慮して, 貝付着がある		
	場合及び貝付着がないの場合について評価する。		
	(d) SA用海水ピットの上版及び緊急用海水ポンプ室床版		
	に評価点(開口)を設け、当該部に作用する水頭を評価		
	<u> </u>		
	(e) SA用海水ピットから取水する可搬型代替注水大型ポ		
	ンプ及び緊急用海水ポンプピットから取水する緊急用海		
	水ポンプは、重大事故等対処施設であり、津波の襲来時		
	には使用せず、津波が収まった後に使用することから、		
	これらのポンプは停止した状態を条件とする。		
	(f) 基準地震動 S s による地盤の変状の考慮については,		
	「(2) 防潮堤前面における入力津波の設定」に示した津		
	波シミュレーションの結果により、取水口前面(敷地前		
	面東側) は地盤の変状がない場合において, 最も水位が		
	高くなることから、取水路の管路解析においては地盤変		
	状のない場合について評価する。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	第 1.4-11 表 SA用海水ピット及び緊急用海水ポンプピットの		
	<u> </u>		
	項目 解析条件 計算領域 SA用海水ビット取水塔~SA用海水ビット~緊急用海水ポンプピット		
	計算時間開屬 Δ t		
	 境界条件 ○流量なし:計0(m³/hr) 摩擦損失係数 マニング粗度係数 n=0.020(貝代あり)m^{-1/3}⋅s n=0.015(貝代なし)m^{-1/3}⋅s 		
	貝の付着代 貝代なし, 貝代あり 10cm を考慮 電力土木技術協会(1995): 火力・原子力発電所土木構造物の設計 ー 補強改訂版 ー ,		
	一		
	入射条件 防波堤ありケース 上昇側、防波堤なしケース 上昇側 上昇側:3.11 地震の地殻変動量 (0.2m 沈下を考慮) 地盤変動条件		
	潮位のばらつき (σ = +0.18m) 潮位条件 上昇側: 朔望平均満潮位 (T. P. +0.61m)		
	計算時間 4時間(津波計算と同時間)		
	※1 基礎方程式 <開水路>		
	a)運動方程式 $\frac{\partial Q}{\partial t} + \frac{\partial}{\partial x} \left(\frac{Q^2}{A} \right) + gA \frac{\partial H}{\partial x} + gA \left(\frac{n^2 v v}{R^{4/3}} + \frac{1}{\Delta x} f \frac{ v v}{2g} \right) = 0$		
	b)連続式 $\frac{\partial A}{\partial t} + \frac{\partial Q}{\partial x} = 0$		
	<管路>		
	a)運動方程式 $\frac{\partial Q}{\partial t} + gA \frac{\partial H}{\partial x} + gA \left(\frac{n^2 \mid v \mid v}{R^{4/3}} + \frac{1}{\Delta x} f \frac{\left v \right v}{2g} \right) = 0$		
	$\frac{\partial Q}{\partial x} = 0$		
	D)理 統式 ∂x		
	ここに、t : 時間 Q : 流量 v : 流速 x : 管底に沿った座標 A : 流水断面積 H : 圧力水頭+位置水頭 (管路の場合)		
	位置水頭 (開水路の場合) z :管底高 g : 重力加速度		
	n : マニングの粗度係数 R : 径深 Δx : 管路の流れ方向の長さ f : 局所損失係数		
	$<$ 水槽及び立坑部 $>$ $A_{P} \frac{dH_{P}}{dH_{P}} = Q_{S}$		
	dt		
	ここに, A _p : 水槽の平面積(水位の関数となる) H _p : 水槽水位 Q _s : 水槽へ流入する流量の総和 t:時間		
	481.73418 NIDS 6.7 O PROSE STREET		
	第1.4-12表 SA用海水ピット及び緊急用海水ポンプピット		
	の管路解析において考慮した解析条件		
	計算条件		
	新り/なし 防波堤がある場合とない場合について 貝付着の有無による水位変動の影響を		
	設定条件 評価を行い,防波堤の有無による水位変 確認する。 動への影響を確認する。		
	① あり あり		
	② なし あり ③ あり なし		
	(f)		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	b. 評価結果		
	SA用海水ピット及び緊急用海水ポンプピットにおける		
	上昇側水位の評価結果を以下に示す。第1.4-13表にSA用		
	海水ピット及び緊急用海水ポンプピットの管路解析(上昇		
	側最高水位)一覧を示す。また、添付資料6に管路解析の		
	パラメータスタディについて示す。		
	(a) 防波堤の有無による影響		
	防波堤の有無による影響としては、貝付着の有無に関		
	わらず,防波堤がない場合において水位が高くなった。		
	(b) 貝付着の有無による影響		
	具付着の有無による影響としては,防波堤の有無に関		
	わらず,貝付着がない場合において水位が高くなった。		
	(c) まとめ		
	以上の評価結果より、防波堤なし、貝付着がない場合		
	(解析ケース④) において各評価点での水位はSA用海		
	水ピットではT.P.+8.89m, 緊急用海水ポンプピットでは		
	T.P.+9.29mとなり最も高くなったことから,本解析ケー		
	スの評価結果をもとに入力津波高さを設定する。第		
	1.4-10図に基準津波によるSA用海水ピット及び緊急用		
	海水ポンプピットの上昇側最高水位の評価結果を示す。		
	第1.4-13表 SA用海水ピット及び緊急用海水ポンプピットの		
	<u>管路解析結果(上昇側最高水位)一覧</u>		
	解析 パラメータ 各ビットの水位(T.P. m) 解析ケース毎の最高水位 ケース 防波堤 貝付着 SA用海水ビット 紫急用海水 ボンブビット ポンプビット		
	(j) 35 b) 35 b) +6.01 +6.15		
	② なし あり +6.41 +6.47 SA用海水ビット: +8.89 ③ あり なし +8.39 +8.78 緊急用海水ボンブビット: +9.29		
	③ なし なし +8.89 +9.29		
	: 上界側最高水位		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	(6) 構内排水路逆流防止設備の入力津波の設定		
	海域と連接する構内排水路からの津波の敷地への流入を防		
	止するため、敷地前面東側の放水口北側から東海発電所放水		
	口北側の範囲の海岸沿いの9箇所に逆流防止設備を設置する。		
	また, 敷地側面北側の防潮堤の基礎部を横断する構内排水路		
	からの津波の敷地への流入を防止するため、2箇所に逆流防止		
	設備を設置する。各々の逆流防止設備は、防潮堤の地下又は		
	基礎の近傍に設置されていることから、敷地前面東側及び敷		
	地側面北側の防潮堤前面の入力津波高さを使用する。第		
	1.4-11図に構内排水路逆流防止設備の配置を示す。		
	⊗:逆流防止設備		
	: 構內排水路		
	第1 4 11図 株内地 ルウ光法社 山池 伊っ町 里		
	第1.4-11図 構内排水路逆流防止設備の配置		
	(7) みも海冲の部体は用さしよ		
	(7) 入力津波の評価結果まとめ		
	入力津波の評価結果を踏まえ、各施設・設備位置における		
	津波高さを耐津波設計に用いる入力津波として設定した。第		
	1.4-14表に入力津波の時刻歴波形の最高水位及び最低水位を		
	示す。		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)		東海第二発電所(2018.9.1	2版)	島根原子力発電所 2号炉	備考		
	第1. 4-14表	入力津波の時刻歴波形の最	高水位及び最低水位				
	区分	設定位置	水位				
		防潮堤前面 (敷地側面北側)	T. P. +15. 2m ^{¾ 1}				
		防潮堤前面 (敷地前面東側)	T. P. +17.7m*1				
		防潮堤前面 (敷地側面南側)	T. P. +16. 6m ^{ж 1}				
		取水ピット	T. P. +19. 2m ^{₩ 1 ₩ 5}				
	上昇側水位	放水路ゲート設置箇所	T. P. +19. 1m** 1 ** 5				
		SA用海水ピット	T. P. +8.9m ^{#1#5}				
		緊急用海水ポンプピット	T. P. +9. 3m*1*5				
		構内排水路逆流防止設備	T. P. +17. 7m* 2				
		Har a Di va sela Ci di da manga Mila	T. P. +15. 2m*3				
	下降側水位	取水ピット	T. P. = 5. 1m ^{* 4 * 5}				
	変動量 (沈降 ※5管路解析の初 の.16m) を考慮 上述した力 衝撃力に着目 保守的な条件 を安全側にも ことで、各が	動量(沈降) 0.2mを考慮しているが, 海) 0.31m は, 安全側の評価となるよう 期条件として潮位のばらっき(上昇側) している。 人力津波の設定に当たっては 目し,各施設・設備における 井となるように配慮するとと 切り上げた値を入力津波高さ 施設・設備の構造・機能の損 こついて安全側になるよう評	続慮していない。k位: +0.18m, 下降側水位: -, 津波の高さ, 速度,設定に際しては, よりもに, 算定された数値や速度として設定する傷に影響する浸水高,				
	~~~~~~~~~~~	等の新規の施設・設備の設計					
	高さ以上の高	高さの津波を設計荷重とし,	より安全側の評価を行				
	うこととして	CV3.					
	また、津辺	皮防護施設である防潮堤及び	防潮扉は,施設が海岸				
	線の方向にお	おいて広がりを有しているこ	とから、荷重因子であ				
		D高さや速度が, 設計上考慮					
	度を超過していないことを、津波シミュレーション結果から確						
	認している。	~					
	1						

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起について		
	は、東海第二発電所の港湾内外の最大水位上昇量・傾向、時刻		
	歴波形について確認すると、有意な差異がないことから、津波		
	による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起は見られないこ		
	とを確認した。詳細は添付資料7に港湾内の局所的な海面の励		
	起について示す。		
	なお、本項目にて評価した各設定位置における入力津波につ		
	いては、設置変更許可の解析結果として適用することとし、北		
	側防潮堤設置ルート変更に伴う入力津波の解析結果について		
	は、今後詳細設計にて適切に反映していく。		
	詳細設計における入力津波の設定について添付資料38に示		
	The state of the s		
	また,「1.3 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域」にて		
	示した敷地及び敷地周辺の地形・標高,敷地沿岸域の海底地形,		
	伝播経路上の人工構造物*1の位置、形状等に変更が生じた場		
	合,設定した入力津波に対して影響を及ぼす可能性がある。こ		
	のため、これら敷地周辺の状況に変化が生じた場合には、敷地		
	周辺の遡上・浸水域への影響を検討する。		
	さらに、「2.5(2)[4] 基準津波に伴う津波防護施設等の健全		
	性確保及び取水口付近の漂流物に対する取水性確保」に示す漂		
	流物に対する継続的な調査・評価方針と同様に、入力津波に対		
	する影響評価として人工構造物の設置状況を定期的(1[回/年]		
	以上)に確認し、必要に応じ影響評価を実施する。評価方針に		
	ついては、保安規定において規定化し管理する。		
	※1:港湾施設,河川堤防,海岸線の防波堤,防潮堤等,海上設置物,津波遡上域の建物・構築物,敷地前面海域における 通過船舶等		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版) 東海第二発電所(2018.9.12版) 島根原子力発電所 2号炉 備考 1.5水位変動, 地殻変動の考慮 1.5 水位変動・地殻変動の評価 1.5 水位変動, 地殻変動の考慮 【規制基準における要求事項等】 【規制基準における要求事項等】 【規制基準における要求事項等】 入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位(注)を考慮して 入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位(注)を考慮 入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位(注)を考慮 安全側の評価を実施すること。 して安全側の評価を実施すること。 して安全側の評価を実施すること。 注):朔(新月)及び望(満月)の日から5日以内に観測された、 (注): 朔(新月)及び望(満月)の日から5日以内に観測され 注):朔(新月)及び望(満月)の日から5日以内に観測さ 各月の最高満潮面及び最低干潮面を1年以上にわたって平均した た、各月の最高満潮面及び最低干潮面を1年以上にわた れた、各月の最高満潮面及び最低干潮面を1年以上に 高さの水位をそれぞれ、朔望平均満潮位及び朔望平均干潮位とい って平均した高さの水位をそれぞれ、朔望平均満潮位 わたって平均した高さの水位をそれぞれ、朔望平均満 及び朔望平均干潮位という。 潮位及び朔望平均干潮位という 潮汐以外の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮する 潮汐以外の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮 潮汐以外の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮 すること。地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合, 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合, 地殻変動に 地殻変動による敷地の降起又は沈降及び強震動に伴う敷地地盤 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、地殻変 よる敷地の隆起または沈降及び、強震動に伴う敷地地盤の沈下を の沈下を考慮して安全側の評価を実施すること。 動による敷地の隆起または沈降及び、強震動に伴う敷地地盤の 考慮して安全側の評価を実施すること。 沈下を考慮して安全側の評価を実施すること。 【検討方針】 【検討方針】 【検討方針】 入力津波を設計または評価に用いるに当たり、入力津波による水 入力津波による水位変動に対して、朔望平均潮位及び2011年 入力津波を設計または評価に用いるに当たり, 入力津波による | ・立地地点の相違 位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施す 東北地方太平洋沖地震に伴う地盤変動を考慮して安全側の評価 水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施す 【東海第二】 る。潮汐以外の要因による潮位変動として、高潮についても適切 を実施する。潮汐以外の要因による潮位変動として、高潮につ る。潮汐以外の要因による潮位変動として、高潮についても適切 2011 年東北地方太平 に評価を行い考慮する。また、地震により陸域の降起または沈降 いて適切に評価を行う。また、地震により陸域の隆起又は沈隆 に評価を行い考慮する。また、地震により陸域の降起または沈降 洋沖地震・津波の影響を が想定される場合は、地殻変動による敷地の降起または沈降及び が想定される場合は、地殻変動による敷地の隆起又は沈降及び が想定される場合は、地殻変動による敷地の降起または沈降及び 考察。島根2号炉は影響 強震動に伴う敷地地盤の沈下を考慮して安全側の評価を実施す 強震動に伴う敷地地盤の沈下を考慮して安全側の評価を実施す 強震動に伴う敷地地盤の沈下を考慮して安全側の評価を実施す なし る。 具体的には以下のとおり実施する。 なお、具体的には以下のとおり実施する。 具体的には以下のとおり実施する。 ●朔望平均潮位については、敷地周辺の験潮場における潮位観測 ・ 朔望平均潮位については、敷地周辺の茨城港日立港区に ・朔望平均潮位については、発電所構内(輪谷湾)における 記録に基づき、観測設備の仕様に留意の上、評価を実施する。 潮位観測記録に基づき、観測設備の仕様に留意の上、評価 おける潮位観測記録に基づき、観測設備の仕様に留意の上、 評価を実施する(【検討結果】 (1) 潮位 【検討結果】 を実施する。 (2) 潮位観測記録の評価参照)。 ●上昇側の水位変動に対しては、朔望平均満潮位及び潮位のばら ・ 上昇側の水位変動に対しては、朔望平均満潮位を考慮し、 ・上昇側の水位変動に対しては、朔望平均満潮位及び潮位の つきを考慮して上昇側評価水位を設定し、下降側の水位変動に対 上昇側評価水位を設定し,下降側の水位変動に対しては, ばらつきを考慮して上昇側評価水位を設定し, 下降側の水 しては、朔望平均干潮位及び潮位のばらつきを考慮して下降側評 朔望平均干潮位を考慮し,下降側評価水位を設定する(【検 位変動に対しては、朔望平均干潮位及び潮位のばらつきを 価水位を設定する。 討結果】 (1) 潮位 【検討結果】 (2) 潮位観測記録 考慮して下降側評価水位を設定する。 の評価参照)。

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉
●潮汐以外の要因による潮位変動について、潮位観測記録に基づ	・ 潮汐以外の要因による潮位変動について、潮位観測記録	・潮汐以外の要因による潮位変動について、潮
き、観測期間等に留意の上、高潮発生状況(程度、台風等の高潮	に基づき、観測期間等に留意の上、高潮発生状況(程度、	基づき、観測期間等に留意の上、高潮発生状
要因)について把握する。また、高潮の発生履歴を考慮して、高	台風等の高潮要因)について把握する。また,高潮の発生	風等の高潮要因)について把握する。また,
潮の可能性とその程度(ハザード)について検討し、津波ハザー	履歴を考慮して、高潮の可能性とその程度(ハザード)に	歴を考慮して、高潮の可能性とその程度(ハ
ド評価結果を踏まえた上で、独立事象としての津波と高潮による	ついて検討し,津波ハザード評価結果を踏まえた上で,独	いて検討し、津波ハザード評価結果を踏まえ
重畳頻度を検討した上で、考慮の要否、津波と高潮の重畳を考慮	立事象としての津波と高潮による重畳頻度を検討し、考慮	事象としての津波と高潮による重畳頻度を検
する場合の高潮の再現期間を設定する。	の可否、津波と高潮の重畳を考慮する場合の高潮の再現期	考慮の要否、津波と高潮の重畳を考慮する場
	間を設定する(【検討結果】 (3) 高潮の評価 【検討結	現期間を設定する。
	果】 (4) 潮位のばらつき及び高潮の考慮について参照)。	
<ul><li>●地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合,以下のと</li></ul>	・ 地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合の安全	・地震により陸域の隆起または沈降が想定され

- おり考慮する。 ●地殻変動が隆起の場合、下降側の水位変動に対する安全評価の 際には、下降側評価水位から隆起量を差引いた水位と対象物の高 さを比較する。また、上昇側の水位変動に対する安全評価の際に
- は、隆起を考慮しないものと仮定して、対象物の高さと上昇側評 価水位を直接比較する。
- ●地殻変動が沈降の場合、上昇側の水位変動に対する安全評価の 際には、上昇側水位に沈降量を加算して、対象物の高さと比較す る。また、下降側の水位変動に対する安全評価の際には、沈降し ないものと仮定して、対象物の高さと下降側評価水位を直接比較 する。
- 地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合の安全 評価においては、次のとおり留意する。地殻変動が隆起の 場合に,下降側の水位変動に対する安全評価の際には,下 降側評価水位から隆起量を差引いた水位と対象物の高さを 比較する。また、上昇側の水位変動に対して安全評価する 際には、隆起を考慮しないものと仮定して、対象物の高さ と上昇側評価水位を直接比較する。一方、地殻変動が沈降 の場合に, 上昇側の水位変動に対する安全評価の際には, 上昇側水位に沈降量を加算して,対象物の高さと比較する。 また, 下降側の水位変動に対して安全評価する際には, 沈 降しないものと仮定して,対象物の高さと下降側評価水位 を直接比較する(【検討結果】 (5) 地殻変動参照)。
- ・ 2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動については、 GPS測量結果により、敷地全体が約0.2m沈降しているこ と,地殻変動量が回復傾向にあることを踏まえ,上昇側の 水位変動に対する安全評価の際には、上昇側水位に沈降量 を加算して、対象物の高さと比較する。また、下降側の水 位変動に対して安全評価する際には、沈降していないもの と仮定して,対象物の高さと下降側評価水位を直接比較す る(【検討結果】 (5) 地殻変動参照)。

- 潮位観測記録に 状況(程度,台 高潮の発生履 (ハザード) につ えた上で、独立 検討した上で, 場合の高潮の再
- 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合. 以下 のとおり考慮する。
- ・地殻変動が隆起の場合、下降側の水位変動に対する安全評 価の際には、下降側評価水位から隆起量を差引いた水位と 対象物の高さを比較する。また、上昇側の水位変動に対す る安全評価の際には、隆起を考慮しないものと仮定して、 対象物の高さと上昇側評価水位を直接比較する。
- ・地殻変動が沈降の場合、上昇側の水位変動に対する安全評 価の際には、上昇側水位に沈降量を加算して、対象物の高 さと比較する。また、下降側の水位変動に対する安全評価 の際には、沈降しないものと仮定して、対象物の高さと下 降側評価水位を直接比較する。

# ・立地地点の相違 【東海第二】

備考

2011 年東北地方太平 洋沖地震・津波の影響を 考察。島根2号炉は影響 なし

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

## 【検討結果】

## (1) 朔望平均潮位

柏崎刈羽原子力発電所の南西約11kmの観測地点「柏崎」(国土交通省国土地理院柏崎験潮場)(第1.5-1図)の朔望平均潮位は第1.5-1表のとおりである。

耐津波設計においては施設への影響を確認するため、上昇側の水位変動に対しては朔望平均満潮位を考慮して上昇側水位を設定し、また、下降側の水位変動に対しては朔望平均干潮位を考慮して下降側水位を設定する。



第1.5-1図 観測地点「柏崎」の位置

第1.5-1表 考慮すべき水位変動

朔望平均満潮位	T. M. S. L. + 0.49m
朔望平均干潮位	T. M. S. L. + 0.03m

# 東海第二発電所(2018.9.12版)

#### 【検討結果】

## (1) 潮位

津波による施設への影響を確認するため、上昇側の水位変動に対しては、朔望平均満潮位を考慮し上昇側水位を設定し、下降側の水位変動に対しては、朔望平均干潮位を考慮し下降側水位を設定する。第1.5-1表に津波計算で使用した水位変動を示す。

## 第1.5-1表 津波計算で使用した水位変動

	津波計算で使用した水位変動
朔望平均満潮位	T. P. +0.61m
朔望平均干潮位	T. P0.81m

なお、津波計算で使用した潮位は、(財)日本気象協会が 発行した「茨城港日立港区」の潮位表(平成16年~平成21年) に基づいている。第1.5-1図に観測地点の位置を示す。また、 第1.5-2図に「東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請 書(平成26年5月20日申請)」添付書類六 6.2.1.1 潮位の 記載事項を示す。

# 【検討結果】

# (1) 朔望平均潮位

島根原子力発電所の構内の観測地点「発電所構内(輸谷湾)」 (第1.5-1図)の朔望平均潮位は第1.5-1表のとおりである。<u>なお,</u>朔望平均潮位は,規制基準における要求の期間に比べて長い期間の朔(新月)及び望(満月)の日の前2日後5日の期間における最高満潮面及び最低干潮面を一定期間で平均した高さの水位とする。

島根原子力発電所 2号炉

耐津波設計においては施設への影響を確認するため、上昇側の水位変動に対しては2015年1月から2019年12月の潮位観測記録に基づく朔望平均満潮位を考慮して上昇側水位を設定し、また、下降側の水位変動に対しては1995年9月から1996年8月の潮位観測記録に基づく朔望平均干潮位を考慮して下降側水位を設定する。

# 備考

・ 資料構成の相違

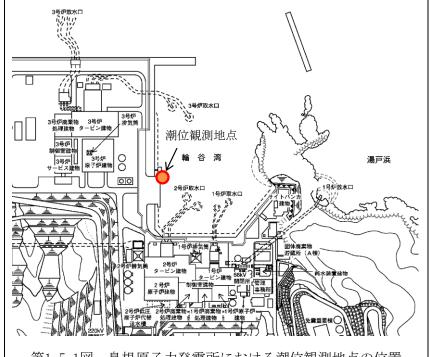
# 【東海第二】

島根2号炉は柏崎 6/7の資料構成で資料 を作成

・評価手法の相違

# 【柏崎 6/7】

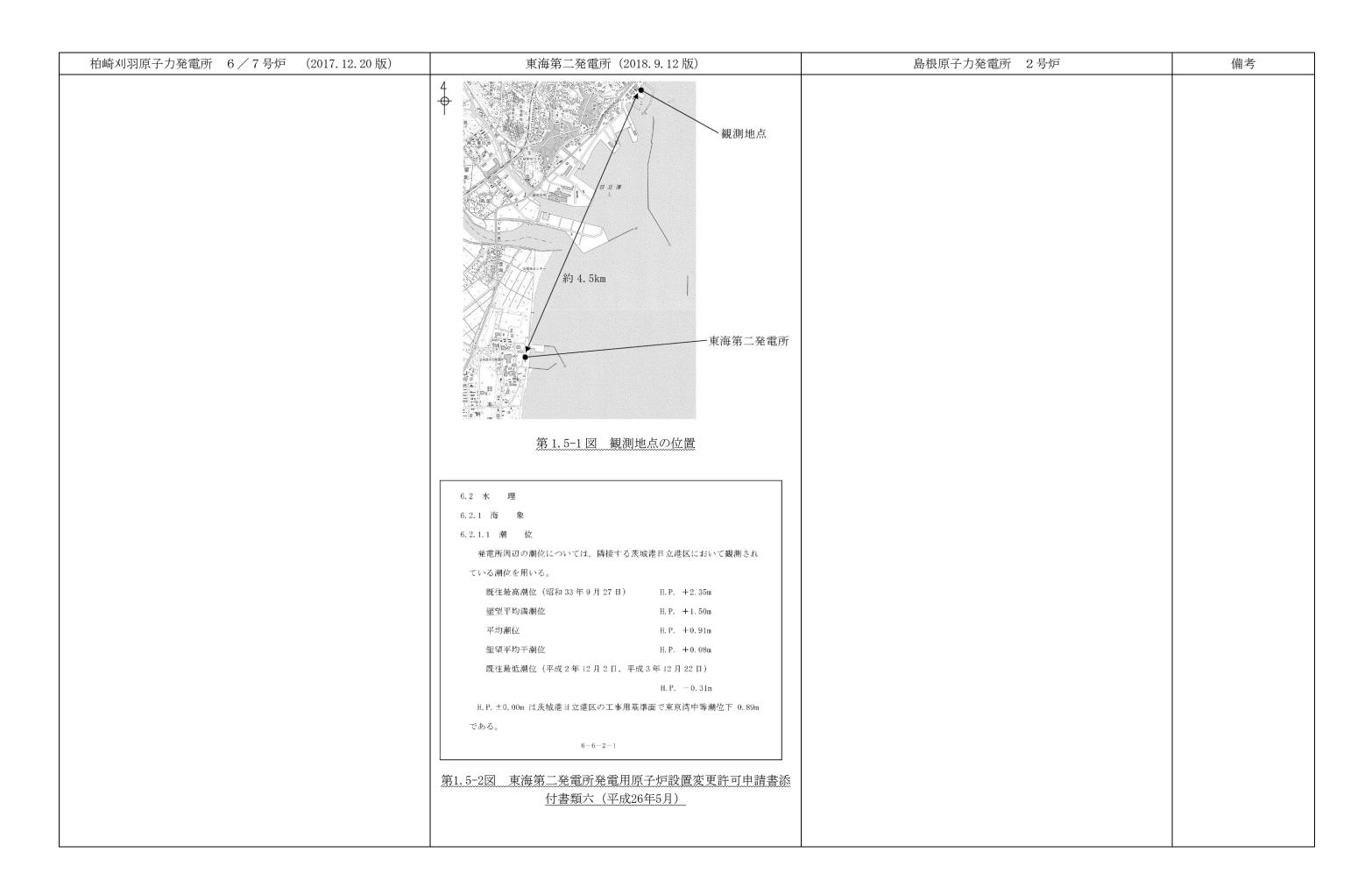
島根2号炉は保守的 に長い期間(前2日後5 日)の観測記録により潮 位を設定



第1.5-1図 島根原子力発電所における潮位観測地点の位置

第1.5-1表 津波計算で考慮する水位変動

朔望平均満潮位	EL+0.58m
朔望平均干潮位	EL-0.02m



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

## (2) 潮位のばらつき

朔望平均潮位のばらつきを把握するため、観測地点「柏崎」にお ける平成22年1月から平成26年12月まで(2010年1月~2014年12月) の5ヵ年の潮位観測記録を用いてばらつきの程度を確認した。デー タ分析の結果を第1.5-2表に、各月の朔望満干潮位の推移を第 1.5-2図に示す。標準偏差は満潮位で0.16m, 干潮位で0.15mであ った。また、観測記録の期間を10ヵ年とした場合についてデータ 分析を行い、5ヵ年のデータ分析結果と同程度であることを確認し た。(添付資料7)

満潮位の標準偏差(0.16m)は、耐津波設計における上昇側水位 の設定の際に考慮し、干潮位の標準偏差(0.15m)は下降側水位 の設定の際に考慮する。

第1.5-2表 朔望潮位に関するデータ分析(柏崎)

	朔望満潮位 (m)	朔望干潮位 (m)
最大值	T. M. S. L. + 0.91	T. M. S. L. + 0.38
平均值	T. M. S. L. + 0.49	T. M. S. L. + 0. 03
最小值	T. M. S. L. + 0.12	T. M. S. L 0. 32
標準偏差	0.16	0.15

#### 東海第二発電所(2018.9.12版)

#### (2) 潮位観測記録の評価

「(1) 潮位」において津波計算に使用した朔望平均潮位の 鹿島港湾・空港整備局より受領)を用いて、潮位のばらつき などについて評価した。

評価の結果,潮位観測期間(平成18年1月~平成22年12月) における朔望平均潮位の標準偏差は、満潮位において0.14m、 干潮位において0.16mであったため,「1.4 入力津波の設定」 において設定した入力津波に対して、潮位のばらつきとして 考慮した。第1.5-3図に各月の朔望平均潮位の推移、第1.5-2 位の設定の際に考慮する。 表に潮位観測記録に基づく朔望平均潮位に関するデータ分析 結果を示す。また、入力津波に用いる潮位条件を添付資料8 に示す。

また、朔望平均潮位について、津波計算に使用した潮位と 潮位観測記録を比較したところ、津波計算に使用した朔望平 均潮位に比べ,潮位観測記録の方が満潮位で0.04m高く,干潮 位では差がないことが分かった。この潮位差自体は有意なも のではないが、1.4項において設定した入力津波に対して、保 守的な設定になるよう潮位の差分を津波計算で使用した朔望 平均満潮位及び朔望平均干潮位に考慮することとした。第 1.5-3表に津波計算と潮位観測記録の朔望平均潮位の比較を 示す。

以上より、入力津波の設定に当たっては、朔望平均潮位の 標準偏差及び津波計算と潮位観測記録との差分について考慮 して、安全側に設定する。

# (2)潮位のばらつき

朔望平均潮位のばらつきを把握するため、観測地点における潮 もとになっている潮位観測記録(国土交通省関東地方整備局│位観測記録を用いてばらつきの程度を確認した。データ分析の結 果を第1.5-2表に、各月の朔望満干潮位の推移を第1.5-2図に示 す。標準偏差は満潮位で 0.14m, 干潮位で 0.17mであった。また, 観測記録の抽出期間及び観測地点の妥当性を確認するため、潮位 観測記録について分析を行った。(添付資料7)

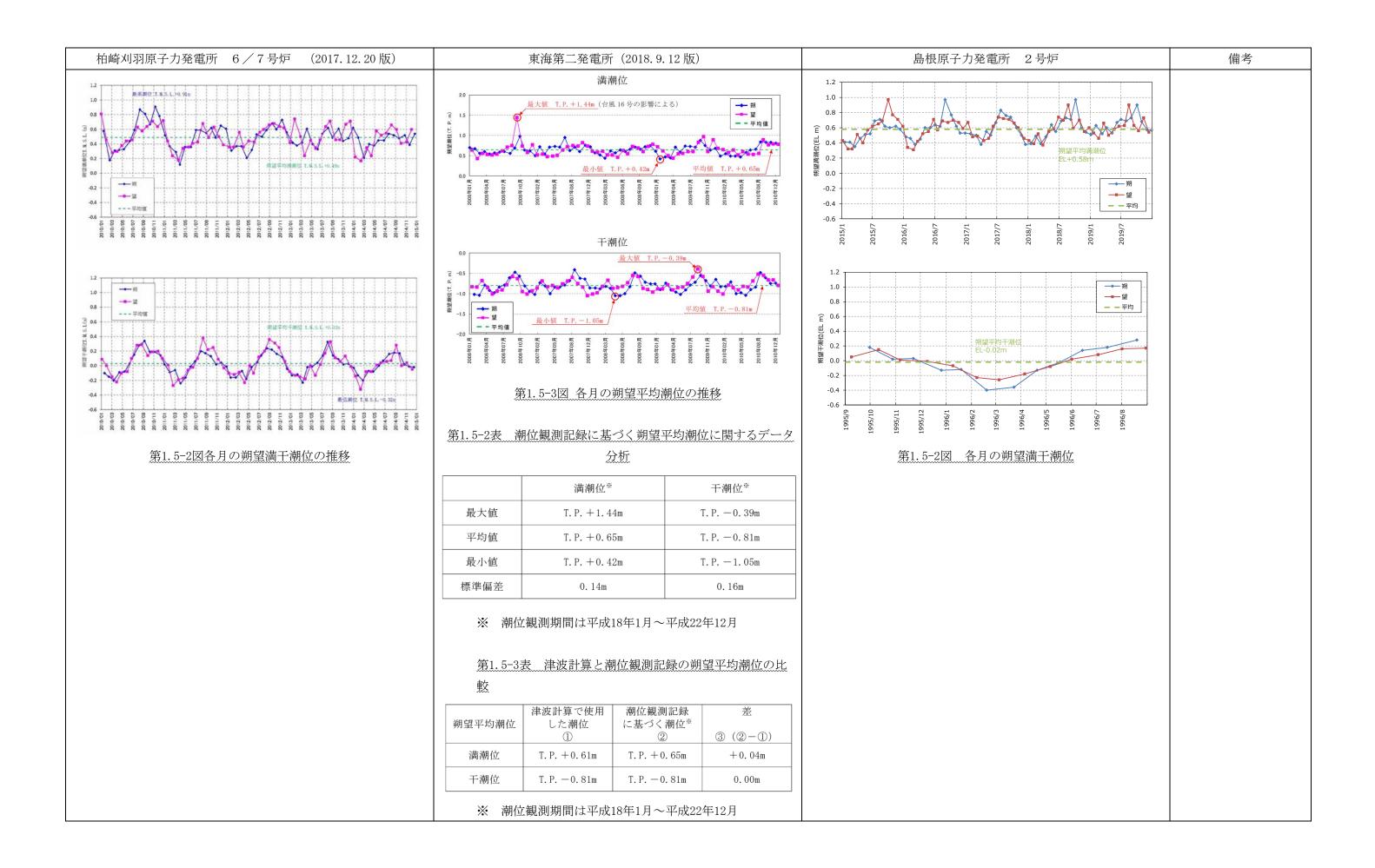
島根原子力発電所 2号炉

備考

満潮位の標準偏差(0.14m)は、耐津波設計における上昇側水 位の設定の際に考慮し,干潮位の標準偏差(0.17m)は下降側水

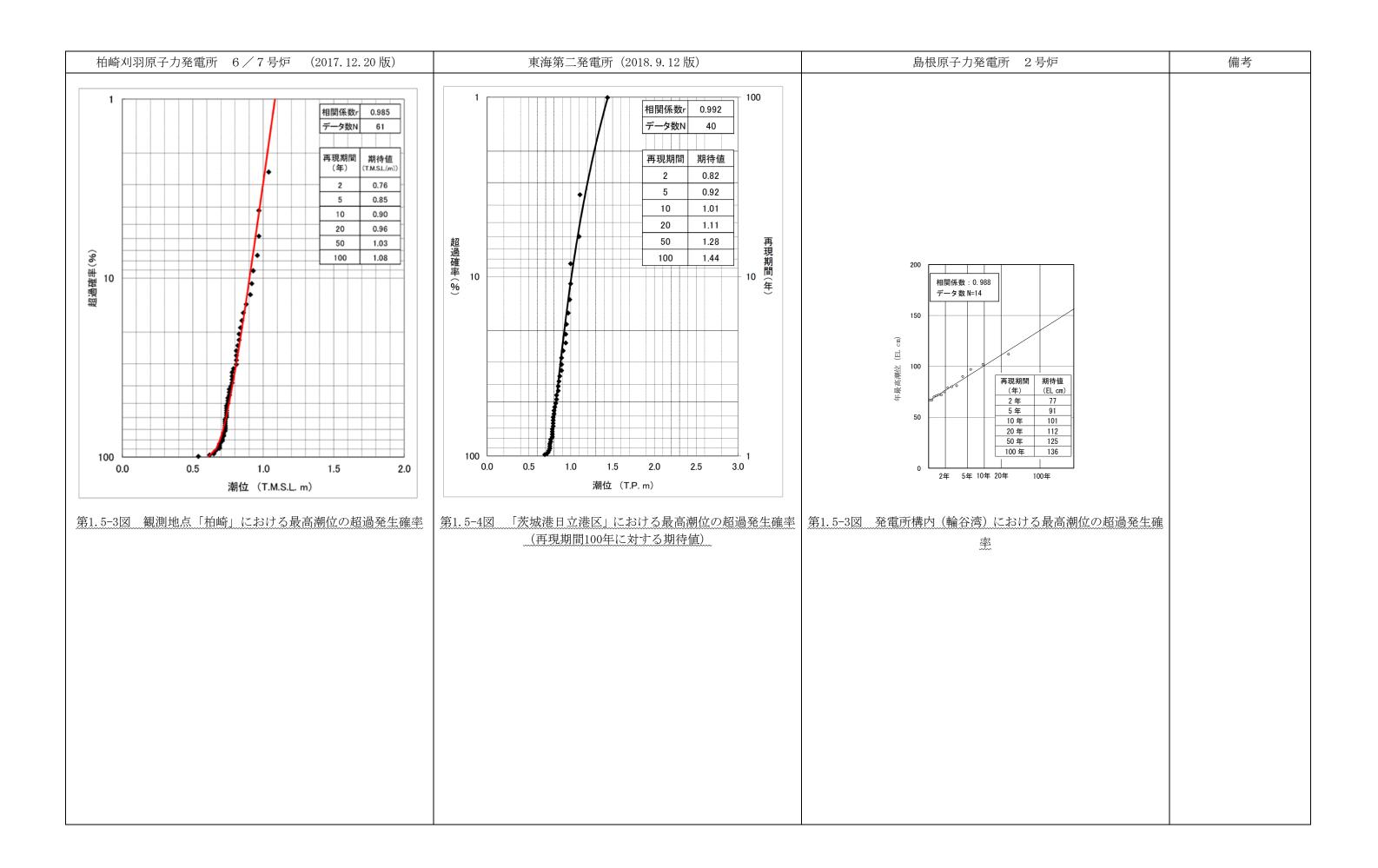
第1.5-2表 朔望平均潮位に関するデータ分析

	満潮位	干潮位
最大値	EL+0.97m	EL+0.28m
平均値	EL+0.58m	EL-0.02m
最小値	EL+0.31m	EL-0.40m
標準偏差	0.14m	0.17m

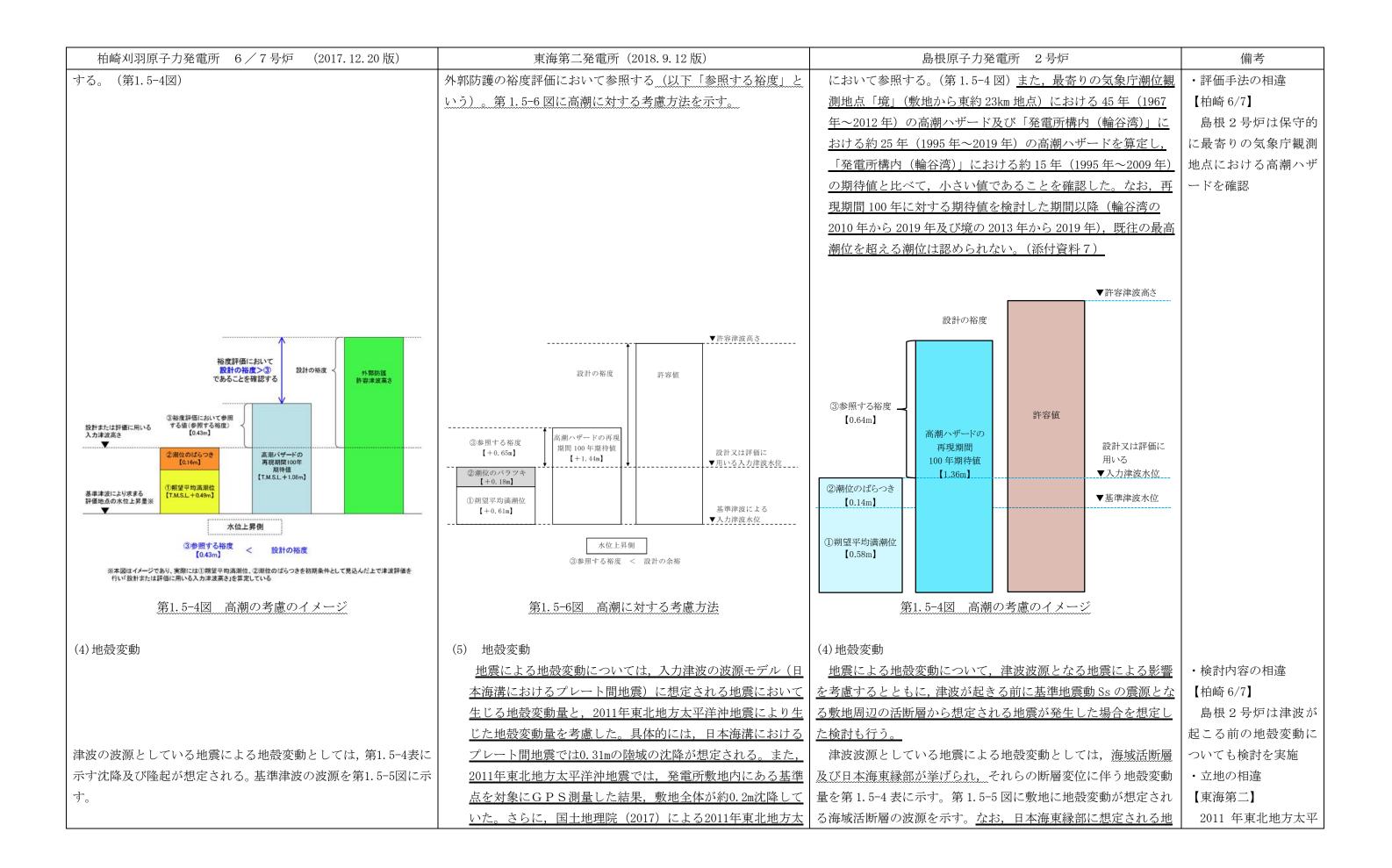


柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(3) 高潮	(3) 高潮の評価	(3) 高潮	
a. 高潮の評価	第1.5-4表に「茨城港日立港区」における過去約40年(1971	a. 高潮の評価	
観測地点「柏崎」における過去61年(1955年~2015年)の年最高	年~2010年)の年最高潮位を示す。第1.5-4図に第1.5-4表か	観測地点「発電所構内(輪谷湾)」における約15年(1995年	
潮位を第1.5-3表に示す。また,表から算定した観測地点 <u>「柏崎」</u>	ら算定した観測地点「茨城港日立港区」における最高潮位の	<u>~2009 年)</u> の年最高潮位を第 1.5-3 表に示す。また,表から算	
における最高潮位の超過発生確率を第1.5-3図に示す。これより、	超過発生確率を示す。再現期間と期待値は、2年:T.P.+0.82m,	定した観測地点「発電所構内(輪谷湾)」における最高潮位の超	
再現期間と期待値は次のとおりとなる。	5年:T.P. +0.92m,10年:T.P. +1.01m,20年:T.P. +1.11m,	過発生確率を第1.5-3 図に示す。これより、再現期間と期待値	
—2年:T. M. S. L. +0.76m	50年:T.P.+1.28m,100年:T.P.+1.44mとなる。	は次のとおりとなる。	
<u>−5年:T.M.S.L. +0.85m</u>			
<u>−10年:T.M.S.L. +0.90m</u>		2年 EL+0.77m	
<u>−20年:T. M. S. L. +0.96m</u>		5年 EL+0.91m	
<u>−50年:T.M.S.L. +1.03m</u>		10 年 EL+1.01m	
—100年:T. M. S. L. +1.08m		20 年 EL+1.12m	
		50 年 EL+1.25m	
		100 年 EL+1.36m	

. 5-3表 観測地点「柏崎」における年最高潮位			. ,		(2010.	9.12版)		四/以//1	·力発電所 2	7.3 /9	偱
. 0 02C BURIZEDIN - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第	51.5-4表	「茨	城港日立	港区」	こおける年最高潮位	第1.5-3表	観測地点「発電	<u></u> 所構内(輪谷	湾)」における年最高潮	
月 日 時 湖位(m) 順位 備考	年		年最高潮			発生要因			位		
7 22 16 0.62 台風9号と台風11号の通過		月	日	潮位(m)	順位	光生安囚	年	最高潮位	年最高潮位	(参考)	
12 5 17 0.93 6	1971	9	1	0.89			+	発生月日	(EL m)	年最高潮位上位 10 位	
12 18 23 0.72 8 21 6 0.65	1972	11	21	0.80			1995	9月3日	0.72	9	
9 18 13 0.82 台風14号通過	1973 1974	10	28 10	0. 73 0. 85			1996	6月18日	0.81	5	
1 5 20 0.69 8 7 1 0.83	1975	9	8	0. 76			1997	8月10日	0. 79	7	
8 4 7 0.79 台風9号から温帯低気圧へ	1976	9	28	0.83			1999	10月29日	0.80	6	
11 9 5 0.86 10	1977	9	19	0.86			2000	9月17日	0.90	4	
11 23 19 0.78 12 12 20 0.81	1978	9	17	0. 79				8月22日	0.71	4	
12 1 1 0.73	1979	10	7	1.00	4	台風18号から温帯低気圧へ	2001				
8 29 5 0.71	1980	12	24	1. 11 0. 78	2	二つ玉低気圧通過	2002	9月1日	0. 97	3	
1 14 17 0.71 12 3 10 0.74	1981 1982	10	20	0.78		<del> </del>	2003	9月13日	1. 12	1	
12 4 6 0.84	1983	9	9	0.75			2004	8月19日	1.02	2	
9 27 4 0.73 台風29号通過	1984	10	27	0. 79			2005	7月4日	0. 67		
12 2 0 0.96 (5) 11 17 8 0.72	1985	8	31	0.87			2006	8月12日	0.67		
11 18 20 0.78		11	14	0.87	-	/> FI West of D. Z.) FI	2007	8月14日	0.72	9	
8 23 15 0.75 台風6号通過 10 29 21 0.97 4	1986	9	8	0.94	9	台風第18号通過	2008	8月15日	0.75	8	
12 26 1 0.66	1987	2	17	0. 74			2009	12月6日	0, 70		
8 3 13 0.69 台風8号通過	1988	9	16	0. 94	9	台風第18号通過	※1998年		目までしか計測さ	れていないため考慮しない。	
3 31 5 0.74 10 26 17 0.88 9	1989	8	6	0. 99	6	台風第13号通過	/*(1000   I	o, , , , 1, 1, 0,	100 1000 11001	7 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	
8 23 7 0.92 7 台風15号通過	1990	10	8	0.89							
10 25 3 0.70	1991	10	13	1.00	4	台風第21号通過		(参考) 年最高	潮位上位 10 亿	カレ発生要因	
11 18 17 0.76 8 23 2 0.81 台風10号から温帯低気圧へ	1992	9	11	0.85				(9)   14(14)			
11 13 16 0.73	1993	11	14	0. 69					高潮潮位		
8 30 6 0.71 台風13号から温帯低気圧へ	1994 1995	10	22 24	0. 78			順位	発生年月日	(EL m)	発生要因	
1 1 2 0.81 7 1 14 0.54	1996	9	22	0.79			1	2003年9月13日	1. 12	台風 14 号	
11 30 2 0.69	1997	9	19	0. 91			2	2004年8月19日	1. 02	台風 15 号	
12 27 14 0.75 2 17 3 0.65	1998	11	17	0. 75							
2 17 3 0.65 12 14 1 0.74	1999	10	27	0.83			3	2002年9月1日	0.97	台風 15 号	
2 23 16 0.67	2000	9	4	0. 76			4	2000年9月17日	0.90		
9 20 15 0.72 台風24号から温帯低気圧へ 12 24 19 0.77	2001	12	11 22	0.79		1	5	1996年6月18日	0.81		
6 19 14 0.76	2002	10	1	1. 10	3	台風第21号通過	6	1999年10月29日	0.80		
1 3 21 0.74	2003	10	26				7	1997年8月10日	0.79		
11 17 16 0.83 10 28 3 0.81	2004	9	30	0. 78			8	2008年8月15日	0.75		
2 9 4 0.97 3	2005	12	5	0.82			9	1995年9月3日	0.72		
1 2 19 0.73	2006	10	7	1. 44	1	台風16号から温帯低気圧へ	9	2007年8月14日	0.72		
10 28 5 0.76 9 13 18 0.74 台風第14号通過	2007	7 12	16 14	0. 95 0. 78	8	台風4号から温帯低気圧へ					
8 20 5 1.05 ① 台風第15号通過	2009	10	8	0.78	7	台風第18号通過					
12 5 3 0.73	2010	9	25	0.89		日/38/3/10 / 3 / 5 / 5					
11 7 17 0.78 1 7 18 0.85						·					
2 24 5 0.73											
12 21 5 0.75											
11 10 3 0.91 8 1 1 0 0.69											
4 4 5 0.73											
1 26 17 0.74											
12 17 23 1.04 ② 11 27 17 0.78											
11  21  11  0.10											



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)		備考
	(4) 潮位のばらつき及び高潮の考慮について		
	a. 潮位のばらつきの考慮について		
	水位上昇側については,「(2) 潮位観測記録の評価」に		
	示したとおり, 津波計算で使用した朔望平均満潮位T.P.+		
	0.61mに対して,潮位観測記録との差分+0.04m及び満潮位		
	の標準偏差0.14mの合計である+0.18mを水位変動の評価に		
	おける上昇側潮位のばらつきとして考慮する。		
	水位下降側については,「(2) 潮位観測記録の評価」に		
	示したとおり、津波計算で使用した朔望平均干潮位T.P		
	0.81mに対して,観測記録との差分はないため-0.16mを水		
	位変動の評価における下降側潮位のばらつきとして考慮す		
	<u> Z</u>		
	第1.5-5図に潮位のばらつきに対する考慮方法を示す。		
	【+0.79m】 標準偏差【+0.14m】 潮位のばらつきとして、+0.18m を考慮		
	[+0.61m]		
	水     ①       位     潮位観測記録       本の差分     (2)       +0.04m     津波計算において使用		
	上   に基づく前望   した朝望平均満潮位   早り満潮位   「+0.61m   1		
	但 [+0.65m]		
	水 ③		
	位   潮位観測記録   様似計算において   使用した朔望平均		
	下降 平均干潮位 ③と④の差分 干潮位 [-0.81m]		
	[-0.81m]		
	標準偏差【-0.16m】   潮位のばらつきとして, -0.16m を考慮		
	[-0.97m]		
	第1.5-5図 潮位のばらつきに対する考慮方法		
b. 高潮の考慮	b. 高潮の考慮について	b. 高潮の考慮	
基準津波による水位の年超過確率は10-4~10-5程度であり、独立事	基準津波による水位の年超過確率は10 ⁻⁴ 程度であり、独立事象	基準津波による水位の年超過確率は、10 ⁻⁴ ~10 ⁻⁵ 程度であり、	
象としての津波と高潮が重畳する可能性は低いと考えられるもの	としての津波と高潮が重畳する可能性は極めて低いと考えられる	独立事象としての津波と高潮が重畳する可能性が極めて低いと	
の、高潮ハザードについては、プラントの運転期間を超える再現	ものの、高潮ハザードについては、プラント運転期間を超える再	考えられるものの、高潮ハザードについては、プラントの運転 世界はおこれませば、(アン・1,00)	
期間100年に対する期待値 (T.M.S.L. +1.08m) と入力津波で考慮	現期間 100 年に対する期待値 T. P. +1. 44m と, 入力津波で考慮す	期間を超える再現期間 100 年に対する期待値(EL+1.36m)と,	
する朔望平均満潮位 (T. M. S. L. +0.49m) 及び潮位のばらつき	る朔望平均満潮位 T. P. +0.61m 及び朔望平均のばらつきとして考しました。	入力津波で考慮する朔望平均満潮位(EL+0.58m)及び潮位のば	
(0.16m) との差である <u>0.43m</u> を外郭防護の裕度評価において参照	<u> 慮した+0.18m</u> の合計である <u>T.P.+0.79m</u> との差である <u>+0.65m</u> を	らつき (0.14m) の合計の差である <u>0.64m</u> を外郭防護の裕度評価	



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版) 東海第二発電所 (2018.9.12版) 平洋沖地震(2011年3月)から6年後(2017年6月)までの地殻 変動を参照すると、2011年東北地方太平洋沖地震前後では約 0.3m程度沈降している。2011年東北地方太平洋沖地震に伴い 生じた地殻の沈降は、広域的な余効変動により回復傾向にあ るが、地震前と比較すると現時点において発電所周辺(日立) で約0.2m程度沈降しており、これは津波計算で使用している 2011年東北地方太平洋沖地震による沈降量0.2mと整合してい る。第1.5-5表に東海第二発電所周辺の電子基準点の高さ変動 量,第1.5-7図に2011年東北地方太平洋沖地震前から6年後ま での地殻変動量分布、第1.5-8図に2010年1月~2017年6月にお ける電子基準点 (日立) の高さ変動を示す。 津波評価においては数値シミュレーションの初期条件とし また、地殻変動量の算定方法については添付資料3に示す。 て一律に、2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動量 (0.2m沈降)を潮位に加算することで考慮しているが、耐津 波設計の評価に用いる入力津波の設定に当たっては、水位上 昇側及び下降側それぞれに対して地殻変動量を安全側に考慮 耐津波設計においては施設への影響を確認するため, 地殻変動が 沈降の場合, 上昇側の水位変動に対して設計, 評価を行う際には, するため、上昇側の水位変動に対しては、日本海溝における 沈降量を考慮して上昇側水位を設定する。また,下降側の水位変 プレート間地震による沈降量0.31mと2011年東北地方太平洋 動に対して設計、評価を行う際は、沈降しないものと仮定する。 沖地震による沈降量0.2mを加算した0.51mを変動量として考 慮した。下降側の水位変動に対しては、2011年東北地方太平 地殻変動が隆起の場合, 下降側の水位変動に対して設計, 評価を 洋沖地震の地殻変動量が回復傾向にあることを踏まえ、安全 行う際には、隆起量を考慮して下降側水位を設定する。また、上 側の評価となるよう日本海溝におけるプレート間地震による

<u>示す。</u>

島根原子力発電所 2号炉

震による津波については、起因となる地震の波源が敷地から十分 に離れており、敷地への地震の影響は十分に小さいため、入力津 波を設定する際には、地震による地殻変動を考慮しない。

津波が起きる前に、基準地震動 Ss の震源となる敷地周辺の活断層の変位による地殻変動が発生することを想定する。それらの断層変位に伴う地殻変動量を第1.5-5表に示す。基準地震動 Ss の震源のうち敷地に大きな影響を与える宍道断層による地殻変動量は0.02m以下(沈降)であり、十分小さいことから、この地殻変動量は入力津波を設定する際の影響要因として考慮しない。また、宍道断層だけでなく、日本海東縁部に想定される地震による津波が起きる前の地殻変動量として、海域活断層による地殻変動量も考慮し、保守的に0.34mの隆起を地殻変動量として考慮する。

地殻変動量の算出に当たっては、第 1.5-6 図に示すパラメータ を用い、Mansinha and Smylie(1987)の方法を用いた。算定方法 の詳細については添付資料 2 に示す。

耐津波設計においては施設への影響を確認するため、地殻変動が沈降の場合、上昇側の水位変動に対して設計、評価を行う際には、沈降量を考慮して上昇側水位を設定する。また、下降側の水位変動に対して設計、評価を行う際は、沈降しないものと仮定する。

地殻変動が隆起の場合,下降側の水位変動に対して設計,評価を行う際には,隆起量を考慮して下降側水位を設定する。また,上昇側の水位変動に対して設計,評価を行う際は,隆起しないものと仮定する。

なお、「島根原子力発電所における津波評価について」における 地震による津波の数値シミュレーションでは、地殻変動量を含む 形で表現している。

基準津波1~6及び宍道断層による地殻変動量分布図を第 1.5-6図に示す。

<u>入力津波の設定において考慮する地殻変動量を第1.5-6表</u>, 第 1.5-7 図に示す。

基準地震動 Ss の評価における検討用地震の震源において最近 地震は発生していないことから広域的な余効変動は生じていない。 なお、文献※1、2によると、内陸地殻内地震の水平方向の余効変 動は数 cm 程度と小さく、上下方向の余効変動は確認されていない ことから、仮に地震が発生したとしても余効変動が津波に対する安

洋沖地震・津波の影響を 考察。島根2号炉は影響 なし

備考

・立地の相違

【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2 号炉は基準津 波の波源と十分に離れ ている

広域的な余効変動の継続について、1ヶ月間の地殻変動図(国土地理院、2015年12月)を第1.5-6図に、GPS連続観測システム(国土地理院、GEONET)の標高データに基づく2010年1月1日の標高に対する鉛直変位の経時変化を第1.5-7図に示す。柏崎地点における2015年6月~2016年6月の一年間の変位量は約+0.7cmであること

昇側の水位変動に対して設計、評価を行う際は、隆起しないもの

なお、「柏崎刈羽原子力発電所における津波評価」における地震

による津波の数値シミュレーションでは、地殻変動量を含む形で

と仮定する。

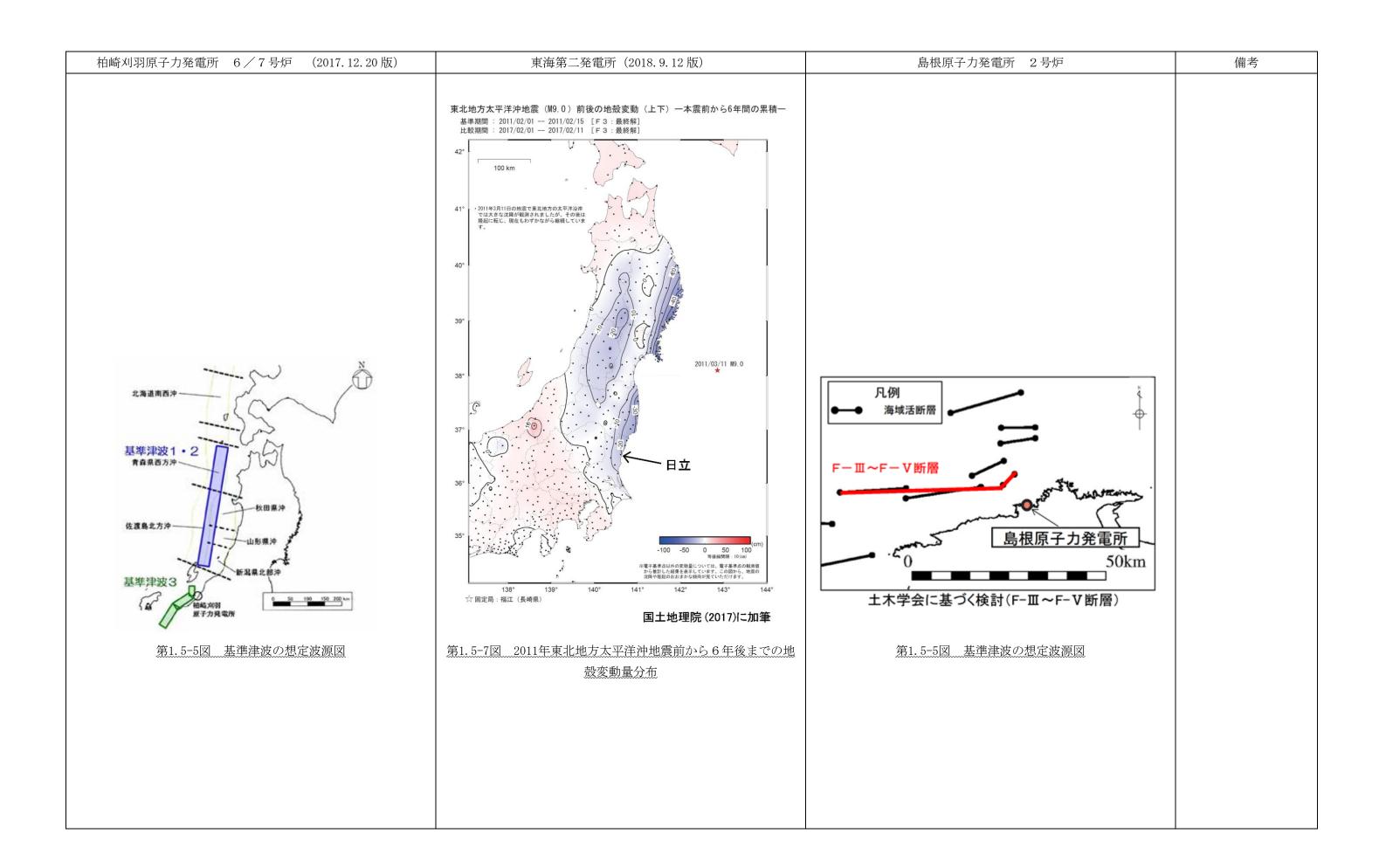
表現している。

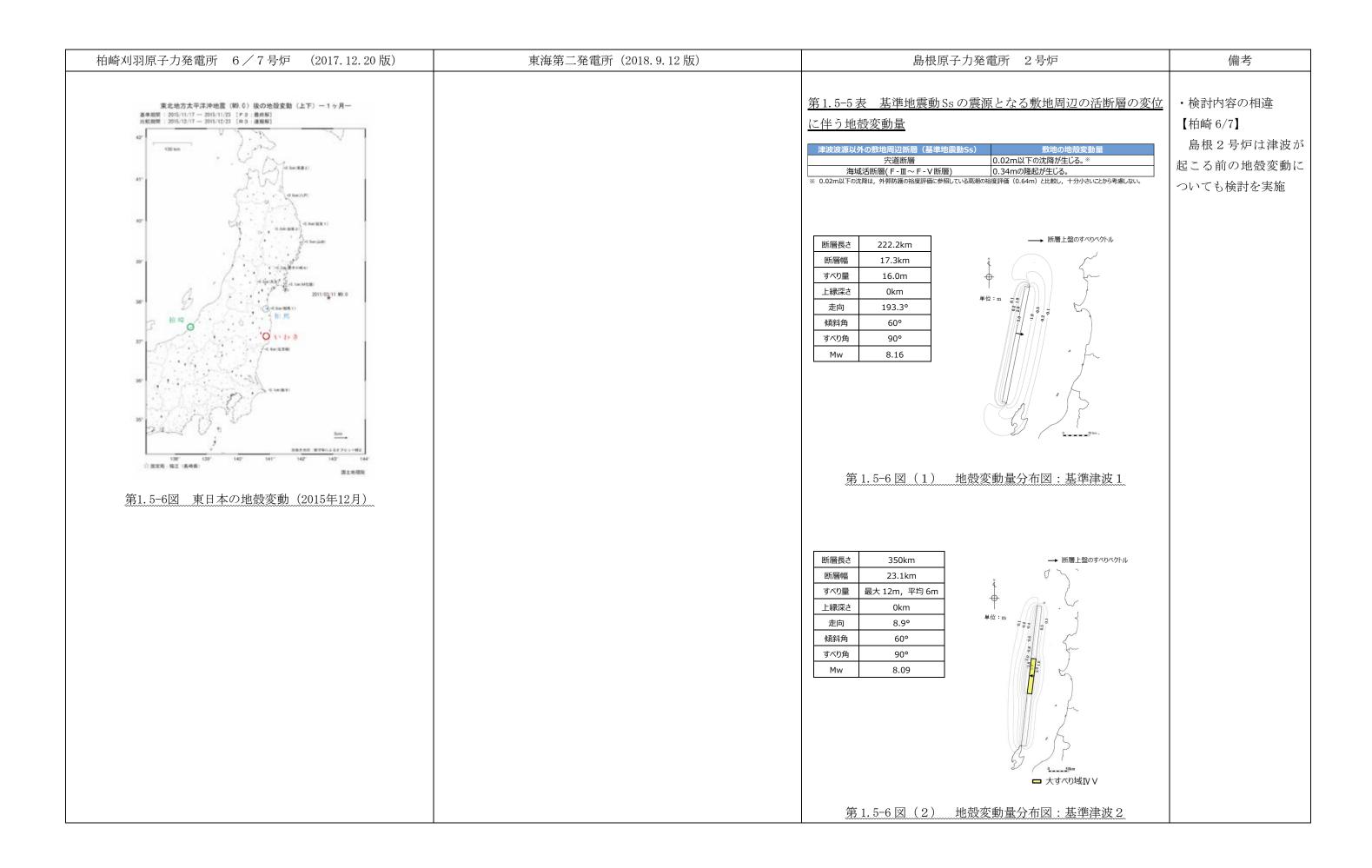
・立地の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2 号炉は広域的 な余効変動はない

沈降量0.31mと2011年東北地方太平洋沖地震による沈降量

0.2mは考慮していない。考慮すべき地殻変動量を第1.5-6表に

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版) 島根原子力発電所 2 号炉	備考
		1)用石
などから、広域的な余効変動による津波に対する安全性評価への	第1.5-5表 東海第二発電所周辺の電子基準点の高さ変動量 全性評価に影響を及ぼすことは無い。	
影響はないと考えられる。なお、福島県いわき地点及び相馬地点	***	
では、2011年東北地方太平洋沖地震後の余効変動による隆起が現	本編	
在まで継続しており、2015年6月~2016年6月の一年間の変位量は、		
福島県いわき地点では約+2.6cm, 相馬地点では約+3.0cmである。	局名   所在地   (※2) (※2) (※3) (※3) (※3) (※3) (※3) (※4)   (※2) (※3) (※4)   (※3) (※4) (※4) (※5) (※5) (※5) (※5) (※5) (※5) (※5) (※5	
	日立   茨城県日立市金沢町   一31   4   2   2   1   1   2   12   19	
	国土地理院(2017) (序報),地震予知連絡会会報,第 75 巻,p. 553-554.	
	(※2) 「本震翌日, 1, 2, 3, 4年後から1, 2, 3, 4, 5年後までの累積」は、2011年、2012 年、2013年、2014年、2015年3月と2012年、2013年、2014年、2015年、2016年3月をそ	
	れぞれ比較したもの、「本震5年後から6年後までの累積」は2016年2月と2017年2月を 第1.5-4 表 準波の波源としている地震による地殻変動量	
	比較したもの (※3) 2011年3月12日と2017年2月の比較 津波波源となる断層 敷地の地殻変動量	
	(※4) 2011年2月と2017年2月の比較 日本海東縁部 波源が敷地から十分に離れていることから, 考慮しない。 海域活断層(F-Ⅲ~F-V断層) 0.34mの隆起が生じる。	
第1.5-4表津波の波源としている地震による地殻変動量	<u>第1.5-6表 考慮すべき地殻変動量</u>	
津波 波源となる地震 地殻 設計・評価に (断層モデル) 変動量 考慮する変動量	地殻変動量 2011年東北地方太平洋 沖地震の地殻変動量 評価に考慮する変動量	
日本海東緑部	上昇側評価時 0.31m沈降 0.2m沈降 0.51mの沈降を考慮	
上昇側 海域の活断層	下降側評価時 - 沈降を考慮しない	
評価時 基準津波 3 (5 断層連動モデ 0.29m の 2 路を考慮		
ル)		
下降側 基準津波 2 日本海東縁部 0.20m 沈降しないものと仮定 注価時 基準津波 2 (2領域モデル) 沈降		

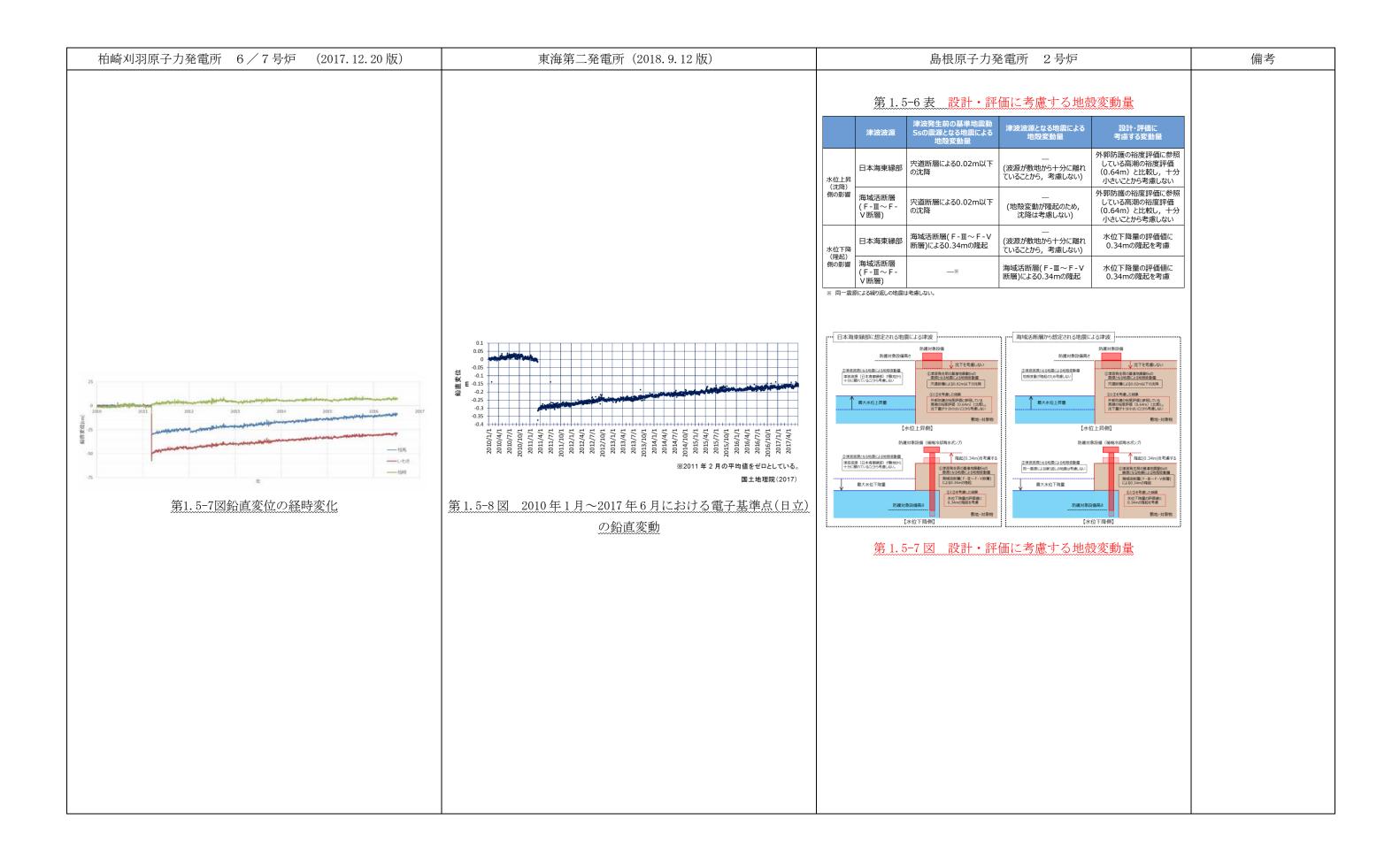




柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017-12-20 版) 東海第二	· 発雷所 (2018 9 12 版)	
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017, 12, 20版) 東海第二	勝根原子力発電所 2 号炉	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	 島根原子力発電所 2 号炉	 備考
	断層長さ 48.0km 断層幅 15.0km すべり量 4.01m 上線深さ 0km 走向 54°,90° 傾斜角 90° すべり角 130°,180° Mw 7.27 第 1.5-6 図 (5) (参考) 地殻変動量分布図:海域活断層上昇	
	断層長さ 350km 断層幅 23.1km すへり量 最大 12m, 平均 6m 上線深さ 0km 走向 358.9° 傾斜角 60° すへり角 90° Mw 8.09  第1.5-6 図 (6) 地殻変動量分布図:基準津波 5	

断層長さ 39.0km 断層幅 18.0km すべり量 112.6cm 上縁深さ 2km 走向 91.2°, 82.0° 傾斜角 90° すべり角 180° Mw 6.9
9.005 -0.005 -0.005 -0.005 -0.002 -0.002 -0.002 -0.002 -0.002 -0.002 -0.002 -0.002 -0.002 -0.002 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003 -0.003



# 柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 1.6設計または評価に用いる入力津波 「1.5水位変動,地殻変動の考慮」における考慮事項を踏まえた入 力津波設定に当たっての潮位変動、地殻変動の取り扱いの考え方 を示すと第1.6-1図のとおりとなる。 ▼許容津波高さ 3 沈陵量(加算): 0.21m~0.29m ▼入力津波高さ ② 潮位のばらつき:0.16m 基準津波による水位 ※基準津波による水位の評価では①朔望平均満潮位(T.M.S.L+0.49m)、③地殻変動量を初期条件として 見込んだ上で津波評価を行い、水位を算定している ※本図はイメージであり、設計または評価に用いる入力津波高さの評価では、①朔望平均満消位に加え、 ②潮位のばらつき、③地殻変動量を初期条件として見込んだ上で津波評価を行い、水位を算定している 第1.6-1-1図潮位変動,地設変動の取り扱いの考え方(上昇側)

### 東海第二発電所 (2018.9.12版)

#### 1.6 設計又は評価に用いる入力津波

入力津波の時刻歴波形を示す。

(2017.12.20版)

裕度評価で 参照する裕度<設計裕度 を確認

高潮ハザードに対する 参酬する裕度: 0.43m

敷地

「1.2 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等」か ら「1.5 水位変動・地殻変動の評価」に記載した事項を考慮し て,第1.6-1表に示すとおり設計又は評価に用いる入力津波を設 定した。また, 第1.6-1図に入力津波の設定位置, 第1.6-2図に

遡上波を施設・設備の設計又は評価に使用する入力津波として 設定する場合は、最大浸水深分布図を参考に、各施設・設備設 置位置での最大浸水深を安全側に評価した値を入力津波高さと する。

## 1.6 設計または評価に用いる入力津波

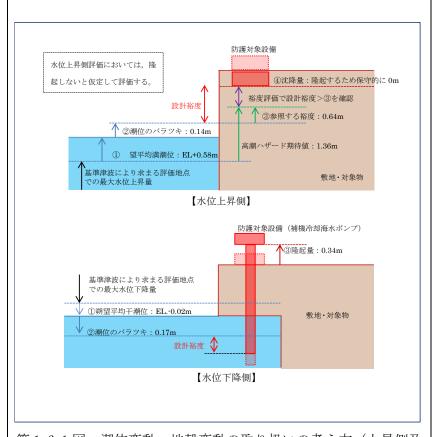
「1.5 水位変動,地殻変動の考慮」における考慮事項を踏ま えた入力津波設定にあたっての潮位変動、地殻変動の取り扱い の考え方を示すと第1.6-1図のとおりとなる。

島根原子力発電所 2号炉

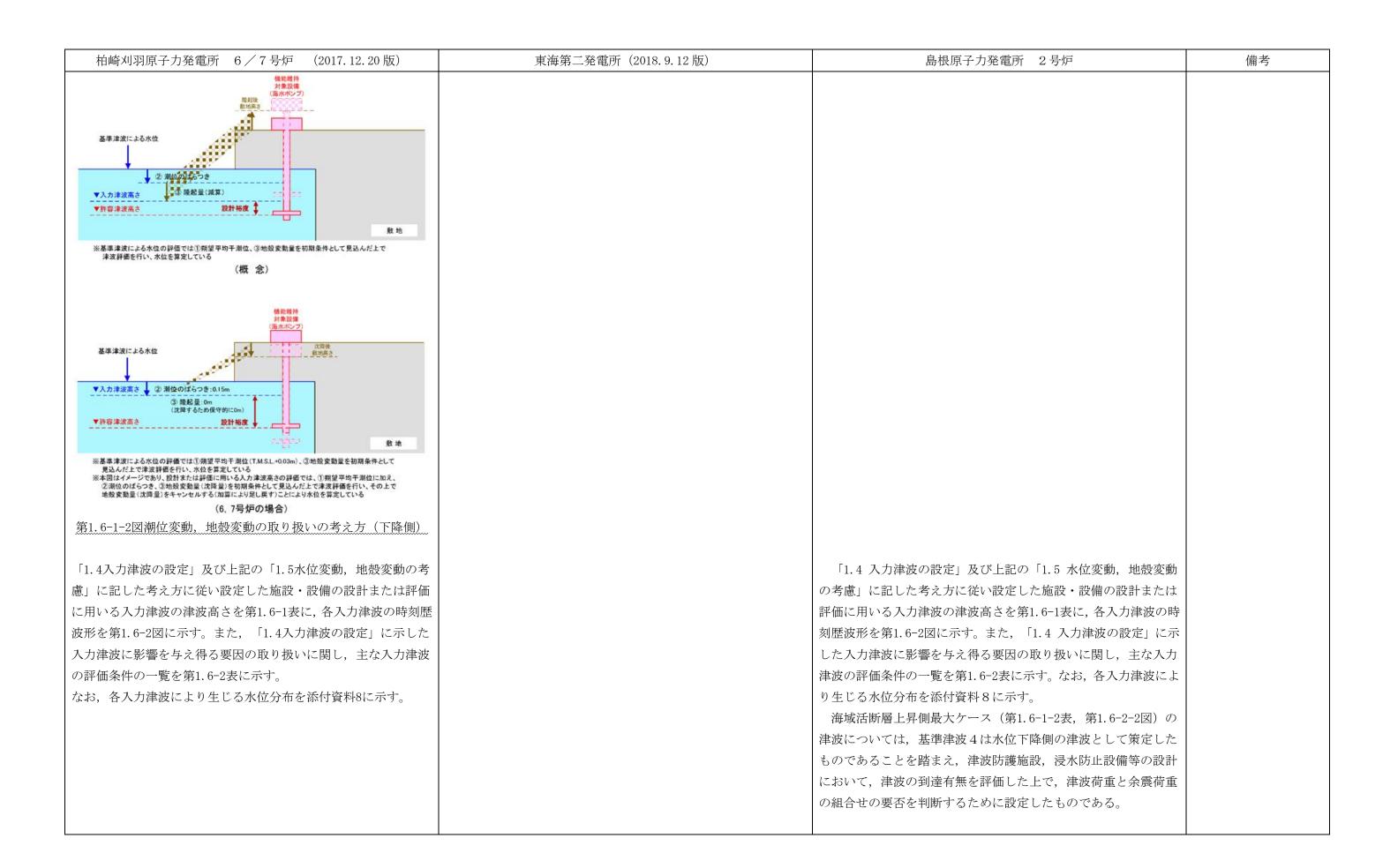
## ・ 資料構成の相違 【東海第二】

備考

島根2号炉は柏崎 6/7 の資料構成で資料 を作成

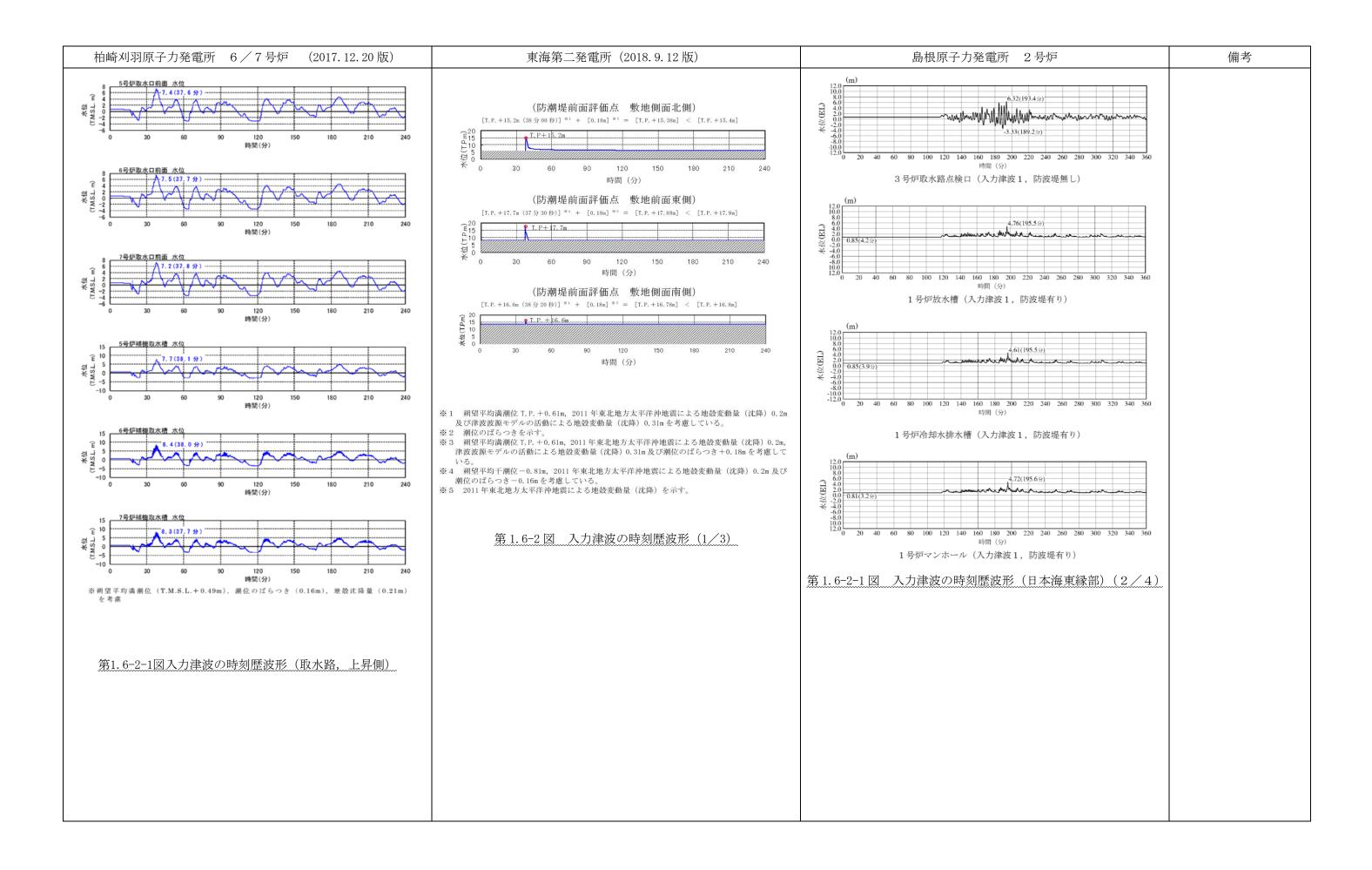


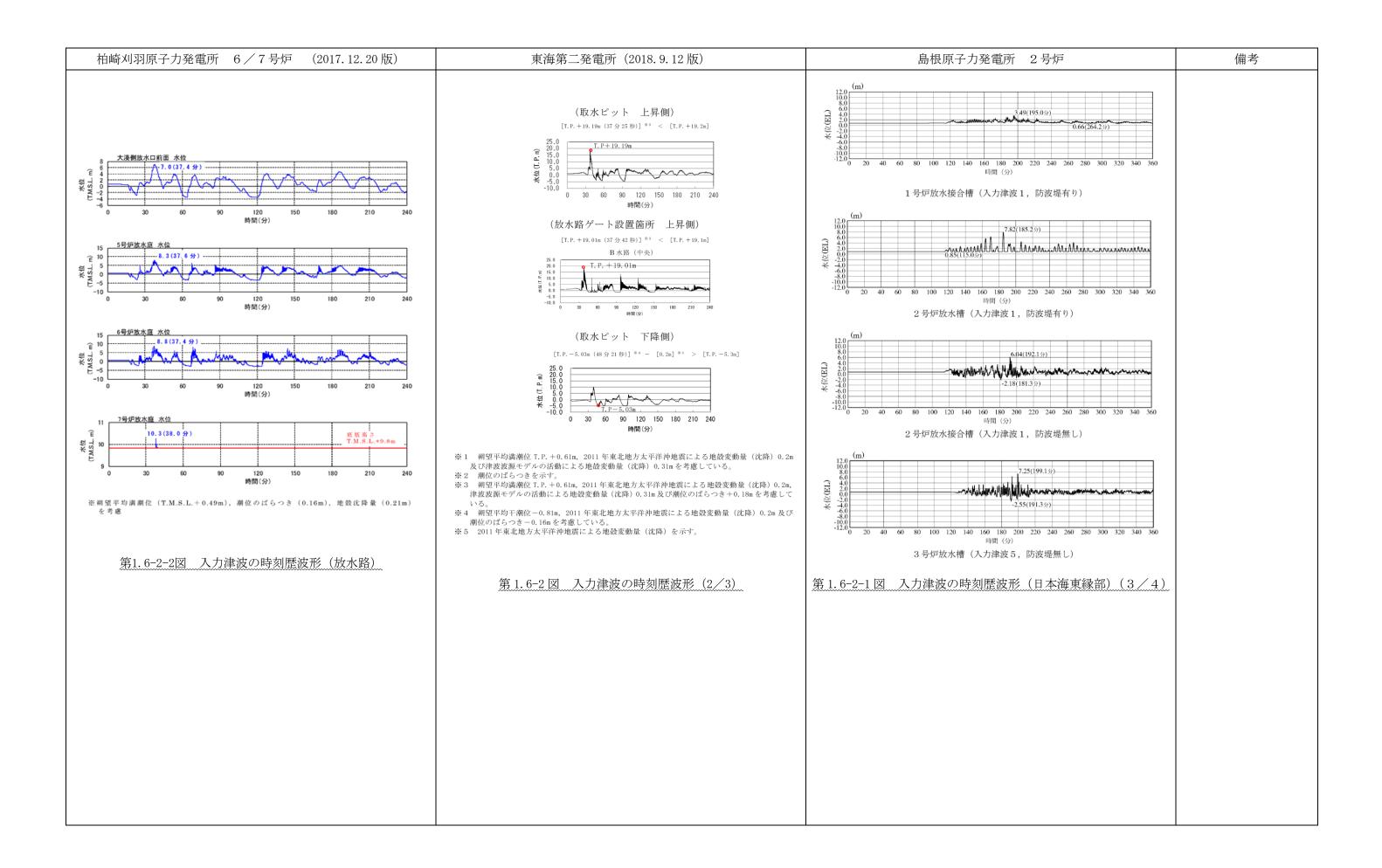
第1.6-1 図 潮位変動,地殻変動の取り扱いの考え方(上昇側及 び下降側)

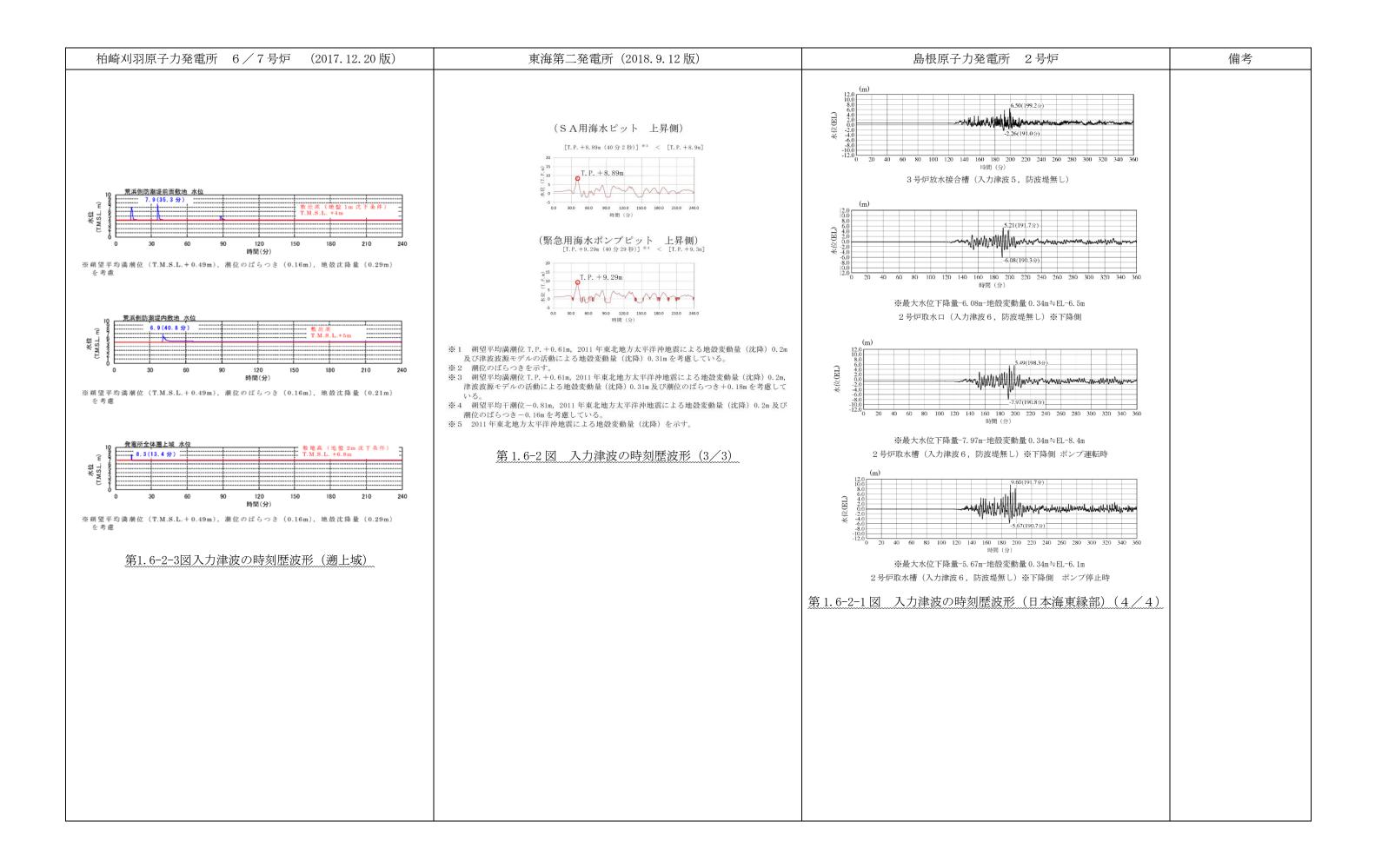


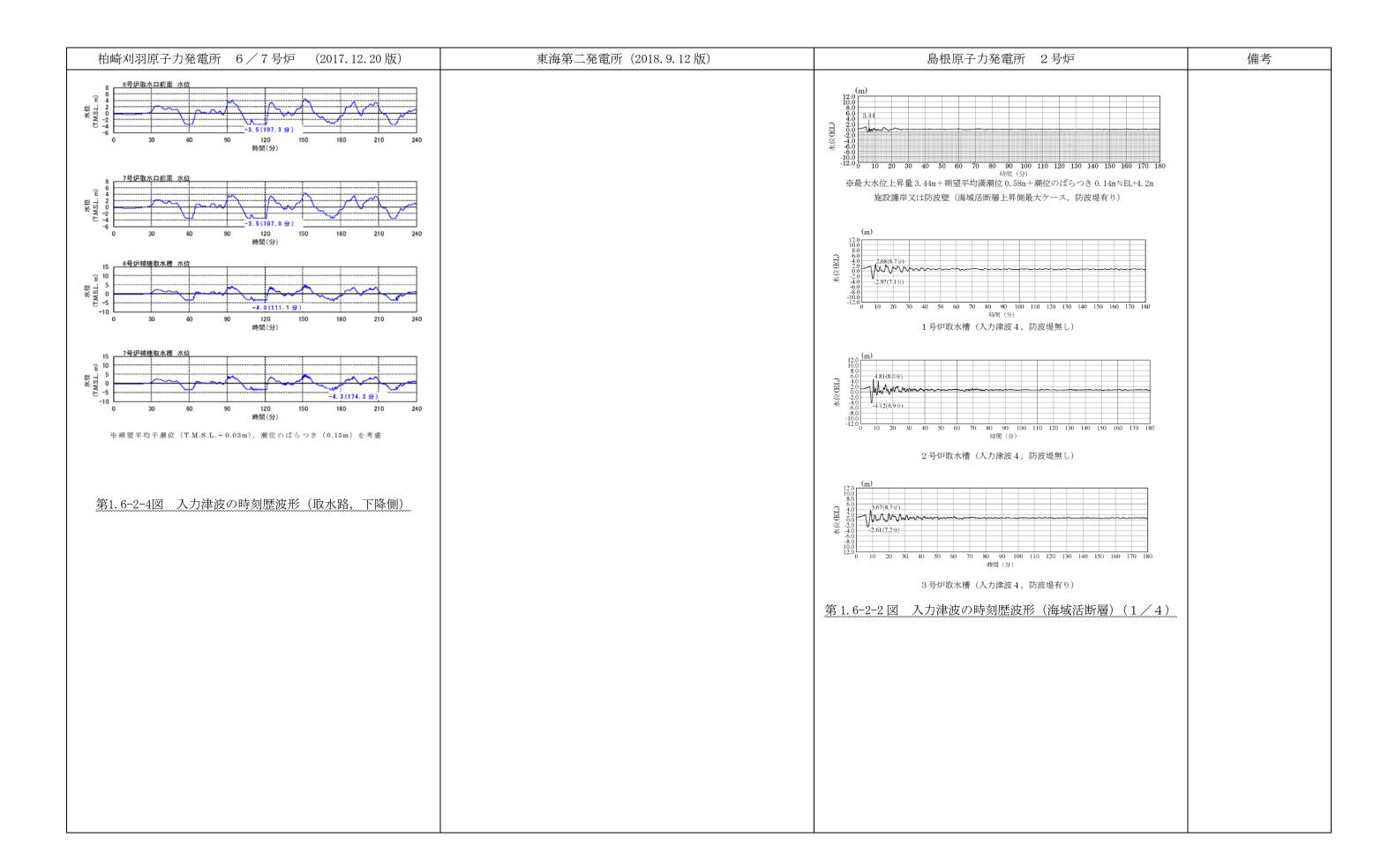
#### 柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版) 東海第二発電所 (2018.9.12版) 備考 島根原子力発電所 2号炉 第1.6-1表 入力津波高さ一覧 第1.6-1表 入力津波高さ一覧表 第1.6-1-1表 入力津波高さ一覧(日本海東縁部) 区分 設定位置 設定水位 T. P. +15. 2m^{₩ 1} 遡上域 最高水位 施設護岸又は防波壁 1 防潮堤前面 (敷地側面北側) (T. P. +15.4m) *2 1号炉取水槽 無し 無し 停止 +7.0*1 +8.8 T. P. $\pm 17.7 \text{m}^{*1}$ 2号炉取水槽 無し 停止 +10.6 無し +11.3 防潮堤前面 (敷地前面東側) 3号炉取水槽 +8.8 (T. P. +17. 9m) *2 無し 停止 +7.8 無し 停止 +6.4 無し 停止 +4.8 無し 有り 有り 目L.+0.58 EL.+0.14 3号炉取水路点検口 +9.5 T. P. +16.6m*1 1号炉放水槽 防潮堤前面 (敷地側面南側) +8.8 無し (T. P. +16.8m) *21号炉冷却水排水槽 1 無し 停止 +4.7 +8.5 水路内 1号炉マンホール 有り 無し 停止 +4.8 +8.5 (T. P. +19.2 m) *3 1号炉放水接合槽 1 有り 無し停止 +3.5 +9.0 (T. P. +19. 1m) ^{₩ 3} 放水路ゲート設置箇所 2号炉放水槽 無し 停止 +7.9 +8.8 上昇側水位 (T. P. +8.9m) ^{₩3} 2号炉放水接合槽 無し 無し 停止 +6.1 SA用海水ピット 3号炉放水槽 無し +7.3 +8.8 緊急用海水ポンプピット (T. P. +9.3m) ^{₩3} 3号炉放水接合槽 5 無し +6.5 +8.5 IIvzk□ 構内排水路逆流防止設備 管路解析 対象外 2号炉取水口 無し -6.5 -12.5 T. P. +17.7m^{₩ 1} 最低水位 EL.-0.02 EL.-0.17 隆起0.34m (防潮堤前面(敷地前面東側)の入力 (T. P. +17.9m) ^{※ 2} #U 連転 -8.4 [-8.31] 無し 停止 -6.1^{※2} 有り 運転 水路内 2号炉取水槽 を考慮 津波高さを使用している。) 最低水位 第七 | 博用 | 伊丁 - む.1 ※4 | 第8時/「全設置して評価している。 第七 | 伊丁 - む.1 ※4 | 第8時/「工を設置して評価している。 ※2 2号序版水橋における水路の最低水位は,循環水水ンプ連転状態のEL - 8.4m(EL - 8.31m)であるため,2.5.1「非常用海水冷却系の散水性に示す循環水水ンプ停止連用を踏まえ,停止時を実施能でする。 構内排水路逆流防止設備 T.P. +15.2m **1 (防潮堤前面(敷地側面北側)の入力 (T. P. + 15. 4m) * 2 津波高さを使用している。) *入力津波設定位置は第1.4-1 図を参照 T. P. −5. 1m^{* 4} 下降側水位 取水ピット (T. P. -5.3m) * 5※1 朔望平均満潮位T.P.+0.61m, 2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降) 第1.6-1-2表 入力津波高さ一覧(海域活断層) 0.2m及び津波波源モデルの活動による地殻変動量(沈降)0.31mを考慮している。 ※2 ※1に加えて潮位のばらつき+0.18mを考慮している。 ※3 朔望平均満潮位T.P.+0.61m, 2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降) 海域活 断層 施設護岸又は防波壁 上昇側 0.2m, 津波波源モデルの活動による地殻変動量 (沈降) 0.31m及び潮位のばらつき+0.18m 遡上域 管路解析 有り +4.2 +15.0 を考慮している。 1号炉取水槽 4 有り 2号炉取水槽 4 無し ※4 朔望平均干潮位T.P.-0.81m, 2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降) 無し 停止 +2.7* +8.8 無し 停止 +4.9 +11.3 無し 停止 +3.7 +8.8 0.2m及び潮位のばらつき-0.16mを考慮している。 3号炉取水槽 4 有り ※5 下降側の評価に当たって安全側の考慮となるように、※4から2011年東北地方太平洋沖 3号炉取水路点検口 4 有り 1号炉放水槽 4 無し 1号炉冷却水排水槽 4 無し 無し 停止 +2.7 +9.5 無し 停止 +2.1 +8.8 EL.+0.58 EL.+0.14 無し 地震による地殻変動量(沈降)0.2mを差し引いたものである。 無し 停止 +1.9 +8.5 1号炉マンホール 4 無し 1号炉放水接合槽 4 無し 無し 停止 +1.8 +8.5 無し 停止 +1.9 +9.0 有り 連転 +4.2 +8.8 2号炉放水槽 4 無し 2号炉放水接合槽 4 有り 有り 運転 +2.8 +8.0 3号炉放水槽 4 有り 無し 停止 +3.3 +8.8 3号炉放水接合槽 4 有り 無し停止 +3.5 +8.5 取水口 管路解析 対象外 2号炉取水口 無し -4.3 -12.5 最低水位 隆起0.34m EL.-0.02 | EL. - 0.17 | を考慮 無し 無し運転 2号炉取水槽 4 -6.5 -8.3 最低水位 ※ 流路縮小工を設置して評価している。 *入力津波設定位置は第1.4-1 図を参照 特別的な対応に 利力を参加した 適用の動を対象 の日前の事件が終 のの単純の事件等) 放映での指揮所分 強軟性のの表示を 全型に対象を を表示しませる。 (皇尼県 (皇田県 殊留。 详充

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<ul> <li>【 入力津波設定位置</li> <li>①: 敷地側面北側</li> <li>②: 敷地側面南側</li> <li>③: 敷地側面</li> <li>④: 販水ビット</li> <li>⑤: SA用海水ビット</li> <li>⑦: 緊急用海水ボンブビット</li> <li>型計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画</li> <li>第1.6-1図 入力津波の設定位置</li> </ul>	(18) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19	





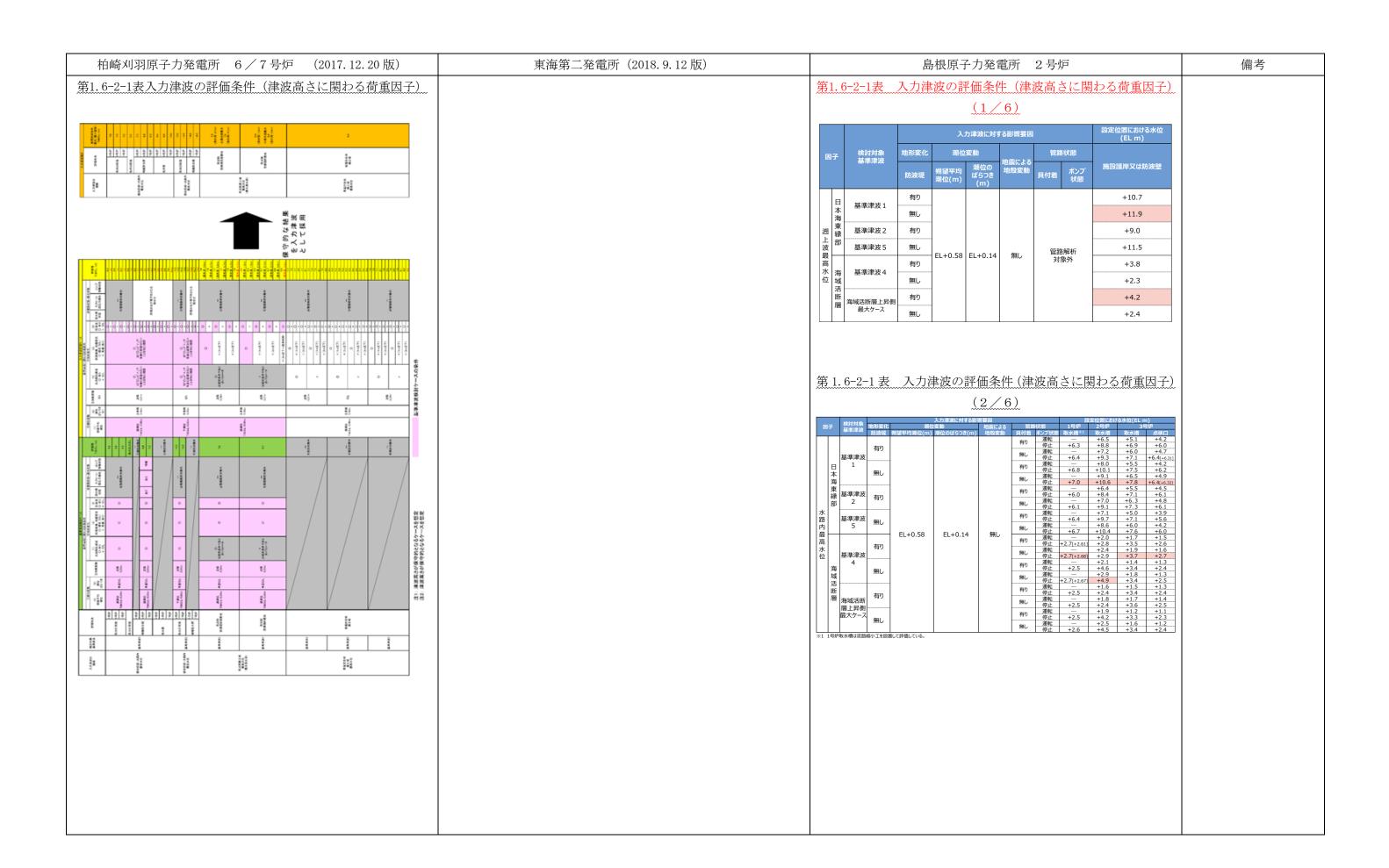




柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		(m) 12.0 (m) 12.0 (e) (f) (f) (f) (f) (f) (f) (f) (f) (f) (f	
		3 号炉取水路点検口(入力津波 4 , 防波堤有り)  (m) 12.0 8.0 4.0 2.01(10.69) 2.01(10.69) 4.0 2.01(10.69) 4.0 1.1.6(45.69) 4.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1	
		1 号炉放水槽(入力津波 4 ,防波堤無し)	
		(m) 12.0 (m) 12.0 (e) 1.88(10.83) 1.88(10.83) 1.16(51.23) 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 1.00 1.00 1	
		1号炉冷却水排水槽(入力津波4,防波堤無し)	
		12.0 (m)   12.0 (m)	
		1号炉マンホール(入力津波4,防波堤無し)	
		第1.6-2-2図 入力津波の時刻歴波形(海域活断層)(2/4)	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		(m) 12.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0	
		1 号炉放水接合槽(入力津波 4 ,防波堤無し)	
		(m) 12.0 (m) 10.0 (8.0 (4.0 (4.0 (4.0 (4.0 (4.0 (4.0 (4.0 (4	
		2号炉放水槽(入力津波4,防波堤無し)	
		(m) 12.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0	
		2 号炉放水接合槽(入力津波 4 , 防波堤有り)	
		(m) 12.0 10.0 8.0 4.0 3.26(6.9分) 4.0 -2.05(6.0分) -12.0 10.20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160 170 180 時間 (分)	
		3 号炉放水槽(入力津波 4 ,防波堤無し)	
		第1.6-2-2 図 入力津波の時刻歴波形(海域活断層)(3/4)	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		(TE) (m) (m) (3.45(6.9 分) (4.50 らの 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160 170 180 時間 (分)	
		(m)  12.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.	
		※最大水位下降量-3.93m-地盤変動量 0.34m≒EL-4.3m 2 号炉取水口(入力津波 4 防波堤無し)※下降側  (m)  (m)  12.0  4.0  4.0  4.0  4.0  4.0  4.0  4.0	
		-1280 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160 170 180 時間(分)  ※最大水位下降量-6.08m-地盤変動量 0.34m≒EL-6.5m 2号炉取水槽(入力津波 4 防波堤無し)※下降側  第 1.6-2-2 図 入力津波の時刻歴波形(海域活断層)(4 / 4)	



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	第1.6-2-1表	備考
		無し 無	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		第1.6-2-1表 入力津波の評価条件(津波高さに関わる荷重因子)	
		(5/6)	
		因子     入力津波に対する影響要因     設定位置における水位(EL m)       検討対象     地形変化     潮位変動     地震による場合       選挙津波     防波堤     期位のはらつき(m)     はらつき(m)     大波     東     西	
		日 本 海 無し 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	
		取 東 線線     基準津波3     有り       水 部 豆準津波6     無し 長L-0.02     EL-0.17     隆起0.34m を考慮     管路解析対象外   -5.0 -5.0  -6.5 -6.4  -6.5 -6.4  -6.1 -4.1 -4.0	
		Table   Ta	
		第 1.6-2-1 表 入力津波の評価条件(津波高さに関わる荷重因子) (6/6)	
		大力津波に対する影響要因   設定位置における水位(EL m)   接接状態   地形変化   増加変数   地震による   接接状態   受ける   大力排放に対する水位(EL m)   地震による   接接状態   受ける   オンプ状態   本の   である	
		無し 運転 -6.5 停止 -5.8 運転 -8.2 有り 停止 -5.9 無し 運転 -8.0 停止 -5.9 無し 一一 -5.9 無し 一一 -5.9 薬転 -6.5 停止 -5.9 源転 -6.5 停止 -5.9 源に -6.5 停止 -5.9 源に -6.5 停止 -5.9 源に -6.5 停止 -5.9 源に -6.5 停止 -5.7 源に -6.5 停止 -5.7 源に -6.5 源に -6.5	
		BB   日本学達成   無し   EL-0.02   EL-0.17   EL-0	
		無し 無し	

	柏崎刈羽	羽原子	力発電	<b>意所</b> 6	/ 7 号	·炉 (	(2017	. 12. 20	版)		-	東海第	二発電	所(2018	3. 9. 12 版)	1			島根	原子力	力発行	電所	2 号炉	<u> </u>			備考	
第	1.6-2-2表	6-2-2表 入力津波の評価条件(津波高さ以外の荷重因子)															第1.6-	2-2 表	入力津流	皮の評	価条	.件(	津波高	さ以外の	)荷重因子	)		
	舒運結果 (記載箇所・內容)	资料2.5 (2) a項 (添付資料17) t積侵食分布図	度料2.5 (2) b項 (蒸付資料19) 浮遊砂濃度時刻歴	資料2.5 (2) 6項 がシミュレーション結果		資料2.5 (2) e通 パンミュワーション結果		資料2.5(2) 6項 (添付資料25) 最大流速分布図									入力津波の 種類	検討対象 基準津波	評価位置	①潮位多 (1) 朔望平均 潮位 は	を動		入力津波評 に関わる評価条件 (3)地形 (1) 斜面崩壊、地盤変り (2) 健全(なし) ×:考慮(あり)	変化 注3	評価結果 (記載箇所·內容)			
	## \$4) \$cl.)	T		<b>\$</b>		88		T									砂堆積高さ		港湾内				0	O ×	資料2.5.2(1)項 (添付資料12) 堆積侵食分布図			
	(3) (3) (3) (4) (4) (5) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9			0 ×	0 ×	0		×									砂濃度		港湾内	1 1	考慮な		٥	O x	資料2.5.2(2)項 (添付資料14) 浮遊砂濃度時刻歴			
2 辞価ケース	(2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	O ※「O」と「×」で 者意な影響のない ことを別に確認	O ※「O」と「×」で 有意な影響のない ことを別に確認	O ※「O」と「×」で 者様な影響のない ことを空に経認	0	×	ĸ	O ※「O」と「×」で 有意な影響のない ことを別に確認	また								遊向·遊遊 (渡況)	基準津波1~6	港灣内	基準津波ごと	ί	基準津波ごとの	0	×	資料2.5.2(3)項 ・ 執跡シミュレーション 結果			
人力津波特価ケ with minimum 4 2 000 000 000	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		O ※「O」と「×」で 有意な影響のない ことを別に確認			×(国际条件であり 帯バラメータ		○ ※「○」と「×」で 有意な影響のない ことを別に確認	朔望平均満潮位を考慮 朔望平均干潮位を考慮								津波荷里 (波力)	@+#&!**U	港湾内、港湾外	の標準条件 注 1	考慮	標準条件 注 2	0	0 ×	資料4.1~4.3項 (运付資料26)			
and the second	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	#E		期景無限リュ		**		~ <del>*</del>									津波荷重 (水位)		港湾内、港湾外		ab U		٥	O ×	資料4.1~4.3項 (逐付資料26) 施設·設備の設計・評 の方針及び条件			
	数 (2) 施 か い が が が が が が が が が が が が が が が が が が			*	4歳なし				標準様数の								流向, 流速, 漂 流物重量 (漂流物衝突力)		港湾内,港湾外 の影響評価を目的とし		考慮なし	合は、朔望平	<ul><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>である。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。</li><li>できなる。<td>×</td><td>資料4.1,4.2項 (添付資料18, 21) 施設・設備の設計・評 の方針及び条件</td><td>価</td><td></td><td></td></li></ul>	×	資料4.1,4.2項 (添付資料18, 21) 施設・設備の設計・評 の方針及び条件	価		
	(1) 機能和 (2) 強能 (3) 強能 (4) 強能			越野嫌叛ごと	V C 蘇 崇 张 t	<b>#</b> ## -			C策定する。 C策定する。	動を考慮								水位下降側の 注2:起因となる地 注3:影響がない場	」 「影響評価を目的として の影響評価を目的として 費により生じる地殻変 融合は、現地形(○:健	(策定する基準 動を考慮 全)を代表条件	津波の場とする	合は. 朔望平	平均干潮位を考慮					
	<b>测</b> 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型	海湖内 (6,7号知识大口前面)	海湖内 (6,7-4-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	<b>乙</b> 鎖穀		排液量房強縮內漿店		( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	水位上昇側の影響評価を目的として策定する基準津波の場合は、 水位下降側の影響評価を目的として策定する基準津波の場合は、	起因となる地震により生じる地殻変動を考慮																		
	&				粉 無				水位上昇側の水位下降側の	起因となる地別																		
	入力準法の 種類	や維辞素命	<b>安装度</b>		機能・但能			消滅 (湯淡物膏次力)	<del>页</del>	注2:																		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
なお、以上では設計または評価に用いる入力津波の設定を行った			・資料構成の相違
が、耐津波設計の設計・評価において、評価対象の施設等が設置			【柏崎6/7】
される敷地に地震による地盤の沈下が想定される場合には、設			地盤沈下の図につい
計・評価が適切なものとなるよう, 許容津波高さ等の許容値の側			ては, 第1.6-1図で示し
で地盤状況に応じた敷地地盤の沈下を安全側に考慮する。具体的			たため省略
には、後段の「2.2敷地への浸水防止(外郭防護1)」を例にとる			
と,第1.6-3図に概念を示すとおり,現地形における許容津波高さ			
から沈下量を差し引いた高さを設計・評価に用いる許容津波高さ			
とし、これと入力津波高さとを比較することにより評価を実施す			
<u>a.</u>			
   耐津波設計の設計・評価で用いる,発電所敷地主要部における地			
盤沈下条件を、設定の考え方とともに添付資料9に示す。			
次下前(現地形) 防護対象 設定備 次下前(現地形) 放出 次下後 最 次下後 最			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

- 2. 設計基準対象施設の津波防護方針
- 2.1敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

#### 【規制基準における要求事項等】

敷地の特性に応じた津波防護の基本方針が敷地及び敷地周辺全 体図、施設配置図等により明示されていること。

津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等として設置され るものの概要が網羅かつ明示されていること。

#### 【検討方針】

敷地の特性(敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等) に応じた津波防護の基本方針を、敷地及び敷地周辺全体図、施設 配置図等により明示する。また、敷地の特性に応じた津波防護(津 波防護施設,浸水防止設備,津波監視設備等)の概要(外郭防護 の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水 防護重点化範囲の設定等) について整理する。

#### 【検討結果】

(1)敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

敷地の特性に応じた津波防護の基本方針は以下のとおりとす る。

a. 敷地への浸水防止(外郭防護1)

設計基準対象施設の津波防護対象設備(海水と接した状態で機 能する非常用取水設備を除く。下記c. において同じ。) を内包す る建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上 波を地上部から到達又は流入させない設計とする。

また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。

b. 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)

取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮 の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響 を防止できる設計とする。

東海第二発電所(2018.9.12版)

- 2. 設計基準対象施設の津波防護方針
- 2.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

#### 【規制基準における要求事項等】

敷地の特性に応じた津波防護の基本方針が敷地及び敷地周辺 全体図、施設配置図等により明示されていること。

津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等として設置さ れるものの概要が網羅かつ明示されていること。

#### 【検討方針】

敷地の特性(敷地の地形、敷地周辺の津波の溯上、浸水状況 郭防護の位置及び浸水想定範囲の設定並びに内郭防護の位置及 び浸水防護重点化範囲の設定等) について整理する(【検討結果】

- (1) 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針及び【検討結果】
- (2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要参照)。

#### 【評価結果】

(1) 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

敷地の特性(敷地の地形,敷地周辺の津波の遡上,浸水状 況等) に応じた津波防護の基本方針は以下のとおり。

- a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備を除く。以下 c. において 同じ。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地におい て、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させ | 波を地上部から到達又は流入させない設計とする。 ない設計とする。また, 取水路, 放水路等の経路から流入 させない設計とする(2.2 敷地への浸水防止(外郭防護1) 【検討結果】参照)。
- b. 取水・放水施設, 地下部等において, 漏水する可能性を 考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機 能への影響を防止できる設計とする(2.3 漏水による重要 な安全機能への影響防止 【検討結果】参照)。

2. 設計基準対象施設の津波防護方針

2.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

#### 【規制基準における要求事項等】

敷地の特性に応じた津波防護の基本方針が敷地及び敷地周辺全 体図、施設配置図等により明示されていること。

島根原子力発電所 2号炉

備考

津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等として設置され るものの概要が網羅かつ明示されていること。

#### 【検討方針】

敷地の特性(敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等) 等)に応じた津波防護の方針を敷地及び敷地周辺全体図、施設│に応じた津波防護の基本方針を、敷地及び敷地周辺全体図、施設 配置図等により明示する。また、敷地の特性に応じた津波防護 | 配置図等により明示する。また、敷地の特性に応じた津波防護(津 (津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等)の概要(外│波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等)の概要(外郭防護 の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水 防護重点化範囲の設定等)について整理する。

#### 【検討結果】

(1) 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

敷地の特性に応じた津波防護の基本方針は以下のとおりとす

## a. 敷地への浸水防止(外郭防護 1)

設計基準対象施設の津波防護対象設備(海水と接した状態で機 |能する非常用取水設備を除く。下記 c.において同じ。)を内包す る建物及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上

また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。

#### b. 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護 2)

取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮 の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響 を防止できる設計とする。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
c. 重要な安全機能を有する施設の隔離 (内郭防護)	71314511 50 2011 (	c. 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
上記の二方針のほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備に	c. 以上のa. 及びb. に示す方針のほか,設計基準対象施		
ついては、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離	設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画について	ついては、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離	
可能な設計とする。	は、浸水防護を行うことにより、津波による影響等から隔		
	隔離(內郭防護) 【検討結果】参照)。		
d. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止		d. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止	
水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防	d. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影		
止できる設計とする。	響を防止できる設計とする(2.5 水位変動に伴う取水性低		
	下による重要な安全機能への影響防止 【検討結果】参照)。		
e. 津波監視		e. 津波監視	
敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、その影響を俯瞰的に	e. 津波監視設備については,入力津波に対して津波監視機	敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、その影響を俯瞰的に	
把握できる津波監視設備を設置する。	能が保持できる設計とする(2.6 津波監視設備 【検討結		
TELL COPPULATION IN CINE / SO	果】参照)。		
	attania diliku	   ここで,日本海東縁部に想定される地震による津波については,	・敷地と津波波源との距
		波源が敷地から離れており、地震による敷地への影響が小さく、	離による相違
		津波襲来時に防波堤が損傷していることは考えにくい(添付資料	
		4)。また、敷地近傍の震源による地震により防波堤が損傷し、そ	
		の後に日本海東縁部に想定される地震による津波が襲来すること	
		が考えられるが、敷地近傍の震源による地震により防波堤が損傷	
		した後の短期間に、日本海東縁部に想定される地震による津波が	
		襲来する可能性は小さい。一方で,敷地近傍の震源による地震等	
		により防波堤が損傷した場合、補修に長期間を要することも想定	
		されることを踏まえ、防波堤が無い場合の日本海東縁部に想定さ	
		れる地震による津波に対する津波防護についても考慮する。	
(2)敷地の特性に応じた津波防護の概要	(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要	(2)敷地の特性に応じた津波防護の概要	
柏崎刈羽原子力発電所の基準津波の遡上波による敷地及び敷地		島根原子力発電所の基準津波の遡上波による敷地周辺の最高水	・津波による浸水範囲の
周辺の最高水位分布及び最大浸水深分布はそれぞれ第1.3-1図に		位分布及び最大浸水深分布はそれぞれ第1.3-1 図, 第1.3-2 図に	
示したとおりである。一方、6号及び7号炉の設計基準対象施設の		示したとおりである。一方、2号炉の設計基準対象施設の津波防	【柏崎 6/7】
津波防護対象設備は「1.1津波防護対象の選定」に示したとおりで		護対象設備は「1.1津波防護対象の選定」に示したとおりであり、	島根2号炉は,防波壁
あり、同設備を内包する建屋及び区画としては原子炉建屋、ター	設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び		
ビン建屋、コントロール建屋及び廃棄物処理建屋が、また、屋外	区画としては <u>,原子炉建屋,タービン建屋及び使用済燃料乾</u>		流入しない
設備としては燃料設備の一部(軽油タンク、燃料移送ポンプ)及	式貯蔵建屋を設置しており, T.P.+8mの敷地の地下部に常設	ては非常用海水冷却系の海水ポンプ,非常用ディーゼル燃料設備,	・設備の配置状況の相違
び非常用取水設備がある。	代替高圧電源装置用カルバート, T.P.+11m の敷地に常設代	排気筒及び非常用取水設備がある。	【柏崎 6/7, 東海第二】

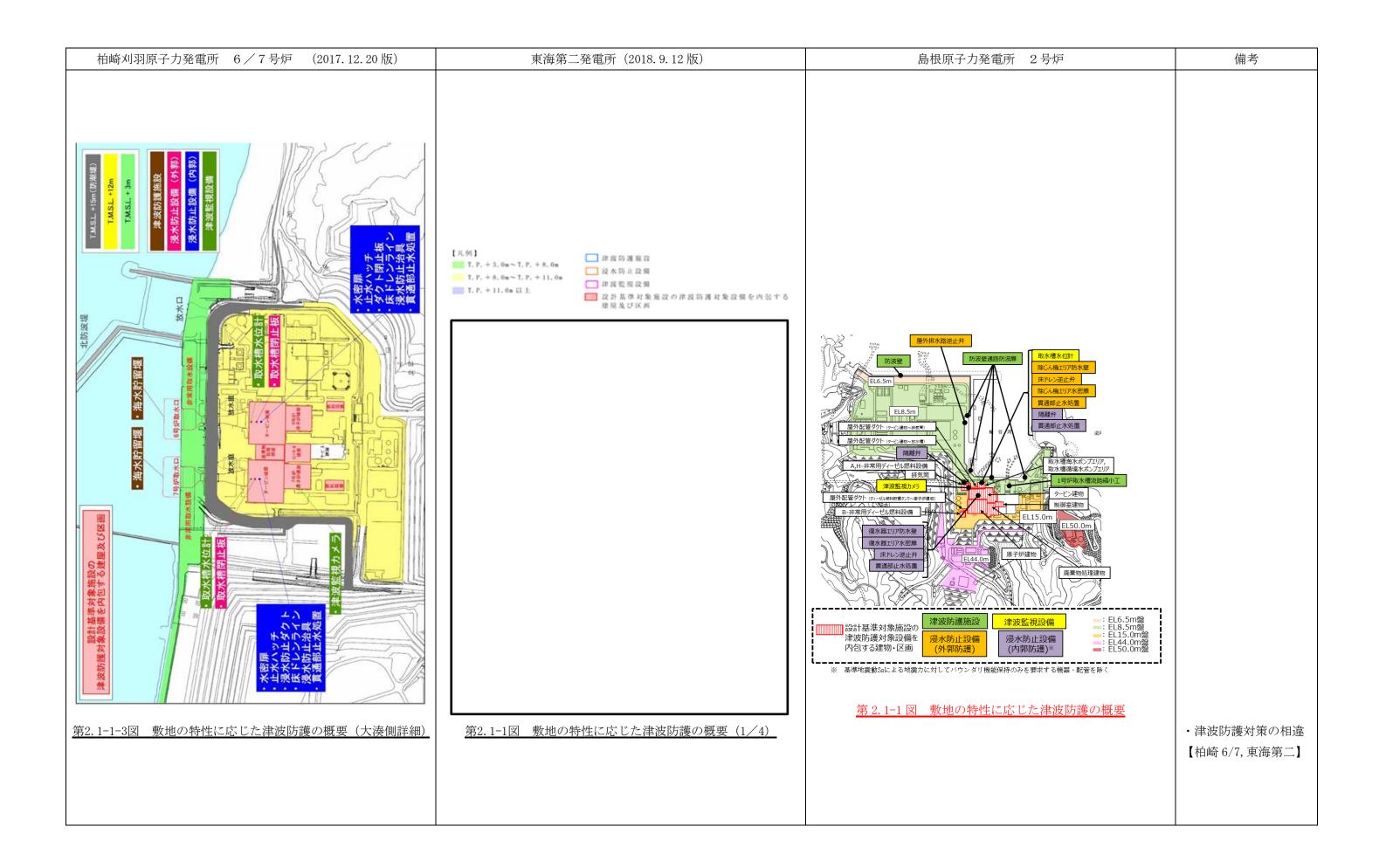
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	替高圧電源装置置場を設置する。設計基準対象施設の津波防		
	護対象設備のうち屋外設備としては、海水ポンプ室、非常用		
以上を踏まえ、前項で示した基本方針に基づき構築した敷地の	海水系配管及び排気筒が該当することから、津波防護として	以上を踏まえ、前項で示した基本方針に基づき構築した敷地の	
特性に応じた津波防護の概要を以下に示す。また、津波防護の概	以下の施設・設備を設置する。	特性に応じた津波防護の概要を以下に示す。また、津波防護の概	
要図を第2.1-1図に,設置した各津波防護対策の設備分類と目的を		要図を第 2.1-1 図に、設置した各津波防護対策の設備分類と目的	
第2.1-1表に、「耐津波設計に係る工認審査ガイド」に基づく設備		を第2.1-1表に、「耐津波設計に係る工認審査ガイド」に基づく	
分類の考え方を <u>添付資料10</u> に示す。		設備分類の考え方を添付資料9に示す。	
a. 敷地への浸水防止(外郭防護1)		a. 敷地への浸水防止(外郭防護 1)	
基準津波の遡上波による発電所の敷地及び敷地周辺の最高水位	a. 遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とするた	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	・津波防護対策の相違
分布に基づき、遡上波が到達しない十分に高い敷地として、大湊	め、外郭防護として、敷地を取り囲む形で天端高さ T.P.+	く。)を内包する建物及び区画が設置された敷地への基準津波によ	【柏崎 6/7,東海第二】
側のT.M.S.L. +12mの敷地を含め,大湊側及び荒浜側の敷地背面の	20m 及び T.P. +18m の防潮堤及び防潮扉を設置する。	る遡上波の地上部からの到達又は流入に対する外郭防護(外郭防	(詳細は2.2.1章)
T.M.S.L. +12mよりも高所の敷地から第2.1-1-1図の範囲を「浸水		護1)として、以下に示す津波防護施設を設置する。	
を防止する敷地」として設定し、設計基準対象施設の津波防護対		・施設護岸に防波壁を、防波壁通路に防波扉を設置する。	
象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画を,			
この敷地に設置する。これにより、設計基準対象施設の津波防護			
対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画が			
設置された敷地への、基準津波による遡上波の地上部からの到達			
又は流入に対する外郭防護(外郭防護1)を,敷地高さにより達成			
<u>する。</u>			
また,取水路,放水路等の経路からの流入に対する外郭防護(外	b. 取水路, 放水路等の経路から流入させない設計とするた	取水路,放水路等の経路からの流入に対する外郭防護(外郭防護	・ 津波防護対策の相違
郭防護1)として、流入の可能性のあるタービン建屋海水熱交換器	め,外郭防護として,以下に示す施設を設置する(2.2 敷	1)として、以下に示す津波防護施設及び浸水防止設備を設置す	【柏崎 6/7, 東海第二】
区域地下の補機取水槽上部床面の開口部に、浸水防止設備(取水	地への浸水防止(外郭防護1) 【検討結果】参照)。	<u>る。</u>	(詳細は2.2.2章)
<u>槽閉止板)を設置する。</u>	・ 取水路の経路から流入させない設計とするため、取	・1号炉取水槽に流路縮小工を設置する(津波防護施設)。	
	水路点検用開口部に対して浸水防止蓋、海水ポンプグ	・2号炉取水槽に防水壁、水密扉及び床ドレン逆止弁を、屋外	
	ランドドレン排出口及び循環水ポンプ室の取水ピット	排水路に屋外排水路逆止弁を設置するとともに、2号炉取水	
	空気抜き配管に対して逆止弁を設置する。	<u> 槽及び屋外配管ダクト(タービン建物〜放水槽)に貫通部止</u>	
	・ 放水路の経路から流入させない設計とするため、放	水処置を実施する(浸水防止設備)。	
	水路に対して放水路ゲート,放水路の点検用開口部(下		
	流側)に対して浸水防止蓋を設置する。		
	・ 重大事故等対処施設として設置するSA用海水ピッ		
	ト及び緊急用海水系の取水経路から流入させない設計		
	とするため、SA用海水取水ピット開口部及び緊急用		
	海水ポンプピット点検用開口部に対して浸水防止蓋,		
	緊急用海水ポンプグランドドレン排出口及び緊急用海		
	水ポンプ室床ドレン排出口に対して逆止弁を設置す		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
TRANSCO STATE OF THE STATE OF T	<u>る。</u>		VIII 3
	・ その他構内排水路の経路から流入させない設計とす		
	るため、構内排水路に対して逆流防止設備を設置する。		
	また、防潮堤及び防潮扉の地下部を貫通する配管等の貫		
	通部に対して止水処置を実施する(2.2 敷地への浸水防止		
詳細は「2.2敷地への浸水防止(外郭防護1)」において示す。	(外郭防護 1) 【検討結果】参照)。	   詳細は「2.2敷地への浸水防止(外郭防護1)」において示す。	
######################################	minidikaisain Maiddistain Marindistain Marin		
b. 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)	c. 敷地への浸水防止(外郭防護1)の対策において取水路,	b. 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護 2)	
漏水による重要な安全機能への影響はないと考えられるため、	放水路等からの津波の流入の可能性のある経路に対して、	漏水による重要な安全機能への影響はないと考えられるため、	
これに対する外郭防護(外郭防護2)の設置は要しない。	漏水による重要な安全機能への影響はないため、新たに外	これに対する外郭防護(外郭防護2)の設置は要しない。	
詳細は「2.3漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護	郭防護(外郭防護2)としての対策は要しない(2.3 漏水		
2)」において示す。	による重要な安全機能への影響防止 【検討結果】参照)。	2)において示す。	
c. 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)		c. 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)	
設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除		設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	
く。)を内包する建屋及び区画として,原子炉建屋,タービン建		く。) を内包する建物及び区画のうち、耐震Sクラスの設備を内	・設備の配置状況の相違
屋, コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, 及び燃料設備の一部 (軽		包する原子炉建物、タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置す	【柏崎 6/7, 東海第二】
油タンク,燃料移送ポンプ)を敷設する区画を浸水防護重点化範		るエリア),廃棄物処理建物(耐震Sクラスの設備を設置するエ	(詳細は2.4章)
囲として設定する。		リア),制御室建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア),	
		取水槽海水ポンプエリア, 取水槽循環水ポンプエリア及び屋外配	
		管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物,タービン建	
		物~排気筒,タービン建物~放水槽)並びに非常用ディーゼル燃	
		料設備及び排気筒を設置するエリアを浸水防護重点化範囲として	
		設定する。	
その上で、保守的に想定した溢水であるタービン建屋内海水系	d. 地震に起因する非常用海水系配管(戻り管)の損傷等に	保守的に想定した溢水であるタービン建物等の海水系機器の地	
機器の地震・津波による損傷等の際に生じる溢水に対して、内郭	よる溢水が,浸水防護重点化範囲へ流入することを防止す	震・津波による損傷等の際に生じる溢水に対して、内郭防護とし	
防護として、タービン建屋内の浸水防護重点化範囲の境界に浸水	る設計とするため、内郭防護として、海水ポンプ室のケー	て、タービン建物内の浸水防護重点化範囲の境界に浸水防止設備	・津波防護対策の相違
防止設備(水密扉,止水ハッチ,ダクト閉止板,浸水防止ダクト,	ブル点検口に対して浸水防止蓋、常設代替高圧電源装置用	(隔離弁, 防水壁, 水密扉, 床ドレン逆止弁, 貫通部止水処置)	【柏崎 6/7,東海第二】
床ドレンライン浸水防止治具及び貫通部止水処置)を設置する。	カルバートの立坑部の開口部に対して水密扉を設置すると	を設置するとともに,取水槽内の浸水防護重点化範囲の境界に浸	(詳細は2.4章)
	ともに、タービン建屋及び非常用海水系配管カルバートと	水防止設備(隔離弁)を設置する。また、タービン建物及び取水	(浸水防護重点化範囲
	隣接する原子炉建屋地下階の貫通部,海水ポンプ室の貫通	槽の浸水防護重点化範囲の境界となる低耐震クラスの機器・配管	の境界に設置する浸力
	部及び常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)の貫	<u>について基準地震動 Ss による地震力に対してバウンダリ機能を</u>	防止設備の変更に伴う
	通部に対して止水処置を実施する(2.4 重要な安全機能を	保持する設計とする。	修正)
詳細は「2.4重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)」	有する施設の隔離(内郭防護) 【検討結果】参照)。	詳細は「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)」	
において示す。		において示す。	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
[H. 13. 3.33/3.1.3 / 3.521.El/]	また、同様に地震に起因する屋外タンクからの溢水が浸	PG [X/0,13 73 22 : E/7] = 3 //	<ul><li>・資料構成の相違</li></ul>
	水防護重点化範囲へ流入することを防止するため、内郭防		【東海第二】
	護として、海水ポンプ室のケーブル点検口に対して浸水防		島根2号炉は地震に
	止蓋,常設代替高圧電源装置用カルバートの立坑部の開口		起因する屋外タンクか
	部に対して水密扉を設置する。		らの溢水について 2.4
d. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止	INCA O CAMBREWE FOO.	d. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止	·
基準津波による水位の低下に対して、非常用海水冷却系(原子		基準津波による水位の低下に対して、非常用海水冷却系(原子炉	(二日4)
原補機冷却海水系,以下同じ。)の海水ポンプを機能保持し,同		補機海水系及び高圧炉心スプレイ補機海水系,以下同じ。)の海水	
系による冷却に必要な海水を確保する <u>ための対策として</u> ,6号及び		ポンプを機能保持し、同系による冷却に必要な海水を確保する。	  ・津波防護対策の相違
7号炉の取水口前面に非常用取水設備として海水貯留堰を設置す		NO ZIMBONIO ZI PINICA ZIDANCEZ ZIBACHEN ZZO.	【柏崎 6/7】
る。なお、海水貯留堰は津波防護施設と位置付けて設計を行う。			島根2号炉は引き波
②。 343,1時/19、日本13年12月12日 117 (以刊 C 11 )。			時の水位が海水ポンプ
詳細は「2.5水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能へ		詳細は「2.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能	
の影響防止」において示す。		への影響防止」において示す。	らない (詳細は 2.5 章)
いが音的正」(C45V・C/JV)。		1028/ <u>1071</u> 11 (C40V C7V).	りない (計画など) 年)
e. 津波監視		e. 津波監視	
津波監視設備として7号炉の主排気筒に津波監視カメラを,また	e. 地震発生後,津波が発生した場合に,その影響を俯瞰的	津波監視設備として2号炉の排気筒に津波監視カメラを,また	
6号及び7号炉の補機取水槽に取水槽水位計を設置する。	に把握するため、津波監視設備として、原子炉建屋屋上及	2号炉の取水槽に取水槽水位計を設置する。	
詳細は「2.6津波監視」において示す。	び防潮堤天端に津波・構内監視カメラ、取水ピットに取水		
	ピット水位計,取水口に潮位計を設置する(2.6 津波監視	0+//013 12:01+12:01 1C-10V C/J1/2	
	設備【検討結果】参照)。		
	f.以上のほか,引き波時の取水ピット水位の低下に対して,		  ・資料構成の相違
	非常用海水ポンプの取水性を確保するため、津波防護施設		【東海第二】
	として、取水口前面の海中に貯留堰を設置する(2.5 水位		島根 2 号炉は, 「d.
	変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止		水位変動に伴う取水性
	【検討結果】参照)。		低下による重要な安全
			機能への影響防止」に記
			載
	   第2.1-1表に各津波防護対策の設備分類と設置目的,第2.1-1図		Name
	<u>第2.11</u>      13(に母年級の護列泉の設備力類と設置も時, 第2.11     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15     15		【東海第二】
	護の位置、浸水防護重点化範囲の設定等)を示す。また、添付資		■ 【木一第一】 島根2号炉は,「(2)
	料9に津波防護対策設備の位置付け、添付資料1に設計基準対象		敷地の特性に応じた津
	施設の津波防護対象設備とその配置を示す。		放応の特性に応じた律 波防護の概要」に記載
	MERA、21十以内II支入I 多取 VIII C C V ZILIEでハリ。		1次17月受マン19九女」(〜1114以

	柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
第2.1-1-1回 敷地の特性に応じた津液防羅の模要 (漫水を防止する) <u>ろ敷地</u> )  (指衛 6/7]	第2.1-1-1図 敷地の特性に応じた津波防護の概要 (浸水を防止す			・津波による浸水範囲の 相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は, 防波壁 等により津波が敷地へ

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	
第3 大温田学 (1997年 1997年 19	来海为——光电灯(2010. 3. 12 版)	(初以外) が発性的 2 タゲ	UIII 47



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	【元仲】		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	東海第二発電所 (2018.9.12 版)  [八州]  ② 2月医療対象施設の建設等著対象設備を内包する  ● (常設代券系に電影装置等場及び実施代券系に電影装置等のルバートは人図) 1/2  第2.1-1図 敷地の特性に応じた津波防護の概要 (3/4)	島根原子力発電所 2号炉	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	<ul><li>【共何】</li><li>○ 段本防止設備</li><li>○ 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する</li><li>◆ 建超及び区面</li></ul>		
	(8-8 Mf di)		
	(************************************		

柏崎刈羽	习原子力発電所	6/7号炉	(2017. 12. 20 版)		東海第二	二発電	所(2018. 9. 12 版)	島	;根原子力発	電所 2号炉	備考
		ち護対策の設備タ		第2.	1-1表 各津波防		策の設備分類と設置目的(1/2)	津波防護対策	津波防護対策 対策 設備分類	策の設備分類と設置目的 設置目的 ・建波が地上部から敷地へ到達 流入する	<ul><li>・津波防護対策の相違 【柏崎 6/7. 東海第二】</li></ul>
本 6 / 7 号炉	取水槽閉止板 水密厚 止水ハッチ ダクト閉止板 浸水防止ダクト 床ドレンライン 浸水防止治具 貫通部止水処置 株貯留堰	設備分類 浸水防止設備 津波防護施設 (非常用取水設備) 津波監視設備	設置目的  取建を防止する  を防止する  を放かのする  を放かのする  を放かのする  を放かした。  なる循水がある。  なる循水がある。  なる循水がある。  なる循水がある。  なる循水がある。  ないのは、  ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは、 ないのは	防潮堤及で 放水路ゲー 構内排水器 貯留 堰 取水路 海水 ボン 放水路 系 A H ット 緊 急 用海	津波防護対策  「防潮扉  「ト  「お遊流防止設備  取水路点検用開口部浸水防止蓋  海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁  海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋  貫通部止水処置  取水ビット空気抜き配管逆止弁  放水路が一ト点検用開口部浸水防止蓋  SA用海水ピット開口	(表)	来の設備分類と設置目的 (1/2)  設置目的  ・基準津波による遡上波が設計基準対象施設の津波防護対象設備の設置された敷地に到達・流入することを防止する。 ・放水路からの流入津波が放水路ゲート及び放水ビットの点検用開口部(上流側),放水ビット及び放水路に接続される配管質通常を経由し、設計基準対象施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。 ・構内排水路からの流入津波が集水枡及び排水管を経由し、設計基準対象施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。 ・引き波時において、非常用海水ボンブによる補機冷却に必要な海水を確保し、非常用海水ボンブでによる補機冷な保持する。 ・取水路からの流入津波が取水路の点検用開口部を経由し、海水ボンブ室側壁外側に流入することを防止する。 ・取水路からの流入津波が海水ボンブ室への浸水を防止する。 ・取水路からの流入津波が海水ボンブジ室への浸水を防止する。 ・地震による非常用海水系配管(戻り管)の損傷及び屋外タンクからの流入津波が海水ボンブ室に流入することを防止する。 ・地震による非常用海水系配管(戻り管)の損傷及び屋外タンクからの流水がケーブル点検口を経由し、海水ボンブ室に流入することを防止する。 ・地震による循環ボボンブ内の循環水系等配管の損傷に伴う溢水が、貫通部を経由して隣接する海水ボンブ室に流入することを防止する。 ・政水路からの流入津波が取水ビット空気抜き配管を経由し、循環水ボンブ室への浸水を防止する。 ・放水路からの流入津波が取水ボットの点検用開口部(海に下流側)を経由し、設計基準対象施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。				・津波防護対策の相違【柏崎 6/7, 東海第二】

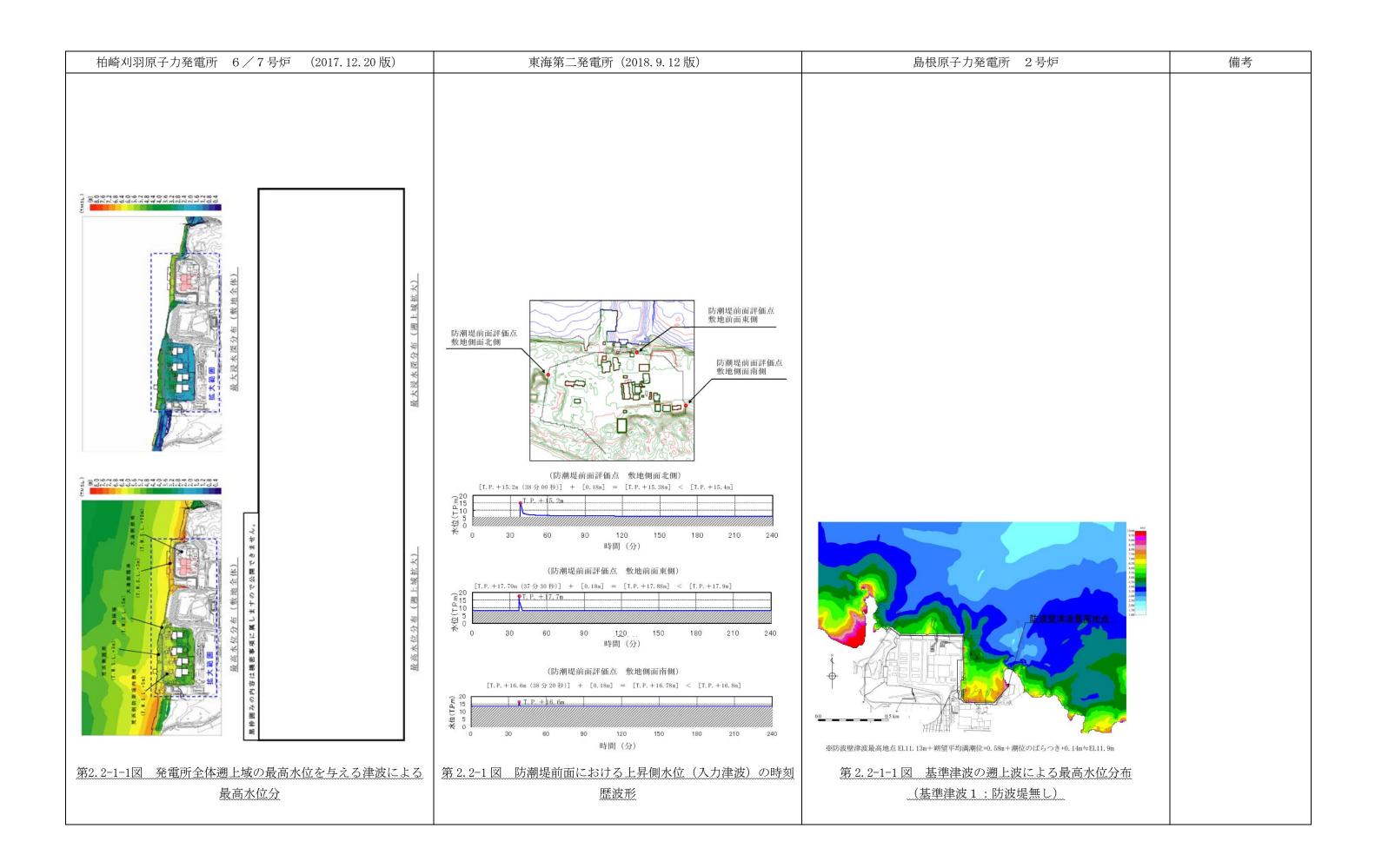
島根原子力発電所 2号炉	所(2018. 9. 12 版)	二発電所	東海第	(2017. 12. 20 版)	6 / 7 号炉	柏崎刈羽原子力発電所
島根原子力発電所 2号炉	医の設備分類と設置目的(2/2)    設置目的		第2.1-1表 各津波り 津波防護対策 防潮堤, 防潮 原 原子炉 建屋境界 (常設代替高圧電源装置用カルバート 電源装置用カルバート (側水密原 質通部止水処置	(2017. 12. 20 版)	6/7号炉	柏崎刈羽原子力発電所

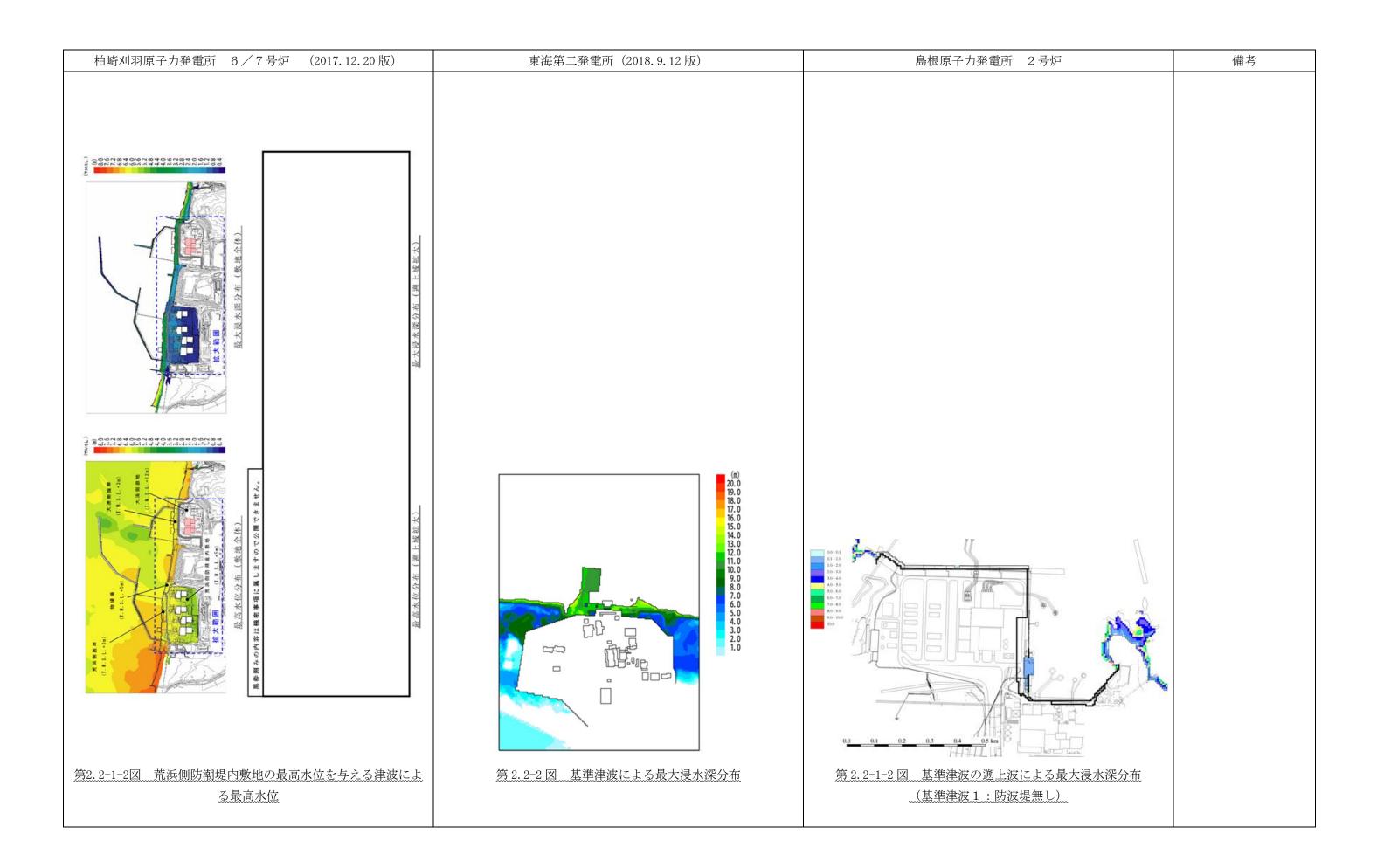
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
2.2敷地への浸水防止(外郭防護1)	2.2 敷地への浸水防止 (外郭防護 1)	2.2 敷地への浸水防止(外郭防護 1)	
(1) 遡上波の地上部からの到達,流入の防止	2.2.1 遡上波の地上部からの到達,流入の防止	2.2.1 遡上波の地上部からの到達,流入の防止	
【規制基準における要求事項等】	【規制基準における要求事項等】	【規制基準における要求事項等】	
重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び重要な安全	重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び重要な安	重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び重要な安全	
機能を有する屋外設備等は、基準津波による遡上波が到達しない	全機能を有する屋外設備等は、基準津波による遡上波が到達し	機能を有する屋外設備等は、基準津波による遡上波が到達しない	
十分高い場所に設置すること。	ない十分高い場所に設置すること。	十分高い場所に設置すること。	
基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、防潮堤	基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、防潮	基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、防潮堤	
等の津波防護施設、浸水防止設備を設置すること。	堤等の津波防護施設、浸水防止設備を設置すること。	等の津波防護施設、浸水防止設備を設置すること。	
【検討方針】	【検討方針】	【検討方針】	
   設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する <u>建屋</u> 及び区画	「1.3 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域」に示したと	設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画	
   は,基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置して	おり、基準津波の遡上波が敷地に地上部から到達・流入する可	は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置して	
いることを確認する。	能性があるため、津波防護施設、浸水防止設備の設置により遡	あることを確認する。	
また、基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、	上波が到達しないようにする。	また、基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、	
津波防護施設、浸水防止設備の設置により遡上波が到達しないよ		津波防護施設,浸水防止設備の設置により遡上波が到達しないよ	
うにする。		うにする。	
具体的には、設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取	具体的には, <u>敷地高さT.P.+3m,T.P.+8m(地下部を含む。)</u>	具体的には、設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取	
水設備を除く。以下、2.2において同じ。)を内包する建屋及び区	T.P. +11m に設置されている設計基準対象施設の津波防護対象	水設備を除く。以下、2.2において同じ。)を内包する建物及び区	
画に対して、基準津波による遡上波が地上部から到達、流入しな	設備(津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用	画に対して、基準津波による遡上波が地上部から到達、流入しな	
いことを確認する。	取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画に対して、基準津波	いことを確認する。	
	による遡上波が地上部から到達・流入しないことを確認する		
	(【検討結果】(1) 溯上波の地上部からの到達,流入の防止及		
	び【検討結果】(2) 津波防護施設である防潮堤及び防潮扉の		
	位置, 仕様参照)。		
【検討結果】	【検討結果】	【検討結果】	
基準津波の遡上解析結果における、発電所敷地及び敷地周辺の		基準津波の遡上解析結果における,敷地周辺の遡上の状況,浸	  ・津波による遡上範囲の
		水深の分布 (第 2. 2-1 図) 等を踏まえ,以下を確認している。	相違
している。			【柏崎 6/7】
なお,確認結果の一覧を第2.2-1表にまとめて示す。		なお,確認結果の一覧を第2.2-1表にまとめて示す。	島根2号炉は,防波壁
			等により津波が敷地へ
			流入しない
a. 遡上波の地上部からの到達,流入の防止	(1) 遡上波の地上部からの到達,流入の防止	(1) 遡上波の地上部からの到達,流入の防止	
6号及び7号炉では,基準津波の遡上波による発電所敷地及び敷	敷地への浸水の可能性のある経路(遡上経路)の特定にお	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	・設備の配置状況の相違
地周辺の最高水位分布に基づき、遡上波が到達しない十分に高い	ける敷地周辺の遡上の状況,浸水の分布等を踏まえ,以下を	く。) を内包する建物及び区画はEL.+15.0m の敷地に原子炉建	【柏崎 6/7, 東海第二】

		1	1
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
敷地として,大湊側のT.M.S.L.+12mの敷地を含め,大湊側及び荒	確認している。	物,制御室建物,廃棄物処理建物があり, E L.+8.5m の敷地に	
浜側の敷地背面のT.M.S.L. +12mよりも高所の敷地から第2.1-1-1	_ 設計基準対象施設の津波防護対象設備((津波防護施設,浸	<u>タービン建物がある。また、EL.+15.0mの敷地にB-非常用ディ</u>	
図に示した範囲を「浸水を防止する敷地」として設定する。その	水防止設備及び津波監視設備を除く。)を内包する建屋及び区	<u>ーゼル燃料設備を<mark>設置</mark>するエリア及び屋外配管ダクト(ディーゼ</u>	
上で、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び	画として,海水ポンプ室は T.P.+3m の敷地,原子炉建屋,タ	ル燃料貯蔵タンク~原子炉建物) があり, EL.+8.5m の敷地に	
区画をこの敷地に設置することで、同建屋及び区画を設置する敷	ービン建屋,使用済燃料乾式貯蔵建屋及び排気筒は T.P.+8m	取水槽海水ポンプエリア,取水槽循環水ポンプエリア,A,H-非常	
地への遡上波の地上部からの到達・流入を敷地高さにより防止す	の敷地, 非常用海水系配管は T. P. +3m の敷地の海水ポンプ室	用ディーゼル燃料設備を <mark>設置</mark> するエリア、排気筒を <mark>設置</mark> するエリ	
<u>る。</u>	から T.P.+8m の原子炉建屋にかけて敷設されている。また,	ア及び屋外配管ダクト (タービン建物〜排気筒, タービン建物〜	
	常設代替高圧電源装置用カルバートを T.P.+8m の敷地の地	放水槽)がある。	
	下部,常設代替高圧電源装置置場を T.P.+11m の敷地に設置		
	<u>することとしている。</u>		
具体的には、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する			
建屋及び区画としては,原子炉建屋,タービン建屋,コントロー			
ル建屋, 廃棄物処理建屋, 及び屋外設備である燃料設備の一部 (軽			
油タンク、燃料移送ポンプ)を敷設する区画があり、第2.1-1-2			
図, 第2.1-1-3図に示すとおり, これらはいずれも上記の「浸水を			
防止する敷地」のうち,T.M.S.L.+12mの大湊側敷地に設置して			
<u>いる。</u>			
これに対し、基準津波の遡上波による発電所全体遡上域の最高	これに対し,防潮堤位置における入力津波高さは,「1.6 設	これに対し, <u>基準津波の遡上波による最高水位はEL.+</u> 11.9m	
水位は <u>T.M.S.L.+8.3mであり、また、大湊側敷地の、津波の到達</u>	計又は評価に用いる入力津波」において示したとおり、潮位	であり、津波による遡上波が地上部から到達・流入する可能性が	
又は流入の防止にあたり許容可能な津波高さ(以下「許容津波高	のばらつき及び入力津波の数値計算上の不確かさを考慮した	<u>ある</u> ため、 <u>施設護岸に天端高さEL.+15.0m の防波壁及び</u> 防波壁	・津波防護対策の相違
さ」という。) は, 地震による地盤沈下1.0mを考慮してもT.M.S.L.	値として,敷地区分毎に敷地側面北側で T.P.+15.4m,敷地	通路防波扉を設置する。これより、設計基準対象施設の津波防護	【柏崎 6/7, 東海第二】
+11.0mである。これより、設計基準対象施設の津波防護対象設備	前面東側で T.P. +17.9m, 敷地側面南側で T.P. +16.8m であ	対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地に基準津波によ	
を内包する建屋及び区画を設置する敷地に基準津波による遡上波	るため, 基準津波による遡上波が地上部から到達, 流入する。	る遡上波が地上部から到達・流入することはない。施設護岸にお	
が地上部から到達・流入することはない。また、この結果は、参	このため、外郭防護として、敷地を取り囲む形で津波防護	ける津波襲来時の水位の時刻歴波形を第2.2-2 図に示す。また、	
照する裕度 <u>(0.43m)</u> を考慮しても余裕がある。	施設である防潮堤を設置する。また、防潮堤の敷地側面南側	この結果は、参照する裕度(0.64m)を考慮しても余裕がある。	・参照する裕度の相違
	の鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁及び敷地前面東側の鉄筋コ	なお、1号炉放水連絡通路については閉塞することから、津波	【柏崎 6/7,東海第二】
	ンクリート防潮壁の 2 箇所に防潮扉を設置する。設置する防	<u>の流入経路とならない(添付資料 41)。</u>	
	潮堤の天端高さは,敷地前面東側で T.P.+20m,敷地側面北	防波壁の設置位置を第 2.2-3 図に示し、仕様については、「4.1	
	側及び敷地側面南側で T.P.+18m であり,参照する裕度+	津波防護施設の設計」の「(1)防波壁」,「(2)防波扉」において示	
	0.65m を考慮しても、 <u>基準津波による遡上波は地上部から到</u>	<u>+</u>	
	達、流入しない。		
	第 2.2-1 図に防潮堤前面における上昇側水位の時刻歴波		
	形, 第 2.2-2 図に基準津波による最大浸水深分布, 第 2.2-1		

表に地上部からの到達、流入評価結果を示す。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	 	備考
   <u>b.</u> 既存の地山斜面,盛土斜面等の活用	(2) 既存の地山斜面,盛土斜面等の活用	
第1章で示したとおり、柏崎刈羽原子力発電所の敷地の地形は日	第1章で示したとおり、島根原子力発電所を設置する敷地は、	・敷地の相違
- 本海に面したなだらかな丘陵地であり、その形状は、汀線を長軸	島根半島の中央部、日本海に面した松江市鹿島町に位置する。敷	【柏崎 6/7】
とし、背面境界の稜線が北東ー南西の直線状を呈した、海岸線と	地の形状は、輪谷湾を中心とした半円状であり、敷地周辺の地形	島根2号炉は,遡上波
平行したほぼ半楕円形であり、中央に位置する造成地が、北・東・	は,東西及び南側を標高 150m 程度の高さの山に囲まれている。	の地上部からの到達・流
南の三方を標高60m前後の丘陵に囲まれる形で日本海に臨んでい	敷地北側の防波壁の端部では、堅固な地山斜面により、遡上波	入の防止において,既存
る。また、中央の造成地は、北側に位置する大湊側敷地と南側に	<u>の地上部からの到達、流入を防止する。</u>	の地山斜面を考慮
位置する荒浜側敷地とに大きく分かれており、両者の間には標高		
約49mの中央土捨場がある。		
大湊側敷地は主要面高さがT.M.S.L.+12mであり, 同敷地は北側		
では丘陵に、南側では中央土捨場に接続している。なお、敷地の		
前面には基準津波を上回る規模の津波に備えた自主的な対策設備		
<u>として天端標高T.M.S.L.約+15mのセメント改良土による防潮堤</u>		
を設置している。_		
一方, 荒浜側敷地は主要面高さがT.M.S.L. +5mであるが, 敷地		
の前面には自主的な対策設備として天端標高T.M.S.L.約+15mの		
鉄筋コンクリート造の防潮堤を設置しており、防潮堤は北側で中		
<u>央土捨場に, また南側でT.M.S.L. +10mの敷地に接続している。ま</u>		
た、南側の敷地は、周囲の丘陵につながっている。		
設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画		
を設置する敷地である大湊側敷地への遡上波の到達・流入の防止		
にあたり、以上に述べた敷地前面の防潮堤や周囲の中央土捨場,		
丘陵の存在は安全側の効果を有するが、前項で示したとおり、大		
湊側敷地の敷地高さは基準津波の遡上波による発電所全体遡上域		
の最高水位よりも高い。また、自主的な対策設備である防潮堤の		
機能を考慮しない場合でも、この結果に変わりはない。したがっ		
て、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区		
画を設置する大湊側敷地への基準津波による遡上波の到達・流入		
の防止は敷地高さにより達成しており、既存の地山斜面、盛土斜		
<u>面等は活用していない。</u>		





柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		(m) 11.13 - 24 40 40 50 50 100 120 140 160 180 200 220 240 280 300 320 340 360 分	

柏	崎刈羽	原子力夠	<b>隆電所</b> 6	/ 7 号炉 (2	2017. 12. 20 版)	j	東海第二	発電所(2	018. 9. 12 版)			島	根原子					備考
第	2.2-1表	遡上	波の地上部	3からの到達,	流入の評価結果	第 2. 2-1	1表 地_	上部からの	)到達,流入評価約	吉果	<u>第</u>	2.2-1 表 遡上	波の地	上部からの到達,	流入	評価結	果	・津波, 設備の配置状況
			海無指		]		敷地区分	入力津波 高さ** ¹ (T. P. +m)	状況	評価		評価対象原子炉建物	①入力津 波高さ	状況	②許容津 波高さ	裕度**4	評価	による流入評価結果の 相違
15年			○			設計基準対象施設の 津波防護対象設備を 内包する建屋及び区 画 ・原子炉建屋	敷地側面 北側	15. 4	入力津波高さに対して、参照する裕度**2を 考慮した T.P. +18m の 防潮堤を設置する	防潮堤の設置	設計基準対象施設	廃棄物処理建物 制御室建物	_	EL15.0mの敷地に設置して おり,遡上波の地上部から の到達,流入はない。	L15. Om [™]	3. 1m	0	【柏崎 6/7, 東海第二】
			等なななるという。 なるとは がのと との との との に を に に に に に に に に に に に に に		_	・タービン建屋 ・使用済燃料乾式貯 蔵建屋 ・常設代替高圧電源 装置置場	敷地前面 東側	17. 9	入力津波高さに対して、参照する裕度**2を 考慮した T.P. +20m の 防潮堤を設置する	により、基準	の津波防 護対象設 備を内包 する建物	タービン建物		EL8.5m の敷地に設置して おり,遡上波が地上部から 到達,流入する可能性があ EI	.15. Om **	3. 1m	0	
卷度 (◎-◎)			2. 7m#s			<ul><li>・常設代替高圧電源 装置用カルバート</li><li>・排気筒</li><li>・海水ポンプ室</li><li>・非常用海水系配管</li></ul>	敷地側面 南側	16.8	入力津波高さに対して、参照する裕度*2を 考慮した T.P.+18m の 防潮堤を設置する			・B-非常用ディーゼル燃料	− EL11.9m ^{**}	るため、施設護岸に防波 3 壁,防波壁通路に防波扉を 設置する。				
② 特等效率 T. M. S. L. )			+11.0m*2%3 (+12.0m) #1				再現期間 100 1m 及び朔望平	) 年の期待値 T 平均満潮位のば	カ津波高さ .P+1.44m と, 入力津波です ぶらつきとして考慮した+0		屋外に設 置する設 計基準対	設備を敷設するエリア ・屋外配管ダクト (ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物) ・取水槽海水ボンブエリア		EL15.0mの敷地に設置して おり、遡上波の地上部から の到達、流入はない。	.15. Om *	3.1m	0	
① 入力等被消さ 評 (T.M.S.L.)			+ + + · · · · · · · · · · · · · · · · ·		每						象施設の 津波防護 対象設備 を敷設す る区画	・A,H-非常用ディーゼル燃料設備及び排気筒を敷設するエリア		EL8.5m の敷地に設置して おり、遡上波が地上部から 到達、流入する可能性があ るため、施設護岸に防波 壁、防波壁通路に防波扉を	.15. Om *	3.1m	0	
λη; (T.)			Ť	۶	選上城の最高水 と値 合の値 さ裕がある						※ 1	・屋外配管ダクト(タービン建物~排気筒、タービン建物~放水槽) を設護岸における入	力津波高	設置する。				
海次帝	田 報 は !	ケートノ発用コントローケ発展	棄物処理建居	器萃設舗の一部(報当 タンク、整萃移送ボン を敷設する区画	数による発電所全体 地高さ 沈下 1.0m を考慮した 沈下を考慮しない場						<b>%</b> 3 <b>§</b>	双地高さ ち波壁,防波壁通路 診照する裕度(0.64m)						
社		設計基準対象施設の非波形成構大象設備をよった。	# C F F F F F F F F F F F F F F F F F F	届外に設置する設計 基準対象施設の津波 防護対象設備を敷設 する区画	※1:基準許波の適上 ※2:大湊面敷地の敷 ※3:地震による地盤 ※4:地震による地盤 ※5:参照する裕度(													
					_													

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	(2) 津波防護施設である防潮堤及び防潮扉の位置,仕様(構造形		・資料構成の相違
	式)		【東海第二】
	津波防護施設である防潮堤及び防潮扉の位置,仕様(構造		島根2号炉は,津波防
	形式) は以下のとおりである(詳細は「3.1 津波防護施設の		護施設の位置, 仕様等に
	<u>設計」参照)。</u>		ついて,「4.1 津波防護
	a. 防潮堤及び防潮扉の位置及び区分		施設の設計」に記載
	防潮堤及び防潮扉の位置及び区分は以下のとおりであ		
	<u>る。</u>		
	(a) 防潮堤は,設計基準対象施設の津波防護対象設備((津		
	波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)の		
	設置される敷地を含め、敷地を取り囲む形で設置する。		
	また、防潮堤の敷地側面南側の鋼管杭鉄筋コンクリート		
	防潮壁及び敷地前面東側の鉄筋コンクリート防潮壁の 2		
	<b>箇所に防潮扉を設置する。</b>		
	(b) 防潮堤の総延長は約1.7kmであり,敷地区分としては,		
	上述のとおり、敷地側面北側、敷地前面東側、敷地側面		
	南側に区分される。また、エリア区分としては、「海水ポ		
	ンプエリア」,「敷地周辺エリア」に区分される。		
	b. 防潮堤及び防潮扉の仕様(構造形式)		
	防潮堤及び防潮扉の仕様(構造形式)について, エリア		
	区分毎に整理すると以下のとおりである。		
	(a) 海水ポンプエリアの防潮壁は、鉄筋コンクリート造の		
	地中連続壁を基礎構造とした鋼製防護壁(止水機構付)		
	及び鉄筋コンクリート防潮壁(以下「RC防潮壁」とい		
	う。)の上部工に大別される。		
	(b) 敷地周辺エリア (放水路エリアを含む。) の防潮堤は,		
	<b>鋼管杭を基礎構造とし、上部工は鋼管杭鉄筋コンクリー</b>		
	ト壁の構造である。		
	(c) 防潮堤の敷地側面南側の鋼管杭鉄筋コンクリート防潮		
	壁及び敷地前面東側の鉄筋コンクリート防潮壁の 2 箇所		
	また,防潮扉は,通常時は閉止運用を行う。		
	第 2.2-2 表に敷地区分・エリア区分毎の防潮堤構造形式,		
	第 2.2-3 図に敷地区分・エリア区分毎の防潮堤配置図を		
	- 示す <u>。</u>		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	第 2. 2-2 表 敷地区分・エリア区分毎の防潮堤の構造形式		
	敷地区分     エリア区分     構造形式     天端高さ (T. P. + m)     防潮扉		
	搬地前面     実施     (止水機構付)     (止水機構付)       東側     鉄筋コンクリート壁     地中連続壁基礎     20.0       (17.9) **     上		
	敷地側面     エリア       北側     コンクリート壁       敷地側面     18.0       18.0     18.0       18.0     18.0       18.0     19		
	南側   (16.8) *   *   *   *   *   *   *   *   *   *		
	数地側面北側: T.P. + 18m		

			725-24
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(2)取水路,放水路等の経路からの津波の流入防止	2.2.2 取水路,放水路等の経路からの津波の流入防止	2.2.2 取水路,放水路等の経路からの津波の流入防止	
【規制基準における要求事項等】	【規制基準における要求事項等】	【規制基準における要求事項等】	
取水路,放水路等の経路から,津波が流入する可能性について	取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性につい	取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について	
検討した上で、流入の可能性のある経路(扉、開口部、貫通部等)	て検討した上で、流入の可能性のある経路(扉、開口部、貫通	検討した上で、流入の可能性のある経路(扉、開口部、貫通部等)	
を特定すること。	部等)を特定すること。	を特定すること。	
特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を	特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入	特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を	
防止すること。	を防止すること。	防止すること。	
【検討方針】	【検討方針】	【検討方針】	
取水路,放水路等の経路から,津波が流入する可能性について	取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性につい	取水路,放水路等の経路から,津波が流入する可能性について	
検討した上で、流入の可能性のある経路(扉、開口部、貫通部等)	て検討した上で、流入の可能性のある経路(扉、開口部、貫通	検討した上で、流入の可能性のある経路(扉、開口部、貫通部等)	
を特定する。	部等)を特定する。	を特定する。	
特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を	特定した経路に対して、浸水対策を施すことにより津波の流	特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を	
防止する。	│ │ 入を防止する(【検討結果】(1) 敷地への津波の流入の可能性	防止する。	
	のある経路(流入経路)の特定及び【検討結果】(2) 各経路		
	に対する確認結果参照)。		
【検討結果】	【検討結果】	【検討結果】	
【7天17/11/八】		(1) 敷地への津波の流入の可能性のある経路(流入経路)の特定	
	定	(1) 放地、00件放0分加入00分别配压0分别配压(1)从在的 0分析足	
海域に連接し、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包す	取水路・放水路等の構造に基づき、海域に連接する水路か	海域に接続し、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包す	
			、法人の可能性のよう奴
る建屋及び区画を設置する敷地 <u>(「浸水を防止する敷地」のうち</u>	ら敷地への津波の流入する可能性のある経路として、取水路、		
T. M. S. L. +12mの大湊側敷地) につながる経路としては、5~7号炉		放水路及び屋外排水路が挙げられる。(第2.2-2表, 第2.2-4図)	
の取水路及び放水路、屋外排水路、6、7号炉及び5号炉の電源ケーブ、人、スズバングになる。	潮堤及び防潮扉の地下部を貫通する配管等の貫通部を特定し		【柏崎 6/7, 東海第二】
ブルトレンチが挙げられる。また、自主的対策設備である荒浜側			
防潮堤の機能を考慮せず、荒浜側防潮堤内敷地への遡上を想定し	第 2. 2-3 表に津波の流入経路の特定結果, 第 2. 2-4 図に取		Martin In Inc.
た場合には、さらに荒浜側防潮堤内敷地と大湊側敷地を連接する	水路構造図(取水口〜海水ポンプ室), 第2.2-5 図に海水引込		<ul><li>資料構成の相違</li></ul>
<u>ケーブル洞道が</u> 挙げられる。(第2.2-2表, <u>第2.2-2図</u> )	み管及び緊急用海水取水管の構造図 (SA用海水ピット取水		【東海第二】
	<u> 塔~SA用海水ピット~緊急用海水ポンプピット), 第 2. 2-6</u>		島根2号炉は,経路の
	図に放水路の構造図,第 2.2-7 図に放水路ゲートの構造図,		構造図,津波の時刻歴波
	第 2.2-8 図に構内排水路の位置図,第 2.2-9 図に防潮堤及び		形等, 取水路, 放水路等
	防潮扉の地下部を貫通する配管等の貫通部等の位置図,第		の経路毎に記載
	2.2-10 図に各経路の浸水評価に用いる入力津波の設定位置,		
	第 2.2-11 図に各経路の浸水評価に用いる入力津波の時刻歴		
	波形を示す。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
これらにつながる経路からの、上記の設計基準対象施設の津波		これらにつながる経路からの、上記の設計基準対象施設の津波	
防護対象設備を内包する建屋及び区画を設置する敷地への津波の		防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地への津波の	
流入(地上部への流入,及び設計基準対象施設の津波防護対象設		流入(地上部への流入,及び設計基準対象施設の津波防護対象設	
備を内包する建屋及び区画地下部への直接的な流入)の可能性の		備を内包する建物及び区画地下部への直接的な流入)の可能性の	
険討結果を以降に示す。	また,以降に特定した各経路に対する確認結果を示す。	検討結果を以降に示す。	
なお、検討の結果、経路と入力津波高さの比較や浸水対策の実		なお、検討の結果、経路と入力津波高さの比較や浸水対策の実	
施状況等より、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する		施状況等より、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する	
建屋及び区画を設置する敷地に流入する経路はないことを確認し		建物及び区画を設置する敷地に流入する経路はないことを確認し	
た。		to.	

## 第2.2-2表 海域と連接する経路

	経路		経路の構成
		循環水系	スクリーン室、取水路、取水槽
	6号炉	補機冷却	スクリーン室、取水路、 補機冷却用海水取水路、
		海水系	補機冷却用海水取水槽
		循環水系	スクリーン室, 取水路, 取水槽
取水路	7号炉	補機冷却	スクリーン室, 取水路, 補機冷却用海水取水路,
		海水系	補機冷却用海水取水槽
		循環水系	スクリーン室、取水路、取水槽
	5 号炉	補機冷却	スクリーン室, 取水路, 補機冷却用海水取水路,
		海水系	補機冷却用海水取水槽
		循環水系	放水路, 放水庭, 循環水配管
	6号炉	補機冷却	放水路, 補機冷却用海水放水路,
		海水系	補機冷却用海水放水庭
		循環水系	放水路, 放水庭, 循環水配管
放水路	7号炉	補機冷却	放水路, 補機冷却用海水放水路,
		海水系	補機冷却用海水放水庭
		循環水系	放水路, 放水庭, 循環水配管
	5号炉	補機冷却	放水路, 補機冷却用海水放水路,
		海水系	補機冷却用海水放水庭
屋外排水路			排水路, 集水升
電源ケーブル	6, 7号	炉共用	電源ケーブルトレンチ
トレンチ	5号炉		電源ケーブルトレンチ
ケーブル洞道			ケーブル洞道

## 第2.2-3表 津波の流入経路特定結果

流入組	<b>E</b> 路	流入箇所
a. 取水路	(a)海水系	①取水路点検用開口部 ②海水ポンプグランドドレン排出口 ③非常用海水ポンプグランド減圧配管基礎フランジ貫通部 ④常用海水ポンプグランド減圧配管基礎フランジ貫通部 ⑤非常用海水ポンプ及び常用海水ポンプ据付面(スクリー 洗浄水ポンプ及び海水電解装置用海水ポンプ含む)
	(b)循環水系	①取水ピット空気抜き配管 ②循環水ポンプ据付面
b. 海水引込み 管*1	(a)海水系	①SA用海水ピット開口部
c. 緊急用海水 取水管** ²	(a)海水系	①緊急用海水ボンプピット点検用開口部 ②緊急用海水ボンプグランドドレン排出口 ③緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口 ④緊急用海水ポンプ減圧配管基礎フランジ貫通部 ⑤緊急用海水ポンプ据付面
	(a)海水系	①放水ピット上部開口部 ②放水路ゲート点検用開口部 ③海水配管(放水ピット接続部)
c. 放水路	(b)循環水系	①放水ピット上部開口部 (c. (a)①と同じ) ②放水路ゲート点検用開口部 (c. (a)②と同じ) ③循環水管 (放水ピット接続部)
	(c)その他の 排水管	①液体廃棄物処理系放出管 ②排ガス洗浄廃液処理設備放出管 ③構内排水路排水管
d. 構内排水路		①集水枡及び排水管
e. その他		①防潮堤及び防潮扉の地下部を貫通する配管等の貫通部 (予備貫通部含む) ②東海発電所(廃止措置中)取水路及び放水路

※1:重大事故等対処施設として設置するSA用海水ピット及び緊急海水系の取水路 ※2:重大事故対処設備として設置する緊急用海水系の取水路

## 第2.2-2表 海域に接続する経路

		<u> </u>	-2 表
	流入経路		流入箇所
	2 号炉		除じん機エリア天端開口部(EL.+8.8m)
			海水ポンプエリア貫通部(EL.+8.8m)
			取水槽C/Cケーブルダクト貫通部(EL.+8.8m)
			床面開口部(EL.+1.1m)
		循環水系	循環水系ポンプ (据付部含む) 及び配管(EL.+1.1m)**1
			原子炉補機海水系ポンプ (据付部含む) 及び配管(E L.+
取水路			1.1m) *1
			高圧炉心スプレイ補機海水系ポンプ (据付部含む) 及び配管
		海水系	(EL.+1.1m) **1
			タービン補機海水系ポンプ (据付部含む) 及び配管(E L.
			+1.1m) **1
			除じんポンプ (据付部含む) 及び配管(E L.+1.1m)*1
	1 号炉		取水槽天端開口部(EL.+8.8m)
	3号炉		取水槽天端開口部(EL.+8.8m)
			取水路点検口天端開口部(EL.+9.5m)
2号炉			放水槽天端開口部(EL.+8.8m)
			放水接合層天端開口部(EL.+8.0m)
			屋外配管ダクト (タービン建物~放水槽) 貫通部(E L.+
			2.0m)
		循環水系	循環水系配管 (E L2.8m) **2
		海水亚	原子炉補機海水系配管 (EL.+2.3m) **2
放水路	海水系		タービン補機海水系配管 (E L. + 3. 3m) **2
灰小岭		排水管	液体廃棄物処理系配管 (EL.+4.3m) **2
			放水槽天端開口部(EL.+8.8m)
			冷却水排水槽天端開口部(EL.+8.5m)
	1 号炉		マンホール天端開口部(EL.+8.5m)
			放水接合層天端開口部(EL.+9.0m)
	9 E.M		放水槽天端開口部(E L. +8.8m)
	3号炉		放水接合層天端開口部(EL.+8.5m)
屋外排水	.路		屋外排水路 (EL.+2.7~+7.3m)
		辺署1 た中部	- 1. ( ) - 10

※1 施設,設備を設置した床面高さを記載

・流入の可能性のある経路の相違

【柏崎 6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版) 東海第二発電所(2018. 9. 12 版) 島根原子力発電所 2 号炉	備考
	D配置状況の違い 経路の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
第2.2-2-2図 海域と連接する経路 (敷地全体)			<ul> <li>・設備の配置状況の違い による経路の相違 【柏崎 6/7】</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	第 2. 2-4 図 取水路構造図(取水口~海水ボンブ室)	第2.2-4 図 海域に接続する経路	・資料構成の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は,第 2.2-6図,第2.2-7図,第 2.2-8図に記載

	柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(SA用海水ピット取水塔~SA用海水ピット~緊急用海水ポン       「東海第二】         プピット)       島根2号炉は		第 2. 2-5 図 海水引込み管及び緊急用海水取水管の構造図 (SA用海水ピット取水塔~SA用海水ピット~緊急用海水ポン		・対象設備の相違 【東海第二】 島根2号炉は,緊急用 海水取水管は設置して

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<u>第2.2-6図 放水路構造図</u>		・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉は,第 2.2-11図,第2.2-12図に 記載

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	放水路 ゲート 点検用開口部 (下流側) 原体 (正面図) (断面図)		
	第2.2-7図 放水路ゲート構造図		・津波防護対策の相違
			【東海第二】 島根2号炉は,放水路
			ゲートを設置していない
	第2.2-8図 構内排水路位置図		・資料構成の相違 【東海第二】
			島根2号炉は,第 2.2-15図に記載
			2.2 100((

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	第2.2-9図 防潮堤及び防潮扉の地下部を貫通する配管等の貫通		・資料構成の相違
	部等位置図		【東海第二】
	<u>1917- 9</u>		島根2号炉は、第
			2.2-15図に記載

数0.0.10回 友奴取の河上部(T) z 田) 、 z 1 上海(b) の乳ウ/L 田	
第2.2-10図 各経路の浸水評価に用いる入力津波の設定位置	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	[T.P. +19.19m (37分25秒)] < [T.P. +19.2m] 25.0 20.0 (m) 15.0 15.0 15.0 10.0 5.0 10.0 10.0 10.0 1		
	[T.P.+19.01m (37分42秒)] < [T.P.+19.1m]  B 水路 (中央)  25.0 20.0 20.0 21.50 25.0 20.0 20.0 20.0 20.0 20.0 20.0 2		
	[T.P.+8.89m (40分2秒)] < [T.P.+8.9m]  T.P.+8.89m  T.P.+8.89m  T.P.+8.89m  S A用海水ピットにおける上昇側の入力津波の時刻歴波形		
	[T.P. +9.29m (40分29秒)] < [T.P. +9.3m]  T.P. +9.29m  T.P. +9.3m  T.P. +9.3m  T.P. +9.3m  T.P. +9.3m  T.P. +9.3m  T.P. +9.29m  T.P. +9.3m  T.P. +9.29m  T.P. +9.3m  T.P. +9.3m  T.P. +9.3m  T.P. +9.3m  T.P. +9.3m  T.P. +9.29m		
	第2.2-11図 各経路の浸水評価に用いる入力津波の時刻歴波形		・資料構成の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は,第 2. 2-2図,第2. 2-9図,第 2. 2-13図,第2. 2-14図に 記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
1日門 ハリオコ / J 元 电 / J ( ク / ク / ク / ( 2011.12.20 / )	(2) 各経路に対する確認結果	(2) 各経路に対する確認結果	VH ⁴7
a. 取水路	a. 取水路からの流入経路について	a. 2 号炉取水路	
6号及び7号炉の取水路は、海域と連接しスクリーン室、取水路	(a) 海水系	本・五人に収入時   取水路のうち海水系は、取水口から取水管、取水槽を経由し、	  ・設備の配置状況の相違
を経由し、タービン建屋内の取水槽に至る系統と、取水路から補		海水系配管を介しタービン建物に接続している。また、取水路の	【柏崎 6/7】
機冷却用海水取水路(以下「補機取水路」という。)に分岐し夕		うち循環水系は、取水口から取水管、取水槽を経由し、循環水系	・資料構成の相違
一ビン建屋内の補機冷却用海水取水槽(以下「補機取水槽」とい		配管を介しタービン建物に接続している。(第2.2-5 図)	【東海第二】
う。) に至る系統からなる地中構造物である。また、5号炉取水路		また、取水槽除じん機エリアに取水槽海水ポンプエリア及び取	【米神界一】   島根2号炉は,海水系
は、海域と連接しスクリーン室、取水路を経由し取水槽に至る系			他から建物及び区画並
統と, 取水路から補機取水路に分岐し海水熱交換器建屋内の補機		クトは取水槽 C/C 室及びタービン建物に接続している。	びに敷地に対する評価
<u>秋で、 取水路がら桶機取水路に分岐し海水熱交換器建産内の桶機</u>   取水槽に至る系統からなる地中構造物である。これら地中構造物		<u>クトは収水僧に位至及いタービン建物に接続している。</u>	をまとめて記載
			をまとめて記載
には点検用の立坑が設置されている。(第2.2-3図)			
これらの取水路から設計基準対象施設の津波防護対象設備を内		これらの取水路から設計基準対象施設の津波防護対象設備を内	
包する建屋及び区画を設置する敷地に津波が流入する可能性について評価なる。なった。対理ない工法、また対理の、際な符のの意味		包する建物及び区画を設置する敷地に津波が流入する可能性について認何な行った。  は思ないては、まなは思ない。  たいまれば、まない。	
いて評価を行った。結果を以下に、また結果の一覧を第2.2-3表に		いて評価を行った。結果を以下に、また結果の一覧を第2.2-3表	
まとめて示す。		にまとめて示す。	
		28F##CD 28F###CD 28F##CD 28F###CD 28F##CD 2	
		3####XD	
		3号师原第第 3号师 3号师 3号师	
		935年1000	
		取水管	
		が発生しています。 19年 日本	
		取水槽 2000 100 100 100 100 100 100 100 100 10	
		B = 2 thr	
		「	
		第 2. 2-5 図 2 号炉 取水施設の配置図	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(a) 敷地地上部への流入の可能性		(a) 敷地地上部への流入の可能性	
取水路につながり設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包		取水路につながり設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包	
する建屋及び区画を設置する敷地に津波が流入する可能性のある		する建物及び区画を設置する敷地に津波が流入する可能性のある	
経路としては5~7号炉取水路及び6,7号炉補機取水路の点検用立		経路としては第2.2-6図に示すとおり取水槽除じん機エリアの天	・津波と設備の配置状況
坑の開口部が挙げられるが,これらは敷地面上(T.M.S.L.+12m)		端開口部が挙げられる。	等の違いによる相違
で開口しており、その天端標高は、いずれも流入口となる各号炉		取水槽除じん機エリアについては, 日本海東縁部に想定される	【柏崎 6/7】
の取水口における最高水位及び各号炉の補機取水槽における最高		地震による津波及び海域活断層に想定される地震による津波の入	
水位(入力津波高さ)よりも高い。		力津波高さの最大値EL.+10.6mより, 開口部に設置している除	
また,この高さは参照する裕度 <u>(0.43m)</u> を考慮しても余裕があ		じん機エリア防水壁及び水密扉の天端高EL.+11.3mが高い(第	
る。したがって、これらの経路から設計基準対象施設の津波防護		2.2-7,8図)。この高さは参照する裕度(0.64m)を考慮しても余裕	
対象設備を内包する建屋及び区画を設置する敷地に津波が流入す		<u>がある。</u>	
ることはない。 (第2.2-3-2図~第2-2-3-4図) なお, 5号炉補機取			
水路には津波が流入する可能性のある経路となるような点検用立			
坑は存在しない。			
		また, 取水路につながり設計基準対象施設の津波防護対象設備	
		を内包する建物及び区画を設置する敷地に津波が流入する可能性	
		のある経路として,第 2.2-8 図に示すとおり,取水槽 C/C ケーブ	
		ルダクトがあるが、取水槽除じん機エリアと取水槽 C/C ケーブル	
		ダクトの境界にある貫通部には貫通部止水処置を実施しているた	
		め、敷地への流入はない。	
		以上より,これらの経路から設計基準対象施設の津波防護対象	
		設備を内包する建物及び区画を設置する敷地に津波が流入するこ	
		とはない。	
		取水槽における入力津波の時刻歴波形を第 2.2-9 図に示す。設	
		置した浸水防護施設の仕様については「4.2浸水防止設備の設計」	
		の「(2)防水壁」,「(3)水密扉」及び「(6) 貫通部止水処置」に示	
		I.e.	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		下P+8.8m	
		海水ポンプ	
		第 2. 2-7 図 取水槽の浸水対策の概要(断面図)	
		: 津波の浸水範囲 : 除じん機エリア防水壁 : 除じん機エリア防水壁 : 除じん機エリア下水磨 : 除じん機エリア下水磨 : 取水槽にアレン逆止弁 : 貫通部止水処置 : 取水槽にアケーブルダクト : 冷離壁 () が離壁 () ・	
		第2.2-8図 取水槽の浸水対策の概要(平面図)	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		第 2. 2-9 図 取水槽における入力津波の時刻歴波形(上昇側)  (入力津波1:防波堤無し)	
		(b)建物への流入の可能性 取水路につながり設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包 する建物に津波が流入する可能性のある経路としては、取水槽からタービン建物及び原子炉建物に海水を送水する海水系配管及び 循環水系配管が挙げられるが、これらの配管は、建物内に開口部 はないため津波が直接流入する経路とはならない。	・資料構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は, 建物へ の流入の可能性と区画 への流入の可能性につ いて, 各々記載
		また、地震により破損するおそれのある配管等の損傷により浸水防護重点化範囲である原子炉建物、廃棄物処理建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)、制御室建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)及びタービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)へ流入する可能性については、「2.4 重要な安全機	V·C,石ベ山戦
		能を有する施設の隔離(内郭防護)」において評価する。 海水系配管,循環水配管の経路及び耐震クラス(浸水防止機能を除く)を第2.2-10図に示す。	
		原子伊建物/ 原子伊建物 / TCW熱交 / 放水槽 / 原子伊建物 / RF / PW / RF / R	
		第 2. 2-10 図 海水系配管及び循環水配管経路 概要図	・設備の配置状況の相違 【柏崎 6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(b) 建屋・区画への流入の可能性 取水路につながり設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包 する建屋及び区画に流入する可能性のある経路としては、管路解析により得られる各号炉の取水槽,補機取水槽の最高水位(入力津波高さ)が対応する取水槽及び補機取水槽の上部床面高さよりも高いため、これらの床面に存在する開口部が考えられる。具体的には6号及び7号炉とも取水槽の上部床面には開口部はないが、補機取水槽の上部床面(タービン建屋海水熱交換器区域地下1階床面)には取水槽の点検口が存在し、これが流入経路として挙げられる。(第5条-2.2-3-2図、第2.2-3-3図) なお、他に、取水槽上部床面に設置されている循環水ポンプや補機取水槽上部床面に設置されている循環水ポンプや補機取水槽上部床面に設置されている循環水ポンプや補機取水槽上部床面に設置されている循環水ポンプや補機取水槽上部床面に設置されている補機冷却海水ポンプの軸受部等の構造上の隙間部からの流入の可能性も考えられるが、これについては、「2.3漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)」において評価する。 補機取水槽上部床面の点検口に対しては浸水防止設備として取水槽閉止板を設置することにより、この経路から設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画への津波の流入を防止する。同設備の配置を第2.2-3-5図、第2.2-3-6図に、また仕様については「4.2浸水防止設備の設計」の「(1)取水槽閉止板」		(c) 区画への流入の可能性 取水路につながり設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する区画である取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアの床面及び壁面開口部が挙げられる。また、取水槽からタービン建物及び原子炉建物に海水を送水する海水系ポンプ及び配管並びに循環水系ポンプ及び配管が挙げられるが、これらのポンプ及び配管は、区画内に開口部はないため津波が直接流入する経路とはならない。  なお、他に、取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアに設置されている海水ポンプの軸受部等の構造上の隙間部からの流入の可能性も考えられるが、これについては、「2.3 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護 2)」において評価する。 取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアの床面及び壁面開口部に対しては、第 2.2-7,8 図に示すとおり、浸水防止設備として取水槽床ドレン逆止弁を設置するとともに、貫通部止水処置を実施することにより、取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリア及び取水槽	<ul> <li>・設備の配置状況の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> </ul>
はおいて示す。  なお、5号炉においても海水熱交換器建屋に同様の補機取水槽の 点検口があるが、同様に閉止板を設置し建屋への流入を防止して いる。		大僧領泉水ホンノエリアへの律扱の流入を防止する。 仕様については「4.2 浸水防止設備の設計」の「(4) 床ドレン逆止弁」,「(6) 貫通部止水処置」に示す。  また、地震により破損するおそれのある配管等の損傷により浸水防護重点化範囲である取水槽循環水ポンプエリア、取水槽海水ポンプエリアへ流入する可能性については「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)」において評価する。	・資料構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は建物へ の流入の可能性につい て, b. に記載

相崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版) 東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
第2.2-3-1 图 联水路配图图		・資料構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は,第 2.2-4 図に記載

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
第2.2-3-2図 6号炉取水路断面図 (1/2)			・資料構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は,第 2.2-6 図に記載

- 第三元成の相談 - 第三元成の相談 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120 - 120
2. 2-6 図に記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
第27 1862 WE			・資料構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は,第 2.2-6 図に記載

- 公科的成の何位 (第2 2 3 - 1 20 7 7 世中東大阪海加盟 (722)

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
第2.2-3-4図 5号炉取水路断面図	来海が一元电別(2010. 3. 12 J版)	が成が17万元电対 27が	・資料構成の相違 【柏崎 6/7】
			島根2号炉は,第
			2.2-18 図, 19 図に他号 路 (1 号炉, 3 号炉)を

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(1)	来传第一·光电灯(2016. 9. 12 /版)	高体原すり発电別 2万州	<ul> <li>資料構成の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> </ul>
			島根2号炉は,第 2.2-7,8図に記載

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	i ) 取水路点検用開口部		<ul><li>資料構成の相違</li></ul>
	取水路点検用開口部は、取水口から取水ピットに至		【東海第二】
	る取水路の経路のうち、防潮堤と海水ポンプ室の間に		島根 2 号炉は, 「(a)
	位置する点検用開口部であり、取水路の10区画に対し		敷地地上部への流入の
	てそれぞれ設置され,開口部の上端高さはT.P. +3.31m		可能性」,「(b)建物へ
	である。これに対し、取水ピットの上昇側の入力津波		の流入の可能性」,「(c)
	高さは T.P. +19.2m であるため、取水路を経由した津		区画への流入の可能性」
	波が取水路点検用開口部から非常用海水系配管設置工		にて記載(以下,同様)
	リアに流入する可能性がある。		
	このため、取水路点検用開口部に対して浸水防止蓋		
	を設置する。これにより, 非常用海水系配管設置エリ		
	アに津波が流入することはない。		
	なお、取水路点検用開口部浸水防止蓋の設置により		
	津波の流入は防止可能であるが、仮に取水路点検用開		
	口部浸水防止蓋から津波が流入すると想定した場合に		
	おいても、隣接する海水ポンプ室と取水路点検用開口		
	部の間には、高さ T.P.+6.61m の壁があるため、津波		
	が海水ポンプ室に直接流入することはない。		
	第 2.2-12 図に取水路点検用開口部の配置図,第		
	2.2-13 図に取水路点検用開口部浸水防止蓋の構造図を		
	<u>示す。</u>		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	第 2. 2-12 図 取水路点検用開口部浸水防止蓋配置図  「		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	ii) 海水ポンプグランドドレン排出口		
	海水ポンプ室には、非常用海水ポンプ及び常用海水		
	ポンプの運転に伴い発生するグランドドレンの排水を		
	目的として、海水ポンプ室から取水ピットへと接続す		
	る開口部を設ける。開口部の上端高さは T.P. +0.8m で		
	ある。これに対し、取水ピットの上昇側の入力津波高		
	<u>さは T.P.+19.2m であるため、取水路を経由した津波</u>		
	が海水ポンプ室に流入する可能性がある。		
	このため、海水ポンプグランドドレン排出口の開口		
	部に対して逆止弁を設置し、海水ポンプ室への津波の		
	流入を防止する。設置する逆止弁はドレン排出口があ		
	る床の上面にある取付座に逆止弁のフランジ部を基礎		
	ボルトで取り付けて密着させる構造であるため、十分		
	な水密性を有する。これにより、海水ポンプ室に津波		
	が流入することはない。		
	なお、グランド減圧配管を経由した津波がグランド		
	部を経由し、海水ポンプ室に流入することが考えられ		
	る。しかし、グランド部にはグランドパッキンが挿入		
	されており、グランド押さえで蓋をした上で、締付ボ		
	ルトにより圧縮力を与えてシールする構造であるとと		
	もに、適宜、パトロールにおいて状態を確認している。		
	このため、グランド部からの津波の流入が抑制される		
	ことから、海水ポンプ室に有意な津波の流入は生じな		
	<u> </u>		
	<u>第 2.2-14 図に海水ポンプグランドドレン排出口逆</u>		
	止弁並びに非常用海水ポンプ及び常用海水ポンプの配		
	置図, 第 2. 2-15 図に海水ポンプグランドドレン排出口		
	逆止弁の構造図,第2.2-16図に非常用海水ポンプ及び		
	常用海水ポンプのグランド部の構造図を示す。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	第2. 2-14図 海水ボンブグランドドレン排出口逆止弁及び非常用 海水ボンプ (常用海水ボンプ含む) 配置図 第2. 2-15図 海水ボンブグランドドレン排出口逆止弁構造図		

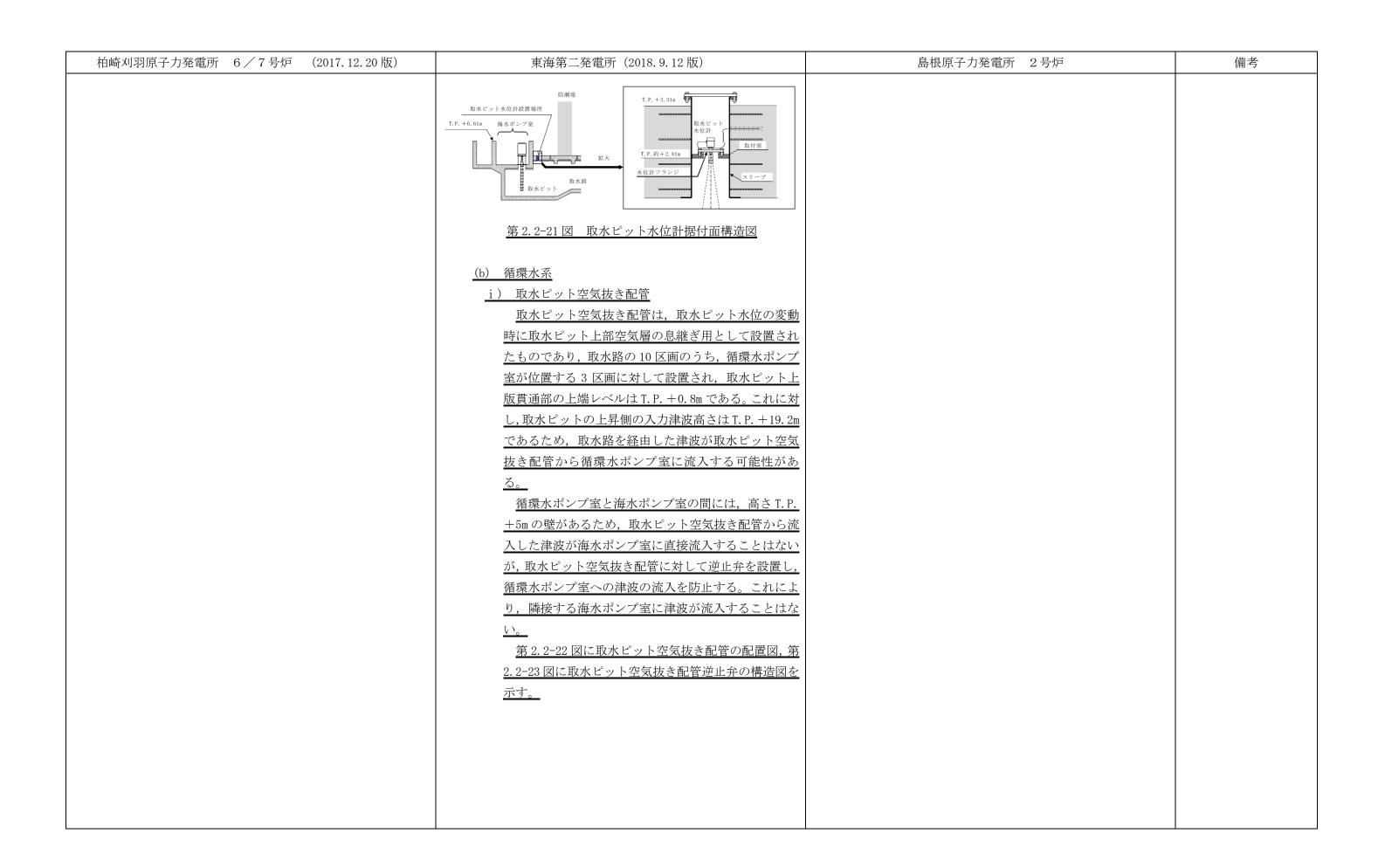
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	グランド部       グランドドレン 排出配管         海水ボンブ グランドドレン排出口 逆止弁へ       グランド減圧配管         グランド減圧配管       グランド減圧配管		
	海水ボンブ グランドド レン排出ロ 逆止弁へ ※1: 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ボンブも同構造 注: 常用海水ボンブには、取水ピットに接続するグランドドレン排出配管はない		
	第 2. 2-16 図 非常用海水ポンプ (常用海水ポンプ含む) グランド 部構造図		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	iii) 非常用海水ポンプグランド減圧配管基礎フランジ貫		
	通部		
	非常用海水ポンプのグランド減圧配管は,非常用海		
	水ポンプの基礎フランジを貫通して取水ピットに接続		
	されており,基礎フランジ貫通部の高さはT.P.+0.95m		
	である。これに対し、取水ピットの上昇側の入力津波		
	高さは T.P. +19.2m であるため, 取水路を経由した津		
	波が当該貫通部から海水ポンプ室に流入する可能性が		
	ある。グランド減圧配管の基礎フランジ貫通部は,ポ		
	ンプ基礎フランジとフランジ取り合いであり,取付ボ		
	ルトで密着させる構造となっている。このため、十分		
	な水密性を有することから, 貫通部からの津波の流入		
	はない。第2.2-17図に非常用海水ポンプグランド減圧		
	配管の基礎フランジ貫通部構造図を示す。(非常用海水		
	ポンプの配置は第 2.2-14 図参照)		
	配管責通部 グランド 被圧配管 ルクランド ドレン配管 取水ビットへ		
	第 2. 2-17 図 グランド減圧配管基礎フランジ貫通部 (残留熱除去系海水系ポンプの例) 構造図		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	iv) 常用海水ポンプグランド減圧配管基礎フランジ貫通		
	<u>部</u>		
	常用海水ポンプである補機冷却系海水系ポンプのグ		
	ランド減圧配管についても、ポンプの基礎フランジを		
	貫通して取水ピットに接続されており、基礎フランジ		
	貫通部の高さは T.P.+0.95m である。これに対し、取		
	水ピットの上昇側の入力津波高さは T.P. +19.2m であ		
	るため, 取水路を経由した津波が当該貫通部から海水		
	ポンプ室に流入する可能性がある。		
	しかし、非常用海水ポンプのグランド減圧配管と同		
	様に、基礎フランジ貫通部は、ポンプ基礎フランジと		
	フランジ取り合いであり, 取付ボルトで密着させる構		
	造となっている。このため、十分な水密性を有するこ		
	とから、貫通部からの津波の流入はない。(常用海水ポ		
	ンプの配置は第2.2-14図参照)		
	v) 非常用海水ポンプ,常用海水ポンプ据付面(スクリ		
	ーン洗浄水ポンプ及び海水電解装置用海水ポンプ含		
	<u>tr)</u>		
	海水ポンプ室内の非常用海水ポンプ及び常用海水ポ		
	ンプである補機冷却系海水系ポンプの据付面高さは		
	T. P. +0.8m, スクリーン洗浄水ポンプ及び海水電解装		
	置用海水ポンプの据付面高さは T.P.+3.31m である。		
	これに対し、取水ピットの上昇側の入力津波高さは		
	T.P.+19.2m であるため, 取水路を経由した津波がそ		
	れぞれ設置場所に流入する可能性がある。		
	しかし、海水ポンプの基礎フランジ部は、金属製の		
	ベースプレート上に設置され、基礎ボルトで密着させ		
	る構造となっている。このため、十分な水密性を有す		
	ることから,据付面からの津波の流入はない。第2.2-18		
	図に非常用海水ポンプ及び常用海水ポンプの配置図,		
	第 2.2-19 図に非常用海水ポンプ及び常用海水ポンプ		
	据付面の構造を示す。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	第 2. 2-18 図 非常用海水ポンプ及び常用海水ポンプ (スクリーン 洗浄水ポンプ及び海水電解装置用海水ポンプ含む) 配置図 グランド ドレン配管 ドレン配管 メースプレート 基礎フランジ (残留熱除去系海水系ポンプの例) 構造図		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	vi) 取水ピット水位計据付面		
	取水ピット水位計は、主に引き波時の取水ピットの		
	下降側水位を監視するものであり、取水ピット上版に		
	設置され、据付面の高さは T.P.約+2.75m (水位計取		
	付座下面)である。これに対し、取水ピットの上昇側		
	の入力津波高さは T.P.+19.2m であるため, 取水路を		
	経由した津波が取水ピット水位計据付面から非常用海		
	水系配管エリアに流入する可能性がある。		
	しかし、取水ピット水位計は、取水ピット上版コン		
	クリート躯体に設定する鋼製スリーブに取り付けた取		
	付座とフランジ取り合いであり, 取付ボルトで密着さ		
	せる構造となっている。このため、十分な水密性を有		
	することから, 据付面から非常用海水系配管エリアに		
	津波が流入することはない。		
	なお、取水ピット水位計据付面の構造から津波の流		
	入は防止可能であるが、仮に取水ピット水位計据付面		
	から津波が流入すると想定した場合においても、隣接		
	する海水ポンプ室と取水ピット水位計設置位置の間に		
	は, 高さ T.P.+6.61m の壁があるため, 津波が海水ポ		
	ンプ室に直接流入することはない。		
	第 2. 2-20 図に取水ピット水位計の配置図, 第 2. 2-21		
	図に取水ピット水位計据付面の構造を示す。		
	第 2. 2-20 図 取水ピット水位計配置図		
	Note to the Annual Control of the Co		



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版) 東海第二発電所(2017.12.20版)	2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
第 2. 2-22 図 取水ビット空 第 2. 2-23 図 取水ビット空 道) 循環水ボンブを付面 循環水ボンブの握付 九に対し、取水ビット 土19.2m であるため。 上から循環水ボンブマット しかし、循環水ボン 二スブレート上に設置 構造となっている。こ ことから、提付面からの	「気抜き配管逆止弁配置図 (単位:mm) (型:mm) (T:mm) (T	島根原子力発電所 2号炉	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	ポンプ基礎フランジ ベースプレート		
	第 2. 2-24 図       循環水ポンプ据付面構造図         (c) まとめ       「(a) 海水系」及び「(b) 循環水系」に示したとお		
	り、浸水対策の実施により、特定した流入経路である取水路からの津波の流入防止が可能であることを確認した。第2.2-4表に取水路からの津波の流入評価結果を示す。		
	なお、海水ポンプグランドドレン排出口に対して、逆 止弁を設置することにより津波の流入を防止することと しているが、海水ポンプ室への津波の直接の流入経路と なることから、海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁		
	からの漏水を考慮し、その評価結果について「2.3 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)」で述べる。		

	柏崎刈	川羽原子力	発電所 仓	6 / 7 号炉	(2017.	12. 20 版)		東海第二多	発電所(2	2018. 9. 12 版)		島根原子力発電所 2号炉 備考	
	,	第2. 2-3表	取水路が	らの津波の	)流入評(	<u> </u>		第 2. 2-4 表	取水路が	いらの流入評価結果		<u>第 2. 2-3 表 取水路からの津波の流入評価結果</u> ・津波, 設備の配情	
	流入	経路	① 入力 津波高さ (T. M. S. L.)	② 許容 津波高さ (T. M. S. L.)	裕度(②-①)	評価	系統	流入経路	入力津波 高さ (T.P.+m)	状 況	評価	では、	人評価
	循環水系	取水路 点検用立坑	+7.5m ^{@2}	+12.0 ^{⊕4⊕6} (+12.2m) ^{⊕7}	4.5m ^{称 8}	○ 許容津波高さが入 力津波高さを上回 っており, 敷地に 津波は流入しない		i)取水路点検用開口部 ii)海水ポンプグランド		当該経路から津波が流入する可能性があるため、開口部に対し、浸水防止蓋を設置する。 当該経路から津波が流入する可能性があるため、逆止弁		取水槽C/Cケーブルダクト黄通部 (東面開口部 15.0m [®] 4.4m [®] 4 15.0m [®] 15.0m [®] 7.4m [®] 15.0m [®] 15.0	第二】
6 号 炉	補機冷却	補機取水路 点 検用 立坑	+8.4m ⁴⁻³	+12. 2m ^{-\$\psi\$ 4}	3.8m ^{% s}	○ 許容津波高さが入 力津波高さを上回 っており、敷地に 津波は流入しない		ドレン排出口 iii)非常用海水ポンプグ ランド減圧配管基礎 フランジ貫通部 iv)常用海水ポンプグラ	-	を設置する。 当該貫通部は、ポンプ基礎フランジとフランジ取り合いで、取付ボルトにより密着させる構造であるため、十分な		原子が-伺候海水系ホンプ (培付前さむ) 及い	
	海水系	補機取水槽 点検口	+8.4m ^{@ 3}	+3.5m ^{\phi} 5	-	浸水防止設備とし て取水槽閉止板を 設置しており、建 屋・区画に津波は 流入しない	(a)海水系	ンド減圧配管基礎フ ランジ貫通部 v)海水ポンプ据付面		水密性がある。 据付面のポンプ基礎フランジは、ベースプレートとフランジ取り合いで、基礎ポルト により密着させる構造であ	取水路から		
	循環水系	取水路点検用立坑	+7. 2m ^{@ 2}	+12.0 ^{© 4© 6} (+12.2m) ^{© 7}	4.8m ^{©; ×}	○ 許容津波高さが入 力津波高さを上回 っており、敷地に 津波は流しない		vi)取水ピット水位計据 付面	19. 2	るため、十分な水密性がある。 水位計フランジは、鋼製スリーブの取付座とフランジ取 り合いで、取付ボルトで密着 させる構造であるため、十分	津波は流入   しない。 		
7 号 炉	補機冷却海水系	補機取水路 点検用立坑	+8.3m ^{⊕3}	+12.2m ⁺⁴	3.9m [%] s	許容津波高さが入 力津波高さを上回 っており、敷地に 津波は流入しない		i)取水ピット空気抜き 配管		な水密性がある。 取水ピット空気抜き配管から津波が流入する可能性があるをめ、当該配管に逆止弁を設置する。			
	14 / 7 / 7	補機取水槽 点検口	+8.3m ^{@3}	+3.5m ^{35.5}	-	浸水防止設備とし て取水槽閉止を 設置しており、建 屋・区面に津波は 流入しない	(b)循環水系	ii)循環水ポンプ据付面		据付面のポンプ基礎フランジは、ベースプレートとフランジ取り合いで、基礎ボルトにより密着させる構造であるため、十分な水密性があ			
5 号炉	循環水系	点模用亚坑	+7.4m ^{@2}	+12.0 *4 * 6 (+12.2 m) *7	4.6m ^{@:5}	○ 許容津波高さを上回 っており、敷地に 津波は流入しない				పే.			
	補機冷却海水系	- *:	-	-	_	_							
	※2: ※3: ※4: ※5: ※6:	各号炉の取水 管路解析によ 点検用立坑の 点検口の設置 地震による地 地震による地	口における最高 り得られる各列 天端 標 補 機 取 オ 盤 沈 下 0.2 m を 盤 沈 下 を 考慮し	} 炉の補機取水槽 、槽の上部床面)	育における最 高さ	高水位							

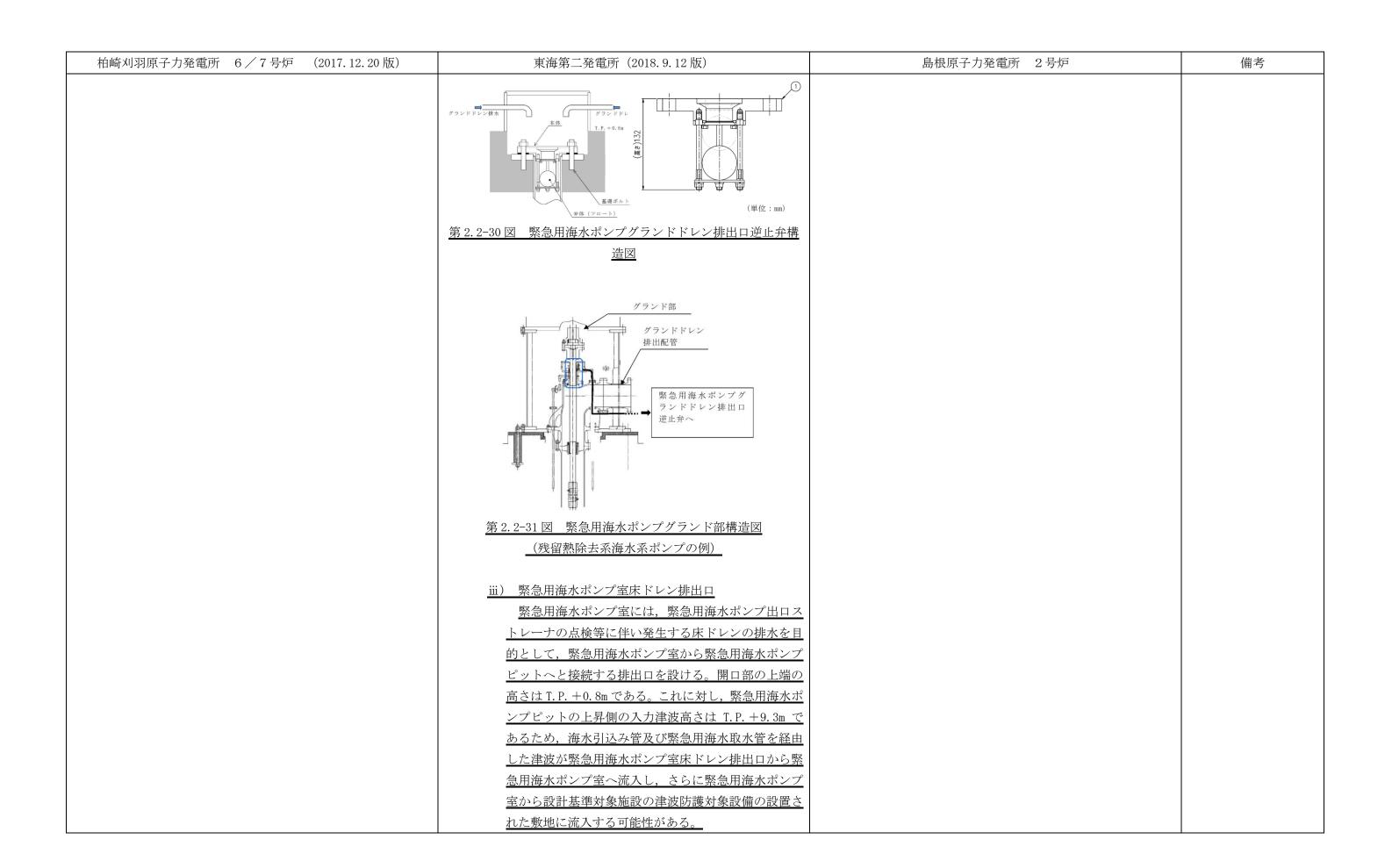
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	1 1/21/21/27/25/20 20/27/2017		机供力机件
	b. 海水引込み管からの流入経路について		・設備の相違
	(a) 海水系		【東海第二】
	i) SA用海水ピット開口部		島根2号炉は、海水引
	SA用海水ピットは、重大事故等対処施設である可		き込み管を設置してい
	搬型重大事故等対処設備の海水取水源として設置す		ない
	る。SA用海水ピットの上部には開口部があり、その 提供しばればTR 1-7.0 でする		
	据付レベルは T. P. +7. 3m である。		
	SA用海水ピット用の海水は、取水口前面の南側防 世界の中間のCA B海はパート 野は関わる。 海は引き		
	波堤の内側のSA用海水ピット取水塔から、海水引込		
	み管を経由して当該ピットまで導かれるが、SA用海		
	水ピット開口部高さ T. P. +7. 3m に対し, S A 用海水ピ		
	<u>ットの上昇側の入力津波高さは T.P. +8.9m であるた</u>		
	め、海水引込み管を経由した津波がSA用海水ピット		
	開口部から敷地に流入する可能性がある。		
	このため、SA用海水ピットの開口部に対して浸水		
	防止蓋を設置することにより、敷地への津波の流入を		
	防止する。なお、SA用海水ピット開口部浸水防止蓋		
	は、通常時は閉止運用を行う。第2.2-25図にSA用海		
	水ピットの配置図,第2.2-26図にSA用海水ピット開		
	口部浸水防止蓋の構造図を示す。		
	以上の浸水防止対策の実施により、特定した流入経		
	路である海水引込み管からの津波の流入防止が可能で		
	あることを確認した。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
和畸刈初原子刀発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)  第 2. 2-25 図 S A用海水ピット配置図	局限原子力発電所 2 号炉	(備考
	第 2. 2-26 図 S A 用海水ピット開口部浸水防止蓋構造図  (b) まとめ  「(a) 海水系」に示したとおり、浸水対策の実施により、特定した流入経路である海水引込み管からの津波の流入防止が可能であることを確認した。第 2.2-5 表に津波の流入評価結果を示す。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	第2.2-5表 海水引込み管からの流入評価結果		
	入力津波         入力津波         京統         流入経路         高さ         状 況         評価		
	(T.P.+m) 当該経路から津波が流入す 海水引込み		
	(a)海水系     i)SA用海水ピット 開口部     8.9     る可能性があるため、開口部 に対し、浸水防止蓋を設置す は流入しな     管から津波 は流入しな		
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
	c. 緊急用海水取水管からの流入経路について		<ul><li>・設備の相違</li></ul>
	(a) 海水系		【東海第二】
	i) 緊急用海水ポンプピット点検用開口部		島根2号炉は、緊急用
	緊急用海水ポンプピット点検用開口部は、重大事故		海水取水管を設置して
	等対処施設となる緊急用海水系の海水取水源として設		いない
	置する緊急用海水ポンプピット内の点検用の開口部で		
	あり、ピットの上部に位置し、開口部の上端レベルは		
	T. P. +0.8m である。		
	緊急用海水ポンプピットの海水は、SA用海水ピッ		
	ト取水塔より取水し、海水引込み管、SA用海水ピッ ト及び緊急用海水取水管を経由して緊急用海水ポンプ		
	ピットまで導かれる。緊急用海水ポンプピット点検用		
	<u> </u>		
	海水引込み管及び緊急用海水取水管を経由した津波が		
	緊急用海水ポンプピット点検用開口部から緊急用海水		
	ポンプ室へ流入し、さらに緊急用海水ポンプ室から設		
	計基準対象施設の津波防護対象設備の設置された敷地		
	に流入する可能性がある。		
	このため、緊急用海水ポンプピット点検用開口部に		
	対して浸水防止蓋を設置する。これにより、敷地に津		
	波が流入することはない。なお、緊急用海水ポンプピ		
	ット点検用開口部浸水防止蓋は,通常時は閉止運用を		
	行う。第 2.2-27 図に緊急用海水ポンプピット点検用開		
	<u>口部の配置図, 第 2.2-28 図に緊急用海水ポンプピット</u>		
	点検用開口部浸水防止蓋の概略構造図を示す。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	第 2. 2-27 図 緊急用海水ポンプピット点検用開口部配置図		
	基礎ボルト 鋼板蓋		
	第 2. 2-28 図 緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋概 略構造図(例) (取水路点検用開口部浸水防止蓋の例)		
	ii) 緊急用海水ポンプグランドドレン排出口 緊急用海水ポンプ室には、緊急用海水ポンプの運転 に伴い発生するグランドドレンの排水を目的として、 緊急用海水ポンプ室から緊急用海水ポンプピットへと 接続する排出口を設ける。排出口の上端の高さはT.P. +0.8mである。これに対し、緊急用海水ポンプピット		
	の上昇側の入力津波高さは T. P. +9. 3m であるため,海水引込み管及び緊急用海水取水管を経由した津波が緊急用海水ポンプグランドドレン排出口から緊急用海水ポンプ室に流入し,さらに緊急用海水ポンプ室から設計基準対象施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入する可能性がある。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	このため、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口		
	に対して逆止弁を設置し、緊急用海水ポンプ室への津		
	波の流入を防止する。設置する逆止弁は、グランドド		
	レン排出口がある床の上面にある取付座に逆止弁のフ		
	ランジ部を基礎ボルトで取付け密着させる構造になっ		
	ており、十分な水密性を有する。これにより、緊急用		
	海水ポンプ室に津波が流入することはない。		
	なお、グランド減圧配管を経由した津波がグランド		
	部を経由し、緊急用海水ポンプ室に流入することが考		
	えられる。しかし、グランド部にはグランドパッキン		
	が挿入されており、グランド押さえで蓋をした上で、		
	<b>締付ボルトにより圧縮力を与えてシールする構造であ</b>		
	るとともに、適宜、パトロールにおいて状態を確認す		
	る。このため、グランド部からの津波の流入が抑制さ		
	れることから、緊急用海水ポンプ室に有意な津波の流		
	入は生じない。		
	第 2.2-29 図に緊急用海水ポンプグランドドレン排		
	水口及び緊急用海水ポンプの配置図,第2.2-30図に緊		
	急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁の構造		
	図, 第 2. 2-31 図に緊急用海水ポンプのグランド部の構		
	造図を示す。		
	第2.2-29 図 緊急用海水ポンプグランドドレン排出口及び緊急		
	用海水ポンプ配置図		



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	このため、緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口の開		
	口部に対して逆止弁を設置し、緊急用海水ポンプ室へ		
	の津波の流入を防止する。設置する逆止弁は、床ドレ		
	ン排出口がある床の上面にある取付座に逆止弁のフラ		
	ンジ部を基礎ボルトで取り付け密着させる構造になっ		
	ており、十分な水密性を有する。これにより、緊急用		
	海水ポンプ室に津波が流入することはない。		
	第 2.2-32 図に緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口		
	の配置図,第2.2-33図に緊急用海水ポンプ室床ドレン		
	排出口逆止弁の構造図を示す。		
	第 2. 2-32 図 緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口配置図		
	<u>本体</u> T. P. +0.8m		
	72		
	基礎ボルト		
	<u> 弁体 (フロート)</u> (単位:mm)		
	第2.2-33 図 緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁構造図		
	iv) 緊急用海水ポンプグランド減圧配管基礎フランジ貫		
	<u>通部</u>		
	緊急用海水ポンプのグランド減圧配管は,緊急用海		
	水ポンプの基礎フランジを貫通して緊急用海水ポンプ		
	ピットに接続されており、基礎フランジ貫通部の高さ		
	は T.P. +0.8m である。これに対し, 緊急用海水ポンプ		
	ピットの上昇側の入力津波高さは T.P.+9.3m である		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)		備考
	ため、海水引込み管及び緊急用海水取水管を経由した	1,000,000	VIII V
	津波が当該貫通部から緊急用海水ポンプ室に流入し,		
	さらに緊急用海水ポンプ室から設計基準対象施設の津		
	波防護対象設備の設置された敷地に流入する可能性が		
	<u>ある。</u>		
	グランド減圧配管の基礎フランジ貫通部は、ポンプ		
	基礎フランジとフランジ取り合いであり、取付ボルト		
	で密着させる構造となっている。このため、十分な水		
	- 密性を有することから, 貫通部からの津波の流入はな		
	ν _°		
	第 2.2-34 図に緊急用海水ポンプグランド減圧配管		
	の基礎フランジ貫通部構造図を示す。(緊急用海水ポン		
	プの配置は第 2. 2-29 図参照)		
	配管貫通部 グランド部 サーブランドドレン配管 取水ピットへ		
	第 2. 2-34 図 緊急用海水ポンプグランド減圧配管貫通部構造図 (残留熱除去系海水系ポンプの例)		
	v) 緊急用海水ポンプ据付面		
	<u>緊急用海水ポンプの据付面高さは T.P.+0.8m であ</u>		
	る。これに対し、緊急用海水ポンプピットの上昇側の		
	入力津波高さは T.P. +9.3m であるため, 海水引込み管		
	及び緊急用海水取水管を経由した津波が当該据付面か		
	ら緊急用海水ポンプ室に流入し、さらに緊急用海水ポ		
	ンプ室から設計基準対象施設の津波防護対象設備の設		
	置された敷地に流入する可能性がある。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	しかし、緊急用海水ポンプの基礎フランジ部は、金		
	<u> 属製のベースプレート上に設置され、基礎ボルトで密</u>		
	着させる構造となっている。このため、十分な水密性		
	を有することから、据付面からの津波の流入はない。		
	第 2.2-35 図に緊急用海水ポンプ据付面の構造を示す。		
	(緊急用海水ポンプの配置は第 2.2-29 図参照)		
	基礎プランジベースプレート グランドドレン配管		
	第 2. 2-35 図 緊急用海水ポンプ据付面構造図 (残留熱除去系海水系ポンプの例)		
	(b) まとめ 「(a) 海水系」に示したとおり、浸水対策の実施により、特定した流入経路である緊急用海水取水管からの津波の流入防止が可能であることを確認した。第2.2-6表に津波の流入評価結果を示す。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)			018. 9. 12 版)		島根原子力発電所 2号炉	備考
	第2.2-6表 緊急用海水取水管からの流入評価結果				吉果		
	系統	流入経路	入力津波 高さ (T.P.+m)	状 況	評価		
		i)緊急用海水ポンプ ピット点検用開口部	(111)	当該経路から津波が流入す る可能性があるため、開口部 に対し、浸水防止蓋を設置す る。			
	ii ) 緊急用海水ポンプグ ランドドレン排出口 iii ) 緊急用海水ポンプ室 床ドレン排出口 (a)海水系 9.3		当該経路から津波が流入す る可能性があるため,逆止弁 を設置する。 当該経路から津波が流入す	性があるため、逆止弁 する。			
			る可能性があるため、逆止弁 を設置する。 野該貫通部は、ボンブ基礎フ 津渡は流入				
		iv)緊急用海水ポンプ グランド減圧配管 基礎フランジ貫通部		ランジとフランジ取り合い で,取付ボルトにより密着さ せる構造であるため,十分な 水密性がある。			
		v)緊急用海水ポンプ 据付面		据付面のポンプ基礎フランジは、ベースプレートとフランジ取り合いで、基礎ボルトにより密着させる構造であるため、十分な水密性があ			
				వ .			